

令和 8 年 第 2 回定例会 文教警察委員会 説明資料

＜諸般の報告＞

1	教職員の懲戒処分について	1
2	2026 年度実施（2027 年度採用）茨城県公立学校教員選考試験の志願状況について	2
3	2025 年度の教員の時間外在校等時間の状況について	3
4	【国】高等学校等教育改革促進事業への対応状況について	6
5	欠員が生じた学校を対象とした第 2 希望校の出願制度の導入について	9
6	次期指定管理者の選定について	10
7	損害賠償の額の決定について	11

＜付託議案＞

・	茨城県教育委員会の職務権限の特例に関する条例	12
・	茨城県県立学校設置条例の一部を改正する条例	26

令和 8 年 6 月 10 日
教 育 庁

1 教職員の懲戒処分について

不祥事の内容	対象職員	処分内容		処分年月日
		対象職員	管理監督者	
盗撮	東海村内・中学校 講師 32歳 男	免職	別途処分を検討	R8. 3. 25
わいせつ行為	鹿行地域・中学校 教諭 35歳 男	免職	戒告	R8. 3. 25
学校徴収金等の着服 及び不適切な事務処理 (R1～R7年度)	つくばみらい市内・小学校 係長 50歳 女	免職	減給(1/10) 4月 (事故当時の校長1名)	R8. 3. 25
	教頭(事故当時の2名)	減給(1/10) 1月	減給(1/10) 3月 (事故当時の校長1名)	
不適切な指導	日立市内・中学校 教諭 34歳 男	減給(1/10) 3月	戒告	R8. 3. 25
交通事故	小美玉市内・義務教育学校 教諭 52歳 男	戒告	なし	R8. 3. 25

2 2026年度実施（2027年度採用）茨城県公立学校教員選考試験の志願状況について

1 学校種別の志願状況

		2026年度		2025年度		志願者の増減（志願倍率）
		採用予定	志願者（志願倍率）	採用予定	志願者（志願倍率）	
教 諭	小学校	510名	757名（1.48倍）	410名	718名（1.75倍）	+39名（▲0.27割）
	中学校	300名	963名（3.21倍）	280名	964名（3.44倍）	▲1名（▲0.23割）
	高等学校	185名	783名（4.23倍）	140名	709名（5.06倍）	+74名（▲0.83割）
	特別支援	120名	262名（2.18倍）	110名	216名（1.96倍）	+46名（+0.22割）
養護教諭		21名	407名（19.38倍）	22名	401名（18.23倍）	+6名（+1.15割）
栄養教諭		2名	43名（21.5倍）	4名	46名（11.50倍）	▲3名（+10.00割）
全体		1,138名	3,215名（2.83倍）	966名	3,054名（3.16倍）	+161名（▲0.33割）

2 志願者増加に向けて行った取組

- | | |
|--------------------------|--------------------------------|
| (1) 小学校の体育専科教員の採用 | (小学校免許を持たない中学校・保健体育志願者の併願の制度化) |
| (2) 小学校教員の受験資格の拡大 | (中学校又は高校教員免許を持つ者を対象とした特別選考の実施) |
| (3) 特別支援学校教員の受験資格の拡大 | (教員免許を持たない社会人経験者を対象とした特別選考の実施) |
| (4) 臨時的任用教員を対象とした特別選考の新設 | (3年以上勤務経験のある講師等を対象として第1次試験を免除) |
| (5) 鹿行地域勤務希望者特別選考の拡充 | (特別支援学校教諭に加え、高等学校教諭を追加) |

【参考】教員選考試験のスケジュール

第1次試験	5月10日(日) ※ 外部試験（SPI3）は、4月20日(月)～5月15日(金)		合格発表 6月12日(金)
第2次試験	7月	[小中高・養護・栄養] 7月11日(土)・12日(日) [特別支援学校] 7月18日(土)・19日(日)	合格発表 8月7日(金)



3 2025年度の教員の時間外在校等時間の状況について

本県教員の時間外在校等時間の月平均は、全校種で着実に減少

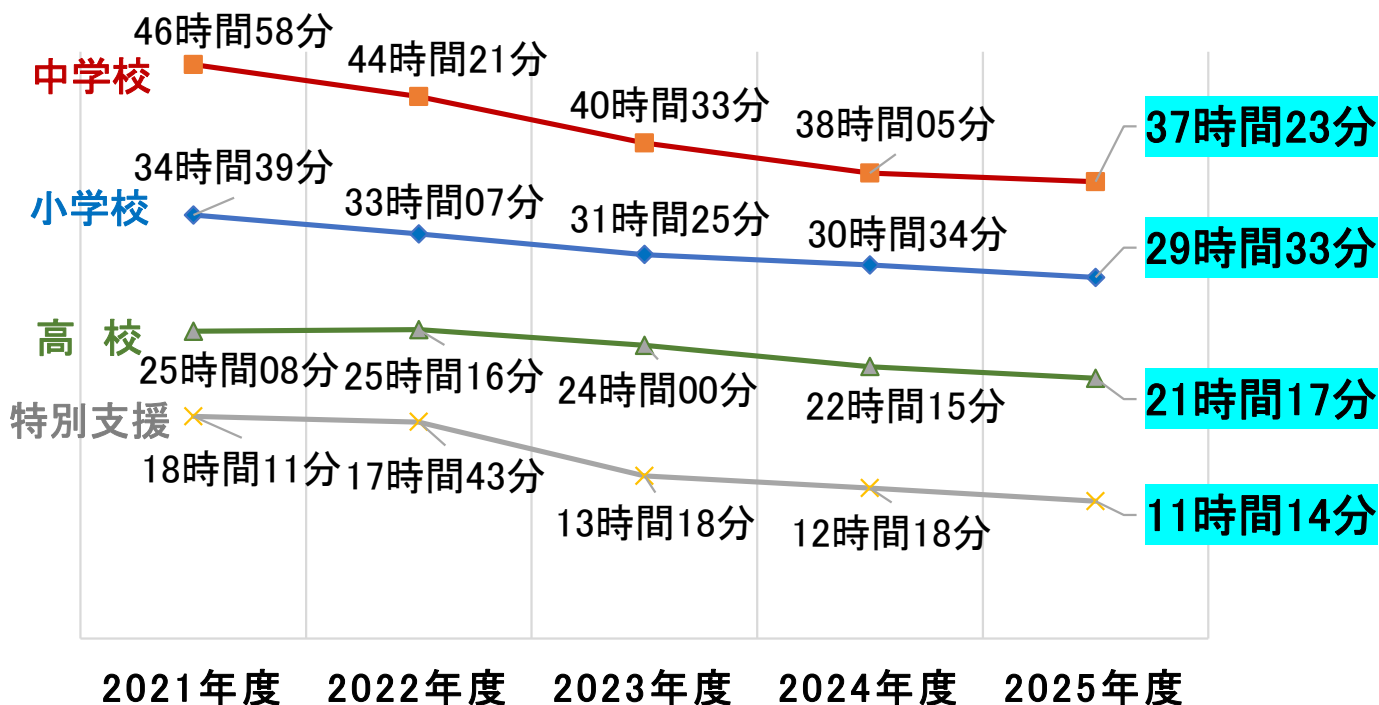
小学校	29時間33分（2021年度より、5時間6分減）
中学校	37時間23分（2021年度より、9時間35分減）
高等学校	21時間17分（2021年度より、3時間51分減）
特別支援学校	11時間14分（2021年度より、6時間57分減）

これまでの取組

- 業務のデジタル化
- 部活動の地域展開（中学校）
- 時差出勤制度の導入（県立学校）
- 繁忙期（年度当初）は6時間授業を5時間授業に変更

今後の取組

- 小・中学校の業務の効率化
 - 市町村によって異なる「校務支援システム（出欠・成績等を管理）」や「通信簿等の帳票類」を統一し、県全体で業務のデジタル化と業務プロセスの統一を推進
- 学校の負担軽減
 - 学校への調査の削減・調査方法の見直し
 - 保護者からの過剰な要求を学校で抱え込まないための相談窓口の設置（弁護士と連携）



【参考 1】 小中学校の業務の効率化（校務支援システムの統一）

市町村によって異なる校務支援システム（児童生徒の出欠・成績等を管理）や帳票類（通信簿等）を統一
→ 県全体で、小中学校教員の業務のデジタル化と業務プロセスの統一を推進

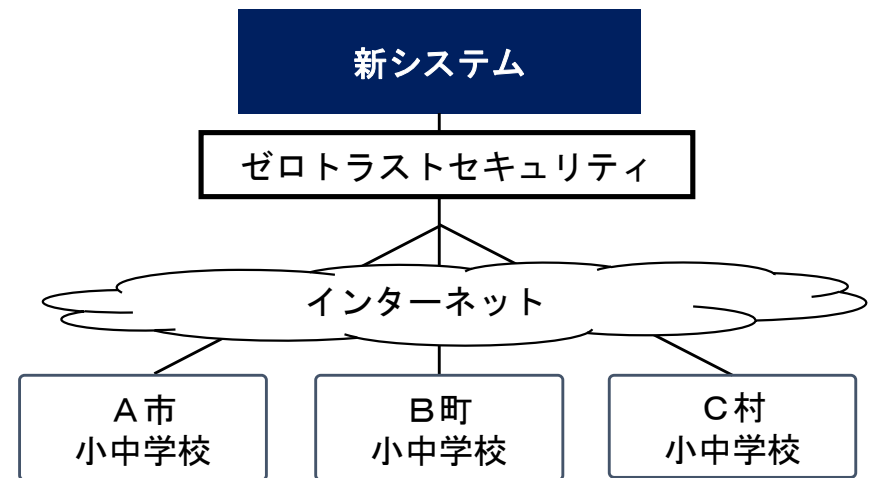
※ 各市町村は、既存のシステムの契約更新時に、新たな校務支援システムに移行（2028年度から）。構築・運用費用は市町村予算。

現状の校務支援システム



- 市町村それぞれでシステムを調達・運用
- 帳票類（通信簿等）の様式は様々（カスタマイズ）
- 小中学校の教員は、異動する度に、システム操作や様式に慣れる必要
- オンプレ型システム（インターネットから分離）

校務支援システムの統一（共同利用）



- 1つのシステムを共同調達・共同利用
- 帳票類（通信簿等）の様式は同じ
- 小中学校の教員は、どこの市町村に異動しても、同じシステム、同じ様式で業務
- クラウド型システム（インターネットで接続）

【参考】県立学校（高校、特別支援）のシステム

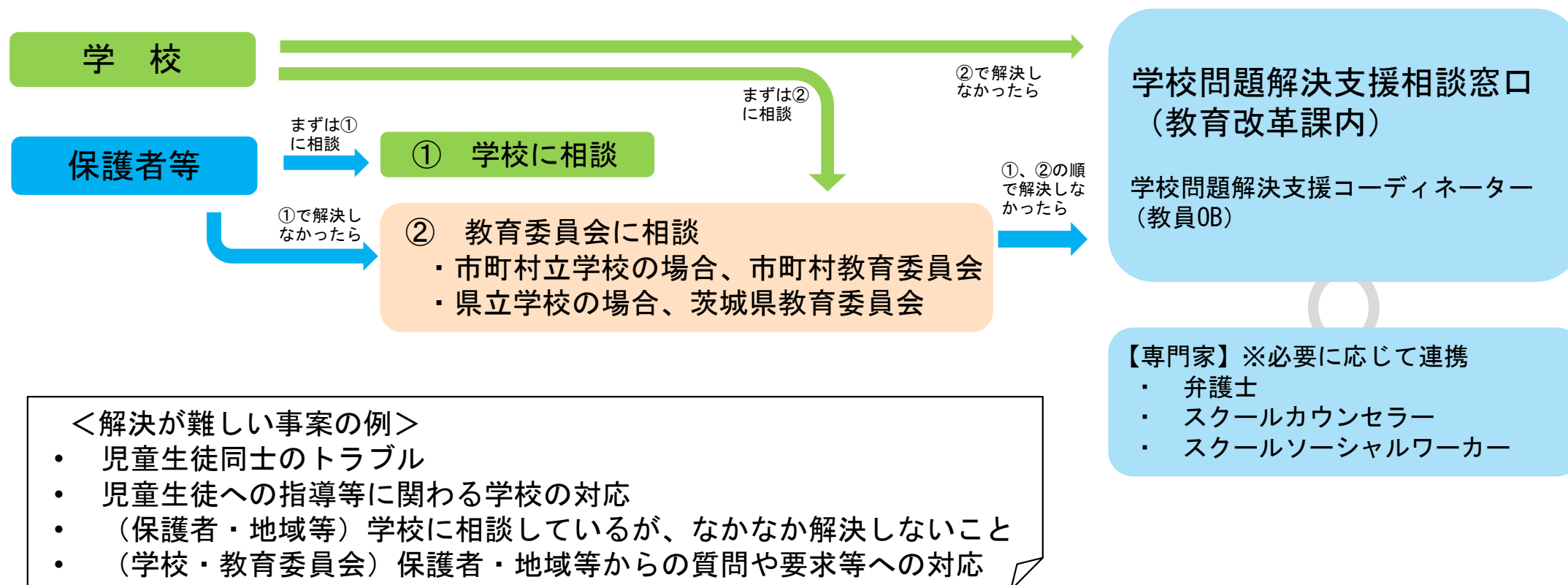
- 現在、オンプレミス型のシステムを運用
- 2027年10月の更新時に、クラウド型システムに移行

○ クラウド型システムのメリット

- インターネットを通じて、個々の児童生徒のデータだけでなく、学級、学年、学校全体のデータへのアクセスを可能とすることで、教員のデータに基づく指導や教員間の迅速な情報共有を支援

【参考2】 学校の負担軽減（学校問題解決支援相談窓口の設置）

- ・ 保護者や地域住民からの過剰な苦情や不当な要求等、学校だけでは解決が難しい事案について、学校のみによる対応とせず、行政が解決を支援
- ・ 学校や保護者からの相談について、窓口となる相談員（教員0B）が内容を整理し、必要に応じて弁護士やスクールカウンセラー等と連携して、解決を支援



【参考】 相談窓口の設置経緯

2025年度 国のモデル事業（国補助10/10）として相談窓口を設置 相談件数 76件（うち弁護士相談 6件）
2026年度 継続して窓口を設置（国補助1/3）

4 【国】高等学校等教育改革促進事業への対応状況について

1 高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン） 【本年2月13日文科省公表】

《グランドデザインの概要》

背景 デジタル技術の目まぐるしい発展：2040年には生産年齢人口の減少・地方の過疎化等が一層深刻化
⇒ 労働力需給ギャップ（事務職は余剰、労働生産性を高めるAI等の活用人材等は不足）が発生

- ✓ 国の方針を踏まえ、各都道府県が「高等学校教育改革実行計画」を策定（～R 8）
- ✓ 「高等学校教育改革交付金（仮称・R 9 当初予定）」により、国が各都道府県の改革を支援

高等学校等教育改革促進事業

上記に先立ち、各都道府県が国へ申請・採択の上、

- ① 国は、教育改革のための基金（R 7 補正・国10/10）を都道府県に造成し、先行的に支援
- ② 都道府県は、改革先導拠点（パイロットケース）を創出し、改革に着手（R 8～10）

2 国の示した改革先導拠点（パイロットケース）の3類型

【類型1】 アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援（専門高校の機能強化・高度化）

【類型2】 理数系人材育成支援（探究・文理横断的な学びの重視、理数系人材の量的・質的拡大）

【類型3】 多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保（遠隔授業を活用した学びの提供）

【参考①】主な申請要件等

申請件数・上限額： 4 拠点（各類型1 拠点ずつを基本）まで、62億円程度

支援対象期間： 2029年3月末（2028年度末）まで

協力校： 改革先導拠点が改革目標を実現するために必要不可欠な他校を設定可

※改革先導拠点で購入した備品等を協力校に貸与すること等は可

4 【国】高等学校等教育改革促進事業への対応状況について

3 申請に係る他自治体の状況及び改革先導拠点の申請内容等

(1) 申請に係る他自治体の状況

- 2月27日 第1回公募申請×切 ※申請数：0
3月31日 第2回公募申請×切 ※申請数：2
5月15日 第3回公募申請×切 ※申請数：45（本県含む）
※審査の上、6月下旬頃に国から採択結果公表予定

【参考②】第2回公募の採択結果（5/15文科省公表）
→富山県及び静岡県の2県が申請
《富山県》申請4拠点、採択2拠点（2拠点不採択）
《静岡県》申請4拠点、採択4拠点

(2) 改革先導拠点の選定経緯

✓産業界、大学、知事部局、高等学校長協会等から幅広く意見を聴取

- （主な意見）・力を入れるべきは農業と工業分野と考える。農業と工業の拠点は、多くの学校と連携するためにも学科数が多く規模も大きい高校が望ましい。
・理数人材育成の拠点は、大学や研究施設に近く、最新の施設が整っている高校が望ましい。
・遠隔拠点について過疎化が進む中、オンラインを使った授業は必須。学びの機会も広がる。

✓国が示した審査基準に基づき、本県の選定基準を策定

【参考③】改革先導拠点選定に係る基準

改革先導拠点として、県内への取組波及を踏まえた教育改革を計画・実践するにあたり、

- ① 基盤となりうる特色や強みなどを現に有しているか。
- ② 校内全体として取り組む体制構築が可能か。
- ③ 産業界や大学等との連携を強化するための基盤となりうる外部連携等の実績を現に有しているか。
- ④ 他校を協力校として連携を図るために、複数校との連携に取り組める学校規模等を有しているか。
- ⑤ 試行的な取組等に注力する時間を確保できるよう、現に働き方改革の推進が図られているか。

※国が示した審査基準のいずれか一項目で国が定める最低基準点を満たさない場合は不採択

4 【国】高等学校等教育改革促進事業への対応状況について

3 申請に係る他自治体の状況及び改革先導拠点の申請内容等

(3) 改革先導拠点の申請内容

類型	類型①（農業拠点）	類型①（工業拠点）
改革目標	実践的な農業技術や課題解決能力を有した、 <u>地域農業をリードする人財の育成</u>	A I や先端技術を活用し、将来の産業の変化に対応できる実践力を備えた、 <u>地域産業をリードする人財の育成</u>
協力校	農林水産系高校	情報系高校、工業系高校
連携先	各種農業団体、地元農業関連企業、農家 等 茨城大学など県内外大学 等	地元関連企業、P-TECH参加企業 等 茨城大学など県内外大学、情報テクノロジー大学校 等
類型	類型②（理数拠点）	類型③（遠隔拠点）
改革目標	社会接続型カリキュラムによる探究的な学びを通じて、自ら課題を見だし、 <u>理数分野における課題解決能力を備えた人財の育成</u>	生徒の多様な学習ニーズに対応できるよう、 <u>遠隔授業の配信拠点の整備とともに遠隔教育の質の保証に取り組む</u>
協力校	参加を希望した普通科高校	参加を希望した高校及び小規模な高校
連携先	つくばスタートアップ・エコシステム・コンソーシアム 研究機関、支援企業、県内外大学 等	茨城大学、ソフトバンク(株)

- ✓ 産業界・大学・行政等が参画し、改革目標の実現を目指す「コンソーシアム」を構築し、本事業で創出した取組や成果を協力校はもとより他の高校にも普及。
- ✓ 改革目標の実現に向けて、協力校独自の優れた取組を拠点校や他の協力校と共有するなど、好事例を横展開し、県内全域での教育水準の向上を目指す。 -8-

5 欠員が生じた学校を対象とした第2希望校の出願制度の導入について

1 導入の背景・目的

現行制度の課題

- 第1希望校で不合格となった場合、第2次募集に改めて出願・受検が必要
- 第2次募集は第1希望校の合格発表後に実施されるため、進路決定まで時間を要する
- 受検者や保護者に不安や負担が発生

導入の考え方

- 第1希望校で不合格となった場合に備え、志願先変更後の出願状況確定時点で欠員が生じた学校を対象に、第2希望校をあらかじめ出願できる仕組みを導入

2 制度のポイント

- 1 志願先変更後の出願状況確定時点で、欠員が生じた学校を、第2希望校として出願できる対象校として設定
- 2 受検者は対象校の中から、第2希望校を1校のみ選択
- 3 第1希望校では、第1希望校として出願した受検者のみで合否判定を実施。その後、不合格者のうち第2希望校を出願した受検者の情報を、第2希望校に送信
- 4 第2希望校では、改めて受検し直すことなく、1回の学力検査等の結果を基に合否判定を行い、第1希望校と同日に合格発表を実施
- 5 制度導入に伴い、第2次募集は廃止。ただし、欠員への対応を行わないものではなく、合格発表後に欠員がある場合は、県立高校への進学希望者の受検機会を確保するため、欠員補充により対応

3 導入時期



令和9年2月に実施する
令和9年度入学者選抜から導入

※ 第1希望校、第2希望校の合格発表を同日に実施。合格発表後に欠員がある場合は欠員補充で対応

4 期待される効果



受検者の
負担軽減



進路決定の早期化・
合格発表の一本化



欠員校への
進学機会の確保

5 制度イメージ(出願から合格発表までの流れ)



6 次期指定管理者の選定について

1 基本方針

① 公募の考え方	指定管理者の選定にあたっては、原則公募により行う。
② 公募期間の考え方	公募に対して、事業者が十分な検討が可能となるよう公募期間を60日間以上に設定し、出来るだけ多くの事業者が応募できるようにする。
③ 指定期間の考え方	施設の効率的かつ効果的な管理運営、サービスの継続性の確保や教育機関としての性格等を考慮して、原則として3～5年間の指定とする。

2 指定管理者を「公募」とする施設

	施設名	現指定管理者	指定(予定)期間
1	笠松運動公園	(公財)茨城県スポーツ協会	2027.4 ～ 2031.3 【4年】

3 スケジュール

2026年7～9月	指定管理者の募集
10月	指定管理者の選定(選定委員会開催)
11月	第4回定例会において指定管理者の指定の議決
2027年 4月	次期指定管理者による管理開始

7 損害賠償の額の決定について

教育庁総務企画部総務課

議案の名称	損害賠償の額の決定について																
1 現況・課題 必要性・ねらい	○ 教育委員会が行った懲戒処分が人事委員会裁決及び裁判所判決により修正又は取消となった公立学校教職員 2 名に対して、修正等の確定後速やかに支給すべきであった給与差額が未払いとなっていたことが判明した。 ○ その後、当該 2 名の職員に対しては対応が遅れたことに関する謝罪を行うとともに、給与差額の支払を完了したが、支払遅延による損害を賠償する必要がある。 【原因】 懲戒処分の修正等により給与差額の遡及支払が必要となったことに加え、支払手続の必要性を担当者は認識していたものの、他業務対応により処理を後回しとしたため。 【再発防止策】 関係課間における情報共有・連携体制を改めて確認するとともに、組織内における進行管理体制の徹底を図る。																
2 内 容	(1) 損害賠償の相手方 公立学校教職員 2 名 (2) 賠償額（法定利率で計算） 合計：173,659 円（予備費により支出） <table><tr><td></td><td>給与差額</td><td>賠償額</td><td>合計</td></tr><tr><td>A</td><td>175,719 円</td><td>50,193 円</td><td>225,912 円</td></tr><tr><td>B</td><td>503,237 円</td><td>123,466 円</td><td>626,703 円</td></tr><tr><td>合計</td><td>678,956 円</td><td>173,659 円</td><td>852,615 円</td></tr></table> (3) 賠償額の決定日 令和 8 年 5 月 22 日（知事専決処分により決定） <専決処分の理由> 支払の相手方への賠償を速やかに行う必要があること。		給与差額	賠償額	合計	A	175,719 円	50,193 円	225,912 円	B	503,237 円	123,466 円	626,703 円	合計	678,956 円	173,659 円	852,615 円
	給与差額	賠償額	合計														
A	175,719 円	50,193 円	225,912 円														
B	503,237 円	123,466 円	626,703 円														
合計	678,956 円	173,659 円	852,615 円														

条 例（案） の 概 要

条例の名称	茨城県教育委員会の職務権限の特例に関する条例【新規】										
1 制定の理由・根拠	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項に基づき、教育に関する事務の一部を知事が管理及び執行することができるようにするため、本条例を制定しようとするもの										
2 制定の目的											
3 背景・必要性	博物館法改正の趣旨を踏まえ、博物館の文化観光拠点としての機能を強化するとともに、産業振興や地域振興とも連動させることで、博物館の集客拡大及び有効活用を図る必要がある。										
4 内 容	(1) 次の博物館の設置、管理及び廃止に関する事務を知事が管理及び執行することができるようにする。 ア 茨城県近代美術館(つくば分館、天心記念五浦分館含む) イ 茨城県陶芸美術館 ウ 茨城県立歴史館 エ ミュージウムパーク茨城県自然博物館 (2) その他所要の改正（条例制定に伴う関係条例の改正） ア 学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例 イ 茨城県博物館協議会条例										
5 効果・影響	教育庁が所管している博物館においては、施設を活用した文化振興に取り組んできたが、博物館法改正の趣旨を踏まえ、所管を知事部局（県民生活環境部）に移管することで、文化観光・産業振興・地域振興等を担当する部署との連携が図られ、さらなる魅力の向上が期待できる。										
6 施行日	令和8年10月1日										
7 参考事項	博物館所管の他県の状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>所管組織</th><th>都道府県数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員会</td><td>14</td></tr> <tr> <td>知事部局</td><td>20</td></tr> <tr> <td>施設毎に所管が別</td><td>9</td></tr> <tr> <td>登録博物館が無い</td><td>3</td></tr> </tbody> </table>	所管組織	都道府県数	教育委員会	14	知事部局	20	施設毎に所管が別	9	登録博物館が無い	3
所管組織	都道府県数										
教育委員会	14										
知事部局	20										
施設毎に所管が別	9										
登録博物館が無い	3										

学校以外の教育機関の設置，管理及び職員に関する条例（昭和36年条例第9号）新旧対照表

改正案	現行
（管理） 第6条 （略） 2 教育機関の利用者は，教育委員会<u>（博物館にあつては，知事。以下「教育委員会等」という。）</u>の指示した事項を遵守しなければならない。 （利用の制限等） 第7条 <u>教育委員会等</u>は，利用者が次の各号のいずれかに該当するとき，又は教育機関の管理上支障があると認めるときは，利用者の利用を制限し，若しくは禁止し，又は教育機関からの退去を命ずることができる。 （1）～（3） （略） （使用の承認等） 第8条 教育機関（茨城県立図書館及びミュージアムパーク茨城県自然博物館を除く。以下この条及び次条において同じ。）を使用しようとする者は，<u>教育委員会等</u>の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも，同様とする。 2 <u>教育委員会等</u>は，次の各号のいずれかに該当するときは，前項の承認をしないことができる。 （1）～（3） （略）	（管理） 第6条 （略） 2 教育機関の利用者は，教育委員会_____の指示した事項を遵守しなければならない。 （利用の制限等） 第7条 <u>教育委員会</u>は，利用者が次の各号のいずれかに該当するとき，又は教育機関の管理上支障があると認めるときは，利用者の利用を制限し，若しくは禁止し，又は教育機関からの退去を命ずることができる。 （1）～（3） （略） （使用の承認等） 第8条 教育機関（茨城県立図書館及びミュージアムパーク茨城県自然博物館を除く。以下この条及び次条において同じ。）を使用しようとする者は，<u>教育委員会</u>の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも，同様とする。 2 <u>教育委員会</u>は，次の各号のいずれかに該当するときは，前項の承認をしないことができる。 （1）～（3） （略）

(4) 前3号に掲げる場合のほか、教育委員会等が特に必要と認めるとき。

3 (略)

(使用の承認の取消し等)

第9条 教育委員会等は、前条第1項の規定により承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するとき、又は教育機関の管理上支障があると認めるときは、その承認を取り消し、又は承認の内容若しくは条件を変更することができる。

(1)～(4) (略)

(入館料等の納入等)

第10条 (略)

2 前項の入館料又は使用料は、教育委員会規則（博物館にあつては、規則。以下「教育委員会規則等」という。）で定めるところにより、減額し、又は免除することができる。

3 既に納入された入館料又は使用料は、返還しない。ただし、特別の事情がある場合は、教育委員会規則等で定めるところにより、その全部又は一部を返還することができる。

(指定管理者による管理)

第11条 別表第3の教育機関の名称の欄に掲げる教育機関（以下「指定管理教育機関」という。）の管理は、法人その他の団体であつて教育委員会等が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要と認めるとき。

3 (略)

(使用の承認の取消し等)

第9条 教育委員会は、前条第1項の規定により承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するとき、又は教育機関の管理上支障があると認めるときは、その承認を取り消し、又は承認の内容若しくは条件を変更することができる。

(1)～(4) (略)

(入館料等の納入等)

第10条 (略)

2 前項の入館料又は使用料は、教育委員会規則_____で定めるところにより、減額し、又は免除することができる。

3 既に納入された入館料又は使用料は、返還しない。ただし、特別の事情がある場合は、教育委員会規則で定めるところにより、その全部又は一部を返還することができる。

(指定管理者による管理)

第11条 別表第3の教育機関の名称の欄に掲げる教育機関（以下「指定管理教育機関」という。）の管理は、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(休館日等)

第12条 (略)

2 教育委員会等は、特別の事情があると認めるときは、休館日等及び開館時間等を臨時に変更することができる。

(指定管理者が行う業務)

第13条 指定管理者は、次に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）を行うものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 指定管理教育機関の維持保全（教育委員会等が必要と認める事項に限る。第17条第3号において同じ。）に関する業務

(6) (略)

(7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会等が指定管理教育機関の管理上必要と認める業務

2 前項第4号の規定による変更は、あらかじめ教育委員会等の承認を得て行わなければならない。ただし、利用者の利便の向上を図るため必要があり、かつ、教育委員会等の承認を得るいとまがないときは、この限りでない。

(指定管理者の申請)

第14条 第11条の規定による指定を受けようとするもの（以下「団体」という。）は、教育委員会規則等で定める申請書に次に掲げる書面を添えて、教育委員会等に申請しなければならない。

(休館日等)

第12条 (略)

2 教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、休館日等及び開館時間等を臨時に変更することができる。

(指定管理者が行う業務)

第13条 指定管理者は、次に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）を行うものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 指定管理教育機関の維持保全（教育委員会が必要と認める事項に限る。第17条第3号において同じ。）に関する業務

(6) (略)

(7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が指定管理教育機関の管理上必要と認める業務

2 前項第4号の規定による変更は、あらかじめ教育委員会の承認を得て行わなければならない。ただし、利用者の利便の向上を図るため必要があり、かつ、教育委員会の承認を得るいとまがないときは、この限りでない。

(指定管理者の申請)

第14条 第11条の規定による指定を受けようとするもの（以下「団体」という。）は、教育委員会規則で定める申請書に次に掲げる書面を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会等が特に必要と認める書面

(指定管理者の指定)

第15条 教育委員会等は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切に指定管理教育機関の管理を行うことができると認める団体を指定管理者に指定するものとする。

(1)～(3) (略)

(指定管理者の公表)

第16条 教育委員会等は、指定管理者を指定し、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なく、その旨を公示するものとする。

(利用料金の納入等)

第18条 指定管理教育機関を利用しようとする者（小学校未就学児童を除く。）は、教育委員会規則等で定めるところにより、利用料金を納入しなければならない。

2 利用料金は、別表第4に掲げる額の範囲内において、あらかじめ教育委員会等の承認を得て、指定管理者が定める。

3 第1項の利用料金は、教育委員会規則等で定めるところにより、減額し、又は免除することができる。

4 既に納入された利用料金は、返還しない。ただし、特別の事情があ

(1)～(5) (略)

(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める書面

(指定管理者の指定)

第15条 教育委員会は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切に指定管理教育機関の管理を行うことができると認める団体を指定管理者に指定するものとする。

(1)～(3) (略)

(指定管理者の公表)

第16条 教育委員会は、指定管理者を指定し、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なく、その旨を公示するものとする。

(利用料金の納入等)

第18条 指定管理教育機関を利用しようとする者（小学校未就学児童を除く。）は、教育委員会規則で定めるところにより、利用料金を納入しなければならない。

2 利用料金は、別表第4に掲げる額の範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を得て、指定管理者が定める。

3 第1項の利用料金は、教育委員会規則で定めるところにより、減額し、又は免除することができる。

4 既に納入された利用料金は、返還しない。ただし、特別の事情があ

る場合は、教育委員会規則等で定めるところにより、その全部又は一部を返還することができる。

(利用料金の収受)

第19条 教育委員会等は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(指定管理者の指定を取り消した場合等の特例)

第20条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部（利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、教育委員会等が臨時に指定管理教育機関の管理を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、当該指定管理教育機関を利用しようとする者は、別表第4に掲げる額の範囲内において、別に定める入館料又は使用料を納入しなければならない。

2 (略)

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則等で定める。

別表第1（第10条関係） 入館料

教育機関の名称	入館料			
茨城県近代美術館	常設展	児童生徒等	1人につき 200円	共通年間入館料

る場合は、教育委員会規則で定めるところにより、その全部又は一部を返還することができる。

(利用料金の収受)

第19条 教育委員会は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(指定管理者の指定を取り消した場合等の特例)

第20条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部（利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、教育委員会が臨時に指定管理教育機関の管理を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、当該指定管理教育機関を利用しようとする者は、別表第4に掲げる額の範囲内において、別に定める入館料又は使用料を納入しなければならない。

2 (略)

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

別表第1（第10条関係） 入館料

教育機関の名称	入館料			
茨城県近代美術館	常設展	児童生徒等	1人につき 200円	共通年間入館料

		(1人につき 140円)	(1) 児童生徒等
	高校生等	1人につき 270円 (1人につき 200円)	1人につき 1,180円
	その他の者	1人につき 360円 (1人につき 270円)	(2) 高校生等 1人につき 2,370円
所蔵品展	児童生徒等	1人につき 90円 (1人につき 60円)	(3) その他の者 1人につき 3,550円
	高校生等	1人につき 140円 (1人につき 90円)	
	その他の者	1人につき 210円 (1人につき 170円)	
企画展	1人につき1,360円以内でその都度知事が定める額		

		(1人につき 140円)	(1) 児童生徒等
	高校生等	1人につき 270円 (1人につき 200円)	1人につき 1,180円
	その他の者	1人につき 360円 (1人につき 270円)	(2) 高校生等 1人につき 2,370円
所蔵品展	児童生徒等	1人につき 90円 (1人につき 60円)	(3) その他の者 1人につき 3,550円
	高校生等	1人につき 140円 (1人につき 90円)	
	その他の者	1人につき 210円 (1人につき 170円)	
企画展	1人につき1,360円以内でその都度教育委員会が定める額		

茨城県陶芸美術館	常設展	児童生徒等	1人につき 180円 (1人につき 150円)	
		高校生等	1人につき 290円 (1人につき 240円)	
		その他の者	1人につき 360円 (1人につき 290円)	
	企画展	1人につき950円以内でその都度知事が定める額		
ミュージアムパーク茨城県自然博物館	展示室及び野外施設	児童生徒等	1人につき 110円 (1人につき 60円)	年間入館料 (1) 児童生徒等 1人につき 360円 (2) 高校生等 1人につ
		高校生等	1人につき 380円 (1人につき 240円)	
		その他の者	1人につき 610円	

茨城県陶芸美術館	常設展	児童生徒等	1人につき 180円 (1人につき 150円)	
		高校生等	1人につき 290円 (1人につき 240円)	
		その他の者	1人につき 360円 (1人につき 290円)	
	企画展	1人につき950円以内でその都度教育委員会が定める額		
ミュージアムパーク茨城県自然博物館	展示室及び野外施設	児童生徒等	1人につき 110円 (1人につき 60円)	年間入館料 (1) 児童生徒等 1人につ き 360円 (2) 高校生等 1人につ
		高校生等	1人につき 380円 (1人につき 240円)	
		その他の者	1人につき 610円	

		円 (1人につき 50 0円)	き 1,180円 (3) その他
		上記にかかわらず, 特別な展示 をしたときは, 1人につき1,23 0円以内でその都度知事 が定める額	の者 1人につ き 1,770円
	野外施設	児童生徒等 1人につき 60円 (1人につき 30円)	
		高校生等 1人につき 110円 (1人につき 60円)	
		その他の者 1人につき 240円 (1人につき 110円)	

備考

- 1 「児童生徒等」とは, 義務教育諸学校の児童及び生徒並びにこれらの者の引率者をいう。
- 2 「高校生等」とは, 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。), 専修学校及び各種学校の生徒並びに高等専門学校の学生(いずれも18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。)並びにこれらの者の引率者をいう。
- 3 「その他の者」とは, 1及び2以外の者をいう。

		円 (1人につき 50 0円)	き 1,180円 (3) その他
		上記にかかわらず, 特別な展示 をしたときは, 1人につき1,23 0円以内でその都度 <u>教育委員会</u> が定める額	の者 1人につ き 1,770円
	野外施設	児童生徒等 1人につき 60円 (1人につき 30円)	
		高校生等 1人につき 110円 (1人につき 60円)	
		その他の者 1人につき 240円 (1人につき 110円)	

備考

- 1 「児童生徒等」とは, 義務教育諸学校の児童及び生徒並びにこれらの者の引率者をいう。
- 2 「高校生等」とは, 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。), 専修学校及び各種学校の生徒並びに高等専門学校の学生(いずれも18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。)並びにこれらの者の引率者をいう。
- 3 「その他の者」とは, 1及び2以外の者をいう。

- 4 括弧内は、入館料を納入すべき者が20人以上の団体で利用する場合に適用する。
- 5 「共通年間入館料」とは、同一人が1年間に複数回茨城県近代美術館又は茨城県陶芸美術館に入館することができる入館料をいう。
- 6 「年間入館料」とは、同一人が1年間に複数回ミュージアムパーク茨城県自然博物館に入館することができる入館料をいう。

別表第3（第11条、第12条、第13条関係）

教育機関の名称	休館日等	業務の範囲
茨城県立歴史館	1 休館日は、次のとおりとする。 (1) 毎週月曜日。ただし、当該の利用及び調査研究日が国民の祝日に関する法律等に必要な事業の実施に関する業務 定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日 (2) 12月29日から翌年1月1日までの日 (3) 館内整理日（その都度 <u>知事</u> が定めて公示する日）	歴史に関する資料の利用及び調査研究等に必要な事業の実施に関する業務
	2 開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。	

- 4 括弧内は、入館料を納入すべき者が20人以上の団体で利用する場合に適用する。
- 5 「共通年間入館料」とは、同一人が1年間に複数回茨城県近代美術館又は茨城県陶芸美術館に入館することができる入館料をいう。
- 6 「年間入館料」とは、同一人が1年間に複数回ミュージアムパーク茨城県自然博物館に入館することができる入館料をいう。

別表第3（第11条、第12条、第13条関係）

教育機関の名称	休館日等	業務の範囲
茨城県立歴史館	1 休館日は、次のとおりとする。 (1) 毎週月曜日。ただし、当該の利用及び調査研究日が国民の祝日に関する法律等に必要な事業の実施に関する業務 定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日 (2) 12月29日から翌年1月1日までの日 (3) 館内整理日（その都度 <u>教育委員会</u> が定めて公示する日）	歴史に関する資料の利用及び調査研究等に必要な事業の実施に関する業務
	2 開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。	

茨城県水戸生涯学習センター	1 休所日は、次のとおりとする。 (1) 毎週月曜日。ただし、当該進に必要な事業の実 日が休日に当たるときは、そ の翌日 (2) 12月29日から翌年1月3日 までの日 2 利用時間は、午前9時から午後9 時までとする。	生涯学習活動の推 進に必要な事業の実 施に関する業務
茨城県県北生涯学習センター	1 休所日は、次のとおりとする。 (1) 毎週月曜日。ただし、当該進に必要な事業の実 日が休日に当たるときは、そ の翌日 (2) 12月29日から翌年1月3日 までの日 2 利用時間は、午前9時から午後9 時まで（託児室にあつては、午 後5時まで）とする。	生涯学習活動の推 進に必要な事業の実 施に関する業務
茨城県鹿行生涯学習センター	1 休所日は、次のとおりとする。 (1) 毎週月曜日又は教育委員 会が指定する日 (2) 12月29日から翌年1月3日 までの日 2 利用時間は、午前9時から午後9	生涯学習活動の推 進に必要な事業の実 施に関する業務
茨城県水戸生涯学習センター	1 休所日は、次のとおりとする。 (1) 毎週月曜日。ただし、当該進に必要な事業の実 日が休日に当たるときは、そ の翌日 (2) 12月29日から翌年1月3日 までの日 2 利用時間は、午前9時から午後9 時までとする。	生涯学習活動の推 進に必要な事業の実 施に関する業務
茨城県県北生涯学習センター	1 休所日は、次のとおりとする。 (1) 毎週月曜日。ただし、当該進に必要な事業の実 日が休日に当たるときは、そ の翌日 (2) 12月29日から翌年1月3日 までの日 2 利用時間は、午前9時から午後9 時まで（託児室にあつては、午 後5時まで）とする。	生涯学習活動の推 進に必要な事業の実 施に関する業務
茨城県鹿行生涯学習センター	1 休所日は、次のとおりとする。 (1) 毎週月曜日又は教育委員 会が指定する日 (2) 12月29日から翌年1月3日 までの日 2 利用時間は、午前9時から午後9	生涯学習活動の推 進に必要な事業の実 施に関する業務

	時までとする。			時までとする。	
茨城県県南生涯学習センター	1 休所日は、次のとおりとする。 (1) 毎週月曜日。ただし、当該進に必要な事業の実 日が休日に当たるときは、そ の翌日 (2) 12月29日から翌年1月3日 までの日 2 利用時間は、午前9時から午後9 時まで（託児室にあつては、午 後5時まで）とする。	生涯学習活動の推 進に必要な事業の実 施に関する業務	茨城県県南生涯学習センター	1 休所日は、次のとおりとする。 (1) 毎週月曜日。ただし、当該進に必要な事業の実 日が休日に当たるときは、そ の翌日 (2) 12月29日から翌年1月3日 までの日 2 利用時間は、午前9時から午後9 時まで（託児室にあつては、午 後5時まで）とする。	生涯学習活動の推 進に必要な事業の実 施に関する業務
茨城県県西生涯学習センター	1 休所日は、次のとおりとする。 (1) 毎週月曜日。ただし、当該進に必要な事業の実 日が休日に当たるときは、そ の翌日 (2) 12月29日から翌年1月3日 までの日 2 利用時間は、午前9時から午後9 時まで（託児室にあつては、午 後5時まで）とする。	生涯学習活動の推 進に必要な事業の実 施に関する業務	茨城県県西生涯学習センター	1 休所日は、次のとおりとする。 (1) 毎週月曜日。ただし、当該進に必要な事業の実 日が休日に当たるときは、そ の翌日 (2) 12月29日から翌年1月3日 までの日 2 利用時間は、午前9時から午後9 時まで（託児室にあつては、午 後5時まで）とする。	生涯学習活動の推 進に必要な事業の実 施に関する業務
茨城県立中央青年の家	休業日は、次のとおりとする。 (1) 休日 (2) 毎週日曜日又は月曜日（当 該日が休日に当たるときは、	健全な青年の育成 に必要な事業の実施 に関する業務	茨城県立中央青年の家	休業日は、次のとおりとする。 (1) 休日 (2) 毎週日曜日又は月曜日（当 該日が休日に当たるときは、	健全な青年の育成 に必要な事業の実施 に関する業務

	その翌日)で教育委員会が指定する日 (3) 1月2日, 同月3日及び12月29日から同月31日までの日			その翌日)で教育委員会が指定する日 (3) 1月2日, 同月3日及び12月29日から同月31日までの日	
茨城県立さしま少年自然の家	休業日は, 次のとおりとする。 (1) 休日 (2) 毎週日曜日又は月曜日で教育委員会が指定する日 (3) 1月2日, 同月3日及び12月29日から同月31日までの日	健全な少年の育成に必要な事業の実施に関する業務	茨城県立さしま少年自然の家	休業日は, 次のとおりとする。 (1) 休日 (2) 毎週日曜日又は月曜日で教育委員会が指定する日 (3) 1月2日, 同月3日及び12月29日から同月31日までの日	健全な少年の育成に必要な事業の実施に関する業務

茨城県博物館協議会条例（平成6年条例第17号）新旧対照表

改正案	現行
（委員の任命） 第2条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、<u>知事</u>が任命する。	（委員の任命） 第2条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、<u>教育委員会</u>が任命する。

条 例（案） の 概 要

教育庁学校教育部特別支援教育課

条例の名称	茨城県県立学校設置条例の一部を改正する条例【一部改正】
1 制定（改正） の理由・根拠	茨城県立神栖特別支援学校を新設することに伴い、所要の改正をするもの。 (根拠法令等・・・地方自治法第 244 条の 2)
2 制定（改正） の目的	県立学校として新たに「茨城県立神栖特別支援学校」を新設する。
3 背景・必要性	神栖市在住の児童生徒は、鹿島特別支援学校が通学区域に指定されているが、通学時間が長時間となっていることから、通学時間を短縮することを目的として県立神栖特別支援学校を新設するため、所要の改正を行う必要がある。
4 内 容	条例中の特別支援学校の名称及び位置を規定する別表第 4 に、 ・名称 茨城県立神栖特別支援学校 ・位置 神栖市須田 ・付則 令和 9 年 8 月 31 日までの間は、この条例による改正後の茨城県県立学校設置条例別表第 4 中「神栖市須田」とあるのは「鹿嶋市大字沼尾」とする。 を追加する。
5 効果・影響	神栖市在住の児童生徒にとって、通学時間が短縮されることにより、心身の負担を軽減することで、児童生徒の教育の一層の充実を図ることができる。
6 施行日	令和 8 年 7 月 1 日
7 参考事項	・新校は、令和 9 年 4 月に鹿島特別支援学校内に開校し、9 月に新校舎へ移転する。

(注 1) 分かりやすく具体的に記載すること。

(注 2) 必要に応じて参考資料を添付すること。

茨城県県立学校設置条例（昭和39年条例第22号）新旧対照表

改正案		現行	
別表第4		別表第4	
名称	位置	名称	位置
茨城県立盲学校	水戸市袴塚1丁目	茨城県立盲学校	水戸市袴塚1丁目
(中略)		(中略)	
茨城県立鹿島特別支援学校	鹿嶋市大字沼尾	茨城県立鹿島特別支援学校	鹿嶋市大字沼尾
茨城県立神栖特別支援学校	神栖市須田	(新設)	
茨城県立土浦特別支援学校	土浦市上高津	茨城県立土浦特別支援学校	土浦市上高津
(以下略)		(以下略)	

県出資団体の事業実績・事業計画

(令和 8 年第 2 回定例会 文教警察委員会資料)

【公益財団法人 茨城県教育財団】

1	出資法人の概要	1
2	令和 7 年度事業実績	3
3	令和 8 年度事業計画	5

【公益財団法人 茨城県スポーツ協会】

1	出資法人の概要	7
2	令和 7 年度事業実績	9
3	令和 8 年度事業計画	11

令和 8 年 6 月 10 日
教 育 庁

県出資法人 事業実績・事業計画の概要

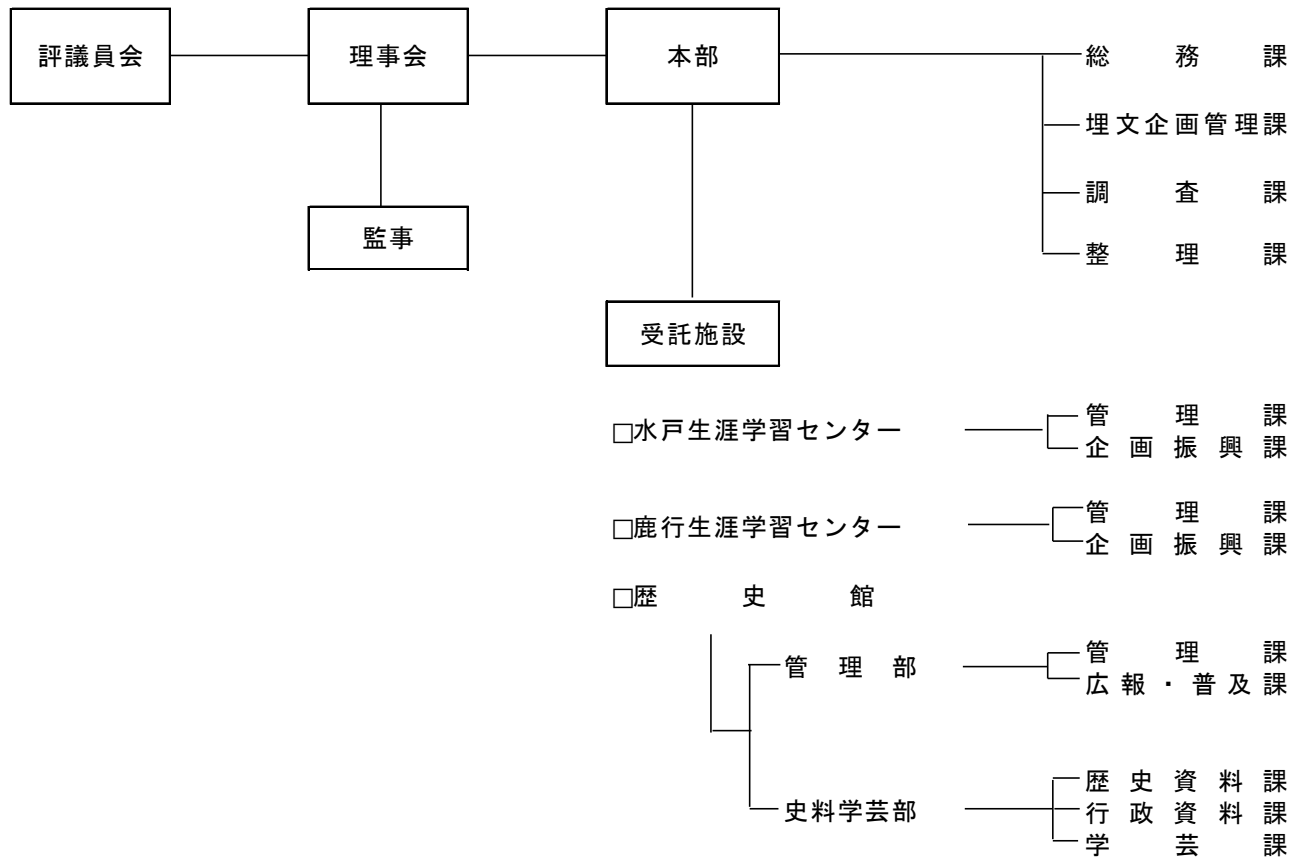
所管部局課 教育庁総務企画部総務課

1 出資法人の概要

① 法人の名称	公益財団法人茨城県教育財団			
② 所 在 地	茨城県水戸市見和1丁目356-2			
③ 設立年月日	昭和44年12月1日			
④ 代 表 者 名	理事長 森作 宜民			
⑤ 基 本 財 産	10,000,000円			
⑥ 設 立 根 拠	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第44条に基づく公益財団法人			
⑦ 設 立 目 的 ・ 経 緯	広く教育、文化の振興に資する事業を行い、本県における教育及び文化の水準の向上及び発展に寄与することを目的とする。 昭和 44. 10. 6 第3回県議会定例会で設立寄付金 10,000 千円を議決 昭和 44. 11. 27 発起人岩上二郎外7名により財団設立を決議 昭和 44. 12. 1 財団設立 昭和 44. 12. 1 県教育委員会指令総第 52 号により設立許可 昭和 44. 12. 9 水戸法務局へ設立登記 平成 24. 3. 22 県教育委員会指令第 31 号により公益財団法人認定 平成 24. 4. 1 公益財団法人への名称変更による設立登記			
⑧ 組 織	役職員数	理事 8 人	監事 2 人	常勤職員 67 人 嘱託・非常勤等 60 人
	組織機構（課所単位まで） 次ページのとおり			
⑨ 出資状況	茨城県 出資金 10,000 千円（出資割合 100％）			
⑩ 資 産 状 況 (令和8年3月末現在)	(単位：千円)			
		金 額	摘 要	
	流 動 資 産	226,469	現金預金、未収金等	
	固 定 資 産	353,527	基本財産、退職給付引当資産等	
	資 産 合 計	579,996		
	流 動 負 債	78,999	未払金、預り金	
	固 定 負 債	44,699	退職給付引当金	
	負 債 合 計	123,698		
	正 味 財 産	456,298		

公益財団法人茨城県教育財団 組織機構

(令和8年4月1日現在)



2 令和7年度事業実績

① 事業内容

ア 施設の指定管理業務（3施設）

指定管理者として、水戸生涯学習センター、鹿行生涯学習センター、歴史館の管理業務を実施した。

イ 施設における主な事業

（ア）生涯学習センター事業（指定事業）（水戸・鹿行）

各センターにおいて、「生涯学習に関する情報の収集・整理・提供及び相談」に関する事業や「現代的課題解決」に関する事業、「ボランティア育成」に関する事業、生涯学習機会の提供等を実施した。

【主な実績】

- ・生涯学習情報の収集・整理・提供事業

地域やNPO等の生涯学習情報を収集・整理し、ホームページ等で情報提供を行った。

- ・課題解決チャレンジ事業

各地域や市町村が抱える様々な現代的・地域課題の解決に向け、必要な人材の育成や関係団体との連携・ネットワークの構築等を行うとともに、モデルとなる実践的な活動を行った。

- ・地域連携協働事業創出事業

教育事務所や地域で活躍している各事業実施機関との交流やネットワーク構築を進め、連携事業や協働事業の創出を図った。

- ・生涯学習ボランティアセンター事業

各種研修会の実施やボランティアの派遣等を行い、地域におけるボランティア活動の活性化を図った。

- ・現代的課題対策講座

大学等の研究者や高度な知識・技術をもつ専門家等を講師として、県民の学習ニーズに対応した現代的課題対策等に関する学習機会を提供した。また、市町村への移動講座等を実施し、地域の実情に応じた学習機会を提供した。

（イ）歴史館事業（指定事業）

常設展、企画展（4回）、特別展（2回）の開催や、一橋徳川家記念室展示のほか、体験プログラム、学習支援活動等の教育普及事業、考古・民俗・歴史・美術工芸に関する資料や行政刊行物・行政文書の収集・整理・調査研究及び茨城県立歴史館資料書等の刊行物の頒布を実施した。

（ウ）自主事業

各施設の創意工夫により施設の効用を最大限に発揮するため、「いばらきスクールサポート事業（水戸）」、「男女共同参画事業（鹿行）」、「いちょう並木ライトアップイベント（歴史館）」等、各施設において、それぞれ特色ある事業を実施した。

ウ 施設の延べ利用者数

（単位：人）

水戸	鹿行	歴史館	計
29,137	55,281	315,367	399,785

（対R6比：30.5%増） ※R6：306,321

エ 埋蔵文化財発掘調査事業

国土交通省、茨城県等からの委託を受け、発掘調査事業、整理事業を実施した。

- ・発掘調査事業：調査面積 53,845 m²（22 遺跡）
- ・整理事業：報告書 9集刊行（13 遺跡）

②収支状況

(単位：千円)

	金 額	摘 要
基本財産運用益	14	基本財産利息
特定資産運用益	175	退職手当引当金等利息
受取補助金等	—	
事業収益	1,590,429	指定管理料、事業委託料、利用料金等
その他の収入	43,616	助成金、寄附金、雑収益等
経常収益計①	1,634,234	
事業費	1,566,392	
管理費	25,463	
経常費用計②	1,591,855	
当期経常増減額③ (①－②)	42,379	
経常外収益計④	0	
経常外費用計⑤	42	
当期経常外増減額⑥ (④－⑤)	△42	
法人税等⑦	0	
当期一般正味財産増減額 (当期利益)⑧ (③＋⑥－⑦)	42,337	
正味財産期首残高⑨	413,961	
当期指定正味財産増減額 ⑩	0	
正味財産期末残高⑪ (⑧＋⑨＋⑩)	456,298	

③補助金等の受入状況

(単位：千円)

	金 額	摘 要
出 資 金	—	
補 助 金	—	
委 託 金	1,543,140	各受託施設指定管理料及び埋蔵文化財発掘調査等に係る事業委託料
貸 付 金	—	
損失補償限度額 年度末残高	—	

3 令和8年度事業計画

① 事業内容

ア 施設の指定管理業務（3施設）

指定管理者として、水戸生涯学習センター、鹿行生涯学習センター、歴史館の管理業務を行う。

イ 施設における主な事業

（ア）生涯学習センター事業（指定事業）（水戸・鹿行）

各センターにおいて、「生涯学習に関する情報の収集・整理・提供及び相談」に関する事業や「現代的課題解決」に関する事業、「ボランティア育成」に関する事業、生涯学習機会の提供等を実施する。

【主な事業予定】

・生涯学習情報の収集・整理・提供事業

管轄地域やNP0等の生涯学習情報を収集・整理し、ホームページ等で情報提供を行う。

・課題解決チャレンジ事業

各地域や市町村が抱える様々な現代的・地域課題の解決に向け、必要な人材の育成や関係団体との連携・ネットワークの構築等を行うとともに、モデルとなる実践的な活動を行う。

・生涯学習ボランティアセンター事業

各種研修会の実施やボランティアの派遣等を行い、地域におけるボランティア活動の活性化を図る。

・現代的課題対策講座

大学等の研究者や高度な知識・技術をもつ専門家等を講師として、県民の学習ニーズに対応した現代的課題対策等に関する学習機会を提供する。また、市町村への移動講座等を実施し、地域の実情に応じた学習機会を提供する。

・社会教育人材の養成・活躍促進事業（水戸のみ）

社会教育主事・社会教育士など、社会教育の裾野の拡大と、学びを基礎とした社会教育活動をオーガナイズできる人材の育成を目指す。また、将来の担い手候補となる人材とのネットワークを形成し、地域における人づくり・つながりづくり・地域づくりを推進する。

（イ）歴史館事業（指定事業）

常設展、企画展、一橋徳川家記念室展示等を開催するとともに、教育普及事業の実施、考古・民俗・歴史・美術工芸に関する資料や行政刊行物・行政文書の収集・整理・調査研究及び茨城県史等既刊行物の頒布を行う。

（ウ）自主事業

各施設の創意工夫により施設の効用を最大限に発揮するため、「いばらきスクールサポート事業（水戸）」、「ダイバーシティ社会推進事業（鹿行）」、「歴史館いちょうまつり」等、各施設において、それぞれ特色ある事業を実施する。

ウ 施設の延べ利用者見込数（第5期中期運営計画目標値）

（単位：人）

水戸	鹿行	歴史館	計
29,000	54,500	73,500	157,000

エ 埋蔵文化財発掘調査事業

国土交通省、茨城県等からの委託を受け、発掘調査事業、整理事業を実施する。

・発掘調査事業：調査面積 108,324 m²（22 遺跡）

・整理事業：報告書 8集刊行（16 遺跡）

②収支計画

(単位：千円)

	金 額	摘 要
基本財産運用益	14	基本財産利息
特定資産運用益	121	退職手当引当金等利息
受取補助金等	—	
事業収益	1,931,917	指定管理料、事業委託料、利用料金等
その他の収入	2,561	預金利息、雑収益等
経常収益計①	1,934,613	
事業費	1,909,128	
管理費	28,114	
経常費用計②	1,937,242	
当期経常増減額③ (①－②)	▲2,629	
経常外収益計④	0	
経常外費用計⑤	0	
当期経常外増減額⑥ (④－⑤)	0	
法人税等⑦	0	
当期一般正味財産増減額 (当期利益)⑧ (③＋⑥－⑦)	▲2,629	
正味財産期首残高⑨	463,138	
当期指定正味財産増減額 ⑩	0	
正味財産期末残高⑪ (⑧＋⑨＋⑩)	460,509	

③補助金等の受入予定

(単位：千円)

	金 額	摘 要
出 資 金	—	
補 助 金	—	
委 託 金	1,897,000	各受託施設指定管理料及び埋蔵文化財発掘調査等に係る事業委託料
貸 付 金	—	
損失補償限度額 年度末残高	—	

県出資法人 事業実績・事業計画の概要

所管部局課 教育庁学校教育部保健体育課

1 出資法人の概要

① 法人の名称	公益財団法人茨城県スポーツ協会																										
② 所 在 地	茨城県水戸市見和1丁目356番地の2																										
③ 設立年月日	昭和45年4月6日																										
④ 代 表 者 名	会長 大井川 和彦																										
⑤ 基 本 財 産	69,282,316円																										
⑥ 設 立 根 拠	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第44条に基づく公益財団法人																										
⑦ 設 立 目 的 ・ 経 緯	事業を積極的に推進し本県体育の飛躍的振興を図ることを目的とする。 昭和45.3.23 発起人江幡保外8名により財団設立を決議 県から寄付金3,000千円ほか合わせて6,180千円の寄付金を受け入れることを決議 昭和45.4.6 財団設立 昭和45.4.6 県教育委員会指令第15号により設立許可 昭和45.4.17 水戸法務局へ設立登記 平成24.3.22 県教育委員会指令第29号により公益財団法人として認定 平成24.4.1 公益財団法人への名称変更による設立登記 令和23.4.1 公益財団法人茨城県スポーツ協会へ名称変更																										
⑧組 織 (令和8年5月末現在)	役員員数	理事32人	監事2人																								
	常勤職員18人 嘱託・臨時22人																										
⑧組 織 (令和8年5月末現在)	組織機構																										
	理事会 事務局 本部 監事 管理事務所 評議員会 総務課 事業課 堀原運動公園 笠松運動公園 管理課 利用サービス課																										
⑨ 出資状況	<table><thead><tr><th></th><th>出資者名</th><th>出資額(千円)</th><th>出資比率(%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>茨 城 県</td><td>35,234</td><td>50.9</td></tr><tr><td>2</td><td>日本スポーツ協会</td><td>9,198</td><td>13.3</td></tr><tr><td>3</td><td>永 野 武 晨</td><td>4,850</td><td>7.0</td></tr><tr><td>4</td><td>江 幡 保</td><td>1,000</td><td>1.4</td></tr><tr><td>5</td><td>中 野 博 蔵</td><td>1,000</td><td>1.4</td></tr></tbody></table>				出資者名	出資額(千円)	出資比率(%)	1	茨 城 県	35,234	50.9	2	日本スポーツ協会	9,198	13.3	3	永 野 武 晨	4,850	7.0	4	江 幡 保	1,000	1.4	5	中 野 博 蔵	1,000	1.4
	出資者名	出資額(千円)	出資比率(%)																								
1	茨 城 県	35,234	50.9																								
2	日本スポーツ協会	9,198	13.3																								
3	永 野 武 晨	4,850	7.0																								
4	江 幡 保	1,000	1.4																								
5	中 野 博 蔵	1,000	1.4																								

⑩ 資産状況
(令和8年3月末現在)

(単位：千円)

	金 額	摘 要
流 動 資 産	2 3 8, 1 6 5	現金・預金、未収金
固 定 資 産	7 9, 5 6 9	基本財産、特定資産等
資 産 合 計	3 1 7, 7 3 4	
流 動 負 債	1 0 9, 9 9 8	未払金、預り金
固 定 負 債	2, 9 1 1	退職給付引当金
負 債 合 計	1 1 2, 9 0 9	
正味財産	2 0 4, 8 2 5	

2 令和7年度事業実績

① 事業内容

ア 総合型地域スポーツクラブ育成事業

県民誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことのできる地域住民の身近なスポーツ活動の場である「総合型地域スポーツクラブ」の育成に向けた事業を推進した。

イ スポーツ指導者研修会事業

日本スポーツ協会公認スポーツ指導者を対象に、資質の向上と活動促進を図るため、県内4会場で364名の参加による研修会を開催し、学識経験者等から専門的な指導を受けた。

ウ 公認コーチ1・2養成講習会事業

子どもたちや初心者を対象に、競技別の専門的な知識を活かした指導にあたりとともに、施設開放において利用者の指導支援を行う者を養成するため、5競技で計129名が受講した。

エ スポーツドクターの養成

日本スポーツ協会が開催する「公認スポーツドクター養成講習会」にスポーツ医・科学委員会から3名を推薦し、選手の健康管理や競技力向上をサポートするスポーツドクターの養成を行った。

オ 普及・広報事業

「スポ協いばらき第58号」において、加盟競技団体、スポーツ少年団の活動状況等について広報することにより本県スポーツの振興を図った。

また、ホームページの運営により県民へのスポーツ情報発信を行った。

カ スポーツ少年団事業

15競技のスポーツ大会に5,049名が参加し、県内各地域の団員と交流を深めるとともにスポーツの歓びや楽しさを体験する活動の場を提供した。また、指導者やリーダーを養成するための各種講習会等を実施することにより、資質の向上を図った。

キ 県民総合体育大会

県民総参加によるスポーツの振興と本県競技力の向上を図るため、40競技に35,600名を超える参加者により県大会を開催するとともに、国民スポーツ大会の県代表選手の選考を行った。

ク 国民スポーツ大会への派遣

第79回国民スポーツ大会は滋賀県で開催され、398名の選手・監督等を派遣した。第79回国民スポーツ大会関東ブロック大会へは707名、第80回国民スポーツ大会関東ブロック冬季大会へは39名、第80回国民スポーツ大会冬季大会へ39名の選手・監督等を派遣した。

ケ 世界へ羽ばたくトップアスリート育成事業

プロスポーツ化が進んでいるサッカー・バスケットボールの2競技についてトップアスリート育成システムを構築するため、指導者の育成及び選手の発掘・育成を行った。

また、運動能力の優れた子どもを発掘するため、2025年育成選手は、競技団体の選考会で157名を選出し、育成プログラムを実施した。

コ 県営体育施設の管理運営

県から指定管理者として委託を受け、堀原運動公園及び笠松運動公園の管理運営を行い、各施設の特徴を生かしながら効果的な活用と利用促進に努めたことにより、約66万人の利用者があった。

サ ニューいばらきいきいきスポーツday!

「いばらき教育月間」関連事業としてスポーツ活動の機会を提供することにより、669名が参加し、生きがいのある生活と活力ある生涯スポーツ社会の推進を図った。

シ スポーツ教室・大会の実施

堀原運動公園において実施した武道教室や堀原スポーツ教室、武道フェスティバル等、笠松運動公園において実施した笠松スポーツフェスティバルや笠松スポーツ教室等の各種事業に延べ約27,400名が参加し、スポーツの振興と施設の利用促進を図った。

② 収支状況

(単位：千円)

	金 額	摘 要
基本財産運用益	145	基本財産積立金利子
受取会費	6,860	賛助会費
受取補助金等	231,376	
事業収益	780,112	受託金、事業収入、登録料
その他の収入	7,188	分担金、預金利息、負担金、雑収入等
経常収益計①	1,025,681	
事業費	1,025,632	
管理費	17,676	
経常費用計②	1,043,308	
当期経常増減額③ (①－②)	△17,627	
経常外収益計④	0	
経常外費用計⑤	0	車両運搬具除去損 1 円
当期経常外増減額⑥ (④－⑤)	0	△ 1 円
当期一般正味財産増減額 (当期利益) ⑦ (③＋⑥)	△17,627	
正味財産期首残高⑧	222,452	
当期指定正味財産増減額 ⑨	0	
正味財産期末残高⑩ (⑦＋⑧＋⑨)	204,825	

③ 補助金等の受入状況

(単位：千円)

	金 額	摘 要
出資金	0	
補助金	225,374	スポーツ協会運営費、トップアスリート育成費、国スポ派遣等に係る補助
委託金	580,603	運動公園等管理費、県民総体等受託事業
貸付金	0	
損失補償限度額 年度末残高	0	

3 令和8年度事業計画

① 事業内容

ア 総合型地域スポーツクラブ育成事業

総合型地域スポーツクラブ育成のため、研修会の開催、未育成市町村への普及・育成活動等を実施し、クラブの育成・支援を推進する。

イ スポーツ指導者協議会育成事業

県スポーツ指導者協議会の活動を支援し、6支部の指導者育成活動や組織充実を図ることにより、地域のスポーツ活動を推進する。

ウ スポーツ指導者研修会事業

公認スポーツ指導者の資質の向上と活動促進を図るため、県内4会場で研修会を実施する。

エ スポーツ少年団事業

茨城県スポーツ少年団スポーツ大会を15競技で開催するとともに、リーダー育成等を目的とした各種研修会等を実施する。

オ 県民総合体育大会

県民総参加によるスポーツの振興と、本県競技力の向上を図るため県大会を開催し、併せて国民スポーツ大会への県代表選手の選考を行う。

カ 県民駅伝競走大会

広く県民にスポーツに親しむ機会を提供するため、職域対抗の部、市町村対抗の部及びクラブ対抗の部に分かれ、笠松運動公園内周回コースにて駅伝競走を行う。

キ 国民スポーツ大会への派遣

千葉県を中心に開催される第80回国民スポーツ大会関東ブロック大会、青森県で開催される本大会並びに山梨県・岐阜県・神奈川県・岩手県で開催される第81回国民スポーツ大会冬季大会へ選手・監督等を派遣する。

ク 世界へ羽ばたくトップアスリート育成事業

高校生年代を中心に育成・強化し、トップアスリートの輩出やジュニアアスリートの発掘・育成等を行う。

ケ 県営体育施設の管理運営

県から指定を受けた堀原運動公園、笠松運動公園について、地域住民や関係団体との連携を図るとともに、各施設の特色を活かした自主事業を実施し、効果的な活用と利用促進を図る。

コ スポーツ教室・大会の実施

武道教室、堀原スポーツ教室、武道フェスティバル、武道体験教室、武道演武披露会、笠松スポーツフェスティバル、笠松スポーツ教室等の各種事業を実施することによりスポーツの振興と施設の利用振興を図る。

② 収支計画

(単位：千円)

	金 額	摘 要
基本財産運用益	40	基本財産積立金利子
受取会費	7,000	賛助会費
受取補助金等	286,327	
事業収益	915,872	受託金、事業収入、登録料
その他の収入	6,404	分担金、預金利息、負担金、雑収入等
経常収益計①	1,215,643	
事業費	1,213,077	
管理費	16,539	
経常費用計②	1,229,616	
当期経常増減額③ (①－②)	△13,973	
経常外収益計④	0	
経常外費用計⑤	0	
当期経常外増減額⑥ (④－⑤)	0	
当期一般正味財産増減額 (当期利益) ⑦ (③＋⑥)	△13,973	
正味財産期首残高⑧	210,295	
当期指定正味財産増減額 ⑨	0	
正味財産期末残高⑩ (⑦＋⑧＋⑨)	196,322	

③ 補助金等の受入予定

(単位：千円)

	金 額	摘 要
出資金	0	
補助金	267,907	スポーツ協会運営費、トップアスリート育成費、国スポ派遣等に係る補助
委託金	725,876	運動公園等管理費、県民総体等受託事業
貸付金	0	
損失補償限度額 年度末残高	0	

県出資団体の改革工程表

(令和 8 年第 2 回定例会 文教警察委員会資料)

【公益財団法人 茨城県教育財団】

改 革 工 程 表	1
---------------------	---

令和 8 年 6 月 10 日
教 育 庁

改革工程表2(年度別実行計画)

団 体 名 及 び 部 局 ・ 課 名	公益財団法人 茨城県教育財団	教育庁総務企画部総務課
改 革 遂 行 責 任 者	理事長 常務理事	教育長 教育庁総務企画部総務課長 総務部長 出資団体指導監

改革方針	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
【1 県派遣職員の削減】 ・自立的な団体運営が可能な組織体制へ移行するため、団体の直接雇用や退職教員の活用などにより、さらなる県派遣職員の削減に向けて検討する。	さらなる県派遣職員の削減 [県派遣職員 3 名減]	さらなる県派遣職員の削減 [県派遣職員 7 名減]	さらなる県派遣職員の削減 [県派遣職員 1 名減]	さらなる県派遣職員の削減 [業務量の急増のため、 県派遣職員の削減なし]	さらなる県派遣職員の削減 [県派遣職員 3 名減]	さらなる県派遣職員の削減 [業務量の増加のため、 県派遣職員の削減なし]
【2 指定管理事業における民間団体の参入促進】 ・生涯学習センターや青少年教育施設など民間に任せることのできる部門については、さらなる民間団体の参入促進を図る。	見直しを踏まえた 指定管理者候補者の選定 [1施設で新たにNPO法人を指定 (計 5 施設)]	さらなる民間団体の参入促進について検討・対応、指定管理者の選定 [次期選定に向け引き続き検討]	さらなる民間団体の参入促進について検討・対応、指定管理者の選定 [次期選定に向け引き続き検討]	さらなる民間団体の参入促進について検討・対応、指定管理者の選定 [1施設で新たにNPO法人を指定 (計 5 施設)] ※1施設廃止のため、合計数に変更なし	さらなる民間団体の参入促進について検討・対応、指定管理者の選定 [次期選定に向け引き続き検討]	さらなる民間団体の参入促進について検討・対応、指定管理者の選定 [新規参入の民間団体を含めた選考の結果、 指定管理者の変更なし]
【3 生涯学習センターにおける事業の効果的な実施】 ・生涯学習センターのあり方検討による事業見直し(趣味教養の講座→地域の課題や現代的課題等解決につながる事業への転換)を契機に、各事業の効果的な実施のための進捗管理を行う。	あり方の見直しを踏まえた 指定管理者候補者の選定 [生涯学習センターの事業内容 (趣味教養の講座→地域の課題 解決等につながる事業に転換)]	各事業における目標値を設定、各事業年度における進捗管理 [目標値設定6項目のうち、地域 課題の解決につながる事業項目 を含む5項目で目標達成]	各事業における目標値を設定、各事業年度における進捗管理 [目標値設定8項目のうち、地域 課題の解決につながる事業項目 を含む6項目で目標達成]	各事業における目標値を設定、各事業年度における進捗管理 [目標値設定8項目のうち、地域 課題の解決につながる事業項目 を含む7項目で目標達成]	各事業における目標値を設定、各事業年度における進捗管理 [目標値設定8項目のうち、地域 課題の解決につながる事業項目 を含む7項目で目標達成]	各事業における目標値を設定、各事業年度における進捗管理 [令和8年度からの指定管理期間 に向けた生涯学習センターの 事業内容及び目標値の再整理]
【4 進捗管理結果の公表】 ・毎年度の進捗管理結果を県議会に報告するとともに、当財団のホームページ等で公表する。	毎年度の進捗管理結果を県議会に報告するとともに、ホームページ等で公表					
	[R2. 6月 県議会報告] [R2. 6月 県ホームページ公表]	[R3. 6月 県議会報告] [R3. 6月 県ホームページ公表]	[R4. 6月 県議会報告] [R4. 6月 県ホームページ公表]	[R5. 6月 県議会報告] [R5. 6月 県ホームページ公表]	[R6. 6月 県議会報告] [R6. 6月 県ホームページ公表]	[R7. 6月 県議会報告] [R7. 6月 県ホームページ公表]

※注 [] は目標達成状況を表示 ⇄ は改革期間及び推進事項を表示

改革工程表2(年度別実行計画)

団 体 名 及 び 部 局 ・ 課 名	公益財団法人 茨城県教育財団	教育庁総務企画部総務課
改 革 遂 行 責 任 者	理事長 常務理事	教育長 教育庁総務企画部総務課長 総務部長 出資団体指導監

改革方針	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
【1 県派遣職員の削減】 ・自立的な団体運営が可能な組織体制へ移行するため、団体の直接雇用や退職教職員の活用などにより、さらなる県派遣職員の削減に向けて検討する。	さらなる県派遣職員の削減 [業務量の増加のため、県派遣職員の削減なし]	[県派遣職員 1 名減]				
【2 指定管理事業における民間団体の参入促進】 ・生涯学習センターなど民間に任せることのできる部門については、さらなる民間団体の参入促進を図る。	見直しを踏まえた 指定管理者候補者の選定 [新規参入の民間団体を含めた選考の結果、指定管理者の変更なし]					
【3 生涯学習センターにおける事業の効果的な実施】 ・生涯学習センター事業における3本の柱(「現代的課題へのチャレンジ」「地域のリーダー育成・交流」「未来を担う人材の育成」)に関するKPIを設定し、各事業の効果的な実施のための進捗管理を行う。	目標値の達成状況を踏まえた 事業の見直し [令和8年度からの指定管理期間に向けた生涯学習センターの事業内容及び目標値の再整理]					
【4 進捗管理結果の公表】 ・毎年度の進捗管理結果を県議会に報告するとともに、当財団のホームページ等で公表する。						
	[R7. 6月 県議会報告] [R7. 6月 県ホームページ公表]					

※注 [] は目標達成状況を表示

↔ は改革期間及び推進事項を表示

令和 2 年度包括外部監査結果報告への対応

テーマ：教育委員会に係る財務事務の執行及び事業の管理について

令和 8 年 6 月 1 0 日
教 育 庁

令和２年度包括外部監査結果報告への対応【概要】

１ 監査テーマ

教育委員会に係る財務事務の執行及び事業の管理について

２ 実施期間

令和２年７月８日～令和３年２月２６日

３ 監査対象機関（４３機関）

- （１）教育庁本庁（７課）
- （２）県立学校（２５校）
- （３）公の施設（１１施設）

４ 監査結果及び対応状況

（１）監査結果

計１７２件の指摘事項等あり（内訳：指摘事項８３件、意見８９件）

上記のうち令和３年第２回定例会にて中長期間を要するものとして報告したもの 計８２件（内訳：指摘事項３２件、意見５０件）

（２）対応状況

項 目	指摘事項				意 見			
	計	今回措置	R4～R7 措置済	未措置	計	今回措置	R4～R7 措置済	未措置
①債権管理関係	10	3	1	6	2	2	0	0
②公の施設の管理運営関係	11	2	0	9	20	2	1	17
③県立学校の財務事務関係	11	1	10	0	28	2	24	2
計	32	6	11	15	50	6	25	19

５ 参考（今後の予定）

- （１）監査委員への通知 ６月下旬
- （２）監査委員による措置結果の公表 ７月下旬

(様式 3 - 1)

令和 2 年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 教育委員会に係る財務事務の執行及び事業の管理について		担当部・課 教育庁学校教育部高校教育課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等	
【指摘 18】 元本返還額についての事前調定を実施しているが、その付帯収入である延滞利息については、元本完済時に一括して請求を行っている。本来であれば、規定に基づいて延滞の事実が発生したときに、債務者に通知し、徴収しなければならない。 【指摘 19】 督促を行っても指定した期限までに納入がない場合、税外諸収入滞納処分執行調書の作成を徹底すべきである。 【指摘 22】 督促に応じない者に対し、財産調査を滞納から 6 か月以内を目安に行うべきである。	令和 4 年 3 月に改定した茨城県債権管理マニュアルに基づき、債務者に対し延滞金が加算されることを認識させるため、納入の通知や督促、催告を行う際には、納入が遅滞した場合は延滞金が加算される旨を告知するとともに、一定の期日現在における延滞金額を明示して告知することとした。 また、元本が完済された場合は、当該元本に係る延滞金額が確定するため、当該延滞金額について速やかに調定及び請求を行うこととした。	
	令和 4 年 3 月に改定した茨城県債権管理マニュアルに基づき、督促を行っても指定した期限までに納入がない場合、督促発付 30 日後を目途に催告を行い、当該催告に応じない者については、速やかに財産調査及び強制執行等の措置を行い、税外諸収入滞納処分執行調書を作成することとした。	
	令和 4 年 3 月に改定した茨城県債権管理マニュアルに基づき、督促を行っても指定した期限までに納入がない場合、督促発付 30 日後を目途に催告を行い、当該催告に応じない者については、速やかに財産調査及び強制執行等の措置を行うこととした。	

(様式 3 - 1)

令和 2 年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 教育委員会に係る財務事務の執行及び事業の管理について		担当部・課 教育庁総務企画部総務課、生涯学 習課、文化課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等	
【指摘 4】 教育委員会は、改革工程表の早期達成を図るべき立場にあるので、県派遣 職員の削減、民間団体の参入促進への取組などにより積極的に努めるべきで あるにもかかわらず、それらが不十分である。	令和 3 年度からの 5 年間で中央青年の家及びさしま少年自然の家の指定 管理者が教育財団から N P O 法人に変更となったことに伴い、同期間で派遣 職員 11 名を削減した。	

(様式3-1)

令和2年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 教育委員会に係る財務事務の執行及び事業の管理について		担当部・課 教育庁総務企画部総務課、生涯学習課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等	
【指摘11】 県の外郭団体（出資団体等）ではない公益財団法人茨城県教育財団以外の法人が指定管理者となっている生涯学習センターは、県職員の派遣がなくても同様の指定事業を実施しており、公益財団法人茨城県教育財団に県の職員を派遣する必要性は低いと考える。	生涯学習センターにおける新たな指定管理者の選定にあたり、特殊性や専門性が必要な業務が含まれる水戸生涯学習センター及び鹿行生涯学習センターについては、引き続き茨城県教育財団を指定管理者としたが、これまでの指定管理期間中に当該財団のプロパー職員の人材育成が進んだことから、県派遣職員数については必要最低限とした。	

(様式 3 - 1)

令和 2 年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 教育委員会に係る財務事務の執行及び事業の管理について		担当部・課 教育庁学校教育部高校教育課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等	
【指摘 31】 学校指定用品である制服・体操服等について、販売業者・製造業者との契約書等が作成されていない状況が見受けられている。公費に準じた取扱いや保護者等への説明責任という観点等からも選定過程資料及び契約書等の書面を保存することにより透明性を担保すべきである。	概ね 3 年に 1 度の頻度で各校を訪問している学校訪問において、これまで業者の選定方法や契約状況について聞き取りを行った結果を踏まえ、次回の学校指定用品の更新時など、学校の状況に応じて、定期的な契約業者の見直しや複数業者による見積合せを実施など、公費に準じた取扱いを積極的に導入するよう学校に対して、指導・助言を行った。	

(様式 3 - 2)

令和 2 年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 教育委員会に係る財務事務の執行及び事業の管理について		担当部・課 教育庁学校教育部高校教育課
意 見 の 概 要		意 見 へ の 対 応
【意見 5】 貸付等の審査にあたっては、保証人の所得・資産等を確認する書類の提出を求めるなど、資力の確認を行うべきである。 【意見 6】 保証人の確保が困難な者のために、機関保証制度の導入も検討すべきである。		令和 4 年 3 月に改定した茨城県債権管理マニュアルに基づき、保証人の支払い能力については、資力の状況が分かる資料（確定申告書の写しや、源泉徴収票、納税証明書、登記事項証明書等）を提出させるなどして、可能な限り客観的に保証人の実態を的確に把握した上で判断を行うこととした。 また、債務不履行が発生する事態を想定し、あらかじめ債権の発生時点において債務者等から財産調査等に関する同意書を取得することとした。 他県の導入状況について確認したところ、現時点では参考となる導入例は確認できなかったこと、また、機関保証を導入した場合には保証料相当額が貸与額から差し引かれ、利用者に与える影響が小さくないことから、現時点では本県独自の機関保証制度の導入は見送ることとしたい。 一方で、保証人の確保が困難な者への対応は引き続き課題であることから、国に対しては、日本学生支援機構が契約している機関保証を自治体奨学金でも活用できるよう要望しているところである。 今後も、国の動向や他県の状況を注視し、必要に応じて改めて検討することとしたい。

(様式3-2)

令和2年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 教育委員会に係る財務事務の執行及び事業の管理について		担当部・課 教育庁総務課、生涯学習課、文化課
意見の概要		意見への対応
【意見4】 公益財団法人茨城県教育財団にとって、指定管理者の選定結果は、団体の運営に多大な影響を与えることから、教育委員会は、公益財団法人茨城県教育財団に対して、指定管理ありきではない法人運営の在り方について検討するように、適切な指導監督をすることが必要である。		民間企業を含む実行委員会方式による展示会を企画するなど、民間団体等と連携した新たな事業に取り組む体制を構築した。

(様式 3 - 2)

令和 2 年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 教育委員会に係る財務事務の執行及び事業の管理について		担当部・課 教育庁総務企画部生涯学習課
意 見 の 概 要		意 見 へ の 対 応
【意見 7】 中央青年の家は、指定管理者の地道な努力によって、表面的な美観は保たれているが、施設・設備の老朽化は顕著である。計画的な修繕はなされているが、給排水管などへの抜本的対応の遅れなどによる喫緊の修繕が必要となる可能性もあることから、指定管理者との連絡を密に行って必要な計画的修繕の見直しを実施されたい。		管財課による現地調査の上、長期保全計画の見直しを実施されたことから、今後は当該計画に基づき、引き続き指定管理者からの意見聴取を行いながら施設の修繕を計画的に対応していく。

(様式 3 - 2)

令和 2 年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 教育委員会に係る財務事務の執行及び事業の管理について		担当部・課 教育庁学校教育部高校教育課
意 見 の 概 要		意 見 へ の 対 応
【意見 41】 制服・体操服等の学校指定用品については、指定業者について定期的な見直しを実施すべきである。 【意見 42】 学校指定用品については、消費税率のアップに呼応して価格の改定が実施されている。しかし、価格の妥当性については何らの検討も実施されていない状況にあることから、このような機会を利用して、業者の選定、価格の見直し等を実施することを検討されたい。		概ね 3 年に 1 度の頻度で各校を訪問している学校訪問において、これまで業者の選定方法や契約状況について聞き取りを行った結果を踏まえ、次回の学校指定用品の更新時など、学校の状況に応じて、定期的な契約業者の見直しや複数業者による見積合せを実施など、公費に準じた取扱いを積極的に導入するよう学校に対して、指導・助言を行った。 概ね 3 年に 1 度の頻度で各校を訪問している学校訪問において、これまで業者の選定方法や契約状況について聞き取りを行った結果を踏まえ、次回の学校指定用品の更新時など、学校の状況に応じて、定期的な契約業者の見直しや複数業者による見積合せを実施など、公費に準じた取扱いを積極的に導入するよう学校に対して、指導・助言を行った。

議員提案条例の執行状況等の報告について

令和 8 年 6 月 10 日

教 育 庁

議員提案条例目次

<教育庁所管条例>

	議員提案条例	所管課	頁
1	茨城県家庭教育を支援するための条例	生涯学習課	1
2	茨城県いじめの根絶を目指す条例	生徒支援・いじめ 対策推進室	26

<関連条例>

	議員提案条例	所管部局	頁
1	茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例	福祉部	41
2	茨城県犯罪被害者等支援条例	県民生活環境部	63
3	茨城県性暴力の根絶を目指す条例	県民生活環境部	93
4	茨城県歯と口腔の健康づくり8020・6424推進条例	保健医療部	113
5	茨城県AED等の普及促進に関する条例	保健医療部	135
6	茨城県薬物の濫用の防止に関する条例	保健医療部	144
7	茨城県がん検診を推進し、がんと向き合うための県民参療条例	保健医療部	155
8	茨城県災害ボランティア活動を支援し、促進するための条例	福祉部	175
9	茨城県食と農を守るための条例	農林水産部	196
10	茨城県健康長寿日本一を目指す条例	保健医療部	257

●家庭教育を支援するための条例に基づく年次報告について

総務企画部生涯学習課

1 報告根拠 「茨城県家庭教育を支援するための条例」第21条第1項

知事は、毎年度、家庭教育の支援に関して講じた施策の実施状況及び成果を取りまとめ、議会に対し報告をしなければならない。

2 報告の対象

2025年度 家庭教育の支援に関して講じた施策 全16事業（延べ30事業：再掲含む）

3 主な内容

(1) 親としての学びの支援：「就学前教育・家庭教育推進事業」等

「家庭教育応援ナビ」掲載情報の充実及び活用、家庭教育学級の実施等により、子育てや家庭教育に関する学びの機会や情報を提供し、家庭の教育力の向上に寄与することができた。また、家庭教育支援チームの設立・登録を働きかけ、組織化することで、チームによる保護者の学びの機会や情報の提供、相談への対応等を行うことができた。

■家庭教育学級の実施

区分	2025年度	2024年度	増減
幼児教育施設・学校・社会教育施設等	2,719回	3,112回	▲393回
企業	66回	64回	+2回
合計	2,785回	3,176回	▲391回

■家庭教育支援チームの登録

区分	2025年度	2024年度	増減
登録団体数 (市町村数)	43チーム (30市町村)	42チーム (30市町村)	+1チーム (±0市町)

(2) 親になるための学びの推進：「ライフデザイン形成支援事業」

進学や就職等、自分の将来を考える時期である高校生を対象に、赤ちゃんと実際に触れ合う体験による交流や、外部講師によるライフデザインに関する講演を実施し、高校生に「子育てに良い印象が持てた」「自分の人生を考えるきっかけになった」など、前向きな意識を醸成することができた。

■高校生のライフデザインセミナーの実施

区分	2025年度		2024年度		増減	
	学校数	参加生徒数	学校数	参加生徒数	学校数	参加生徒数
赤ちゃんふれあい体験授業	28校	2,431人	26校	2,207人	+2校	+224人
外部講師による講演	5校	562人	5校	556人	±0校	+6人
合計	33校	2,993人	31校	2,763人	+2校	+230人

(3) 人材養成等：「地域で支える家庭の教育力向上事業」等

市町村担当者や家庭教育関係者等の資質・技能の向上を図るための各種研修の実施により、市町村における家庭教育支援施策等に活かすことができたほか、家庭教育関係者間のネットワークづくりに寄与することができた。

■研修会の開催

区分		2025年度	2024年度	増減
市町村家庭教育支援担当者研修		150人	162人	▲12人
家庭教育関係基礎研修		766人	714人	+52人
専門 研修	家庭教育学級実践研修	94人	124人	▲30人
	訪問型家庭教育支援員資質向上研修	143人	138人	+5人
	外国籍家庭支援研修	100人	112人	▲12人
合計		1,253人	1,250人	+3人

(4) 多様な家庭環境に配慮した支援：「地域で支える家庭の教育力向上事業」

各市町村の課題に応じた取組方法の提案や好事例集の提供により、市町村の理解が進み、29市町村において訪問型家庭教育支援を実施することができた。また、不登校などの専門家を市町村等に派遣し、訪問型家庭教育支援員の悩みや関係機関との連携について直接助言を行った。その結果、不登校の子どもをもつ家庭や外国籍の家庭等が抱える課題に応じた支援により、各家庭の状況を改善することができた。

■訪問型家庭教育支援実施市町村数

区分	2025年度	2024年度	増減
実施市町村数	29市町村	28市町村	+1市町

■支援実績

区分	2025年度	2024年度	増減
支援回数	5,888回	6,104回	▲216回
改善率	97.0%	95.2%	+1.8%

※支援回数は延べ回数。

改善率は、対象家庭の中で継続した支援を行った家庭のうち、状況が改善した家庭の割合

4 施策の効果と今後の重点的な取組

条例に基づいて施策を体系的に進めた結果、地域や学校、企業等が一体となり、社会全体で家庭教育を支援する体制が構築されてきた。

引き続き、子育てに悩みや不安をもつ保護者や外国籍の保護者に対する直接的な支援として訪問型の家庭教育の取組を推進し、未実施の市町村に対しては、改善率など取組の成果をアピールして働きかけ、取組市町村のさらなる増加を目指す。

議員提案政策条例の規定による施策等の実施状況及び成果に関する報告書

1 条例の基本事項

条例の名称	茨城県家庭教育を支援するための条例		
担当課（室）	生涯学習課	公 布 日	平成 28 年 12 月 28 日
報告の根拠	第 21 条 （年次報告）		

2 条例の概要・施策体系図・推進体制等

（1）条例の概要・施策体系図

目 的【第 1 条】

- ・家庭教育支援の基本理念及び実現に必要な事項の制定
- ・家庭教育支援施策の総合的な推進
- ・保護者の成長及び子どもが親になるための学びの促進
- ・生活のために必要な習慣の確立、自立心の育成及び心身の調和のとれた発達に寄与

基本理念【第 3 条】

- ・保護者が子どもの教育に第一義的責任を有する基本的認識
- ・県、市町村、祖父母、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他関係者が、家庭の自主性を尊重しつつ、それぞれの役割を果たし、相互に協力しての一体的な取組
- ・一人一人の子どもの個性を尊重し、多様な家庭環境に配慮
- ・幼少期の教育が人格形成の基礎を培うため、家庭における小学校就学前の教育に重点

県の責務【第 4 条】

- ・家庭教育支援施策の策定・実施
- ・関係者との連携・協働
- ・保護者及び子どもの障害の状況、保護者の経済状況、その他の家庭状況の多様性への配慮

県の基本的施策

- ・親としての学びの支援【第 12 条】
- ・親になるための学びの推進【第 13 条】
- ・家庭における就学前教育の充実【第 14 条】
- ・幼稚園等に対する就学前教育の支援【第 15 条】
- ・人材養成等【第 16 条】
- ・多様な家庭環境に配慮した支援【第 17 条】
- ・相談体制の整備等【第 18 条】
- ・広報、啓発等【第 19 条】
- ・財政上の措置【第 20 条】
- ・年次報告【第 21 条】
- ・家庭教育を实践する日等【第 22 条】

連携

市町村との連携【第 5 条】

- ・情報の提供、助言その他必要な支援

国との連携【第 6 条】

- ・国に対し必要な施策を要望

保護者の責任及び役割【第 7 条】

- ・子どもの教育について第一義的責任を有することの自覚
- ・子どもに愛情をもって接すること、幼少期における子どもとの安定した愛情の形成及び定着
- ・子どもの個性の尊重、生活のために必要な習慣の確立、自立心の育成及び心身の調和のとれた発達
- ・自らの成長
- ・幼少期の家庭教育の充実
- ・学校等との連携及び協働

祖父母の役割【第 8 条】

- ・子育てに関する知恵及び経験の活用
- ・保護者と連携しながら、家庭教育に対する支援及び協力

学校等の役割【第 9 条】

- ・保護者、地域住民及び地域活動団体との連携
- ・県及び市町村の施策への協力

地域住民及び地域活動団体の役割【第 10 条】

- ・保護者・学校等との連携
- ・地域環境の整備
- ・県及び市町村の施策への協力

事業者の役割【第 11 条】

- ・従業員の仕事及び家庭生活との両立が図られるような雇用環境の整備
- ・県及び市町村の施策への協力

(2) 条例制定後の主な取組

1 茨城県就学前教育・家庭教育推進アクションプランの策定

平成28年3月 「いばらき教育プラン」の策定

「子どもたちの自主性・自立性を育もう」をテーマとして掲げ、特に生涯にわたる人格形成の基礎を培う乳幼児期において、就学前教育・家庭教育の推進を最優先で取り組むこととした。

平成28年12月 「茨城県家庭教育を支援するための条例」が公布・施行

県民が一体となって、幼少期を中心とする家庭教育の方向が示された。

平成29年3月 「茨城県就学前教育・家庭教育推進ビジョン」を策定

就学前教育・家庭教育の目標や幼児期に育ってほしい子どもの姿などを示した。

平成30年3月 「茨城県就学前教育・家庭教育推進アクションプラン」を策定

「茨城県就学前教育・家庭教育推進ビジョン」で示した方向性を関係者間で共有し、社会全体で就学前教育及び家庭教育をより一層推進するための具体的な計画を示した。

令和4年3月 「茨城県就学前教育・家庭教育推進アクションプラン」(令和4～7年度)を策定(改定)

令和8年3月 「茨城県就学前教育・家庭教育推進アクションプラン」(令和8～11年度)を策定(改定)

2 条例制定時に課題とされた事項に係る調査結果等(「茨城県就学前教育・家庭教育推進アクションプラン」の進捗状況調査より)

【施策1】

○家庭教育推進協議会を設置している市町村の割合 (単位：%)

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
設置市町村	50.0	50.0	54.5	59.1	61.4	63.6	65.9

【施策3】

○家庭教育支援チーム(文部科学省)の登録数 (単位：団体)

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
登録団体数	22	24	24	34	39	42	43

【施策4】

○訪問型家庭教育支援に取り組む市町村数 (単位：市町村)

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
実施市町村数	17	17	21	23	26	28	29

3 条例の規定による事業等の実施状況及び成果並びに今後の取組

(1) 親としての学びの支援<第12条関係>

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]								
			今年度 当初予算額 [千円]								
【前年度の実施状況及び成果】 就学前教育・家庭教育推進事業	県	<実施状況> 1 家庭教育支援ポータルサイトや家庭教育支援資料等による学びの機会と情報の提供 家庭教育支援ポータルサイト「家庭教育応援ナビ」への保護者の興味関心の高い内容や子どもの発達段階に応じた家庭教育支援資料等の掲載、SNSによる情報発信等を行うとともに、家庭教育支援資料等の家庭教育学級・講座等での活用・周知を図った。 ・「家庭教育応援ナビ」年間アクセス回数 309,786回 2 家庭教育学級・講座の実施 幼児教育施設・学校・社会教育施設等において家庭教育学級・講座を開催したほか、県内4経済団体（茨城産業会議）と連携し、企業において家庭教育学級や子育て・家庭教育に関する情報提供を実施した。 <table><tr><th>実施区分</th><th>開催回数</th></tr><tr><td>幼児教育施設・学校・社会教育施設等</td><td>2,719回</td></tr><tr><td>企業</td><td>66回</td></tr><tr><td>合計</td><td>2,785回</td></tr></table> <成果> 「家庭教育応援ナビ」掲載情報の充実及び活用、家庭教育学級の実施等により、子育てや家庭教育に関する学びの機会や情報を提供し、家庭の教育力の向上に寄与することができた。 （教育庁総務企画部生涯学習課 就学前教育・家庭教育推進室）	実施区分	開催回数	幼児教育施設・学校・社会教育施設等	2,719回	企業	66回	合計	2,785回	1,557 (県単)
実施区分	開催回数										
幼児教育施設・学校・社会教育施設等	2,719回										
企業	66回										
合計	2,785回										
【今後の取組】 就学前教育・家庭教育推進事業	県	家庭教育の重要性を啓発するため、「家庭教育応援ナビ」や子どもの発達段階に応じた家庭教育支援資料を活用し、市町村やPTA、企業等と連携・協力した家庭教育支援を実施する。	3,163 (国補)								
【前年度の実施状況及び成果】 地域で支える	県	<実施状況> 地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チームが、各市町村において訪問型家庭教育支援や保護	9,367 (国補)								

家庭の教育力 向上事業		者への学びの提供などを行った。																																																																					
		<table><tr><td>市町村名</td><td>チーム数</td><td>市町村名</td><td>チーム数</td></tr><tr><td>水戸市</td><td>3</td><td>牛久市</td><td>1</td></tr><tr><td>ひたちなか市</td><td>1</td><td>つくば市</td><td>6</td></tr><tr><td>常陸大宮市</td><td>1</td><td>稲敷市</td><td>1</td></tr><tr><td>那珂市</td><td>1</td><td>美浦村</td><td>1</td></tr><tr><td>小美玉市</td><td>1</td><td>河内町</td><td>1</td></tr><tr><td>大洗町</td><td>1</td><td>古河市</td><td>1</td></tr><tr><td>日立市</td><td>1</td><td>結城市</td><td>2</td></tr><tr><td>高萩市</td><td>1</td><td>下妻市</td><td>1</td></tr><tr><td>鹿嶋市</td><td>1</td><td>常総市</td><td>1</td></tr><tr><td>潮来市</td><td>1</td><td>筑西市</td><td>2</td></tr><tr><td>行方市</td><td>1</td><td>坂東市</td><td>3</td></tr><tr><td>鉾田市</td><td>1</td><td>桜川市</td><td>1</td></tr><tr><td>土浦市</td><td>2</td><td>八千代町</td><td>1</td></tr><tr><td>石岡市</td><td>1</td><td>五霞町</td><td>1</td></tr><tr><td>取手市</td><td>2</td><td>境町</td><td>1</td></tr><tr><td colspan="2">合計</td><td colspan="2">43</td></tr></table>		市町村名	チーム数	市町村名	チーム数	水戸市	3	牛久市	1	ひたちなか市	1	つくば市	6	常陸大宮市	1	稲敷市	1	那珂市	1	美浦村	1	小美玉市	1	河内町	1	大洗町	1	古河市	1	日立市	1	結城市	2	高萩市	1	下妻市	1	鹿嶋市	1	常総市	1	潮来市	1	筑西市	2	行方市	1	坂東市	3	鉾田市	1	桜川市	1	土浦市	2	八千代町	1	石岡市	1	五霞町	1	取手市	2	境町	1	合計		43	
		市町村名		チーム数	市町村名	チーム数																																																																	
		水戸市		3	牛久市	1																																																																	
		ひたちなか市		1	つくば市	6																																																																	
		常陸大宮市		1	稲敷市	1																																																																	
		那珂市		1	美浦村	1																																																																	
		小美玉市		1	河内町	1																																																																	
		大洗町		1	古河市	1																																																																	
		日立市		1	結城市	2																																																																	
		高萩市		1	下妻市	1																																																																	
		鹿嶋市		1	常総市	1																																																																	
		潮来市		1	筑西市	2																																																																	
		行方市		1	坂東市	3																																																																	
		鉾田市		1	桜川市	1																																																																	
		土浦市		2	八千代町	1																																																																	
石岡市	1	五霞町	1																																																																				
取手市	2	境町	1																																																																				
合計		43																																																																					
＜成果＞																																																																							
家庭教育支援チームの設立・登録の働きかけにより、県内半数以上の30市町村において、家庭教育支援チームによる保護者の学びの機会や情報の提供、相談への対応等を行うことができた。																																																																							
(教育庁総務企画部生涯学習課 就学前教育・家庭教育推進室)																																																																							
【今後の取組】 地域で支える 家庭の教育力 向上事業	県	家庭教育支援チームの活動を通じて、地域の実情に応じた家庭教育支援の充実を図る。また、文部科学省への家庭教育支援チームの登録により、地域における家庭教育支援に関する基盤づくりを推進する。	11,059 (国補)																																																																				
【前年度の実 施 状 況 及 び 成果】 県立青少年教育施設指定管 理者指定事業	県	＜実施状況＞	—																																																																				
		1 未来を担う青少年育成(アクティブ・チャレンジ)事業																																																																					
		<table><tr><td>施設名</td><td>事業名</td><td>内容</td><td>参加者数</td></tr><tr><td rowspan="2">中央青年の家</td><td>子ども農業スクールin中央青年の家～苗植え体験～</td><td>自然体験活動</td><td>12人</td></tr><tr><td>子ども農業スクールin中央青年の家～収穫体験～</td><td>自然体験活動</td><td>12人</td></tr><tr><td>さしま少年自然の家</td><td>防災キャンプ～災害時に自分と家族を守る方法を学ぼう～</td><td>ハザードマップ・段ボールハウスづくり、非常食体験</td><td>27人</td></tr><tr><td colspan="3">合計</td><td>51人</td></tr></table>		施設名	事業名	内容	参加者数	中央青年の家	子ども農業スクールin中央青年の家～苗植え体験～	自然体験活動	12人	子ども農業スクールin中央青年の家～収穫体験～	自然体験活動	12人	さしま少年自然の家	防災キャンプ～災害時に自分と家族を守る方法を学ぼう～	ハザードマップ・段ボールハウスづくり、非常食体験	27人	合計			51人																																																	
		施設名		事業名	内容	参加者数																																																																	
		中央青年の家		子ども農業スクールin中央青年の家～苗植え体験～	自然体験活動	12人																																																																	
				子ども農業スクールin中央青年の家～収穫体験～	自然体験活動	12人																																																																	
		さしま少年自然の家		防災キャンプ～災害時に自分と家族を守る方法を学ぼう～	ハザードマップ・段ボールハウスづくり、非常食体験	27人																																																																	
		合計			51人																																																																		
		2 地域と施設をつなぐプラットフォーム構築事業																																																																					
		<table><tr><td>施設名</td><td>事業名</td><td>内容</td><td>参加者数</td></tr><tr><td>中央青年の家</td><td>“自然はともだち”乳幼児からのはじめてキャンプ</td><td>自然体験活動 創作活動 星座観察</td><td>35人</td></tr></table>		施設名	事業名	内容	参加者数	中央青年の家	“自然はともだち”乳幼児からのはじめてキャンプ	自然体験活動 創作活動 星座観察	35人																																																												
施設名	事業名	内容	参加者数																																																																				
中央青年の家	“自然はともだち”乳幼児からのはじめてキャンプ	自然体験活動 創作活動 星座観察	35人																																																																				

		<table> <tr> <td rowspan="3">中央青年の家</td><td>フレンドシップキャンプ～インクルーシブ教育～</td><td>自然体験活動 ゲーム 模擬キャンプ</td><td>114人</td></tr> <tr> <td>エンジョイDAYキャンプ～非日常で深めるキズナから</td><td>創作活動 野外体験活動</td><td>20人</td></tr> <tr> <td>学校へいきにくくなった子と家族のための親子キャンプ～今を感じよう・今を楽しもう～</td><td>保護者座談会 創作活動 自然体験活動</td><td>4人</td></tr> <tr> <td rowspan="4">さしま少年自然の家</td><td>パパ＆ママ交流!!～幼児からの始めてキャンプ～</td><td>遊び活動 子育て相談会 室内テント泊 創作活動</td><td>31人</td></tr> <tr> <td>家族間交流!!親子でさしまっ子キャンプ</td><td>保護者交流会 野外炊事 創作活動</td><td>56人</td></tr> <tr> <td>エンジョイキャンプ～自然の中での泊り体験～</td><td>創作活動 野外体験活動</td><td>16人</td></tr> <tr> <td>交流Dayキャンプ～非日常体験!～</td><td>室内キャンプ 野外活動 創作活動</td><td>114人</td></tr> <tr> <td colspan="3">合計</td><td>390人</td></tr> </table> <成果> 性別、年齢、障害の有無に関わらず、多様な人々を対象とした体験活動を通して、子どもたちの体験活動の充実と親子の触れ合いの機会を提供することができた。また、計画的な広報により、前年度比約3倍の参加者数となった。 (教育庁総務企画部生涯学習課)	中央青年の家	フレンドシップキャンプ～インクルーシブ教育～	自然体験活動 ゲーム 模擬キャンプ	114人	エンジョイDAYキャンプ～非日常で深めるキズナから	創作活動 野外体験活動	20人	学校へいきにくくなった子と家族のための親子キャンプ～今を感じよう・今を楽しもう～	保護者座談会 創作活動 自然体験活動	4人	さしま少年自然の家	パパ＆ママ交流!!～幼児からの始めてキャンプ～	遊び活動 子育て相談会 室内テント泊 創作活動	31人	家族間交流!!親子でさしまっ子キャンプ	保護者交流会 野外炊事 創作活動	56人	エンジョイキャンプ～自然の中での泊り体験～	創作活動 野外体験活動	16人	交流Dayキャンプ～非日常体験!～	室内キャンプ 野外活動 創作活動	114人	合計			390人	
中央青年の家	フレンドシップキャンプ～インクルーシブ教育～	自然体験活動 ゲーム 模擬キャンプ		114人																										
	エンジョイDAYキャンプ～非日常で深めるキズナから	創作活動 野外体験活動		20人																										
	学校へいきにくくなった子と家族のための親子キャンプ～今を感じよう・今を楽しもう～	保護者座談会 創作活動 自然体験活動	4人																											
さしま少年自然の家	パパ＆ママ交流!!～幼児からの始めてキャンプ～	遊び活動 子育て相談会 室内テント泊 創作活動	31人																											
	家族間交流!!親子でさしまっ子キャンプ	保護者交流会 野外炊事 創作活動	56人																											
	エンジョイキャンプ～自然の中での泊り体験～	創作活動 野外体験活動	16人																											
	交流Dayキャンプ～非日常体験!～	室内キャンプ 野外活動 創作活動	114人																											
合計			390人																											
【今後の取組】 県立青少年教育施設指定管理者指定事業	県	各事業内容をブラッシュアップし、より効果的な内容構成や手法を取り入れ、子どもの体験活動の充実や保護者の学びを推進する。	—																											
【前年度の実施状況及び成果】 県立青少年教育施設指定管理者自主事業	県	<実施状況> <table> <tr> <th>施設名</th><th>事業名</th><th>内容</th><th>参加者数</th></tr> <tr> <td rowspan="2">中央青年の家</td><td>家族でDIY工作教室～「ものづくり」の楽しさ体験～</td><td>木工創作活動、発表会</td><td>27人</td></tr> <tr> <td>親子星座観察会～外部講師の講座＆ハイスペック望遠鏡観察～</td><td>講義、観察会、発表会</td><td>14人</td></tr> <tr> <td rowspan="3">さしま少年自然の家</td><td>親子星座観察会(夏季)～家族で夜空を見上げてみよう～</td><td>講義、観察会、発表会</td><td>40人</td></tr> <tr> <td>親子星座観察会(冬季)～家族で夜空を見上げてみよう～</td><td>講義、観察会、発表会</td><td>50人</td></tr> <tr> <td>AR謎解きゲームウォークラリー</td><td>屋内活動、屋外活動</td><td>35人</td></tr> <tr> <td colspan="3">合計</td><td>166人</td></tr> </table>	施設名	事業名	内容	参加者数	中央青年の家	家族でDIY工作教室～「ものづくり」の楽しさ体験～	木工創作活動、発表会	27人	親子星座観察会～外部講師の講座＆ハイスペック望遠鏡観察～	講義、観察会、発表会	14人	さしま少年自然の家	親子星座観察会(夏季)～家族で夜空を見上げてみよう～	講義、観察会、発表会	40人	親子星座観察会(冬季)～家族で夜空を見上げてみよう～	講義、観察会、発表会	50人	AR謎解きゲームウォークラリー	屋内活動、屋外活動	35人	合計			166人	—		
施設名	事業名	内容	参加者数																											
中央青年の家	家族でDIY工作教室～「ものづくり」の楽しさ体験～	木工創作活動、発表会	27人																											
	親子星座観察会～外部講師の講座＆ハイスペック望遠鏡観察～	講義、観察会、発表会	14人																											
さしま少年自然の家	親子星座観察会(夏季)～家族で夜空を見上げてみよう～	講義、観察会、発表会	40人																											
	親子星座観察会(冬季)～家族で夜空を見上げてみよう～	講義、観察会、発表会	50人																											
	AR謎解きゲームウォークラリー	屋内活動、屋外活動	35人																											
合計			166人																											

		<成果> 外部講師や各プログラムの手立てを吟味し、親子が楽しく活動しながら家庭教育力を向上できる場を提供することができた。 (教育庁総務企画部生涯学習課)																				
【今後の取組】 県立青少年教育施設指定管理者自主事業	県	実施時期や内容を精査して、より効果的に子どもの自主性・自立性の育成や、親子の触れ合いや絆を深める機会を提供する。	—																			
【前年度の実施状況及び成果】 県生涯学習センター指定管理者指定事業	県	<実施状況> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th><th>事業名</th><th>内容</th><th>参加者数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水戸生涯学習センター</td><td>地域連携協働事業創出事業「みんなの子育て応援事業」</td><td>プレ企画、事例発表・シンポジウム、家庭教育学級合同講演会、こども・子育てフェスタ</td><td>延べ 2,487人 116団体</td></tr> <tr> <td rowspan="2">鹿行生涯学習センター</td><td>地域連携協働事業創出事業「JOBフェスタ」</td><td>小学生の親子を中心に、キャリアに関する体験ブースや講座及びバザー、展示を実施</td><td>延べ 1,952人</td></tr> <tr> <td>現代的課題対策講座「誰とでも笑顔でコミュニケーション！話の聞き方・言葉のかけ方講座」</td><td>対人スキルに悩みを抱える人に、時と場及び相手に応じたコミュニケーションの取り方を学ぶ機会を提供</td><td>延べ 50人</td></tr> <tr> <td colspan="3">合計</td><td>延べ 4,489人</td></tr> </tbody> </table> <成果> 様々な体験活動や講演会等をとおして、親としての子どもの関わり方を学んだり、家庭教育の重要性を実感したりする機会となった。 また、参加者同士がネットワークを構築する機会を提供することができた。 (教育庁総務企画部生涯学習課)	施設名	事業名	内容	参加者数	水戸生涯学習センター	地域連携協働事業創出事業「みんなの子育て応援事業」	プレ企画、事例発表・シンポジウム、家庭教育学級合同講演会、こども・子育てフェスタ	延べ 2,487人 116団体	鹿行生涯学習センター	地域連携協働事業創出事業「JOBフェスタ」	小学生の親子を中心に、キャリアに関する体験ブースや講座及びバザー、展示を実施	延べ 1,952人	現代的課題対策講座「誰とでも笑顔でコミュニケーション！話の聞き方・言葉のかけ方講座」	対人スキルに悩みを抱える人に、時と場及び相手に応じたコミュニケーションの取り方を学ぶ機会を提供	延べ 50人	合計			延べ 4,489人	—
施設名	事業名	内容	参加者数																			
水戸生涯学習センター	地域連携協働事業創出事業「みんなの子育て応援事業」	プレ企画、事例発表・シンポジウム、家庭教育学級合同講演会、こども・子育てフェスタ	延べ 2,487人 116団体																			
鹿行生涯学習センター	地域連携協働事業創出事業「JOBフェスタ」	小学生の親子を中心に、キャリアに関する体験ブースや講座及びバザー、展示を実施	延べ 1,952人																			
	現代的課題対策講座「誰とでも笑顔でコミュニケーション！話の聞き方・言葉のかけ方講座」	対人スキルに悩みを抱える人に、時と場及び相手に応じたコミュニケーションの取り方を学ぶ機会を提供	延べ 50人																			
合計			延べ 4,489人																			
【今後の取組】 県生涯学習センター指定管理者指定事業	県	子育てに役立つ知識や手法など、保護者のニーズを捉え、事業の企画・運営に反映させていく。 また、多様な主体や地域との連携強化、情報共有等を通じて、地域ぐるみでの家庭教育における保護者への支援を図る。	—																			
【前年度の実施状況及び成果】 県生涯学習セ	県	<実施状況> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th><th>事業名</th><th>内容</th><th>参加者数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県北生涯学習セン</td><td>親子でお星さま鑑賞会</td><td>星の観察</td><td>延べ 40人</td></tr> </tbody> </table>	施設名	事業名	内容	参加者数	県北生涯学習セン	親子でお星さま鑑賞会	星の観察	延べ 40人	—											
施設名	事業名	内容	参加者数																			
県北生涯学習セン	親子でお星さま鑑賞会	星の観察	延べ 40人																			

ンター指定管理者自主事業		ター	センターフェスティバル	未就学児及び小学低学年の親子を対象に、様々な体験ブースを設置	延べ 4,292人																
			プログラミング教室	スクラッチ「ゲーム」を改造して楽しもう！	延べ 48人																
			親子で学ぶお魚料理教室	親子で鰹を使った料理作りを体験	24人																
		鹿行生涯学習センター	男女共同参画事業「副島淳氏（俳優・タレント）講演会」	男女共同参画社会の実現に資するための講演会を開催	延べ 197人																
			児童・青少年健全育成事業「わくわくデザイン！今日からガラスアート職人」	子どもたちの豊かな感性や創造性を育むため、ガラスアートに取り組むワークショップを開催	延べ 113人																
			児童探究サポート事業「レイクエコーでラーケーション！サイエンスを学ぶ2日間」	児童の体験的・探究的な学びの機会を提供するため、ラーケーション対応事業を実施	延べ 21人																
		県南生涯学習センター	親子プログラミング体験講座	Scratchを使いプログラミングを親子で体験	延べ 74組 148人																
		合計					延べ 4,883人														
		<成果> 学びをとおして子育てに関する知識や理解を深めるとともに、親子が触れ合う機会を創出することができた。 （教育庁総務企画部生涯学習課）																			
		【今後の取組】 県生涯学習センター指定管理者自主事業	県	引き続き、体験活動を通じた親子の触れ合いの機会を創出していくとともに、継続的に講座や交流会等を開催し、家庭教育に関する保護者への支援を図っていく。				—													
【前年度の実施状況及び成果】 非行防止教室の実施	県	<実施状況> <table><tr><td></td><td>保育所幼稚園</td><td>小学校</td><td>中学校</td><td>高等学校</td><td>その他学校等</td><td>合計</td></tr><tr><td>実施回数</td><td>2回</td><td>386回</td><td>165回</td><td>103回</td><td>70回</td><td>726回</td></tr></table>						保育所幼稚園	小学校	中学校	高等学校	その他学校等	合計	実施回数	2回	386回	165回	103回	70回	726回	—
			保育所幼稚園	小学校	中学校	高等学校	その他学校等	合計													
実施回数	2回	386回	165回	103回	70回	726回															
<成果> 非行防止教室において、インターネットの利便性の陰に潜む危険性やフィルタリングの重要性、薬物乱用の危険性や有害性を呼びかけることにより、少年の非行防止、健全育成を図ることができた。 （警察本部生活安全部人身安全少年課）																					

【今後の取組】 非行防止教室 の実施	県	子どもや保護者を対象に、子どもの発達段階に応じた非行防止教室（薬物乱用防止教室を含む。）を実施し、非行防止、健全育成を図る。	—
--------------------------	---	--	---

（２）親になるための学びの推進＜第 13 条関係＞

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 ライフデザイン形成支援事業・高校生のライフデザインセミナー	県	＜実施状況＞ 高等学校28校においてNP0等と連携し、「赤ちゃんふれあい体験授業」を開催した。また、高等学校5校において、外部講師によるライフデザインに関する講演会を開催した。 【赤ちゃんふれあい体験授業開催校】 実施校 28校 参加者数 2,431人 【外部講師による講演開催校】 実施校 5校 参加者数 562人 ＜成果＞ 直接、赤ちゃんに触れ合う体験により、高校生に「子育てに良い印象がもてた」「子育ては楽しい」という意識をもってもらうことができた。 また、外部講師による講演において、「自分の人生を考えるきっかけになった」「子どもができたらず育てをしながら仕事をしたい」など、前向きな意識を醸成することができた。 （福祉部子ども政策局 少子化対策課）	4,020 （国補）
【今後の取組】 ライフデザイン形成支援事業・高校生のライフデザインセミナー	県	進学や就職等、自分の将来について考える時期である高校生を対象に、ライフデザインセミナーを開催することにより、結婚や出産、子育てに対するポジティブな意識を醸成し、進学・就職後のライフデザインの形成を支援する。	4,340 （国補）

（３）家庭における就学前教育の充実＜第 14 条関係＞

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]

【前年度の実施状況及び成果】 就学前教育・家庭教育推進事業	県	【再掲】 事業概要、実施状況及び成果については、3ページ参照。 (教育庁総務企画部生涯学習課 就学前教育・家庭教育推進室)	1,557 (県単)																				
【今後の取組】 就学前教育・家庭教育推進事業	県	【再掲】 今後の取組については、3ページ参照。	3,163 (国補)																				
【前年度の実施状況及び成果】 県立青少年教育施設指定管理者指定事業	県	【再掲】 事業概要、実施状況及び成果については、4ページ参照。 (教育庁総務企画部生涯学習課)	—																				
【今後の取組】 県立青少年教育施設指定管理者指定事業	県	【再掲】 今後の取組については、5ページ参照。	—																				
【前年度の実施状況及び成果】 県生涯学習センター指定管理者自主事業	県	<実施状況> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th><th>事業名</th><th>内容</th><th>参加者数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県北生涯学習センター</td><td>センターフェスティバル</td><td>未就学児及び小学低学年の親子を対象に、様々な体験ブースを設置</td><td>延べ 4,292人</td></tr> <tr> <td>県南生涯学習センター</td><td>エンジョイホリデー</td><td>未就学児及び低学年の親子を対象に、季節の工作、折り紙、パルーンアートの体験</td><td>延べ 140人</td></tr> <tr> <td>県西生涯学習センター</td><td>「乳幼児からの♪英語とふれあうリトミック&コンサート」</td><td>親子で触れ合ったり体を動かしたりしながら、英語の曲や親しみのある音楽の生演奏を楽しむ。同じ世代の子どもを持つ保護者同士が交流できる場所を提供する。</td><td>46人</td></tr> <tr> <td colspan="3">合計</td><td>4,478人</td></tr> </tbody> </table> <成果> 就学前の子とその親を対象とした体験的な事業を実施することにより、親子の触れ合いや学びの機会を増やすなど、家庭教育支援の一助となった。 (教育庁総務企画部生涯学習課)	施設名	事業名	内容	参加者数	県北生涯学習センター	センターフェスティバル	未就学児及び小学低学年の親子を対象に、様々な体験ブースを設置	延べ 4,292人	県南生涯学習センター	エンジョイホリデー	未就学児及び低学年の親子を対象に、季節の工作、折り紙、パルーンアートの体験	延べ 140人	県西生涯学習センター	「乳幼児からの♪英語とふれあうリトミック&コンサート」	親子で触れ合ったり体を動かしたりしながら、英語の曲や親しみのある音楽の生演奏を楽しむ。同じ世代の子どもを持つ保護者同士が交流できる場所を提供する。	46人	合計			4,478人	—
施設名	事業名	内容	参加者数																				
県北生涯学習センター	センターフェスティバル	未就学児及び小学低学年の親子を対象に、様々な体験ブースを設置	延べ 4,292人																				
県南生涯学習センター	エンジョイホリデー	未就学児及び低学年の親子を対象に、季節の工作、折り紙、パルーンアートの体験	延べ 140人																				
県西生涯学習センター	「乳幼児からの♪英語とふれあうリトミック&コンサート」	親子で触れ合ったり体を動かしたりしながら、英語の曲や親しみのある音楽の生演奏を楽しむ。同じ世代の子どもを持つ保護者同士が交流できる場所を提供する。	46人																				
合計			4,478人																				
【今後の取組】 県生涯学習センター指定管理者自主事業	県	県生涯学習センターにおいて、引き続き就学前の子とその親を対象とした体験的な講座を開催し、就学前の子の学びの充実と家庭教育に関する親の理解の深化を図る。	—																				

(4) 幼稚園等に対する就学前教育の支援<第15条関係>

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]						
			今年度 当初予算額 [千円]						
【前年度の実施状況及び成果】 就学前教育・家庭教育推進事業	県	<実施状況> 1 市町村幼児教育担当者研修の開催 幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図るため、市町村の幼児教育アドバイザー等の資質向上及び管理職の理解促進を図るための研修を行った。 <table><tr><th>研修内容</th><th>回数</th><th>参加者数</th></tr><tr><td>幼児教育の理解、保幼小の架け橋プログラム推進に関する講義（管理職向け動画配信含む）、情報交換、実践事例発表等</td><td>3回</td><td>888人</td></tr></table>	研修内容	回数	参加者数	幼児教育の理解、保幼小の架け橋プログラム推進に関する講義（管理職向け動画配信含む）、情報交換、実践事例発表等	3回	888人	1,557 (県単)
		研修内容	回数	参加者数					
幼児教育の理解、保幼小の架け橋プログラム推進に関する講義（管理職向け動画配信含む）、情報交換、実践事例発表等	3回	888人							
2 保幼小接続担当者研修の開催 幼児教育施設及び小学校において架け橋カリキュラムの作成・実施に携わる保育者及び教員等の資質向上のための研修を行った。 <table><tr><th>研修内容</th><th>回数</th><th>参加者数</th></tr><tr><td>幼児教育の理解及び特別支援教育における保幼小接続の質の向上、架け橋カリキュラムの作成・実施に関する講義(動画配信含む)、グループ協議、実践事例発表等</td><td>4回</td><td>3,780人</td></tr></table>	研修内容	回数	参加者数	幼児教育の理解及び特別支援教育における保幼小接続の質の向上、架け橋カリキュラムの作成・実施に関する講義(動画配信含む)、グループ協議、実践事例発表等	4回	3,780人			
研修内容	回数	参加者数							
幼児教育の理解及び特別支援教育における保幼小接続の質の向上、架け橋カリキュラムの作成・実施に関する講義(動画配信含む)、グループ協議、実践事例発表等	4回	3,780人							
		3 「家庭教育応援ナビ」の活用による園内・校内研修支援 「家庭教育応援ナビ」に動画・資料を掲載した。 【掲載資料】 ・就学前教育・家庭教育推進動画・資料 ・保幼小接続関係研修資料及び実践事例 ・架け橋カリキュラム作成ガイドブック ・「茨城の幼児教育」 等 <成果> 各研修により、市町村における保幼小接続への組織的な取組を推進するとともに、幼児教育施設・小学校における接続の質の向上や架け橋カリキュラムの作成・実施等につなげることができた。 (教育庁総務企画部生涯学習課 就学前教育・家庭教育推進室)							
【今後の取組】 就学前教育・家庭教育推進事業	県	保育と教育の質の向上を図るとともに、市町村や学校区において架け橋カリキュラムの策定・実施・改善に関わる人材を育成する。	3,163 (国補)						

(5) 人材養成等＜第16条関係＞

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]												
			今年度 当初予算額 [千円]												
【前年度の実施状況及び成果】 就学前教育・家庭教育推進事業	県	<実施状況> ○家庭教育学級実践研修の開催 家庭教育推進員等の資質向上のための研修を行った。 <table><tr><th>研修内容</th><th>回数</th><th>参加者数</th></tr><tr><td>保護者同士のつながりを意識した家庭教育学級運営に関する講義、グループワーク</td><td>2回</td><td>94人</td></tr></table> <成果> 市町村の家庭教育学級等で活用できる具体的な手法を学ぶとともに、研修後に他地区での実践を参観する機会を設定したことにより、理解促進を図ることができた。 (教育庁総務企画部生涯学習課 就学前教育・家庭教育推進室)	研修内容	回数	参加者数	保護者同士のつながりを意識した家庭教育学級運営に関する講義、グループワーク	2回	94人	1,557 (県単)						
研修内容	回数	参加者数													
保護者同士のつながりを意識した家庭教育学級運営に関する講義、グループワーク	2回	94人													
【今後の取組】 就学前教育・家庭教育推進事業	県	市町村やPTA等と連携・協力し、家庭教育を推進する人材の育成と活用により、個々の保護者に対して、子育てに関する情報提供や家庭教育の重要性を啓発し、家庭の教育力の向上を図る。	3,163 (国補)												
【前年度の実施状況及び成果】 地域で支える家庭の教育力向上事業	県	<実施状況> 1 市町村家庭教育支援担当者研修の開催 市町村家庭教育支援担当者を対象に、家庭教育支援関連事業を企画、運営するための資質・技能を高めるための研修を行った。 <table><tr><th>研修内容</th><th>回数</th><th>参加者数</th></tr><tr><td>保護者の立場に寄り添った家庭教育支援等に関する講義、実践発表、情報交換及び地区別による家庭教育学級参観</td><td>3回</td><td>150人</td></tr></table> 2 家庭教育関係基礎研修の開催 市町村の家庭教育推進員や訪問型家庭教育支援員等を対象に、家庭教育を支援するための資質・技能を習得するため動画配信による研修を行った。 <table><tr><th>研修内容</th><th>回数</th><th>参加者数</th></tr><tr><td>家庭教育支援に必要な知識や技能、現代的な課題等に関する講義</td><td>2回</td><td>766人</td></tr></table>	研修内容	回数	参加者数	保護者の立場に寄り添った家庭教育支援等に関する講義、実践発表、情報交換及び地区別による家庭教育学級参観	3回	150人	研修内容	回数	参加者数	家庭教育支援に必要な知識や技能、現代的な課題等に関する講義	2回	766人	9,367 (国補)
研修内容	回数	参加者数													
保護者の立場に寄り添った家庭教育支援等に関する講義、実践発表、情報交換及び地区別による家庭教育学級参観	3回	150人													
研修内容	回数	参加者数													
家庭教育支援に必要な知識や技能、現代的な課題等に関する講義	2回	766人													

		3 訪問型家庭教育支援員資質向上研修の開催 市町村の訪問型家庭教育支援体制の構築・充実及び訪問型家庭教育支援員の資質向上を図るための研修を行った。 <table><tr><td>研修内容</td><td>回数</td><td>参加者数</td></tr><tr><td>保護者対応における傾聴・共感の姿勢、支援家庭の状況把握・必要情報の伝達能力の習得等に関する講義・事例検討・意見交換</td><td>3回</td><td>143人</td></tr></table> 4 外国籍家庭支援研修の開催 増加する外国籍家庭の保護者からの相談に対応できる支援員を育成するための研修を行った。 <table><tr><td>研修内容</td><td>回数</td><td>参加者数</td></tr><tr><td>外国籍家庭の実態や課題の理解、やさしい日本語の活用や学校・行政と連携した支援等に関する講義、事例検討実践発表等</td><td>3回</td><td>100人</td></tr></table> <成果> 各研修を通して、各市町村の取組の成果や課題を把握し、支援に必要な資質・技能を高めることにより、市町村における家庭教育支援施策に活かすことができたほか、グループワークや情報交換の機会を設けたことにより、家庭教育関係者間のネットワークづくりに寄与することができた。 また、外国籍家庭支援研修では、研修終了後、受講者と市町村とのマッチングを実施し、外国籍家庭支援活動に繋げることができた。 (教育庁総務企画部生涯学習課 就学前教育・家庭教育推進室)	研修内容	回数	参加者数	保護者対応における傾聴・共感の姿勢、支援家庭の状況把握・必要情報の伝達能力の習得等に関する講義・事例検討・意見交換	3回	143人	研修内容	回数	参加者数	外国籍家庭の実態や課題の理解、やさしい日本語の活用や学校・行政と連携した支援等に関する講義、事例検討実践発表等	3回	100人	
研修内容	回数	参加者数													
保護者対応における傾聴・共感の姿勢、支援家庭の状況把握・必要情報の伝達能力の習得等に関する講義・事例検討・意見交換	3回	143人													
研修内容	回数	参加者数													
外国籍家庭の実態や課題の理解、やさしい日本語の活用や学校・行政と連携した支援等に関する講義、事例検討実践発表等	3回	100人													
【今後の取組】 地域で支える 家庭の教育力 向上事業	県	社会全体で家庭教育を支援する必要性を踏まえ、地域の人材を活用した家庭教育支援に取り組む市町村を支援する。	11,059 (国補)												
【前年度の実 施 状 況 及 び 成 果】 PTA 指導者研 修資料作成	県	<実施状況> PTA指導者の資質向上を支援するため、「PTA指導者研修資料」を作成し、「家庭教育応援ナビ」に掲載するとともに、県域PTAを通じて周知した。 【掲載内容】 ・研修テーマ「学校・家庭・地域社会の連携を担うPTA活動の在り方」 ・研修内容及び話し合いのための具体的な項目 ・参考資料 <成果> 「PTA指導者研修資料」を作成・周知し、指導者の資質向上及び活動の充実を支援することにより、保	—												

		護者への家庭教育に関する学びの機会と情報の提供に寄与することができた。 (教育庁総務企画部生涯学習課 就学前教育・家庭教育推進室)																																		
【今後の取組】 PTA 指導者研修資料作成	県	「PTA指導者研修資料」の内容充実及び活用促進を図り、指導者の資質向上を支援する。	—																																	
【前年度の実施状況及び成果】 県生涯学習センター指定管理者指定事業	県	<実施状況><table><tr><th>施設名</th><th>事業名</th><th>内容</th><th>参加者数</th></tr><tr><td rowspan="5">水戸生涯学習センター</td><td rowspan="5">課題解決チャレンジ事業「家庭教育・こども・子育て応援プロジェクト」</td><td>子育て支援関係者会議（大洗町こども課、教育委員会等）</td><td>全4回 延べ8人</td></tr><tr><td>家庭教育学級全体研修会</td><td>全2回 延べ45人</td></tr><tr><td>家庭教育with地域人材（保護者同士のつながりづくり）</td><td>全8回 延べ235人</td></tr><tr><td>まなんでHAPPYプログラム（親子触れ合い活動）</td><td>全7回 延べ348人</td></tr><tr><td>専門家による支援員研修</td><td>全1回 延べ40人</td></tr><tr><td rowspan="5">鹿行生涯学習センター</td><td rowspan="4">課題解決チャレンジ事業「地域の活動者（プレーヤー）を巻き込んだ子育て支援」『地域活動者の参画による実践活動』</td><td>高校生等のボランティア及び活動者におけるブースの運営についての実践研修（『くるりん森 こどもの日フェスティバル』）</td><td>27人 （体験活動参加者 157人）</td></tr><tr><td>視察研修（『こどもナイトスポーツフェスティバル 2025』）</td><td>8人</td></tr><tr><td>高校生等のボランティア及び活動者におけるブースの運営についての実践研修（『くるりん森 夏祭り』）</td><td>16人 （体験活動参加者 217人）</td></tr><tr><td>開発委員会及び改善プログラム実施報告等（打ち合わせ、今後の活動についての情報交換等）</td><td>全4回 延べ37人</td></tr><tr><td>生涯学習ボランティアセンター事業</td><td>ボランティアニーズの高い分野の研修「託児実践研修」</td><td>延べ2人</td></tr><tr><td colspan="3">合計</td><td>766人</td></tr></table><成果> 関係各機関との会議を計画的に実施し、家庭教育や子育て支援の連携を強化した。研修プログラムの開発・実施により、保護者の知識やスキルの向上、地域とのつながりが促進された。大洗町では、訪問型家庭教育支援事業をとおした家庭教育支援及び	施設名	事業名	内容	参加者数	水戸生涯学習センター	課題解決チャレンジ事業「家庭教育・こども・子育て応援プロジェクト」	子育て支援関係者会議（大洗町こども課、教育委員会等）	全4回 延べ8人	家庭教育学級全体研修会	全2回 延べ45人	家庭教育with地域人材（保護者同士のつながりづくり）	全8回 延べ235人	まなんでHAPPYプログラム（親子触れ合い活動）	全7回 延べ348人	専門家による支援員研修	全1回 延べ40人	鹿行生涯学習センター	課題解決チャレンジ事業「地域の活動者（プレーヤー）を巻き込んだ子育て支援」『地域活動者の参画による実践活動』	高校生等のボランティア及び活動者におけるブースの運営についての実践研修（『くるりん森 こどもの日フェスティバル』）	27人 （体験活動参加者 157人）	視察研修（『こどもナイトスポーツフェスティバル 2025』）	8人	高校生等のボランティア及び活動者におけるブースの運営についての実践研修（『くるりん森 夏祭り』）	16人 （体験活動参加者 217人）	開発委員会及び改善プログラム実施報告等（打ち合わせ、今後の活動についての情報交換等）	全4回 延べ37人	生涯学習ボランティアセンター事業	ボランティアニーズの高い分野の研修「託児実践研修」	延べ2人	合計			766人	—
施設名	事業名	内容	参加者数																																	
水戸生涯学習センター	課題解決チャレンジ事業「家庭教育・こども・子育て応援プロジェクト」	子育て支援関係者会議（大洗町こども課、教育委員会等）	全4回 延べ8人																																	
		家庭教育学級全体研修会	全2回 延べ45人																																	
		家庭教育with地域人材（保護者同士のつながりづくり）	全8回 延べ235人																																	
		まなんでHAPPYプログラム（親子触れ合い活動）	全7回 延べ348人																																	
		専門家による支援員研修	全1回 延べ40人																																	
鹿行生涯学習センター	課題解決チャレンジ事業「地域の活動者（プレーヤー）を巻き込んだ子育て支援」『地域活動者の参画による実践活動』	高校生等のボランティア及び活動者におけるブースの運営についての実践研修（『くるりん森 こどもの日フェスティバル』）	27人 （体験活動参加者 157人）																																	
		視察研修（『こどもナイトスポーツフェスティバル 2025』）	8人																																	
		高校生等のボランティア及び活動者におけるブースの運営についての実践研修（『くるりん森 夏祭り』）	16人 （体験活動参加者 217人）																																	
		開発委員会及び改善プログラム実施報告等（打ち合わせ、今後の活動についての情報交換等）	全4回 延べ37人																																	
	生涯学習ボランティアセンター事業	ボランティアニーズの高い分野の研修「託児実践研修」	延べ2人																																	
合計			766人																																	

		家庭教育や子育て支援に関する支援情報を集約した子育て情報誌の発行に至った。 (教育庁総務企画部生涯学習課)	
【今後の取組】 県生涯学習センター指定管理者指定事業	県	引き続き、関係各機関との会議の実施、研修プログラムの充実、交流の場の提供、情報発信の強化等を行い、家庭教育に関する保護者への支援を図る。 また、高校生・市職員・地域ボランティア等の地域の活動者が、気軽に相談し合えるネットワークの構築や他団体の活動を参考に、新たな活動や活動内容に取り組む機運の醸成を図る。	—

(6) 多様な家庭環境に配慮した支援＜第17条関係＞

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]																																																																																																																																																																								
			今年度 当初予算額 [千円]																																																																																																																																																																								
【前年度の実施状況及び成果】 地域で支える家庭の教育力向上事業	県	＜実施状況＞	9,367 (国補)																																																																																																																																																																								
		1 市町村が抱える課題に応じた訪問型家庭教育支援の実施 (29市町村)																																																																																																																																																																									
		<table><tr><th rowspan="2">市町村名</th><th rowspan="2">支援員数(人)</th><th colspan="3">支援回数 (回)</th><th rowspan="2">事業開始年度</th></tr><tr><th>全戸訪問</th><th>保護者が集まる場での支援</th><th>個別支援</th></tr><tr><td>水戸市</td><td>11</td><td>70</td><td>29</td><td>12</td><td>H30</td></tr><tr><td>常陸大宮市</td><td>4</td><td>0</td><td>173</td><td>38</td><td>R 1</td></tr><tr><td>那珂市</td><td>8</td><td>468</td><td>0</td><td>0</td><td>R 6</td></tr><tr><td>小美玉市</td><td>4</td><td>0</td><td>2</td><td>13</td><td>R 3</td></tr><tr><td>高萩市</td><td>8</td><td>0</td><td>0</td><td>7</td><td>H28</td></tr><tr><td>鹿嶋市</td><td>8</td><td>473</td><td>1</td><td>22</td><td>H29</td></tr><tr><td>潮来市</td><td>8</td><td>300</td><td>0</td><td>0</td><td>R 4</td></tr><tr><td>行方市</td><td>8</td><td>157</td><td>2</td><td>7</td><td>H30</td></tr><tr><td>鉾田市</td><td>4</td><td>0</td><td>231</td><td>130</td><td>H29</td></tr><tr><td>土浦市</td><td>68</td><td>0</td><td>870</td><td>37</td><td>R 5</td></tr><tr><td>石岡市</td><td>6</td><td>0</td><td>458</td><td>4</td><td>H30</td></tr><tr><td>取手市</td><td>6</td><td>658</td><td>0</td><td>0</td><td>H30</td></tr><tr><td>牛久市</td><td>18</td><td>0</td><td>0</td><td>114</td><td>R 1</td></tr><tr><td>稲敷市</td><td>13</td><td>0</td><td>4</td><td>227</td><td>R 1</td></tr><tr><td>美浦村</td><td>4</td><td>0</td><td>0</td><td>108</td><td>H29</td></tr><tr><td>河内町</td><td>4</td><td>25</td><td>25</td><td>6</td><td>H30</td></tr><tr><td>結城市</td><td>4</td><td>0</td><td>0</td><td>9</td><td>R 3</td></tr><tr><td>下妻市</td><td>6</td><td>0</td><td>243</td><td>46</td><td>H29</td></tr><tr><td>常総市</td><td>10</td><td>0</td><td>92</td><td>5</td><td>R 3</td></tr><tr><td>筑西市</td><td>6</td><td>0</td><td>0</td><td>55</td><td>R 1</td></tr><tr><td>坂東市</td><td>12</td><td>0</td><td>0</td><td>140</td><td>H28</td></tr><tr><td>桜川市</td><td>7</td><td>0</td><td>343</td><td>0</td><td>R 3</td></tr><tr><td>八千代町</td><td>4</td><td>0</td><td>117</td><td>22</td><td>R 5</td></tr><tr><td>五霞町</td><td>8</td><td>35</td><td>70</td><td>10</td><td>R 1</td></tr><tr><td>境町</td><td>14</td><td>0</td><td>29</td><td>1</td><td>H29</td></tr><tr><td>合計</td><td>253</td><td>2,186</td><td>2,689</td><td>1,013</td><td></td></tr></table>			市町村名	支援員数(人)	支援回数 (回)			事業開始年度	全戸訪問	保護者が集まる場での支援	個別支援	水戸市	11	70	29	12	H30	常陸大宮市	4	0	173	38	R 1	那珂市	8	468	0	0	R 6	小美玉市	4	0	2	13	R 3	高萩市	8	0	0	7	H28	鹿嶋市	8	473	1	22	H29	潮来市	8	300	0	0	R 4	行方市	8	157	2	7	H30	鉾田市	4	0	231	130	H29	土浦市	68	0	870	37	R 5	石岡市	6	0	458	4	H30	取手市	6	658	0	0	H30	牛久市	18	0	0	114	R 1	稲敷市	13	0	4	227	R 1	美浦村	4	0	0	108	H29	河内町	4	25	25	6	H30	結城市	4	0	0	9	R 3	下妻市	6	0	243	46	H29	常総市	10	0	92	5	R 3	筑西市	6	0	0	55	R 1	坂東市	12	0	0	140	H28	桜川市	7	0	343	0	R 3	八千代町	4	0	117	22	R 5	五霞町	8	35	70	10	R 1	境町	14	0	29	1	H29	合計	253	2,186	2,689	1,013		※上記のほか、日立市、笠間市、ひたちなか市及び大洗町は本事業外で実施	
		市町村名					支援員数(人)	支援回数 (回)			事業開始年度																																																																																																																																																																
					全戸訪問	保護者が集まる場での支援		個別支援																																																																																																																																																																			
		水戸市			11	70	29	12	H30																																																																																																																																																																		
		常陸大宮市			4	0	173	38	R 1																																																																																																																																																																		
		那珂市			8	468	0	0	R 6																																																																																																																																																																		
		小美玉市			4	0	2	13	R 3																																																																																																																																																																		
		高萩市			8	0	0	7	H28																																																																																																																																																																		
		鹿嶋市			8	473	1	22	H29																																																																																																																																																																		
		潮来市			8	300	0	0	R 4																																																																																																																																																																		
		行方市			8	157	2	7	H30																																																																																																																																																																		
		鉾田市			4	0	231	130	H29																																																																																																																																																																		
		土浦市			68	0	870	37	R 5																																																																																																																																																																		
		石岡市			6	0	458	4	H30																																																																																																																																																																		
		取手市			6	658	0	0	H30																																																																																																																																																																		
		牛久市			18	0	0	114	R 1																																																																																																																																																																		
		稲敷市			13	0	4	227	R 1																																																																																																																																																																		
		美浦村			4	0	0	108	H29																																																																																																																																																																		
		河内町			4	25	25	6	H30																																																																																																																																																																		
		結城市			4	0	0	9	R 3																																																																																																																																																																		
		下妻市			6	0	243	46	H29																																																																																																																																																																		
		常総市			10	0	92	5	R 3																																																																																																																																																																		
		筑西市			6	0	0	55	R 1																																																																																																																																																																		
		坂東市			12	0	0	140	H28																																																																																																																																																																		
		桜川市			7	0	343	0	R 3																																																																																																																																																																		
		八千代町			4	0	117	22	R 5																																																																																																																																																																		
五霞町	8	35	70	10	R 1																																																																																																																																																																						
境町	14	0	29	1	H29																																																																																																																																																																						
合計	253	2,186	2,689	1,013																																																																																																																																																																							

		2 スーパーバイザーの派遣 市町村が実施する訪問型家庭教育支援において、特に困難な問題を抱える家庭への支援の充実を図るため、専門的な知識と経験をもつ家庭教育支援スーパーバイザーを市町村が開催するケース会議等に派遣して指導・助言を行った。 ・派遣回数：11市町、延べ24回 3 好事例集の作成 訪問型家庭教育支援をさらに充実させるため、事業を実施している市町村の効果的な支援や工夫した取組などを好事例集（9事例）としてまとめ、全市町村へ配布した。 <成果> 各市町村の課題に応じた取組方法の提案や好事例集の提供により、市町村の理解が進み、29市町村において訪問型家庭教育支援を実施することができた。 また、各市町へのスーパーバイザー派遣により、訪問型家庭教育支援員の悩みや関係機関との連携について直接助言を行った。その結果、支援を行った家庭の97.0%で状況が改善した。 （教育庁総務企画部生涯学習課 就学前教育・家庭教育推進室）	
【今後の取組】 地域で支える 家庭の教育力 向上事業	県	社会全体で家庭教育を支援する必要性を踏まえ、地域の人材を活用した訪問型家庭教育支援に取り組む市町村を支援する。	11,059 (国補)
【前年度の実 施状況及び 成果】 「いばらき教 育の日・教育 月間」シンポ ジウム	県	<実施状況> ○シンポジウムの開催 ・テーマ：情報化の進展と教育 ・日時：令和7年11月15日（土） ・会場：茨城県庁 講堂 ・参加者：県内在住の小中高生とその保護者、教育関係者 ほか ・内容 <基調講演> 演題 「作り方を作る」 講師 佐藤 雅彦（さとう まさひこ）氏 （東京藝術大学大学院名誉教授） <パネルディスカッション> モデレーター 生井 秀一 （茨城県立下妻第一高等学校・附属中学校校長）	972 (県単)

		パネリスト 多田 遥香 (株式会社 Griteen 代表取締役社長) 浅沼 琉音 (茨城県立水戸第一高等学校第2学年) 千葉 徹也 (茨城県教育庁学校教育部教育改革課 ICT改革推進室指導主事) <成果> 小中高生とその保護者、教育関係者を中心に275名が参加。参加者満足度は98%。子どもから大人まで幅広い世代が楽しく学びながら新たな視点を得られる良い機会となった。 (教育庁総務企画部生涯学習課)																
【今後の取組】 「いばらき教育の日・教育月間」シンポジウム	県	県民の教育に対する関心と理解を深め、学校、家庭及び地域社会が連携して本県教育の充実と発展を図ることにより、豊かな心と確かな学力を備えた明日の茨城を担う子どもたちを育成するとともに、生涯にわたって自ら学び、郷土を愛し、地域社会の形成に主体的に参画する人づくりを進めるため、現代的教育課題をテーマにシンポジウムを開催する。	1,200 (県単)															
【前年度の実施状況及び成果】 県生涯学習センター指定管理者指定事業	県	<実施状況> ○地域連携協働事業創出事業県域フォーラム 県西生涯学習センターがホストとなり、他の4センターも同時にオンラインで基調講演（演題「あなたの近くで、不登校・ひきこもり支援を」）を視聴。その後、各センターにて座談会等を実施。 <table><tr><th>施設名</th><th>内容</th><th>参加者数</th></tr><tr><td>水戸生涯学習センター</td><td>・講義、グループワーク、交流会 「デジタルでつながる『居場所』づくり」</td><td>40人</td></tr><tr><td>県北生涯学習センター</td><td>・グループ協議 『「ここにてもいい」って思える場所、ありますか?』</td><td>26人</td></tr><tr><td>鹿行生涯学習センター</td><td>・事例発表 「学校に行けていないお子さんを見守る方々の居場所づくりについて」 ・座談会 「安心できる居場所、ありますか?」</td><td>47人</td></tr><tr><td>県南生涯学習センター</td><td>・事例発表及び意見交換会 「子どもの未来を考える ～私たちがつくる、学校のもう一つの教室～」</td><td>23人</td></tr></table>	施設名	内容	参加者数	水戸生涯学習センター	・講義、グループワーク、交流会 「デジタルでつながる『居場所』づくり」	40人	県北生涯学習センター	・グループ協議 『「ここにてもいい」って思える場所、ありますか?』	26人	鹿行生涯学習センター	・事例発表 「学校に行けていないお子さんを見守る方々の居場所づくりについて」 ・座談会 「安心できる居場所、ありますか?」	47人	県南生涯学習センター	・事例発表及び意見交換会 「子どもの未来を考える ～私たちがつくる、学校のもう一つの教室～」	23人	—
施設名	内容	参加者数																
水戸生涯学習センター	・講義、グループワーク、交流会 「デジタルでつながる『居場所』づくり」	40人																
県北生涯学習センター	・グループ協議 『「ここにてもいい」って思える場所、ありますか?』	26人																
鹿行生涯学習センター	・事例発表 「学校に行けていないお子さんを見守る方々の居場所づくりについて」 ・座談会 「安心できる居場所、ありますか?」	47人																
県南生涯学習センター	・事例発表及び意見交換会 「子どもの未来を考える ～私たちがつくる、学校のもう一つの教室～」	23人																

		県西生涯学習センター ・座談会 ・「居場所だと思った瞬間とその理由」 パネリストの体験や思いに耳を傾けながら、「居場所とは何か」を考える。 112人 合計 248人	
		<成果> 参加者同士が悩みや経験を共有して共感を深められたことに加え、講演では「デジタル支援」など新たな視点や前向きなメッセージが伝わり、「動こうと思った」といった声も生まれた。これらは今後の支援活動への意欲を高める成果として評価できる。	
【今後の取組】 県生涯学習センター指定管理者指定事業	県	各生涯学習センターが不登校や発達障害のある子、外国人など、各地域の状況や住民のニーズを捉え、多様な学びの機会を創出していく。	—

(7) 相談体制の整備等<第18条関係>

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 地域で支える家庭の教育力向上事業	県	【再掲】 事業概要、実施状況及び成果については、14 ページ参照。 (教育庁総務企画部生涯学習課 就学前教育・家庭教育推進室)	9,367 (国補)
【今後の取組】 地域で支える家庭の教育力向上事業	県	【再掲】 今後の取組については、15ページ参照。	11,059 (国補)
【前年度の実施状況及び成果】 いじめ・体罰解消サポートセンター (いじめ問題対策推進事業)	県	<実施状況> 1 「いじめ・体罰解消サポートセンター」の運営 (各教育事務所) (1) 児童生徒・保護者が相談・情報提供できるホームページ「いじめなくそう！ネット目安箱」の設置 (2) 「いじめ解消サポート相談員」の配置 ・「いじめなくそう！ネット目安箱」等で寄せられた相談・情報は、市町村教育委員会等を通して学校へ連絡 ・学校は、寄せられた相談・情報について適切に対応	1,872 (県単)

		(3) 児童生徒・保護者向けの啓発 ・県教育委員会ホームページに掲載、茨城放送「みんなの教育」で広報 (4) 相談件数 <table><tr><td></td><td>いじめ相談</td><td>体罰相談 (疑いを含む)</td><td>合計</td></tr><tr><td>小学校</td><td>40件</td><td>7件</td><td>47件</td></tr><tr><td>中学校</td><td>20件</td><td>7件</td><td>27件</td></tr><tr><td>その他</td><td>20件</td><td>2件</td><td>22件</td></tr><tr><td>合計</td><td>80件</td><td>16件</td><td>96件</td></tr></table> 2 いじめ解消サポーター等による解消支援 いじめ解消サポーター（警察OB、公認心理師、社会福祉士、部活動指導者OB、思春期の専門家）を派遣した。 <table><tr><td></td><td>小学校</td><td>中学校</td><td>連絡協議会</td><td>合計</td></tr><tr><td>派遣回数</td><td>12回</td><td>35回</td><td>10回</td><td>57回</td></tr></table> <成果> いじめ・体罰解消サポートセンターには、いじめや体罰に関する相談が寄せられ、市町村立学校に関する相談に対しては、市町村教育委員会を通して各学校へ連絡し、対応をサポートすることができた。私立学校や県立学校に関しての相談については、関係各課に情報提供を行い、対応を依頼した。 いじめ解消サポーターについては、教育事務所と市町村教育委員会が連携し、各学校の状況に応じて、警察OBや心理の専門家を派遣した。サポーターの専門性を生かし、児童生徒・保護者への支援と教職員への助言を行い、対応のサポートを行うことができた。 （教育庁学校教育部生徒支援・いじめ対策推進室）		いじめ相談	体罰相談 (疑いを含む)	合計	小学校	40件	7件	47件	中学校	20件	7件	27件	その他	20件	2件	22件	合計	80件	16件	96件		小学校	中学校	連絡協議会	合計	派遣回数	12回	35回	10回	57回	
	いじめ相談	体罰相談 (疑いを含む)	合計																														
小学校	40件	7件	47件																														
中学校	20件	7件	27件																														
その他	20件	2件	22件																														
合計	80件	16件	96件																														
	小学校	中学校	連絡協議会	合計																													
派遣回数	12回	35回	10回	57回																													
【今後の取組】 いじめ・体罰 解消サポート センター（い じめ問題対策 推進事業）	県	いじめ等を早期に発見し、市町村、学校及び専門家と連携して、早期対応を支援する。 ホームページ上の「いじめなくそう！ネット目安箱」への書き込みやメールでの相談、電話・来所による相談対応を行う。	2,770 (県単)																														
【前年度の実 施状況及び 成果】 スクールカウ ンセラー配置 事業	県	<実施状況> スクールカウンセラーの配置 <table><tr><td colspan="2">配置校数</td><td>732校 (小学校等427校、中学校等210校、高等学校95校)</td></tr><tr><td rowspan="6">配置 形態</td><td>小中 学校等</td><td>年35週、週1回、1回あたり7時間</td></tr><tr><td rowspan="5">高等 学校</td><td>年32週、週1回、1回あたり4時間</td></tr><tr><td>年32週、週1回、1回あたり3時間</td></tr><tr><td>年29週、週1回、1回あたり3時間</td></tr><tr><td>年25週、週1回、1回あたり3時間</td></tr><tr><td>年20週、週1回、1回あたり3時間</td></tr><tr><td></td><td>年15週、週1回、1回あたり3時間</td></tr></table>	配置校数		732校 (小学校等427校、中学校等210校、高等学校95校)	配置 形態	小中 学校等	年35週、週1回、1回あたり7時間	高等 学校	年32週、週1回、1回あたり4時間	年32週、週1回、1回あたり3時間	年29週、週1回、1回あたり3時間	年25週、週1回、1回あたり3時間	年20週、週1回、1回あたり3時間		年15週、週1回、1回あたり3時間	293,642 (国補・県単)																
配置校数		732校 (小学校等427校、中学校等210校、高等学校95校)																															
配置 形態	小中 学校等	年35週、週1回、1回あたり7時間																															
	高等 学校	年32週、週1回、1回あたり4時間																															
		年32週、週1回、1回あたり3時間																															
		年29週、週1回、1回あたり3時間																															
		年25週、週1回、1回あたり3時間																															
		年20週、週1回、1回あたり3時間																															
	年15週、週1回、1回あたり3時間																																

		<成果> 不登校事案では、児童生徒及び保護者と面談し、状況等を正確に把握することにより、相談者の悩みや不安を整理することができた。また、対応策等を話し合い、不登校状態の解消につなげることができた。 いじめ事案では、被害者に寄り添い、面談を通じて心のケアを図りながら、支援体制の強化につなげることができた。 教職員研修や児童生徒向け講演会を実施し、児童生徒のストレスマネジメントや教職員の対応力強化につなげることができた。 (教育庁学校教育部生徒支援・いじめ対策推進室)																	
【今後の取組】 スクールカウンセラー配置事業	県	いじめや暴力行為等の児童生徒の問題行動や不登校の未然防止、早期発見及び早期対応を図るため、公立小・中・高等学校等にカウンセリングに関し専門的な知識、経験を有するスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制を充実させる。	309,705 (国補・県単)																
【前年度の実施状況及び成果】 教育相談事業	県	<実施状況> こどもの教育相談及び発達が気になる子どもの教育相談として、電話、来所相談を実施した。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>こどもの教育相談</th><th>発達が気になる子どもの教育相談</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電話相談</td><td>1,215回</td><td>240回</td><td>1,455回</td></tr> <tr> <td>来所相談</td><td>484回</td><td>190回</td><td>674回</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>1,699回</td><td>430回</td><td>2,129回</td></tr> </tbody> </table> <成果> 職員や外部専門家による教育相談において、児童生徒及び保護者等の不登校や家庭での悩み、発達に関する悩み等についての話を丁寧に聴き、必要に応じて専門医による心の健康相談につないだり、知能検査を実施したりして、相談者の不安の軽減に努めるとともに、課題解決に向けて具体的に考える相談を進めた。その結果、相談者の気持ちや考えなどが整理され、精神的な安定を図ることや課題解決につなげることができた。 (教育庁学校教育部高校教育課)		こどもの教育相談	発達が気になる子どもの教育相談	合計	電話相談	1,215回	240回	1,455回	来所相談	484回	190回	674回	合計	1,699回	430回	2,129回	7,535 (県単)
	こどもの教育相談	発達が気になる子どもの教育相談	合計																
電話相談	1,215回	240回	1,455回																
来所相談	484回	190回	674回																
合計	1,699回	430回	2,129回																
【今後の取組】 教育相談事業	県	教育研修センターでの電話及び来所相談の充実を図り、不登校や情緒不安、いじめ、発達の遅れ等の悩みを抱える幼児児童生徒、保護者及び教職員等の相談に対応する。 (教育庁学校教育部教育改革課)	7,456 (県単)																

【前年度の実施状況及び成果】 早期教育推進事業	県	<実施状況> 盲学校、聾学校に、視聴覚障害児早期教育指導員を配置し、0歳から就学前の視聴覚障害児に対して発達を促す指導を行うとともに、その保護者に対して望ましい親子関係づくりの支援を行った。 <table><tr><td></td><td>盲学校</td><td>聾学校</td><td>合計</td></tr><tr><td>延べ相談件数</td><td>162件</td><td>509件</td><td>671件</td></tr></table> <成果> 継続的な支援や相談を行うことにより、保護者の障害に対する理解を深めることができた。また、サテライト教室での実施により、実施校から遠隔地に住む乳幼児とその保護者の移動に係る負担を軽減することができた。 (教育庁学校教育部特別支援教育課)		盲学校	聾学校	合計	延べ相談件数	162件	509件	671件	9,128 (県単)																				
	盲学校	聾学校	合計																												
延べ相談件数	162件	509件	671件																												
【今後の取組】 早期教育推進事業	県	視覚又は聴覚に障害のある乳幼児に対し、全体的な発達を促す指導を行うとともに、養育についての保護者の相談に対応する。 県内4箇所(サテライト教室(視覚障害1箇所、聴覚障害3箇所))を設置し、実施校から遠隔地に居住する乳幼児とその保護者を対象に、相談及び指導・支援を行う。	9,164 (県単)																												
【前年度の実施状況及び成果】 少年非行防止活動の実施	県	<実施状況> <table><tr><td></td><td>電話相談</td><td>メール相談</td><td>面接</td><td>合計</td></tr><tr><td>相談件数</td><td>355件</td><td>227件</td><td>88件</td><td>670件</td></tr></table> (相談内容内訳) <table><tr><td></td><td>非行問題</td><td>学校問題</td><td>家庭問題</td><td>交友等</td><td>犯罪被害</td><td>健康問題</td><td>その他</td><td>合計</td></tr><tr><td>相談件数</td><td>314件</td><td>32件</td><td>28件</td><td>47件</td><td>90件</td><td>42件</td><td>117件</td><td>670件</td></tr></table> <成果> 相談に対する助言・指導を行ったほか、関係機関・団体と連携した継続的な相談に対応し、問題解決を図ることができた。 (警察本部生活安全部人身安全少年課 少年サポートセンター)		電話相談	メール相談	面接	合計	相談件数	355件	227件	88件	670件		非行問題	学校問題	家庭問題	交友等	犯罪被害	健康問題	その他	合計	相談件数	314件	32件	28件	47件	90件	42件	117件	670件	86 (県単)
	電話相談	メール相談	面接	合計																											
相談件数	355件	227件	88件	670件																											
	非行問題	学校問題	家庭問題	交友等	犯罪被害	健康問題	その他	合計																							
相談件数	314件	32件	28件	47件	90件	42件	117件	670件																							
【今後の取組】 少年非行防止活動の実施	県	少年サポートセンターの少年相談コーナーにおいて、少年の非行問題、犯罪被害等に関する相談に対応し、問題解決、健全育成を図る。	108 (県単)																												

(8) 広報、啓発等<第19条関係>

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]								
			今年度 当初予算額 [千円]								
【前年度の実施状況及び成果】 就学前教育・家庭教育推進事業	県	<実施状況> 1 「茨城県家庭教育を支援するための条例」の広報・啓発 (1) 「家庭教育応援ナビ」への条例バナーの掲載 「家庭教育応援ナビ」トップページに条例バナーを掲載し、閲覧者への周知を図った。 (2) 周知活動 条例ポスターやのぼり旗等の展示、チラシや広報物品の配布を通して、条例の周知や研修等の機会に家庭教育の重要性等についての啓発を図った。 <table><tr><th>方法</th><th>内容</th></tr><tr><td>常設展示</td><td>教育研修センターや県立図書館、生涯学習センター、青少年教育施設、市町村、幼児教育施設、学校等でのポスターやのぼりの掲示</td></tr><tr><td>イベントでの周知</td><td>子育て支援団体が開催するイベントでの条例ポスターの掲示、条例広報物品や家庭教育支援資料の配布</td></tr><tr><td>研修会での啓発</td><td>家庭教育関係研修、生涯学習・社会教育研究協議会等での条例の説明</td></tr></table> <成果> 「家庭教育応援ナビ」への条例バナーの掲載や常設展示、子育て支援団体と連携したイベント、研修会等での広報・啓発活動により、「茨城県家庭教育を支援するための条例」の理解促進を図り、家庭教育の重要性について周知することができた。 (教育庁総務企画部生涯学習課 就学前教育・家庭教育推進室)	方法	内容	常設展示	教育研修センターや県立図書館、生涯学習センター、青少年教育施設、市町村、幼児教育施設、学校等でのポスターやのぼりの掲示	イベントでの周知	子育て支援団体が開催するイベントでの条例ポスターの掲示、条例広報物品や家庭教育支援資料の配布	研修会での啓発	家庭教育関係研修、生涯学習・社会教育研究協議会等での条例の説明	1,557 (県単)
方法	内容										
常設展示	教育研修センターや県立図書館、生涯学習センター、青少年教育施設、市町村、幼児教育施設、学校等でのポスターやのぼりの掲示										
イベントでの周知	子育て支援団体が開催するイベントでの条例ポスターの掲示、条例広報物品や家庭教育支援資料の配布										
研修会での啓発	家庭教育関係研修、生涯学習・社会教育研究協議会等での条例の説明										
【今後の取組】 就学前教育・家庭教育推進事業	県	「家庭教育応援ナビ」やイベント、研修等において家庭教育の重要性を啓発するとともに、市町村と連携し、園・学校・企業等における家庭教育学級や園内・校内研修支援等の機会を増やし、「茨城県家庭教育を支援するための条例」について教職員や保護者の理解促進を図る。	3,163 (国補)								
【前年度の実施状況及び成果】 就学前教育・家庭教育推進事業	県	【再掲】 事業概要、実施状況及び成果については、3ページ参照。 (教育庁総務企画部生涯学習課 就学前教育・家庭教育推進室)	1,557 (県単)								

【今後の取組】 就学前教育・家庭教育推進事業	県	【再掲】 今後の取組については、3ページ参照。	3,163 (国補)															
【前年度の実施状況及び成果】 「いばらき教育の日」推進事業	県	<実施状況> 各種広報媒体を活用し、生活習慣やしつけなど就学前教育や家庭教育の充実に向けた取組等を推奨した。 1 「いばらき教育の日」啓発活動の実施 <table><tr><th>区分</th><th>主な取組</th><th>実施取組数</th></tr><tr><td>県関係</td><td>県芸術祭、生涯学習フェスティバル、子ども伝統文化フェスティバル</td><td>233件</td></tr><tr><td>市町村関係</td><td>教育のつどい、子どもまつり、公民館まつり</td><td>1,138件</td></tr><tr><td>関係団体</td><td>あいさつ・声掛け運動街頭キャンペーン、子ども会リーダー研修会</td><td>45件</td></tr><tr><td colspan="2">合計</td><td>1,416件</td></tr></table> 2 「いばらき教育の日」推進協力事業所等の登録 - 登録企業数 257社 - 参加事業所数 1,755箇所 <成果> 県、市町村、関係団体等において様々な取組を実施した結果、家庭教育を含めた県民の教育に関する意識の高揚に寄与することができた。 (教育庁総務企画部生涯学習課)	区分	主な取組	実施取組数	県関係	県芸術祭、生涯学習フェスティバル、子ども伝統文化フェスティバル	233件	市町村関係	教育のつどい、子どもまつり、公民館まつり	1,138件	関係団体	あいさつ・声掛け運動街頭キャンペーン、子ども会リーダー研修会	45件	合計		1,416件	972 (県単)
区分	主な取組	実施取組数																
県関係	県芸術祭、生涯学習フェスティバル、子ども伝統文化フェスティバル	233件																
市町村関係	教育のつどい、子どもまつり、公民館まつり	1,138件																
関係団体	あいさつ・声掛け運動街頭キャンペーン、子ども会リーダー研修会	45件																
合計		1,416件																
【今後の取組】 「いばらき教育の日」推進事業	県	「いばらき教育の日(11月1日)・教育月間(11月)」における県民の主体的な取組を促進し、社会全体で教育の重要性を再認識する契機とするため、普及啓発のための全県的な広報活動を展開するとともに、趣旨に賛同する民間企業の登録制度『「いばらき教育の日」推進協力事業所等登録制度(サポートカンパニー)」への登録を促進することにより、県民の教育に対する関心や意識の高揚を図る。	1,200 (県単)															
【前年度の実施状況及び成果】 非行防止教室の実施	県	【再掲】 事業概要、実施状況及び成果については、7ページ参照。 (警察本部生活安全部人身安全少年課)	—															
【今後の取組】 非行防止教室の実施	県	【再掲】 今後の取組については、8ページ参照。	—															

(9) 家庭教育を实践する日等<第22条関係>

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実 施状況及び 成果】 「いばらき教 育の日」推進 事業	県	【再掲】 事業概要、実施状況及び成果については、15ペ ージ参照。 (教育庁総務企画部生涯学習課)	972 (県単)
【今後の取組】 「いばらき教 育の日」推進 事業	県	【再掲】 今後の取組については、16ページ参照。	1,200 (県単)

4 その他

1 条例に関連する法令等の制定・改廃の動向 なし
2 国・県における施策の見直し等の動向 なし
3 条例の運用上の課題 なし
4 条例の改廃の必要性の有無 なし
5 その他 なし

茨城県いじめの根絶を目指す条例に基づく年次報告について

学校教育部生徒支援・いじめ対策推進室

1 報告根拠

茨城県いじめの根絶を目指す条例第22条

「知事は、毎年度、いじめの防止等に関して講じた施策の実施状況及び成果を取りまとめ、議会に対し報告するとともに、これを公表するものとする。」

2 報告の対象

2025年度 いじめの防止等に関して講じた施策（全13事業）

3 主な内容

（1）スクールロイヤー活用事業

法律の専門家である弁護士をスクールロイヤーとして派遣し、いじめ予防等のための教職員研修やいじめ問題に係る法的助言、いじめの予防教室等を行った結果、児童生徒においては、「いじめをしない、させない、許さない」という気運が醸成された。

さらに、教職員においては、児童生徒が安心して学べる、魅力ある学校・学級づくりを推進し、いじめの未然防止、いじめを重大化させないため、初期段階から認知し、組織的対応に努めることができた。

・茨城県弁護士会より推薦 →13名委嘱

【令和7年度活用状況】

（単位：回）

区 分	予防教育	職員研修	法務相談	合計
市町村立学校	96	38	7	141
県立高等学校等		11	32	43

（2）24時間電話等相談事業（子どもホットライン）

24時間365日、電話、メール等により、子どもたちが抱える不安や悩み、不満、怒りなどを受け止め、その問題の緩和・解消を図ることができた。

■24時間電話等相談事業における経年変化

（単位：件）

区 分	電話	メール	F A X	合計
R 5	10,727 (156)	491 (11)	0 (0)	11,218 (167)
R 6	8,555 (144)	323 (4)	3 (0)	8,881 (148)
R 7	8,645 (167)	358 (0)		9,003 (167)

※（ ）：うちいじめの相談件数

（3）SNS活用相談事業（いばらき子どもSNS相談）

県内の小中高生を対象に、子どもたちに身近な（LINE、WEB）を活用した相談窓口を開設し、様々な不安や悩みを気軽に相談できる体制を整備し、いじめ等の早期発見、心のケアを図ることができた。

■SNS活用相談事業における経年変化

区 分	開設日数	友達登録数	相談件数
R 5	365日	2,280人	2,113件 (120件)
R 6	366日	3,045人	1,720件 (65件)
R 7	365日	3,849人	1,611件 (46件)

※（ ）：うちいじめの相談件数

(4) スクールカウンセラー配置事業

いじめ、不登校、暴力行為等の児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見及び早期対応を図るために、臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを公立小・中・義務教育学校、高等学校等に配置し、教育相談体制の充実を図ることができた。

■スクールカウンセラー等資格要件

- ・公認心理士、臨床心理士、精神科医、大学教授等

■スクールカウンセラーの主な職務内容

- ・児童生徒へのカウンセリング
- ・カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・指導
- ・児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供 等

■スクールカウンセラーにおける相談対応件数

区 分	相談件数	スクールカウンセラー配置人数
R 5	43,275件 (845件)	166人
R 6	42,126件 (779件)	164人
R 7	41,818件 (950件)	166人

※ () : うちいじめ・暴力・非行の相談件数

(5) スクールソーシャルワーカー等活用事業

社会福祉等の専門性を有するスクールソーシャルワーカーの支援を必要としている児童生徒が在籍する小・中・義務教育学校、高等学校等に派遣し、児童生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童生徒の支援を行うとともに、福祉的な視点や手法を用いて学校の問題解決力の向上を図ることができた。

■スクールソーシャルワーカーの資格等

- ・社会福祉士、精神保健福祉士 等

■スクールソーシャルワーカーの主な職務

- ・児童生徒等の状況把握と問題の整理
- ・児童生徒の支援に関する対策会議の実施
- ・保護者、教職員に対する情報提供及び相談等の支援 等

■スクールソーシャルワーカーにおける派遣回数

区 分	派遣回数	スクールソーシャルワーカー登録人数
R 5	1,949回	36人
R 6	1,921回	50人
R 7	2,072回	71人

4 施策の効果と今後の重点的な取組

条例に基づいて施策を体系的に推進した結果、スクールロイヤーによる予防教育や教員を対象とした各種研修等により、児童生徒において「いじめをしない、させない、許さない」という気運が醸成されるとともに、教職員間では、児童生徒が安心して学べる学校・学級づくりを推進し、いじめの発生を未然に防ぐ環境づくりに努めることができた。

さらに、いじめの積極的な認知により、いじめの解消に向けた初期段階からの組織的な対応が可能となり、事案発生後の早期対応につなげることができた。その結果、本県はいじめ解消率は全国平均を上回る水準を確保している。

引き続き、いじめの根絶に向けて、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であるとの認識の下、児童生徒の尊厳を保持し、その生命及び心身を保護することを最優先として、いじめの未然防止、早期発見及び初期対応の徹底を図るとともに、施策のさらなる充実を図る。

議員提案政策条例の規定による施策等の実施状況及び成果に関する報告書

1 条例の基本事項

条 例 の 名 称	茨城県いじめの根絶を目指す条例		
担 当 課（室）	生徒支援・いじめ対策推進室	公 布 日	令和元年 12 月 25 日
報 告 の 根 拠	第 22 条（年次報告）		

2 条例の概要・施策体系図・推進体制等

（1）条例の概要・施策体系図



(2) 条例制定後の主な取組

1 教育相談体制の整備

(1) いばらき子どもSNS相談事業の拡充

県内の小中高生を対象に、子どもたちに身近なSNSを活用した相談窓口を開設し、様々な不安や悩みを気軽に相談できる体制を整備することにより、いじめ等を早期に発見し、心のケアを図ってきた。

令和元年度 60 日間開設 (R1. 8. 10～9. 10、R2. 1. 4～1. 23)

令和2年度 355 日間開設 (R2. 4. 1～4. 20、R2. 5. 1～R3. 3. 31)

令和3年度 365 日間開設 (通年)

令和5年度 開設時間の延長 (18:00～22:00 ⇒ 17:00～22:00)

(2) 校内オンライン相談窓口の設置

問題行動等調査項目から「いじめを受けた児童生徒が、誰にも相談していない状況」が課題であることを受け止め、SOSを出しやすい環境をつくり、誰もが安心して生活できる学校づくりをしていくために、1人1台端末を活用し、相談したい先生に対して相談予約を取り、教育相談につなげることを行ってきた。

(設置状況) 中学校 210 校 (100%) 小学校 426 校 (100%)

(3) 茨城県版「こころの健康観察」の独自作成・導入

無償版の「こころの健康観察」を独自に作成し、児童生徒が1人1台端末を活用して自分の心の状態を「晴、曇、雨」に置き換えて入力するシステム。教員は児童生徒の心身の状況を把握し、その状態に応じて、校内の組織的な支援や専門機関等との連携等、指導の個別化に生かすことを目標に取り組んでいる。

2 不登校児童生徒の学習活動等の場の確保

(1) 民間フリースクール連携推進事業

令和3年度から、民間フリースクールや民間フリースクールに通所する経済的な事情のある世帯への経済的支援を実施することにより、学校外における学習活動等の学びの場の確保と相談等をするための支援措置を講じてきた。

・補助実績

	運営費補助	授業料等補助
令和5年度	16 施設	18 人
令和6年度	13 施設	21 人
令和7年度	13 施設	32 人

(2) 校内フリースクール設置促進事業

令和6年度より、公立の学校に対して、児童生徒一人一人にあったきめ細やかな対応等を目的とした教育活動の一環として、退職教員や教員を志望する大学生など多様な地域人材を、校内フリースクールに配置する事業

令和6年度設置校 10 市町村 24 校

令和7年度設置校 20 市町村 36 校

3 条例の規定による事業等の実施状況及び成果並びに今後の取組

(1) いじめの未然防止（第13条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 道徳教育推進事業	国	<実施状況> 【道徳教育パワーアップ研究協議会】 (1) 日時・場所 ・令和7年5月19日（月） ・茨城県教育研修センター (2) 対象者 ・各市町村から選出された道徳教育推進教師 ・各市町村教育委員会道徳教育担当指導主事 計88名 (3) 研修内容 [午前の部：有識者による講演] 講師：文部科学省初等中等教育局教育課程課 教科調査官 堀田 竜次 [午後の部：グループ協議] ・道徳科における「考え、議論する道徳」の質的充実に向けて ・道徳教育アーカイブによる研修の実施について など 【道徳教育推進教師による代表者研修】 (1) 日時・場所・参加人数 各教育事務所での集合研修 (2) 対象者 ・各市町村の小中学校の道徳教育推進教師 ・各市町村教育委員会指導主事 など (3) 研修内容 ・「考え、議論する道徳」を実現するための実践例の共有と協議 ・道徳教育の全体計画や年間指導計画等の共有と改善 ・道徳教育の研修の充実の取組に関する実践事例の共有 など <成 果> 「特別の教科 道徳」の趣旨を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善を行うため、情報交換、実践交流、学識経験者による指導・助言及び講演等を通して、本県道徳教育の一層の充実を図ることができた。 （義務教育課）	—

【今後の取組】 道徳教育推進事業	国	昨年度に引き続き、教育事務所ごとに研修会を実施。今後も管内小中学校の道徳教育における課題を捉えた主体的な研修を展開していくことで、各校の道徳教育の推進を図り、「考え、議論する道徳」の実現と道徳教育のリーダーとしての人材育成につなげていく。	—
【前年度の実施状況及び成果】 スクールロイヤー活用事業	県	<実施状況> (1) スクールロイヤーの配置 ・県弁護士会推薦により、13名の弁護士をスクールロイヤーとして委嘱 ・スクールロイヤーを教育事務所に配置、学校・教育委員会に派遣 (2) 職務内容 ・学校等からの法務相談への指導助言 ・学校等が主催する研修会等の講師 ・児童生徒や保護者を対象とした、いじめ予防教育の講師 (3) 活用状況（令和7年度末） ・義務教育（合計141回） 予防教育96回 教職員研修等38回 法務相談等7回 ・高校教育（合計43回） 教職員研修等11回 法務相談等32回 ・特別支援教育 活用なし <成果> 法律の専門家である弁護士をスクールロイヤーとして派遣し、いじめ予防教室や教職員研修の実施やいじめ事案に係る法的助言など、いじめ予防の取組ができた。 （生徒支援・いじめ対策推進室）	〔生徒支援・いじめ対策推進室〕 4,655 （県単） 〔特別支援教育課〕 220 （県単）
【今後の取組】 スクールロイヤー活用事業	県	いじめの予防教育をはじめ、未然防止のための教職員研修、法務相談等の法的助言による、学校内のトラブル予防、深刻化の防止を図るため、スクールロイヤーによる校内法務相談体制の整備や活用についての周知活動にも取り組んでいく。	〔生徒支援・いじめ対策推進室〕 5,881 （県単） 〔特別支援教育課〕 220 （県単）

(2) いじめの早期発見及び対処に関する相談体制等 (第 14 条関係)

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 24 時間電話等 相談事業	県	<実施状況> (1) 対応方法等 ・対応日 通年 ・対応方法及び時間 電話、Eメール 終日 (2) 対応者 ・委託先相談員 30 名 ・相談員の資格 大学生、電話相談・教育相談経験者、社会貢献活動実践者等であり、子どもホットラインのスタッフ研修を受講した者 (3) 相談対応件数 R7：電話 8,645 件、メール 358 件 計 9,003 件 (いじめ問題 167 件) R6：電話 8,555 件、メール・FAX 326 件 計 8,881 件 (いじめ問題 148 件) <成 果> 子どもたちが抱える不安や悩み、不満・怒りなどを受け止め、その問題の緩和・解消を図ることができた。また、広報・啓発においては、情報誌や教育いばらき (県広報紙) 等で発信したり、周知カードの配布をしたりしながら周知を図ることができた。 (生徒支援・いじめ対策推進室)	42,499 (国補)
【今後の取組】 24 時間電話等 相談事業	県	子ども専用電話相談として、子どもたちの特権として利用できる窓口となることが重要である。特に、主導権は子どもにあるということを保障できるように対応を心がけていく。	43,157 (国補)
【前年度の実施状況及び成果】 スクールソーシャルワーカー等活用事業	県	<実施状況> (1) 派遣登録人数 71 名 資格等 (重複あり) 社会福祉士 43 名 精神保健福祉士 26 名 等 (2) 派遣方法 要請に応じて、小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校に派遣 (3) 勤務形態 原則 1 回 3 時間×5 回又は 12 回 (市町村) 原則 1 回 2 時間×5 回 (県立)	[生徒支援・いじめ対策推進室] 25,760 (国補) [特別支援教育課] 145 (国補)

		(4) 派遣実績 R7：市町村 1,681 回、県立 383 回 計 2,072 回 <成 果> スクールソーシャルワーカーを活用した校内研修会を通して、各校における不登校をはじめとする、生徒指導上の問題や課題に対して適切な支援等の理解促進を図ることができた。 (生徒支援・いじめ対策推進室)	
【今後の取組】 スクールソーシャルワーカー等活用事業	県	派遣登録人数を増員したり、市町村教育委員会や教育事務所等に派遣したりすることで、派遣校を増やすなど、より活用の必要な学校に派遣できるような工夫をしていく。	〔生徒支援・いじめ対策推進室〕 28,136 (国補) 〔特別支援教育課〕 144 (国補)
【前年度の実施状況及び成果】 スクールカウンセラー配置事業	県	<実施状況> (1) 配置人数 166 名 資格等 (重複あり) 公認心理士 142 名 臨床心理士 82 名 大学教授 8 名 準ずる者 15 名 (2) 配置方法 全公立小中高等学校等に配置 (3) 勤務形態 【小中学校等】 年 35 週、週 1 回、1 回あたり 7 時間 【高等学校等】 年間 1 校あたり 15 回～32 回 1 回あたり 3～4 時間 (4) 相談件数 R7：41,818 件 (いじめ・暴力・非行 950 件) R6：42,126 件 (いじめ・暴力・非行 779 件) R5：43,275 件 (いじめ・暴力・非行 845 件) <成 果> いじめ等の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応を図るために、臨床心理に関して高度な専門知識・経験を有するスクールカウンセラーを県内全公立小中高等学校等に配置し、教育相談体制を充実させることができた。 (生徒支援・いじめ対策推進室)	〔生徒支援・いじめ対策推進室〕 293,642 (国補) 〔特別支援教育課〕 217 (国補)
【今後の取組】 スクールカウンセラー配置事業	県	スクールカウンセラーが担当する学校数や学校の規模によって、相談しにくい状況も出てきている。市町村教育委員会と連携しながらグループの設定については工夫していく。	〔生徒支援・いじめ対策推進室〕 309,705 (国補) 〔特別支援教育課〕 217 (国補)

【前年度の実施状況及び成果】 SNS活用相談事業	県	<実施状況> (1) 相談対象 茨城県内公立学校及び私立学校に通う小中高生（概ね 30.1 万人） (2) 開設時間 17 時から 22 時まで（通年） (3) 相談方法（周知チラシを配布） LINE 及び WEB (4) 委託事業者 アディッシュプラス株式会社 (5) 相談対応件数 R7：1,611 件（いじめ問題 46 件） R6：1,720 件（いじめ問題 65 件） R5：2,113 件（いじめ問題 120 件） <成 果> 県内の小中高生を対象に、子どもたちに身近な SNS を活用した相談窓口を開設し、様々な不安や悩みを気軽に相談できる体制を整備することにより、いじめ等を早期に発見し、心のケアを図ることができた。 （生徒支援・いじめ対策推進室）	40,551 (国補)
【今後の取組】 SNS活用相談事業	県	チラシやカード等を配付し、相談窓口の周知を図り、様々な不安や悩みを気軽に相談できる体制を整備していく。	35,085 (国補)
【前年度の実施状況及び成果】 いじめ・体罰解消サポートセンター	県	<実施状況> (1) 目的 5 教育事務所に「いじめ・体罰解消サポートセンター」を設置し、いじめ等を早期に発見し、市町村教育委員会・学校及び専門家と連携して、早期発見・解消を支援する。 (2) 設置場所 県内 5 か所（水戸・県北・鹿行・県南・県西）の各教育事務所内に設置 (3) 開設日時 月～金曜日、9:00～17:00 メール相談は 24 時間受付 (4) 配置人員 相談員（各センターに 3 名ずつ配置） いじめ解消サポーター（18 名を委嘱） 警察 OB 4 名 心理関係 5 名 福祉関係 5 名 NPO 法人 3 名 元教員 1 名 (5) 支援方法等 ・相談員による児童生徒、保護者などからの相談や情報提供に対応する。（電話や来	1,872 (県単)

		所による相談) ・「いじめなくそう！ネット目安箱」を設置し、電子メールや電子掲示板への書き込みでの相談や情報提供に対応 ・必要に応じていじめ解消サポーターを学校等へ派遣 (6) 支援の実績 R7：いじめについての相談件数 80 件 (内 ネット目安箱 74 件) 体罰が疑われる事案の相談件数 16 件 (内 ネット目安箱 15 件) いじめ解消サポーター派遣回数 47 回 (内訳：小 12 回、中 35 回) R6：いじめについての相談件数 55 件 (内 ネット目安箱 52 件) 体罰が疑われる事案の相談件数 9 件 (内 ネット目安箱 4 件) いじめ解消サポーター派遣回数 52 回 (内訳：小 50 回、中 2 回) R5：いじめについての相談件数 51 件 (内 ネット目安箱 24 件) 体罰が疑われる事案の相談件数 8 件 (内 ネット目安箱 3 件) いじめ解消サポーター派遣回数 83 回 (内訳：小 24 回、中 59 回) <成 果> 県内の小中高生および保護者等からの相談や情報提供等に対応し、早期発見・解消に向け支援することができた。また、いじめ解消サポーターを活用した学校からは、落ち着いた雰囲気になってきた、先生と子どもとの関係が再構築され、問題行動が減少したなどの報告があった。 (生徒支援・いじめ対策推進室)	
【今後の取組】 いじめ・体罰解消サポートセンター	県	今後も県内の小中高生や保護者等の相談や情報提供等に寄り添う窓口としての役割を果たし、いじめ等の未然防止、早期発見・解消を支援していく。また、学校のみでの対応が困難なケースについては、生徒支援サポーターを派遣し、児童生徒や保護者、教員等へ支援や助言を行っていく。	2,770 (県単)

(3) いじめに対する措置 (第 16 条関係)

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 民間フリースクール連携推進事業	県	<実施状況> (1) 目的 民間フリースクールへの支援等により義務教育段階における不登校児童生徒の教育機会の確保及び社会的自立の促進を図る。 (2) 運営費補助 【主な要件】 ・県内に所在すること ・学校と十分な連携・協力関係を構築していること ・指導要録上出席扱いと認められている通所者がいること ・指導に必要な職員を複数人有していること ・週 3 日以上及び市町村立学校と同様の時間帯に開設していること 【補助率及び補助限度額】 ・補助率：1 / 2 ・限度額：1,000 千円 (1 施設あたり) (3) 授業料等補助 【主な要件】 ・県内に居住していること ・経済的な事情のある世帯であること ・要件を満たす県内外のフリースクールに通所していること 【補助率及び補助限度額】 ・補助率：1 / 2 ・限度額：15 千円 (1 人 1 か月あたり) (4) 補助実績 R7：運営費補助 13 施設 授業料等補助 32 人 R6：運営費補助 13 施設 授業料等補助 21 人 R5：運営費補助 16 施設 授業料等補助 18 人 <成 果> 民間フリースクールや民間フリースクールに通所する経済的な事情のある世帯への経済的支援を実施することにより、学校外における学びの場の確保と相談等をするための支援措置を講じることができた。 (生徒支援・いじめ対策推進室)	15,232 (県単)

【今後の取組】 民間フリースクール連携推進事業	県	不登校児童生徒にとって、一人一人の状況に合わせた学びの場となるよう、学校との連携を密に取りながら、適切な対応ができる環境づくりに努めていく。	16,600 (県単)
【前年度の実施状況及び成果】 校内フリースクール設置促進事業	市町村	<実施状況> (1) 設置校 希望のあった 20 市町村 36 校 (2) 補助対象経費 ・校内フリースクール運営員に係る人件費等の 1 / 2 ・限度額 1,162 千円 (1 校あたり) <成 果> 校内フリースクール設置に向けて、各市町村への支援を実施することにより、より多くの市町村や公立学校に校内フリースクールを設置、不登校児童生徒への支援につなげることができた。 (生徒支援・いじめ対策推進室)	29,012 (国補)
【今後の取組】 校内フリースクール設置促進事業	市町村	校内フリースクールを展開する学校で、「茨城県校内フリースクールの在り方」に基づき、学校訪問をしながら校内フリースクールが適切な運営となるよう支援をしていく。	55,776 (国補)

(4) 教職員の資質向上及び人材の確保 (第 17 条関係)

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 スクールカウンセラー研修	県	<実施状況> (1) 日時・場所 ・令和 7 年 8 月 7 日 (木) ・茨城県三の丸庁舎 (2) 対象者 ・令和 7 年度新規採用 S C 3 名 ・令和 6 年度新規採用 S C 5 名 (3) 研修内容 茨城県公認心理師協会の佐藤康江氏 (茨城県スクールカウンセラーアドバイザー) を招き、上記対象者に対して、より効果的な勤務の在り方や困難と思われる事例への対応・援助等についての研修を行った。 <成 果> スクールカウンセラーに準ずる者及び令和 6 年度・令和 7 年度の新規採用スクールカウンセラーに対して、カウンセリングアドバイザーによる専	—

		門的な研修を行うことにより、スクールカウンセラーとしての資質・能力の向上を図った。 (生徒支援・いじめ対策推進室)	
【今後の取組】 スクールカウンセラー研修	県	今後も定期的に実施し、スクールカウンセラーの資質向上を図り、学校教育のよりよい環境の整備を進めていく。	—

(5) インターネットを通じて行われるいじめの防止等 (第 18 条関係)

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 児童生徒の通信機器等に関する安全な利用に向けた家庭におけるルールづくり等に関する状況調査	県	<実施状況> (1) 時期 令和 7 年 11 月 (2) 対象者 ・全市町村立小学校 4 ～ 6 年児童 ・全市町村立中学校 1 ～ 3 年生徒 ・全市町村立義務教育学校 4 ～ 9 年児童生徒 (3) 調査内容 ・携帯電話の所持率 ・家庭におけるルールづくりの有無 ・使用状況 ・トラブル <成 果> 各研修会や校内研修等において調査結果を活用するなどし、児童生徒の通信機器等に関する安全な利用に向けた家庭におけるルールづくりへの啓発を促した。 (生徒支援・いじめ対策推進室)	—
【今後の取組】 児童生徒の通信機器等に関する安全な利用に向けた家庭におけるルールづくり等に関する状況調査	県	調査内容については検討していく必要があるが、児童生徒のスマホ・携帯電話の所持率の向上に伴い、通信機器等の利用マナーと情報モラルへの理解を深められるよう、ネット安全教室などを活用した取組を促していく。	—

(6) 啓発活動（第 19 条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 さわやかマナーアップ運動	県	<実施状況> (1) 目的 各学校（園）及び地域の幼児・児童・生徒を対象に、学校（園）・家庭・地域社会が連携して、マナーアップに向けた取組を実施し、規範意識の高揚や公共マナーの向上を図る。 (2) 内容 ・年間活動計画の設定と広報 ・「さわやかマナー（アップ）キャンペーン」（幼・小・中・高・特）の実施（11月） ・通信機器及びインターネット使用における規範意識の高揚や公共マナーの向上のための取組（小・中・高・特） <成 果> キャンペーンの実施率は92%であった。地域とのあいさつ運動の様子を「教育いばらき」で広く周知し、啓発活動を行った。 （生徒支援・いじめ対策推進室）	—
【今後の取組】 さわやかマナーアップ運動	県	キャンペーンの100%実施を目指し、学校及び市町村教育委員会への周知や協力を依頼していく。	—

(7) 県いじめ問題対策連絡協議会（第 20 条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 茨城県いじめ問題対策連絡協議会	県	<実施状況> (1) 日時・場所 ・令和7年7月4日（金） ・茨城県庁 (2) 出席者 ・県教育庁職員 ・郡市教育長協議会 ・町村教育長会 ・茨城県学校長会 ・水戸法務局 ・茨城県警 ・茨城県弁護士会 ・茨城県医師会 ・茨城県公認心理士協会	—

		・茨城県PTA連合会 ・私立中学高校保護者会 など 計 33 人 (3) 研修内容 ・取組発表 生徒支援・いじめ対策推進室 茨城県弁護士会 ・全体協議 取組に対する質疑応答 <成 果> いじめの防止に向け、様々な団体からの意見や提案等を出し合いながら、子どもたちを守るための活発な協議が行われた。特に、弁護士からのいじめ問題に対する取組発表は、分かりやすく人権感覚醸成教育の必要性について理解を深めることができた。 (生徒支援・いじめ対策推進室)	
【今後の取組】 茨城県いじめ 問題対策連絡 協議会	県	いじめの防止に向けて、様々な関係する機関及び団体の参加者が、専門的な視点による意見交換ができる時間を設けるなど、各団体の取組を共有し、連携できるようにしていく。	—

4 その他

1 条例に関連する法令等の制定・改廃の動向 なし 2 国・県における施策の見直し等の動向 なし 3 条例の運用上の課題 なし 4 条例の改廃の必要性の有無 なし 5 その他 なし

令和7年度 ケアラー支援の推進に関して講じた施策の実施状況 及び成果に関する年次報告について

福祉部・教育庁

1 報告の根拠

茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための
条例 第15条

(年次報告)

第15条 知事は、毎年度、ケアラーの支援に関して講じた施策の実施状況及び成果を
取りまとめ、議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

2 報告の対象

令和7年度のケアラー支援の推進に関して講じた施策の実施状況及び成果

3 主な事業の実施状況及び成果の概要

(1) ケアラー支援推進計画

ア 推進計画（第9条）

・推進計画に基 づく施策の展 開

ケアラー支援推進計画〔第2期〕に基づく施策の展開

◎ 認知度向上・理解促進、相談・支援体制の整備、多様な支援施策の推進、
人材の育成の4つの基本方針に基づき施策を展開

※計画策定：2026年3月

※計画期間：2026年度～2029年度（4か年）

イ 実態調査等（第14条）

・ケアラー・ヤ ングケアラー 実態調査

ケアラー・ヤングケアラーと支援機関双方の課題やニーズを把握 し、必要な支援策を検討するための実態調査の実施

◎ 学校におけるヤングケアラーの対応に関する調査

調査期間：2024年11～12月

◎ ケアラー実態調査

調査期間：2025年7～8月

(2) 主な取組

ア 市町村との連携等（第8条）

・多様な関係機 関が参加する 合同研修の開 催

市町村、福祉、医療、教育等の支援関係機関が一堂に集まり具 体的な事例検討などを実施する合同研修の開催

◎ ヤングケアラー・ケアラー支援関係機関職員等研修

：水戸市にて2回、土浦市にて1回開催（参加者 計199名）

イ ケアラーの支援（第10条）

・ケアラー相談 窓口の明確化 の推進

市町村におけるケアラー相談窓口の明確化の推進

◎ ケアラー・ヤングケアラーそれぞれの市町村窓口一覧を取りまとめ、県ホ
ームページで公表

・民間支援団体等における取組の推進	認定NPO法人カタリバ（東京）と連携し、ヤングケアラーと保護者に対して、オンラインによる伴走支援プログラムを提供 ◎ 県とNPOカタリバは2022年10月27日連携協定締結 ◎ 2023年度から支援実施 ◎ 伴走支援への支援対象者：10名（2023年4月～）
ウ 普及啓発（第12条）	
・ケアラーに向けた情報発信	各種啓発ツール（啓発動画、電子リーフレット）による啓発 ◎ ケアラー・ヤングケアラー支援に係る啓発動画及びヤングケアラー支援に係る電子リーフレットによる情報発信 ◎ ヤングケアラー支援に係る啓発動画（ショート動画）を作成し、SNS広告を活用した情報発信を行うとともに、教育庁をはじめとした支援関係機関等に周知し、活用を依頼 ヤングケアラー支援マニュアル及びアセスメントシートの活用 ◎ 子どもの相談・支援に関わる方々が活用できる支援ツールを整備し、県内児童相談所主催の地域ネットワーク会議にて、市町村児童福祉担当者（子ども家庭センターの職員等）あて周知するとともに、活用を促進 ケアラー・ヤングケアラー支援に関する情報発信 ◎ 県ホームページ、県広報紙、SNS、県政ラジオ等 県政出前講座（各種研修会等での啓発等）の実施 ◎ 関係団体を対象として、ケアラー・ヤングケアラー支援をテーマとした出前講座を実施（13回実施）

4 教育庁の取組

（1）学校内における相談体制の充実、相談対応能力の向上

- 問題等を抱える児童生徒に対し、教職員、スクールカウンセラー（以下「SC」、スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」）が適切な相談対応が行えるよう研修会を開催し、対応能力の向上を図る。

（前年度実績）

- ・生徒指導関係加配教員を対象とした研修会：2回
- ・SC、SSWの資質向上のための研修会：3回
- ・SC、SSW等を活用した校内研修会：100%実施
- ・校内オンライン相談窓口設置校数（市町村立）：
小学校（特別支援学校含む）427校（100%）、中学校・義務教育学校210校（100%）

（2）児童生徒がヤングケアラーに関して学ぶ機会の提供

- 県内の公立小中高等学校等の児童生徒に対し、啓発用リーフレット等の活用などを通して、ヤングケアラーである児童生徒自身に支援が必要であるという認識を促し、理解促進を図る。

（前年度実績）

- ・令和7年11月に、児童生徒の理解促進を図るためのリーフレット（教育庁作成）を更新した上で、改めて小中高等学校等に配布し、活用を依頼した。
- ・令和8年1月に（福祉部作成）ヤングケアラー支援に係る啓発動画（ショート動画）について、教育庁を通じて県内の全公立学校へ周知し、活用を依頼した。
- ・これらの取組を通して、ヤングケアラーについて理解促進を図ることができた。

議員提案政策条例の規定による施策等の実施状況及び成果に関する報告書

1 条例の基本事項

条例の名称	茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例		
担当課（室）	福祉政策課	公 布 日	令和3年12月14日
報告の根拠	第15条（年次報告）		

2 条例の概要・施策体系図・推進体制等

（1）条例の概要・施策体系図

1 目的（第1条）

○ヤングケアラー及びこれらの者を含む全てのケアラーの支援に関する施策の基本事項を定める。

○次代の社会を担うヤングケアラーの教育の機会の確保等
○ケアラーの個人の尊厳の尊重・社会からの孤立防止
○全ての県民が生きやすい社会の実現

2 定義（第2条）

○ケア：介護、看護、日常生活上の世話その他の援助
○ケアラー：心身の機能の低下、負傷、疾病、障害その他の理由により援助を必要とする家族、身近な人その他の者に対して、無償でケアを行う者
○ヤングケアラー：ケアラーに該当する18歳未満の者
○関係機関：介護、福祉、医療、保健、教育その他これらに類する分野の業務を行い、その業務を通じて、日常的にケアラーに関わる可能性がある団体又は個人
○民間支援団体：ケアラーの支援を行うことをその目的とする民間の団体をいう。
○学校：学校教育法に規定する小、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）

3 基本理念（第3条）

○全てのケアラーの個人の尊厳の尊重と、ケアと自己の幸福追求との調和
○ケアラーへの支援は、孤立防止のため、ケアラーとその家族を社会全体で支援
○ヤングケアラーの適切な教育機会の確保と心身の健やかな成長・発達・自立が図れるよう支援

4 県の責務と関係者の役割（第4条―第8条）

○県の責務と関係者の役割を明確化（県、県民、事業者、関係機関）
○市町村との連携等
・基本理念にのっとり、市町村の主体的な取組を積極的に支援するとともに、市町村及び民間支援団体との密接な連携及び協力による施策の推進
・ヤングケアラーの早期発見及び早期支援のため、教育、福祉その他の行政分野における横断的な連携体制の構築及び学校間の連携強化

5 基本的施策（第9条―第14条）

（1）県推進計画（第9条）

○知事は、ヤングケアラー及びこれらの者を含む多様なケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定

（2）ケアラーの支援（第10条）

○県は、ケアラーの生活の質の維持向上、ケアラー及びその家族の日常生活上及び社会生活上の不安・負担等の軽減のため、①から⑨に掲げる施策を実施
①ケアラーの支援に関する一元的な相談体制の整備・周知
②ケアに関する相談、手続等に係るケアラーの負担を軽減するための情報通信技術の活用
③ケアラーが休息又は休養を要する場合等に一時的にケアを提供する取組その他の支援
④社会生活を円滑に営む上での困難を有するケアラーに対する修学・就業支援
⑤ケアラー及びケアを受ける人の家族に対する包括的支援
⑥ケアの方法等に関する理解を深めるための情報提供、研修の実施その他の普及啓発
⑦交流の場の提供その他のケアラーが互いに支えあう活動の促進
⑧ヤングケアラーの教育の機会の確保
⑨その他のケアラーを支援するために必要な事項
○県及び市町村は、ヤングケアラーの権利利益が害されることがないよう、ヤングケアラーに対する差別、いじめ及び虐待の防止のための対策を推進

（3）人材の育成等（第11条）

○相談、助言、日常生活・社会生活の支援等のケアラーの支援を担う人材の育成・確保
○カウンセラー、ソーシャルワーカー等の専門的知識を有する人材の育成・確保・適正な配置

（4）普及啓発（第12条）

○家庭、学校、職域、地域等の様々な場を通じた普及啓発

（5）民間支援団体の活動に対する支援（第13条）

○民間支援団体に対する情報提供、助言等

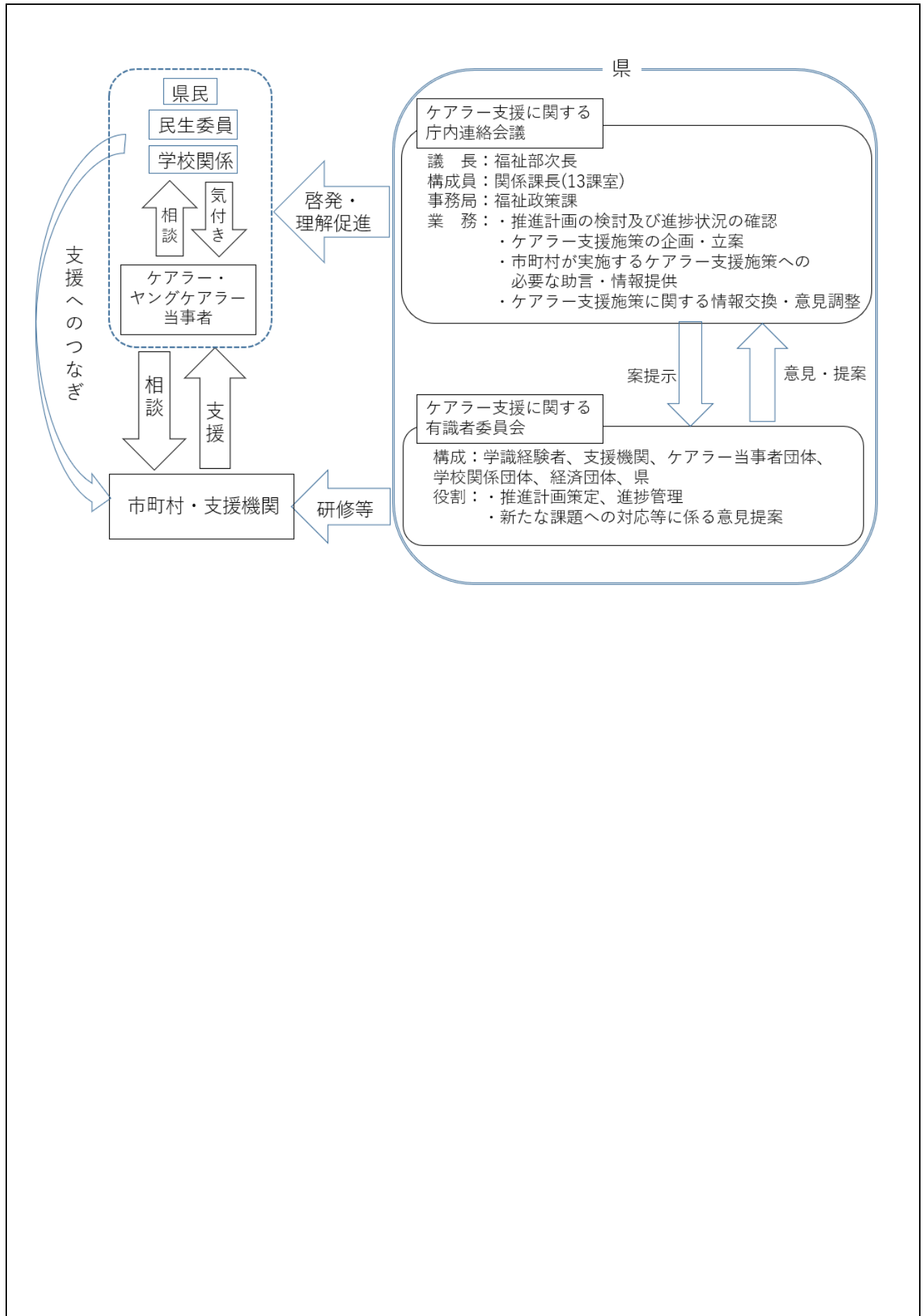
（6）実態調査等（第14条）

○定期的な実態調査の実施
○先進的な取組に関する情報等の収集と提供

（7）その他（第15条―第17条）

○知事は毎年度、施策の実施状況・成果を取りまとめ、議会に報告及び公表
○推進体制の整備
○財政上の措置

(2) 推進体制



(3) 条例制定後の主な取組

1 茨城県ケアラー支援推進計画の策定

(1) ケアラー実態調査の実施

○学校におけるヤングケアラーの対応に関する調査

令和6年11月～12月にかけて、学校におけるヤングケアラーの啓発や相談対応状況を把握するための調査を実施した。

【児童生徒への啓発等の取組状況（複数回答）】

	小学校		中学校		高等学校	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
校内にポスターやリーフレットを掲示している	318	80.1%	184	87.6%	87	89.7%
児童生徒にリーフレットを配付している(電子リーフレットを含む)	140	35.3%	94	44.8%	17	17.5%
教員がホームルーム等で説明している	119	30.0%	77	36.7%	21	21.6%

○ケアラー実態調査

ケアラーの実態や支援における課題等を把握するため、令和4年度に引き続き令和7年7月～8月に、ケアラー当事者、支援機関などを対象に「ケアラー実態調査」を実施した。

【当事者（高齢者ケアラー、障害者ケアラー、ダブルケア）への調査結果の概要】

	①ケアによる就労状況の変化 (退職、転職、勤務時間の削減)
高齢者のケアラー	18.9%
障害者のケアラー	39.3%
ダブルケア	47.2%

	②ケアラーの悩み		③ケアラーが求めている支援	
高齢者のケアラー	心身の健康	59.8%	ケアラーに役立つ情報の提供	47.9%
障害者のケアラー	心身の健康	54.4%	ケアラーに役立つ情報の提供	42.9%
ダブルケア	経済的な問題	62.9%	経済的支援	62.9%

※②、③は最多の項目を掲載

(2) 推進計画の策定

条例に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進するため、実態調査の結果や有識者委員会の意見等を踏まえ、令和8年3月に、「茨城県ケアラー支援推進計画〔第2期〕」を策定した。

○計画期間：令和8年度～11年度（4か年）

○基本方針：①認知度向上・理解促進、②相談・支援体制の整備、

③多様な支援施策の推進、④人材の育成

<参考>

茨城県ケアラー支援推進計画（令和5年3月策定）

計画期間：令和5年度～7年度（3か年）

2 主な取組

(1) 認知度向上・理解促進

- 知事部局と教育庁で連携し、学校のホームルーム等において、啓発用電子リーフレット等により、児童生徒がヤングケアラーについて学ぶ機会を確保。
- 令和7年12月にヤングケアラー支援に係る啓発動画（ショート動画）を作成し、SNS広告を活用し情報発信。併せて、教育庁を通して各学校へ周知するとともに、市町村、茨城県社会福祉協議会等へ周知及び活用を依頼した。
- 関係団体を対象として、ケアラー・ヤングケアラー支援をテーマとした出前講座を実施。

年度	R6	R7
実施回数	15回	13回

※令和7年度実施先
水戸市社会福祉協議会、阿見町民生委員児童委員協議会、潮来市要保護児童対策地域協議会 等

- 県広報紙「ひばり」、県ホームページ、県公式SNS等による情報発信。

(2) 相談支援体制の整備

- 市町村におけるケアラー・ヤングケアラー相談窓口を明確化し、担当課一覧を県ホームページで公表。（令和4年8月～）
- ヤングケアラー支援マニュアル及びアセスメントシートを作成し、子どもの相談・支援に関わる方々が活用できる支援ツールを整備した。県内児童相談所主催の地域ネットワーク会議にて、市町村児童福祉担当者（こども家庭センターの職員等）あて周知するとともに、活用を促した。
- 市町村、福祉、医療、教育等の支援関係機関が一堂に集まり、グループワークによるケーススタディ等を行う合同研修を開催。

年度	R5	R6	R7
実施回数／参加者数	3会場／125名	3会場／143名	3会場／199名

- 認定NPO法人カタリバと連携し、ヤングケアラーと保護者に対して、オンラインによる伴走支援プログラムを提供。
（令和4年10月連携協定締結、令和5年度から支援実施）

3 条例の規定による事業等の実施状況及び成果並びに今後の取組

(1) 市町村との連携等（第8条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 多様な関係機関が参加する合同研修の開催	県	<実施状況> 1 ヤングケアラー・ケアラー支援関係機関職員等研修（基礎研修） （1）開催日・場所・参加人数 - 令和7年8月27日 茨城県立健康プラザ（水戸市） 69名 - 令和7年8月28日 茨城県土浦合同庁舎（土浦市） 66名 （2）対象者 教職員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、要保護児童対策地域協議会職員、市町村職員、地域包括支援センター職員、障害者相談支援事業所職員、社会福祉協議会職員、医療関係者、他関係機関等職員 （3）研修内容 - 講義：ケアラー・ヤングケアラーを支える一ケアを要する人だけではなくケアする人も主役に一 講師：松澤 明美 氏（北海道大学大学院保健科学研究院准教授） - 事例報告：支援の現場から～私たちのできごと～ コーディネーター：松澤 明美 氏（北海道大学大学院保健科学研究院准教授） 報告者：中島 沙都美 氏（特定非営利活動法人ソワンアンドソワレ） 和田 果樹 氏（認定特定非営利活動法人カタリバ） - グループワーク 2 ヤングケアラー・ケアラー支援関係機関職員等研修（応用研修） （1）開催日・場所・参加人数	1,600 千円

		・令和８年２月３日 茨城県立健康プラザ（水戸市） 64名 （２）対象者 教職員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、要保護児童対策地域協議会職員、市町村職員、地域包括支援センター職員、障害者相談支援事業所職員、社会福祉協議会職員、医療関係者、他関係機関等職員 （３）研修内容 ・行政説明：茨城県ケアラー支援条例と茨城県ケアラー支援推進計画〔第２期〕（案）について 説明者：茨城県福祉部福祉政策課 ・講義：ケアラーのニーズに基づく支援のあり方 講師：松澤 明美 氏（北海道大学大学院保健科学研究院准教授） ・事例報告：①ヤングケアラー支援体制強化事業～古河市社協の取り組み～ 報告者：大塚 政弘 氏（社会福祉法人古河市社会福祉協議会 事務局次長兼地域福祉課長） ②笠間市のヤングケアラー支援に向けた取り組み 報告者：高瀬 修一 氏（笠間市こども部こども政策課 課長補佐） ③他領域にまたぐ事例対応から見たケアラー支援 報告者：田所 麻美 氏（社会福祉法人慈永会宍戸苑指定居宅介護支援事業所 管理者） ・グループワーク <成果> 福祉・介護・医療・教育など多様な支援機関職員の参加により、NPO法人等の活動事例やケーススタディを通じて具体的な支援等を考える研修を行った結果、関係者のスキルアップ及び連携強化を図ることができた。 （福祉部福祉政策課）	
【今後の取組】	県	複合的な課題を抱えるケアラー・ヤングケアラーを適切に支援していくため、福祉・介護・医療・教育な	1,600千円

多様な関係機関が参加する合同研修の開催		多様な支援機関職員のスキルアップ及び連携強化を目的として、ケーススタディなど実践的な研修会を開催する。	
---------------------	--	---	--

(2) 県推進計画（第9条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 県推進計画の進捗管理	県	<実施状況> 1 計画の概要 (1) 策定趣旨 「茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例」（令和3年12月14日施行）第9条の規定により、ケアラー・ヤングケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、実態調査の結果や有識者委員会の意見等を踏まえ、令和5年3月に、「茨城県ケアラー支援推進計画」を策定し、ケアラー支援に努めてきた。引き続きケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、令和8年3月に第2期計画を策定した。 (2) 計画期間 令和8年度から令和11年度までの4年間 2 計画の推進体制と進捗管理 ○茨城県ケアラー支援に関する有識者委員会の開催（3回） (1) 第1回茨城県ケアラー支援に関する有識者委員会 ・開催日 令和7年8月22日 ・場 所 茨城県庁舎5階 会議室 ・議 事 ① ケアラー実態調査、ダブルケアに関するアンケートについて - ア 中間報告（速報値） - イ 今後のスケジュール案 ② 茨城県ケアラー支援推進計画[第2期]の策定について - ア 第2期計画の追加・修正項目案の概要につ	537 千円

		いて イ 第2期計画の骨子案 ウ 第2期計画と現計画の目次比較表について ③ ヤングケアラー実態調査について ア 国通知を踏まえた市町村への実態把握の依頼 イ 令和6年11月学校アンケートー追加聞き取り結果ー (2) 第2回茨城県ケアラー支援に関する有識者委員会 ・開催日 令和7年11月10日 ・場 所 茨城県庁舎5階 会議室 ・議 事 ① 茨城県ケアラー支援推進計画[第2期]の策定について ア 第2期計画の概要について イ 第2期計画(素案) ウ 第2期計画と現計画の目次比較表について エ 今後のスケジュール案 ② ケアラー実態調査、ダブルケアに関するアンケートについて ア 結果概要の報告 (3) 第3回茨城県ケアラー支援に関する有識者委員会 ・開催日 令和8年3月5日 ・場 所 書面開催 ・議 事 ① 茨城県ケアラー支援推進計画[第2期]策定に係るパブリックコメントの結果について ② 茨城県ケアラー支援推進計画[第2期](案)の修正について <成果> ケアラー実態調査の結果や有識者からの意見を踏まえ、第2期計画を策定することができた。 (福祉部福祉政策課)	
【今後の取組】 県推進計画の進捗管理	県	茨城県ケアラー支援推進計画は、「茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例」(令和3年12月14日施行)に基づき策定しており、第2期計画	358千円

		について、計画の進捗状況を把握し、必要な施策について検討していく。	
--	--	-----------------------------------	--

(3) ケアラーの支援（第10条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 ケアラー相談窓口の明確化の推進	県	<実施状況> 各市町村におけるケアラー・ヤングケアラー支援の担当課一覧を県ホームページで公表している。（令和4年8月～） <成果> 市町村の担当課窓口一覧を公表することにより、ケアラー及びその家族等への情報提供が可能となっている。 （福祉部福祉政策課）	—
【今後の取組】 ケアラー相談窓口の明確化の推進	県	ケアラー・ヤングケアラーが相談窓口を容易に把握することができるよう、引き続き、県ホームページ等において、各市町村のケアラー相談窓口に関する情報を提供する。	—
【前年度の実施状況及び成果】 相談・支援体制整備に関する情報提供・助言等	県	<実施状況> ヤングケアラー支援マニュアル及びアセスメントシートを作成し、子どもの相談・支援に関わる方々が活用できる支援ツールを整備した。県内児童相談所主催の地域ネットワーク会議にて、市町村児童福祉担当者（こども家庭センターの職員等）あて周知するとともに、活用を促した。 <成果> ヤングケアラーについて認識を深め、早期にその存在に気付くとともに、見守り、寄り添いや具体的な支援につなぐことができるよう、子どもの相談・支援に関わる方々に向けて、支援の留意点、関係機関の連携体制、支援のポイントなどを提示することができた。 （福祉部福祉政策課）	—
【今後の取組】 相談・支援体制整備に関する	県	県内自治体や支援機関あて、ヤングケアラー支援マニュアル及びアセスメントシートを周知するとともに、県ホームページでの公開等を通して、市町村におけるケアラー相談・支援体制整備や対応力向上を支援	—

る情報提供・助言等		する。	
【前年度の実施状況及び成果】 いばらき虐待ホットラインによる相談支援	県	<実施状況> 1 いばらき虐待ホットライン (1) 対 象 者：18歳未満の児童の虐待に関することであれば、誰でも相談可能 (2) 相談時間・方法：24時間対応の電話相談 (3) 相談内容：児童虐待等に関する通報と相談 (4) 相談実績：2,730件 2 親子のための相談LINE (1) 対 象 者：子ども(18歳未満)とその保護者等 (2) 相談時間：平日(土日祝日除く)10時～20時 ※時間外の相談は、返信を希望される方へ翌相談対応時間内に対応する。 ※緊急的な虐待通報や児童虐待に関する緊急相談は、24時間対応の「虐待ホットライン189」(電話)や警察等へつなぐ。 (3) 相談内容：児童虐待通告、子育てや親子関係についての悩み相談等 (4) そ の 他：相談は無料、匿名でも可能。子ども本人からの相談も可能。 (5) 相談実績：606件 <成果> 児童虐待に係る相談や通報に24時間体制で対応し、緊急事案に対して児童相談所や警察と連携して対応することで、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応につながった。 SNSを活用した気軽に相談できる窓口を整備し、児童虐待や子育て等についての相談に対応することで、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応につながった。 (福祉部子ども政策局青少年家庭課)	28,594千円
【今後の取組】 いばらき虐待ホットラインによる相談支援	県	24時間対応の電話相談窓口、SNS相談窓口を開設し、ヤングケアラーなど18歳未満の子ども等からの児童虐待に関する通報・相談に対応する。	28,594千円
【前年度の実施状況及び成果】 スクールカウ	県	<実施状況> ○全ての公立小学校・中学校・義務教育学校、特別支援学校に配置 ・年間35回、週1回(1回あたり7時間)	293,642千円

ンセラー配置 事業		・拠点校方式：小学校 426 校、中学校 194 校 義務教育学校 16 校、特別支援学校 1 校 ○全県立高等学校・県立中学校・中等教育学校（以下、 県立高等学校等）に配置 ・年間 1 校当たり 15 回～32 回 ・ 1 回当たり 3 ～ 4 時間 <成果> 公立学校において、児童生徒の心のケアや児童生徒 への対応に関する保護者や教員への指導・助言ととも に、教職員のカウンセリング能力等の向上のためのス クールカウンセラーが講師となる校内研修や、児童生 徒の困難・ストレスへの対処方法等に資する教育プロ グラムの実施により、教育相談体制の充実を図ること ができた。 （教育庁学校教育部生徒支援・いじめ対策推進室）	
【今後の取 組】 スクールカウ ンセラー配置 事業	県	いじめ、不登校、暴力行為等の生徒の問題行動等の 未然防止、早期発見及び早期対応を図るため、児童生 徒の心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する スクールカウンセラーを公立学校に配置し、児童生徒 へのカウンセリングや保護者・教職員への指導・助言 を行い、教育相談体制を充実させる。	309,705 千円
【前年度の実 施状況及び 成果】 スクールソー シャルワーカー 一派遣事業	県	<実施状況> ○市町村教育委員会の要請に応じて、小学校・中学校・ 義務教育学校（以下、小中学校等）に派遣 ・派遣回数：1,681 回 （原則 1 回 3 時間/ 5 ～ 12 回程度） ○全県立高等学校・県立中学校・中等教育学校（以下、 県立高等学校等）からの要請に応じて派遣 ・派遣回数：383 回（原則 1 回 2 時間） ・派遣時期：令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月で随時 ○社会福祉等に関して専門性の高い支援を必要とし ている小中学校等にスクールソーシャルワーカー を派遣し、児童生徒が置かれた環境に働きかけたり、 関係機関等とのネットワークを活用したりし て、問題を抱える児童生徒の支援を行うとともに、 福祉的な視点や手法を用いて学校の問題解決力の 向上を図る。 ○スクールソーシャルワーカー連絡協議会における 研修会 ・開催日：令和 8 年 2 月 16 日	市町村立学校分 21,488 千円 県立学校分 4,272 千円

		・内容：ヤングケアラー支援の具体例、学校においてヤングケアラーに関する支援を行う際のポイント等 ○ヤングケアラーに対する理解促進を図るためスクールソーシャルワーカーを活用した校内研修会を実施 ・研修実績：県立高等学校等全校で実施 ・対象：県立高等学校等教職員 ・実施時期：随時 ○スクールソーシャルワーカー派遣事業説明会 ・実施内容：生徒指導・教育相談担当教職員を対象に茨城県におけるヤングケアラー支援に関する研修会を実施 ・対象：県立高等学校等教職員 ・実施時期：4月 <成果> スクールソーシャルワーカーを活用した校内研修を通して、各学校におけるヤングケアラーに関する認知度向上や適切かつ効果的な支援等の理解促進を図ることができた。 また、連絡協議会でのヤングケアラーについての事例検討や行政説明等を通してスクールソーシャルワーカーの対応力や実践力の向上を図ることができた。 (教育庁学校教育部生徒支援・いじめ対策推進室)	
【今後の取組】 スクールソーシャルワーカー派遣事業	県	学校等からの要請に応じて、スクールソーシャルワーカー又はスーパーバイザーを派遣し、児童生徒の置かれた生活環境に働きかけ、関係機関と連携して、児童生徒、保護者、及び教職員に対する支援や助言等を行う。 ヤングケアラー支援の重要性等について、教職員、児童生徒、保護者の理解と関心を深めるため、継続的に広報活動、研修の充実その他の普及啓発を実施するとともに、引き続き県立学校等においてスクールソーシャルワーカーを活用した研修を行い、各学校における効果的かつ適切な支援に資するようにする。	28,136 千円
【前年度の実施状況及び成果】 子どもホットラインによる相談支援	県	<実施状況> ○電話やEメール等による相談対応を毎日 24 時間行っている。 ・18 歳未満の子どもを対象に、電話、Eメール等による 24 時間対応の相談窓口を毎日開設し、子どもたちが抱える不安や悩み、不満、怒りなどを受	42,499 千円

		け止め、問題の緩和・解消を図る。 ・相談件数：8,645 件 ・相談内容：相談員に対し、様々な研修を実施した。 ・全体研修：「電話相談後のシェアリングについて」 「電話相談をめぐる心の動き－危機介入に焦点を当てて－」 「相談支援の基礎」 <成果> ○子どもたちが抱える様々な不安や悩み、不満、怒りなどを受け止め、問題の緩和・解消を図ることができた。 ○相談員の知見を深めるとともにスキルアップを図り、相談体制を充実させることができた。 (教育庁学校教育部生徒支援・いじめ対策推進室)	
【今後の取組】 子どもホットラインによる相談支援	県	電話相談員が専門的な知識を深め、相談対応のスキルを高めるための研修を、年間9回実施し、家族のケアに関する悩み相談について、適切に対応していく。	43,157 千円
【前年度の実施状況及び成果】 いばらき子どもSNS相談による相談支援	県	<実施状況> ○LINE、WEBによる相談対応を毎日17時～22時まで開設している。 ・県内の小中高生を対象に、子どもたちに身近なSNS（LINE、WEB）を使った相談窓口を1日5時間（17時～22時）毎日開設し、様々な不安や悩みを気軽に相談できる体制を整備することにより、いじめ等を早期に発見し、心のケアを図る。 ・相談件数：1,611 件 ○「いばらき子どもSNS相談」のQRコードを記載した周知チラシを定期的に配布している。 ・LINE →相談を希望する児童生徒は、QRコードを読み取り、「友だち追加」したうえで、開設時間内に相談メッセージを送信する。 ・WEB →相談を希望する児童生徒は、QRコード若しくはURLを入力し、開設時間内に相談メッセージを送信する。 <成果> ○SNS相談の利用者満足度調査によると83.4%の児童生徒が「気持ちが落ち着いた」と回答している。	40,551 千円

		○児童生徒たちの相談体制の充実を図ることができた。 (教育庁学校教育部生徒支援・いじめ対策推進室)	
【今後の取組】 いばらき子どもSNS相談による相談支援	県	SNSによる相談窓口について、引き続き、県内全ての小中高生を対象にチラシを配付し、周知するとともに、1人1台端末を活用した、「WEB」による相談についても各校に呼びかけ、相談しやすい環境づくに努めていく。	35,085 千円
【前年度の実施状況及び成果】 認知症電話相談	県	<実施状況> ・認知症の人と家族の会の相談員による、認知症に関する電話相談を実施 ・相談日時：月～金曜日 13時～16時 (年末年始、祝日を除く) ・相談件数：106 件 <成果> 認知症の人や介護者家族等からの悩みや相談に対し、感情の受け止めや、介護方法に関する助言等を行い、相談者の精神的な負担軽減を図ることに寄与した。 (保健医療部健康推進課地域包括ケア推進室)	990 千円
【今後の取組】 認知症電話相談	県	認知症介護の経験を有する者が、認知症の人やその家族等からの電話相談に応じ、相談者の精神的な負担の軽減を図る。 (福祉部長寿福祉課地域包括ケア推進室)	990 千円
【前年度の実施状況及び成果】 認知症高齢者等家族支援	県	<実施状況> ・認知症高齢者等本人同士の交流会の開催 (4回) 参加者数：41 名 ・介護者のつどい開催 (6回) 参加者数：42 名 <成果> 認知症の人や介護者家族同士が、体験や希望を語り合う交流の場を提供することで、認知症に関する新しい知識や介護方法の習得に加え、介護者家族の精神的な負担軽減を図ることに寄与した。 (保健医療部健康推進課地域包括ケア推進室)	275 千円
【今後の取組】 認知症高齢者等家族支援	県	認知症の人と介護家族等の交流の場を設け、悩みを共有したり、情報交換することで介護者家族の精神的な負担の軽減を図る。 (福祉部長寿福祉課地域包括ケア推進室)	275 千円
【前年度の実	県	<実施状況>	—

施状況及び成果】 民間団体等における交流の機会づくり		・認定NPO法人カタリバと連携し、ヤングケアラーと保護者に対して、オンラインによる伴走支援プログラムを提供 (令和5年4月～、支援対象10人) ＜成果＞ 支援対象の中には、病気等の家族をケアする中高生の負担軽減につながったり、投げやりな気持ちを切り替えて進学を目指すようになるなど好転している事例もあった。 (福祉部福祉政策課)	
【今後の取組】 民間団体等における交流の機会づくり	県	認定NPO法人カタリバ及びヤングケアラー支援に積極的に取り組む市町村等と連携し、伴走支援プログラムの周知、支援を行う。	—

(4) 人材の育成等(第11条関係)

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 生活困窮者自立支援制度人材養成研修	県	＜実施状況＞ ○令和7年度生活困窮者自立支援制度支援員等研修 【講義】(公開動画の視聴：令和7年12月20日から令和8年2月27日まで) ・動画共有サービス(YouTube)に講義を限定公開(上記を含む20講義 計620分) ・講義項目に「ケアラー・ヤングケアラー支援」(20分)を取り入れ、視聴後、受講者は事後アンケートを提出した。 ・その他、ケアラー及びヤングケアラーへの支援の実効性向上を図るべく、生活困窮者支援ネットワークの構築を目的としたグループワークを実施した。関係機関と連携した具体的な支援事例をテーマに、実践的な検討を行った。 ・出席者：30名 ＜成果＞ ケアラー・ヤングケアラー支援について、講義を通して、参加者の理解を深めることができたほか、支援員同士のネットワークづくりが推進された。 (福祉部福祉人材・指導課)	311 千円
【今後の取組】	県	生活困窮者自立支援事業に従事する自立相談支援機関職員、社会福祉協議会職員等を対象に、支援員と	311 千円

生活困窮者自立支援制度人材養成研修		しての資質の向上を図るとともに、支援員同士のネットワークをつくることを目的に研修を開催する。	
【前年度の実施状況及び成果】 認知症サポーター活動促進	県	<実施状況> 1 チームオレンジ等活動促進に向けた検討会の開催（2回） 認知症サポーター活動促進及び認知症の人の社会参加が促進されるよう、市町村支援の方策を検討した。 ※チームオレンジとは 認知症本人が参画し、認知症サポーターを中心に居場所づくりや外出支援、社会参加への支援を行うチーム活動 2 チームオレンジコーディネーター養成研修の実施（1回） 「チームオレンジ」の設置や運営支援を担うチームオレンジコーディネーターを養成した。 ・養成者数 64名 <成果> 市町村が、チームオレンジの活動を促進できるようチームオレンジコーディネーターを養成することができた。 （保健医療部健康推進課地域包括ケア推進室）	450 千円
【今後の取組】 認知症サポーター活動促進	県	認知症サポーター活動促進及び認知症の人の社会参加が促進されるよう、人材育成の広域的な支援を行う。 （福祉部長寿福祉課地域包括ケア推進室）	900 千円
【前年度の実施状況及び成果】 認知症介護アドバイザー養成研修	県	<実施状況> ○茨城県認知症介護アドバイザー養成研修を実施（2回） ・修了者数：92名 <成果> 介護家族等からの相談に対応したり、認知症サポーター養成講座の講師となる「茨城県認知症介護アドバイザー」を養成することができた。 （保健医療部健康推進課地域包括ケア推進室）	100 千円
【今後の取組】 認知症介護アドバイザー養成研修	県	認知症の人やその家族を地域で支え合う環境づくりを推進するため、介護家族等からの相談に応じるとともに、認知症に対する正しい知識の普及を行う「茨城県認知症介護アドバイザー」を養成する。 （福祉部長寿福祉課地域包括ケア推進室）	100 千円

(5) 普及啓発（第12条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実 施状況及び 成果】 ケアラーに向 けた情報発信	県	<実施状況> 県ホームページ、県公式SNS等を通じて、ケアラー・ヤングケアラー支援に関する情報や関係機関職員の研修会の案内等について情報発信を行った。 また、商業施設にチラシ設置し、支援についての広報・啓発を行った。 <成果> 各種広報媒体による情報発信を行い、ケアラー・ヤングケアラーを含め県民に支援に関する理解・認識の推進を図ることができた。 （福祉部福祉政策課）	—
【今後の取 組】 ケアラーに向 けた情報発信	県	引き続き、各種広報媒体による広報・啓発を図るとともに、市町村による啓発活動（市町村のホームページや広報誌などによる情報発信等）を促進する。	—
【前年度の実 施状況及び 成果】 各種啓発ツ ールによる啓発	県	<実施状況> ケアラー・ヤングケアラー支援に係る啓発動画及びヤングケアラー支援に係る電子リーフレットを県ホームページ等へ掲載し、情報発信を行った。 また、令和7年12月にヤングケアラー支援に係る啓発動画（ショート動画）を作成し、SNS広告を活用した情報発信を行った。併せて、教育庁を通して各学校へ周知するとともに、市町村、茨城県社会福祉協議会等へ周知及び活用を依頼した。 <成果> 啓発ツールを活用し、あらゆる機会を捉えて広報啓発を行い、ケアラー・ヤングケアラーに関する認知度向上を図ることができた。 （福祉部福祉政策課）	1,325 千円
【今後の取 組】 各種啓発ツ ールによる啓発	県	教育庁、市町村等と連携して、引き続きケアラー・ヤングケアラーに対する理解促進を図る。	—
【前年度の実	県	○「ヤングケアラー支援マニュアル及びアセスメント	—

施状況及び成果】 児童生徒がヤングケアラーに関して学ぶ機会の提供		シートの活用について」を通知 ・実施時期：令和7年5月 ・対象：小学校・中学校・義務教育学校 県立高等学校・県立中学校・中等教育学校 ・内容：児童生徒と日々接点を有する教職員に、児童生徒の状況を把握するための視点や、支援につなぐまでのフローなどの理解を促した。 ○「ヤングケアラーの理解促進について」を通知 ・実施時期：令和7年11月 ・対象：小学校・中学校・義務教育学校 県立高等学校・県立中学校・中等教育学校 ・内容：ヤングケアラーに関するリーフレットを作成し送付した。その内容を児童生徒に説明し、ヤングケアラーである児童生徒に自身がヤングケアラーであり、支援が必要であるという認識を促した。 ○「ヤングケアラー普及啓発に係るポスター掲示について」を通知 ・実施時期：令和8年2月 ・対象：小学校・中学校・義務教育学校 県立高等学校・県立中学校・中等教育学校 ・内容：校内に普及啓発用のポスターを掲示するとともに、その内容を児童生徒に説明し、ヤングケアラーである児童生徒に自身がヤングケアラーであり、支援が必要であるという認識を促した。 <成果> 全ての児童生徒にヤングケアラーについて学ぶ機会を確保し、リーフレットの配付や普及啓発用ポスターを掲示・説明することで、ヤングケアラーに対する理解促進を図ることができた。 (教育庁学校教育部生徒支援・いじめ対策推進室)	
【今後の取組】 児童生徒がヤングケアラー	県	学校において、自身がヤングケアラーであるという認識のない児童生徒が、自身がヤングケアラーであり、支援が必要であるということに気付けるような機会や場面を設定し、相談や支援等につなげることがで	—

に関して学ぶ 機会の提供		きるようにする。																																											
【前年度の実 施状況及び 成果】 県政出前講座 （各種研修会 等での啓発 等）	県	<実施状況> 関係団体を対象として、ケアラー・ヤングケアラー 支援をテーマとした出前講座を実施 <table><tr><td></td><td>実施日</td><td>出前講座実施会議等</td></tr><tr><td>1</td><td>5/27</td><td>ヤングケアラー研修会</td></tr><tr><td>2</td><td>5/27</td><td>水戸地区社会福祉法人連絡会研修会</td></tr><tr><td>3</td><td>6/10</td><td>筑西市内居宅介護支援事業所6事業所合同研修会</td></tr><tr><td>4</td><td>7/16</td><td>潮来市要保護児童対策地域協議会代表者会議</td></tr><tr><td>5</td><td>7/23</td><td>民生委員児童委員研修会</td></tr><tr><td>6</td><td>8/4</td><td>神栖市医療・介護サービス事業者連絡会</td></tr><tr><td>7</td><td>8/6</td><td>潮来市要保護児童対策地域協議会研修会</td></tr><tr><td>8</td><td>8/26</td><td>常澄圏域事業者連絡会議</td></tr><tr><td>9</td><td>9/16</td><td>阿見町民生委員児童委員協議会児童福祉部会・生活福祉部会研修会</td></tr><tr><td>10</td><td>10/20</td><td>取手市戸頭地区民生委員児童委員協議会研修会</td></tr><tr><td>11</td><td>11/7</td><td>茨城行政相談委員協議会県北支部自主研修会</td></tr><tr><td>12</td><td>11/12</td><td>総合相談支援センターしらとり研修会</td></tr><tr><td>13</td><td>2/1</td><td>第2回いばらきケアラー支援フォーラム</td></tr></table> <成果> ケアラー・ヤングケアラーの現状、課題の理解促進 と、ケアラー・ヤングケアラーの早期発見・早期把握 や支援への連携強化を図ることができた。 (福祉部福祉政策課)		実施日	出前講座実施会議等	1	5/27	ヤングケアラー研修会	2	5/27	水戸地区社会福祉法人連絡会研修会	3	6/10	筑西市内居宅介護支援事業所6事業所合同研修会	4	7/16	潮来市要保護児童対策地域協議会代表者会議	5	7/23	民生委員児童委員研修会	6	8/4	神栖市医療・介護サービス事業者連絡会	7	8/6	潮来市要保護児童対策地域協議会研修会	8	8/26	常澄圏域事業者連絡会議	9	9/16	阿見町民生委員児童委員協議会児童福祉部会・生活福祉部会研修会	10	10/20	取手市戸頭地区民生委員児童委員協議会研修会	11	11/7	茨城行政相談委員協議会県北支部自主研修会	12	11/12	総合相談支援センターしらとり研修会	13	2/1	第2回いばらきケアラー支援フォーラム	—
	実施日	出前講座実施会議等																																											
1	5/27	ヤングケアラー研修会																																											
2	5/27	水戸地区社会福祉法人連絡会研修会																																											
3	6/10	筑西市内居宅介護支援事業所6事業所合同研修会																																											
4	7/16	潮来市要保護児童対策地域協議会代表者会議																																											
5	7/23	民生委員児童委員研修会																																											
6	8/4	神栖市医療・介護サービス事業者連絡会																																											
7	8/6	潮来市要保護児童対策地域協議会研修会																																											
8	8/26	常澄圏域事業者連絡会議																																											
9	9/16	阿見町民生委員児童委員協議会児童福祉部会・生活福祉部会研修会																																											
10	10/20	取手市戸頭地区民生委員児童委員協議会研修会																																											
11	11/7	茨城行政相談委員協議会県北支部自主研修会																																											
12	11/12	総合相談支援センターしらとり研修会																																											
13	2/1	第2回いばらきケアラー支援フォーラム																																											
【今後の取 組】 県政出前講座 （各種研修会 等での啓発 等）	県	ケアラー・ヤングケアラーやその家族の支援に関わ る者が、潜在化しやすい実情を理解し、適切な支援に つなげられるよう必要な知識等の習得を図る。	—																																										
【前年度の実 施状況及び 成果】 生徒支援実践 サポート事業	県	<実施状況> ○生徒指導相談員打合せ ・実施内容：SNSトラブル、不登校、虐待、ヤング ケアラー等の現状と対応・支援等につい て、令和7年度教育相談基幹研修内容を 基に伝達講習を実施した。 ・対 象：生徒指導相談員4名 ・実施時期：10月 ○生徒指導教員連絡協議会 ・実施内容：いじめや自殺、不登校、虐待、ヤングケ アラー等の現状と対応・支援等について 伝達講習を実施した。 ・対 象：県立高等学校等生徒指導主事等95名 ・実施時期：10月	3,856千円																																										

		<成果> 令和7年度教育相談基幹研修内容を踏まえた伝達講習で、児童生徒の抱える課題について、学校が取り組むべき組織的支援について周知することができた。 (教育庁学校教育部生徒支援・いじめ対策推進室)	
【今後の取組】 生徒支援実践サポート事業	県	問題行動対応や不登校支援に係る生徒支援教員の加配、高等学校等生徒指導相談員の配置により、各学校の生徒支援や教育相談体制の改善・充実を図り、児童生徒のいじめや暴力などの問題行動や、不登校や虐待などの課題等の未然防止及び早期発見、早期解決に資する。	—

(6) 民間支援団体の活動に対する支援（第13条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 要保護児童対策地域協議会の活動促進	県	<実施状況> 県ホームページにおいて、随時、ケアラー・ヤングケアラー支援に関する情報や関係機関職員の研修会の案内等について情報発信を行った。 <成果> 県ホームページ等における情報発信により、ケアラー・ヤングケアラーを含め県民に支援に関する理解・認識の推進を図ることができた。 (福祉部子ども政策局青少年家庭課)	—
【今後の取組】 要保護児童対策地域協議会の活動促進	県	要保護児童対策地域協議会は、虐待を受けている子どもをはじめとする支援対象児童等の早期発見や適切な保護又は支援を図るため、児童福祉法第25条の2において、地方公共団体に対し設置の努力義務が課されている。 県で設置した当該協議会において、児童虐待相談件数の急増やケースの複雑化等近年の児童虐待をとりまく状況をふまえ、関係機関の連携を充実強化し、児童虐待防止対策の一層の推進を図る。	—

「茨城県犯罪被害者等支援条例」に基づく年次報告について

県民生活環境部・教育庁・警察本部

1 令和7年度の主な実績

本条例に基づき、「茨城県犯罪被害者等支援計画」を策定し、茨城県犯罪被害者等支援施策検討委員会において、各施策の進行管理・点検等を行った。

<県民生活環境部>

(1) 犯罪被害者等支援施策に係る総合的な情報提供(生活文化課)

【R8 予算：788 千円(R7 予算：322 千円)】

- 茨城県犯罪被害者等支援条例及び各種相談窓口の広報啓発を実施。

(前年度実績)

- ・ SNS、ホームページ、県広報紙による広報を実施。
- ・ 広報ポスター1,100 枚を制作し、県内中学校、高等学校、関係機関等へ配布。
- ・ いばらき被害者支援センター相談等実績：1,422 件（前年度比△32 件）
- ・ 延べ118 万人を対象に広報啓発を兼ねた犯罪被害者支援に関する認知度調査を実施。

有効回答：108,520 人

茨城県犯罪被害者等支援条例の認知度：18.0%
いばらき被害者支援センターの認知度：24.2%
性犯罪・性暴力被害相談窓口の認知度：23.4%

(2) 多機関ワンストップ支援体制の充実(生活文化課)

【R8 予算：0 千円(R7 予算：2,865 千円)】

- 令和6年4月より、多機関と連携したワンストップ支援体制のもとで被害者支援を実施するとともに、支援体制の充実・強化を図るため、被害者支援コーディネーターを専従配置。

(前年度実績) 多機関連携による支援件数：10 件

<教育庁>

(1) 学校内における相談体制の充実、相談対応能力の向上(生徒支援・いじめ対策推進室)

【R8 予算：0 千円(R7 予算：0 千円)】

- 問題等を抱える児童生徒に対し、教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが適切な相談対応が行えるよう研修会を開催。

(前年度実績)

- ・ 生徒指導関係加配教員を対象とした研修会：2 回
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの資質向上のための研修会：3 回
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した校内研修会：100%実施
- ・ 校内オンライン相談窓口設置率（小中学校）：100%

＜警察本部＞

（１）茨城県弁護士会との連携による早期被害者支援（法律相談）（警務課）

【R8 予算：55 千円（R7 予算：0 千円）】

- 茨城県弁護士会との連携により、犯罪被害者等へ早期に弁護士の紹介を実施。
（前年度実績）10 件

（２）いばらき被害者支援センターへの財政支援（警務課）

【R8 予算：4,000 千円（R7 予算：3,250 千円）】

- いばらき被害者支援センターへの財政支援を実施。

（３）被害直後における居住場所の確保（警務課）

【R8 予算：355 千円（R7 予算：355 千円）】

- 緊急避難場所の確保やハウスクリーニングに要する経費の公費負担を実施。
（前年度実績）緊急避難場所確保：4 件、ハウスクリーニング：1 件

（４）医療費等及びカウンセリング費用の公費負担（警務課）

【R8 予算：5,344 千円（R7 予算：5,432 千円）】

- 犯罪被害者等に対し「身体犯被害者の診断書料、初診料」「犯罪被害者等に係るカウンセリング費用」などの公費負担を実施。
- 全国の薬局において緊急避妊薬の販売が開始されたことを受け、緊急避妊薬の購入費について、公費負担できるよう調整。
- 犯罪により、着用していた制服等を破損・汚損した犯罪被害者等に係る制服購入費等の公費負担制度を制定。

2 今後の取組

「被害者支援に係る相談窓口等の広報啓発活動の充実」、「学校内における相談体制の充実、相談対応能力の向上」、「多機関ワンストップ支援体制のさらなる充実」を重点施策として取り組むほか、各種施策の検証等を行いながら、更なる支援の充実を図る。

令和 8 年 4 月から開始した犯罪被害者等見舞金制度を適切に運用し、故意の犯罪行為により被害に遭われた方やそのご遺族への迅速な支援と経済的負担の軽減を図る。

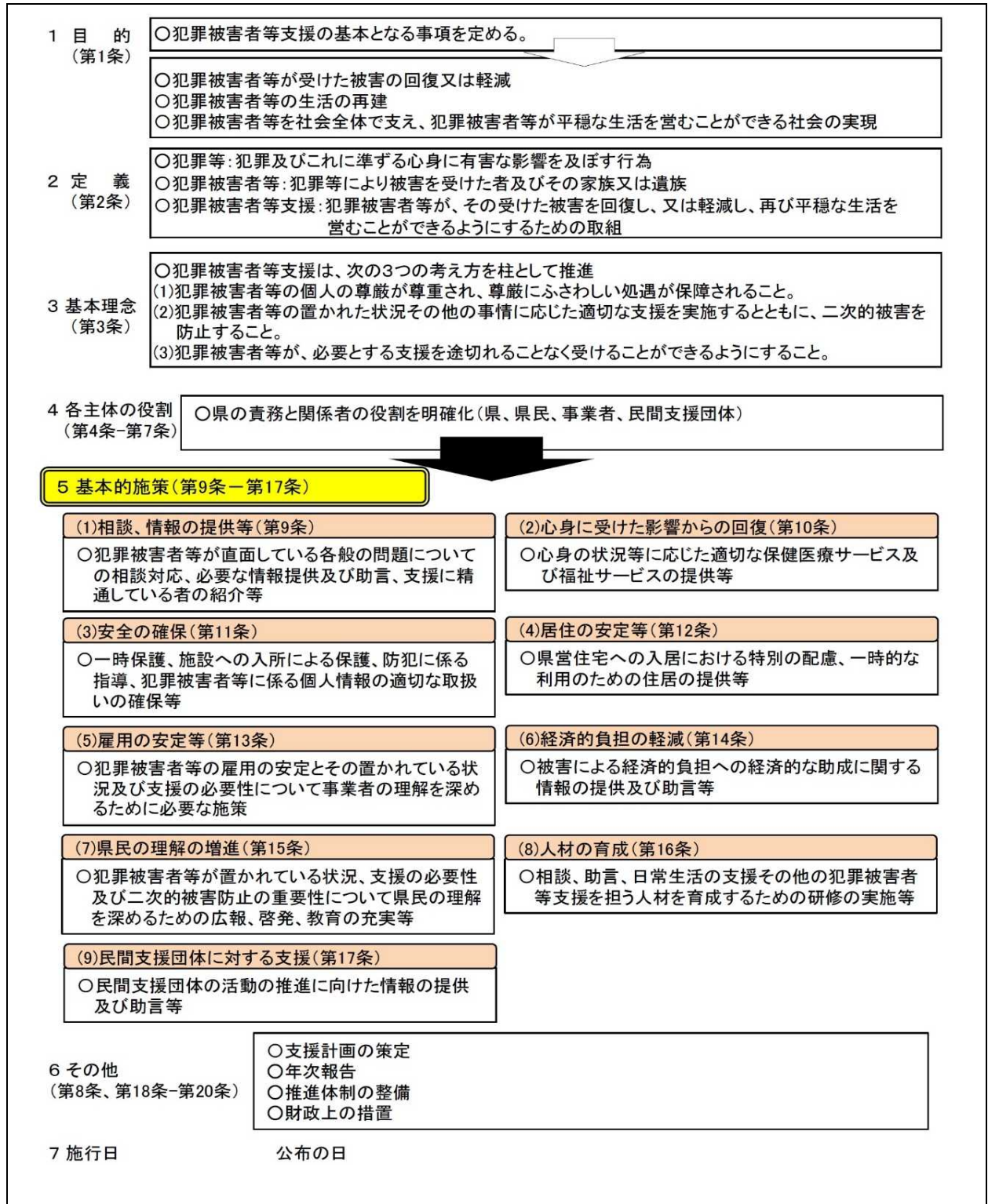
議員提案政策条例の規定による施策等の実施状況及び成果に関する報告書

1 条例の基本事項

条例の名称	茨城県犯罪被害者等支援条例		
担当課（室）	生活文化課安全なまちづくり推進室	公布日	令和4年3月29日
報告の根拠	茨城県犯罪被害者等支援条例第18条		

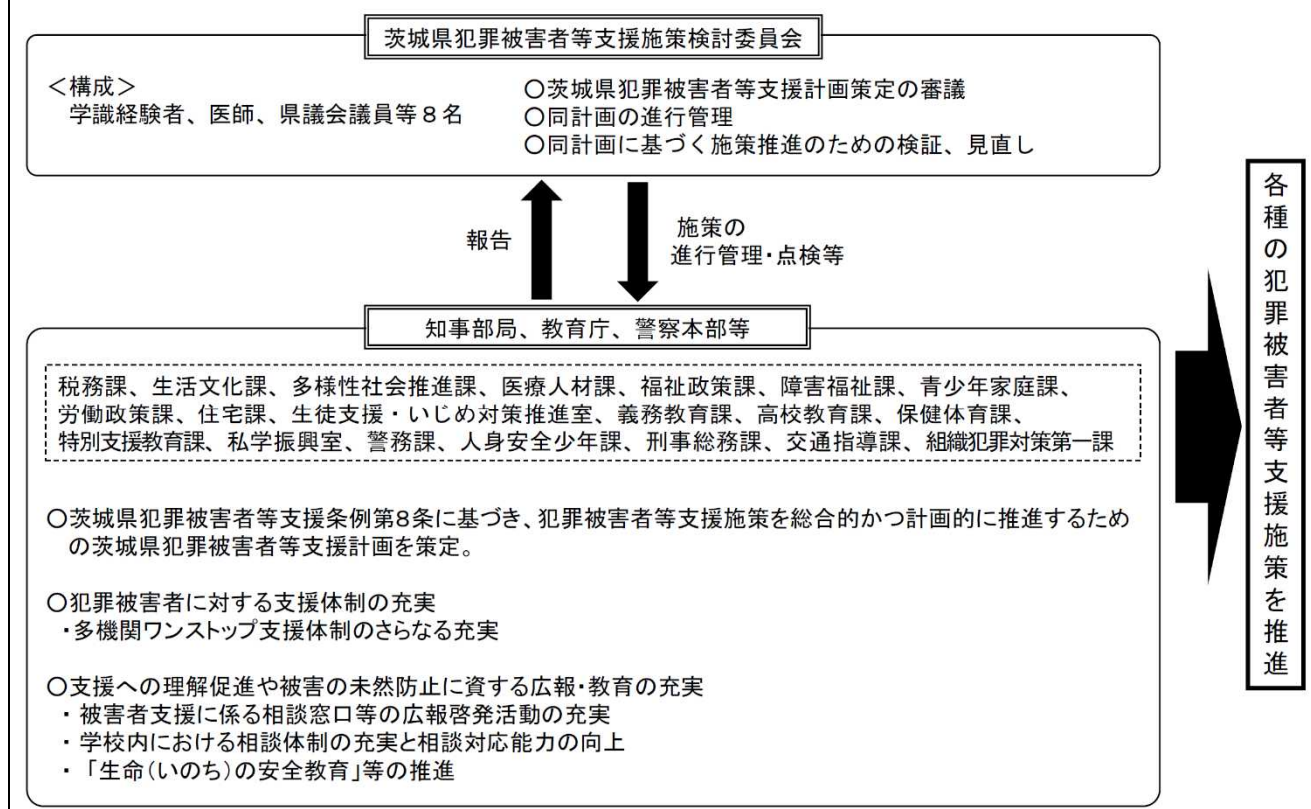
2 条例の概要・施策体系図・推進体制等

(1) 条例の概要・施策体系図



(2) 推進体制

○茨城県犯罪被害者等支援条例の推進体制



(3) 条例制定後の主な取組

1 基本計画、指針等の策定状況

茨城県犯罪被害者等支援計画

茨城県犯罪被害者等支援条例第8条に基づき、学識経験者、医師、県議会議員等8名で構成する茨城県犯罪被害者等支援施策検討委員会を設置したうえで、令和5年3月28日に「茨城県犯罪被害者等支援計画」を策定。

＜概要＞

○計画期間

令和5年（2023年）度から令和9年（2027年）度まで（5年間）

○内容

①支援等のための体制整備、②精神的・身体的被害の回復・防止、③損害回復・経済的支援、④犯罪被害者等を支える地域社会の形成について、県が取り組む施策を明示。

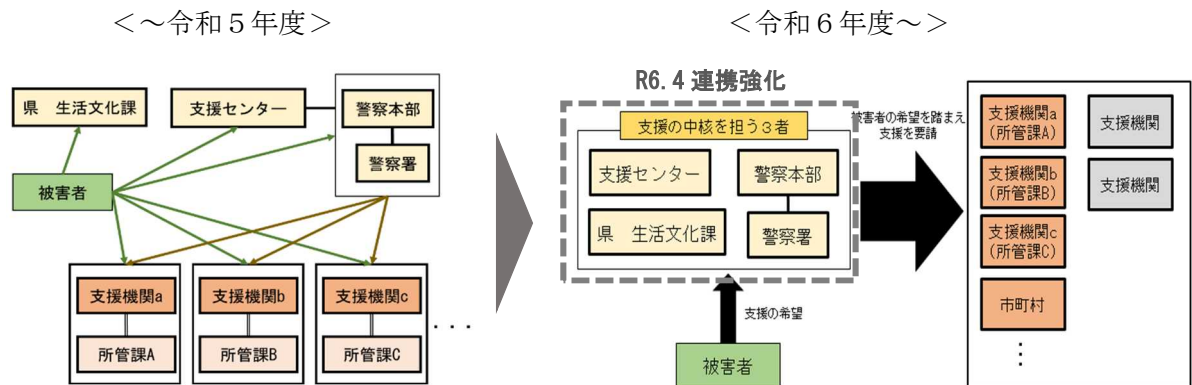
2 犯罪被害者等支援及び性暴力被害者支援に関する認知度調査

犯罪被害者等支援の取組の進捗を判断するため、支援計画において、指標を設定した上で、それぞれの認知度を調査。

指標	令和4年度 (2022年度) 【計画策定時】	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
茨城県犯罪被害者等支援条例の認知度	6.9%	11.6%	17.5%	18.0%
いばらき被害者支援センターの認知度	9.7%	17.2%	20.7%	24.2%
性暴力・性犯罪相談窓口の認知度	7.5%	14.3%	23.1%	23.4%

3 多機関ワンストップ支援体制の充実及び強化

県、県警及びいばらき被害者支援センターの3者のどこにアクセスしても必要な支援を途切れなく受けることができるワンストップ支援体制を構築しており、さらに、より多くの支援機関と連携できるよう体制強化を図った。



4 犯罪被害者等見舞金制度の創設

殺人や傷害などの故意の犯罪行為により被害に遭われた方やそのご遺族への迅速な支援と経済的負担の軽減を図るため、令和8年4月に見舞金制度を創設した。

<制度概要>

○対象となる犯罪被害

日本国内で発生した人の生命又は身体を害する故意の犯罪行為による被害

○支給対象者

犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時に、県内に住所を有する犯罪被害者及びご遺族

○見舞金の種類

種類	支給対象者	支給金額
遺族見舞金	犯罪行為により亡くなられた方のご遺族	70万円
重傷病見舞金	犯罪行為により重傷病を負った被害者本人	40万円

3 条例の規定による事業等の実施状況及び成果並びに今後の取組

(1) 犯罪被害者等支援施策に係る総合的な情報提供

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 犯罪被害者等支援施策に係る総合的な情報提供	県	○SNS やホームページ、県広報紙により条例や相談窓口の広報啓発を実施。 ○犯罪被害者等支援関係条例及び犯罪被害者等支援に関する各種相談窓口を記載したポスターを制作し、県内中学・高等学校、関係機関等へ配布。 ○犯罪被害者支援に関する認知度調査を実施。 ・延べ 118 万人を対象に広報啓発を兼ねて実施し、108,520 人から有効回答あり。 [認知度実績] ・茨城県犯罪被害者等支援条例の認知度：18.0% ・いばらき被害者支援センターの認知度：24.2% ・性犯罪・性暴力被害相談窓口の認知度：23.4% (生活文化課)	322
【今後の取組】 犯罪被害者等支援施策に係る総合的な情報提供	県	○上記に同じ	788

(2) いばらき被害者支援センターにおける相談・支援

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 いばらき被害者支援センターにおける相談・支援	いばらき被害者支援センター	○いばらき被害者支援センターにおいて、電話や面接による相談、病院への付き添い支援等の支援を適切に実施。 [対応件数] 電話相談 357 件、面接相談 76 件 メール相談 7 件、病院への付き添い支援等 211 件 (警務課)	3,250
【今後の取組】 いばらき被害者支援センターにおける相談・支援	いばらき被害者支援センター	○上記に同じ	4,000

(3) 性暴力被害者サポートネットワーク茨城における相談・支援

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 性暴力被害者サポートネットワーク茨城における相談・支援	いばらき被害者支援センター	○ワンストップ支援窓口(いばらき被害者支援センター)において、電話や面接による相談、病院への付き添い支援等を適切に実施。 [対応件数] 電話相談 652 件、面接相談 38 件 メール相談 63 件、病院への付き添い支援等 12 件 (生活文化課)	7,639
【今後の取組】 性暴力被害者サポートネットワーク茨城における相談・支援	いばらき被害者支援センター	○上記に同じ	8,241

(4) 犯罪被害者相談窓口による相談

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 犯罪被害者相談 窓口による相談	県	○相談に対する助言や必要な支援施策の情報 提供、適切な各種相談窓口の紹介を実施し た。 [相談件数] 電話相談 32 件 (生活文化課)	48
【今後の取組】 犯罪被害者相談 窓口による相談	県	○上記に同じ	48

(5) 警察における各種相談

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 警察における各 種相談	県	○警察相談専用電話(#9110)、性犯罪被害相談 「勇気の電話」(#8103)、少年相談コーナー、 女性専用相談電話、ちかん等被害相談所等の 相談窓口を設置し、各種相談や支援を実施。 ○各種イベントや SNS、市町村広報紙を活用し、 県民に対して相談窓口や犯罪被害者等支援 に関する広報啓発活動を実施。 (警務課、県民安心センター、人身安全少年課、地域課)	66
【今後の取組】 警察における各 種相談	県	○上記に同じ	66

(6) 茨城県弁護士会との連携による早期被害者支援（法律相談）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 茨城県弁護士会 との連携による 早期被害者支援 (法律相談)	県	○茨城県弁護士会との連携により、犯罪被害者 等へ早期に弁護士を紹介した。 [対応件数] 10 件 (警務課)	—
【今後の取組】 茨城県弁護士会 との連携による 早期被害者支援 (法律相談)	県	○県警から弁護士会へ、事前連絡するなど綿密 な連絡体制を確保し、より早期の支援の実施 を目指す。	55

(7) 女性相談センターにおける相談

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 女性相談センターにおける相談	県	○被害女性等から電話や来所にて相談を受け付け、適宜助言や支援、他の相談機関に関する情報提供を適切に行った。 [相談件数] 延べ7,393件(うち、DVに関する相談1,044件) (青少年家庭課)	16,292
【今後の取組】 女性相談センターにおける相談	県	○適切な相談対応を継続するとともに、相談者の潜在的ニーズの把握に努め、相談支援体制の拡充を図る。 ○相談窓口の認知度向上のため、引き続き広報啓発に努める。	15,796

(8) いばらき虐待ホットライン(HL)による相談

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 いばらき虐待ホットライン(HL)による相談	県	○いばらき虐待ホットライン(HL)による児童虐待に対する通告受理と相談対応を適切に行った。 [相談件数] HL：相談・通告2,730件 (うち、虐待相談・通告1,817件) SNS：604件 (青少年家庭課)	28,594
【今後の取組】 いばらき虐待ホットライン(HL)による相談	県	○児童虐待に24時間・365日体制で対応するために、電話による相談体制を継続し、児童虐待に関する相談や通告の受理を行う。 ○若年層でも気軽に相談できるよう、SNSを活用した相談を行う。	28,594

(9) 交通事故相談所における相談、無料弁護士相談

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 交通事故相談所における相談、 無料弁護士相談	県	○交通事故相談員や弁護士によりの確な対応が実施された。 [相談件数] ・中央/鹿行 相談受理：268件 弁護士相談：35件 ・県南 相談受理：141件 弁護士相談：15件 ・県西 相談受理：104件 弁護士相談：17件 (生活文化課)	16,827
【今後の取組】 交通事故相談所における相談、 無料弁護士相談	県	○交通事故の被害者等の損害賠償請求や示談などの様々な相談に対し、交通事故相談員や弁護士が的確に対応する。	17,028

(10) いばらき労働相談センターにおける相談

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 いばらき労働相談センターにおける相談	県	○いばらき労働相談センター及びつくば市で開催した出張相談会において、労働条件や賃金不払いなどの労働相談を実施。 (労働政策課)	12,080
【今後の取組】 いばらき労働相談センターにおける相談	県	○いばらき労働相談センターにおいて、労働条件や賃金不払いなどの労働相談を実施。	13,164

(11) いばらき就職支援センターにおける就職相談・職業紹介

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 いばらき就職支援センターにおける就職相談・職業紹介	県	○いばらき就職支援センターにおいて、就職相談、職業紹介、適正診断等の職業支援サービスを適切に行った。 (労働政策課)	199,612
【今後の取組】 いばらき就職支援センターにおける就職相談・職業紹介	県	○上記に同じ	188,024

(12) 保健所における精神保健相談

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 保健所における精神保健相談	県	○精神科医や保健師による適切なアドバイスや、支援先の紹介等により、個々のケースに応じた支援や社会復帰の促進を図った。 [相談件数] ・面接相談 : 587 件 ・電話相談 : 7,255 件 ・メール相談 : 79 件 (障害福祉課)	2,830
【今後の取組】 保健所における精神保健相談	県	○上記に同じ	3,380

(13) 精神保健福祉センターにおける相談

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 精神保健福祉センターにおける 相談	県	○専門職の相談員による適切なアドバイスにより、個々のケースに応じた支援やメンタルヘルスの保持・増進を図った。 [相談件数] 220 件 (障害福祉課)	4,210
【今後の取組】 精神保健福祉センターにおける 相談	県	○上記に同じ	4,120

(14) こころの SNS 相談@いばらきによる相談

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 こころの SNS 相談@いばらきによる相談	県	○LINE になじみがある若い世代の心のケアができた。また、周囲の人には話しづらい悩みや問題に対して、相談に応じた。 [相談件数] 2,967 件 (障害福祉課)	25,949
【今後の取組】 こころの SNS 相談@いばらきによる相談	県	○上記に同じ	28,671

(15) いばらきこころのホットラインによる相談

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 いばらきこころのホットラインによる相談	県	○公認心理師や精神保健福祉士等の専門職の相談員が適切なアドバイスや支援先の情報を紹介することにより、自殺防止や心のケアを図った。 [相談件数] 9,936 件 (障害福祉課)	12,549
【今後の取組】 いばらきこころのホットラインによる相談	県	○上記に同じ	12,503

(16) 刑事手続等に関する情報提供

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 刑事手続等に関する情報提供	県	○「被害者の手引」を作成し、犯罪被害者等へ配布。 ○人身安全関連事案に関するリーフレット、小冊子を作成し、人身安全関連事案の相談者に対し、刑事手続き等の説明を実施。 ○少年事件及び福祉犯被害児童の保護者に対し、パンフレットを配布し、刑事手続き等の説明を実施。 (刑事総務課、人身安全少年課、警務課)	805
【今後の取組】 刑事手続等に関する情報提供	県	○「被害者手帳」を作成し、犯罪被害者等へ配布。 ○人身安全関連事案に関するリーフレット、小冊子を作成し、人身安全関連事案の相談者に対し、刑事手続き等の説明を実施。 ○少年事件及び福祉犯被害児童の保護者に対し、パンフレットを配布し、刑事手続き等の説明を実施。	762

(17) 捜査状況に関する情報提供

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 捜査状況に関する情報提供	県	○制度を適切・確実に運用し、被害者等へ漏れのない連絡を行った。 ○職員に対する研修や各署に対する業務監察、犯罪被害者支援講習会の聴講により、警察職員のスキルアップを図った。 (刑事総務課、交通指導課、警務課)	—
【今後の取組】 捜査状況に関する情報提供	県	○上記に同じ	—

(18) 犯罪被害者支援室によるカウンセリング及び相談

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 犯罪被害者支援室によるカウンセリング及び相談	県	○被害者等のニーズに応じた方法により、公認心理師等による適切なカウンセリング、相談対応を実施した。 [対応状況] 事件数：31 事件 人数：61 名 回数：130 回 (警務課)	—
【今後の取組】 犯罪被害者支援室によるカウンセリング及び相談	県	○上記に同じ	—

(19) スクールカウンセラーの配置・派遣

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 スクールカウンセラーの配置・派遣	県	○スクールカウンセラーを全ての公立小中高 等学校等に配置し、児童生徒のいじめ、暴力 行為などの問題行動等や不登校の未然防止、 早期発見、早期対応を図るなど、教育相談体 制の充実を図った。 [スクールカウンセラー配置状況] (義務) 年間 35 回、週 1 回（1 回あたり 7 時間） 拠点校方式：小学校 426 校、中学校 194 校、 義務教育学校 16 校、特別支援学校 1 校 (高校) 学校の実態に応じて、年間 32 回、29 回、25 回、22 回、20 回、15 回のいずれか 配置校方式：高校 72 校（県立中学校 10 校含 む）、中等教育学校 2 校 (生徒支援・いじめ対策推進室、特別支援教育課)	293,642 (生徒支援・いじ め対策推進室)
		○スクールカウンセラーを配置する私立学校 に対し「経常費補助金（特別分）」の増額措 置を実施し、支援体制の充実を促した。 [スクールカウンセラー配置校数] 高等学校：26/27 校 中等教育学校：2/3 校 中学校：8/9 校 小学校：6/7 校 (私学振興室)	217 (特別支援教育課)
			62,911
【今後の取組】 スクールカウンセラーの配置・派遣	県	○スクールカウンセラーを全ての公立小中高 等学校等に配置し、児童生徒のいじめ、暴力 行為などの問題行動等や不登校の未然防止、 早期発見、早期対応を図るとともに、スクー ルカウンセラーアドバイザーを県教育委員 会に配置することで、さらなる教育相談体制 の充実を図る。	309,705 (生徒支援・いじ め対策推進室)
			217 (特別支援教育課)
		○上記に同じ	64,814 (私学振興室)

(20) スクールソーシャルワーカーの派遣

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 スクールソーシャルワーカーの派遣	県	○社会福祉士等の専門性を有するスクールソーシャルワーカーの支援を必要としている小・中学校、高等学校、市町村教育委員会等に派遣し、児童生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童生徒の支援を適切に行った。 [スクールソーシャルワーカーの派遣状況] 派遣校数： 小学校 69 校、中学校 71 校、義務教育学校 4 校、市立特別支援学校 1 校、市町村教育委員会 13 箇所（1,681 回） 県立中学校 2 校、高等学校 50 校、中等教育学校 1 校（383 回） 県立特別支援学校 派遣無 スーパーバイザー派遣：41 回（義務 39 回・高校 2 回） （生徒支援・いじめ対策推進室、特別支援教育課）	25,760 （生徒支援・いじめ対策推進室）
		○スクールソーシャルワーカーを配置する私立学校に対し「経常費補助金（特別分）」の増額措置を実施し、環境面の改善や学校と関係機関とのネットワークの構築を促した。 [スクールソーシャルワーカー配置校数] 高等学校：8/27 校 中等教育学校：1/3 校 中学校：3/10 校 小学校：2/7 校 （私学振興室）	145 （特別支援教育課）
			62,911
【今後の取組】 スクールソーシャルワーカーの派遣	県	○不安や悩みを抱える児童生徒の支援及び福祉的な視点や手法を用いて学校の問題解決能力の向上を図るため、社会福祉士等の専門性を有するスクールソーシャルワーカーを学校に派遣し、教育相談体制を充実させる。	28,136 （生徒支援・いじめ対策推進室）
		○スクールソーシャルワーカーを、ヤングケアラーや児童虐待等に関する教職員研修の講師として活用する。	144 （特別支援教育課）
		○上記に同じ	64,814 （私学振興室）

(21) スクールロイヤーの派遣

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 スクールロイヤーの派遣	県	○公立小中学校、高等学校、市町村教育委員会等におけるいじめ問題等への対策のため、スクールロイヤーを派遣し、法務相談への助言指導、問題の未然防止のための教職員研修、いじめの予防教育等を適切に行った。 [スクールロイヤーの派遣状況] 義務教育：予防教育 96 回、教職員研修等 38 回、 法務相談等 7 回 派遣回数合計 141 回 高校教育：教職員研修 11 回、法務相談 32 回 派遣回数合計 43 回 特別支援：派遣無 (生徒支援・いじめ対策推進室、特別支援教育課)	4,655 (生徒支援・いじめ対策推進室)
			220 (特別支援教育課)
【今後の取組】 スクールロイヤーの派遣	県	○教職員研修や問題行動等（いじめ問題等）に係る法的助言や予防教育を行うために、法律の専門家である弁護士をスクールロイヤーとして、派遣する。 ○スクールロイヤーによるいじめ防止に関する教職員研修や児童生徒等を対象とした講演会を適宜実施する。	5,881 (生徒支援・いじめ対策推進室)
			220 (特別支援教育課)

(22) 教育委員会における相談及び情報提供

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 教育委員会における相談及び情報提供	県	○児童生徒、保護者及び教員からの相談に応じ、児童生徒の学習や学校生活に関する悩みや不安の解消、問題行動等の未然防止と解消を図るため、教育相談活動の充実を図った。 ○条例及び相談窓口の理解を深めるチラシを作成し、チラシを活用した教職員の研修を実施の上、児童生徒及び保護者に改めて周知した。 [相談件数] 子どもホットライン : 8,645 件 いばらき子ども SNS 相談 : 1,611 件 いじめ・体罰解消サポートセンター : 96 件 (生徒支援・いじめ対策推進室)	83,050
【今後の取組】 教育委員会における相談及び情報提供	県	○上記に同じ	78,242

(23) いばらき被害者支援センター主催の研修に対する支援

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 いばらき被害者支援センター主催の研修に対する支援	県	○いばらき被害者支援センターと連携し、犯罪被害者支援に関する国の動向や県の施策の状況に関する講演を実施した。 (生活文化課)	—
		○支援員養成のため、支援センターからの要請に応じて、職員を講師として派遣し、「子供の被害者への支援」や「警察による被害者支援の内容」などに関する研修や教養を行った。 (警務課)	—
【今後の取組】 いばらき被害者支援センター主催の研修に対する支援	県	○上記に同じ	—
			—

(24) 市町村の犯罪被害者等支援担当者に対する研修

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 市町村の犯罪被害者等支援担当者に対する研修	県	○市町村担当者を対象に犯罪被害者等支援担当者研修会を2回開催し、市町村担当者が被害者等から相談を受けた際の基礎的な知識、適切な対応方法の習得など、市町村犯罪被害者等の担当者のスキル向上を図った。 (生活文化課、警務課)	—
【今後の取組】 市町村の犯罪被害者等支援担当者に対する研修	県	○上記に同じ	—

(25) 女性相談支援員や女性支援事業担当者に対する研修

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 女性相談支援員や女性支援事業担当者に対する研修	県	○県及び市町村の女性相談員や女性支援事業担当者を対象とした研修会の開催や外部主催研修会への参加により、担当者の資質向上を図った。 [開催回数] ・女性相談センター主催研修会 2回 ・国、関係機関主催研修会への参加 7回 (青少年家庭課)	243
【今後の取組】 女性相談支援員や女性支援事業担当者に対する研修	県	○上記に同じ	385

(26) 児童相談所、市町村職員等に対する研修

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 児童相談所、市町村職員等に対する研修	県	○各種研修の開催により、児童相談所や市町村職員等の資質向上を図った。 [開催回数] ・児童福祉司任用前講習、任用後研修 各1回 ・児童相談所職員階層別研修 7回 ・市町村新任職員研修 1回 ・要保護児童対策調整機関専門職研修 1回 (青少年家庭課)	1,595
【今後の取組】 児童相談所、市町村職員等に対する研修	県	○上記に同じ	1,902

(27) ゲートキーパー指導者養成研修

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 ゲートキーパー指導者養成研修	県	○県精神保健福祉センターにおいて、地域のゲートキーパーの指導者となる保健所及び市町村等の職員の養成や能力開発のための研修を実施した。 (障害福祉課)	115
【今後の取組】 ゲートキーパー指導者養成研修	県	○上記に同じ	115

(28) 看護学生への教育

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 看護学生への教育	県	○運営指導調査の対象となっている民間看護師等養成所に対し、性暴力等の被害者に対する看護について講義が適切に行われていることを確認した。 (医療人材課)	—
【今後の取組】 看護学生への教育	県	○上記に同じ	—

(29) 学校内における相談体制の充実、相談対応能力の向上

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 学校内における 相談体制の充 実、相談対応能 力の向上	県	○教職員の教育相談に関する研修機会を設けて、問題等を抱える児童生徒に対し、より良い支援ができるよう実施した。 [生徒指導関係加配教員対象研修] ・年間2回の開催を通じた教職員の研修を実施。 [スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した校内研修会] ・スクールカウンセラーによる校内研修の実施率 100% [スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの資質向上のための研修会] ・年3回の連絡協議会の開催と情報共有を実施。 [校内オンライン相談窓口設置の推進] ・小中学校の設置率 100% (生徒支援・いじめ対策推進室)	—
【今後の取組】 学校内における 相談体制の充 実、相談対応能 力の向上	県	○上記に同じ	—

(30) いばらき被害者支援センターとの連携・協力の強化

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 いばらき被害者 支援センターと の連携・協力の 強化	県	○いばらき被害者支援センターによる中長期的な支援が必要と認められる犯罪被害者等に対して、早期にいばらき被害者支援センターへの情報提供を実施した。 [情報提供件数] 15 事件、29 名	16 (警務課)
		○令和6年4月に、被害者が県、県警及びいばらき被害者支援センターの3者のどこにアクセスしても必要な支援を途切れなく受けることができる多機関と連携したワンストップ支援体制を構築し、支援を実施するとともに、犯罪被害者等支援全体の調整機能を強化するため、コーディネーターの役割を専従で担う職員を配置し、体制強化を図った。 [多機関連携対応件数] 10 件 (警務課、生活文化課)	2,865 (生活文化課)
【今後の取組】 いばらき被害者 支援センターと の連携・協力の 強化	県	○上記に同じ	16 (警務課)
		○被害者等に提供する支援の充実を図るため、これまで連携を図れていない支援機関との連携を図るとともに、当該機関が実施可能な施策の把握に取り組む。	— (生活文化課)

(31) いばらき被害者支援センターへの財政支援

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 いばらき被害者 支援センターへ の財政支援	県	○いばらき被害者支援センターに対し、運営費 等への財政支援を実施。 (警務課)	3,250 (警務課)
		○性暴力被害者サポートネットワーク茨城(い ばらき被害者支援センター)に対し、運営費 や医療費等への財政支援を実施。 (生活文化課)	8,239 (生活文化課)
【今後の取組】 いばらき被害者 支援センターへ の財政支援	県	○上記に同じ	4,000 (警務課)
			8,601 (生活文化課)

(32) 性暴力被害者サポートネットワーク茨城における連携・協力

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 性暴力被害者サ ポートネットワ ーク茨城におけ る連携・協力	県	○いばらき被害者支援センター、県産婦人科 医会、県医師会、茨城県警察、茨城県の5者 による意見交換会を開催し、支援体制の充 実に取り組んだ。 (生活文化課、警務課)	8,239 (生活文化課)
			— (警務課)
【今後の取組】 性暴力被害者サ ポートネットワ ーク茨城におけ る連携・協力	県	○上記に同じ	8,841 (生活文化課)
			— (警務課)

(33) 医療費等及びカウンセリング費用の公費負担

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 医療費等及びカ ウンセリング費 用の公費負担	県	○犯罪被害者等の精神的・身体的被害の回復、 経済的負担の軽減を図るため、「性犯罪被害 者の緊急避妊等に要する費用や性感染症検 査料等」「身体犯被害者の診断書料、初診料」 「司法解剖を行う際の死体検案書料等」「司 法解剖死体の遺体搬送費」「犯罪被害者等 にかかる一時避難場所確保に要する費用」「犯 罪被害現場のハウスクリーニング費用」「犯 罪被害者等に係るカウンセリング費用」につ いて公費負担を実施した。 ○全国の薬局において緊急避妊薬の販売が開 始されたことを受け緊急避妊薬の購入費に ついて、公費負担できるよう調整を行った。 ○犯罪により、着用していた制服等を破損・汚 損した犯罪被害者等に係る制服購入費用等 の公費負担制度を制定した。 (警務課)	5,432
【今後の取組】 医療費等及びカ ウンセリング費 用の公費負担	県	○制度の運用漏れがないよう、職員向けの教養 を充実させる。 ○医療費等及びカウンセリング費用の公費負 担を実施するとともに、全国の情勢に合わせ て、新たな公費負担項目の検討を行う。	5,344

(34) 性暴力被害者サポートネットワーク茨城による性暴力被害者にかかる医療費の公費負担

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 性暴力被害者サ ポートネットワ ーク茨城による 性暴力被害者 にかかる医療費の 公費負担	いばらき 被害者支 援センタ ー	○精神的・身体的被害の回復、経済的負担の軽 減を図るため、初診料、緊急避妊や人工妊娠 中絶等にかかる処置料、性感染症等検査料、 投薬料、カウンセリング料について公費負担 による支援を実施。 (生活文化課)	600
【今後の取組】 性暴力被害者サ ポートネットワ ーク茨城による 性暴力被害者 にかかる医療費の 公費負担	いばらき 被害者支 援センタ ー	○上記に同じ	600

(35) 被害を受けた児童生徒の保護に関する学校及び児童相談所等の連携

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 被害を受けた児童生徒の保護に関する学校及び児童相談所等の連携	県	○学校が児童相談所等関係機関と適時適切に連携を図るよう、要保護児童対策地域協議会教育部会等で意見交換を行い、市町村教育委員会及び県立学校等に周知や指導助言を行った。 (青少年家庭課)	—
		○問題を抱える児童生徒の支援について、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用を通して適切に対応した。 ○緊急時への対応については、事案の内容を十分考慮し、速やかに派遣、対応ができた。 (生徒支援・いじめ対策推進室、特別支援教育課)	—
【今後の取組】 被害を受けた児童生徒の保護に関する学校及び児童相談所等の連携	県	○上記に同じ	—
		○上記に同じ	—

(36) 被害を受けた児童生徒が問題を抱えるに至った場合における継続的支援

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 被害を受けた児童生徒が問題を抱えるに至った場合における継続的支援	県	○問題を抱える児童生徒の支援について、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用を通して適切に対応した。 ○緊急時への対応については、事案の内容を十分考慮し、速やかに派遣、対応ができた。 (生徒支援・いじめ対策推進室、特別支援教育課)	—
		○不登校・中途退学防止対策を実施する私立学校に対し「経常費補助金（特別分）」の増額措置を実施し、生徒児童が必要とする支援が受けられるよう環境面の改善を促した。 [不登校・中途退学防止対策実施校数] 高等学校：26/27校 中等教育学校：3/3校 中学校：9/10校 小学校：6/7校 (私学振興室)	62,911
【今後の取組】 被害を受けた児童生徒が問題を抱えるに至った場合における継続的支援	県	○上記に同じ	—
		○上記に同じ	64,814

(37) ストーカー・DV 被害者の安全確保や加害者への的確な対応

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 ストーカー・DV 被害者の安全確保や加害者への 的確な対応	県	○ストーカー・DV 被害者等の安全確保を図るため、公費負担制度を運用し、被害者等を宿泊施設に避難させた。 [公費負担件数] 22 件 ○ストーカー加害の再発防止のため、ストーカー加害者に対し、治療に向けて積極的な働き掛けを実施するとともに、精神科病院等と連携しストーカー加害者の治療を実施した。 [治療制度対応件数(初診料)] 2 件 (人身安全少年課)	2,884
【今後の取組】 ストーカー・DV 被害者の安全確保や加害者への 的確な対応	県	○上記に同じ	3,477

(38) 児童虐待被害者等の一時保護

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 児童虐待被害者 等の一時保護	県	○児童虐待の被害者等に対し、児童相談所による一時保護や民間施設等への一時保護委託を適切に実施した。 (青少年家庭課)	164,716
【今後の取組】 児童虐待被害者 等の一時保護	県	○上記に同じ	182,319

(39) DV 被害者等の一時保護

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 DV 被害者等の 一時保護	県	○配偶者等からの暴力 (DV) 被害者等に対し、女性相談センターによる一時保護や民間施設等への一時保護委託を適切に実施した。 [件数] 77 件 (うち、DV による保護 51 件) (青少年家庭課)	66,918
【今後の取組】 DV 被害者等の 一時保護	県	○上記に同じ	72,889

(40) 児童虐待の防止及び早期対応

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 児童虐待の防止 及び早期対応	県	○茨城県要保護児童対策地域協議会警察部会 代表者会議、ネットワーク会議及び児童虐待 三機関会議を実施し、各児童相談所、水戸地 方検察庁及び各警察署など関係機関と連携 を図った。 (人身安全少年課)	—
【今後の取組】 児童虐待の防止 及び早期対応	県	○児童虐待の早期発見、安全確保等に資する教 育訓練を徹底する。 ○児童虐待対策官による児童相談所等関係機 関との連携を図るとともに、合同研修を実施 するなどして、行政による対応力強化を図 る。	—

(41) 再被害防止措置の推進

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 再被害防止措置 の推進	県	○被害者、加害者の状況を確認し、加害者から さらなる危害を加えられるおそれのある被 害者に緊急発信装置付位置情報発信装置を 貸出す等、再被害防止を図った。 ○再被害防止要綱に基づき、必要に応じて再被 害防止対象者及び加害者の近況確認及び警 戒措置を行い、再被害防止対象者に係る確実 な被害防止に向けた措置を講じた。 (刑事総務課)	2,884 (人身安全少年課)
【今後の取組】 再被害防止措置 の推進	県	○被害者、加害者の状況に応じて、適宜それ ぞれの近況を確認し、再被害の危険性等につ いて継続的に検討する。 ○引き続き、再被害防止対象者の保護に資する 各種施策、取組を推進し、対象者に係る確実 な再被害防止を図る。	3,477

(42) 暴力団による危害の未然防止

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 暴力団による危 害の未然防止	県	○保護対象者へ早期に位置情報発信装置の貸 し出しを行い、再被害防止に努めた。 ○巡回教養等を通じて職員へ制度の周知を図 った。 [運用実績] 位置情報発信装置：3台 (組織犯罪対策第一課)	383
【今後の取組】 暴力団による危 害の未然防止	県	○上記に同じ	422

(43) 納税関係の申請に対する的確な対応

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 納税関係の申請 に対する的確な 対応	県	○DV 等支援措置対象者の個人情報の取扱いに ついて、遺漏のないよう実施した。 (税務課)	—
【今後の取組】 納税関係の申請 に対する的確な 対応	県	○上記に同じ	—

(44) 被害直後における居住場所の確保

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 被害直後におけ る居住場所の確 保	県	○緊急避難場所の確保やハウスクリーニング に要する経費の公費負担を実施するととも に、公費負担制度について、警察本部・警察 署間の情報共有を図り犯罪被害者等へ漏れ のない制度教示を行うとともに、早期の制度 運用を図った。 [緊急避難場所確保件数] 4 件 [ハウスクリーニング] 1 件 (警務課)	355
【今後の取組】 被害直後におけ る居住場所の確 保	県	○上記に同じ	355

(45) ストーカー・DV 等被害者等への移転費用の公費負担

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 ストーカー・DV 等被害者等への 移転費用の公費 負担	県	○人身安全関連事案の被害者の安全確保を図 るため、公費負担制度について丁寧に説明 し、制度を適用して保護対策を実施した。 [一時避難等に係る公費負担制度] 22 件 [移転費用の公費負担制度] 0 件 (人身安全少年課)	1, 266
【今後の取組】 ストーカー・DV 等被害者等への 移転費用の公費 負担	県	○上記に同じ	2, 276

(46) 県営住宅への優先入居等

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 県営住宅への優先入居等	県	○入居申込案内の冊子により定期募集住宅の入居当選率の優遇制度等をわかりやすく周知し、入居当選率の優遇や連帯保証人の免除といった優遇措置を的確に実施した。 (住宅課)	—
【今後の取組】 県営住宅への優先入居等	県	○上記に同じ	—

(47) 一時保護後のケアと自立支援

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 一時保護後のケアと自立支援	県	○女性自立支援施設や母子生活支援施設において、心理的ケアや生活支援、就労支援などの中長期的な自立支援を実施した。 (青少年家庭課)	97,044
【今後の取組】 一時保護後のケアと自立支援	県	○一時保護所の退所時に、自立生活の準備が十分に整っていない女性（及び同伴児）については、女性自立支援施設や母子生活支援施設への入所を案内する。 ○女性自立支援施設、母子生活支援施設への入所者に対しては、生活や就労の支援を行うことで本人の希望に合った自立を支援するとともに、必要に応じて心理的ケアを行う。	94,047

(48) 「安全なまちづくり推進会議」による関係機関・団体の連携

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 安全なまちづくり推進会議」による関係機関・団体の連携	県	○茨城県安全なまちづくり推進会議構成機関・団体に対し、犯罪被害者支援に関する広報啓発を兼ねた認知度調査の実施を通して、条例や犯罪被害者等がおかれている現状、支援の必要性、二次的被害について理解の促進に努めた。 (生活文化課)	—
【今後の取組】 安全なまちづくり推進会議」による関係機関・団体の連携	県	○上記に同じ	—

(49) 犯罪被害給付制度、国外犯罪被害弔慰金等支給制度の運用

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 犯罪被害給付制度、国外犯罪被害弔慰金等支給制度の運用	県	○制度の対象となる犯罪被害者等へ漏れなく制度の教示を実施するとともに、制度の概要等について、犯罪被害者等に確実に教示するなど、適正な対応を行った。 ○犯罪被害者等からの申請を受理した際に、管轄警察署や警察庁と連携、確認を図り、適正な裁定手続きを行った。 (警務課)	—
【今後の取組】 犯罪被害給付制度、国外犯罪被害弔慰金等支給制度の運用	県	○上記に同じ	—

(50) 犯罪被害者週間に合わせた集中的な広報啓発活動

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 犯罪被害者週間に合わせた集中的な広報啓発活動	県	○犯罪被害者週間及び犯罪被害者等支援広報啓発強化期間において、各機関・団体と協力の上、街頭キャンペーンを実施するとともに、SNSなどで被害者週間の活動状況を幅広く広報し、理解促進を図った。 ○交通事故被害者を講師として招き、県被害者支援連絡協議会を開催し、実施結果のプレスリリースを通じて、効果的な広報活動を行った。 ○市町村や地区連絡協議会に対して、本週間及び本期間における広報啓発活動を推進するよう依頼した。 (生活文化課、警務課)	— (生活文化課) 102 (警務課)
【今後の取組】 犯罪被害者月間に合わせた集中的な広報啓発活動	県	○犯罪被害者月間において、各機関・団体と協力の上、街頭キャンペーンを実施するとともに、SNSなどで被害者月間の活動状況を幅広く広報する。 ○市町村や地区連絡協議会に対して、本月間における広報啓発活動を推進するよう依頼する。	— (生活文化課) 102 (警務課)

(51) 犯罪被害者等を講師とした講演会の開催

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 犯罪被害者等を講師とした講演会の開催	県	○県内の中学生、高校生を対象に犯罪被害者等による講演会を開催し、体験談を通じて、命の大切さや犯罪被害者等の置かれている状況を学ぶとともに、被害者にも加害者にもならないための意識の醸成を図った。 [開催校数] 県内6校 (警務課)	120
【今後の取組】 犯罪被害者等を講師とした講演会の開催	県	○上記に同じ	120

(52) 「命の大切さを学ぶ教室」の開催

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 「命の大切さを学ぶ教室」の開催	県	○県内の中学校、高等学校等に警察職員を講師として派遣し、命の大切さ、犯罪被害者等が置かれた状況について理解を深めるとともに、いじめや暴力の根絶に向けた意識の醸成を図ることができた。 [開催校数] 県内 23 校 (警務課)	—
【今後の取組】 「命の大切さを学ぶ教室」の開催	県	○上記に同じ	—

(53) 子どもと保護者を対象とした非行防止教室

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 子どもと保護者を対象とした非行防止教室	県	○県内の小学生、中学生、高校生及びそれらの保護者を対象として、非行防止教室等を開催し、少年の非行及び犯罪被害の防止を図った。 [非行防止教室等の開催状況] ・小学校 386 回 受講者数 42,780 人 ・中学校 165 回 受講者数 35,235 人 ・高等学校 103 回 受講者数 30,471 人 (いずれの受講者数も保護者を含む) (人身安全少年課)	—
【前年度の実施状況及び成果】 子どもと保護者を対象とした非行防止教室	県	○上記に同じ	—

(54) 高等学校等への出前講座

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 高等学校等への出前講座	県	○県内高等学校、専門学校、大学の生徒・学生を対象にデートDV防止啓発の出前講座を実施し、若年層への意識啓発に努めた。 [高等学校等への出前講座実績] 県内 17 校、1,919 名参加 (青少年家庭課)	273
【今後の取組】 高等学校等への出前講座	県	○上記に同じ	276

(55) 人権啓発推進センターによる啓発活動

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 人権啓発推進センターによる啓発活動	県	○企業や団体等の研修への講師派遣や、面談・電話による人権相談を行い、人権を尊重し合う社会とするための啓発に努めた。 [講師派遣件数] 52 件 (受講者: 1,824 人) [相談件数] 77 件 (福祉政策課)	—
【今後の取組】 人権啓発推進センターによる啓発活動	県	○上記に同じ	—

(56) 「女性に対する暴力をなくす運動」期間における集中的な啓発

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 「女性に対する暴力をなくす運動」期間における集中的な啓発	県	○「女性に対する暴力をなくす運動」期間中のパープルライトアップの実施や男女共同参画・女性に対する暴力をなくす運動に関するパネル展を実施し、女性に対する暴力の根絶に向けた県民の意識啓発に努めた。 (多様性社会推進課)	—
【今後の取組】 「女性に対する暴力をなくす運動」期間における集中的な啓発	県	○上記に同じ	—

(57) 児童虐待防止推進キャンペーンにおける啓発

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 児童虐待防止推進キャンペーンにおける啓発	県	○オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」として、ライトアップ等の取組を実施。 ○11 月の「児童虐待防止推進キャンペーン」を中心とする啓発ポスター等の配付、各種広報媒体を活用した啓発を行った。 (青少年家庭課)	—
【前年度の実施状況及び成果】 児童虐待防止推進キャンペーンにおける啓発	県	○上記に同じ	—

(58) 各種広報媒体を活用した犯罪被害者等支援施策に関する啓発活動

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 各種広報媒体を活用した犯罪被害者等支援施策に関する啓発活動	県	○各種イベントや SNS、市町村広報紙を活用し、県民に対して犯罪被害者等支援施策に関する広報啓発活動を実施した。 (警務課)	334
【今後の取組】 各種広報媒体を活用した犯罪被害者等支援施策に関する啓発活動	県	○上記に同じ	334

(59) 性暴力被害者サポートネットワーク茨城の広報

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 性暴力被害者サポートネットワーク茨城の広報	県	○SNS やホームページ、県広報紙による相談窓口の周知のほか、広報用カードを作成し、県内中高生や小学生の保護者、関係機関等に配布。 ○犯罪被害者支援に関する認知度調査を実施。 ・延べ 118 万人を対象に広報啓発を兼ねて実施し、108,520 人から有効回答あり。 [認知度実績] ・茨城県犯罪被害者等支援条例の認知度：18.0% ・いばらき被害者支援センターの認知度：24.2% ・性犯罪・性暴力被害相談窓口の認知度：23.4% (生活文化課)	3,356 (生活文化課)
		○各種イベントや SNS、市町村広報紙を活用し、県民に対して支援施策に関する広報啓発活動を行った。 (警務課)	66 (警務課)
【今後の取組】 性暴力被害者サポートネットワーク茨城の広報	県	○上記に同じ	3,740 (生活文化課)
		○上記に同じ	66 (警務課)

(60) 道徳教育の充実

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 道徳教育の充実	県	○児童生徒への「命の尊さ」に関する内容項目の授業及び指導者対象の研修会を通して道徳教育の推進を図り、児童生徒への理解を深めた。 [授業及び指導者対象の研修会の開催状況] ・道徳教育推進教師に対する研修の実施（義務：2回、高校：3回） ・「生命の尊さ」に関する内容項目にせまる授業を100%実施。 ・特別支援学校において、道徳教育全体計画へ「命の尊さ」について明記し、道徳教育を推進。 （義務教育課、高校教育課、特別支援教育課）	1,338 （義務教育課）
			897 （高校教育課）
			— （特別支援教育課）
【今後の取組】 道徳教育の充実	県	○上記に同じ	1,337 （義務教育課）
			754 （高校教育課）
			— （特別支援教育課）

(61) 学校における犯罪被害者等支援に関する教育

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 学校における犯罪被害者等支援に関する教育	県	○児童生徒を犯罪の被害から守るため、防犯教室指導者講習会及び情報モラルに関する講習会を開催し、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校に勤務している学校安全担当者の資質向上を図るとともに、各学校における防犯教室や情報モラル講習会の内容の充実を図った。 （保健体育課、生徒支援・いじめ対策推進室、特別支援教育課）	24 （保健体育課）
			— （生徒支援・いじめ対策推進室、特別支援教育課）
			20,970 （私学振興室）
【今後の取組】 学校における犯罪被害者等支援に関する教育	県	○上記に同じ	24 （保健体育課）
			— （生徒支援・いじめ対策推進室、特別支援教育課）
			21,605 （私学振興室）

(62) 性に関する講演会等の開催

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 性に関する講演 会等の開催	県	○専門家を招いた「性に関する講演会」を多くの 学校で開催した。 [公立学校における実施率] ・小学校 72.4%、中学校 100%、高等学校 100% (保健体育課)	—
【今後の取組】 性に関する講演 会等の開催	県	○外部講師を招いた講演会を開催し、生徒に 「性」に関する正しい知識を習得させるとと もに、「自分や他者を尊重し、相手を思いや る心」を育てる。	—

(63) 心の教育・人権教育の推進

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 心の教育・人権 教育の推進	県	○心の教育、人権教育を実施する私立学校に対 し「経常費補助金（特別分）」の増額措置を 実施し、人権意識の向上を促した。 [人権教育実施校数] 高等学校：26/27 校 (うち「生命の安全教育」実施校は 8 校) 中等教育学校：3/3 校 (うち「生命の安全教育」実施校は 0 校) 中学校：8/10 校 (うち「生命の安全教育」実施校は 2 校) 小学校：6/7 校 (うち「生命の安全教育」実施校は 0 校) (私学振興室)	62,911
【今後の取組】 心の教育・人権 教育の推進	県	○上記に同じ	64,814

(64) 犯罪被害者等見舞金制度

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 犯罪被害者等見 舞金制度(新規)	県	○犯罪被害により生計維持者が死亡又は就労 困難となるなど、経済的支援を求める声が あること、犯罪被害者支援への関心の高ま りから、自治体独自の見舞金を支給する都 道府県や市町村が増加していることを踏ま え、本県における見舞金制度の在り方や創 設に向けた各種検討を実施し、令和 8 年 4 月に制度を導入することとした。 (生活文化課)	—
【今後の取組】 犯罪被害者等見 舞金制度(新規)	県	○殺人や傷害などの故意の犯罪行為により被 害に遭われた方やそのご遺族に対して、見 舞金を支給することで、迅速な支援と経済的負 担の軽減を図る。	23,400

「茨城県性暴力の根絶を目指す条例」に基づく年次報告について

県民生活環境部・福祉部・教育庁・警察本部

1 令和7年度の主な実績

本条例に基づき、「茨城県犯罪被害者等支援計画」を策定し、茨城県犯罪被害者等支援施策検討委員会において、各施策の進行管理・点検等を行った。

＜県民生活環境部＞

(1) 性暴力被害者サポートネットワーク茨城の運営に係る財政支援（生活文化課）

【R8 予算：8,601 千円（R7 予算：8,239 千円）】

- 性暴力被害に係る相談支援窓口の運営主体であるいばらき被害者支援センターが適切かつ円滑な支援ができるよう、運営費や被害者の治療に係る医療費等を補助。
(前年度実績) 電話相談：652 件 面接相談：38 件 病院等への付き添い支援等：12 件

(2) 性暴力被害者サポートネットワーク茨城の広報（生活文化課）

【R8 予算：3,740 千円（R7 予算：3,356 千円）】

- 性暴力被害者サポートネットワーク茨城が行う被害相談、医療面のケア等について、周知を実施。

(前年度実績)

- ・ 広報用カード 155,000 枚を作成し、県内中高生や関係機関等に配布。
- ・ 延べ 118 万人を対象に広報啓発を兼ねた犯罪被害者支援に関する認知度調査を実施。

有効回答：108,520 人

茨城県犯罪被害者等支援条例の認知度：18.0%
いばらき被害者支援センターの認知度：24.2%
性犯罪・性暴力被害相談窓口の認知度：23.4%

(3) 茨城県性暴力の根絶を目指す対策強化月間における啓発（生活文化課）

【R8 予算：2,866 千円（R7 予算：2,967 千円）】

- 「茨城県性暴力の根絶を目指す対策強化月間」を 11 月に設定し、月間中、性暴力の根絶に係る施策を所管する関係部局や市町村、関係機関・団体と連携し、性暴力の根絶に資する各種啓発を実施。

＜福祉部＞

(1) 性暴力を行った者などからの相談支援（福祉政策課）

【R8 予算：0 千円（R7 予算：0 千円）】

- 相談窓口の周知を行うとともに、精神保健福祉センターと協働し、状況に応じて治療施設等の紹介等を実施。

(前年度実績) 10 件

（２）子どもに対する性犯罪をした者の住居の届出（福祉政策課）

【R8 予算：124 千円（R7 予算：0 千円）】

- 子どもに対する性犯罪が県民生活に与える深刻な影響に鑑み、子どもに対する性犯罪をした者から、住居の届出を受理。

（前年度実績）4 件

＜教育庁＞

（１）学校内における相談体制の充実、相談対応能力の向上（生徒支援・いじめ対策推進室）

【R8 予算：0 千円（R7 予算：0 千円）】

- 問題等を抱える児童生徒に対し、教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが適切な相談対応が行えるよう研修会を開催。

（前年度実績）

- ・ 生徒指導関係加配教員を対象とした研修会：2 回
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの資質向上のための研修会：3 回
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した校内研修会：100%実施
- ・ 校内オンライン相談窓口設置率（小中学校）：100%

（２）「生命（いのち）の安全教育」等の推進（保健体育課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、私学振興室）

【R8 予算：64,884 千円（R7 予算：62,911 千円）】

- 性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするため、県内公立学校の児童生徒を対象に、発達段階や学校の状況を踏まえ、「生命（いのち）の安全教育」を推進。
- 私立高等学校等に「生命（いのち）の安全教育」の活用を促すとともに、心の教育や人権教育の推進に係る取組を実施する私立学校などに対し、補助を実施。

（前年度実績）

- ・ 全ての公立小中高等学校において、「生命（いのち）の安全教育」を実施
- ・ 心の教育、人権教育を実施する私立学校に対し、「経常費補助金（特別分）」の増額措置を実施

＜警察本部＞

（１）性犯罪被害相談「勇気の電話」による相談（警務課）

【R8 予算：26 千円（R7 予算：26 千円）】

- 性犯罪被害者やその家族を対象に、24 時間体制で相談対応を行うとともに、各種イベントや SNS、市町村広報紙を活用し、県民に対して犯罪被害者等支援施策に関する広報啓発活動を実施。

（前年度実績）相談受理件数：322 件

（２）茨城県弁護士会との連携による早期被害者支援（法律相談）（警務課）

【R8 予算：55 千円（R7 予算：0 千円）】

- 茨城県弁護士会との連携により、犯罪被害者等へ早期に弁護士の紹介を実施。

（前年度実績）10 件（うち性暴力 6 件）

(3) 犯罪被害者支援室によるカウンセリング及び相談（警務課）

【R8 予算：0 千円（R7 予算：0 千円）】

- 公認心理師等による適切なカウンセリング、相談対応を実施。

（前年度実績）事件数：31 事件 人数：61 名 回数：130 回（うち性暴力 11 事件、13 名、33 回）

2 今後の取組

- 「被害者支援に係る相談窓口等の広報啓発活動の充実」、「学校内における相談体制の充実、相談対応能力の向上」、「生命（いのち）の安全教育等の推進」、「多機関ワンストップ支援体制のさらなる充実」を重点施策として取り組むほか、各種施策の検証等を行いながら、更なる支援の充実を図る。

議員提案政策条例の規定による施策等の実施状況及び成果に関する報告書

1 条例の基本事項

条例の名称	茨城県性暴力の根絶を目指す条例		
担当課（室）	生活文化課安全なまちづくり推進室	公布日	令和4年11月21日
報告の根拠	茨城県性暴力の根絶を目指す条例第18条		

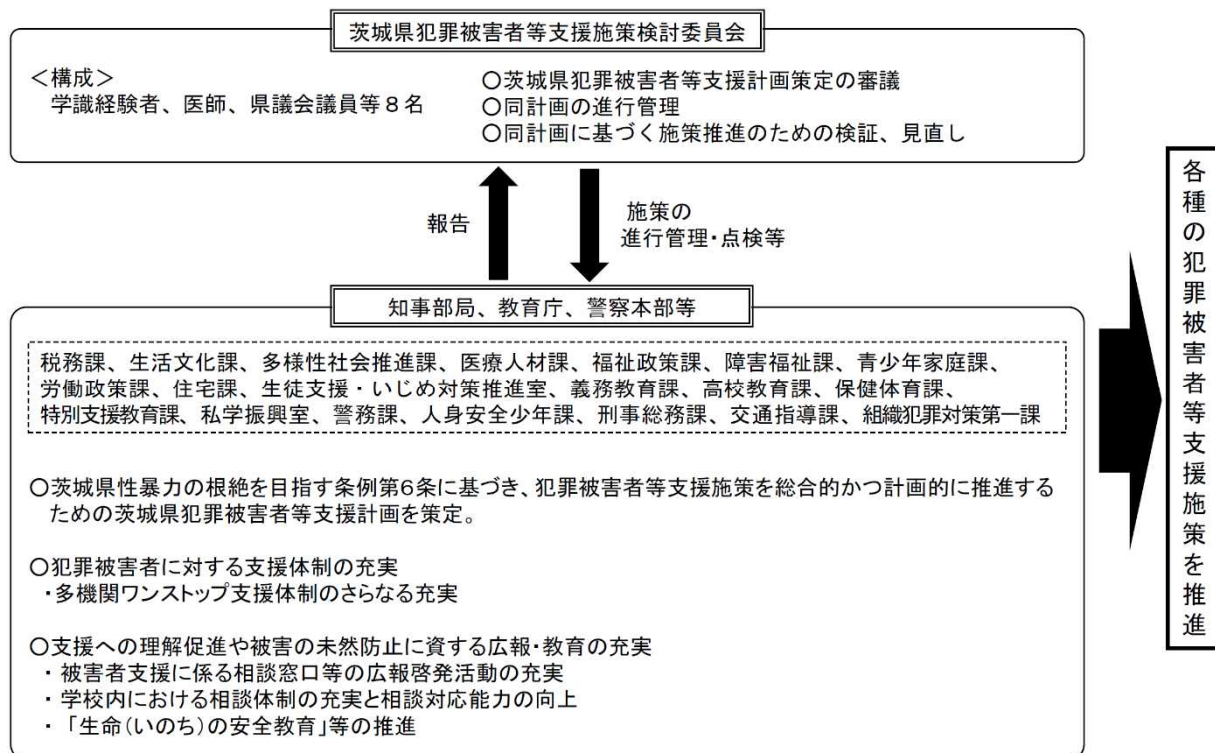
2 条例の概要・施策体系図・推進体制等

(1) 条例の概要・施策体系図

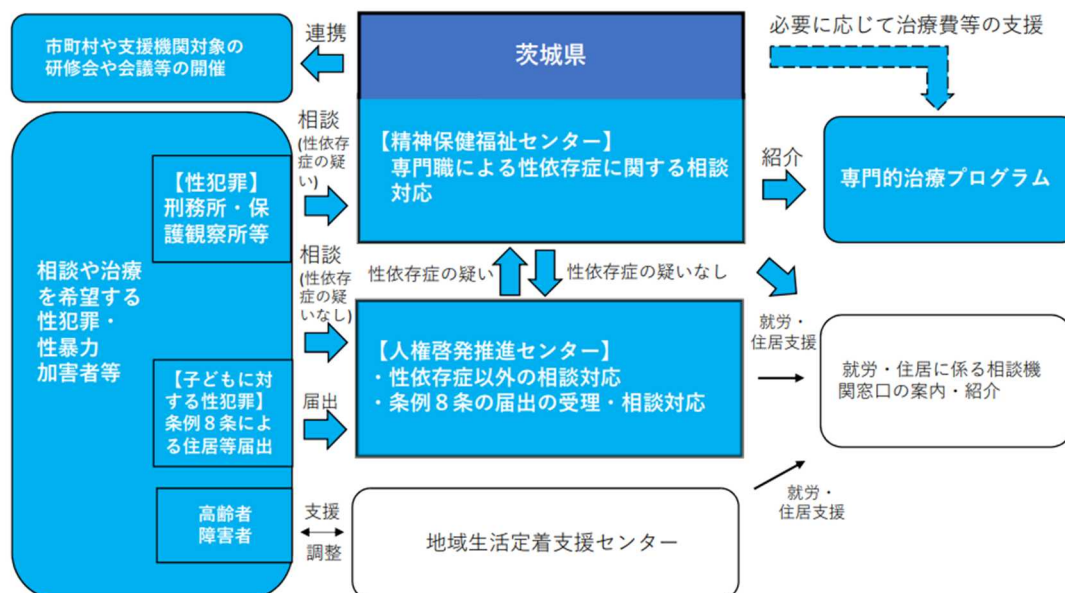
1 目的 (第1条)	○性暴力の根絶及び性暴力により心身に受けた影響からの回復の支援に関し基本となる事項を定める。 ・法令及び茨城県犯罪被害者等支援条例に定めるほか、性暴力の根絶及び性暴力により心身に受けた影響からの回復の支援に関する施策を総合的に推進 ・県民が幸福で安心安全な生活を営むことができる社会の実現に寄与
2 定義 (第2条)	○性暴力：性犯罪、配偶者等暴力、セクシュアル・ハラスメント、デジタル性暴力その他の特定の者の身体又は精神に対する性的な行為又はこれに準ずる行為であって、その者の意に反して、又はその者の同意があっても対等ではない関係において行われることにより、その者の性的な問題を自ら決定する権利又は性的な問題に関し、その者の身体、精神、名誉、尊厳その他その者の権利利益を害するもの等
3 基本理念 (第3条)	○次の3つの考え方を柱として推進 ・性暴力は極めて悪質な行為であるため、何人も性暴力をしてはならず、また、許してはならないこと。 ・性暴力の根絶に当たっては、性暴力による被害を受けた者を守り、社会全体で支えることを第一とし、性暴力の被害者の意思や立場を尊重することを基本とすること。 ・子どもに対する性暴力は極めて重大な人権侵害であるとともに、自らこれを回避すること等は困難であることから、その防止や早期発見、迅速な保護等のため、保護者との連携の下、県、市町村等の関係者や地域住民をもって必要な支援を適切に行うこと。
4 県の責務等 (第4条)	○県の責務、役割等を明確化
5 基本的施策（第5条～第17条）	（※）本条例の特徴的な規定
(1) 総合的な相談体制の整備等（第5条）	○性暴力の防止又は性暴力により心身に受けた影響からの回復に関する専門的知識及び技術を有する者による相談への対応等
(2) 性暴力により心身に受けた影響からの回復の支援	○茨城県犯罪被害者等支援条例の支援計画において性暴力による被害の特性に応じた支援に必要な施策の策定 ○加害者から被害者を隔離する必要がある場合の安全な居住の確保に必要な施策の実施
(3) 性犯罪の再発防止及び社会復帰のための支援（第7条）	○性犯罪をした者からの申出等による性犯罪の再発防止のための治療等又は社会復帰のための支援の実施等 ○支援を行う際は個人情報の保護について留意 ○地方再犯防止推進計画における性暴力の特性に応じた必要な施策の策定（※）
(4) 住居の届出（※）（第8条）	○子どもに対する性犯罪であって再犯のおそれが高いものにより拘禁刑の実刑に処せられた者に係る住居等の届出義務及び届け出られた情報の取扱い ○届出者に対し、再犯防止のための治療等又は社会復帰のための措置を受けるよう申し出ることを勧奨
(5) 性暴力への県民の理解促進と社会的気運の醸成のための広報啓発等（第9条）	○性暴力の根絶に向けた取組、性暴力により心身に受けた影響からの回復の支援の必要性等を理解するための広報啓発や社会的気運の醸成等 ○性暴力の根絶に向けた対策強化月間を設定し、各種イベントを通じた県民総ぐるみでの取組を実施 ○民間支援の活動の促進に向けた情報の提供等
(6) 人材の育成（第10条）	○性暴力の根絶等に係る専門知識等に関する研修等 ○子どもに対する性暴力の予防等に関する研修等
(7) 関係者の役割（第11条～第14条）	○関係者（県民、市町村等）の役割を明確化 ○医療機関における性暴力を行った者に対する適切な治療、支援
(8) デジタル性暴力の根絶（※）（第15条）	○デジタル性暴力の危険性等を理解し、適正にインターネットを利用する能力の向上のための講習や情報提供等の実施等
(9) 性暴力の根絶に資する総合的な教育等	○学校、保育所等における3歳以上の子（第16条）ども及びその保護者に対する発達段階に応じた性暴力の根絶に資する総合的な教育又は啓発の実施
(10) 市町村に対する支援（第17条）	○市町村の取組の推進に向けた情報の提供や助言等
6 その他	○年次報告（第18条）、推進体制の整備（第19条）、財政上の措置（第20条）
7 施行日等	○施行日：公布の日 ※付則に経過措置及び検討事項を規定

(2) 推進体制

○茨城県性暴力の根絶を目指す条例の推進体制



○茨城県性暴力の根絶を目指す条例に基づく性犯罪の再発防止、社会復帰のための支援に係る推進体制



(3) 条例制定後の主な取組

1 基本計画、指針等の策定状況

茨城県犯罪被害者等支援計画

茨城県性暴力の根絶を目指す条例第6条に基づき、学識経験者、医師、県議会議員等8名で構成する茨城県犯罪被害者等支援施策検討委員会を設置したうえで、令和5年3月28日に「茨城県犯罪被害者等支援計画」を策定。

<概要>

○計画期間

令和5年(2023年)度から令和9年(2027年)度まで(5年間)

○内容

①支援等のための体制整備、②精神的・身体的被害の回復・防止、③損害回復・経済的支援、④犯罪被害者等を支える地域社会の形成について、県が取り組む施策を明示。(性暴力被害に関する施策は①～④から特出しする形で盛り込み。)

2 犯罪被害者等支援及び性暴力被害者支援に関する認知度調査

犯罪被害者等支援の取組の進捗を判断するため、支援計画において、指標を設定した上で、それぞれの認知度を調査。

指標	令和4年度 (2022年度) 【計画策定時】	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
茨城県犯罪被害者等支援条例の認知度	6.9%	11.6%	17.5%	18.0%
いばらき被害者支援センターの認知度	9.7%	17.2%	20.7%	24.2%
性暴力・性犯罪相談窓口の認知度	7.5%	14.3%	23.1%	23.4%

3 茨城県再犯防止推進計画の改定

茨城県性暴力の根絶を目指す条例第7条に基づき、水戸刑務所や水戸保護観察所、茨城県弁護士会など15機関で構成する茨城県再犯防止推進協議会における議論等を踏まえ、令和8年3月に「第2次茨城県再犯防止推進計画」を策定し、性犯罪をした者への「支援」に加え、「対策」を明確に記載。

4 茨城県性暴力の根絶を目指す対策強化月間の設定

「茨城県性暴力の根絶を目指す条例」第9条第3項の規定に基づき、性暴力の根絶に関する県民の理解促進と社会的気運の醸成を一層高めるため、毎年11月を「茨城県性暴力の根絶を目指す対策強化月間」と設定。

3 条例の規定による事業等の実施状況及び成果並びに今後の取組

(1) 犯罪被害者等支援施策に係る総合的な情報提供

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 犯罪被害者等支援施策に係る総合的な情報提供	県	○SNS やホームページ、県広報紙により条例や相談窓口の広報啓発を実施。 ○犯罪被害者等支援関係条例及び犯罪被害者等支援に関する各種相談窓口を記載したポスターを制作し、県内中学・高等学校、関係機関等へ配布。 ○犯罪被害者支援に関する認知度調査を実施。 ・延べ 118 万人を対象に広報啓発を兼ねて実施し、108,520 人から有効回答あり。 [認知度実績] ・茨城県犯罪被害者等支援条例の認知度：18.0% ・いばらき被害者支援センターの認知度：24.2% ・性犯罪・性暴力被害相談窓口の認知度：23.4% (生活文化課)	322
【今後の取組】 犯罪被害者等支援施策に係る総合的な情報提供	県	○上記に同じ	788

(2) 性暴力被害者サポートネットワーク茨城における相談・支援

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 性暴力被害者サポートネットワーク茨城における相談・支援	いばらき被害者支援センター	○ワンストップ支援窓口(いばらき被害者支援センター)において、電話や面接による相談、病院への付き添い支援等を適切に実施。 [対応件数] 電話相談 652 件、面接相談 38 件 メール相談 63 件、病院への付き添い支援等 12 件 (生活文化課)	7,639
【今後の取組】 性暴力被害者サポートネットワーク茨城における相談・支援	いばらき被害者支援センター	○上記に同じ	8,241

(3) 犯罪被害者相談窓口による相談

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 犯罪被害者相談窓口による相談	県	○相談に対する助言や必要な支援施策の情報提供、適切な各種相談窓口の紹介を実施した。 [相談件数] 電話相談 32 件 (生活文化課)	48
【今後の取組】 犯罪被害者相談窓口による相談	県	○上記に同じ	48

(4) 性犯罪被害相談「勇気の電話」による相談

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 性犯罪被害相談 「勇気の電話」 による相談	県	○性犯罪被害に遭われた方やそのご家族を対象に、24 時間体制で相談対応を行った。 ○各種イベントや SNS、市町村広報紙を活用し、県民に対して犯罪被害者等支援施策に関する広報啓発活動を行った。 [性犯罪被害相談「勇気の電話」相談受案件数] 322 件 (警務課)	26
【今後の取組】 性犯罪被害相談 「勇気の電話」 による相談	県	○上記に同じ	26

(5) 警察における各種相談

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 警察における各種相談	県	○警察相談専用電話(#9110)、性犯罪被害相談「勇気の電話」(#8103)、少年相談コーナー、女性専用相談電話、ちかん等被害相談所等の相談窓口を設置し、各種相談や支援を実施。 ○各種イベントや SNS、市町村広報紙を活用し、県民に対して相談窓口や犯罪被害者等支援に関する広報啓発活動を実施。 (警務課、県民安心センター、人身安全少年課、地域課)	66
【今後の取組】 警察における各種相談	県	○上記に同じ	66

(6) 女性相談センターにおける相談

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 女性相談センターにおける相談	県	○被害女性等から電話や来所にて相談を受け付け、適宜助言や支援、他の相談機関に関する情報提供を適切に行った。 [相談件数] 延べ 7,393 件(うち、DV に関する相談 1,044 件) (青少年家庭課)	16,292
【今後の取組】 女性相談センターにおける相談	県	○適切な相談対応を継続するとともに、相談者の潜在的ニーズの把握に努め、相談支援体制の拡充を図る。 ○相談窓口の認知度向上のため、引き続き広報啓発に努める。	15,796

(7) いばらき虐待ホットライン (HL) による相談

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 いばらき虐待ホットライン (HL) による相談	県	○いばらき虐待ホットライン (HL) による児童虐待に対する通告受理と相談対応を適切に行った。 [相談件数] HL：相談・通告 2,730 件 （うち、虐待相談・通告 1,817 件） SNS：604 件 （青少年家庭課）	28,594
【今後の取組】 いばらき虐待ホットライン (HL) による相談	県	○児童虐待に 24 時間・365 日体制で対応するために、電話による相談体制を継続し、児童虐待に関する相談や通告の受理を行う。 ○若年層でも気軽に相談できるよう、SNS を活用した相談を行う。	28,594

(8) 刑事手続等に関する情報提供

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 刑事手続等に関する情報提供	県	○「被害者の手引」を作成し、犯罪被害者等へ配布。 ○人身安全関連事案に関するリーフレット、小冊子を作成し、人身安全関連事案の相談者に対し、刑事手続き等の説明を実施。 ○少年事件及び福祉犯被害児童の保護者に対し、パンフレットを配布し、刑事手続き等の説明を実施。 （刑事総務課、人身安全少年課、警務課）	805
【今後の取組】 刑事手続等に関する情報提供	県	○「被害者手帳」を作成し、犯罪被害者等へ配布。 ○人身安全関連事案に関するリーフレット、小冊子を作成し、人身安全関連事案の相談者に対し、刑事手続き等の説明を実施。 ○少年事件及び福祉犯被害児童の保護者に対し、パンフレットを配布し、刑事手続き等の説明を実施。	762

(9) 捜査状況に関する情報提供

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 捜査状況に関する情報提供	県	○制度を適切・確実に運用し、被害者等へ漏れない連絡を行った。 ○職員に対する研修や各署に対する業務監察、犯罪被害者支援講習会の聴講により、警察職員のスキルアップを図った。 （刑事総務課、交通指導課、警務課）	—
【今後の取組】 捜査状況に関する情報提供	県	○上記に同じ	—

(10) 犯罪被害者支援室によるカウンセリング及び相談

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 犯罪被害者支援室 によるカウンセリング及び相談	県	○被害者等のニーズに応じた方法により、公認心理師等による適切なカウンセリング、相談対応を実施した。 [対応状況] 事件数：31 事件 人数：61 名 回数：130 回 (うち、性暴力 11 事件 13 名 33 回) (警務課)	—
【今後の取組】 犯罪被害者支援室 によるカウンセリング及び相談	県	○上記に同じ	—

(11) スクールカウンセラーの配置・派遣

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 スクールカウンセラーの配置・派遣	県	○スクールカウンセラーを全ての公立小中高 等学校等に配置し、児童生徒のいじめ、暴力 行為などの問題行動等や不登校の未然防止、 早期発見、早期対応を図るなど、教育相談体 制の充実を図った。 [スクールカウンセラー配置状況] (義務) 年間 35 回、週 1 回（1 回あたり 7 時間） 拠点校方式：小学校 426 校、中学校 194 校、 義務教育学校 16 校、特別支援学校 1 校 (高校) 学校の実態に応じて、年間 32 回、29 回、25 回、22 回、20 回、15 回のいずれか 配置校方式：高校 72 校（県立中学校 10 校含 む）、中等教育学校 2 校 (生徒支援・いじめ対策推進室、特別支援教育課)	293,642 (生徒支援・いじ め対策推進室)
		○スクールカウンセラーを配置する私立学校 に対し「経常費補助金（特別分）」の増額措 置を実施し、支援体制の充実を促した。 [スクールカウンセラー配置校数] 高等学校：26/27 校 中等教育学校：2/3 校 中学校：8/9 校 小学校：6/7 校 (私学振興室)	217 (特別支援教育課)
			62,911
【今後の取組】 スクールカウ ンセラーの配置・ 派遣	県	○スクールカウンセラーを全ての公立小中高 等学校等に配置し、児童生徒のいじめ、暴力 行為などの問題行動等や不登校の未然防止、 早期発見、早期対応を図るとともに、スクー ルカウンセラーアドバイザーを県教育委員 会に配置することで、さらなる教育相談体制 の充実を図る。	309,705 (生徒支援・いじ め対策推進室)
			217 (特別支援教育課)
		○上記に同じ	64,814 (私学振興室)

(12) スクールソーシャルワーカーの派遣

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 スクールソーシャルワーカーの派遣	県	○社会福祉士等の専門性を有するスクールソーシャルワーカーの支援を必要としている小・中学校、高等学校、市町村教育委員会等に派遣し、児童生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童生徒の支援を適切に行った。 [スクールソーシャルワーカーの派遣状況] 派遣校数： 小学校 69 校、中学校 71 校、義務教育学校 4 校、市立特別支援学校 1 校、市町村教育委員会 13 箇所（1,681 回） 県立中学校 2 校、高等学校 50 校、中等教育学校 1 校（383 回） 県立特別支援学校 派遣無 スーパーバイザー派遣：41 回（義務 39 回・高校 2 回） （生徒支援・いじめ対策推進室、特別支援教育課）	25,760 （生徒支援・いじめ対策推進室）
		○スクールソーシャルワーカーを配置する私立学校に対し「経常費補助金（特別分）」の増額措置を実施し、環境面の改善や学校と関係機関とのネットワークの構築を促した。 [スクールソーシャルワーカー配置校数] 高等学校：8/27 校 中等教育学校：1/3 校 中学校：3/10 校 小学校：2/7 校 （私学振興室）	145 （特別支援教育課）
			62,911
【今後の取組】 スクールソーシャルワーカーの派遣	県	○不安や悩みを抱える児童生徒の支援及び福祉的な視点や手法を用いて学校の問題解決能力の向上を図るため、社会福祉士等の専門性を有するスクールソーシャルワーカーを学校に派遣し、教育相談体制を充実させる。	28,136 （生徒支援・いじめ対策推進室）
		○スクールソーシャルワーカーを、ヤングケアラーや児童虐待等に関する教職員研修の講師として活用する。	144 （特別支援教育課）
		○上記に同じ	64,814 （私学振興室）

(13) スクールロイヤーの派遣

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 スクールロイヤーの派遣	県	○公立小中学校、高等学校、市町村教育委員会等におけるいじめ問題等への対策のため、スクールロイヤーを派遣し、法務相談への助言指導、問題の未然防止のための教職員研修、いじめの予防教育等を適切に行った。 [スクールロイヤーの派遣状況] 義務教育：予防教育 96 回、教職員研修等 38 回、法務相談等 7 回 派遣回数合計 141 回 高校教育：教職員研修 11 回、法務相談 32 回 派遣回数合計 43 回 特別支援：派遣無 (生徒支援・いじめ対策推進室、特別支援教育課)	4,655 (生徒支援・いじめ対策推進室)
			220 (特別支援教育課)
【今後の取組】 スクールロイヤーの派遣	県	○教職員研修や問題行動等（いじめ問題等）に係る法的助言や予防教育を行うために、法律の専門家である弁護士をスクールロイヤーとして、派遣する。 ○スクールロイヤーによるいじめ防止に関する教職員研修や児童生徒等を対象とした講演会を適宜実施する。	5,881 (生徒支援・いじめ対策推進室)
			220 (特別支援教育課)

(14) 教育委員会における相談及び情報提供

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 教育委員会における相談及び情報提供	県	○児童生徒、保護者及び教員からの相談に応じ、児童生徒の学習や学校生活に関する悩みや不安の解消、問題行動等の未然防止と解消を図るため、教育相談活動の充実を図った。 ○条例及び相談窓口の理解を深めるチラシを作成し、チラシを活用した教職員の研修を実施の上、児童生徒及び保護者に改めて周知した。 [相談件数] 子どもホットライン : 8,645 件 いばらき子ども SNS 相談 : 1,611 件 いじめ・体罰解消サポートセンター : 96 件 (生徒支援・いじめ対策推進室)	83,050
【今後の取組】 教育委員会における相談及び情報提供	県	○上記に同じ	78,242

(15) 医療費等及びカウンセリング費用の公費負担

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 医療費等及びカ ウンセリング費 用の公費負担	県	○犯罪被害者等の精神的・身体的被害の回復、 経済的負担の軽減を図るため、「性犯罪被害 者の緊急避妊等に要する費用や性感染症検 査料等」「身体犯被害者の診断書料、初診料」 「司法解剖を行う際の死体検案書料等」「司 法解剖死体の遺体搬送費」「犯罪被害者等 にかかる一時避難場所確保に要する費用」「犯 罪被害現場のハウスクリーニング費用」「犯 罪被害者等に係るカウンセリング費用」につ いて公費負担を実施した。 ○全国の薬局において緊急避妊薬の販売が開 始されたことを受け緊急避妊薬の購入費に ついて、公費負担できるよう調整を行った。 ○犯罪により、着用していた制服等を破損・汚 損した犯罪被害者等に係る制服購入費用等 の公費負担制度を制定した。 (警務課)	5,432
【今後の取組】 医療費等及びカ ウンセリング費 用の公費負担	県	○制度の運用漏れがないよう、職員向けの教養 を充実させる。 ○医療費等及びカウンセリング費用の公費負 担を実施するとともに、全国の情勢に合わせ て、新たな公費負担項目の検討を行う。	5,344

(16) 性暴力被害者サポートネットワーク茨城による性暴力被害者にかかる医療費の公費負担

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 性暴力被害者サ ポートネットワ ーク茨城による 性暴力被害者 にかかる医療費の 公費負担	いばらき 被害者支 援センタ ー	○精神的・身体的被害の回復、経済的負担の軽 減を図るため、初診料、緊急避妊や人工妊娠 中絶等にかかる処置料、性感染症等検査料、 投薬料、カウンセリング料について公費負担 による支援を実施。 (生活文化課)	600
【今後の取組】 性暴力被害者サ ポートネットワ ーク茨城による 性暴力被害者 にかかる医療費の 公費負担	いばらき 被害者支 援センタ ー	○上記に同じ	600

(17) 茨城県弁護士会との連携による早期被害者支援（法律相談）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 茨城県弁護士会との連携による早期被害者支援（法律相談）	県	○茨城県弁護士会との連携により、犯罪被害者等へ早期に弁護士を紹介した。 [対応件数] 10 件（うち、性暴力 6 件） （警務課）	—
【今後の取組】 茨城県弁護士会との連携による早期被害者支援（法律相談）	県	○県警から弁護士会へ、事前連絡するなど綿密な連絡体制を確保し、より早期の支援の実施を目指す。	55

(18) いばらき被害者支援センターへの財政支援

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 いばらき被害者支援センターへの財政支援	県	○いばらき被害者支援センターに対し、運営費等への財政支援を実施。 （警務課）	3,250 （警務課）
		○性暴力被害者サポートネットワーク茨城（いばらき被害者支援センター）に対し、運営費や医療費等への財政支援を実施。 （生活文化課）	8,239 （生活文化課）
【今後の取組】 いばらき被害者支援センターへの財政支援	県	○上記に同じ	4,000 （警務課）
			8,601 （生活文化課）

(19) 性暴力被害者サポートネットワーク茨城における連携・協力

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 性暴力被害者サポートネットワーク茨城における連携・協力	県	○いばらき被害者支援センター、県産婦人科医会、県医師会、茨城県警察、茨城県の 5 者による意見交換会を開催し、支援体制の充実に取り組んだ。 （生活文化課、警務課）	8,239 （生活文化課）
			— （警務課）
【今後の取組】 性暴力被害者サポートネットワーク茨城における連携・協力	県	○上記に同じ	8,841 （生活文化課）
			— （警務課）

(20) 「生命（いのち）の安全教育」等の推進

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 「生命（いのち）の安全教育」等の推進	県	○全ての公立小中高等学校において、「生命（いのち）の安全教育」が実施された。 (保健体育課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課)	— (保健体育課)
			— (義務教育課、 高校教育課、 特別支援教育課)
		○心の教育、人権教育を実施する私立学校に対し「経常費補助金（特別分）」の増額措置を実施することで、「生命（いのち）の安全教育」の活用を促し、心の教育や人権教育の推進を図った。 ○心の教育、人権教育を実施した私立学校 高等学校：26/27校 （うち「生命の安全教育」実施校は8校） 中等教育学校：3/3校 （うち「生命の安全教育」実施校は0校） 中学校：8/10校 （うち「生命の安全教育」実施校は2校） 小学校：6/7校 （うち「生命の安全教育」実施校は0校） （私学振興室）	62,911 (私学振興室)
【今後の取組】 「生命（いのち）の安全教育」等の推進	県	○全ての学校（特別支援学校では、個々の特性や発達の状態等を踏まえて指導）で実施するよう指導する。	70 (保健体育課)
			— (義務教育課、 高校教育課、 特別支援教育課)
		○上記に同じ	64,814 (私学振興室)

(21) 性に関する講演会等の開催

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 性に関する講演会等の開催	県	○専門家を招いた「性に関する講演会」を多くの学校で開催した。 [公立学校における実施率] ・小学校 72.4%、中学校 100%、高等学校 100% (保健体育課)	—
【今後の取組】 性に関する講演会等の開催	県	○外部講師を招いた講演会を開催し、生徒に「性」に関する正しい知識を習得させるとともに、「自分や他者を尊重し、相手を思いやる心」を育てる。	—

(22) 高等学校等への出前講座

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 高等学校等への 出前講座	県	○県内高等学校、専門学校、大学の生徒・学生 を対象にデートDV防止啓発の出前講座を 実施し、若年層への意識啓発に努めた。 [高等学校等への出前講座実績] 県内17校、1,919名参加 (青少年家庭課)	273
【今後の取組】 高等学校等への 出前講座	県	○上記に同じ	276

(23) 「命の大切さを学ぶ教室」の開催

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 「命の大切さを 学ぶ教室」の開 催	県	○県内の中学校、高等学校等に警察職員を講師 として派遣し、命の大切さ、犯罪被害者等が 置かれた状況について理解を深めるととも に、いじめや暴力の根絶に向けた意識の醸成 を図ることができた。 [開催校数] 県内23校 (警務課)	—
【今後の取組】 「命の大切さを 学ぶ教室」の開 催	県	○上記に同じ	—

(24) 子どもと保護者を対象とした非行防止教室

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 子どもと保護者 を対象とした非 行防止教室	県	○県内の小学生、中学生、高校生及びそれらの 保護者を対象として、非行防止教室等を開催 し、少年の非行及び犯罪被害の防止を図っ た。 [非行防止教室等の開催状況] ・小学校386回 受講者数42,780人 ・中学校165回 受講者数35,235人 ・高等学校103回 受講者数30,471人 (いずれの受講者数も保護者を含む) (人身安全少年課)	—
【前年度の実施状況及び成果】 子どもと保護者 を対象とした非 行防止教室	県	○上記に同じ	—

(25) 性暴力被害者サポートネットワーク茨城の広報

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 性暴力被害者サ ポートネットワ ーク茨城の広報	県	○SNS やホームページ、県広報紙による相談窓 口の周知のほか、広報用カードを作成し、県 内中高生や小学生の保護者、関係機関等に配 布。 ○犯罪被害者支援に関する認知度調査を実施。 ・延べ 118 万人を対象に広報啓発を兼ねて実 施し、108,520 人から有効回答あり。 [認知度実績] ・茨城県犯罪被害者等支援条例の認知度：18.0% ・いばらき被害者支援センターの認知度：24.2% ・性犯罪・性暴力被害相談窓口の認知度：23.4% (生活文化課)	3,356 (生活文化課)
		○各種イベントや SNS、市町村広報紙を活用 し、県民に対して支援施策に関する広報啓発 活動を行った。 (警務課)	66 (警務課)
【今後の取組】 性暴力被害者サ ポートネットワ ーク茨城の広報	県	○上記に同じ	3,740 (生活文化課)
		○上記に同じ	66 (警務課)

(26) 「女性に対する暴力をなくす運動」期間における集中的な啓発

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 「女性に対する 暴力をなくす運 動」期間におけ る集中的な啓発	県	○「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の パープルライトアップの実施や男女共同参 画・女性に対する暴力をなくす運動に関する パネル展を実施し、女性に対する暴力の根絶 に向けた県民の意識啓発に努めた。 (多様性社会推進課)	—
【今後の取組】 「女性に対する 暴力をなくす運 動」期間におけ る集中的な啓発	県	○上記に同じ	—

(27) 児童虐待防止推進キャンペーンにおける啓発

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 児童虐待防止推進 キャンペーンにお ける啓発	県	○オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペ ーン」として、ライトアップ等の取組を実施。 ○11 月の「児童虐待防止推進キャンペーン」 を中心とする啓発ポスター等の配付、各種広 報媒体を活用した啓発を行った。 (青少年家庭課)	—
【前年度の実施状況及び成果】 児童虐待防止推進 キャンペーンにお ける啓発	県	○上記に同じ	—

(28) 被害直後における居住場所の確保

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 被害直後における居住場所の確保	県	○緊急避難場所の確保やハウスクリーニングに要する経費の公費負担を実施するとともに、公費負担制度について、警察本部・警察署間の情報共有を図り犯罪被害者等へ漏れない制度教示を行うとともに、早期の制度運用を図った。 [緊急避難場所確保件数] 4件（うち、性暴力1件） [ハウスクリーニング] 1件（うち、性暴力なし） (警務課)	355
【今後の取組】 被害直後における居住場所の確保	県	○上記に同じ	355

(29) ストーカー・DV等被害者等への移転費用の公費負担

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 ストーカー・DV等被害者等への移転費用の公費負担	県	○人身安全関連事案の被害者の安全確保を図るため、公費負担制度について丁寧に説明し、制度を適用して保護対策を実施した。 [一時避難等に係る公費負担制度] 22件 [移転費用の公費負担制度] 0件 (人身安全少年課)	1,266
【今後の取組】 ストーカー・DV等被害者等への移転費用の公費負担	県	○上記に同じ	2,276

(30) 児童虐待被害者等の一時保護

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 児童虐待被害者等の一時保護	県	○児童虐待の被害者等に対し、児童相談所による一時保護や民間施設等への一時保護委託を適切に実施した。 (青少年家庭課)	164,716
【今後の取組】 児童虐待被害者等の一時保護	県	○上記に同じ	182,319

(31) DV 被害者等の一時保護

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 DV 被害者等の一時保護	県	○配偶者等からの暴力（DV）被害者等に対し、女性相談センターによる一時保護や民間施設等への一時保護委託を適切に実施した。 [件数] 77 件（うち、DV による保護 51 件） （青少年家庭課）	66,918
【今後の取組】 DV 被害者等の一時保護	県	○上記に同じ	72,889

(32) 性暴力を行った者などからの相談支援

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 性暴力を行った者などからの相談支援	県	○令和 5 年 4 月 1 日に相談窓口を開設し、ホームページ及び SNS 等で相談窓口を周知。 ○精神保健福祉センターと協働し、状況に応じて都内の治療施設等の紹介等、適切に対応。 [件数] 10 件 （福祉政策課）	—
【今後の取組】 性暴力を行った者などからの相談支援	県	○引き続き相談窓口の周知を行うとともに、カウンセリングや性依存からの回復支援を行う治療施設等との連携など、支援体制の拡充を図る。	—

(33) 子どもに対する性犯罪をした者の住居の届出

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 子どもに対する性犯罪をした者の住居の届出	県	○届出については、令和 5 年 4 月 1 日から受理を開始。 ○周知用のチラシを作成し法務省矯正局、水戸保護観察所、県警本部の協力を得て、全国の刑務所等の届出対象者に配布を依頼。 ○茨城県再犯防止推進協議会会員（労働局、保護司会、更生保護女性連盟、就労支援事業者機構、更生保護施設、農協中央会、宅地建物取引業協会、弁護士会等）にチラシを送付し、周知を依頼。 [届出件数] 4 件 （福祉政策課）	—
【今後の取組】 子どもに対する性犯罪をした者の住居の届出	県	○引き続き届出義務の周知を行う。 ○性犯罪をした者が出所した後、茨城県内に住所の届出を行い、治療プログラムを希望する場合、治療費の一部を補助。	124

(34) 茨城県性暴力の根絶を目指す対策強化月間における啓発

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 性暴力の根絶を 目指す対策強化 月間における啓 発	県	○茨城県性暴力の根絶を目指す対策強化月間を 11月に設定。 ○県、市町村、関係機関・団体による統一デザ インの啓発物を用いた県下一斉の普及啓発の 実施や性暴力や二次的被害に関する認知度調 査の実施を通じて、性暴力の根絶に関する県 民の理解促進と社会的気運の醸成を図った。 (生活文化課)	2,967
【今後の取組】 性暴力の根絶を 目指す対策強化 月間における啓 発	県	○県、市町村、関係機関・団体による統一デザ インの啓発物を用いた県下一斉の普及啓 発の実施や性暴力や二次的被害に関する認 知度調査の実施を通じて、性暴力の根絶に 関する県民の理解促進と社会的気運の醸成 を図る。	2,866

1 条例の概要

茨城県歯と口腔の健康づくり8020・6424推進条例【概要版】	
1 目的 (第1条)	○歯と口腔の健康が県民の心身の健康に影響を及ぼし、健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たすことに鑑み、県民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりに関する基本理念を定めるとともに、県及び関係者の役割を明らかにする。 ○県民の生涯にわたる健康の保持増進・健康寿命の延伸・健康格差の縮小に寄与
2 基本理念 (第2条)	○8020・6424運動(80歳で20本以上の歯を保つこと及び64歳で24本以上の歯を保つことをいう。)の推進 ○県民が自らむし歯や歯周病等の予防及び口腔機能の維持向上に取り組むこと ○県内全ての地域において、生涯を通じて必要な歯と口腔の保健医療サービスを受けることができる環境が整備されること
3 各主体の役割等 (第3条-第8条)	○県の責務(総合的かつ計画的な施策の策定等)、市町村との連携協力等、関係者の役割等(歯と口腔の健康づくりの業務に携わる者・保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者等・事業者及び保険者・県民)を明確化
4 歯科保健計画 (第9条-第10条)	○県：歯と口腔の健康づくりに関する基本的な計画を策定 ○市町村：県歯科保健計画の内容を踏まえた歯と口腔の健康づくりに関する計画を策定
5 基本的施策(第11条-第13条)	
(1)情報収集等及び連携体制の構築(第11条第1号)	(2)8020・6424運動の推進(第11条第2号)
○情報収集及び提供、歯と口腔の健康づくりに関する活動に関わる者等との連携体制の構築	○歯と口腔の健康づくりに関する自主的な努力を促進するため8020・6424運動を推進
(3)フッ化物応用によるむし歯予防等(第11条第3号)	(4)成人期等の歯周病の予防等(第11条第4号)
○生涯にわたるフッ化物応用によるむし歯予防対策の普及促進 ○学校等におけるフッ化物洗口に関する理解の増進・完全な実施に向けた強力な推進	○幼児期・学齢期：歯肉炎予防対策等の実施 ○成人期・高齢期：歯周病予防対策等の実施
(5)オーラルフレイル対策(第11条第5号)	(6)障害を有する者等への対応(第11条第6号)
○オーラルフレイル対策の実施の推進	○障害を有する者等の適切な歯と口腔の健康づくり(多職種連携による居宅での保健医療サービスに係る情報の提供等を含む)
(7)災害時の体制確保(第11条第7号)	(8)喫煙等の歯周病への影響に係る啓発等(第11条第8号)
○災害時における歯と口腔の保健医療サービスの提供体制の確保	○喫煙及び生活習慣病等が歯周病に及ぼす影響に係る情報の提供及び啓発
(9)スポーツ等による外傷防止の啓発等(第11条第9号)	(10)周術期にある者等への啓発等(第11条第10号)
○スポーツ等によって生じる歯と口腔の外傷等の防止及びこれらの軽減のための安全対策に係る情報の提供及び啓発	○周術期にある者等の口腔の健康管理のための多職種連携による歯と口腔の保健医療サービスに係る情報の提供及び啓発
(11)人材の確保及び資質の向上(第11条第11号)	(12)その他必要な施策(第11条第12号)
○歯と口腔の健康づくりの業務に携わる者の確保及び資質の向上	○第11号までの施策のほか、歯と口腔の健康づくりの推進に必要な施策
(13)茨城県8020・6424運動推進期間(第12条)	(14)県民歯科保健基礎調査(第13条)
○期間：毎年11月8日から同月21日まで ○県民運動として定着するよう普及啓発	○おおむね5年ごとに県民の歯科保健の基礎調査を実施等
6 その他	○年次報告(第14条) ○財政上の措置(第15条)
7 施行日	公布の日

2 教育庁の取組（抜粋）

（3）フッ化物応用によるむし歯予防等（第11条第3号） 小学校口腔衛生推進事業

むし歯予防に効果のあるフッ化物洗口を促進させるため、教員業務支援員配置に係る経費を補助することにより、就学前から小学校段階における継続的な実施を推進する。

※薬剤購入費については、厚労省の補助事業を活用

◇事業対象 市町村教育委員会

◇補助対象 小学校1～3年生までの3学年でフッ化物洗口を実施する小学校

◇補助率 県・国2/3

【参考：茨城県と全国のむし歯のある児童の比較（小学校）】

茨 城 県			全 国		
計	処置完了	未処置有	計	処置完了	未処置有
32.8%	14.6%	18.1%	30.8%	15.1%	15.8%

※令和7年度学校保健統計調査結果（文部科学省）

※学校抽出調査

＜小学校におけるフッ化物洗口実施状況＞

対象市町村	R7 実施市町村
実施市町村数	29
実施校数	69 校
実施児童数	6,040 人

※国の補助事業及び市町村の独自事業として実施しているものも含む。

【成果】

市町村を訪問しフッ化物洗口の理解啓発を行ったほか、保健医療部との情報共有により、関係機関と連携・協力体制を構築し、事業を実施することができた。前年度に比べ、実施している市町村数は変わらないが、実施校数、実施児童数は増加している。教員業務支援員の配置により、教員の業務の負担軽減につながっているという声が市町村から聞かれた。

（4）成人期等の歯周病の予防等（第11条第4号） 各学校での歯みがき指導

給食後の歯みがきや特別活動等の授業における歯みがき指導を継続的に実施し、むし歯予防に努める。

【成果】

○むし歯をもつ児童生徒の割合

小学校	32.8%
中学校	30.0%

※学校保健統計調査結果（文部科学省）

○給食後の歯みがき実施状況

小学校	95.7%
中学校	69.5%

※学校保健・安全実態調査結果（保健体育課）

(9) スポーツ等による外傷防止の啓発等(第11条第9号) 口腔の外傷対策

マウスガードの着用を義務化、推奨している競技がある。県としては、ジュニアアスリート育成プログラムにおいて歯科講習を行い、スポーツと歯の関係を学ぶ機会を設けている。

【成果】

ジュニアアスリート育成プログラム内の歯科講習において、口腔の外傷に関する知識やマウスガードの役割と効果について、親子で学ぶ機会を創出することができた。

(14) 県民歯科保健基礎調査(第13条) 学校保健統計調査

児童生徒の健康実態を把握し、健康保持増進のための基礎資料とするため、公立小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校・高等学校・特別支援学校における児童生徒の定期健康診断結果について毎年調査を実施。

【成果】

児童生徒の健康状態を把握することができ、各学校や各地域で健康の保持増進のための基礎資料として、活用された。また、保健医療部や県歯科医師会と児童・生徒のむし歯等の罹患状況を共有することで、歯と口腔内の健康づくりのための指導や治療方針の検討などに資することができた。

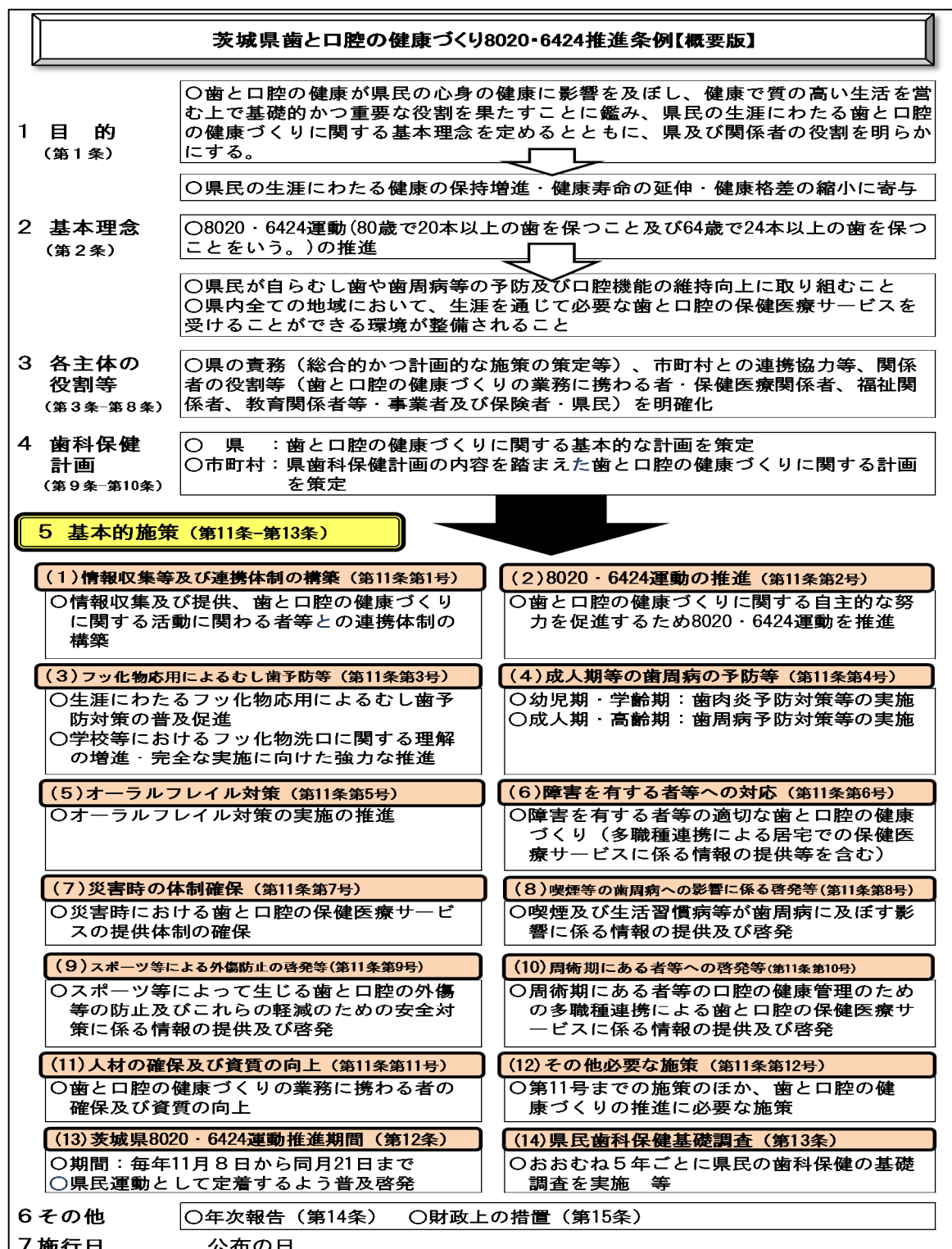
議員提案政策条例の規定による施策等の実施状況及び成果に関する報告書

1 条例の基本事項

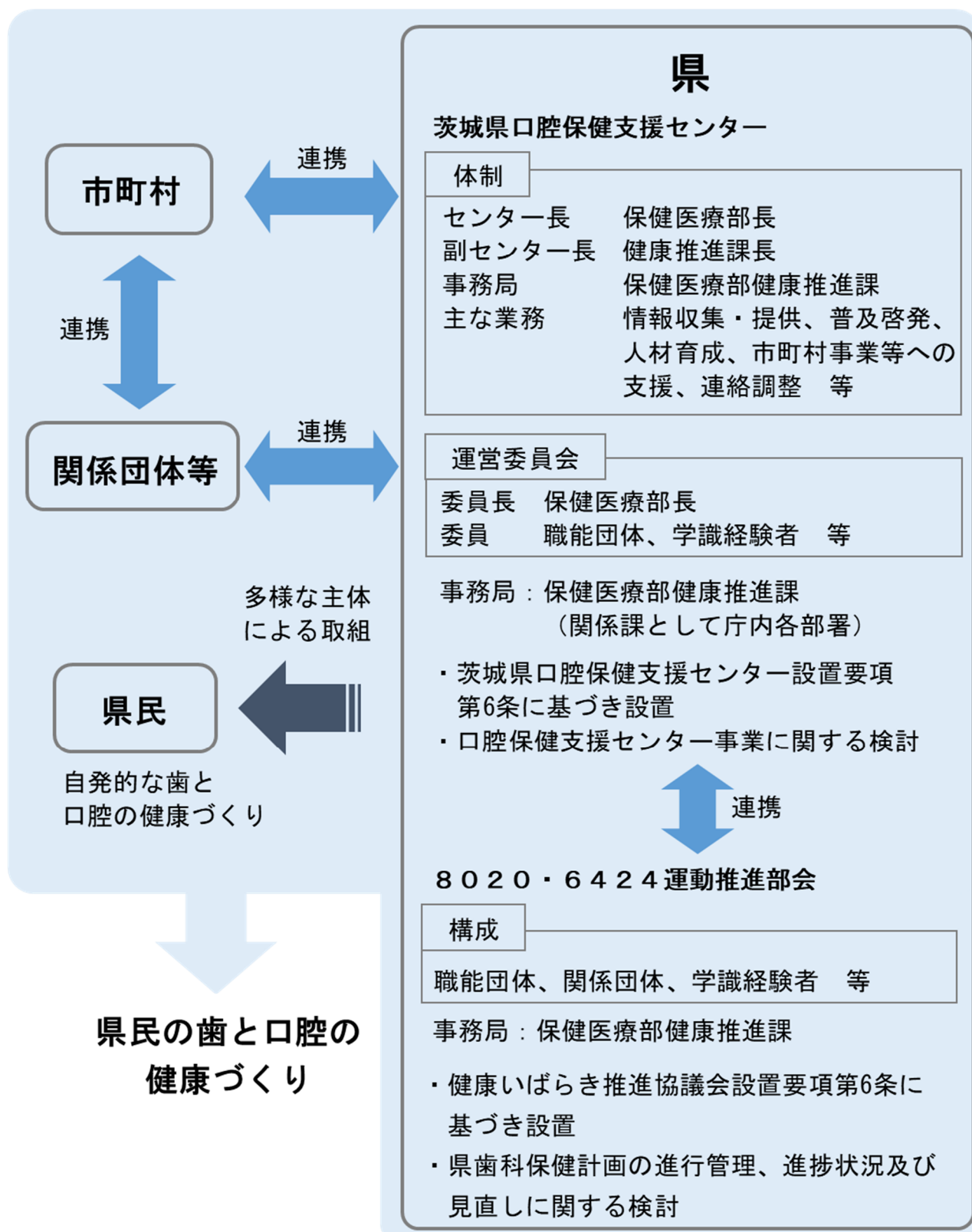
条例の名称	茨城県歯と口腔の健康づくり 8020・6424 推進条例		
担当課（室）	健康推進課	公 布 日	平成 22 年 9 月 28 日
報告の根拠	（年次報告） 第 14 条 知事は、毎年度、県民の歯と口腔の健康づくりの推進に関して講じた施策の実施状況及び成果を取りまとめ、議会に対し報告するとともに、これを公表するものとする。		

2 条例の概要・施策体系図・推進体制等

（１）条例の概要・施策体系図



(2) 推進体制



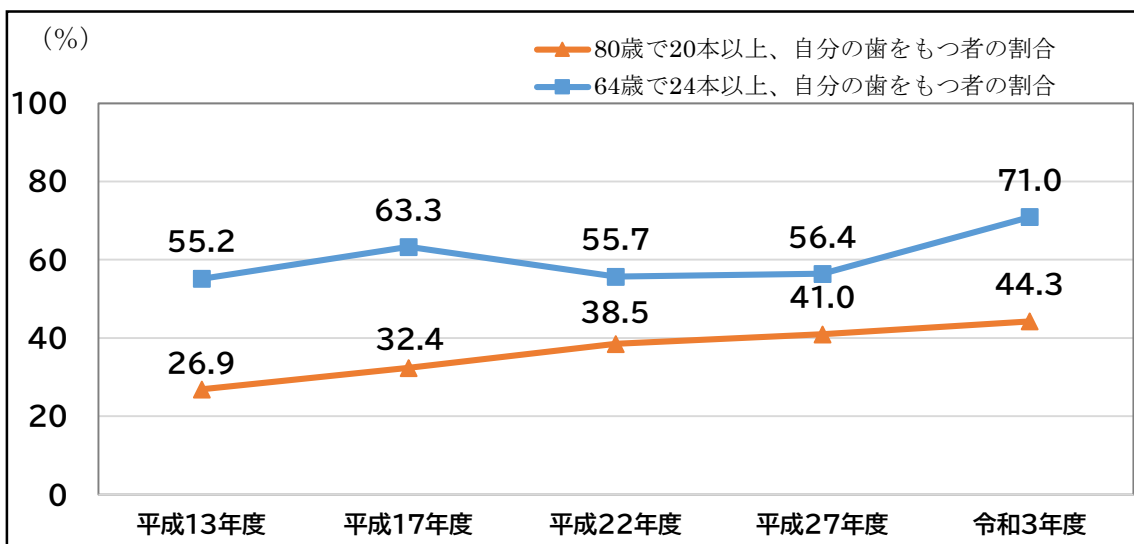
(3) 条例制定後の主な取組

1. 基本計画、指針等の策定状況

健康いばらき 21 プラン内の歯科口腔保健を、条例第 9 条に基づく県歯科保健計画として策定。

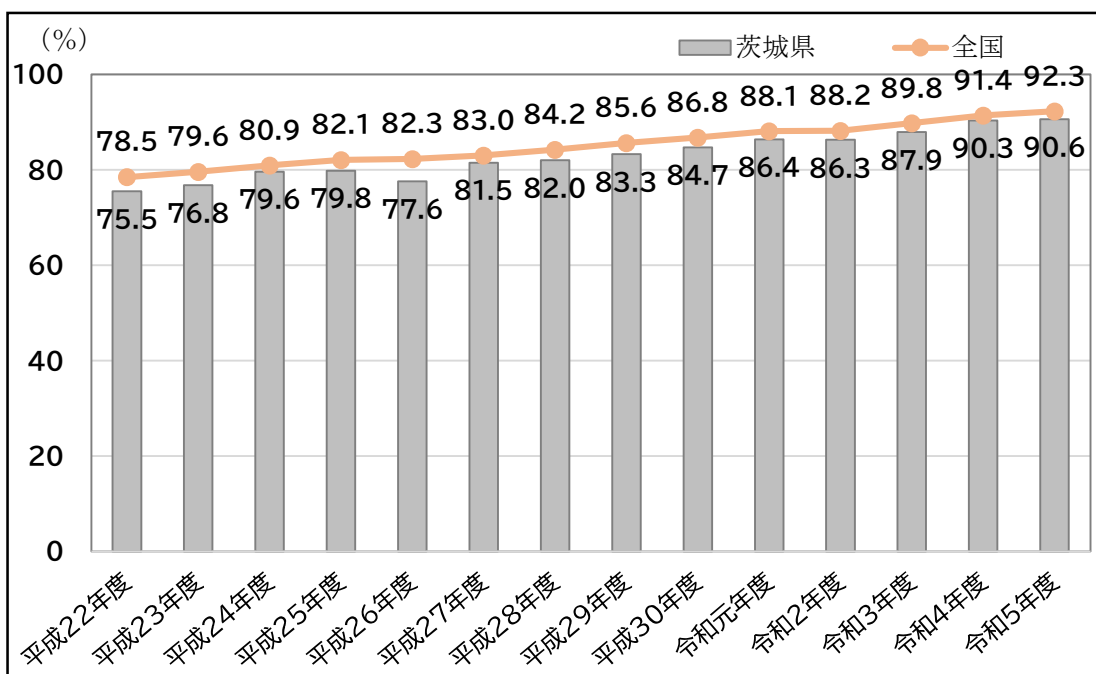
2. 条例制定後の主な調査結果

○80 歳で 20 本以上の自分の歯を持つ者、64 歳で 24 本以上の自分の歯を持つ者の割合の推移



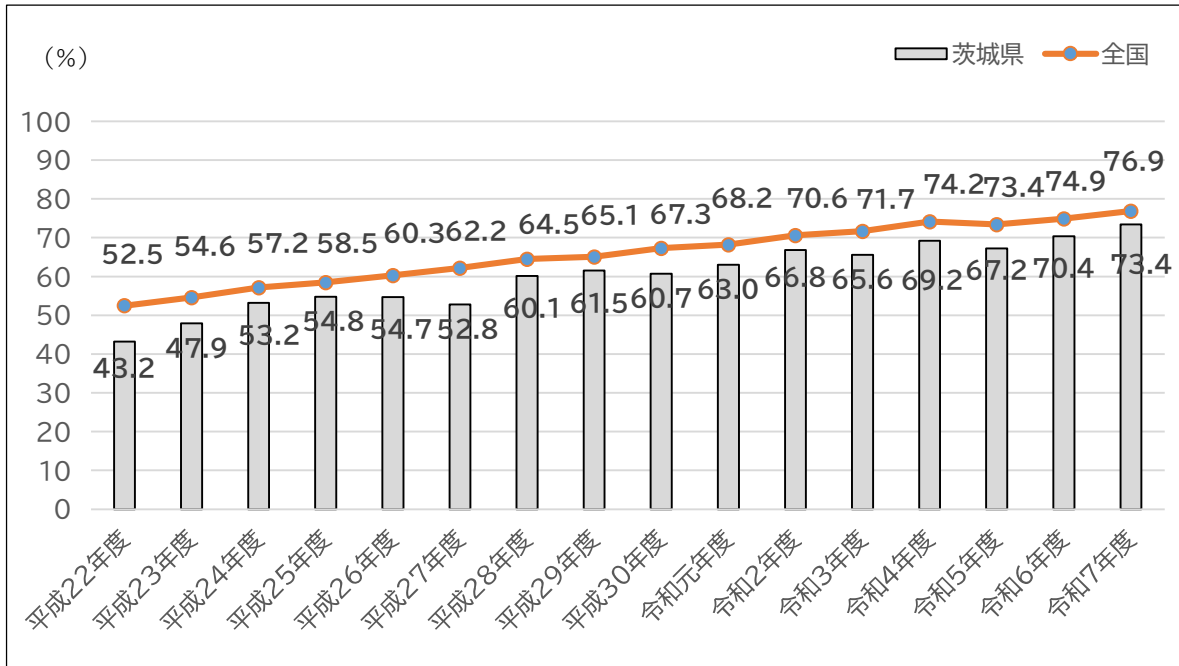
出典「県民歯科保健基礎調査」(茨城県)

○3 歳児でむし歯のない者の割合の推移



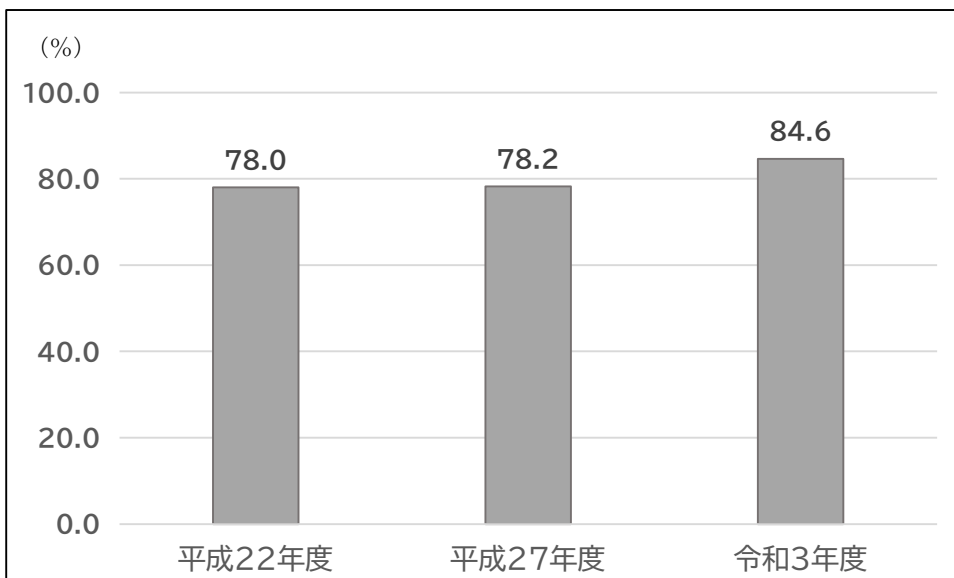
出典「地域保健・健康増進事業報告」(厚生労働省)

○12 歳児でむし歯のない者の割合の推移



出典「学校保健統計調査」(文部科学省)

○40 歳で喪失歯のない者の割合の推移



出典「県民歯科保健基礎調査」(茨城県)

3 条例の規定による事業等の実施状況及び成果並びに今後の取組

(1) 歯科保健関係者の人材育成、オーラルフレイル対策、喫煙及び生活習慣病と歯周疾患との関連性に関する情報の提供・啓発等（第11条第1号、第2号、第5号、第6号、第8号、第11号、第12条）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]												
			今年度 当初予算額 [千円]												
【前年度の実施状況及び成果】 1. 8020・6424 推進事業	県	【事業概要及び実施状況】 県民の生涯を通じた歯と口腔の健康の保持増進をめざし、健康いばらき 21 プランに基づき、歯科保健関係者等の人材育成を通して歯と口腔の健康に関する県民意識の向上を図るとともに、生活習慣病対策に歯科口腔保健の側面から取り組む。 (1) 8020・6424 運動推進部会 生涯を通じた県民の歯と口腔の健康の推進方策等を検討するため、健康いばらき 21 プランの進行管理、進捗状況評価及び見直し等を実施。 (2) 8020・6424 運動普及事業 ア 歯科講座 県民の歯及び口腔の健康保持増進を図るため、保健、医療、福祉等の指導的立場の者等を対象に歯科口腔保健に関する内容の講習会を実施。 <table><tr><td>回数</td><td>参加者数</td></tr><tr><td>11 回</td><td>422 人</td></tr></table> イ 6424 推進者を中心とした県民への活動支援 県民の歯及び口腔の健康保持増進を図るため、6424 推進者（地域の歯科保健関係者等）を中心に活動支援を 35 回実施。 (3) 障害者歯科医療推進研修事業 障害者の歯及び口腔の健康保持増進を図るため、施設職員、学校職員、歯科医療関係者、保護者等を対象に障害者歯科保健医療に関する講習会を実施。 <table><tr><td>回数</td><td>参加者数</td></tr><tr><td>6 回</td><td>353 人</td></tr></table> (4) 高齢者歯科医療推進研修事業 高齢者の歯及び口腔の健康保持増進を図るため、施設職員、歯科医療関係者等に対し、高齢者歯科保健医療に関する講習会を実施。 <table><tr><td>回数</td><td>参加者数</td></tr><tr><td>5 回</td><td>198 人</td></tr></table>	回数	参加者数	11 回	422 人	回数	参加者数	6 回	353 人	回数	参加者数	5 回	198 人	2,819
回数	参加者数														
11 回	422 人														
回数	参加者数														
6 回	353 人														
回数	参加者数														
5 回	198 人														

		(5) 歯科医院禁煙支援事業 歯科診療所における禁煙支援の推進を図ることを目的に歯科医師、歯科衛生士等を対象に禁煙支援に係る研修会を開催。 また、禁煙支援相談を行う歯科診療所を認証するとともに禁煙支援の相談対応を行うなど、県民に喫煙と歯科疾患との関連について広く周知。 <禁煙支援研修会> <table><tr><td>回数</td><td>参加者数</td></tr><tr><td>1 回</td><td>55 人</td></tr></table> <禁煙支援相談を行う 歯科診療所数> <table><tr><td>箇所数</td><td>うち新規数</td></tr><tr><td>389 施設</td><td>8 施設</td></tr></table> (6) 歯科保健事業従事歯科衛生士研修事業 地域等で歯科保健指導等を行う歯科衛生士の資質向上を目的に、市町村等で歯科保健指導を行う歯科衛生士等に対して歯科保健指導の技術向上等に関する研修を実施。 <table><tr><td>回数</td><td>参加者数</td></tr><tr><td>2 回</td><td>141 人</td></tr></table> 【成 果】 本県独自の歯科保健目標「8020・6424 運動」の普及啓発を図るため具体的な取組を実施し、歯科保健関係者等を育成することにより、県民の生涯を通じた歯科口腔保健の向上を支援することができた。 (保健医療部 健康推進課)	回数	参加者数	1 回	55 人	箇所数	うち新規数	389 施設	8 施設	回数	参加者数	2 回	141 人	
回数	参加者数														
1 回	55 人														
箇所数	うち新規数														
389 施設	8 施設														
回数	参加者数														
2 回	141 人														
【今後の取組】 1. 8020・6424 推進事業	県	(1)～(6)については、情報提供や研修等を継続して実施し、県民の生涯を通じた歯と口腔の健康の保持増進、県民の歯科保健に対する意識の向上を目指す。	3, 188												
【前年度の実施 状況及び成果】 2. 口腔保健支 援センター事業	県	【事業概要及び実施状況】 茨城県歯と口腔の健康づくり 8020・6424 推進条例に基づく施策を効果的に実施するため、平成 27 年 4 月に県に茨城県口腔保健支援センターを設置し、歯科医療業務に従事する者等に対し情報の提供、研修の実施その他の支援を行うとともに県民の歯科口腔保健の推進を図る。 (1) 行政歯科専門職の確保 地域の状況に応じた歯科口腔保健施策を推進させるため嘱託歯科医師 1 名、歯科医師（常勤、兼務） 1 名、歯科衛生士（常勤） 1 名、歯科衛生士（常勤、兼務） 1 名、歯科衛生士（会計年度任用職員） 1 名を配置。	8, 560												

(2) 口腔保健支援センター運営委員会

事業の企画立案及び効果的な運営等を検討するため、運営委員会を開催。

(3) 事業所歯周病対策事業

働く世代の口腔の健康の保持増進を図るため、事業所の衛生管理者等を対象に歯周病予防や口腔管理に関する研修会を実施。

回数	参加者数
10 回	212 人

(4) 出張障害者施設口腔ケア事業

歯科保健医療サービスを受けることが困難な者（障害者）の口腔の健康の保持を推進させることを目的に、障害者施設に入所・通所する者、職員等に対して、歯科専門職による口腔ケア等の歯科保健に関する講話及び実技指導を実施。

回数	参加者数
9 回	156 人

(5) 出張高齢者施設口腔ケア事業

入所要介護高齢者等の口腔の健康保持増進を目的に、高齢者施設職員等に対して、歯科専門職による口腔ケア等の歯科保健に関する講話及び実技指導を実施。

回数	参加者数
10 回	145 人

(6) 障害者等歯科医療技術者養成事業

障害者・障害児、要介護高齢者等に対して、それぞれの状況に応じた知識や技術を有する歯科専門職を育成するため、歯科衛生士等に対する研修等を実施。

内容	回数	参加者数
研修	2 回	112 人
実習	15 回	40 人

(7) オーラルフレイル対策

市町村におけるオーラルフレイル対策の取組状況を把握するため、県内全市町村を対象に調査を実施。

		【成 果】 歯科医療業務に従事する者等に対し情報の提供、研修の実施及びその他の支援を行うとともに、歯科保健関係者等に対して歯科口腔保健に関する普及啓発を行い、歯科口腔保健の推進を図ることができた。 また、市町村への調査を通じて、市町村におけるオーラルフレイル対策の取組状況や具体的な課題等を把握することができた。 (保健医療部 健康推進課)													
【今後の取組】 2. 口腔保健支援センター事業	県	(1)～(6)については、研修会等を継続して実施し、歯科医療業務に従事する者等に対し情報の提供、研修の実施その他の支援を行うことで、歯科保健に従事する人材の育成等を実施し、県民の歯科口腔保健の推進を図る。 また、(7)については、調査結果を踏まえ、関係団体と連携し市町村職員を対象とした研修会を実施することにより、オーラルフレイル対策の推進を図る。	7,997												
【前年度の実施状況及び成果】 3. 歯と口の健康に関するポスターコンクール	県	【事業概要及び実施状況】 8020・6424 運動を広く県民へ周知し、歯科口腔保健の向上を図るため、県内の小中学校の児童生徒を対象としたポスターコンクールを実施。 <応募点数> <table><tr><td>小学校</td><td>中学校</td></tr><tr><td>125 点</td><td>41 点</td></tr></table> <賞名・表彰実績> <table><tr><td>知事賞</td><td rowspan="3">小・中学校 各 1 点ずつ</td></tr><tr><td>県教育長賞</td></tr><tr><td>県歯科医師会長賞</td></tr><tr><td>優秀賞</td><td>小学校 5 点、中学校 2 点</td></tr><tr><td>佳作</td><td>小学校 10 点、中学校 5 点</td></tr></table> 【成 果】 ポスターコンクールの実施により、県民の歯科口腔保健に対する意識向上を図ることができた。 また、知事賞受賞作品を基に啓発物を作成し、イベント等で配布することで、広く県民に対して普及啓発を行うことができた。 (保健医療部 健康推進課)	小学校	中学校	125 点	41 点	知事賞	小・中学校 各 1 点ずつ	県教育長賞	県歯科医師会長賞	優秀賞	小学校 5 点、中学校 2 点	佳作	小学校 10 点、中学校 5 点	25
小学校	中学校														
125 点	41 点														
知事賞	小・中学校 各 1 点ずつ														
県教育長賞															
県歯科医師会長賞															
優秀賞	小学校 5 点、中学校 2 点														
佳作	小学校 10 点、中学校 5 点														
【今後の取組】 3. 歯と口の健康に関するポスターコンクール	県	歯と口の健康に関するポスターコンクールを継続して開催し、子どもの頃から歯と口の健康に関心を持つことができるよう働きかけていく。	27												

【前年度の実施状況及び成果】 4. 茨城県 8020・6424 運動推進期間	県	【事業概要及び実施状況】 11月8日から21日の「茨城県 8020・6424 運動推進期間」において、8020・6424 運動に関する県民の理解及び意識の高揚を図り、県民運動として定着するよう普及啓発を実施した。 ・県庁舎2階県政広報コーナーにおいて、8020・6424 運動に関連する啓発物を展示（11月4日～14日） ・第31回茨城県民歯科保健大会を県歯科医師会と共催（11月9日） 【成 果】 県庁舎での啓発物の展示や県民歯科保健大会で 8020 達成者やポスターコンクールの入選者を表彰することにより、県民に対して 8020・6424 運動に関する理解及び意識の高揚を図ることができた。 （保健医療部 健康推進課）	—
【今後の取組】 4. 茨城県 8020・6424 運動推進期間	県	8020・6424 運動が県民運動として定着するよう継続して普及啓発を実施していく。	—

（2）フッ化物洗口の推進（第11条第3号）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]						
			今年度 当初予算額 [千円]						
【前年度の実施状況及び成果】 5. フッ化物洗口推進事業（就学前施設）	県	【事業概要及び実施状況】 むし歯予防効果が高いことが科学的に示されているフッ化物洗口について、就学前施設での導入促進に向けて、市町村を対象に新規導入施設の必要経費に係る補助や説明会等を実施。 （１）フッ化物洗口に係る費用の補助 ◇事業対象 市町村 ◇補助対象 就学前施設における４～５歳児に対するフッ化物洗口実施に係る費用に対する補助（報償費、消耗品費等） ◇補助率 導入１年目 10/10、 導入２年目 1／2 ＜就学前施設におけるフッ化物洗口実施状況（認可施設）＞ <table><tr><td>実施市町村数</td><td>39</td></tr><tr><td>実施施設数</td><td>256 施設</td></tr><tr><td>実施人数</td><td>9,186 人</td></tr></table>	実施市町村数	39	実施施設数	256 施設	実施人数	9,186 人	2,851
実施市町村数	39								
実施施設数	256 施設								
実施人数	9,186 人								

※国の補助事業や市町村及び施設の独自事業として実施しているものも含む。

※上記のほか、認可外施設で7施設が実施。

(2) 市町村向け説明会

市町村におけるフッ化物洗口の推進を目的に市町村を対象としたフッ化物洗口推進事業に係る補助金等について説明会を開催。

回数	出席市町村
2回	40

(3) 歯科専門職等向け説明会

施設等におけるフッ化物洗口を推進することを目的に、歯科医師及び歯科衛生士等を対象に、地区歯科医師会単位で研修会を実施。

回数	参加者数
17回	611人

(4) 県民への普及啓発及び関係者への支援

県民へのフッ化物洗口の普及啓発を目的に、メディア等を活用した普及啓発及び市町村や施設にフッ化物洗口実施の働きかけや支援を実施。

<研修会等>

回数	参加者数
5回	222人

(5) フッ化物洗口講師派遣事業

フッ化物洗口を事業化していない市町村の就学前施設を対象に、施設職員や保護者への説明及び園児への指導を行うため、21施設に講師を派遣。

(6) 未就学施設職員への周知

施設におけるフッ化物洗口の推進を目的に、未就学施設関係団体の総会等で施設職員を対象にフッ化物洗口に関する説明（周知）を実施。

回数	参加者数
3回	約200人

		(7) フッ化物洗口効果検証 歯科及び公衆衛生学の学識経験者や関係団体、学校・施設関係者を構成員とする「フッ化物洗口効果検証ワーキング会議」を設置し、県内のデータを用いてフッ化物洗口のむし歯予防効果の検証を実施。 <ワーキング会議> <table><tr><td>回数</td><td>委員人数</td></tr><tr><td>3回</td><td>11名</td></tr></table> 【成 果】 市町村等に対する説明会の実施や支援を行うとともに、県歯科医師会・県歯科衛生士会等と連携し、関係団体等に対してフッ化物洗口に関する理解の促進を図ったことにより、令和7年度末時点において39市町村でフッ化物洗口を実施することができた。 また、県内のデータを用いて効果検証を実施し、フッ化物洗口を実施してきた就学前施設が多い市町村や小学校において、そうでない市町村や小学校と比べ、永久歯のむし歯が約40%から50%少ないという結果が確認された。 (保健医療部 健康推進課)	回数	委員人数	3回	11名	
回数	委員人数						
3回	11名						
【今後の取組】 5. フッ化物洗口推進事業（就学前施設）	県	県内の就学前施設におけるフッ化物洗口の普及をさらに促進するため、県歯科医師会や県歯科衛生士会等と連携し、市町村等に対して(1)～(6)の取組及び(7)によるむし歯予防の効果を継続的に働きかけることにより、就学前から小学校におけるフッ化物洗口の継続的な実施をより強力に推進していく。 また、(1)において実施体制整備を目的として定額補助（2万円/施設、2年間）を実施するとともに、市町村が主催する研修会に歯科医師や歯科衛生士等の講師を派遣することにより支援体制を拡充する。 また、令和7年度に実施した効果検証結果を広く県民に周知することで、取組のさらなる推進を図る。	7,148				
【前年度の実施状況及び成果】 6. 小学校口腔衛生推進事業	県	【事業概要及び実施状況】 むし歯予防に効果のあるフッ化物洗口を促進させるため、教員業務支援員配置に係る経費を補助することにより、就学前から小学校段階における継続的な実施を推進する。 ※薬剤購入費については、厚労省の補助事業を活用 ◇事業対象 市町村教育委員会 ◇補助対象 小学校1～3年生までの3学年でフッ化物洗口を実施する小学校 ◇補助率 県・国2/3	28,223				

		＜茨城県と全国のむし歯のある児童の比較（小学校）＞ <table><tr><th colspan="3">茨城県</th><th colspan="3">全国</th></tr><tr><th>計</th><th>処置完了</th><th>未処置有</th><th>計</th><th>処置完了</th><th>未処置有</th></tr><tr><td>32.8%</td><td>14.6%</td><td>18.1%</td><td>30.8%</td><td>15.1%</td><td>15.8%</td></tr></table> ※令和7年度学校保健統計調査結果（文部科学省） ＜小学校におけるフッ化物洗口実施状況＞ <table><tr><th>対象</th><th>実施数</th></tr><tr><td>実施市町村数</td><td>29 市町村</td></tr><tr><td>実施校数</td><td>69 校</td></tr><tr><td>実施児童数</td><td>6,040 人</td></tr></table> ※国の補助事業及び市町村の独自事業として実施しているものも含む。 【成 果】 市町村を訪問しフッ化物洗口の理解啓発を行ったほか、保健医療部との情報共有により、関係機関と連携・協力体制を構築し、事業を実施することができた。 前年度に比べ、実施している市町村数は変わらないが、実施校数、実施児童数は増加している。 教員業務支援員の配置により、教員の業務の負担軽減につながっているという声が市町村から聞かれた。 （教育庁 学校教育部保健体育課）	茨城県			全国			計	処置完了	未処置有	計	処置完了	未処置有	32.8%	14.6%	18.1%	30.8%	15.1%	15.8%	対象	実施数	実施市町村数	29 市町村	実施校数	69 校	実施児童数	6,040 人	
茨城県			全国																										
計	処置完了	未処置有	計	処置完了	未処置有																								
32.8%	14.6%	18.1%	30.8%	15.1%	15.8%																								
対象	実施数																												
実施市町村数	29 市町村																												
実施校数	69 校																												
実施児童数	6,040 人																												
【今後の取組】 6. 小学校口腔衛生推進事業	県	むし歯予防に効果があるフッ化物洗口について、教員業務支援員配置に係る経費を補助することにより、小学校におけるフッ化物洗口の実施を継続する。 また、これまで継続実施した効果の検証結果をもとに、取組の更なる推進を図るものとする。 さらに、県歯科医師会、県薬剤師会、県歯科衛生士会等と連携し、就学前から小学校段階における継続的な実施を支援していく。	60,800																										

(3) 歯周病予防の推進 (第 11 条第 4 号)

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]				
			今年度 当初予算額 [千円]				
【前年度の実施状況及び成果】 7. 健康増進事業費補助金	県	【事業概要及び実施状況】 歯周病の早期発見・予防のため、市町村が実施する歯周疾患（歯周病）検診に対する補助。（補助の対象となるのは、20、30、40、50、60、70 歳） ＜健康増進事業費補助金＞ 市町村が実施する歯周疾患（歯周病）検診に対する補助。 <table><tr><td>市町村数</td><td>受診者</td></tr><tr><td>34</td><td>8,744 人</td></tr></table> 【成 果】 補助金の支出を通して歯周疾患（歯周病）検診の適切な実施に寄与した。 (保健医療部 健康推進課)	市町村数	受診者	34	8,744 人	116,791 の一部
市町村数	受診者						
34	8,744 人						
【今後の取組】 7. 健康増進事業費補助金	県	引き続き市町村等への支援等により、歯周疾患（歯周病）検診の適切な実施を推進する。	118,408 の一部				
【前年度の実施状況及び成果】 8. 口腔保健支援センター事業(再掲)	県	【再掲】 実施状況及び成果については、6～8 ページ参照。 (保健医療部 健康推進課)	6,468				
【今後の取組】 8. 口腔保健支援センター事業(再掲)	県	【再掲】 今後の取組については、8 ページ参照。 (保健医療部 健康推進課)	8,990				
【前年度の実施状況及び成果】 9. 幼児歯科健診	市町村	【事業概要及び実施状況】 母子保健法において市町村の業務として義務付けられている1歳6か月健診及び3歳児健診において「歯及び口腔の疾病及び異常の有無」の項目を実施。 ・ 1歳6か月健診の受診率（令和6年度）95.11% ・ 3歳児健診の受診率（令和6年度）93.93% 【成 果】 未受診者に対して市町村の保健師等が個別に受診勧奨を行うなど、受診率が向上するよう取り組んでおり、その結果、高い受診率が維持できている。 (福祉部 子ども政策局少子化対策課)	—				

【今後の取組】 9. 幼児歯科健診	市町村	市町村の健診精度が向上するよう、引き続き、市町村相互間の連絡調整を行い、市町村の求めに応じ保健所による技術的事項についての指導・助言等を実施する。	—								
【前年度の実施状況及び成果】 10. 妊婦健診	市町村	【事業概要及び実施状況】 妊婦健診の実施については、母子保健法において市町村の努力義務とされているものの、厚生労働省が告示している「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」には歯科に対する健診は含まれていないことから各市町村が独自に判断し実施している状況。 このことから、県では、独自に発行する妊婦向けの健康手帳「すこやかな妊娠と出産のために」において、妊娠中の歯の健康に関する注意喚起を行い、歯科検診の必要性を伝えている。 ・妊婦健診（歯科）の実施状況（令和6年度） 13 市町村 【成 果】 13 市町村で妊婦健診において歯科検診を実施するとともに、県においても妊婦向けの健康手帳の中で、歯科検診の必要性について周知を図ることができた。 (福祉部 子ども政策局少子化対策課)	—								
【今後の取組】 10. 妊婦健診	市町村	市町村の健診精度が向上するよう、引き続き、市町村相互間の連絡調整を行い、市町村の求めに応じ保健所による技術的事項についての指導・助言等を実施する。 また、今年度も引き続き、県が独自に発行する妊婦向けの健康手帳において、歯科検診の必要性の周知徹底を図る。	—								
【前年度の実施状況及び成果】 11. 各学校での歯みがき指導	市町村	【事業概要及び実施状況】 給食後の歯みがきや特別活動等の授業における歯みがき指導を継続的に実施し、むし歯予防に努める。 【成 果】 ＜むし歯をもつ児童生徒の割合＞ <table><tr><td>小学校</td><td>32.8%</td></tr><tr><td>中学校</td><td>30.0%</td></tr></table> ※学校保健統計調査結果（文部科学省） ＜給食後の歯みがき実施状況＞ <table><tr><td>小学校</td><td>95.7%</td></tr><tr><td>中学校</td><td>69.5%</td></tr></table> ※学校保健・安全実態調査結果（保健体育課） (教育庁 学校教育部保健体育課)	小学校	32.8%	中学校	30.0%	小学校	95.7%	中学校	69.5%	—
小学校	32.8%										
中学校	30.0%										
小学校	95.7%										
中学校	69.5%										
【今後の取組】 11. 各学校での歯みがき指導	市町村	引き続き、給食後の歯みがきを継続し、歯と口の健康週間等の機会に歯みがき指導を実施するなど、むし歯や歯肉炎等の予防対策に努める。	—								

(4) 心身障害者(児) 歯科診療所の運営費用補助(第11条第6号)

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]															
			今年度 当初予算額 [千円]															
【前年度の実施状況及び成果】 12. 心身障害者(児) 歯科診療事業	県	【事業概要及び実施状況】 心身障害者(児) 歯科診療事業を行っている県歯科医師会及び市町村に対して、心身障害者(児)の歯科診療機会の確保を図るため運営費を助成。 <table border="1"> <tr> <th>補助先</th><th>施設名</th><th>診療日数</th><th>延患者数</th></tr> <tr> <td rowspan="2">(公社) 茨城県 歯科医師会</td><td>口腔センター水戸</td><td>237 日</td><td>7,656 人</td></tr> <tr> <td>口腔センター土浦</td><td>237 日</td><td>6,290 人</td></tr> <tr> <td>日立市</td><td>日立市心身障害者 歯科診療所</td><td>99 日</td><td>884 人</td></tr> </table> 【成 果】 心身障害者(児)の歯科診療事業を行っている県歯科医師会及び市町村に対し運営費の助成を行うことで、心身障害者(児)の歯科診療の機会を確保できた。 (保健医療部 健康推進課)	補助先	施設名	診療日数	延患者数	(公社) 茨城県 歯科医師会	口腔センター水戸	237 日	7,656 人	口腔センター土浦	237 日	6,290 人	日立市	日立市心身障害者 歯科診療所	99 日	884 人	9,372
補助先	施設名	診療日数	延患者数															
(公社) 茨城県 歯科医師会	口腔センター水戸	237 日	7,656 人															
	口腔センター土浦	237 日	6,290 人															
日立市	日立市心身障害者 歯科診療所	99 日	884 人															
【今後の取組】 12. 心身障害者(児) 歯科診療事業	県	引き続き、心身障害者(児) 歯科診療事業を行っている県歯科医師会及び市町村に対して、運営費を助成し、心身障害者(児)の歯科診療機会の確保を図る。	9,372															

(5) 災害時における歯科口腔保健(第11条第7号)

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 13. 災害時の歯科医療救護についての協定	県	【事業概要及び実施状況】 災害時の県民への歯科医療救護の円滑な実施のため、平成25年3月11日に歯科医師会と協定を締結し、医療救護所等における歯科医療救護活動及び避難所における高齢者・障害者などへの口腔ケアや口腔ケアの啓発、指導が必要な場合、歯科医師会へ歯科医療チームの派遣を要請できる仕組みを構築。 保健医療部災害対策マニュアルに要請手順を明記し、連絡先や方法について更新を行っている。また、国の補助制	—

		度等の情報を調べ、県歯科医師会と事業実施について協議を行った。 【成 果】 歯科医師会と情報共有や、協議を行うことで、連携強化を図ることができた。 (保健医療部 保健政策課)	
【今後の取組】 13. 災害時の歯科医療救護についての協定	県	引き続き、災害発生時の歯科医師等派遣が円滑に行われるよう、他県での災害実例などをふまえ、体制の整備に努めていく。	—

(6) スポーツ等によって生じる口腔の外傷対策に関する情報の提供、啓発 (第11条第9号)

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 14. 口腔の外傷対策	県	【事業概要及び実施状況】 マウスガードの着用を義務化、推奨している競技がある。県としては、ジュニアアスリート育成プログラムにおいて歯科講習を行い、スポーツと歯の関係を学ぶ機会を設けている。 【成果】 ジュニアアスリート育成プログラム内の歯科講習において、口腔の外傷に関する知識やマウスガードの役割と効果について、親子で学ぶ機会を創出することができた。 (教育庁 学校教育部保健体育課)	—
【今後の取組】 14. 口腔の外傷対策	県	県歯科医師会と連携してジュニアアスリートを対象に歯科検診を含めた口腔に関するプログラムを実施し、早い段階から口腔の外傷対策に関する知識を身に付けていけるよう努めていく。	—

(7) 周術期、在宅歯科診療、睡眠時無呼吸症、認知症等における多職種連携による適切な歯科医療提供に関する情報の提供、啓発に関すること（第11条第10号）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]				
			今年度 当初予算額 [千円]				
【前年度の実施状況及び成果】 15. 認知症対策推進強化事業	県	【事業概要及び実施状況】 歯科医師等を対象として、認知症の基礎知識や歯科診療時の対応方法、口腔ケアの重要性、関係職種との連携等に関する研修を実施。 ＜歯科医師等認知症対応力向上研修＞ <table><tr><td>回数</td><td>受講者</td></tr><tr><td>2回</td><td>95人</td></tr></table> 【成 果】 歯科医師等の認知症への理解と診療対応力が向上し、認知症の人が安心して受診できる環境づくりに寄与した。 (保健医療部 健康推進課地域包括ケア推進室)	回数	受講者	2回	95人	1,023
回数	受講者						
2回	95人						
【今後の取組】 15. 認知症対策推進強化事業	県	認知症の人が安心して適切な歯科治療が受けられるよう引き続き研修を実施していく。 (福祉部 長寿福祉課地域包括ケア推進室)	1,023				
【前年度の実施状況及び成果】 16. 地域包括ケア推進センター事業	県	【事業概要及び実施状況】 多職種連携会議を開催し、「在宅医療の災害対策における多職種連携」について県歯科医師会を含む各専門職団体と意見交換を行ったほか、同テーマで茨城地域包括ケア研究会を開催し、歯科衛生士を含む多職種 140 名が参加した。 また、茨城県入退院支援連携ガイドラインの改訂等について、歯科医師を含む多職種から構成されたワーキンググループにおいて意見交換を行った。 【成 果】 歯科医師等を含む各専門職の役割や具体的な取組を共有し、医師、歯科医師、看護師、歯科衛生士等、多職種連携の強化を図ることができた。 (保健医療部 健康推進課)	15,065 の一部				
【今後の取組】 16. 在宅医療を推進する拠点事業	県	引き続き会議等を開催して、各職種の相互理解を深め、多職種連携をさらに推進する。 (保健医療部 医療政策課)	19,279 の一部				

(8) 調査関係 (第 11 条第 1 号、第 13 条)

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 17. 県民歯科保健基礎調査	県	【事業概要及び実施状況】 県民の歯科保健の現状等を把握し、本県の歯科口腔保健の推進を図るうえで必要な基礎的資料を得るとともに、「健康いばらき 21 プラン」に規定されている指標項目の現状値を把握するための基礎データを収集することを目的として、3 歳・12 歳・成人（満 40, 50, 64, 80 歳の男女）を対象におおむね 5 年毎に調査を実施。 ※直近調査実施年度：令和 3 年度	1,476 (令和 3 年度)
18. 幼児歯科健康診断実施状況調査	県	【事業概要及び実施状況】 むし歯等の口腔衛生状態の現状を把握することにより、幼児の歯科保健対策の充実強化を図るため、県内の保育所、認定こども園、幼稚園及び特別支援学校幼稚部（認可外保育施設は除く）を対象とした 4、5 歳児のむし歯有病者数等の調査を毎年実施。	—
19. 市町村歯科保健事業実施状況調査	県	【事業概要及び実施状況】 歯科保健対策の施策に関する参考資料とするため、県内全市町村に対し、前年度実施の歯科保健事業に関する調査を毎年実施。 【成 果】 各ライフステージにおける歯や口腔内の現状及び市町村主体の歯科保健事業実施状況について把握することができた。 (保健医療部 健康推進課)	—
【今後の取組】 17. 県民歯科保健基礎調査 18. 幼児歯科健康診断実施状況調査 19. 市町村歯科保健事業実施状況調査	県	県民の生涯を通じた歯と口腔の健康の保持増進を支援するため、今後も継続して調査を実施し、調査結果に基づき施策を検討していく。	— — —

【前年度の実施状況及び成果】 20. 学校保健統計調査	県	【事業概要及び実施状況】 児童生徒の健康実態を把握し、健康保持増進のための基礎資料とするため、公立小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校・高等学校・特別支援学校における児童生徒の定期健康診断結果について毎年調査を実施。 【成 果】 児童生徒の健康状態を把握することができ、各学校や各地域で健康の保持増進のための基礎資料として、活用された。 また、保健医療部や県歯科医師会と児童・生徒のむし歯等の罹患状況を共有することで、歯と口腔内の健康づくりのための指導や治療方針の検討などに資することができた。 (教育庁 学校教育部保健体育課)	1, 330
【今後の取組】 20. 学校保健統計調査	県	経年の変化や地域別の罹患状況の把握には、毎年悉皆調査の積み上げが不可欠であるため、引き続き調査を継続していく。	1, 476

議員提案政策条例の規定による施策等の実施状況及び成果に関する報告書

1 条例の基本事項

条例の名称	茨城県 AED 等の普及促進に関する条例		
担当課（室）	医療政策課	公布日	平成 25 年 3 月 27 日
報告の根拠	茨城県 AED 等の普及促進に関する条例第 6 条（年次報告）		

※ AED とは・・・自動体外式除細動器。心臓に電気ショックを与えることでけいれん（細動）した状態を取り除く医療機器。胸骨圧迫、人工呼吸等の心肺蘇生法と併用することにより、心拍再開の可能性を高め、予後における社会復帰率向上に寄与するものである。

2 条例の概要・施策体系図・推進体制等

（1）条例の概要・施策体系図

茨城県 AED 等の普及促進に関する条例

1 目的（第 1 条）

- ・ 県民の救命率の向上のため、県が県民に対し、AED 及び心肺蘇生法の普及促進を図る
- ・ 県民の自発的な応急手当の実施を促すことにより、県民の生命及び身体の保護に寄与することを目的とする

2 各主体の役割（第 2 条～第 5 条）

県、学校、県民及び事業者の各取組を規定

3 基本的施策（第 2 条～第 5 条）

（1）県の取組（第 2 条）

- ①市町村等と連携し、県民に対し、AED 及び心肺蘇生法に関する知識及び技能の普及・啓発
- ②県施設への AED を設置、県施設以外の施設に対する AED 設置促進
- ③県施設の AED の適切な維持管理と適切な表示、県施設以外の AED を設置している施設に対する設置場所及び使用方法の表示を促進

（2）学校における取組（第 3 条）

- ①市町村等と連携し、小学校、中学校、高等学校等の教職員に対し AED 及び心肺蘇生法に関する知識及び技能を習得させるよう努める
- ②公立学校の新任教諭に対して、AED 及び心肺蘇生法に関する救命講習を実施
- ③学校は、授業その他の教育活動において、児童及び生徒の発達段階に応じて AED 及び心肺蘇生法に関する知識及び技能を習得させる機会の確保に努める
- ④公立の中学校、高等学校等は、生徒に対し、学習指導要領を基本に心肺蘇生法に関する実習を実施
- ⑤公立以外の中学校、高等学校等は、実習を通して生徒が心肺蘇生法を理解することができるよう努める

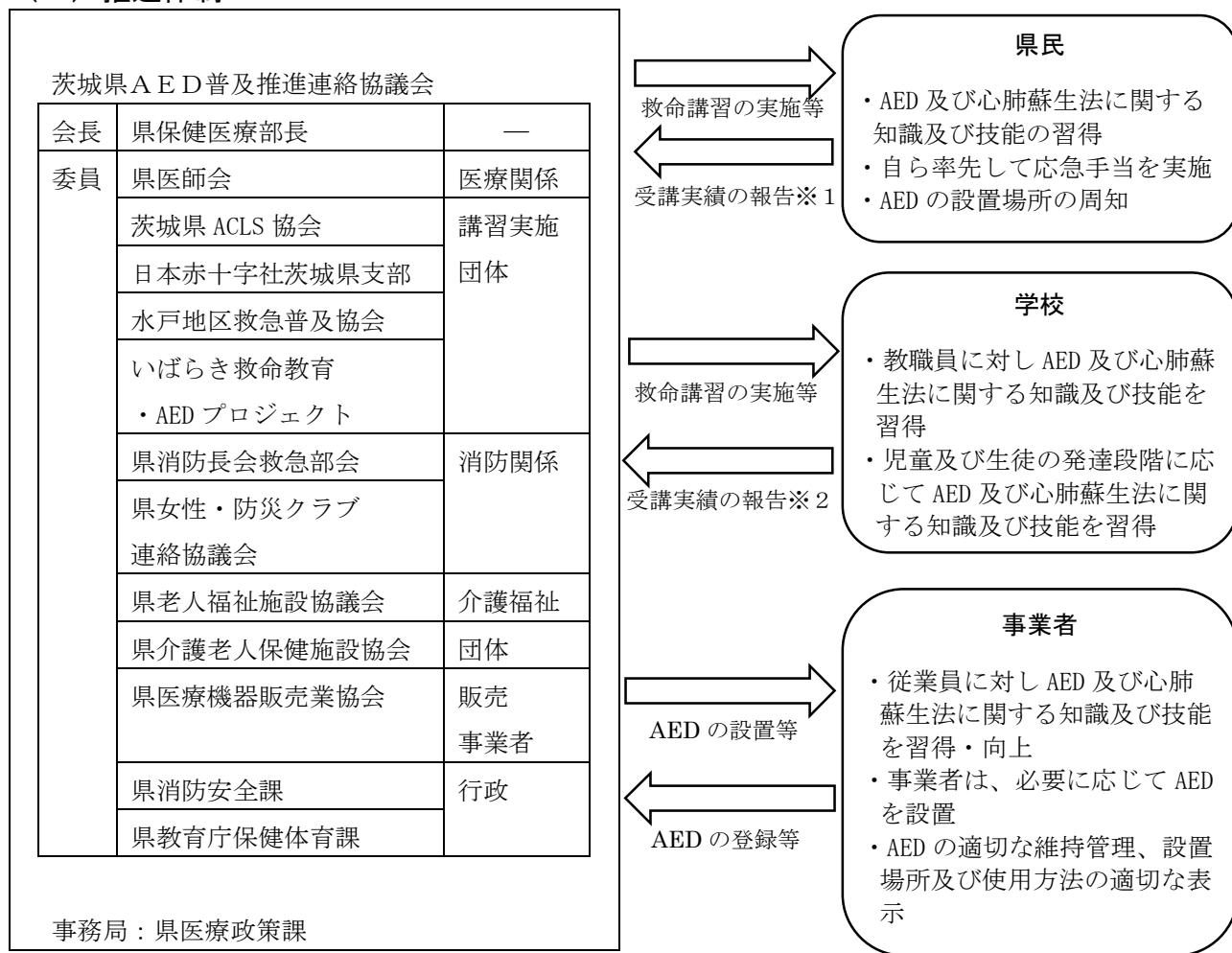
（3）県民の取組（第 4 条）

- ①県民は、AED 及び心肺蘇生法に関する知識及び技能の習得に努める
- ②県民は、救急現場に居合わせた場合は、互助の精神及び一人一人の命を大切にする精神にかんがみ、自ら率先して応急手当を実施するよう努める
- ③県民は、大規模な集客を伴う催しを行う場合は、必要なときに AED を使用できるよう AED の設置場所を参加者に周知するよう努める

（4）事業者の取組（第 5 条）

- ①従業員に対し、AED 及び心肺蘇生法に関する知識及び技能を習得させ、かつ、向上させるよう努める
- ②事業者は、必要に応じて AED を設置するよう努める
- ③事業者は、AED を設置した場合は、AED の適切な維持管理に努め、AED の設置場所及び使用方法について適切な表示を行うよう努める

(2) 推進体制



※1：実績報告は各消防本部等からの報告による。

※2：実績報告は各学校からの報告による。

【協議会の活動内容】

- ・各団体等の取組内容について情報共有

＋

ターゲットを絞ったAEDの設置促進（老人ホーム、スポーツ施設等）

救命講習実施状況の把握・実施の呼びかけ、講習実施団体とのマッチング促進

バッテリーの交換など適切な維持管理の周知

AED 及び心肺蘇生法の普及促進

県民の自発的な応急手当の実施による県民の生命及び身体の保護

(3) 条例制定後の主な取組

1 条例制定時に課題とされた事項に係る調査結果等

(1) AED の設置登録制度への登録施設数 (第2条、第3条、第5条)

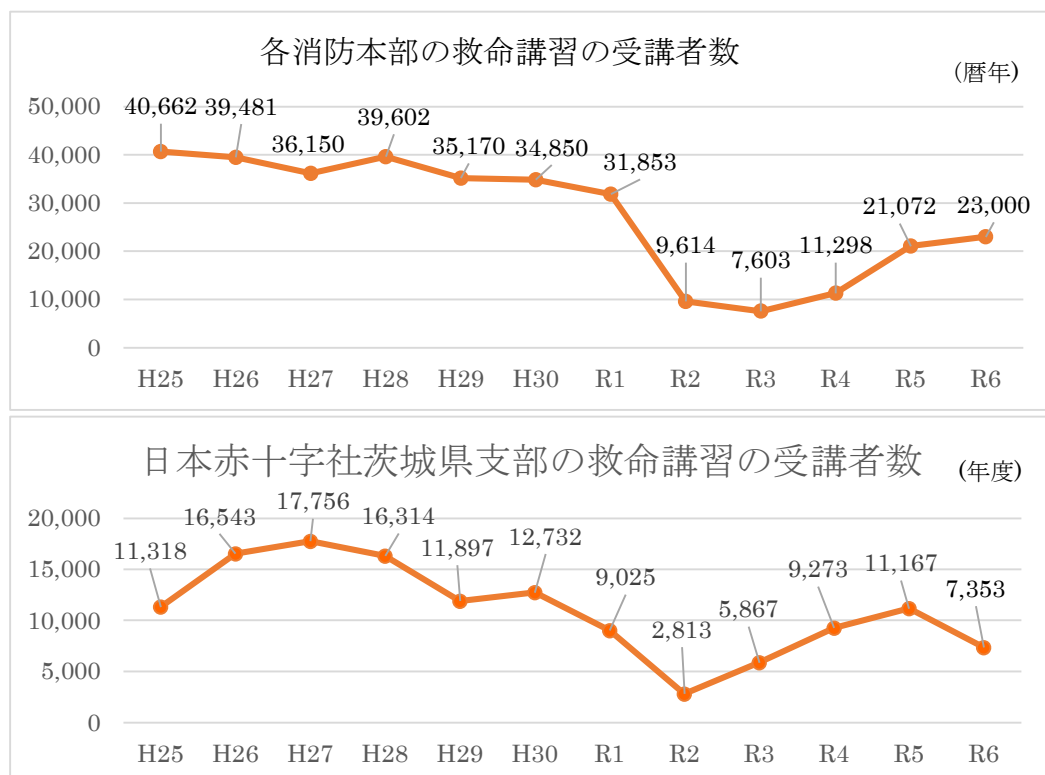
2,590 施設 (H25 年 4 月) → 4,201 施設 (R8 年 3 月)

(2) AED の設置施設 (第2条、第3条、第5条)

施設区分		H25.4 施設数 (A)	R8.3 施設数 (B)	増減 (B-A)
県	学校	91	134	43
	美術館、庁舎、その他	48	136	88
	小計	139	270	131
市町村	学校、保育園等	938	956	18
	消防機関	62	99	37
	公民館、その他	980	1,490	510
	小計	1,980	2,545	565
国等その他公的機関		5	28	23
民間		398	1,192	794
医療機関		68	166	98
合計		2,590	4,201	1,611

(3) 救命講習の受講者数 (第2条)

- ・各消防本部では、条例制定後から令和6年(R6.12)までに延べ330,355人、日本赤十字社では、条例施行後から令和6年度(R7.3)までに延べ132,058人に対し救命講習を実施。



(注) 令和元年度から令和2年度にかけて実施回数等が大幅に減少している要因は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、対面や参集での研修を控えたことによる。

(4) 学校における取組 (第3条)

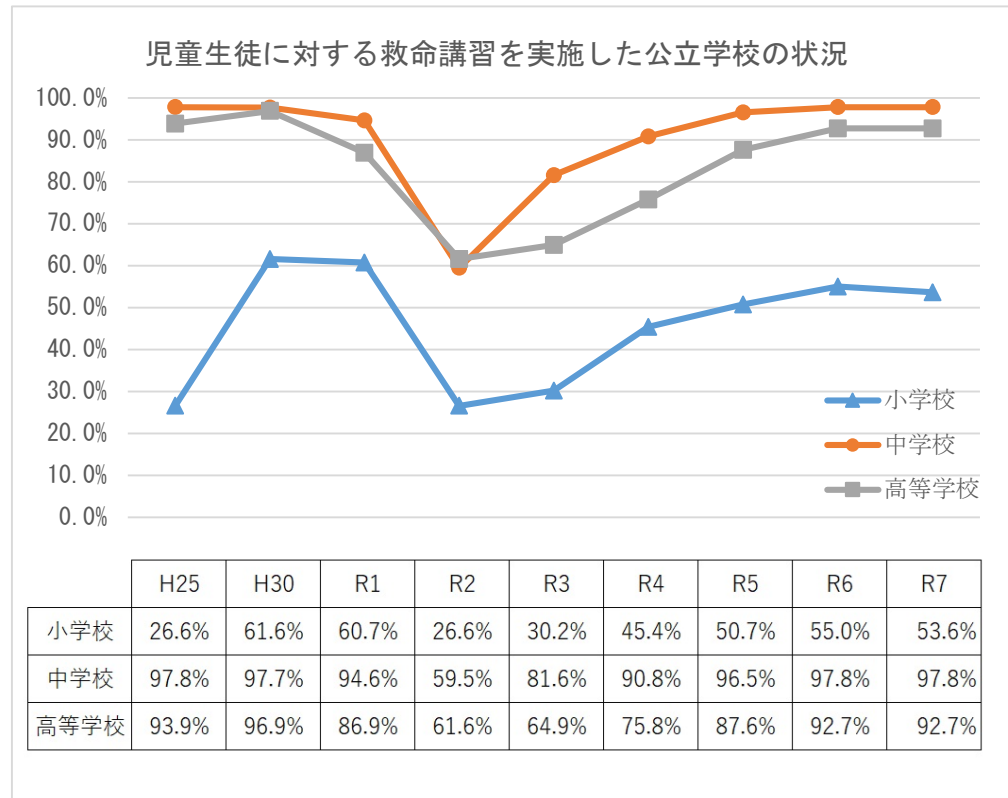
① 公立学校における教職員の救命講習の受講人数

[R7 学校保健・学校安全実態調査]

区 分	小学校	中学校	高等学校	計
3年以内に救命講習の受講者数計	9,403	5,359	3,185	17,947

② 児童生徒に対する救命講習を実施した公立学校数

[R7 学校保健・学校安全実態調査]



(注) 令和元年度から令和2年度の実施割合が減少している要因は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、対面や参集での研修を控えたことが一因と考えられる。

③ 私立学校の取組状況 [R7 医療政策課調べ]

区分	学校数	回答数 (A)	回答率	教職員向け		児童生徒向け	
				学校数 (B)	実施率 (B/A)	学校数 (C)	実施率 (C/A)
高等学校	37	25	67.5%	17	68.0%	18	72.0%
中等教育学校	3	3	100.0%	1	33.3%	1	33.3%
中学校	11	5	45.4%	3	60.0%	4	80.0%
小学校	7	7	100.0%	5	71.4%	3	42.8%
合計	58	40	68.9%	26	65.0%	26	65.0%

○私立学校の場合、県 AED 条例の規定上、教職員及び児童生徒の心肺蘇生法に関する知識及び技能の習得については努力義務ではあるが、県民の救命率向上や県民の生命及び身体の保護のため、引き続き、各私立学校あて救命講習の実施を呼びかけていく。

(5) その他（第1条、第2条、第3条、第4条）

①AEDとともに三角巾等の整備促進

- ・三角巾等を活用したプライバシー保護の方法として、県普及啓発サイト「AEDのココロエ」のAED使い方動画で周知。

②AEDの設置・登録促進及び救命講習の実施

- ・AEDの設置・登録促進及び救命講習の実施について、県HP、県普及啓発サイト「AEDのココロエ」、X（旧Twitter）にて協力を依頼。

③市町村消防機関が行う普及啓発活動に対する指導、助言及び指導者の養成

- ・県消防学校において救命に関する、教育、研修、訓練を実施し、救命講習を開催する技能を持った職員を育成。

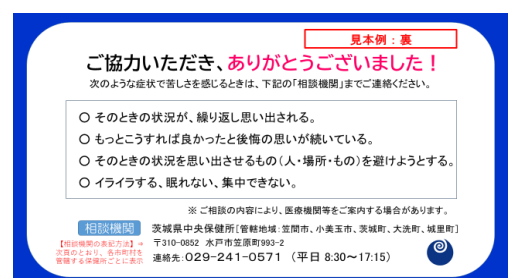
<令和7年度消防学校における教育状況>

教育課程	修了者数
初任科	136人
救急科	128人

- ・救命講習に関する周知及び積極的な救命講習会開催の働きかけ。

④サンキューカード（バイスタンダーカード）の周知

- ・救急現場等で応急手当を行った方々に対して配布するもの。感謝の意を伝えるとともに、応急手当を行った後の心の不安等に対するサポートを目的としている。
- ・茨城県普及啓発サイト「AEDのココロエ」にて、配布対象者、配布カード（見本例）、相談窓口に関する情報を発信。



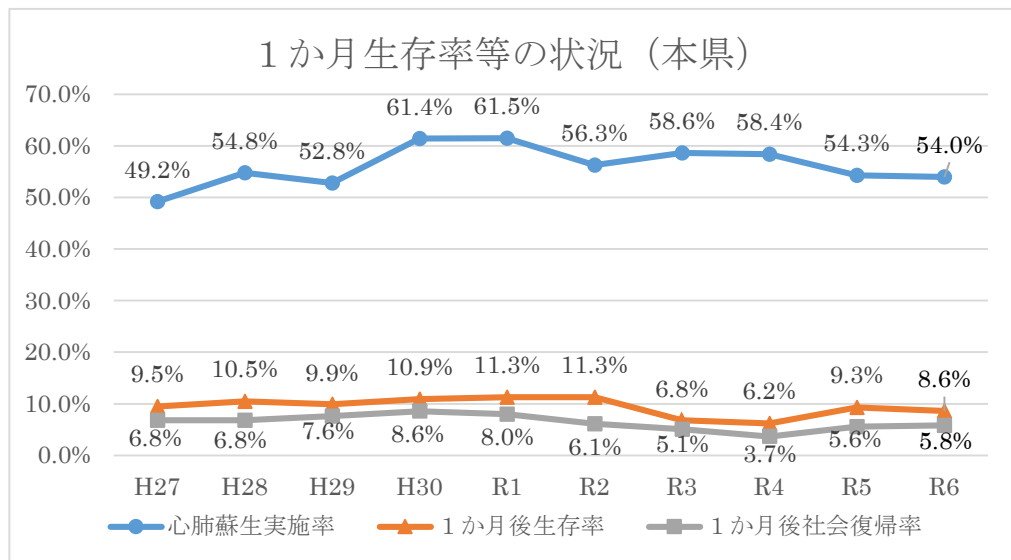
⑤国への要望

- ・国民誰もが適切な救命措置ができるよう、救命講習等の各種取組への支援及び国によるAEDマップの統一・一元管理について要望した。

⑥新規採用県職員研修における救命講習の実施

- ・AED及び心肺蘇生法に関する知識及び技能の普及啓発のため、令和7年度から新規採用職員を対象にしたオンライン研修を導入。

(6) 参考：心肺蘇生実施率及び1か月後生存率・社会復帰率について



※出典：消防庁『令和7年度版 救急救助の現況』

・心肺蘇生実施率

一般市民が目撃した心原性心肺機能停止傷病者数のうち、一般市民が心肺蘇生を実施した割合

・1か月後生存率・社会復帰率

一般市民が目撃した心原性心肺機能停止傷病者数のうち、1か月後に生存（社会復帰）していた割合

3 条例の規定による事業等の実施状況及び成果並びに今後の取組

(1) 県の取組（第2条）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の 実施状況 及び成果】 AED 普及促 進事業	県	・県民による心肺蘇生率の向上を図るため、県 AED 普及推進連絡協議会を通じて、AED の普及啓発を行うとともに、AED の設置促進や設置施設の周知を行う。 ①県 AED 普及推進連絡協議会の運営 ・旅費、印刷製本費等 ＜協議会の実施内容＞ (1) 各委員の活動状況報告 - ア 医療政策課 ・AED 設置状況、AED の使用方法動画やサンキューカード関連情報の県 HP への掲載、今後の取組、新規採用県職員オンライン研修等 - イ 消防安全課 ・講習会及び指導者養成の状況 - ウ 保健体育課 ・教職員及び児童生徒の取組状況 - エ 各団体 ・救命講習の実施状況等 (2) 普及啓発に向けた意見交換 サンキューカードの普及促進等 ②AED の普及及び適切な管理促進 ・県 HP「AED のココロエ」の維持管理委託費	826 千円
【今後の取組】 ・上記に同じ	県	・救急現場に居合わせた県民が、自発的に応急手当を実施できるよう、また、救命率を向上させることができるよう、引き続き、AED 及び心肺蘇生法に関する知識及び技能の習得に努めていく。 ・AED の設置促進やバッテリー交換などの適切な維持管理の周知に努めていく。 ・国民誰もが適切な救命措置ができ	1,363 千円

		るよう、救命講習等の各種取組への支援及び国による AED マップの統一・一元管理について要望する。	
--	--	---	--

教育庁

(2) 学校における普及促進の取組 (第3条)

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]																																											
			今年度 当初予算額 [千円]																																											
【前年度の実施状況及び成果】 ・学校における実習(児童生徒) ・救命講習会(教職員)	県	1 実施状況 (1) 県立学校におけるAEDの設置状況 (R7) ・基本的に、各学校に2台(校舎内及び体育館)ずつ設置する。 ・農林科学科、農業科、園芸科が設置されている学校及び児童生徒の多い特別支援学校は、1台追加する。 (単位:校) <table><tr><th>校 種</th><th>学校数</th><th>2台</th><th>3台</th><th>4台</th><th>計</th></tr><tr><td>高等学校</td><td>92</td><td>85</td><td>4</td><td>3</td><td>92</td></tr><tr><td>中等教育学校</td><td>3</td><td>3</td><td>0</td><td>0</td><td>3</td></tr><tr><td>特別支援学校</td><td>23</td><td>16</td><td>7</td><td>0</td><td>23</td></tr></table> (2) AED使用実績 (R7:持出しのみ含む) ・小学校9件、中学校10件、高等学校4件、特別支援学校3件 (3) 心肺蘇生法の実習 (R7)【児童生徒】 <table><tr><th rowspan="2">校 種</th><th colspan="3">保健体育科授業</th></tr><tr><th>学校数</th><th>実施校数</th><th>実施率</th></tr><tr><td>小学校</td><td>442 校</td><td>237 校</td><td>53.6%</td></tr><tr><td>中学校及び中等教育 (前)</td><td>223 校</td><td>218 校</td><td>97.8%</td></tr><tr><td>高等学校及び中等教育 (後)</td><td>96 校</td><td>89 校</td><td>92.7%</td></tr></table>	校 種	学校数	2台	3台	4台	計	高等学校	92	85	4	3	92	中等教育学校	3	3	0	0	3	特別支援学校	23	16	7	0	23	校 種	保健体育科授業			学校数	実施校数	実施率	小学校	442 校	237 校	53.6%	中学校及び中等教育 (前)	223 校	218 校	97.8%	高等学校及び中等教育 (後)	96 校	89 校	92.7%	5,142 千円
校 種	学校数	2台	3台	4台	計																																									
高等学校	92	85	4	3	92																																									
中等教育学校	3	3	0	0	3																																									
特別支援学校	23	16	7	0	23																																									
校 種	保健体育科授業																																													
	学校数	実施校数	実施率																																											
小学校	442 校	237 校	53.6%																																											
中学校及び中等教育 (前)	223 校	218 校	97.8%																																											
高等学校及び中等教育 (後)	96 校	89 校	92.7%																																											

		(4) 県が主催する救命講習会 (R7) 【教職員】					
		期 日	対 象	受講 人数	備 考		
		4 月	小・中学校(初任者)	641 人	教 育 研 修 センター		
		4 月	高等学校 (初任者)	138 人			
		4 月	特別支援学校(初任者)	97 人			
		4 月	実習助手 (初任者)	6 人			
		9 月	栄養教諭 (初任者)	3 人			
		9 月	養護教諭 (初任者)	31 人			
		11 月	養護教諭 (中堅前期・後期 (※1))	56 人			
		9 月～ 11 月 (6 回)	公立・私立学校 未受講者、保健体育 科教員等 (3 年に一 度受講を推奨)	140 人	保 健 体 育 課※		
		計		1,112 人			
		※令和2年度から教職員が児童生徒に対する教え方を学ぶ 内容を導入。(いばらき PUSH (※2) と連携し実施)					
		2 成 果					
		・児童生徒向けの実習や教職員向けの救命 講習会を実施することで、AED 及び心肺蘇 生法に関する正しい知識と技能習得が図 られた。					
【今後の 取組】	県	・引き続き、AED の設置を進めるとともに、児 童生徒向けの実習や教職員向けの救命講習会 を実施し、AED 及び心肺蘇生法に関する正しい 知識と技能習得の普及促進に努める。					5,336 千円
・上記に 同じ							

※1…中堅前期・後期とは、教員在職6年目、12年目。

※2…いばらき PUSH とは、NPO 法人 大阪ライフサポート協会が考案した胸骨圧迫
と AED の使い方に限定した、短時間でわかりやすく、楽しく学べる心肺蘇生
講習。

4 その他

1	条例に関連する法令等の制定・改廃の動向	: 無
2	国・県における施策の見直し等の動向	: 無
3	条例の運用上の課題	: 無
4	条例の改廃の必要性の有無	: 無
5	その他	
救急現場に居合わせた県民が自発的に応急手当を実施できるよう、また、救命 率(1か月後生存率、1か月後社会復帰率)を向上させることができるよう、引 き続き、AED 及び心肺蘇生法に関する知識及び技能の習得の機会を創出していく 必要がある。		

議員提案政策条例の規定による施策等の実施状況及び成果に関する報告書

1 条例の基本事項

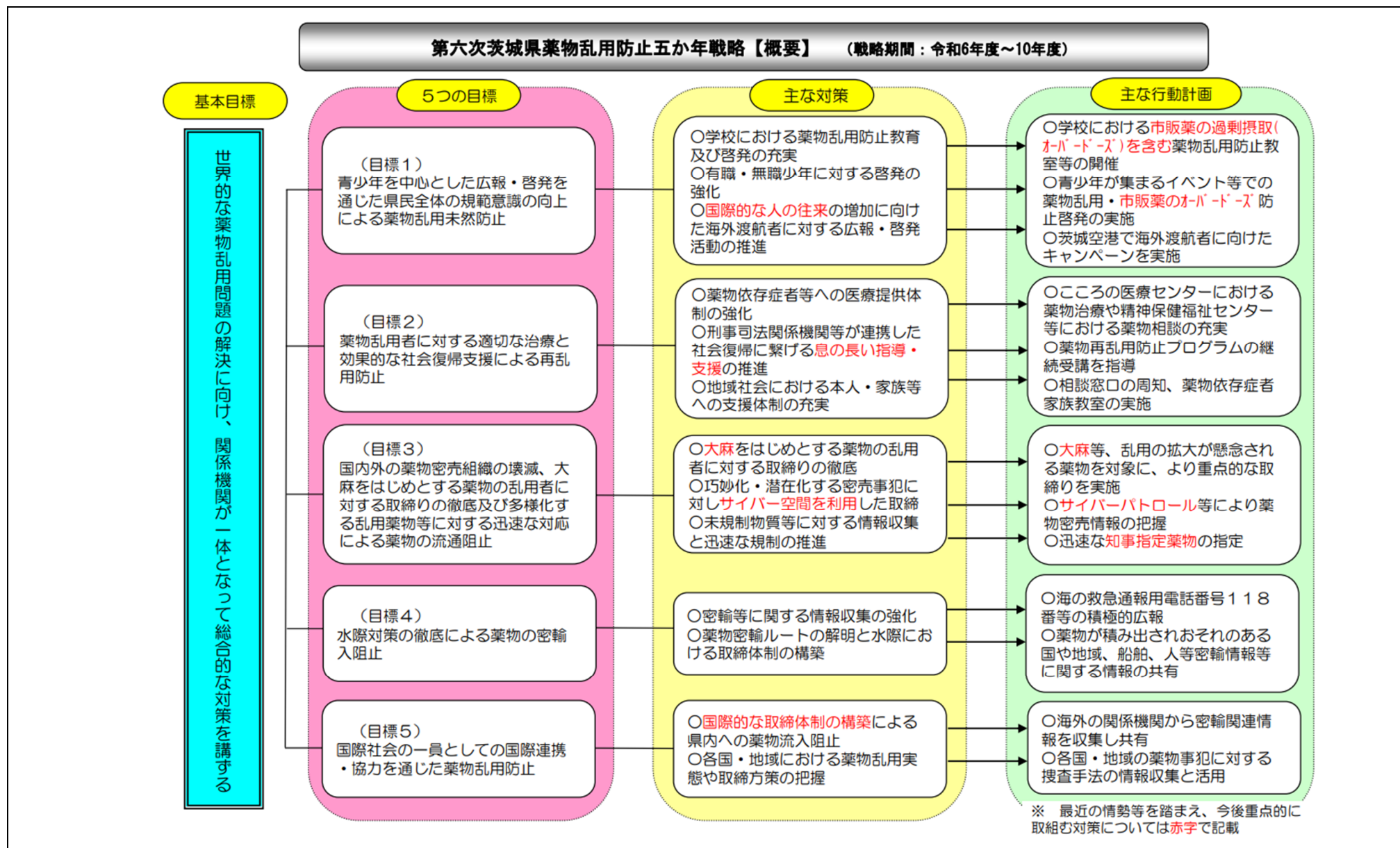
条例の名称	茨城県薬物の濫用の防止に関する条例		
担当課（室）	薬務課	公布日	平成27年6月23日
報告の根拠	茨城県薬物の濫用の防止に関する条例第20条の規定		

2 条例の概要・施策体系図・推進体制等

(1) 条例の概要・施策体系図



(2) 推進体制



(3) 条例制定後の主な取組 (R3 年度以降)

①薬物濫用による危害防止のための県民への情報提供 (第7条関係)

○「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 (626 ヤング街頭キャンペーン開催状況)

年度	R3	R4	R5	R6	R7
開催場所数	1	1	12	13	17
啓発人員	1,000	1,000	11,450	12,400	10,840

※他に全国高等学校野球選手権茨城大会会場 (4カ所) で横断幕掲示

○麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動 (10/1～11/30) 地域啓発活動

年度	R3	R4	R5	R6	R7
開催場所数	3	12	18	17	17
啓発人員	314	11,137	11,100	44,000	51,875

※地域の産業祭などでキャンペーンを実施

○不正けし抜去状況

年度	R3	R4	R5	R6	R7
抜去か所数	129	80	133	218	189
抜去本数	14,670	6,133	9,675	10,049	9,667

②学校等における教育及び県民に対する啓発 (第8条関係)

○公立学校における薬物乱用防止教室開催率の推移 (単位: %)

年度	R3	R4	R5	R6	R7
県立高校	92.8	98.9	100	100	100
公立中学校	90.8	95.2	98.7	98.7	99.1
公立小学校	82.6	90.4	91.7	93.3	94.1
全 体	86.2	92.8	92.9	95.7	97.7

③薬物依存からの回復を支援するための相談及び治療体制整備 (第9条関係)

○薬物相談件数

年度	R3	R4	R5	R6	R7
茨城県	172	196	283	345	262
内 訳					
保健所	38	30	132	176	105
精神保健福祉センター	134	166	151	169	157

※その他、SNSを活用した相談窓口、子どもや女性専用の相談窓口などを設置

④知事指定薬物の指定 (第10条・第11条・第19条関係)

○知事指定薬物の指定状況

年度	R3	R4	R5	R6	R7	累計 (H27～)
指定数	16	15	15	15	16	176

※指定にあたっては、学識経験者5名で構成される茨城県薬物指定審査会 (平成27年度～) の答申を受けている。「知事指定薬物」として指定することにより県独自の規制を行う。

※後に厚生労働大臣により指定されている。

⑤知事指定薬物の製造、販売、所持、使用等の禁止、立入検査等

(第12条・第13条関係)

- 知事指定薬物等を業務上取り扱う場所（危険ドラッグ販売店等）に対する県警と薬務課麻薬取締員との合同立入検査（令和5年度～）

県警と危険ドラッグ販売店等に関する情報を共有し、店舗管轄警察署と合同で立入を実施し、知事指定薬物を含む規制制度の説明、薬務課HPの周知を行っている。販売されていた場合は、速やかに店頭から撤去するように指示。

【対象店舗】4（令和6年度末）→2店舗（令和7年度立入検査時）

【立入件数】2店舗（うち1店舗は休業中）

⑥薬物濫用防止に関する施策を最新の科学的知見に基づいて実施するための調査研究等（第6条関係）

- 医薬品の過剰摂取（オーバードーズ）が原因と疑われる救急搬送人数の調査

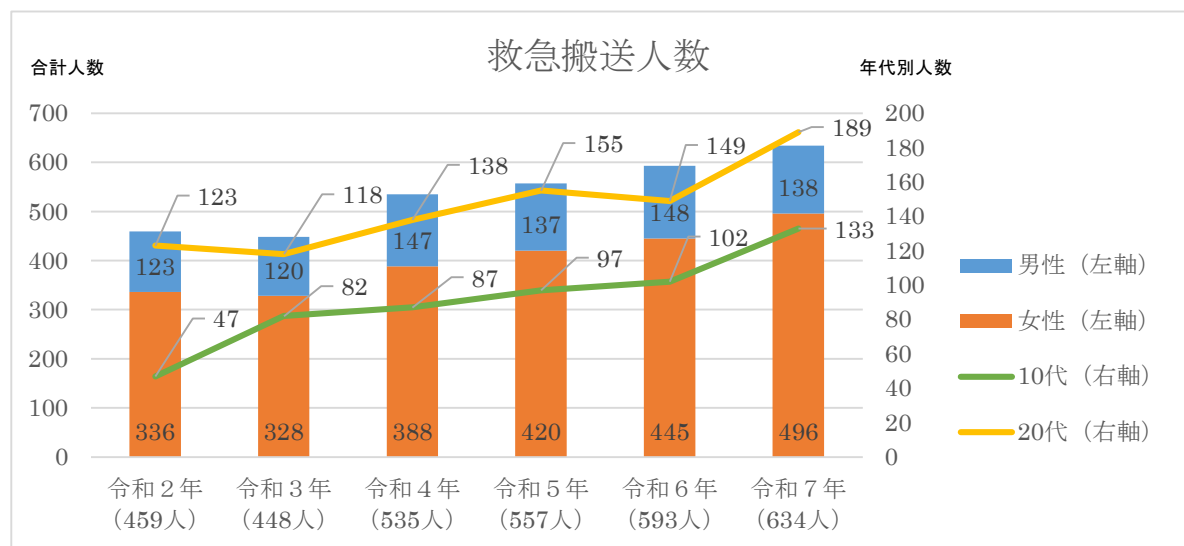
【実施主体】保健医療部医療局薬務課

【調査対象】消防本部（局） 県内24本部（局）

【調査対象期間】令和2年1月から令和7年12月までの6年間

【調査結果概要】

- ・ 医薬品の過剰摂取（オーバードーズ）が原因と疑われる救急搬送人数は年々増加しており、特に10代及び20代の増加が顕著である。（搬送人数のうち10代及び20代が占める割合が37.0%（R2）から50.8%（R7）に増加、人数は1.9倍）
- ・ 全体の78.2%を女性が占め、全年代で女性のほうが多い。



⑦警告・製造中止等の命令・緊急時の勧告・プロバイダへの削除要請

(第14条・第15条・第16条・第17条関係)

- 警告等の状況：なし

3 条例の規定による事業等の実施状況及び成果並びに今後の取組

本県では、「第六次茨城県薬物乱用防止五か年戦略」（2024～2028 年度）を策定し、「茨城県薬物の濫用の防止に関する条例」に規定する下記の各種の取組みについて、関係機関と連携を図りながら総合的に実施しているところ。

(1) 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 ・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動	県	(第7条関係) 家庭・地域での薬物根絶意識の醸成と未然防止のための取組強化、広報・啓発の強化 ○「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（6/20～7/19）県内17箇所開催、10,840人に啓発 ○麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動（10/1～11/30）県内19箇所開催、51,875人に啓発 ○不正大麻・けし撲滅運動（4/20～7/31）けし9,667本(189か所)抜去 ○「青少年の健全育成に協力する店」（コンビニエンスストア、書店、カラオケボックス等）の登録店舗割合は96.3%となった。 ○作成したPTA指導者研修資料を活用し、各PTA団体が「PTA指導者研修会」を実施。 ○大麻を含む違法薬物に関するポスターやチラシ等を配付し、公共施設等に掲示。 ○キャンペーン等での啓発チラシを配布したほか、ラジオ放送、県HP、SNS等の各種媒体を活用し、県民へ啓発。 ○高校野球県予選会場(4球場)・高校サッカー選手権大会県予選会場で啓発用横断幕の掲示 ○薬局、市庁舎等に不正大麻・けしに関するポスターを掲示(ポスター476枚、リーフレット723枚配布) ○大学学園祭において薬物乱用防止キャンペーン実施(県立医療大学200人、茨城大学5,050人啓発) ○プロスポーツチームと連携した薬物乱用防止キャンペーン(茨城ロボッツ3,923人啓発・水戸ホーリーホック9,897人啓発) ○ドラッグストアの新聞折り込み広告で、薬物乱用防止啓発(合計4回、各約57万枚) ○県内JR・TX主要駅(34駅)にて薬物乱用防止ポスター掲出(2/10～3/18) ○運転免許試験センターのモニターにて啓発映像放映 ○オーバードーズや大麻乱用問題に対して、SNSやラジオ放送、デジタル音声メディア広告を活用した啓発を実施 ○オーバードーズ相談啓発チラシ(一般用・ハイリスク	4,984 (R7最終予算額(「ダメ。ゼッタイ。」普及運動費))

		用）・オーバードーズ相談啓発カードを公共施設、医療機関、若年層が利用する施設（美容室等）に設置。 ○薬物乱用防止啓発クリアファイルを作成し、県内の新中学1年生全員に配布 ○県広報紙「ひばり」（70万部）掲載 ○ラジオ放送による広報（11日間）等	
【今後の取組】 ・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動	県	【成果】 キャンペーンや様々な媒体での啓発により、地域での薬物根絶意識の醸成と未然防止の啓発をすることができた。 薬物根絶意識の醸成のため、『第六次茨城県薬物乱用防止五か年戦略』として、上記事業をさらに推進していく。 なお、大麻乱用は若年層を中心に高い水準で推移しており、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動等において、この層に対して積極的に啓発を行う。 また、新たに若者に広まるオーバードーズ問題についても、重点的に啓発を行うこととし、薬物依存等の危険性だけでなく、薬の適正使用や、悩みの相談窓口も同時に啓発していく。若年層をターゲットとするため、啓発にはデジタル音声メディア広告やSNS等も活用する。 引き続き、県内で濫用のおそれがある物質を「知事指定薬物」として指定することにより県独自の規制を行う。	5,538 (R8当初予算額 （「ダメ。ゼッタイ。」普及運動費）)

（２）覚醒剤等薬物乱用防止推進事業

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円] 今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 ・覚醒剤等薬物乱用防止推進事業	県	（第8条関係） 学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実 ＜薬物乱用防止教室＞ ○学校に対し、「薬物乱用防止教室」を学校保健計画に位置付け、中学校・高等学校は、年1回の開催を周知した。 ○薬物乱用防止教室開催状況（公立学校） 小学校 94.1% 中学校 99.1% 高等学校 100% 「薬物乱用防止教室」参加人数 中学校・高等学校 生徒 52,910人 教員 4,177人 保護者 420人 その他 222人 ○県警においても少年の薬物乱用実態に即した薬物乱用	1,125 (R7最終予算額(覚醒剤等薬物乱用防止推進費))

		防止教室を実施。 ＜薬物乱用防止派遣講師のスキルアップ研修関係＞ ○薬物乱用防止指導員スキルアップ研修会 ○ライオンズクラブ薬物乱用防止教育認定講師養成講座 【成果】 学校での普及運動に関わる薬物乱用防止指導員等に依存症に関する知識や対応方法についての習得を促進することができた。また、教育庁と連携し中学校及び高等学校での開催と小学校では地域の実情に応じて開催することができ、青少年に対し、薬物乱用の危険性や有害性について、具体的に指導することができた。 (第9条関係) 本人・家族等への支援体制の充実、相談窓口の設置 ○精神保健福祉センター・保健所職員による実績 ・電話相談：114件、メール相談：6件、その他（来所等）：延べ31件 ・家族教室：24回開催、延べ107名参加 ・薬物依存症回復プログラム：50回実施、延べ280名が参加 ・薬物依存症者の社会復帰等を行っている民間団体スタッフの協力のもと、回復者の立場から助言を得た。 ・水戸保護観察所の家族相談会：個別相談会2回、薬物依存問題についての講話：1回 ○病院ホームページにおいて、依存症関連問題外来の紹介や、薬物依存症の理解と対策などについての情報提供。 ・病院における家族教室の実施 実施回数：20回、延べ参加者数：56名 ○更生緊急保護の対象となる薬物事犯者で、本人から申出によるダルク等の民間支援施設へ入所者：2人。 【成果】 薬物問題を抱える本人や家族に対し、様々な角度から薬物依存症に関する正しい理解や対処法について助言することにより、治療・回復のサポートをすることができた。また、関係機関との連携しながら対応することで、より専門的な支援を提供することができた。 (第9条関係) 薬物依存症者等への医療提供体制の強化 ○外来診療において通院治療を行うとともに、入院により解毒や精神病症状の治療プログラムを積極的に行った。 ・依存症関連問題外来の実績 相談件数：2,213件 初回相談：32件、再来相談：2,181件 ・入院治療者実績：51人 ・SMARPP（物質使用障害治療プログラム）の実施	
--	--	---	--

		実施回数：43 回（延べ参加者数：409 名） ○薬物事犯保護観察対象者の受理人数 81 人 ○薬物再乱用防止プログラムの受講を特別遵守事項で義務付けられている保護観察対象者 32 人。 【成果】 依存症専門外来のほか、従来から入院でも依存症の患者を受け入れており、症状悪化などの緊急時にも対応している。治療の早期介入や SMARPP により治療の効果が上がっている。 （第 10 条・第 11 条関係） 茨城県薬物指定審査会 ○指定状況：16 物質、審査会：5 回開催 【成果】 県内で濫用のおそれがある危険ドラッグや大麻類似成分について「知事指定薬物」として指定し、県内での濫用を未然に防ぐことができた。	
【今後の取組】 ・覚醒剤等薬物乱用防止推進事業	県	薬物根絶意識の醸成のため、『第六次茨城県薬物乱用防止五か年戦略』として、上記事業をさらに推進していく。 なお、大麻乱用は若年層を中心に高い水準で推移しており、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動等において、この層に対して積極的に啓発を行う。 また、新たに若者に広まるオーバードーズ問題についても、重点的に啓発を行うこととし、薬物依存等の危険性だけでなく、薬の適正使用や、悩みの相談窓口も同時に啓発していく。若年層をターゲットとするため、啓発にはデジタル音声メディア広告や SNS 等も活用する。 引き続き、県内で濫用のおそれがある物質を「知事指定薬物」として指定することにより県独自の規制を行う。	1,880 （R8 当初予算額（覚醒剤等薬物乱用防止推進費））

(3) 麻薬取扱者等指導対策事業

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]																					
			今年度 当初予算額 [千円]																					
【前年度の実施状況及び成果】 ・麻薬取扱者等指導対策事業	県	(第12条・第13条関係) 麻薬関係施設に対する立入検査 ○麻薬関係施設立入検査を以下のとおり実施	7,352 (R7最終予算額(麻薬取扱者等指導対策費))																					
		<table><tr><td></td><td>麻薬関係</td><td>向精神薬</td><td>麻向原料</td><td>覚醒剤</td><td>けし</td><td>大麻</td></tr><tr><td>立入検査件数</td><td>1452</td><td>1535</td><td>68</td><td>1402</td><td>2</td><td>1</td></tr><tr><td>違反件数</td><td>15</td><td>0</td><td>0</td><td>4</td><td>0</td><td>0</td></tr></table>			麻薬関係	向精神薬	麻向原料	覚醒剤	けし	大麻	立入検査件数	1452	1535	68	1402	2	1	違反件数	15	0	0	4	0	0
				麻薬関係	向精神薬	麻向原料	覚醒剤	けし	大麻															
		立入検査件数		1452	1535	68	1402	2	1															
違反件数	15	0	0	4	0	0																		
【成果】 立入検査による指導により、麻薬等の不適正使用を未然に防ぐことができた。																								
(第12条・第13条関係) 危険ドラッグ販売店等に対する立入検査 ○県警と危険ドラッグ販売店等に関する情報を共有し、店舗管轄警察署と合同で立入を実施した。 ＜再掲＞ 【対象店舗】 4（令和6年度末） → 2店舗（令和7年度立入検査時） 【立入件数】 2店舗（うち1店舗は休業中） 【成果】 県内で濫用のおそれがあるとして指定した「知事指定薬物」を含む危険ドラッグや大麻類似成分について、県内での濫用を未然に防ぐことができた。																								
【今後の取組】 ・麻薬取扱者等指導対策事業	県	本年度も計画に基づいて麻薬関係施設立入検査を実施する。 麻薬関係施設立入検査に関しては、新たな物質が指定薬物として指定され、かつ当該物質を対象店舗が取り扱っている可能性が高い時期で、立入検査が効果的と思料される時期に実施予定。 また、対象店舗は減少傾向にあるものの、県警と連携し、引き続き立入検査を実施予定。	6,428 (R8当初予算額(麻薬取扱者等指導対策費))																					

(4) 県薬物乱用防止指導員協議会運営事業

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 ・県薬物乱用防止指導員協議会運営事業	県	(第7条・第8条関係) 県薬物乱用防止指導員協議会運営費の補助 ○学校や地域での薬物乱用防止普及関わる茨城県薬物乱用防止指導員指導員協議会に対し運営費として補助 【成果】 青少年を中心に、薬物乱用の危険性や有害性について、具体的に指導することができた。	2,000 (R7最終予算額(県薬物乱用防止指導員協議会運営費))
【今後の取組】 ・県薬物乱用防止指導員協議会運営事業	県	引き続き茨城県薬物乱用防止指導員指導員協議会に対し運営費として補助を行い、学校や地域での薬物乱用防止普及をさらに推進していく。 特にオーバードーズや大麻の若者における乱用問題を重点的に、指導員に研修を行い、普及啓発を図っていく。	2,000 (R8当初予算額(県薬物乱用防止指導員協議会運営費))

(5) 薬物特定相談事業

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 ・薬物特定相談事業	県	(第9条関係) 薬物相談指導業務のネットワークの整備 ○薬物乱用・依存に関する相談指導業務の中核である精神保健福祉センターにおいて専門相談員(会計年度任用職員)を配置し、相談指導業務のネットワーク整備を図った。 ○精神保健福祉センター・保健所職員による実績<再掲> ・電話相談：114件、メール相談：6件、その他(来所等)：延べ31件 ・家族教室：24回開催、延べ107名参加 ・薬物依存症回復プログラム：50回実施、延べ280名が参加 【成果】 薬物乱用・依存という専門的分野の相談を通して、薬物乱用・依存者の早期発見と早期対応を図ることができた。	4,949 (R7最終予算額(薬物特定相談事業費))

【今後の取組】 ・薬物特定相談 事業	県	引き続き精神保健福祉センターに専門相談員を配置し、相談指導業務のネットワーク整備を図る。特に相談者への適切な対応を行えるよう、精神保健福祉センターと保健所職員との合同の研修を実施し、ネットワークの充実強化を図る。	4,873 (R8当初予算額(薬物特定相談事業費))
--------------------------	---	--	-------------------------------

4 その他

1 条例に関連する法令等の制定・改廃の動向 なし
2 国・県における施策の見直し等の動向 なし
3 条例の運用上の課題 なし
4 条例の改廃の必要性の有無 なし
5 その他 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正等により、令和8年5月1日から、濫用のおそれのある医薬品については、「指定濫用防止医薬品」として法律に位置付けられるとともに、対象医薬品が拡大されたほか、若年者が購入する際の年齢確認や購入者の年齢に応じた販売数量の制限が強化された。

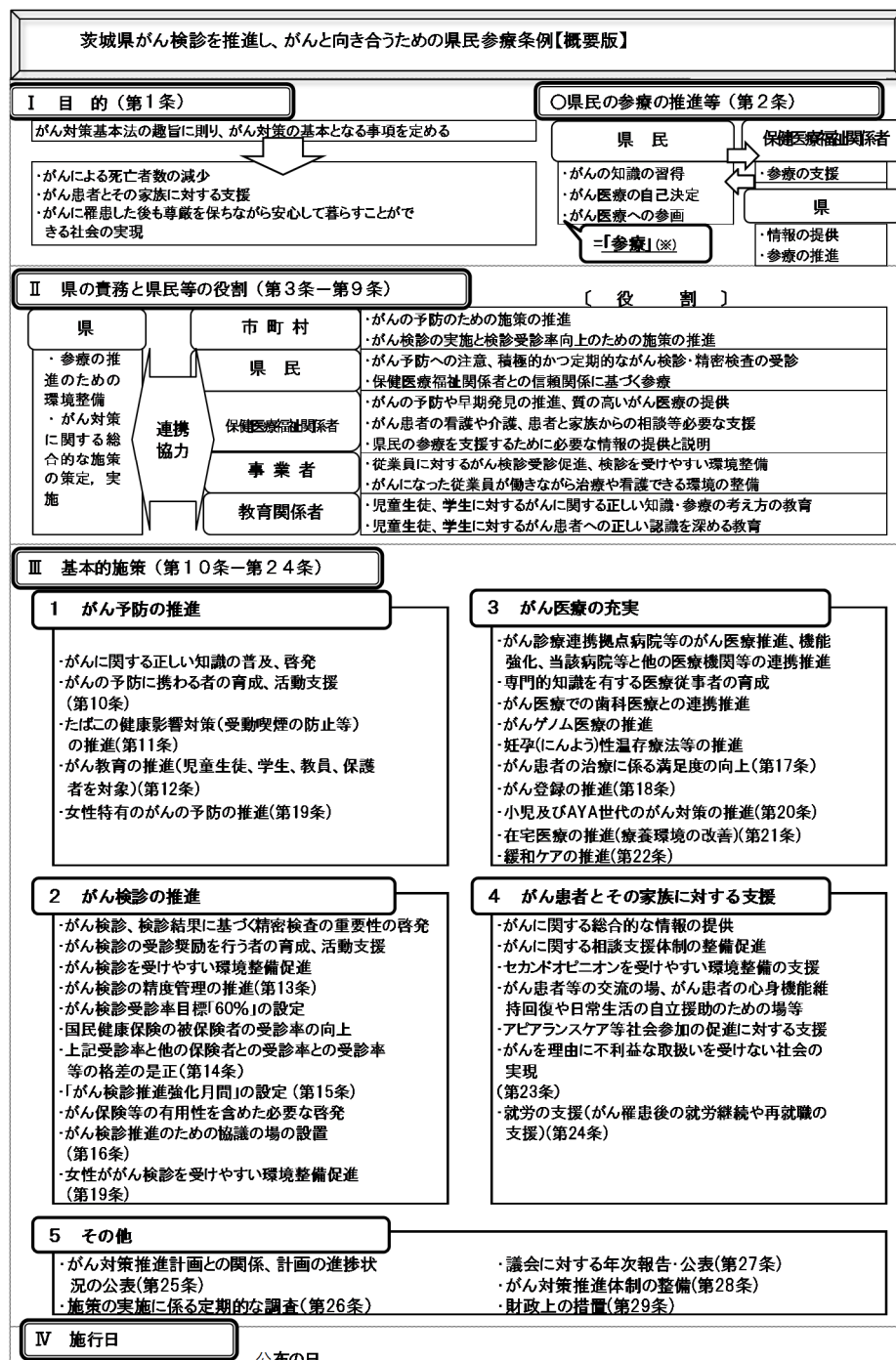
議員提案政策条例の規定による施策等の実施状況及び成果に関する報告書

1 条例の基本事項

条例の名称	茨城県がん検診を推進し、がんと向き合うための県民参療条例		
担当課（室）	疾病対策課（がん・循環器病対策推進室）	公布日	平成27年12月18日
報告の根拠	（年次報告） 第26条 知事は、毎年度、がん対策に関して講じた施策の実施状況及び成果を取りまとめ、議会に対し報告するとともに、これを公表するものとする。		

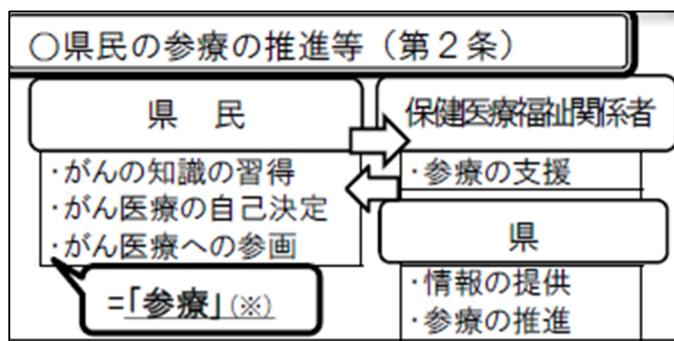
2 条例の概要・施策体系図・推進体制等

（1）条例の概要・施策体系図



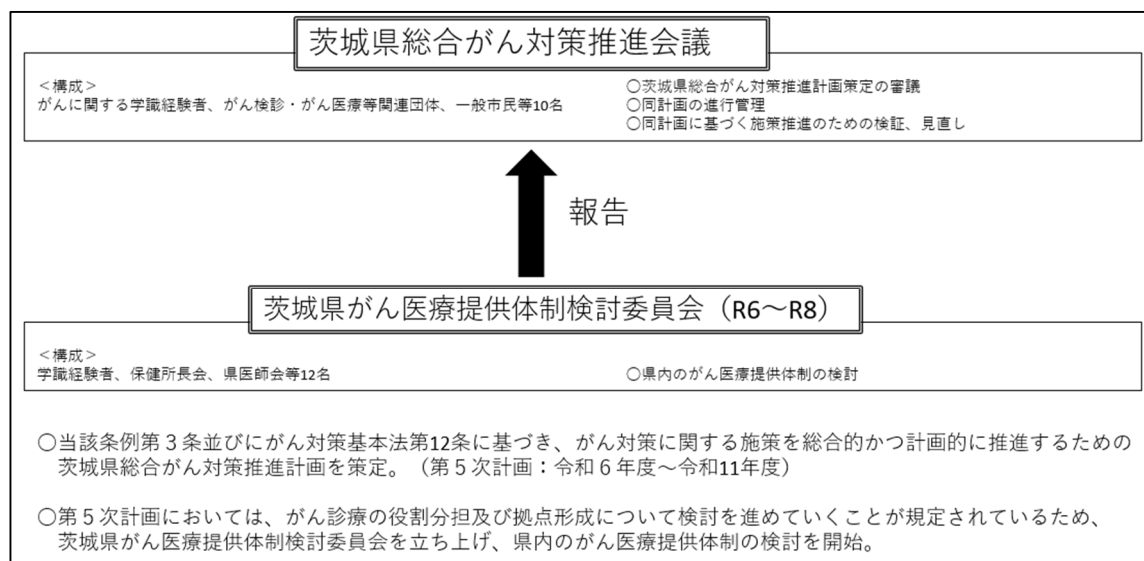
(2) 推進体制

- ・第2条～第9条にて、県・市町村・県民・保健福祉医療関係者等のそれぞれの役割や関係を規定



※がんに関する正しい知識を習得し、自身に提供されるがん医療を決定できることについて自覚を持って、がん医療に参画すること。

Ⅱ 県の責務と県民等の役割（第3条～第9条）		〔 役 割 〕
県 ・参療の推進のための環境整備 ・がん対策に関する総合的な施策の策定、実施	市町村	・がんの予防のための施策の推進 ・がん検診の実施と検診受診率向上のための施策の推進
	県民	・がん予防への注意、積極的かつ定期的ながん検診・精密検査の受診 ・保健医療福祉関係者との信頼関係に基づく参療
	保健医療福祉関係者	・がんの予防や早期発見の推進、質の高いがん医療の提供 ・がん患者の看護や介護、患者と家族からの相談等必要な支援
	事業者	・県民の参療を支援するために必要な情報の提供と説明 ・従業員に対するがん検診受診促進、検診を受けやすい環境整備
	教育関係者	・がんになった従業員が働きながら治療や看護できる環境の整備 ・児童生徒、学生に対するがんに関する正しい知識・参療の考え方の教育 ・児童生徒、学生に対するがん患者への正しい認識を深める教育



- ・第16条の規定により、茨城県がん検診住民検診推進協議会を設置（がん検診の推進のための協議）

第16条

県は、がん検診の受診率の向上その他がん検診の推進に関し必要な施策について協議するため、県、市町村その他がん検診に関係する者で構成する協議の場を設けるものとする。

(3) 条例制定後の主な取組

(第10条関係) がん予防推進員の養成

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	累計 (H2～)
養成者数 (人)	-	149	127	127	137	105	9,141

※R2は新型コロナウイルス感染症の影響により講習会の開催中止

(第13条関係) がん検診推進サポーターの養成

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	累計 (H23～)
養成者数 (人)	-	203	212	135	66	222	8,162

※R2は新型コロナウイルス感染症の影響により研修会の開催中止

(第14条関係) がん検診の受診率

調査年度	胃がん	肺がん	大腸がん	乳がん	子宮頸がん
R4	46.8%	50.3%	45.1%	46.6%	42.4%
R1	47.9%	52.0%	44.1%	46.2%	41.7%
H28	42.4%	51.0%	42.2%	46.2%	42.5%
H25	39.5%	44.2%	36.8%	44.8%	41.7%

※目標 50% (R6から60%に上昇)

出典:「国民生活基礎調査」(厚生労働省)

(第18条関係) 茨城県におけるがん罹患件数(上皮内がん・大腸粘膜がんを除く)

年次 がん種	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
全部位	21,753	22,019	22,276	21,186	22,255	22,490	22,623
胃	2,963	2,905	2,907	2,472	2,553	2,546	2,455
大腸	3,541	3,487	3,521	3,488	3,714	3,652	3,664
肺	2,707	2,717	2,791	2,635	2,761	2,811	2,759
乳	2,040	2,050	2,156	2,068	2,164	2,258	2,352
子宮頸部	268	253	227	219	241	217	262

出典:「全国がん登録 罹患数・率報告」(厚生労働省)

※がん登録等の推進に関する法律に基づき、医療機関から届出されたがん情報をもとに本県におけるがん罹患状況等をまとめ、報告書を作成している。

(第 23 条関係)

・がん相談室への相談件数

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
相談件数(件)	1, 085	1, 035	1, 364	1, 243	1, 306	1, 276

・企画提案型がん対策推進事業

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
交付団体数	7	7	7	8	7	7

※民間団体等が実施するがん患者や家族の支援につながる取組を公募し、審査委員会の審査を経て選定された事業に対し補助を実施

(第 28 条関係) がん対策基金の設置

設置当初 (H27 年 3 月) 20 億円 → R8 年 3 月時点 30 億円

3 条例の規定による事業等の実施状況及び成果並びに今後の取組

(1) いばらきがん患者トータルサポート事業（第 17 条、第 20 条、第 23 条、第 24 条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 いばらきがん患者トータルサポート事業	県	①いばらきみんなのがん相談室の運営 (実績) ・相談事業 相談件数 1,276 件 ・補助事業 - ア 社会参加サポート事業 ウィッグ：772 件、乳房補整具：176 件 - イ 若年患者療養生活サポート事業 福祉用具：3 件 - ウ 妊孕性温存療法助成事業 精子凍結：15 件、胚凍結：6 件、 卵子凍結：9 件、卵巣組織凍結：6 件 - エ 温存後生殖補助医療助成事業 凍結した胚（受精卵）を用いた生殖補助医療：2 件 凍結した精子を用いた生殖補助医療：2 件 (成果) がん患者及びその家族の抱える不安に対する相談支援体制の強化が図られたほか、がん患者向け助成事業により、社会参加支援、療養生活支援、生殖補助医療等の経済的負担の軽減が図られた。 ②ピアサポート事業 (実績) 相談支援体制の充実を図るため、フォローアップ研修会を開催した。 受講人数 14 名 (成果) 相談支援体制の充実により、がん患者の療養生活の質の向上が図られた。 (疾病対策課 がん・循環器病対策推進室)	54,506

【今後の取組】 いばらきがん患者トータルサポート事業	県	①いばらきみんなのがん相談室の運営 県民が抱える様々な不安や悩みに幅広く対応していくため、がん診療連携拠点病院等の相談支援センターに加え、病院以外の場所に、相談室を引き続き設置する。 また、がん患者の就労を含めた社会参加を推進するため、抗がん剤治療等による脱毛に対処するためのウィッグ等への購入・レンタル費用への補助を行うとともに、小児・AYA 世代の患者に対して、がん治療の副作用により妊孕性が喪失、低下する場合の精子や卵子の凍結保存等の妊孕性温存療法や温存後生殖補助医療への助成を行う。 ②若年患者療養生活サポート事業（拡充） 若年のがん患者の在宅における生活を支援し、療養生活の質の向上を図るため、福祉用具の購入・レンタル費用の補助に加え、特定の状態にある患者の居宅介護サービス費用に対する補助を行う。 ③ピアサポート事業 がん体験者（ピアサポーター）が、がん患者及びその家族の精神的な不安・苦痛等の相談に応じることにより、がん患者の療養生活の質の向上を図る。 （健康推進課 がん・循環器病対策推進室）	58,895
--------------------------------------	---	--	--------

(2) がん予防・検診推進対策事業（第10条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第19条、第20条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 がん予防・検診推進対策事業	県	①がん予防推進員の養成（実績） がん予防推進員を養成するため、「本県のがん対策」、「生活習慣とがん予防」等、がん予防普及啓発の知識を教示する講習会を2回開催した。	4,007

		新規養成者数：105 名 (成果) 県民のがんの早期発見・早期治療につなげるために、がん予防推進員を養成し、がん検診の普及啓発や受診勧奨を図ることができた。 ②がん予防・検診講習会 (実績) がん検診普及啓発講習会の開催 (対面開催) 9 保健所 ・実施回数 23 回 ・参加者数 635 名 (成果) 各保健所単位で講習会を開催することにより、県民にがん予防の知識や検診の重要性について普及啓発を行うことができた。 ③がん検診推進サポーターの養成 (実績) 協定を締結している企業の社員を対象として、がん検診推進サポーターを養成するため、がんの検診の基礎知識と検診の重要性を学ぶ研修会を 1 回開催した。 養成者数：222 名 (成果) 県民のがんの早期発見・早期治療につなげるために、がん検診推進サポーターを養成し、がん検診の普及啓発や受診勧奨を図ることができた。 ④がんから命を守る普及啓発 ア 子を通した保護者等への受診勧奨 (実績) 県内の小学校 6 年生約 23,100 名に対して、R7.10 月～R8.3 月に実施した。 (成果) 子どもを通して保護者等へ、メッセージカ	
--	--	--	--

		ードやがん検診受診勧奨リーフレットを配布し、5大がんの検診の受診勧奨の促進が図られた。 イ 大学等での子宮頸がん検診普及啓発 (実績) 「茨城県子宮頸がんセミナー～ハタチからの子宮頸がん検診」を県内3つの大学においてそれぞれ1回ずつ開催した。 参加者数：計165名 また、ポスター300部、チラシ33,600部を作成し、大学、看護学校、市町村、保健所に配布した。 (成果) 子宮頸がんの罹患が若年化していることから、セミナーの開催や啓発資材の配布により、若い世代に対する子宮頸がんの正しい知識の普及や検診の受診勧奨の促進が図れた。 ⑤がん検診推進強化月間 (実績) 10月を強化月間として設定し、がん医療の普及啓発のために県庁2階県政広報コーナーでパネル展を開催、並びに県内イベントブースへ出展(2回)したほか、広報活動を実施した。 来場者数：パネル展280名、イベントブース533名(2回の合計) (成果) 広く県民に対し、がん検診の普及啓発を図ることができた。 ⑥茨城県がん検診住民検診推進協議会の設置運営 (実績) 44市町村、関係機関等による協議会を開催し、がん検診推進の取組について情報共有および意見交換を行った。 (成果) 市町村および集団検診機関において、がん	
--	--	---	--

		検診受診率向上に係る取組の基礎資料となった。 ⑦がん検診推進優良企業・団体表彰 (実績) 「茨城県がん検診推進優良企業」として、がん検診の推進に功績のあった企業を表彰した。 表彰企業：アクサ生命保険株式会社 水戸支社 (成果) がん検診を推進している表彰企業を広報することで、職域でのがん検診推進の啓発が図られた。 ⑧広報リーフレットの配布 (実績) 令和6年度がん検診の認知度向上のための広報事業で作成した「乳がん検診広報リーフレット」及び「子宮頸がん検診広報リーフレット」を印刷し、44市町村へ6万枚を配布した。 (成果) 当該リーフレットを各市町村の住民に配布することにより、がん検診の認知度向上に貢献できた。 ⑨市町村職員向けの研修会 (実績) 市町村職員を対象に、外部講師によるナッジ理論の活用に係る講義をはじめ、県内市町村における行政施策へのナッジ理論の活用の紹介等を行う研修会を開催した。 参加者数：90名 (成果) 市町村におけるがん検診受診率向上に係る施策へのナッジ理論の活用を推進した。 (疾病対策課 がん・循環器病対策推進室)	
--	--	--	--

【今後の取組】 がん予防・検診推進対策事業	県	①がん予防推進員の養成 効果的ながん予防知識等の普及啓発活動を展開するため、市町村と連携しがん予防推進員を養成する。 ②がん予防・検診講習会 県内9保健所において、県民を対象にがん予防の知識やがん検診の重要性について普及啓発を行い、受診率の向上を図る。 ③がん検診推進サポーター 協定を締結している企業の社員等をがん検診推進サポーターとして養成することにより、がん検診受診率の向上を図る。 ④がんから命を守る普及啓発 ア 子を通した保護者等への受診勧奨 小学校6年生の子どもを通して保護者等へ、メッセージカードやがん検診受診勧奨リーフレットを配布し、検診の受診勧奨を行う。 イ 大学等での子宮頸がん検診普及啓発 学生を対象にしたセミナーの開催や、若い世代に対する啓発資材の作成・配布により、子宮頸がん知識の普及や検診の受診勧奨を推進する。 ⑤がん検診推進強化月間 がん検診推進強化月間（10月）に、県庁2階県政広報コーナーでパネル展を開催、並びに県内イベントブースへの出展を行う。 ⑥茨城県がん検診住民検診推進協議会の設置運営 県、市町村、関係機関等による協議会を開催し、がん検診受診率の向上等、がん検診推進の取組について検討を行い、効果的な施策を立案し、取り組んでいく。 ⑦がん検診推進優良企業・団体表彰 がん検診の推進に功績のあった企業等を表彰し、その取組を周知していく。	6,348
-------------------------------------	----------	---	--------------

		⑧広報リーフレットの配布（継続・新規） 令和6年度がん検診の認知度向上のための広報事業で作成した「乳がん検診広報リーフレット」及び「子宮頸がん検診広報リーフレット」を増刷し、市町村へ配布する。（継続） 精密検査の受診勧奨リーフレットを印刷し、市町村へ配布する。（新規） ⑨市町村職員向けの研修会 令和7年度に開催し、好評価を得た市町村職員を対象に、外部講師によるナッジ理論の活用をはじめ、がん検診受診率向上に向けた県外市町村の取組の紹介等を行う研修会を開催し、全市町村での取組を推進する。 （健康推進課 がん・循環器病対策推進室）	
--	--	---	--

（３）がん先進医療費利子補給金助成事業（第23条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 がん先進医療費利子補給金助成事業	県	（実績） 助成数：6名 周知：県公式X又は保健医療部Xでの発信。 （成果） がん患者に対する経済的支援の実施により、がん患者の支援体制の強化を推進することができた。 （疾病対策課 がん・循環器病対策推進室）	531
【今後の取組】 がん先進医療費利子補給金助成事業	県	がん先進医療を受ける患者とその家族の経済的な負担を軽減するため、先進医療の治療費の融資済の利子分を補助する。 （健康推進課 がん・循環器病対策推進室）	609

(4) 企画提案型がん対策推進事業（第 23 条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
<u>【前年度の実施状況及び成果】</u> 企画提案型がん対策推進事業	県	(実績) 公募の結果、7 団体（交付決定額：1,879,780 円）の事業に補助をした。 (成果) 事業形態を、民間団体の企画提案型にすることにより、がん患者や家族への多様な支援活動に対し助成することができた。 (実施事業) ・小児・AYA のがん患者家族の交流会の開催。 ・落語によるがん体験談の披露 ・大腸がん・乳がん検診啓発のウォーキングイベントの実施 など (疾病対策課 がん・循環器病対策推進室)	1,930
<u>【今後の取組】</u> がん患者団体等自主活動支援事業	県	民間団体が実施する、がん患者や家族の支援につながる取組を公募し、審査委員会の審査を経て選定された事業に対し補助する。 (健康推進課 がん・循環器病対策推進室)	1,982

(5) がん検診受診率向上対策事業（第 14 条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
<u>【前年度の実施状況及び成果】</u> がん検診受診率向上対策事業	県	(実績) 市町村が実施するがん検診受診率向上に効果的な取組に対し補助を実施した。 交付決定 29 市町村 交付決定額 13,985,000 円	17,459

		区分	実施市町村数	
		女性のためのがん対策推進事業	27	
		胃内視鏡検査普及整備事業	8	
		茨城県がん検診住民検診協議会研究会提案事業	13	
	県	(成果) 個別受診勧奨や WEB 予約システム導入等により、県民の検診受診の動機に結び付けるとともに、受診の利便性向上等を図ることができた。 (疾病対策課 がん・循環器病対策推進室)		17,663
		市町村が実施するがん検診受診率向上に効果的な取組に対し補助する。 (健康推進課 がん・循環器病対策推進室)		

(6) がん診療機器整備促進事業（第 17 条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]										
			今年度 当初予算額 [千円]										
【前年度の実 施状況及び 成果】 がん診療機器 整備促進事業	県	(実績) 4 病院における医療機器の整備に対し助成した。 交付決定額 35,181,000 円 <table border="1"><tr><th>補助先</th><th>整備機器</th></tr><tr><td>総合病院 土浦協同病院</td><td>X 線テレビシステム</td></tr><tr><td>水戸済生会総合病院</td><td>内視鏡システム一式</td></tr><tr><td>総合病院 水戸協同病院</td><td>乳房撮影装置（マンモグラフィ）</td></tr><tr><td>JA とりで総合医療センター</td><td>気管支用汎用内視鏡 高周波手術装置 診断用 X 線装置</td></tr></table> (成果) 医療機器の整備により、地域のがん医療の均てん化や専門的ながん治療を受けられる体制の強化が図られた。	補助先	整備機器	総合病院 土浦協同病院	X 線テレビシステム	水戸済生会総合病院	内視鏡システム一式	総合病院 水戸協同病院	乳房撮影装置（マンモグラフィ）	JA とりで総合医療センター	気管支用汎用内視鏡 高周波手術装置 診断用 X 線装置	35,181
補助先	整備機器												
総合病院 土浦協同病院	X 線テレビシステム												
水戸済生会総合病院	内視鏡システム一式												
総合病院 水戸協同病院	乳房撮影装置（マンモグラフィ）												
JA とりで総合医療センター	気管支用汎用内視鏡 高周波手術装置 診断用 X 線装置												

		(疾病対策課 がん・循環器病対策推進室)	
【今後の取組】 がん診療機器 整備促進事業	県	がん診療連携拠点病院及び茨城県がん診療指 定病院に対して、がんの診断に必要な医療機器 の購入に対して助成する。 (健康推進課 がん・循環器病対策推進室)	44,000

(7) がん患者家族療養生活支援事業（第21条、第23条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円] 今年度 当初予算額 [千円]												
【前年度の実 施状況及び 成果】 がん患者家族 療養生活支援 事業	県	がん患者の生活の質の向上及び在宅がん患者等の居場所づくりの取組への支援のため、医療機関等へ助成した。 (実績) <table><tr><td>病院名</td><td>サロン利用者数</td></tr><tr><td>水戸済生会総合病院</td><td>47 名</td></tr><tr><td>ひたちなか総合病院</td><td>65 名</td></tr><tr><td>県立中央病院</td><td>48 名</td></tr><tr><td>友愛記念病院</td><td>123 名</td></tr><tr><td>日立総合病院</td><td>156 名</td></tr></table> (成果) がん患者の QOL の向上、在宅がん患者等の居場所づくりの推進が図られた。 (疾病対策課 がん・循環器病対策推進室)	病院名	サロン利用者数	水戸済生会総合病院	47 名	ひたちなか総合病院	65 名	県立中央病院	48 名	友愛記念病院	123 名	日立総合病院	156 名	1,175
病院名	サロン利用者数														
水戸済生会総合病院	47 名														
ひたちなか総合病院	65 名														
県立中央病院	48 名														
友愛記念病院	123 名														
日立総合病院	156 名														
【今後の取組】 がん患者家族 療養生活支援 事業	県	がん患者の生活の質の向上及び在宅がん患者等の居場所づくりの取組への支援のため、医療機関等に助成する。 (健康推進課 がん・循環器病対策推進室)	2,500												

(8) 全国がん登録事業 (第 18 条関係)

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実 施状況及び 成果】 全国がん登録 事業	県	(実績) 届出件数 R 2 症例 27,273 件 R 3 症例 28,801 件 R 4 症例 29,438 件 R 5 症例 29,727 件 R 6 症例 30,579 件 (成果) がん対策に必要となるがんの罹患者数や率、受療状況等を把握するために必要ながん登録事業の推進が図れた。 (疾病対策課 がん・循環器病対策推進室)	16,669
【今後の取組】 全国がん登録 事業	県	医療機関から、がん患者情報を収集し、がん対策に必要となる、がんの罹患者数や率、受療状況等の把握を行う。 (健康推進課 がん・循環器病対策推進室)	16,782

(9) がん診療連携拠点病院機能強化事業 (第 17 条、第 22 条関係)

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実 施状況及び 成果】 がん診療連携 拠点病院機能 強化事業	県	(実績) 地域における質の高いがん医療の提供体制の推進を図るため、地域がん診療連携拠点病院に必要な経費を助成した。 交付決定額：76,454,000 円 補助対象： ・ 総合病院土浦協同病院 ・ 筑波メディカルセンター病院 ・ ㈱日立製作所日立総合病院	76,775

		・東京医科大学茨城医療センター ・友愛記念病院 ・(株)日立製作所ひたちなか総合病院 ・小山記念病院 (成果) 医療機関におけるがん相談支援や緩和ケア等の推進が図れた。 (疾病対策課 がん・循環器病対策推進室)	
【今後の取組】 がん診療連携拠点病院機能強化事業	県	地域がん診療連携拠点病院において、がん医療に従事する医師等に対する研修、がん患者やその家族等に対する相談支援、緩和ケア推進事業、がんに関する各種情報の収集・提供等の事業を実施することにより地域における質の高いがん医療の提供体制の構築を図る。 (健康推進課 がん・循環器病対策推進室)	83,500

(10) 茨城県総合がん対策推進計画の策定・管理（第25条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 茨城県総合がん対策推進計画の策定・管理	県	(実績) 茨城県がん医療提供体制検討委員会において、本県におけるがん医療の提供体制の集約化・均てん化について協議・検討を行った。 また、茨城県総合がん対策推進会議を開催し、茨城県総合がん対策推進計画の進捗状況確認を行った。 (成果) 本県におけるがん医療の提供体制のありかたについて、検討を進めることができた。 また、茨城県総合がん対策推進計画の進捗状況の把握により、今後取り組むべき課題が把握できた。 (疾病対策課 がん・循環器病対策推進室)	965

【今後の取組】 茨城県総合がん対策推進計画の策定・管理	県	茨城県がん医療提供体制検討委員会及び茨城県総合がん対策推進会議を開催し、医療提供体制の検討を含め中間評価を行いがん対策の推進を図る。 (健康推進課 がん・循環器病対策推進室)	2,155
--------------------------------	---	--	-------

(11) 受動喫煙防止対策推進事業（第11条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]						
			今年度 当初予算額 [千円]						
【前年度の実施状況及び成果】 健康いばらき21 推進事業（受動喫煙防止対策推進事業）、8020・6424 推進事業（歯科医院禁煙支援）	県	①受動喫煙防止対策促進事業（実績） たばこの健康被害防止のため、各保健所において、施設の戸別訪問等により、受動喫煙防止に関する施設管理者等への助言・指導を実施するとともに、喫煙所の設置基準に関する相談対応や団体等（理美容や食品衛生協会）の研修会での啓発を実施。 なお、中央及び土浦保健所に専任の指導職員を1名ずつ配置し、相談対応を強化。 ○戸別訪問等状況（9保健所合計）（件） <table><tr><th>内容</th><th>件数</th></tr><tr><td>指導・助言</td><td>270</td></tr><tr><td>相談・啓発等</td><td>120</td></tr></table> （成果） 保健所による施設等への指導・助言を行うことにより、受動喫煙防止対策を推進することができた。 ②禁煙支援・相談事業（実績） 喫煙をやめたい人がやめられることを支援するため、薬局において禁煙支援・相談を実施するとともに、禁煙指導を行う薬剤師を対象に研修会を開催。 また、県内イベントや講座等で禁煙支援・相談窓口等の周知活動を実施。 ○薬剤師対象の禁煙支援研修会の実施：1回、201人 ○イベント出展、講座等での周知活動：23回	内容	件数	指導・助言	270	相談・啓発等	120	①～② 8,885 ③ 168
内容	件数								
指導・助言	270								
相談・啓発等	120								

		(成果) 効果的な禁煙支援・相談が実施されるよう薬剤師を対象とした禁煙支援に係る研修会を開催し、資質向上を図るとともに、身近な相談窓口である薬局において喫煙をやめたい人に対する禁煙に向けた働きかけを行うことができた。 ③歯科医院禁煙支援事業 (実績) 歯科診療所における禁煙支援の推進を図ることを目的に、歯科医師、歯科衛生士等を対象に禁煙支援に係る研修会を開催。 また、禁煙支援相談を行う歯科診療所数を認証するとともに、禁煙支援の相談対応を行うなど、県民に喫煙と歯科疾患との関連について広く周知。 <禁煙支援研修会> <table><tr><td>回数</td><td>参加者数</td></tr><tr><td>1回</td><td>55人</td></tr></table> <禁煙支援相談を行う歯科診療所数> <table><tr><td>禁煙支援・相談歯科医院数 総数</td><td>うち新規数</td></tr><tr><td>389施設</td><td>8施設</td></tr></table> (成果) 歯科医師、歯科衛生士等を対象とした禁煙支援に係る研修会の開催や、禁煙支援相談を行う歯科診療所数を認証したことで、歯科医院における禁煙支援の推進を図り、歯科保健関係者を通じて県民の禁煙への意識向上を図ることができた。 (健康推進課)	回数	参加者数	1回	55人	禁煙支援・相談歯科医院数 総数	うち新規数	389施設	8施設	
回数	参加者数										
1回	55人										
禁煙支援・相談歯科医院数 総数	うち新規数										
389施設	8施設										
【今後の取組】 健康いばらき21推進事業（受動喫煙防止対策推進事業）、8020・6424推進事業（歯科医院禁煙支援）	県	①受動喫煙防止対策促進事業 引き続き、保健所による施設等への指導・助言を行い、受動喫煙防止対策を推進する。 ②禁煙支援・相談事業 引き続き、効果的な禁煙支援・相談が実施されるよう、薬局において喫煙をやめたい人に対する禁煙に向けた働きかけを行い、県民の禁煙への意識向上を図る。 ③歯科医院禁煙支援事業 引き続き、歯科医院における禁煙支援の推進を図り、歯科保健関係者を通じて県民の禁煙への意識向上を図る。	①～② 10,427 ③ 168								

(12) がん教育の推進（第 12 条関係）【教育庁保健体育課】

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 がん教育総合支援事業	県	1 実施状況 (1) がん教育推進協議会の設置 学校医、がん専門医、がん経験者、行政関係者等から構成される協議会において、県のがん教育に関する指導・助言を年に 2 回行った。 (2) がん教育指導者研修会（教員・外部講師対象） 学校におけるがん教育の指導内容、指導方法及び実施上の留意事項等に関する講義や実践発表等を通して、教員の資質向上を図るとともにがん教育の充実に資することを目的として実施 ○期 日 令和 7 年 10 月 29 日（水） ○講 演 医師による講演 「医師として伝えたい、がん教育について」 体験者による講演 「外部講師を活用したがん教育について」 ○実践発表 がん教育講演会実践校による実践発表 「外部人材を活用した持続可能ながん教育の実施」 ○参加者 市町村立小学校・義務教育学校（前期課程）の教員（各校 1 名）県立特別支援学校の教員で参加を希望する者 医師等及びがん体験者の外部講師等約 450 名 (3) がん教育講演会 ○対 象 小学校 19 校、中学校 7 校、高等学校等 5 校の児童生徒 ○講 師 医師等及びがん体験者 (4) がん教育実施状況調査結果 中学校・高等学校は学習指導要領に位置付けられているため、教科書等を活用して実施している。 学習指導要領に位置付けられていない小学校においては、県のがん教育教材の配信等を行うことでがん教育の推進を図っている。	635

		＜小学校におけるがん教育の実施率＞ <table><tr><td></td><td>R 5</td><td>R 6</td><td>R 7</td></tr><tr><td>小学校</td><td>436/456 校 (95.6%)</td><td>397/447 校 (88.8%)</td><td>400/442 校 (90.5%)</td></tr></table>				R 5	R 6	R 7	小学校	436/456 校 (95.6%)	397/447 校 (88.8%)	400/442 校 (90.5%)	
	R 5	R 6	R 7										
小学校	436/456 校 (95.6%)	397/447 校 (88.8%)	400/442 校 (90.5%)										
		2 成 果 医師等やがん体験者の講演会等により、児童生徒のがんに関する正しい知識やがん患者への正しい認識、命の大切さについて理解促進が図られた。 また、健康教育指導者に対して、がん教育の必要性の普及啓発や資質向上が図られた。 (教育庁保健体育課)											
【今後の取組】 がん教育総合 支援事業	県	児童生徒が、がんの予防につながる望ましい生活習慣を身に付けるとともに、発達段階に応じて、がんに関する正しい知識及びがん患者に対する正しい認識を持つことができるよう、引き続き、学校の授業や講演会などにおいて、がん教育の推進に努める。			657								

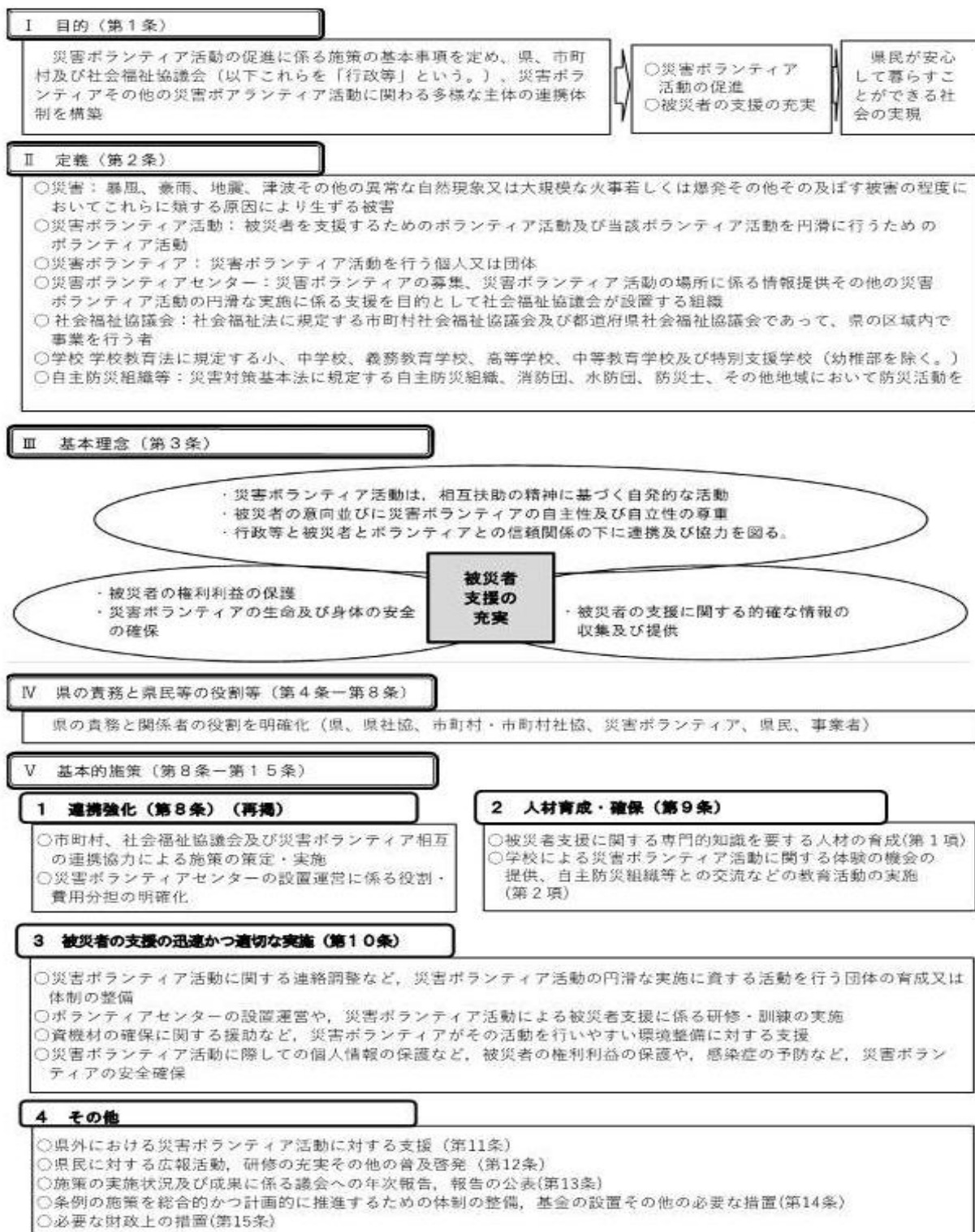
議員提案政策条例の規定による施策等の実施状況及び成果に関する報告書

1 条例の基本事項

条例の名称	茨城県災害ボランティア活動を支援し、促進するための条例		
担当課（室）	福祉政策課	公布日	令和2年12月18日
報告の根拠	第13条第1項（年次報告）		

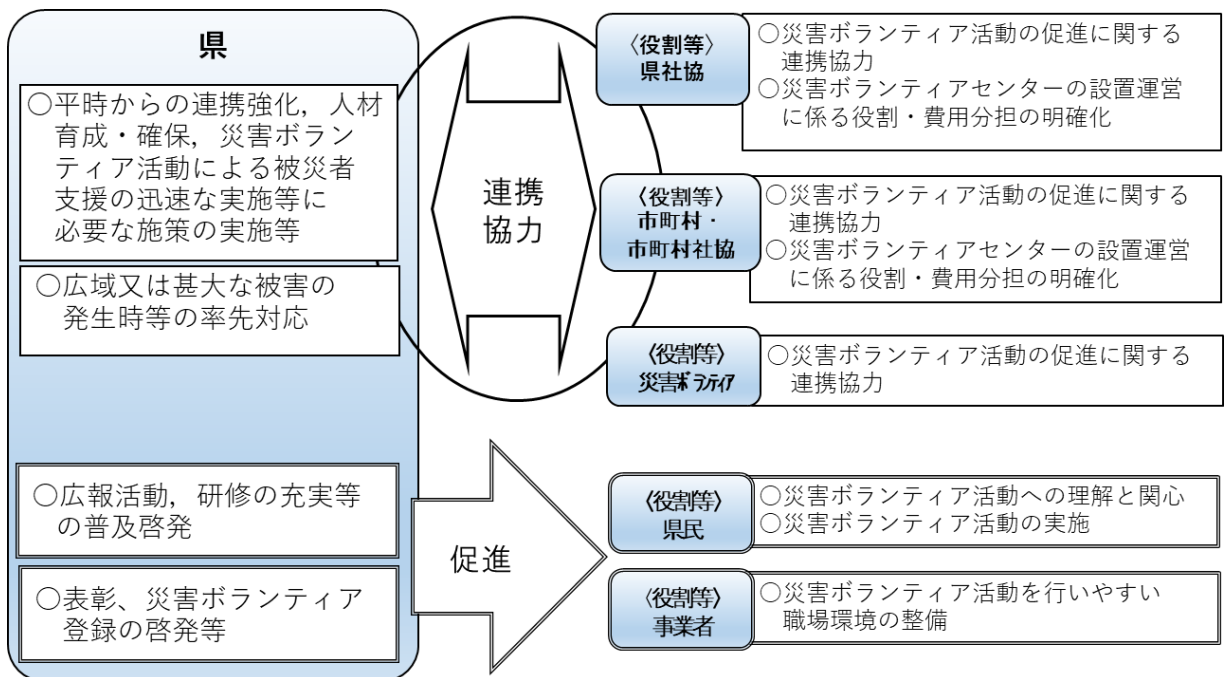
2 条例の概要・施策体系図・推進体制等

（1）条例の概要・施策体系図



(2) 推進体制

●災害ボランティア活動を支援・促進するための推進体制



(3) 条例制定後の主な取組

1 人材の育成及び確保

災害ボランティアセンターを円滑に設置・運営できる人材の育成

(1) 災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施（県社協・市町村社協共催等）

年度	開催回数	参加者数	開催市町村
R 5	5	309 人	水戸市他 4 市町で実施
R 6	7	395 人	土浦市他 6 市で実施 ※うち、新たに県社協単独主催による集合訓練を 2 市で実施
R 7	5	305 人	かすみがうら市他 4 市町村で実施

(2) 災害初動期対応チームの育成

災害ボランティアセンターの設置・運営の経験のある県内社会福祉協議会職員で、養成研修の修了者によりチームを構成。災害時に被災地の市町村社会福祉協議会に派遣し、センターの設置・運営を担っている。

年度	メンバー養成研修（修了人数）	年度末チーム登録者数
R 5	47 人	164 人
R 6	62 人	218 人
R 7	34 人	251 人

(3) 「いばらき防災大学」における地域防災リーダー※の養成

【「いばらき防災大学」開催状況】

年度	R 5	R 6	R 7
受講者数(修了者数)	271 人 (267 人)	211 人 (206 人)	289 人 (286 人)

※地域防災リーダー：地域で自主防災組織等のリーダーとして活動できる人材

2 被災者支援の迅速かつ適切な実施

(1) 茨城県災害ボランティア登録の推進

平時から予め災害ボランティアを登録し、災害時には登録者に対して災害ボランティアセンター開設情報など、活動に必要な情報を提供

【年度末登録件数】

年度	個人登録	団体登録
R 5	1,056 人	95 団体
R 6	1,433 人	164 団体
R 7	1,687 人	193 団体

※個人：R3年9月～、団体：R4年度～

※R8年4月20日現在：個人登録1,693人、団体登録193団体

(2) 企業等に対する登録推進の働きかけ

市町村、社会福祉協議会との連携により、県内企業や地域団体等に対して、災害ボランティア登録の推進と災害時の参加協力、ボランティア休暇制度の導入依頼などについて働きかけを実施

(3) 災害ボランティアセンターの運営を効率化するシステムの運用

災害ボランティアと被災者ニーズのマッチングを円滑化するシステム（いばらき型災害ボランティアセンター運営システム（IVOS））を運用し、災害ボランティアセンターを効率的に運営（令和3年10月～）

【IVOS 操作研修の実施】

市町村社協からの要請に応じて実施

年度	R5	R6	R7
実施回数	9	13	7

3 普及啓発

(1) 「災害ボランティア活動」出前講座の実施

年度	R5	R6	R7
実施回数	9	3	4

※令和7年度実施先
稲敷市男女共同参画講座、(株)ダイナム（3回）

(2) インターネットによる災害ボランティア関連情報の提供

- ・特設サイト「災ボラ STANDBY（スタンバイ）」における災害ボランティア登録募集、募金などの各種情報発信
- ・災害ボランティア登録者へのメールによる情報発信
- ・県内事業者への啓発メールの配信

○特設サイト災ボラ STANDBY



(3) SNSやメディア出演、イベント参加等による広報の実施

県広報紙「ひばり」、県公式X、イベント「いばらき学ぼうさい」等による情報発信

4 推進体制の整備等

茨城県災害ボランティア活動支援基金を設置し、特設サイトでのPRや企業版ふるさと納税の活用等により寄附金を募集し、災害ボランティアの活動環境を整備

【寄附実績】

年度	R5	R6	R7
寄附総額	24,864 千円	42,296 千円	128,027 千円
寄附件数	656 件	847 件	2,950 件

【活用内容】

- ・災害ボランティアの作業用資機材の購入経費
- ・災害ボランティアの輸送手段の確保に要する経費
- ・いばらき型災害ボランティアセンター運営システム（IVOS）の運用経費
- ・民間支援団体等による情報共有会議等に要する経費

3 条例の規定による事業等の実施状況及び成果並びに今後の取組

(1) 事業者の協力（第7条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実 施状況及び 成果】 ボランティア 休暇制度導入 に関する啓発	県	<実施状況> (1) 県ホームページ及び特設サイト「災ボラ STANDBY (スタンバイ)」における啓発 ・ 県ホームページ及び特設サイト「災ボラ STANDBY」において、引き続き「ボランティア 休暇制度の導入」に係る広報・啓発を行った。 (2) ボランティア休暇制度の啓発用チラシ（電子 チラシ）の活用 ・ 事業者向けに作成したボランティア休暇制度 導入の啓発用チラシを県ホームページなど で公開・周知した。 (3) 県内事業者への啓発メールの配信 ・ 県産業戦略部メールマガジンに登録する事業 者等（約 850 者）に対し、ボランティア休暇 導入の啓発に関する電子メールを配信した。 (4) 県内事業者への働きかけ ・ 市町村等と連携し、県内事業者に対して、ボ ランティア休暇制度の導入依頼等の働きか けを実施 <成 果> ホームページ等による啓発により、県内事業者に 対して、「従業員が災害ボランティア活動を行いや すい職場環境」という視点からのボランティア休暇 制度導入の必要性等について、理解促進を図ること ができた。 （福祉部 福祉政策課）	—
【 今 後 の 取 組】 ボランティア 休暇制度導入 に関する啓発	県	県内事業者の従業員が災害ボランティア活動に 参加しやすい職場環境の整備を促進するため、県内 事業者におけるボランティア休暇制度導入に関す る広報・啓発を行う。	—

(2) 相互の連携強化（第8条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 災害ボランティアセンター設置・運営に関する役割分担等の明確化の推進	県 ・ 県社会福祉協議会 ・ 市町村 ・ 市町村社会福祉協議会	＜実施状況＞ 市町村と社会福祉協議会の役割や費用分担を明確にするため、協定締結を働きかけるとともに、協定内容に関して、市町村からの相談に随時、助言や先行事例の紹介などを行った。 ＜成 果＞ 令和7年度、新たに2市町において、市町村社会福祉協議会との災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定が締結され、協定締結済みの市町村は34市町村となった。 （福祉部 福祉政策課）	—
【今後の取組】 災害ボランティアセンター設置・運営に関する役割分担等の明確化の推進	県 ・ 県社会福祉協議会 ・ 市町村 ・ 市町村社会福祉協議会	災害発生時、被災地において、災害ボランティアの活動を被災者につなぐ役割を担う災害ボランティアセンターが円滑に設置・運営されるよう、引き続き市町村と社会福祉協議会との協定締結を促進する。	—

(3) 人材の育成及び確保（第9条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]																								
			今年度 当初予算額 [千円]																								
【前年度の実 施状況及び 成果】 災害ボラン ティアセン ター設置・運 営に係る人 材の育成	県 ・ 県社会福 祉協議会	＜実施状況＞ (1) 災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施 【県・市町村社会福祉協議会共催】 <table><tr><td></td><td>開催日</td><td>開催地</td><td>実施状況</td></tr><tr><td>1</td><td>10月13日</td><td>八千代町</td><td>参加者：65人</td></tr><tr><td>2</td><td>10月25日</td><td>かずみがうら市</td><td>参加者：54人</td></tr><tr><td>3</td><td>11月23日</td><td>笠間市</td><td>参加者：72人</td></tr><tr><td>4</td><td>12月13日</td><td>美浦村</td><td>参加者：66人</td></tr><tr><td>5</td><td>1月18日</td><td>取手市</td><td>参加者：48人</td></tr></table>		開催日	開催地	実施状況	1	10月13日	八千代町	参加者：65人	2	10月25日	かずみがうら市	参加者：54人	3	11月23日	笠間市	参加者：72人	4	12月13日	美浦村	参加者：66人	5	1月18日	取手市	参加者：48人	3,776千円
			開催日	開催地	実施状況																						
		1	10月13日	八千代町	参加者：65人																						
		2	10月25日	かずみがうら市	参加者：54人																						
		3	11月23日	笠間市	参加者：72人																						
		4	12月13日	美浦村	参加者：66人																						
		5	1月18日	取手市	参加者：48人																						
		(2) 災害初動期対応チームの育成 <table><tr><td>研修区分</td><td>開催日</td><td colspan="2">主な研修内容</td></tr><tr><td rowspan="2">メンバー養成研修 (2日間)</td><td>8 / 22</td><td colspan="2">・災害VC（ボランティアセンター）運営支援の心構え ・災害VCにおける情報発信、管理の重要性 ・社協が災害支援に取り組む意義と求められる役割 など</td></tr><tr><td>9 / 2</td><td colspan="2">・社協、行政、NPO等との連携・協働の意義 ・オール茨城の支援体制構築の必要性 ・講師陣による意見交換 など</td></tr><tr><td rowspan="2">ステップアップ研修 (全体研修)</td><td>9 / 16</td><td colspan="2">(マネジメント編) ・災害VCのあり方と連携・協働の基本的な考え方 ・災害VCの設置判断 など</td></tr><tr><td>1 / 15</td><td colspan="2">(ICT編) ・災害VCにおけるICTの活用と実践 ・社協における災害への備えと被災者支援 ・平時の地域づくり等の重要性 など</td></tr></table>			研修区分	開催日	主な研修内容		メンバー養成研修 (2日間)	8 / 22	・災害VC（ボランティアセンター）運営支援の心構え ・災害VCにおける情報発信、管理の重要性 ・社協が災害支援に取り組む意義と求められる役割 など		9 / 2	・社協、行政、NPO等との連携・協働の意義 ・オール茨城の支援体制構築の必要性 ・講師陣による意見交換 など		ステップアップ研修 (全体研修)	9 / 16	(マネジメント編) ・災害VCのあり方と連携・協働の基本的な考え方 ・災害VCの設置判断 など		1 / 15	(ICT編) ・災害VCにおけるICTの活用と実践 ・社協における災害への備えと被災者支援 ・平時の地域づくり等の重要性 など						
		研修区分	開催日	主な研修内容																							
		メンバー養成研修 (2日間)	8 / 22	・災害VC（ボランティアセンター）運営支援の心構え ・災害VCにおける情報発信、管理の重要性 ・社協が災害支援に取り組む意義と求められる役割 など																							
9 / 2	・社協、行政、NPO等との連携・協働の意義 ・オール茨城の支援体制構築の必要性 ・講師陣による意見交換 など																										
ステップアップ研修 (全体研修)	9 / 16	(マネジメント編) ・災害VCのあり方と連携・協働の基本的な考え方 ・災害VCの設置判断 など																									
	1 / 15	(ICT編) ・災害VCにおけるICTの活用と実践 ・社協における災害への備えと被災者支援 ・平時の地域づくり等の重要性 など																									
(3) 災害ボランティアリーダーの養成 <table><tr><td></td><td>開催日</td><td>開催地</td><td>実施状況</td></tr><tr><td>1</td><td>9月14日</td><td>土浦市</td><td>参加者：38人</td></tr><tr><td>2</td><td>9月15日</td><td>水戸市</td><td>参加者：50人</td></tr></table>				開催日	開催地	実施状況	1	9月14日	土浦市	参加者：38人	2	9月15日	水戸市	参加者：50人													
	開催日	開催地	実施状況																								
1	9月14日	土浦市	参加者：38人																								
2	9月15日	水戸市	参加者：50人																								
(4) 企業×災害ボランティアセンターを考える勉強会 <table><tr><td></td><td>開催日</td><td>開催地</td><td>実施状況</td></tr><tr><td>1</td><td>12月15日</td><td>水戸市</td><td>参加者：47人</td></tr></table>				開催日	開催地	実施状況	1	12月15日	水戸市	参加者：47人																	
	開催日	開催地	実施状況																								
1	12月15日	水戸市	参加者：47人																								

		<成 果> 災害ボランティアセンター設置・運営訓練について、令和7年度は県内5か所で実施し、同訓練の実施により、各社会福祉協議会の職員の災害ボランティアセンターの設置・運営に関する基礎の習得が図られたとともに、参加した市町村、県及び市町村社会福祉協議会、地元のボランティア団体等の連携体制が強化された。 また、災害初動期対応チームの育成のため、メンバー養成研修及びステップアップ研修を開催した。 メンバー養成研修においては、全課程を修了した34人を災害初動期対応チームのメンバーとして新たに登録し、同チームの派遣体制が強化された（令和7年度末時点の登録者数：251人）。 ステップアップ研修においては、「マネジメント編」（多様な機関・団体による協働型災害VCの運営マネジメント等）、「ICT編」（災害用特設ページ作成研修等）により、災害ボランティアセンターの設置・運営時におけるメンバーの認識の深化を図ることができた。 また、災害ボランティア個人登録者を対象に、被災地におけるボランティア活動において状況の変化に対応しつつグループをまとめる災害ボランティアリーダーを養成する研修会を開催し、活動現場におけるボランティアの安全確保を推進することができた。 さらに、災害ボランティア団体登録企業等を対象に災害ボランティアセンターを考える勉強会を開催し、資機材・人材・物流・専門技術・広報力など多様な資源を有する民間企業との協働のあり方について検討を進めることができた。 （福祉部 福祉政策課）	
【今後の取組】 災害ボランティアセンター設置・運営に係る人材の育成	県・県社会福祉協議会	災害時、被災地において災害ボランティアセンターの設置・運営を円滑に行えるよう、災害ボランティアセンターの設置・運営の主体となる市町村社会福祉協議会の職員や、運営を手伝う地域の支援団体などを対象に、同センターの設置・運営の流れについてのシミュレーション訓練等を実施する。 また、災害ボランティアセンターの設置・運営の経験のある県内社会福祉協議会職員により構成され、災害時に被災地の市町村社会福祉協議会に派遣、同センターの設置・運営の支援等を行う「災害初動期対応チーム」員のスキルアップ研修会等を実施し、人材育成を図る。	3,776 千円

【前年度の実施状況及び成果】 「いばらき防災大学」における講義	県	＜実施状況＞ 地域防災リーダーの養成を目的とし、防災士の資格取得も可能な「いばらき防災大学」において、茨城県社会福祉協議会が「災害とボランティア活動」について講義をしている。 令和7年度「いばらき防災大学」開催状況 <table><tr><th>開催</th><th>開 講 期 間</th><th>受 講 者 数</th></tr><tr><td>水 戸 会 場</td><td>全3日間（6/21、7/12、7/26）</td><td>142 人 （修了140 人）</td></tr><tr><td>土 浦 会 場</td><td>全3日間（11/8、11/23、11/29）</td><td>147 人 （修了146 人）</td></tr></table> <table><tr><th>受講対象者</th><th>講義の主な内容</th></tr><tr><td>原則として県内に居住し、次のいずれかに該当する者とする。 なお、定員を超える応募があった場合は、以下の優先順位により受講を認める。 ①地域での防災活動に従事する意思がある者 ②自主防災組織等に属し、地域で防災活動に従事する者 ③市町村、企業等で防災関連の業務に従事する者</td><td>茨城県の防災・危機管理行政の概要、耐震診断と補強、家具等の転倒・落下防止対策、自然災害と損害保険、気象庁ワークショップ、被害想定とハザードマップ、気象情報の利活用、災害とボランティア活動、風水害と土砂災害の仕組み及び対策、地震と津波の仕組みと被害及び対策、身近でできる防災対策、自主防災組織と地区防災計画、放射線の基礎知識、防災士の役割 など</td></tr></table> ※いばらき防災大学 自主防災組織等のリーダーとして活動できる人材を養成することにより、県民の自助・共助の精神に基づく災害に強い地域づくりや、自主防災組織等の新規結成及び長期的に安定した組織活動を支援するため、「防災」について総合的に学ぶ機会を提供するもの ＜成 果＞ 受講者に対して、災害ボランティアに関する知識や心構えについて講義をすることで、被災者の支援に関する知識を有する人材を育成した。 （防災・危機管理部 防災・危機管理課）	開催	開 講 期 間	受 講 者 数	水 戸 会 場	全3日間（6/21、7/12、7/26）	142 人 （修了140 人）	土 浦 会 場	全3日間（11/8、11/23、11/29）	147 人 （修了146 人）	受講対象者	講義の主な内容	原則として県内に居住し、次のいずれかに該当する者とする。 なお、定員を超える応募があった場合は、以下の優先順位により受講を認める。 ①地域での防災活動に従事する意思がある者 ②自主防災組織等に属し、地域で防災活動に従事する者 ③市町村、企業等で防災関連の業務に従事する者	茨城県の防災・危機管理行政の概要、耐震診断と補強、家具等の転倒・落下防止対策、自然災害と損害保険、気象庁ワークショップ、被害想定とハザードマップ、気象情報の利活用、災害とボランティア活動、風水害と土砂災害の仕組み及び対策、地震と津波の仕組みと被害及び対策、身近でできる防災対策、自主防災組織と地区防災計画、放射線の基礎知識、防災士の役割 など	3,107 千円
開催	開 講 期 間	受 講 者 数														
水 戸 会 場	全3日間（6/21、7/12、7/26）	142 人 （修了140 人）														
土 浦 会 場	全3日間（11/8、11/23、11/29）	147 人 （修了146 人）														
受講対象者	講義の主な内容															
原則として県内に居住し、次のいずれかに該当する者とする。 なお、定員を超える応募があった場合は、以下の優先順位により受講を認める。 ①地域での防災活動に従事する意思がある者 ②自主防災組織等に属し、地域で防災活動に従事する者 ③市町村、企業等で防災関連の業務に従事する者	茨城県の防災・危機管理行政の概要、耐震診断と補強、家具等の転倒・落下防止対策、自然災害と損害保険、気象庁ワークショップ、被害想定とハザードマップ、気象情報の利活用、災害とボランティア活動、風水害と土砂災害の仕組み及び対策、地震と津波の仕組みと被害及び対策、身近でできる防災対策、自主防災組織と地区防災計画、放射線の基礎知識、防災士の役割 など															
【今後の取組】 「いばらき防災大学」における講義	県	令和8年度においても、「いばらき防災大学」を開催し、災害ボランティアに関する知識や心構えについて講義をすることで、被災者の支援に関する知識を有する人材を育成する。	2,928 千円													

【前年度の実施状況及び成果】 小中学校等での災害ボランティア活動等に関する学習	県・市町村	＜実施状況＞ ○令和7年度における各種学習の実施状況 (市町村立小・中学校等における実施状況) <table><tr><th>区分</th><th>条例趣旨の周知</th><th colspan="3">災害等から身を守るための安全確保に向けた学習</th></tr><tr><td>小学校</td><td>80.6%</td><td colspan="3">99.5%</td></tr><tr><td>中学校</td><td>81.4%</td><td colspan="3">99.5%</td></tr><tr><td>義務教育学校</td><td>81.3%</td><td colspan="3">100.0%</td></tr><tr><td>合計</td><td>80.6%</td><td colspan="3">99.1%</td></tr></table> <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">ボランティア精神の涵養に資する学習</th><th colspan="2">災害ボランティア活動に関する学習</th></tr><tr><th>異年齢交流活動・社会参画</th><th>ボランティア活動</th><th>直接的な体験</th><th>自主防災組織等との交流</th></tr><tr><td>小学校</td><td>92.8%</td><td>96.2%</td><td>26.7%</td><td>50.6%</td></tr><tr><td>中学校</td><td>92.0%</td><td>98.9%</td><td>29.4%</td><td>43.5%</td></tr><tr><td>義務教育学校</td><td>100.0%</td><td>100.0%</td><td>43.8%</td><td>40.6%</td></tr><tr><td>合計</td><td>92.9%</td><td>97.2%</td><td>28.3%</td><td>47.9%</td></tr></table> ※「条例趣旨の周知」は今年度改めて行った学校の割合（R4に全ての学校で周知済み） ※異年齢交流活動（小学校） 上級生がリーダーシップを発揮しながら活動するもの。 ※社会参画（中学校） 福祉施設や社会教育施設等での様々なボランティア活動、幼児や児童、高齢者との交流、障害のある人々などとの交流や共同学習、有意義な社会的活動（地域の行事、防災や防犯、交通安全等）への参加・協力 ※ボランティア活動 全校美化の行事、地域社会への協力、学校内外のボランティア活動など ※災害ボランティア活動に関する直接的な体験 避難所設営体験、防災キャンプ、土のう積み体験、被災地への募金及び物資の支援など ※自主防災組織等との交流 自治会や近隣住民と連携した防災訓練、消防団の指揮による防災体験など ＜成 果＞ 各小中学校等において、災害から身を守り、ボランティア精神の涵養に資するため、特別活動を中心に、防災に関する学習及び異年齢交流や社会参画及びボランティア活動を通して自己有用感を感じ、進んで奉仕しようとする態度を育てる学習を促進することができた。 (教育庁学校教育部 義務教育課)	区分	条例趣旨の周知	災害等から身を守るための安全確保に向けた学習			小学校	80.6%	99.5%			中学校	81.4%	99.5%			義務教育学校	81.3%	100.0%			合計	80.6%	99.1%			区分	ボランティア精神の涵養に資する学習		災害ボランティア活動に関する学習		異年齢交流活動・社会参画	ボランティア活動	直接的な体験	自主防災組織等との交流	小学校	92.8%	96.2%	26.7%	50.6%	中学校	92.0%	98.9%	29.4%	43.5%	義務教育学校	100.0%	100.0%	43.8%	40.6%	合計	92.9%	97.2%	28.3%	47.9%	—
区分	条例趣旨の周知	災害等から身を守るための安全確保に向けた学習																																																							
小学校	80.6%	99.5%																																																							
中学校	81.4%	99.5%																																																							
義務教育学校	81.3%	100.0%																																																							
合計	80.6%	99.1%																																																							
区分	ボランティア精神の涵養に資する学習		災害ボランティア活動に関する学習																																																						
	異年齢交流活動・社会参画	ボランティア活動	直接的な体験	自主防災組織等との交流																																																					
小学校	92.8%	96.2%	26.7%	50.6%																																																					
中学校	92.0%	98.9%	29.4%	43.5%																																																					
義務教育学校	100.0%	100.0%	43.8%	40.6%																																																					
合計	92.9%	97.2%	28.3%	47.9%																																																					
【今後の取組】	県	各市町村教育委員会における取組状況を点検し、その結果を周知するとともに、必要に応じて助言するこ	—																																																						

小中学校等での災害ボランティア活動に関する学習		とにより、取組の推進を図る。 学校行事や児童会・生徒会活動において、児童生徒のボランティア精神の涵養が図られていくことから、小中学校等において、さらに特別活動が推進され、「自己有用感」が得られるような取組の充実を図る。(指導主事会や通知文において助言)																
【前年度の実施状況及び成果】 「学校安全総合支援事業」における災害ボランティアに関する体験の機会の提供	県・市町村	<実施状況> 令和7年度実施状況 <table><tr><td>モデル地域</td><td>県立伊奈特別支援学校近隣地域</td><td>龍ヶ崎市</td></tr><tr><td>拠点校（近隣校）</td><td>県立伊奈特別支援学校（小1校、中1校、高1校）</td><td>龍ヶ崎市立城ノ内小学校（小1校、中2校）</td></tr><tr><td>実施内容</td><td>市と連携した避難所設営体験 ・開催日 7月29日（火） ・会場 県立伊奈特別支援学校 ・内容 エアベッドの作成や簡易テントの設置 等</td><td>市と連携した防災体験学習 ・開催日 10月27日（月） ・会場 城ノ内小学校 ・内容 煙体験や防災体験ワークショップ 等</td></tr></table> <成 果> 避難所設営の体験や防災体験ワークショップ等の防災教育などを通して、児童生徒の「自助」、「共助」の意識醸成やボランティア精神の涵養を図ることができた。 (教育庁学校教育部 保健体育課)	モデル地域	県立伊奈特別支援学校近隣地域	龍ヶ崎市	拠点校（近隣校）	県立伊奈特別支援学校（小1校、中1校、高1校）	龍ヶ崎市立城ノ内小学校（小1校、中2校）	実施内容	市と連携した避難所設営体験 ・開催日 7月29日（火） ・会場 県立伊奈特別支援学校 ・内容 エアベッドの作成や簡易テントの設置 等	市と連携した防災体験学習 ・開催日 10月27日（月） ・会場 城ノ内小学校 ・内容 煙体験や防災体験ワークショップ 等	2,157 千円						
モデル地域	県立伊奈特別支援学校近隣地域	龍ヶ崎市																
拠点校（近隣校）	県立伊奈特別支援学校（小1校、中1校、高1校）	龍ヶ崎市立城ノ内小学校（小1校、中2校）																
実施内容	市と連携した避難所設営体験 ・開催日 7月29日（火） ・会場 県立伊奈特別支援学校 ・内容 エアベッドの作成や簡易テントの設置 等	市と連携した防災体験学習 ・開催日 10月27日（月） ・会場 城ノ内小学校 ・内容 煙体験や防災体験ワークショップ 等																
【今後の取組】 「学校安全総合支援事業」における災害ボランティアに関する体験の機会の提供	県・市町村	モデル地域を設定し、地域の特性に応じて災害安全に関する組織的取組と外部専門家の活用を進めるとともに、学校安全に関する学校間の連携促進を支援する 「学校安全総合支援事業」において、拠点校の生徒に対し、避難所の開設・運営等の体験機会を提供する。	2,206 千円															
【前年度の実施状況及び成果】 「災害ボランティア活動」	県	<実施状況> <table><tr><td></td><td>出前講座実施校等</td><td>実施日</td></tr><tr><td>1</td><td>県南生涯学習センター</td><td>8 / 5</td></tr><tr><td>2</td><td>(株) ダイナム</td><td>7 / 18</td></tr><tr><td>3</td><td>(株) ダイナム</td><td>7 / 19</td></tr><tr><td>4</td><td>(株) ダイナム</td><td>7 / 20</td></tr></table>		出前講座実施校等	実施日	1	県南生涯学習センター	8 / 5	2	(株) ダイナム	7 / 18	3	(株) ダイナム	7 / 19	4	(株) ダイナム	7 / 20	—
	出前講座実施校等	実施日																
1	県南生涯学習センター	8 / 5																
2	(株) ダイナム	7 / 18																
3	(株) ダイナム	7 / 19																
4	(株) ダイナム	7 / 20																

出前講座の実施		<成 果> 災害ボランティアの現状や活動内容に対する理解促進及び共助意識の醸成を図ることができた。 (福祉部 福祉政策課)	
【今後の取組】 「災害ボランティア活動」出前講座の実施	県	県民の災害ボランティア活動への理解と関心を深めるため、学校や企業などにおいて「災害ボランティア活動」をテーマとした出前講座を実施する。	—
【前年度の実施状況及び成果】 立地企業フォローアップ事業	県	<実施状況> 県内立地企業のさらなる設備投資情報や設備投資に必要な事業環境ニーズを把握するため、県職員等による企業訪問を実施した。その中で、「災害ボランティア登録者募集」のチラシを配付し登録をお願いした。 <成 果> 令和7年度企業訪問数：250 社 (立地推進部 立地推進課)	—
【今後の取組】 立地企業フォローアップ事業	県	県内立地企業に対し、引続きフォローアップ事業を継続するとともに、災害ボランティア登録について働きかけを行う。	—

(4) 被災者の支援の迅速かつ適切な実施(第10条関係)

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]								
			今年度 当初予算額 [千円]								
【前年度の実施状況及び成果】 茨城県防災ボランティアネットワークの活性化	県・ 県社会福祉協会	<実施状況> 茨城県防災ボランティアネットワーク（以下「ネットワーク」という）において活動の活性化方針を決定し、具体的な方策等について協議・検討を行った。 【活動活性化に関する検討状況】 <table><tr><th>会議名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>世話人会</td><td>日時：6月25日(水) 15：00～16：30 場所：オンライン開催 (協議事項) ・R6年度事業報告 ・R7年度事業計画(案) ・茨城県防災ボランティアネットワークの一部見直し</td></tr><tr><td>総会</td><td>日時：7月2日(水) 9：45～10：15 場所：日本財団災害ボランティアトレーニングセンター（つくば市） (協議事項) ・R6年度事業報告 ・R7年度事業計画(案) ・世話人会の選任 ・代表世話人・副代表世話人の選出 ・茨城県防災ボランティアネットワークの一部見直し</td></tr><tr><td>見学会</td><td>日時：7月2日(水) 9：45～10：15 場所：日本財団災害ボランティアトレーニングセンター（つくば市） 内容：日本財団災害ボランティアトレーニングセンター施設見学</td></tr></table> <成 果> ネットワークの活性化に向け、構成団体間において、ネットワークが取り組むべき課題等について活発な意見交換が行われ、活動の活性化方針を決定し、共有することができた。また、見学会等の実施により、活性化に向けた機運醸成が図られた。 (福祉部 福祉政策課)	会議名	内 容	世話人会	日時：6月25日(水) 15：00～16：30 場所：オンライン開催 (協議事項) ・R6年度事業報告 ・R7年度事業計画(案) ・茨城県防災ボランティアネットワークの一部見直し	総会	日時：7月2日(水) 9：45～10：15 場所：日本財団災害ボランティアトレーニングセンター（つくば市） (協議事項) ・R6年度事業報告 ・R7年度事業計画(案) ・世話人会の選任 ・代表世話人・副代表世話人の選出 ・茨城県防災ボランティアネットワークの一部見直し	見学会	日時：7月2日(水) 9：45～10：15 場所：日本財団災害ボランティアトレーニングセンター（つくば市） 内容：日本財団災害ボランティアトレーニングセンター施設見学	—
会議名	内 容										
世話人会	日時：6月25日(水) 15：00～16：30 場所：オンライン開催 (協議事項) ・R6年度事業報告 ・R7年度事業計画(案) ・茨城県防災ボランティアネットワークの一部見直し										
総会	日時：7月2日(水) 9：45～10：15 場所：日本財団災害ボランティアトレーニングセンター（つくば市） (協議事項) ・R6年度事業報告 ・R7年度事業計画(案) ・世話人会の選任 ・代表世話人・副代表世話人の選出 ・茨城県防災ボランティアネットワークの一部見直し										
見学会	日時：7月2日(水) 9：45～10：15 場所：日本財団災害ボランティアトレーニングセンター（つくば市） 内容：日本財団災害ボランティアトレーニングセンター施設見学										
【今後の取組】 茨城県防災ボ	県・	災害時に被災者支援活動等を行う県内の23団体で構成されるネットワークが、災害時に県内外から集まり活動する多様な支援団体等の連絡調整・活動調整な	—								

ランティアネットワークの活性化	県社会福祉協議会	どを担える組織になることを目指し、ネットワークの活動の活性化を促進していく。							
【前年度の実施状況及び成果】 茨城県災害ボランティア登録制度の整備	県	＜実施状況＞ 【登録手続等の概要】 <table><tr><td>登録対象者</td><td>【個人登録】＊令和３年９月～１５歳以上の住民（県民に限らず、県外住民も登録可） 【団体登録】＊令和４年度～２名以上</td></tr><tr><td>登録方法</td><td>オンライン上で個人登録、団体登録それぞれの「登録フォーム」への入力・送信により登録</td></tr><tr><td>登録有効期間※</td><td>なし</td></tr></table> ＊令和４年度までは年度更新(毎年度登録)、令和５年度から年度更新を廃止 ＜成 果＞ 【令和７年度末登録状況】 ・個人登録件数：１,６８７ 件 ・団体登録件数：１９３ 件 (福祉部 福祉政策課)	登録対象者	【個人登録】＊令和３年９月～１５歳以上の住民（県民に限らず、県外住民も登録可） 【団体登録】＊令和４年度～２名以上	登録方法	オンライン上で個人登録、団体登録それぞれの「登録フォーム」への入力・送信により登録	登録有効期間※	なし	—
登録対象者	【個人登録】＊令和３年９月～１５歳以上の住民（県民に限らず、県外住民も登録可） 【団体登録】＊令和４年度～２名以上								
登録方法	オンライン上で個人登録、団体登録それぞれの「登録フォーム」への入力・送信により登録								
登録有効期間※	なし								
【今後の取組】 茨城県災害ボランティア登録制度の整備	県	災害ボランティア活動に興味がある県民・事業者などを対象に、平常時から予め「茨城県災害ボランティア」の登録を行い、県内で災害が発生した際には、登録者にメールで災害ボランティア募集情報などを情報発信する等により、意欲ある災害ボランティアが県内被災地で迅速かつ円滑に活動できるよう備える。 (令和８年度（４月２０日現在）登録状況) ・個人登録件数：１,６９３ 件 ・団体登録件数：１９３ 件	—						
【前年度の実施状況及び成果】 インターネットを利用した災害ボランティア関連情報の提供	県	＜実施状況＞ １ 県ホームページにおける情報発信 ２ 特設サイト「災ボラ STANDBY（スタンバイ）」における情報発信 (特設サイトでの情報発信の例) ・県災害ボランティア条例について ・災害ボランティア登録について ・災害ボランティア活動支援基金について ・ボランティア休暇制度について ・特集「はじめての災ボラ活動」 ・県内外の災害ボランティア募集情報等 (災害ボランティアセンター開設など)							

		・「災害ボランティア活動」出前講座の募集 ・災害ボランティア関連イベント案内 など <成 果> 県ホームページや、災害ボランティア活動に関する様々な情報を集約した「災ボラ STANDBY」において、県民などが本県の災害ボランティア関連情報にアクセスしやすい環境のもと情報提供することができた。 (福祉部 福祉政策課)									
【今後の取組】 インターネットを利用した災害ボランティア関連情報の提供	県	災害ボランティア活動に意欲のある県民などが、災害ボランティア活動に必要な情報を容易に入手できるよう、県ホームページなどにおいて、災害ボランティア活動に関する様々な情報を提供する。	—								
【前年度の実施状況及び成果】 災害ボランティア活動の環境整備に資する事業への助成	県	<実施状況> 【令和7年度「災害ボランティア活動支援事業費補助金」概要】 <table><tr><td>補助対象事業者</td><td>社会福祉法人茨城県社会福祉協議会</td></tr><tr><td>補助対象経費</td><td> 補助対象事業者が実施する災害ボランティア活動支援事業に対し、次の経費を助成する。 ①災害ボランティアの現地作業に要する用具の購入等に要する経費（災害時） ②災害ボランティアの輸送に関する経費（災害時） ③災害ボランティアセンターの運営支援に資するシステムの整備・運用に要する経費（平常時） ④民間支援団体等による情報共有会議等の準備、設置及び運営等に表する経費（災害時、平常時） </td></tr><tr><td>補助率</td><td>10/10</td></tr><tr><td>補助実績（見込）</td><td> 令和7年度：2,982千円 ①「いばらき型災害ボランティアセンター運営支援システム（IVOS）」運用経費：2,437千円 ②情報共有会議運営等経費：545千円 </td></tr></table> <成 果> 「茨城県災害ボランティア活動支援基金」を活用して構築した「いばらき型災害ボランティアセンター運営支援システム（IVOS）」を維持管理するとともに、研修会等での活用を図ることにより、災害ボランティアの活動を円滑かつ効果的に被災者支援につなげるための環境整備を推進することができた。	補助対象事業者	社会福祉法人茨城県社会福祉協議会	補助対象経費	補助対象事業者が実施する災害ボランティア活動支援事業に対し、次の経費を助成する。 ①災害ボランティアの現地作業に要する用具の購入等に要する経費（災害時） ②災害ボランティアの輸送に関する経費（災害時） ③災害ボランティアセンターの運営支援に資するシステムの整備・運用に要する経費（平常時） ④民間支援団体等による情報共有会議等の準備、設置及び運営等に表する経費（災害時、平常時）	補助率	10/10	補助実績（見込）	令和7年度：2,982千円 ①「いばらき型災害ボランティアセンター運営支援システム（IVOS）」運用経費：2,437千円 ②情報共有会議運営等経費：545千円	10,321 千円
補助対象事業者	社会福祉法人茨城県社会福祉協議会										
補助対象経費	補助対象事業者が実施する災害ボランティア活動支援事業に対し、次の経費を助成する。 ①災害ボランティアの現地作業に要する用具の購入等に要する経費（災害時） ②災害ボランティアの輸送に関する経費（災害時） ③災害ボランティアセンターの運営支援に資するシステムの整備・運用に要する経費（平常時） ④民間支援団体等による情報共有会議等の準備、設置及び運営等に表する経費（災害時、平常時）										
補助率	10/10										
補助実績（見込）	令和7年度：2,982千円 ①「いばらき型災害ボランティアセンター運営支援システム（IVOS）」運用経費：2,437千円 ②情報共有会議運営等経費：545千円										

		(福祉部 福祉政策課)																							
【今後の取組】 災害ボランティア活動の環境整備に資する事業への助成	県	「茨城県災害ボランティア活動支援基金」への寄附金を原資として、災害ボランティア活動の円滑化等に直結する事業に対し補助金を交付することにより、災害ボランティア活動の環境整備を図る。	13,013 千円																						
【前年度の実施状況及び成果】 災害ボランティアセンターの運営を効率化するシステムの運用	県・ 県社会福祉協議会	<実施状況> ○いばらき型災害ボランティアセンター運営支援システム（IVOS）の概要 オンラインによる災害ボランティアの事前受付の導入と災害ボランティアセンター運営に必要な情報（被災者ニーズ情報、案件別活動履歴など）のデータベース化により各種情報を即時共有するシステム。災害ボランティアと被災者ニーズのスムーズなマッチングに有用な情報処理、各種帳票の自動作成、被災者ニーズの地図情報化などの機能を有する。 <table><tr><th>時期</th><th colspan="2">内 容</th></tr><tr><td rowspan="9">6 月～</td><td colspan="2">市町村社協等からの要請により IVOS 操作研修を実施</td></tr><tr><th>研修実施日</th><th>会場</th></tr><tr><td>2/4</td><td>セキショウ・ウェルビーイング 福祉会館（集合研修）</td></tr><tr><td>8/26</td><td>常陸太田市社会福祉協議会</td></tr><tr><td>9/26</td><td>土浦市社会福祉協議会</td></tr><tr><td>10/11</td><td>美浦村社会福祉協議会</td></tr><tr><td>11/1</td><td>阿見町社会福祉協議会</td></tr><tr><td>12/6</td><td>つくばみらい市社会福祉協議会</td></tr><tr><td>1/26</td><td>水戸市社会福祉協議会</td></tr></table> <成 果> 市町村社会福祉協議会等において IVOS 操作研修を実施し、操作・活用方法の基礎を修得することにより、災害発生時に災害ボランティアセンターへ IVOS を速やかに導入・運用できる体制整備の推進を図ることができた。 (福祉部 福祉政策課)	時期	内 容		6 月～	市町村社協等からの要請により IVOS 操作研修を実施		研修実施日	会場	2/4	セキショウ・ウェルビーイング 福祉会館（集合研修）	8/26	常陸太田市社会福祉協議会	9/26	土浦市社会福祉協議会	10/11	美浦村社会福祉協議会	11/1	阿見町社会福祉協議会	12/6	つくばみらい市社会福祉協議会	1/26	水戸市社会福祉協議会	—
時期	内 容																								
6 月～	市町村社協等からの要請により IVOS 操作研修を実施																								
	研修実施日	会場																							
	2/4	セキショウ・ウェルビーイング 福祉会館（集合研修）																							
	8/26	常陸太田市社会福祉協議会																							
	9/26	土浦市社会福祉協議会																							
	10/11	美浦村社会福祉協議会																							
	11/1	阿見町社会福祉協議会																							
	12/6	つくばみらい市社会福祉協議会																							
	1/26	水戸市社会福祉協議会																							
【今後の取組】 災害ボランティアセンターの運営を効率化するシステムの運用	県・ 県社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの運営の効率化を図るため、ICT を活用し、「災害ボランティア」と「被災者ニーズ」のマッチングの円滑化等のための「いばらき型災害ボランティアセンター運営支援システム（IVOS）」の運用等を行う。	—																						

(5) 県外における災害ボランティア活動に対する支援（第11条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]						
			今年度 当初予算額 [千円]						
【前年度の実 施状況及び 成果】 県外被災地に 係る災害ボラ ンティア募集 情報等の発信	県 ・ 県社会福 祉協議会	<実施状況> 県ホームページ及び特設サイト「災ボラ STANDBY（スタンバイ）」において、能登半島地震 に関し、被災地における「災害ボランティアセン ター設置情報」及び「災害ボランティア募集情報」 の発信を継続して行った。 <table><tr><td>対象災害</td><td>時期</td><td>主な発信内容</td></tr><tr><td>令和6年 能登半島 地震</td><td>R6年 1月 ～</td><td>災害ボランティアセン ター設置情報等</td></tr></table> <成 果> 全国各地で発生した災害における災害ボラン ティア募集情報等を、県民に向けて速やかに情報 発信することにより、県外における被災者支援の 迅速かつ適切な実施につなげることができた。 （福祉部 福祉政策課）	対象災害	時期	主な発信内容	令和6年 能登半島 地震	R6年 1月 ～	災害ボランティアセン ター設置情報等	—
対象災害	時期	主な発信内容							
令和6年 能登半島 地震	R6年 1月 ～	災害ボランティアセン ター設置情報等							
【今 後 の 取 組】 県外における 災害ボランテ ィア活動に対 する支援	県 ・ 県社会福 祉協議会	他県で発生した災害において、現地を訪れてボ ランティア活動をしたいと考える県民が、活動に 必要な情報に容易にアクセスできるよう、県ホー ムページや特設サイト「災ボラ STANDBY（スタン バイ）」において、県外被災地における災害ボラ ンティアセンターの設置や災害ボランティア募 集に係る情報を提供する。	—						

(6) 普及啓発（第 12 条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実 施状況及び 成果】 「いばらき学 ぼうさい」に おける啓発	県	<実施状況> ○令和 7 年度第 1 回 ・開催日時：令和 7 年 7 月 5 日（土） 10:00～16:00 ・開催場所：イオンモール土浦 ・来場者数：520 名 ・啓発内容：災害ボランティアクイズ、啓発ポスター及び災害ボランティア登録案内掲示、啓発チラシ配布 ○令和 7 年度第 2 回 ・開催日時：令和 8 年 3 月 7 日（土） 10:00～16:00 ・開催場所：イオンモール水戸内原 ・来場者数：571 名 ・啓発内容：災害ボランティアクイズ、啓発ポスター及び災害ボランティア登録案内掲示、啓発チラシ配布 <成 果> 会場に災害ボランティア啓発ブースを設置して、災害ボランティアについて周知したことで、県民の災害ボランティアについての理解と関心を高めることができた。 （防災・危機管理部 防災・危機管理課）	934 千円
【今後の取 組】 「いばらき学 ぼうさい」に おける啓発	県	県民の防災に関する意識向上を図ることを目的に、民間企業と連携して開催する啓発イベント「いばらき学ぼうさい」において、災害ボランティア活動に関する啓発を行う。	934 千円

【前年度の実施状況及び成果】 災害ボランティア活動の啓発イベント等への参加	県	＜実施状況＞ 【啓発イベントの概要】 <table><tr><td>名称等</td><td>名称：「ふれ愛広場イベント」 会場：龍ヶ崎市ふるさとふれあい公園、総合福祉センター</td></tr><tr><td>開催日時</td><td>10月4日 11:00～15:30</td></tr><tr><td>イベントの主な内容</td><td>文化と福祉を融合させた市民参加型の福祉まつり「ふれ愛イベント」に参加し、「災害ボランティア」についての啓発ブースを出展</td></tr></table> 【メディア等による広報の実施】 ・県広報紙「ひばり6月号」掲載 ・ラジオ県だより（6月16日、26日放送） ・県公式X、Yahoo ぐらし、産業戦略部メールマガジンによる情報発信 ＜成果＞ 啓発イベントやメディア等による情報発信により、災害ボランティア活動についての理解と関心を深めることができた。 （福祉部 福祉政策課）	名称等	名称：「ふれ愛広場イベント」 会場：龍ヶ崎市ふるさとふれあい公園、総合福祉センター	開催日時	10月4日 11:00～15:30	イベントの主な内容	文化と福祉を融合させた市民参加型の福祉まつり「ふれ愛イベント」に参加し、「災害ボランティア」についての啓発ブースを出展	—
名称等	名称：「ふれ愛広場イベント」 会場：龍ヶ崎市ふるさとふれあい公園、総合福祉センター								
開催日時	10月4日 11:00～15:30								
イベントの主な内容	文化と福祉を融合させた市民参加型の福祉まつり「ふれ愛イベント」に参加し、「災害ボランティア」についての啓発ブースを出展								
【今後の取組】 災害ボランティア活動の啓発イベントへの参加	県	災害ボランティア活動に係る啓発イベントに参加やし、災害ボランティアについての理解と関心を深めるとともに、共助意識の普及を図る。	—						

(7) 推進体制の整備等 (第14条関係)

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]				
			今年度 当初予算額 [千円]				
【前年度の実 施状況及び 成果】 組織体制の整備	県	<実施状況> ・専任職員の配置 福祉部福祉政策課に、引き続き災害ボランティア活動の支援・促進を担当する専任職員を配置した。 <成 果> 配置した専任職員を中心に、災害ボランティア活動に関する人材育成や環境整備などの各種施策を推進し、災害ボランティア活動の支援・促進を図ることができた。 (福祉部 福祉政策課)	—				
【今後の取 組】 組織体制の整備	県	「茨城県災害ボランティア活動を支援し、促進するための条例」を踏まえ、県として必要な施策を着実に実施していくための推進体制を整備する。	—				
【前年度の実 施状況及び 成果】 茨城県災害ボ ランティア活 動支援基金の 設置	県	<実施状況> 「茨城県災害ボランティア活動支援基金」に係る寄附金を募集するとともに、同基金に関する特設サイトによる広報、県公式X、ショッピングモール等でのチラシ配布などにより、県民等に対して周知を図った。 個人からの寄附については、県の「ふるさと納税」サイトから、企業からの寄附については、寄附のインセンティブとなるよう「企業版ふるさと納税」により寄附ができるようにしている。 <成 果> 令和7年度において以下の寄附実績を上げ、災害ボランティア活動支援事業費補助金の原資として活用することにより、災害ボランティア活動の環境整備を図ることができた。 【令和7年度 寄附実績（見込）】 <table><tr><td>寄附 総額</td><td>128,026,838 円 (内訳) 法人 8,389,838 円 個人 119,637,000 円</td></tr><tr><td>寄附 件数</td><td>2,950 件 (内訳) 法人 9 件、個人 2,941 件</td></tr></table> (福祉部 福祉政策課)	寄附 総額	128,026,838 円 (内訳) 法人 8,389,838 円 個人 119,637,000 円	寄附 件数	2,950 件 (内訳) 法人 9 件、個人 2,941 件	38,617 千円
寄附 総額	128,026,838 円 (内訳) 法人 8,389,838 円 個人 119,637,000 円						
寄附 件数	2,950 件 (内訳) 法人 9 件、個人 2,941 件						

【今後の取組】 茨城県災害ボランティア活動支援基金の設置	県	災害ボランティア活動の環境整備を図る事業への助成等に係る原資を確保するとともに、県民・県内事業者等における共助意識の醸成を目的として、「茨城県災害ボランティア活動支援基金」を設置し、広く寄附金を集める。	13,013 千円
---------------------------------	---	---	-----------

4 その他

特になし

議員提案政策条例の規定による施策等の実施状況及び成果に関する報告書

1 条例の基本事項

条例の名称	茨城県食と農を守るための条例		
担当課（室）	農林水産部農業政策課	公 布 日	令和6年3月29日
報告の根拠	第26条 知事は、毎年度、この条例に基づく食料と農業及び農村に関して講じた施策の実施状況及び成果を取りまとめ、議会に報告するとともに、これを公表するものとする。		

2 条例の概要・施策体系図・推進体制等

(1) 条例の概要

1 目的（第1条）

我が国において食料安全保障の達成が重要な課題となっているとの認識の下、食料と農業及び農村に関する基本となる事項を定める。本県農業及び農村の持続的な発展並びに県民の豊かな食生活の実現に寄与する。

2 基本理念（第2条）

- (1) 食料は、主食となる米、麦等の重要性を踏まえつつ、県民がいかなる時でも健康な生活を送ることができるよう、多様化する需要に即した生産並びに安全及び安心が確保され、かつ、食料自給率の向上が図られることにより、将来にわたって安定的に供給されなければならないこと。
- (2) 農業は、人間の生命の維持に欠くことができない食料を生み出す重要なものであることに鑑み、環境との調和に配慮し、生産基盤の強化・担い手の確保、生産性・収益性の高い安定した経営により、持続的な発展及び強靱化が図られなければならないこと。
- (3) 農村は、農業の有する食料の供給の機能・多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、福祉の向上により、振興が図られなければならないこと。

3 関係機関の役割等（第3条―第8条）

県の責務、市町村との連携等、関係者の役割（農業者、農業関係団体、食品関連事業者、県民）を明確化

4 基本的施策（第9条―第25条）

(1) 農畜産物の安定供給の実現（第9条）

国際情勢に左右されにくい農業構造への転換・需要に応じた生産体制の強化 等

(2) 環境との調和に配慮した持続可能な農業の推進（第10条）

有機農業・耕畜連携の推進、総合的な病虫害管理の推進、温室効果ガスの排出量削減 等

(3) 農地の適正かつ有効な利用等（第11条）

農地の集積・集約化、遊休農地の利用の促進・発生防止 等

(4) 生産基盤の総合的な整備等（第12条）

農地、農業用排水施設、ため池、農道等の総合的・計画的な整備、保全、強靱化 等

(5) 水田農業に対する支援の強化等（第13条）

米、麦等並びに園芸作物及び飼料作物等の生産・品質の確保のための支援 等

(6) 多様な担い手の確保及び育成（第14条）

意欲ある農業者等への生産技術の習得・向上支援、若年農業者の確保・育成 等

(7) 女性の参画等の促進（第15条）

女性の農業経営・地域活動への参画、連携の促進のための環境の整備 等

(8) 意欲ある農業者等による営農指導の実施（第16条）

経験豊かな意欲ある農業者等が営農指導を行うことができる環境の整備 等

(9) 農業経営の安定 (第 17 条)

経営の健全化支援、相談体制の強化、農業保険等の加入促進、法人経営支援 等

(10) 生産性の向上等による収益性の高い農業の推進 (第 18 条)

スマート農業の推進、需要に応じた生産体制等の構築、輸出、付加価値向上等による販路の拡大 等

(11) 農業技術の向上等 (第 19 条)

新技術・新品種の開発等、研究者・技術者の育成、食料安全保障に資する試験研究 等

(12) 農村及び中山間地域等の総合的な振興 (第 20 条)

生産基盤・生活環境の整備、地域コミュニティの維持 等

(13) 鳥獣による被害の防除 (第 21 条)

有害鳥獣の個体数を減らすための捕獲、鳥獣による被害を防除する体制づくり 等

(14) 自然災害等による被害の防止及び復旧支援等 (第 22 条)

生産基盤の強靱化、農地等の復旧支援、経営再建支援、事業継続計画策定の普及 等

(15) 地域内の農業者と消費者との循環型ネットワークづくり (第 23 条)

地域内で消費者が農業者を支える循環型ネットワークの実現に向けた県民意識の醸成

(16) 県産農畜産物の利用の促進等 (第 24 条)

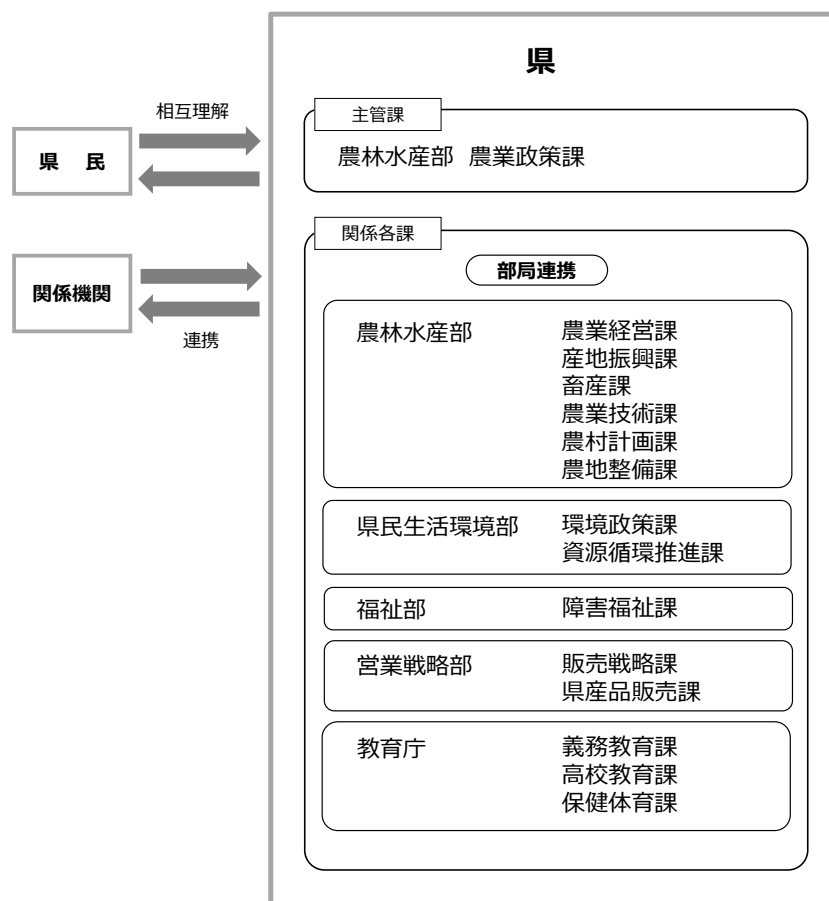
県産農畜産物の学校給食への利用促進・消費の拡大 等

(17) 食育を通じた県民と農業者等との相互理解の促進等 (第 25 条)

イベントの開催、食育の推進のための推進組織の育成・人材の確保、県民に対する学習機会の確保・体験活動の促進、食品ロス削減の県民意識の醸成 等

(2) 推進体制

農林水産部が主体となって庁内関係部局と連携体制をとるとともに、農業政策課が全体の取りまとめや進捗管理を行う。



(3) 条例制定後の主な取組

- 本条例の基本理念を実現するには、農業が魅力ある産業として次世代に引き継がれていくよう、「儲かる農業」の実現を進めることが重要。
- 県では、「第3次茨城県総合計画」において、農業経営体1経営体当たりの生産農業所得を令和11年度800万円に、「茨城農業の将来ビジョン」では、農業産出額を令和32年には5,000億円とする目標を掲げ、本県農業の構造改革に向けた各種施策を実施。
- また、県では、本条例の施行後、各市町村及び関係団体への周知並びに県ホームページへの掲載等を実施。今後も引き続き、本条例の基本理念や推進につながる各種施策について、ホームページやSNSを通じて県民に分かりやすく発信。

表1 生産農業所得（農業経営体1経営体当たり）「第3次茨城県総合計画（R8-R11）」

	現状値	進捗	目標値
生産農業所得 (農業経営体1経営体 当たり)	令和6年度 (令和5年実績) 415万円	令和7年度 (令和6年実績) 584万円	令和11年度 (令和10年実績) 800万円

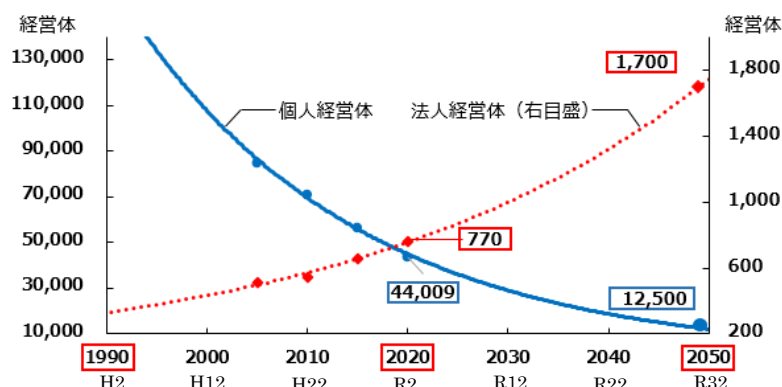
データ元：農林水産省「生産農業所得統計」

表2 農業産出額 「茨城農業の将来ビジョン（令和5年5月策定）」

	現状値	進捗	目標値
農業産出額	令和4年度 (令和3年実績) 4,263億円	令和7年度 (令和6年実績) 5,494億円	令和33年度 (令和32年実績) 5,000億円

データ元：農林水産省「生産農業所得統計」

図1 茨城県の個人経営体及び法人経営体の推移と将来推計



データ元：令和2年以前は農林水産省「農林業センサス」「世界農林業センサス」（組替集計）、令和32年は県農業政策課推計値

3 条例の規定による事業等の実施状況及び成果並びに今後の取組

(1) 農畜産物の安定供給の実現

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 飼料対策推進事業（飼料国内自給化緊急対策事業）	畜産農家、 営農集団、 農業法人 等	輸入飼料価格に左右されない畜産経営体への転換を進めるため、自給飼料の生産拡大に対する支援を行うとともに、未利用農産物や食品残渣の飼料化の実証経費に対する支援を行う。 【前年度実績】 ・ 自給飼料の生産拡大支援：14.6ha ・ 補助件数：6 件 ・ 補助金額：1,430 千円	6,500 千円
【今後の取組】 飼料対策推進事業（飼料国内自給化緊急対策事業）	畜産農家、 営農集団、 農業法人 等	国産飼料に立脚した畜産経営体の育成を図るため、引き続き国産飼料化を推進する。	5,400 千円

【前年度の実施状況及び成果】 茨城県 GAP 推進事業	農業者、 農業者団体 (JA 部会、 農業組織、 農業法人)	農業者等に対して GAP に係る意識啓発を図るため、GAP セミナー（年 2 回）を開催。 普及センターの普及指導員等が GAP の実施を推進していくに当たって、GAP に係る専門的な研修を開催することにより、GAP 指導者を養成している。 国際水準の GAP 認証の取得を目指す農業者等に対しては、GAP 認証の取得に係る助言指導等を行うアドバイザーを派遣し、国際水準の GAP 認証の取得を支援している。 【前年度実績】 ・ GAP セミナー開催実績 第 1 回：18 名出席（会場 8 名・WEB10 名） 第 2 回：12 名出席（会場 6 名・WEB 6 名） ・ 普及指導員等向け研修（JGAP 指導員基礎研修）の受講者数：16 名 15 名（普及指導員） 1 名（JA 職員） ・ GAP 認証取得支援アドバイザーの派遣件数：5 団体（計 7 回） うち、アドバイザーを活用して JGAP 認証等を取得した農業者等の件数：2 団体（うち 1 団体は取得予定）	3, 151 千円
【今後の取組】 茨城県 GAP 推進事業	農業者、 農業者団体 (JA 部会、 農業組織、 農業法人)	農業者等に対して GAP に係る意識啓発を図るため、GAP セミナー（年 1 回）を開催。 普及センターの普及指導員等が GAP の実施を推進していくに当たって、GAP に係る専門的な研修を開催することにより、GAP 指導者を養成している。 国際水準の GAP 認証の取得を目指す農業者等に対しては、GAP 認証の取得に係る助言指導等を行うアドバイザーを派遣し、国際水準の GAP 認証の取得を支援している。 ・ GAP に係る意識啓発を図るため引き続き、GAP セミナーを開催する。 ・ GAP 指導を行うことができる普及指導員を養成するための研修を実施することにより、本県における GAP の実施を引き続き推進する。 ・ アドバイザー派遣事業により、国際水準の GAP 認証の取得を目指す農業者等についても引き続き支援する。	4, 733 千円

(2) 環境との調和に配慮した持続可能な農業の推進

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 いばらきオーガニックステップアップ事業	農協、 営農集団、 農業法人・ 認定農業者、 市町村 等	環境負荷の低減と農産物の高付加価値化が期待できる有機農業の取組拡大に向けて、有機モデル団地の育成や有機農産物の供給能力の向上等を支援する。 また、生産技術の普及に向けた研究や有機農業指導員の育成等に取り組み、県が主体的に有機農業を推進する体制を構築する。 【前年度実績】 ・地域における有機農業産地づくり支援：4件（常陸大宮市（継続地域）、笠間市（継続地域）、石岡市（継続地域）、かすみがうら市（継続地域）） ・荒廃農地等を活用した生産農地確保の取組に対する支援：2件（計278a） ・規模拡大のための農地貸付協力金：9件（計205a） ・有機転換初年度のは場環境整備等に対する支援：3件（554a） ・有機農産物の供給能力向上支援（有機JAS認証取得支援）：10件（本事業活用による増加面積合計35.9ha） ・有機農産物新商品開発チャレンジ支援：1件（イチゴ） ・生産・需要拡大支援 ①いばらきオーガニック推進ネットワークの開催（2回） 茨城県有機農産物認証制度や学校給食をテーマに意見交換を実施（9月30日）。また、有機農産物の加工拡大、生産・流通のマッチングに係る意見交換会を開催（2月24日）。 ②生産技術の普及等に向けた試験研究 ・有機栽培における施設葉物野菜の収量安定化に貢献する施肥予測技術の開発（園研、令和5～9年） ・カンショの高付加価値化に向けたオーガニック栽培技術と特徴ある新	129,375 千円

		品種に適する干しいも加工技術の開発に関する試験研究事業（農研、令和4～8年） ・茨城県農産物差別化のための有機農産物と一般農産物の抗酸化能の違いの解明（農研、令和4～8年） ・本県の水稲有機栽培に適応性の高い除草技術及び施肥技術の開発・実証（農研、令和6年～8年） ・有機農業指導員の育成：30人育成（令和8年3月末時点累計79人） ・土づくりの推進支援（資源循環型農業の推進）：実績無し	
【今後の取組】 いばらき有機農業トッパー事業	農協、 営農集団、 農業法人・ 認定農業者、 市町村 等	本県の有機農業の生産・流通拡大及び収益性向上のために、荒廃農地等を活用した生産環境整備、機械等の導入による団地育成や有機農産物の差別化などを支援する。 また、指導人材の育成や技術開発にも取り組む。	178,760千円
【前年度の実施状況及び成果】 良質堆肥広域流通促進事業	畜産農家、 堆肥利用集団 等	霞ヶ浦・涸沼流域内の畜産農家に対し、家畜排せつ物処理施設の整備・補改修の支援や、良質な堆肥を流域外等で利用する取組を支援することで、畜産農家での効率的な処理と霞ヶ浦・涸沼への負荷低減を図る。 【前年度実績】 ・堆肥舎等 1件 ブロー付き堆肥舎1件（令和6年度から繰越） - 固液分離機 1件 ・堆肥の広域流通 9集団	34,035千円
【今後の取組】 良質堆肥広域流通促進事業	畜産農家、 堆肥利用集団 等	引き続き、良質堆肥の生産と流域外での利用を推進することで適正施肥と霞ヶ浦・涸沼への負荷軽減を図る。	60,087千円
【前年度の実施状況及び成果】 畜産堆肥循環型農業団地形成モデル事業	畜産農家、 耕種農家	良質な堆肥を生産する畜産農家とその堆肥を利用する耕種農家との耕畜連携により、資源循環型の農業団地を形成し、新たな農業所得向上モデルを確立する。 【前年度実績】 ・農業団地設立 1団地 ・取組内容 ペレット堆肥製造施設整備、ペレット堆肥散布	26,864千円

		機、堆肥流通支援	
【今後の取組】 畜産堆肥循環型農業団地形成モデル事業	耕種農家	畜産農家が生産したペレット堆肥等の流通体制構築のため、耕種農家向け堆肥散布機械の導入や堆肥の利用を支援する。	8,000 千円
【前年度の実施状況及び成果】 茨城県グリーンな栽培体系加速化事業	協議会、都道府県、市町村、農業協同組合	国のみどりの食料システム戦略緊急対策交付金を活用し、「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する先端技術等」への転換を推進するため、産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援する。 【前年度実績】 ・事業活用地区：3 地区 ・取組内容：農業用プラスチック削減及び有機水稻での除草回数削減による省力化 ・補助金額：3,307 千円	3,426 千円
【今後の取組】 茨城県グリーンな栽培体系加速化事業	協議会、都道府県、市町村、農業協同組合	みどりの食料システム戦略に示された生産力向上と持続性の両立に向け、引き続き、産地に適した技術の検証及び定着を支援する。	10,800 千円
【前年度の実施状況及び成果】 環境保全型農業直接支払事業	農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者	環境保全を重視した農業へ転換するため、化学肥料・化学合成農薬の使用を県の慣行レベルから原則 5 割以上低減する取組又は有機農業の取組と併せて、地球温暖化防止・生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体等に対し、国・市町村とともに掛かり増し経費を支援する。 【前年度実績】 ・取組市町村数 25 ・取組件数 51 件 ・実施面積 548ha - 内訳：堆肥 118ha - 緑肥 52ha - 有機 379ha	47,562 千円
【今後の取組】 環境保全型農業直接支払事業	農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者	引き続き、県内の農業者等に対し、環境保全型農業についての理解促進を図るとともに、有機農業に関する普及指導体制の拡充を図る。	54,400 千円

【前年度の実施状況及び成果】 総合的病害虫管理技術実証事業	県	高度な薬剤抵抗性を獲得することにより、農薬による防除が難しくなっている昆虫等に対して、天敵昆虫や防除資材等を利用した農薬のみに頼らない総合防除技術を確立し、生産現場に普及する技術を実証する。 【前年度実績】 ・実証技術数：1 (コナジラミ類の天敵昆虫であるタバコカスミカメを利用した総合防除法の確立)	559 千円
【今後の取組】 総合的病害虫管理技術実証事業	県	農薬のみに頼らない総合防除技術を確立するため、継続して取り組む。 ・実証技術数：1	690 千円
【前年度の実施状況及び成果】 いばらき重要病害虫総合防除対策事業	農業者団体等	温暖化や高度な薬剤抵抗性の発達等により、本県における重要病害虫がまん延する地域定め、当該地域のうち特に被害が大きい地区を重点地区、重点地区以外の地域を一般地域と設定する。 重点地区における総合防除技術の実証、一般地域における総合防除技術の導入面積拡大に必要な経費を支援する。 【前年度実績】 対象病害虫：ピーマン黄化えそ病 ・重点地区の取組件数：2件 ・一般地域の取組件数：4件 ・補助金額：6,512 千円	10,260 千円
【今後の取組】 いばらき重要病害虫総合防除対策事業	農業者団体等	引き続き、重要病害虫の防除に向け、総合防除技術の実証や導入面積拡大に係る経費を支援する。 対象病害虫：ピーマン黄化えそ病	12,212 千円
【前年度の実施状況及び成果】 地域循環型エネルギーシステム構築事業	農業者等	営農型太陽光発電設備設置下に最適な作目や栽培体系、発電設備の設計等についての検討を支援し、その結果、最適化された営農型太陽光発電設備の導入実証を支援する。 【前年度実績】 ・実績無し（1件相談有り）	0 千円

【今後の取組】 地域循環型エネルギーシステム構築事業	農業者 等	引き続き、みどりの食料システム戦略に基づき、地域の再生可能エネルギー資源を活用した地域循環型エネルギーシステムの構築のための取組を支援する。	10,000 千円
【前年度の実施状況及び成果】 みどりの食料システム戦略推進事業	県、事業者	環境負荷低減の取組の定着・拡大に向けた取組をトータルにサポートする体制の構築のための取組や、環境負荷低減の取組に対する設備の支援を行う。 【前年度実績】 - 令和7年7月に、県・市町村等の関係者で構成する「茨城県みどりトータルサポートチーム」を設立し、環境負荷低減に関する研修会（年2回）や、消費者理解の醸成に向けたイベント（年1回）を実施した。 - 基盤認定事業者の化学農薬の代替となる国産天敵農薬生産施設（環境制御機能付きコンテナハウス）を増設するに当たり、天敵農薬の生産体制の強化を支援した。	18,714 千円
【今後の取組】 みどりの食料システム戦略推進事業	県、市町村、 農業者 等	みどりの食料システム戦略に基づき、環境負荷低減等の取組や、それらを広げるための環境づくりを支援する。 - みどりトータルサポートチームにおいて、みどり認定を推進するとともに、環境負荷低減に関する研修会や、消費者理解の醸成に向けたイベント等を実施する。 - 有機農業拠点の創出に向けて有機農業実施計画の策定とその実現に必要な試行的な取組、体制づくりを支援する。 - 特定環境負荷低減事業活動実施計画等の認定を受けて行う機械・施設の導入を支援する。 - 有機農業の拡大に意欲的な農業者に対して、スマート農業技術に関する農業機械や設備の導入を支援する。	81,248 千円

(3) 農地の適正かつ有効な利用等

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 農地中間管理事業	(公社) 茨城県農林振興公社 等	農地の中間的受け皿となる農地中間管理機構の整備・運営等に対する支援や同機構に一定割合以上の農地を貸し付けた地域への支援を行う。 【前年度実績】 ・担い手への集積面積 約 1,777ha	418,342 千円
【今後の取組】 農地中間管理事業	(公社) 茨城県農林振興公社 等	引き続き、農地中間管理機構を軸として担い手への農地の集積・集約化を推進する。	601,256 千円
【前年度の実施状況及び成果】 遊休農地解消対策事業	(公社) 茨城県農林振興公社 等	担い手への農地の集積・集約化を促進するため、農地中間管理機構が遊休農地を借り受け、解消するために必要となる経費を支援する。 【前年度実績】 ・解消面積 1.20ha 下妻市 49a、城里町 31a、坂東市 40a	643 千円
【今後の取組】 遊休農地解消対策事業	(公社) 茨城県農林振興公社 等	引き続き、機構との連携により遊休農地を解消し、担い手への農地の集積・集約化を促進するために当事業の活用を推進する。	6,405 千円
【前年度の実施状況及び成果】 いばらきオーガニックステップアップ事業 【再掲】	農協、営農集団、農業法人、認定農業者、市町村 等	環境負荷の低減と農産物の高付加価値化が期待できる有機農業の取組拡大に向けて、有機モデル団地の育成や有機農産物の供給能力の向上等を支援する。 また、生産技術の普及に向けた研究や有機農業指導員の育成等に取り組み、県が主体的に有機農業を推進する体制を構築する。 【前年度実績】 ・地域における有機農業産地づくり支援：4件（常陸大宮市（継続地域）、笠間市（継続地域）、石岡市（継続地域）、かすみがうら市（継続地域））	129,375 千円

		・荒廃農地等を活用した生産農地確保の取組に対する支援：2件（計278a） ・規模拡大のための農地貸付協礼金：9件（計205a） ・有機転換初年度のほ場環境整備等に対する支援：3件（554a） ・有機農産物の供給能力向上支援（有機JAS認証取得支援）：10件（本事業活用による増加面積合計35.9ha） ・有機農産物新商品開発チャレンジ支援：1件（イチゴ） ・生産・需要拡大支援 ①いばらきオーガニック推進ネットワークの開催（2回） 茨城県有機農産物認証制度や学校給食をテーマに意見交換を実施（9月30日）。また、有機農産物の加工拡大、生産・流通のマッチングに係る意見交換会を開催（2月24日）。 ②生産技術の普及等に向けた試験研究 ・有機栽培における施設葉物野菜の収量安定化に貢献する施肥予測技術の開発（園研、令和5～9年） ・カンショの高付加価値化に向けたオーガニック栽培技術と特徴ある新品種に適する干しいも加工技術の開発に関する試験研究事業（農研、令和4～8年） ・茨城県農産物差別化のための有機農産物と一般農産物の抗酸化能の違いの解明（農研、令和4～8年） ・本県の水稲有機栽培に適応性の高い除草技術及び施肥技術の開発・実証（農研、令和6年～8年） ・有機農業指導員の育成：30人育成（令和8年3月末時点累計79人） ・土づくりの推進支援（資源循環型農業の推進）：実績無し	
【今後の取組】 いばらきオーガニックステップアップ事業 【再掲】	農協、 営農集団、 農業法人・ 認定農業者、 市町村 等	本県の有機農業の生産・流通拡大及び収益性向上のために、荒廃農地等を活用した生産環境整備、機械等の導入による団地育成や有機農産物の差別化などを支援する。 また、指導人材の育成や技術開発にも取り組む。	178,760千円

(4) 生産基盤の総合的な整備等

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 農地防災減災事業	県、市町村、土地改良区等	地震や集中豪雨等による農業用施設等の災害を防止し、農村地域の防災力の向上を図る。 【前年度実績】 ・農地防災減災事業 計 17箇所 内訳 ため池等整備 13箇所 地盤沈下対策 2箇所 湛水防除 2箇所	1,591,190 千円
【今後の取組】 農地防災減災事業	県、市町村、土地改良区等	引き続き、農業用施設の防災力向上を図る。	998,738 千円
【前年度の実施状況及び成果】 耕作条件改善事業	市町村、土地改良区、農業協同組合、農地中間管理機構、農業法人等	農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の推進や高収益作物への転換を図るためのきめ細かな耕作条件の改善を支援する。 【前年度実績】 ・42地区 区画拡大、暗渠排水等	789,024 千円
【今後の取組】 耕作条件改善事業	市町村、土地改良区、農業協同組合、農地中間管理機構、農業法人等	34地区について、引き続き、区画拡大、暗渠排水等を実施する。	599,921 千円
【前年度の実施状況及び成果】 県単土地改良事業	市町村、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合等	田畑の整備や老朽化した土地改良施設の改修などにより、営農の効率化と農業の振興を図る。 【前年度実績】 ・223地区 農業用排水施設整備	587,212 千円
【今後の取組】 県単土地改良事業	市町村、土地改良区、土地改良区連合、	183地区について、引き続き、農業用排水施設整備等を実施する。	698,366 千円

	農業協同組合等		
【前年度の実施状況及び成果】 土地改良施設維持管理適正化事業	土地改良区等	農業用水路や機場等の土地改良施設の定期的な整備補修及び防災・減災力の強化を図るため、土地改良施設維持管理適正化事業を実施する土地改良区等に対し、事業費の30%を助成する（県は土連を通じた間接補助）。 【前年度実績】 ・実施地区等 56 地区、66 施設	265,196 千円
【今後の取組】 土地改良施設維持管理適正化事業	土地改良区等	引き続き、必要な県予算の確保に努め、土地改良区等が行う補修等により機能維持や防災・減災力の強化を図られるよう支援する。	269,480 千円
【前年度の実施状況及び成果】 経営体育成基盤整備事業	県	区画整理や用排水施設、農道等の農業生産基盤整備と、集落道路、集落排水路などの生活環境基盤整備を一体的に行うとともに、基盤整備を契機として農地の集積、集約化を促進し、効率的かつ安定的な水田農業経営の確立を目指す。 【前年度実績】 ・58 地区 区画整理 68.1ha 用水路 108.1ha 暗渠排水 34.4ha	8,586,049 千円
【今後の取組】 経営体育成基盤整備事業	県	農業の生産性の向上等を図り、担い手の効率的な水田営農が可能となるよう、引き続き、ほ場の大区画化や水田の汎用化など、生産基盤の総合的な整備を推進していく。	3,797,854 千円
【前年度の実施状況及び成果】 県営かんがい排水事業	県	農業用水の安定供給、排水条件の改善など水利用の安定と合理化を図るため、用排水機場や用排水路などの農業用排水施設を整備する。 また、基幹的農業水利施設の長寿命化と、ライフサイクルコストの低減を図るため、効率的な保全対策工事を行う。 【前年度実績】 ・22 地区	2,405,840 千円

		用水路 0.7 km 排水路 0.8 km パイプライン 29.2ha 施設補修 13 箇所	
【今後の取組】 県営かんがい排水事業	県	国営事業関連地区の基盤整備を推進するとともに、計画的に用水路等を整備する。 既存施設の有効活用及び長寿命化を図るため、施設の劣化状況を把握し、計画的に対策工事を実施する。	1,612,015 千円
【前年度の実施状況及び成果】 県営畑地帯総合整備事業	県	高品質な農作物の生産拡大及び安定供給を図るため、畑地の基盤整備を進めるとともに、用水を利用した産地づくりのための畑地かんがい施設等を総合的に整備する。 【前年度実績】 ・12 地区 区画整理 27.4ha 畑かん 11.7ha	1,538,584 千円
【今後の取組】 県営畑地帯総合整備事業	県	担い手へ農地を集積するとともに、畑地かんがい営農の確立や新たな導入作物の検討を行う等、地域の実情に応じた営農の推進・産地づくりを推進していく。	1,120,775 千円
【前年度の実施状況及び成果】 農道整備事業（基幹的農道整備事業、ふるさと農道整備事業）	県	農村地域の農業生産、農産物の運搬・流通及び住民生活の利便性向上を図る。 【前年度実績】 基幹的農道整備事業 伊師地区（日立市） ふるさと農道整備事業 本郷高野地区（神栖市） 総上・豊加美地区（下妻市）	190,190 千円
【今後の取組】 農道整備事業（基幹的農道整備事業、ふるさと農道整備事業）	県	農業の生産性の向上に重要な整備であることから、引き続き、生産基盤と併せて農道整備を推進していく。	137,750 千円
【前年度の実施状況及び成果】	農業者、地域住民 等	農地・農業用水等の資源や農村環境を保全していくため、農業者と地域住民が一体となっていく、農業用排水	1,626,614 千円

多面的機能支払交付金		路等の保全管理活動（草刈り、水路の補修等）や農村地域の環境保全活動（生態系保全活動、水質保全、景観形成活動等）を支援する。 【前年度実績】 全 44 市町村 718 組織 44,027ha	
【今後の取組】 多面的機能支払交付金	農業者、 地域住民 等	今後も農業者の減少が予想されることから、引き続き、当事業を活用し、地域が行う農地や水路、農道などの維持・管理の取組を推進していく。	1,626,368 千円

(5) 水田農業に対する支援の強化等

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 儲かる産地支援事業	農協、 営農集団、 農業法人、 認定農業者 等	生産性や付加価値の向上、スマート農業機械など低コストで高品質な農作物が生産できる仕組みの導入を進め、収益性の高いモデル的な農家の育成を通し、「儲かる農業」の実現を支援する。 また、有機農産物の生産拡大につながる農業機械・資材等の導入利用を支援し、有機農業のモデル的な経営の実現を支援する。 【前年度実績】 ・対象 34 事業主体 (農業用ドローン、ICT トラクター、ロボット無人田植機、AI 穀物乾燥機等)	106,322 千円
【今後の取組】 儲かる産地支援事業	農協、 営農集団、 農業法人、 認定農業者 等	引き続き、要望調査に基づき事業を推進することにより、「儲かる農業」の実現を支援する。	96,000 千円

【前年度の実施状況及び成果】 農産園芸共同利用施設整備事業 (①いばらきの強い農業づくり総合支援事業、②いばらきの産地パワーアップ事業、③茨城県麦大豆生産技術向上事業、④いばらきの共同利用施設再編集約・合理化支援事業、⑤いばらきの農業支援サービス事業緊急拡大支援対策)	市町村、公社、農業者の組織する団体等	国補事業の活用により、生産施設の整備や農業機械の導入を推進し、本県農業生産基盤の強化を図る。 【前年度実績】 ・真空予冷設備（ネギ）の整備 ・極多収品種、カラスムギの体系防除技術の導入 ・集出荷貯蔵施設（ニラ、こだますいか等）の整備 ・集出荷貯蔵施設（なし）、乾燥調製施設（水稻）の整備（2026 に繰越対応） ・41 事業主体（トラクター、コンバイン、ドローン等）	763,356 千円
【今後の取組】 農産園芸共同利用施設整備事業 (①いばらきの強い農業づくり総合支援事業、②いばらきの産地パワーアップ事業、③いばらきの共同利用施設再編集約・合理化支援事業、④いばらきの農業支援サービス事業緊急拡大支援対策)	市町村、公社、農業者の組織する団体等	引き続き、事業を推進することにより、本県農業生産基盤の強化を図る。	1,154,622 千円
【前年度の実施状況及び成果】 農産振興対策事業	農業者等	ICT 等のスマート農業の活用や地域に応じた低コスト栽培技術を導入し、高品質生産とコスト削減を両立できる技術の体系化を推進する。 また、気候変動に対応した品種及び栽培管理技術の導入などを支援する。 さらに、良食味米の頂点を決めるコンテストを開催し、本県で生産されるおいしさを極めた米を選び出すとと	5,213 千円

		もに、本県産米の認知向上に取り組む。 【前年度実績】 ・高温耐性品種、特色ある米づくり、気候変動に対応した技術に係る米や畑作物の実証ほの設置：19 か所 ・良食味米産地のブランド化に向けた「いばらき米の極み頂上コンテスト」の開催 ・日本穀物検定協会主催の「米の食味ランキング」において、「県央コシヒカリ」及び「ふくまる」で、最高評価の「特 A」を獲得	
【今後の取組】 農産振興対策事業	農業者 等	実需者のニーズに対応した米、麦、大豆などの生産振興を図る。	9,341 千円
【今後の取組】 いばらきの米 トップランナー 産地拡大事業 【新規】	いばらき米 の極み頂上 コンテスト の上位入賞 者 等	県内の良食味産地のブランド化に向け、全国レベルのコンテストでの上位入賞を目指す技術開発、農業者によるコンテストへの出品促進に取り組む。	9,900 千円
【前年度の実施状況及び成果】 耕作条件 改善事業 【再掲】	市町村、 土地改良区、 農業協同組合、 農地中間管理機構、 農業法人 等	農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の推進や高収益作物への転換を図るためのきめ細かな耕作条件の改善を支援する。 【前年度実績】 ・42 地区 区画拡大、暗渠排水等	789,024 千円
【今後の取組】 耕作条件 改善事業 【再掲】	市町村、 土地改良区、 農業協同組合、 農地中間管理機構、 農業法人 等	34 地区について、引き続き、区画拡大、暗渠排水等を実施する。	599,921 千円
【前年度の実施状況及び成果】 県単土地 改良事業 【再掲】	市町村、 土地改良区、 土地改良区 連合、 農業協同組合 等	田畑の整備や老朽化した土地改良施設の改修などにより、営農の効率化と農業の振興を図る。 【前年度実績】 ・223 地区 農業用排水施設整備 等	587,212 千円

【今後の取組】 県単土地 改良事業 【再掲】	市町村、 土地改良区、 土地改良区 連合、 農業協同組合 等	183 地区について、引き続き、農業 用排水施設整備等を実施する。	698,366 千円
【前年度の実 施状況及び成 果】 経営体育成基 盤整備事業 【再掲】	県	区画整理や用排水施設、農道等の農 業生産基盤整備と、集落道路、集落排 水路などの生活環境基盤整備を一体 的に行うとともに、基盤整備を契機と して農地の集積、集約化を促進し、効 率的かつ安定的な水田農業経営の確 立を目指す。 【前年度実績】 ・ 58 地区 - 区画整理 68.1ha - 用水路 108.1ha - 暗渠排水 34.4ha	8,586,049 千円
【今後の取組】 経営体育成基 盤整備事業 【再掲】	県	農業の生産性の向上等を図り、担い 手の効率的な水田営農が可能となる よう、引き続き、ほ場の大区画化や水 田の汎用化など、生産基盤の総合的な 整備を推進する。	3,797,854 千円
【前年度の実 施状況及び成 果】 水田畑地化推 進事業	県、 市町村、 改良区、 農協、 農業法人 等	米中心の営農体系から野菜等の高 収益作物を導入した営農体系への転 換を推進するため、現在、水田として 営農されている農地を畑地化し、農家 の収益性を向上させ、競争力のある農 業経営の実現を目指す。 【前年度実績】 ・ 5 地区 - 水田の畑地化、汎用化等 取組面積 11.6ha	68,731 千円
【今後の取組】 水田畑地化推 進事業	県、 市町村、 改良区、 農協、 農業法人 等	引き続き、水田での高収益作物導入 のため、地域の要望を把握し、必要と なる簡易な基盤整備を推進する。	76,500 千円

(6) 多様な担い手の確保及び育成

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 農業参入等支援センター事業	県	経営相談等の窓口である「茨城県農業参入等支援センター」において、規模拡大や法人化などの意向を有する農業経営体に、中小企業診断士や税理士等の専門家からなる支援チームを派遣するなどし、個々の課題解決に向けた支援を実施する。	37,765 千円
	県、 (公社) 茨城県農林振興公社	【前年度実績】 ・重点支援対象者の選定 16 経営体 (個人 13、法人 3) ・専門家派遣延べ件数 95 件 ・クイック専門家派遣 19 経営体 (公社) 茨城県農林振興公社に委託し、就農相談窓口である「茨城県新規就農相談センター」を設置して、就農相談会の開催、無料職業紹介、就農支援ポータルサイトの運営等を通して、就農啓発活動や就農情報の発信を行う。 【前年度実績】 ・就農相談会等の開催 計 30 回 ・就農相談人数 671 人 ・ポータルサイトのアクセス数 33,117 件	
【今後の取組】 農業参入等支援センター事業	県	引き続き、普及センターとの連携や農業経営者向けのセミナー開催等を通して、支援対象者の掘り起こしを行い、法人化をはじめとする経営課題の解決に向けた幅広い支援を行う。	45,958 千円
	県、 (公社) 茨城県農林振興公社	引き続き、就農相談等への対応、就職支援ポータルサイトによる情報発信等を通して、本県への就農、定着を支援していく。	

【前年度の実施状況及び成果】 新規就農総合支援事業	県、市町村	青年の就農意欲の喚起と定着を図るため、就農前の研修生に対する資金の交付（最長２年間）、認定新規就農者に対する資金の交付（最長３年間）及び経営発展支援のための施設や機械導入等の補助を行う。 先輩農業者等による新規就農者への技術面でのサポート及び農業団体等の伴走機関が行う研修農場の機械・施設の導入等、新規就農者のサポート体制構築に係る支援を行う。 【前年度実績】 R8. 2 月時点 ・ 就農準備資金等 9 人 交付額 13,500 千円 ・ 経営開始資金等 186 人 交付額 217,372 千円 ・ 経営発展支援事業 通常枠 3 人 交付額 13,399 千円 地域計画早期実現支援枠 1 人 交付額 6,122 千円	294,138 千円
【今後の取組】 新規就農総合支援事業	県、市町村	引き続き、就農に向けた準備及び就農開始・経営発展のための資金の交付による就農意欲の向上と就農者の定着を進める。	756,224 千円
【前年度の実施状況及び成果】 いばらき農業アカデミー事業	県	経営の発展段階に合わせた生産技術の習得や経営管理能力の向上を図るため、意欲ある農業者や新規就農者を対象とした講座を実施する。 ・ 個々の経営規模や経営段階に応じた実践的かつ最先端の経営者育成カリキュラムのもと、経営者としての視点、心構え、事業戦略の考え方等を学びながら、経営モデル等の作成に取り組む講座を開催。（リーダー農業経営者育成講座） ・ 女性農業経営者育成講座を修了し、経営管理能力を身につけた女性農業者がビジネスモデルを実現する取組を支援。（経営発展モデル実現アシスト事業） 【前年度実績】 ・ 32 講座を開催し、延べ 4,210 人（前年度比＋132 人）人が講座を受講した。受講生の満足度は 5 点満点中 4.5（前年度と同じ）であった。	30,072 千円

【今後の取組】 いばらき農業 アカデミー事 業	県	引き続き、意欲ある農業者に対して 学びの機会を提供し、生産技術や経営 管理能力の向上を支援していく。	31,144 千円
【前年度の実 施状況及び成 果】 県立農業大学 校の設置	県	儲かる農業を実践し、将来の本県農 業を牽引する人材を育成するため、学 生の経営者マインドを醸成する研修 教育を実施する。 【前年度実績】 ・令和7年度は41名の卒業生を輩出 し、51%の学生が就農した。その他 の学生も農協や農業関連企業等へ 就職しており、本県農業の担い手と なっている。	教育費 85,762 千円 運営費 78,977 千円 国補施設整 備費 9,433 千円 県単施設整 備費 27,501 千円 職員給与費 253,268 千円
【今後の取組】 県立農業大学 校の設置	県	卒業生の5割～6割が就農してお り、その他にも農業関係団体や農業関 連企業の役員として活躍しているこ とから、引き続き、農業機械の導入等 により実践的な研修教育を充実させ、 担い手育成に取り組んでいく。	教育費 93,727 千円 運営費 91,772 千円 国補施設整 備費 9,934 千円 県単施設整 備費 215,880 千円 職員給与費 253,213 千円

【前年度の実施状況及び成果】 バーチャル会社経営	県	【前年度実績】 ・農業の経営感覚の醸成を図る経営技術と生産技術に関する学習活動を通じて、課題を発見し、創造的に解決する力を養うことを目的に、農業関係高校7校で実施した。 ・令和7年度より、個人ごとに区画を設定して作付けや管理方法等を計画して実施する「基礎的探究」と、生産活動における農業所得・農業収入・必要経費について、計画と実践を比較・検証する「発展的探究」の2分野を設定し、プロジェクト学習の方法を踏まえ、課題設定（仮説）、計画立案、実施、まとめ（反省、評価、分析）の一連の流れをもとに、生徒が主体的に問いを立て、解決を図る学習活動を展開した。 ・令和8年1月29日に最終報告会を実施し、基礎的探究は10チーム、発展的探究は7チームが報告した。報告会では、農業関係団体や農業関連企業等から、専門的な視点に基づく助言を得た。 ・令和7年12月に農業担当指導主事が農業関係高校を訪問し、生産物の販売経路や農場運営、衛生管理などの状況等を確認するとともに、各校の活動の充実・発展を図りながら、安全な農業生産活動の推進に努めた。	—
【今後の取組】 バーチャル会社経営	県	令和8年度も、バーチャル会社経営を継続予定。	—
【前年度の実施状況及び成果】 農福連携推進事業	農業経営体等	農業分野における多様な働き手確保の一環として農福連携を推進するため、農業経営体と福祉事業者の相互理解に向けた農作業体験会を開催する。 【前年度実績】 ・農作業体験会 6回 ・作業委託契約 6経営体	524 千円

【今後の取組】 農福連携 推進事業	農業経営体 等	農福連携事業の知名度向上のため、 各種会議等での周知を行う 多様な労働力の確保のため、農作業 体験会の開催を推進する。	982 千円
【前年度の実 施状況及び成 果】 共同受発注セ ンター機能強 化	県	共同受発注センターに「農福連携推 進専門員」を配置し、農業者と障害者 福祉事業所のマッチング支援等を行 い、農福連携の促進を図る。 【前年度実績（速報値）】 ・共同受発注センターにおいて 64 件 を斡旋	6,433 千円
【今後の取組】 共同受発注セ ンター機能強 化	県	引き続き共同受発注センターに「農 福連携推進専門員」などを配置し、更 なる農福連携の促進を図る。	9,317 千円
【前年度の実 施状況及び成 果】 初動工賃補助	県	障害者福祉事業所へ農作業等を含 む施設外就労を初めて依頼する経営 体に対して、福祉事業所の障害者が農 作業等の施設外作業に慣れるまでの 試行期間中の工賃の一部を助成する ことにより、福祉事業所への農作業等 の発注を促進する。 【前年度実績】 ・3 経営体へ補助 ・障害者は、農作物の苗植え、収穫、 除草等の作業に従事	700 千円
【今後の取組】 初動工賃補助	県	引き続き試行期間中の工賃の一部 を助成することにより、更なる福祉事 業所への農作業等の発注を促進する。	1,300 千円
【前年度の実 施状況及び成 果】 農業労働力確 保支援対策事 業	県	本県農業の持続的な発展のため、国 内だけでなく、海外の優秀な人材を招 き入れ、担い手として活躍してもら うことができるよう、外国人材の資格取 得や日本語習得を支援すると共に、不 法就労防止の啓発を実施する。 【前年度実績】 ・資格取得支援実績 20 名/8 件 ・県警と連携した啓発活動の実施 ・特定技能外国人の派遣事業に係る説 明会 6 回	2,574 千円

【今後の取組】 農業労働力確保支援対策事業	県	引き続き、外国人材の資格取得や日本語習得等を支援し、本県農業への外国人材の定着を推進すると共に、不法就労防止の啓発を実施する。	5,434 千円
--------------------------	---	---	----------

(7) 女性の参画等の促進

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 農業・農村男女共同参画推進事業 (農村女性大学)	県	男女共同参画を推進するため、農林水産業分野における女性活躍の理解を促進。 ・女性の能力開発活動を支援するため、普及センターごとに農業技術・経営に関する女性の能力向上のための研修等を実施。(農村女性大学) 【前年度実績】 ・研修等を 33 回開催、延べ 187 名が参加した。	1,777 千円
【今後の取組】 農業・農村男女共同参画推進事業 (農村女性大学)	県	引き続き、男女共同参画のための理解を醸成するとともに、女性農業者の能力向上に資する研修を実施する。	4,072 千円
【前年度の実施状況及び成果】 女性農業士活動促進事業	県	茨城農業の中核を担う農業者を育成するため、各地域において自らの農業経営を確立し、農業の担い手育成や地域農業の活性化、農村生活の向上などについて、リーダーとして活動している者を認定する。 【前年度実績】 認定者数 1 名 ※令和 6 年度より農業経営士として認定	398 千円
【今後の取組】 農業経営士活動推進事業	県	茨城農業の中核を担う農業者を育成するため、各地域において自らの農業経営を確立し、農業の担い手育成や地域農業の活性化、農村生活の向上などについて、リーダーとして活動している者を農業経営士として認定する。 ※今年度から農業経営士活動推進事業費へ統合。	1,685 千円

【前年度の実施状況及び成果】 いばらき農業アカデミー事業【再掲】 （リーダー農業経営者育成講座） （経営発展モデル実現アシスト事業）	県	経営の発展段階に合わせた生産技術の習得や経営管理能力の向上を図るため、意欲ある農業者や新規就農者を対象とした講座を実施する。 ・個々の経営規模や経営段階に応じた実践的かつ最先端の経営者育成カリキュラムのもと、経営者としての視点、心構え、事業戦略の考え方等を学びながら、経営モデル等の作成に取り組む講座を開催。（リーダー農業経営者育成講座） ・女性農業経営者育成講座を修了し、経営管理能力を身につけた女性農業者がビジネスモデルを実現する取組を支援。（経営発展モデル実現アシスト事業） 【前年度実績】 ・32 講座を開催し、延べ 4,210 人（前年度比+132 人）人が講座を受講した。受講生の満足度は 5 点満点中 4.5（前年度と同じ）であった。	30,072 千円
【今後の取組】 いばらき農業アカデミー事業【再掲】 （リーダー農業経営者育成講座） （経営発展モデル実現アシスト事業）	県	引き続き、意欲ある農業者に対して学びの機会を提供し、生産技術や経営管理能力の向上を支援する。 ※令和 7 年度からは、女性農業経営者育成講座とリーダー農業経営者育成講座を統合しており、経営発展モデル実現アシスト事業の対象者がリーダー農業経営者育成講座修了者に変更となっている。	31,144 千円

(8) 意欲ある農業者等による営農指導の実施

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 農業経営士等の認定	県	茨城農業の中核を担う農業者を育成するため、各地域において自らの農業経営を確立し、農業の担い手育成や地域農業の活性化、農村生活の向上などについて、リーダーとして活動している者を農業経営士、女性農業士に、リーダーとして期待される者を青年農業士として認定する。 【前年度実績】 認定者数 ・ 農業経営士 18 名 ※うち女性 1 名を認定 ・ 青年農業士 18 名	農業経営士活動推進事業費 898 千円 女性農業士活動促進事業費 398 千円 青年農業士活動促進費 397 千円
【今後の取組】 農業経営士等の認定	県	農業振興に重要な役割を果たしていることから、引き続き、農業経営士、青年農業士の認定を実施する。 ※令和 6 年度より、農業経営士と女性農業士の認定事業を統合し、男女共に農業経営士として認定しており、令和 8 年度から女性農業士活動促進費は、農業経営士活動推進事業費に含まれている。	農業経営士活動推進事業費 1,685 千円 青年農業士活動促進費 506 千円

(9) 農業経営の安定

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 農業近代化資金利子補給金	農協等の融資機関	農業者の安定的な農業経営の確立に資するため、長期運転資金や機械・施設の取得等幅広い用途に利用可能な農業近代化資金を貸し付けた融資機関に対して、利子補給を行う。 【前年度実績】 ・利子補給率 1.25% ・貸付利率 1.80%～2.70% ・利子補給額 58,304 千円	59,431 千円
【今後の取組】 農業近代化資金利子補給金	農協等の融資機関	農協等と連携して制度の周知に努め、資金の円滑な融通を図る。	78,085 千円
【前年度の実施状況及び成果】 農業保険等の普及啓発	県、農業共済団体	自然災害による農作物被害の発生や価格下落等の様々な経営リスクに対応するため、農業共済団体や市町村等と連携し、収入保険や各種共済制度の加入を促進する。 【前年度実績】 ○農業保険制度の周知等 ・農業者等が参集する会議等における周知（計 45 回） ・県内のコンビニエンスストアへのチラシ設置 ○国に対する要望 ・全国知事会と連携した保険料等の国の負担割合引上げ等に係る要望 ○収入保険の加入状況 ・2,250 経営体 (対前年同期比▲3 経営体、▲0.01%)	521 千円
【今後の取組】 農業保険等の普及啓発	県、農業共済団体	引き続き、様々な機会をとらえて制度の周知を図るとともに、全国知事会と連携し、国に対して保険料等の国の負担割合の引上げ等に係る要望を行う。	482 千円

(10) 生産性の向上等による収益性の高い農業の推進

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 儲かる産地支援事業	農協、 営農集団、 農業法人・ 認定農業者 等	生産性や付加価値の向上、スマート農業機械など低コストで高品質な農作物が生産できる仕組みの導入を進め、収益性の高いモデル的な農家の育成を通し、「儲かる農業」の実現を支援する。 また、有機農産物の生産拡大につながる農業機械・資材等の導入利用を支援し、有機農業のモデル的な経営の実現を支援する。 【前年度実績】 ・対象 34 事業主体 (農業用ドローン、ICT トラクター、ロボット無人田植機、AI 穀物乾燥機等)	106,322 千円
【今後の取組】 儲かる産地支援事業	農協、 営農集団、 農業法人・ 認定農業者 等	引き続き、要望調査に基づき事業を推進することにより、「儲かる農業」の実現を支援する。	96,000 千円
【前年度の実施状況及び成果】 いばらき高品質メロン創出事業	県	茨城県を代表する農産物であるメロンにおいて、県オリジナル品種「イバラキング」等を活用し、外観・食味ともに極めた逸品を選抜するメロンコンテストを開催し、高級メロンの創出に取り組むとともに、その販売を通じて県産メロンのPR、認知度向上を図る。 また、トップレベル生産者の栽培技術を見える化し、研修会等の開催により、技術向上に意欲的な生産者の生産技術の向上を図る。 【前年度実績】 ・「KING & QUEEN コンテスト 2025」においては、著名なシェフなどを招いて審査会及び表彰式を開催し、各種メディアで取り上げられるとともに、受賞したメロンについては、百貨店等において高価格で販売す	17,244 千円

		ることができた。	
【今後の取組】 いばらき高品質メロン創出事業	県	引き続き、外観・食味ともに極めた逸品を選抜するメロンコンテストを開催するとともに、過去のコンテスト受賞者を県で認定し、贈答用市場でのシェア拡大を目指す。 また、トップレベル生産者の栽培技術を見える化し、研修会等の開催により、技術向上に意欲的な生産者の生産技術の向上を図る。	19,451 千円
【前年度の実施状況及び成果】 茨城ほしいもトッランナーグレードアップ事業	県	本県産ほしいものトップブランド化のため、美味しいほしいものが備えるべき品質基準の精査やプレミアム品認定による差別化販売推進の取組のほか、認知度向上に向けたプロモーション活動を行う。 【前年度実績】 ・有識者等からなる「茨城県ほしいもトップブランド化評価委員会」を2回開催し、美味しいほしいものが備えるべき品質基準を精査し、品質基準を満たす製品を県独自の認定制度「ほしいも王国いばらきプレミアム2026」として6製品を認定した。 ・プロモーションとして、「夏のさつまいも博2025」で本県産ほしいもの販売やリーフレットの配布等を通じ、PRを実施した。 ・美容・健康面での需要を喚起するためビキニフィットネスアスリートの安井友梨氏をほしいもアンバサダーに委嘱した。 ・1/10に「全国ほしいもグランプリ2026」を初開催し、全国41点（県内28点、県外13点）の応募の中から、機器分析と食味評価を行い、上位3点を選定、表彰した。	38,529 千円
【今後の取組】 茨城ほしいもトッランナーグレードアップ事業	県	引き続き、本県産ほしいものトップブランド化のため、美味しいほしいものが備えるべき品質基準の精査やプレミアム品認定による差別化販売推進の取組のほか、認知度向上に向けたプロモーション活動を行う。	49,782 千円

【前年度の実施状況及び成果】 戦略的研究開発・普及強化事業	県	国立研究開発法人や民間企業等との共同研究を推進しつつ、他県に先駆けて ICT や AI 等を活用した先端技術の開発と現地実証に取り組み、その普及を加速することで、生産性や付加価値の向上につなげ、儲かる農業の実現を図る。 【前年度実績】 以下の4課題について取り組んだ。 ①スマート農業技術を活用したイチゴの需要に合わせた生育・出荷制御技術の開発（令和4～8年度） ②小玉スイカの安定生産技術の開発（令和5～8年度） ③クリ果実の長期冷蔵技術と焼き栗の長期冷凍技術の開発（令和5～8年度） ④水田難防除雑草ナガエツルノゲイトウの防除技術開発（令和5～8年度） このうち、①の紙ポットを用いたイチゴ底面吸水育苗における培地冷却効果と菌密度の関係の成果について、指導機関が有効活用することで農家の技術や経営改善が見込まれる主要成果として、関係機関へ情報を提供（5月中旬予定）。	24,857 千円
【今後の取組】 戦略的研究開発・普及強化事業	県	各研究課題は最終年度を迎えることから、先端技術の現地実装に向けて研究及び成果の取りまとめに取り組む。	31,606 千円

【前年度の実施状況及び成果】 農産園芸共同利用施設整備事業 (①いばらきの強い農業づくり総合支援事業、②いばらきの産地パワーアップ事業、③茨城県麦大豆生産技術向上事業、④いばらきの共同利用施設再編集約・合理化支援事業、⑤いばらきの農業支援サービス事業緊急拡大支援対策)	市町村、公社、農業者の組織する団体等	国補事業の活用により、生産施設の整備や農業機械の導入を推進し、本県農業生産基盤の強化を図る。 【前年度実績】 ・真空予冷設備（ネギ）の整備 ・極多収品種、カラスムギの体系防除技術の導入 ・集出荷貯蔵施設（ニラ、こだますいか等）の整備 ・集出荷貯蔵施設（なし）、乾燥調製施設（水稻）の整備（2026 に繰越対応） ・41 事業主体（トラクター、コンバイン、ドローン等）	763,356 千円
【今後の取組】 農産園芸共同利用施設整備事業 (①いばらきの強い農業づくり総合支援事業、②いばらきの産地パワーアップ事業、③いばらきの共同利用施設再編集約・合理化支援事業、④いばらきの農業支援サービス事業緊急拡大支援対策)	市町村、公社、農業者の組織する団体等	引き続き、事業を推進することにより、本県農業生産基盤の強化を図る。	1,154,622 千円

【前年度の実施状況及び成果】 いばらきグローバルビジネス推進事業費	県	輸出に意欲ある農業者等を支援するため、国外における現地プロモーションや展示商談会への出展などにより県産農産物の販路拡大に取り組む。 【前年度実績】 ・県産農産物輸出の主力品目であるコメやかんしょ、常陸牛について、アジア、北米を中心に現地系商社への営業活動や現地プロモーション、バイヤー招へいを実施することにより、新規成約や継続取引が実現するなど輸出拡大につなげることができた。 ○県産農産物輸出額実績 <table><tr><th>年度</th><th>輸出額（百万円）</th></tr><tr><td>R1</td><td>643.0</td></tr><tr><td>R2</td><td>737.4</td></tr><tr><td>R3</td><td>975.3</td></tr><tr><td>R4</td><td>1,316.1</td></tr><tr><td>R5</td><td>1,753.1</td></tr><tr><td>R6</td><td>3,177.3</td></tr></table>	年度	輸出額（百万円）	R1	643.0	R2	737.4	R3	975.3	R4	1,316.1	R5	1,753.1	R6	3,177.3	160,033 千円
年度	輸出額（百万円）																
R1	643.0																
R2	737.4																
R3	975.3																
R4	1,316.1																
R5	1,753.1																
R6	3,177.3																
【今後の取組】 いばらきグローバルビジネス推進事業費[農業者向け]	県	更なる輸出拡大に向け、アジアや北米を主なターゲットに、コメ、かんしょ、常陸牛などの既存販路の定着・拡大に加え、輸出に意欲ある農業者等の掘り起こしに取り組んでいく。	160,030 千円														
【前年度の実施状況及び成果】 農産物海外市場開拓チャレンジ事業費	県	県産農産物の戦略的な輸出拡大を図るとともに、新市場開拓に向けた集中的なマーケティング、テスト販売及び商流確保に取り組む。 【前年度実績】 ・更なる輸出拡大を目指し、新たに有機栽培のいちごを米国へ輸出するなど、新市場開拓に向けた取組を行った。	18,000 千円														
【今後の取組】 農産物海外市場開拓チャレンジ事業費	県	更なる輸出拡大のため、新たな市場・品目の開拓に向けた商流確保等の支援に取り組んでいく。	18,000 千円														

【前年度の実施状況及び成果】 特別電源国補試験研究費	県	県総合計画及び農業総合センター 中期運営計画等に基づき、かつ本県の 科学技術の振興及び農業振興に資す るための、新品種・新技術の開発に係 る試験研究を実施する。 【前年度実績】 以下の令和7年度完了4課題を含 めた全14課題について取り組んだ。 ①ICTを活用した本県産ハクサイ及 びダイコンの出荷予測技術の開 発（令和5年～7年度）[完了] ②ゲノムワイドマーカーによる果 菜類の有用遺伝子集積系統の育 成（令和3年～7年度）[完了] ③トマト、ピーマンにおけるICTを 利用した環境制御及び周年安定 生産技術の開発（令和3～7年 度）[完了] ④茨城県産サツマイモの高品質周 年出荷のための非破壊選別シス テム開発[完了] 等 このうち、①の秋冬どりハクサイの 簡易な出荷期予測シートの開発等の 計20成果について、農家等へ情報提 供や指導機関が有効活用することで 農家の技術や経営改善が見込まれる 主要成果として、インターネットでの 公開や関係機関へ情報を提供（5月中 旬予定）。	104,869 千円
【今後の取組】 特別電源国補試験研究費	県	以下の新規1課題を含めた全11課 題について、課題推進計画書に基づ き、先端技術の現地実装に向けて研究 に取り組む。 ・高温環境下に対応した抑制トマト 安定生産技術の確立（令和8～11 年度）[新規] 等	87,656 千円

【前年度の実施状況及び成果】 6次産業化総合支援事業費	県	6次産業化の取組を拡大していくために、6次産業化志向者の掘り起こしを行うとともに、発展段階に応じたきめ細かな支援を行うことで既存実践者の取組強化を図る。 ・6次産業化に取り組む意欲のある農業者、及び既に取り組んでいる農業者が、経営及び販売面での課題解決に必要な知識と技術の習得を図る講座を開催（アグリビジネス講座）（商談スキル向上講座） ・6次産業化に取り組む農林漁業者に対して、加工品の試作開発や加工技術の習得を支援する実験施設（オープンラボ）、及び技術指導員の設置。 ・農業経営や企業参入に関するHPにおける、6次産業化に関する優良事例、支援策の紹介。 【前年度実績】 ・2講座計8回を開催し、延べ72人が受講。 ・オープンラボの利用回数は計15回であった。	10,501千円
【今後の取組】 6次産業化総合支援事業費	県	引き続き、6次産業化に取り組む意欲のある農業者に対して、情報発信と発展段階に応じた支援を行っていく。	12,164千円
【前年度の実施状況及び成果】 6次産業化ネットワーク活動事業費	県	茨城地域資源活用・地域連携サポートセンターを設置し、農業者等からの相談応対によって専門家（プランナー）を派遣し、地域資源の活用による付加価値向上を推進する。（地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業） 農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域資源を活用しつつ、農山漁村における定住・交流の促進、農業者の所得向上や雇用の増大を支援。（地域資源活用価値創出整備事業） 農山漁村において新たな事業・雇用機会を創出する地域資源を活用した付加価値の創出に必要な取組を支援。（地域資源活用・地域連携推進支援事業） 【前年度実績】	11,300千円

		・地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業について、地域プランナー等の派遣件数が 44 回、地域プランナーの評価が 3 点満点中 2.3 であった。	
【今後の取組】 6 次産業化 ネットワーク活動事業 費	県	引き続き、意欲ある農業者等に対して専門家の派遣等を通じて、地域資源の活用による付加価値向上の支援を行っていく。	18,500 千円
【前年度の実施状況及び成果】 銘柄畜産物 ブランド支援事業	常陸牛振興協会、 (公社)茨城県畜産協会、 茨城県銘柄豚振興会、 いばらき地鶏振興協会	本県産銘柄畜産物のブランド力を向上するため、PR 活動や品質向上対策への支援を行うとともに、常陸牛煌等の認定を実施。 【前年度実績】 ・常陸牛の PR や国内外への販促活動の実施、常陸牛煌の認定実施、ローズポークや奥久慈しゃもの販促支援、種豚「ローズ D-1」の導入支援、県産卵の PR 活動を実施	54,452 千円
【今後の取組】 銘柄畜産物 ブランド支援事業	常陸牛振興協会、 (公社)茨城県畜産協会、 茨城県銘柄豚振興会、 いばらき地鶏振興協会	儲かる畜産経営体の育成と本県畜産業の振興を図るため、長期的な戦略に基づく更なる高付加価値化やブランド化、国内外における積極的な販路開拓に取り組んでいく。常陸牛については、品質を担保した出荷体制の整備を図る。	72,640 千円
【前年度の実施状況及び成果】 高品質常陸牛生産対策事業	県内の和牛繁殖農家又は繁殖肥育一貫経営農家	常陸牛煌を安定的に生産するため、遺伝的能力の評価及び脂肪の質に優れた雌牛の確保経費を支援するとともに、受精卵技術を活用して高能力な繁殖雌牛を効率的に増頭する。 【前年度実績】 ・雌牛の確保支援頭数頭 71 頭 ・遺伝的能力評価支援 323 頭	62,709 千円
【今後の取組】 高品質常陸牛生産対策事業	県内の和牛繁殖農家又は繁殖肥育一貫経営農家 県内酪農家	儲かる畜産経営体の育成と本県畜産業の振興を図るため、上記の取組に加え、乳用牛等の借腹と和牛受精卵を活用した子牛生産を支援することで、高品質常陸牛の生産拡大に取り組んでいく。	137,410 千円

【前年度の実施状況及び成果】 販路開拓チャレンジ事業費	県	首都圏や県内のレストラン・卸売業者等に対して、産地とのマッチングを行うなど、県産農産物等の取扱いを推進することで、生産者や6次産業化事業者の販売力強化を図る。 【前年度実績】 ・飲食店や仲卸業者等を対象にした商談会の開催、商談会に参加した実需者等の産地招へい、首都圏飲食店でのメニューフェアの開催等を行った結果、県産農畜水産物（常陸の輝き、オーガニック野菜等）の販路拡大につながった。 ・民間企業が持つ流通網を活用した効率的な集荷体制について、県内生産者に情報提供した。 ○商談会実績 <table><tr><td>回数</td><td>対象</td><td>商談数</td></tr><tr><td>第1回</td><td>農産物</td><td>24</td></tr><tr><td>第2回</td><td>農産物</td><td>52</td></tr><tr><td>第2回</td><td>オーガニック農産物</td><td>42</td></tr><tr><td>第3回</td><td>農産物・加工品</td><td>78</td></tr></table>	回数	対象	商談数	第1回	農産物	24	第2回	農産物	52	第2回	オーガニック農産物	42	第3回	農産物・加工品	78	27,284 千円
回数	対象	商談数																
第1回	農産物	24																
第2回	農産物	52																
第2回	オーガニック農産物	42																
第3回	農産物・加工品	78																
【今後の取組】 販路開拓チャレンジ事業費	県	首都圏及び県内レストラン等に対して、引き続き、県産農産物の取扱を推進するとともに、大規模商談会において茨城ブースを出展するなど、販路拡大に向けた支援を継続する。	27,284 千円															
【前年度の実施状況及び成果】 いばらき農林水産物イメージアップ事業費	県	県産農林水産物の認知向上を図るため、首都圏でのイベント開催や、民間企業と連携した企画等の実施及び県ポータルサイトによる情報発信を通して効果的なPRを行う。 【前年度実績】 ・大消費地の百貨店や量販店、ホテル、飲食店などで茨城フェアを開催した。 ・食品企業等と連携したフェアの開催や、いばらき食と農のポータルサイトの管理運営及び情報発信を行った。	39,701 千円															
【今後の取組】 いばらき農林水産物イメージアップ事業費	県	大消費地（首都圏、関西、北海道等）の消費者をターゲットにした販売フェア等を開催。 食品企業等と連携したフェアの開催や、いばらき食と農のポータルサイ	39,701 千円															

		トにおける情報発信を実施。											
【前年度の実施状況及び成果】 いばらき農林水産物ブランド確立PR事業費	県	重点5品目（イバラキング・恵水・栗・常陸牛・常陸の輝き）における話題性のある取組の推進等により、メディア露出機会を創出する。 【前年度実績】 <table><tr><th>品目</th><th>主な取組内容</th></tr><tr><td>イバラキング</td><td>・表参道のポップアップカフェで、イバラキング半玉の上に、豊富なトッピングでオリジナルスイーツを作れるカフェを期間限定オープン</td></tr><tr><td>恵水</td><td>・幻の恵水プロジェクトの実施 ・夏休みの自由研究が終わっていない小学生や梨好きの小学生が、「恵水」を使い、梨を学べるワークショップを開催</td></tr><tr><td>栗</td><td>・笠間マロンコレクションの開催 ・栗の奥深い魅力を茨城県の栗で伝える和のアフタヌーンティーを販売</td></tr><tr><td>常陸牛・常陸の輝き</td><td>・「2026 ワールドベースボールクラシック」に合わせ、常陸牛を使った特別メニューを提供するパブリックビューイングを開催 ・メディアへの働きかけにより、TBS「黄金のワンスプーン！」番組内で、常陸の輝きを取り上げ</td></tr></table>	品目	主な取組内容	イバラキング	・表参道のポップアップカフェで、イバラキング半玉の上に、豊富なトッピングでオリジナルスイーツを作れるカフェを期間限定オープン	恵水	・幻の恵水プロジェクトの実施 ・夏休みの自由研究が終わっていない小学生や梨好きの小学生が、「恵水」を使い、梨を学べるワークショップを開催	栗	・笠間マロンコレクションの開催 ・栗の奥深い魅力を茨城県の栗で伝える和のアフタヌーンティーを販売	常陸牛・常陸の輝き	・「2026 ワールドベースボールクラシック」に合わせ、常陸牛を使った特別メニューを提供するパブリックビューイングを開催 ・メディアへの働きかけにより、TBS「黄金のワンスプーン！」番組内で、常陸の輝きを取り上げ	30,995 千円
品目	主な取組内容												
イバラキング	・表参道のポップアップカフェで、イバラキング半玉の上に、豊富なトッピングでオリジナルスイーツを作れるカフェを期間限定オープン												
恵水	・幻の恵水プロジェクトの実施 ・夏休みの自由研究が終わっていない小学生や梨好きの小学生が、「恵水」を使い、梨を学べるワークショップを開催												
栗	・笠間マロンコレクションの開催 ・栗の奥深い魅力を茨城県の栗で伝える和のアフタヌーンティーを販売												
常陸牛・常陸の輝き	・「2026 ワールドベースボールクラシック」に合わせ、常陸牛を使った特別メニューを提供するパブリックビューイングを開催 ・メディアへの働きかけにより、TBS「黄金のワンスプーン！」番組内で、常陸の輝きを取り上げ												
【今後の取組】 いばらき農林水産物ブランド確立PR事業費	県	<table><tr><th>品目</th><th>主な取組内容（案）</th></tr><tr><td>イバラキング</td><td>・メロンコンテスト受賞者のイバラキングを活用したPRイベントの開催</td></tr><tr><td>恵水</td><td>・幻の恵水プロジェクトの実施</td></tr><tr><td>栗</td><td>・笠間マロンコレクションの開催</td></tr><tr><td>常陸牛・常陸の輝き</td><td>・ブランド名や美味しさを訴求するPRイベントの開催</td></tr></table>	品目	主な取組内容（案）	イバラキング	・メロンコンテスト受賞者のイバラキングを活用したPRイベントの開催	恵水	・幻の恵水プロジェクトの実施	栗	・笠間マロンコレクションの開催	常陸牛・常陸の輝き	・ブランド名や美味しさを訴求するPRイベントの開催	30,995 千円
品目	主な取組内容（案）												
イバラキング	・メロンコンテスト受賞者のイバラキングを活用したPRイベントの開催												
恵水	・幻の恵水プロジェクトの実施												
栗	・笠間マロンコレクションの開催												
常陸牛・常陸の輝き	・ブランド名や美味しさを訴求するPRイベントの開催												

【前年度の実施状況及び成果】 いばらき農林水産物ブランド確立販路開拓推進事業費	県	重点品目(イバラキング、恵水、栗、常陸牛、常陸の輝き)のブランド確立を図るため、高級果実店や百貨店、高級レストランでの取扱いを推進する。 【前年度実績】 ・重点5品目(イバラキング、恵水、栗、常陸牛、常陸の輝き)について、専門店や百貨店、レストラン等での取扱いを推進し、ブランド化を進めた。 ○重点5品目の取扱実績 <table><tr><td rowspan="5">専 門 店 等</td><td>イバラキング</td><td>14 社</td></tr><tr><td>恵水</td><td>16 社</td></tr><tr><td>栗</td><td>18 社</td></tr><tr><td>常陸牛</td><td>5 社</td></tr><tr><td>常陸の輝き</td><td>15 社</td></tr><tr><td colspan="2">百貨店</td><td>15 店舗</td></tr><tr><td colspan="2">県内レストラン</td><td>9 店舗</td></tr></table>	専 門 店 等	イバラキング	14 社	恵水	16 社	栗	18 社	常陸牛	5 社	常陸の輝き	15 社	百貨店		15 店舗	県内レストラン		9 店舗	33,831 千円
専 門 店 等	イバラキング	14 社																		
	恵水	16 社																		
	栗	18 社																		
	常陸牛	5 社																		
	常陸の輝き	15 社																		
百貨店		15 店舗																		
県内レストラン		9 店舗																		
【今後の取組】 いばらき農林水産物ブランド確立販路開拓推進事業費	県	フェア等における顧客・販売店ニーズを踏まえ、継続利用につながる提案をしていく。 また、フェアでは、重点5品目を中心としながら、他の県産農産物も併せて提案・販売していく。	34,131 千円																	
【今後の取組】 県産品海外市場展開戦略プロモーション支援事業費 【新規】	県	物価高騰の影響を受けている県内事業者の多角的な収益基盤の確立と持続的な成長の実現を図るため、海外での県産品の認知向上と販路開拓に向けた取組を支援する。 (1)海外プロモーション拠点設置事業 ・米国の海外量販店等のスペースを通年で借り上げ、継続的な販売フェアを開催 (2)常陸牛集中プロモーション事業 ・カナダにおける常陸牛の認知向上及び需要喚起に向けた消費者向けプロモーションを実施 (3)海外展示商談会出展支援事業 ・海外展示商談会に独自に茨城ブースを設置	63,000 千円																	
【今後の取組】 スマート農業機器導入強化対策事	農業者、 農業者団体 等	労働生産性の高い農業構造への転換に向けて、スマート農業技術の導入を促して、生産性の向上や効率的な農業経営の実践を図る。なお、本事業は	77,000 千円																	

業 【新規】		産地の取り組みを支援する枠組みであることから、各市町村の地域農業再生協議会やＪＡなどと連携して対応していく。 対象品目：いちご、ピーマン等 補助対象：環境制御システム C02 発生装置 自動換気装置 等	
-----------	--	--	--

(11) 農業技術の向上等

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 戦略的研究開発・普及強化事業 【再掲】	県	国立研究開発法人や民間企業等との共同研究を推進しつつ、他県に先駆けて ICT や AI 等を活用した先端技術の開発と現地実証に取り組み、その普及を加速することで、生産性や付加価値の向上につなげ、儲かる農業の実現を図る。 【前年度実績】 以下の4課題について取り組んだ。 ①スマート農業技術を活用したイチゴの需要に合わせた生育・出荷制御技術の開発（令和4～8年度） ②小玉スイカの安定生産技術の開発（令和5～8年度） ③クリ果実の長期冷蔵技術と焼き栗の長期冷凍技術の開発（令和5～8年度） ④水田難防除雑草ナガエツルノゲイトウの防除技術開発（令和5～8年度） このうち、①の紙ポットを用いたイチゴ底面吸水育苗における培地冷却効果と菌密度の関係の成果について、指導機関が有効活用することで農家の技術や経営改善が見込まれる主要成果として、関係機関へ情報を提供（5月中旬予定）。	24,857 千円
【今後の取組】 戦略的研究開発・普及強化事業 【再掲】	県	各研究課題は最終年度を迎えることから、先端技術の現地実装に向けて研究及び成果の取りまとめに取り組む。	31,606 千円

【前年度の実施状況及び成果】 気候変動対策関連事業 (1) 新品種育成普及促進事業費	県	農業総合センターが作成する育種目標に基づき、水稻・野菜・果樹・花きの新品種を育成し、有望系統については地域適応性検定試験等を実施する。 育成した新品種の普及定着及び種苗の安定供給に向けて、現地展示ほの設置や原種苗の生産を行う。 【前年度実績】 ・令和8年度の品種登録出願に向けて、現地適応性試験及び市場評価を行った。	4,370 千円
【今後の取組】 気候変動対策関連事業 (1) 新品種育成普及促進事業費	県	引き続き、新品種の育成に取り組み、普及・安定供給に向けた生産を行う。	5,409 千円
【前年度の実施状況及び成果】 気候変動対策関連事業 (2) 特別電源国補試験研究費 【再掲】	県	県総合計画及び農業総合センター中期運営計画等に基づき、かつ本県の科学技術の振興及び農業振興に資するための、新品種・新技術の開発に係る試験研究を実施する。 【前年度実績】 以下の令和7年度完了4課題を含めた全14課題について取り組んだ。 ①ICTを活用した本県産ハクサイ及びダイコンの出荷予測技術の開発（令和5年～7年度）[完了] ②ゲノムワイドマーカーによる果菜類の有用遺伝子集積系統の育成（令和3年～7年度）[完了] ③トマト、ピーマンにおけるICTを利用した環境制御及び周年安定生産技術の開発（令和3～7年度）[完了] ④茨城県産サツマイモの高品質周年出荷のための非破壊選別システム開発 [完了] 等 このうち、①の秋冬どりハクサイの簡易な出荷期予測シートの開発等の計20成果について、農家等へ情報提供や指導機関が有効活用することで農家の技術や経営改善が見込まれる主要成果として、インターネットでの	104,869 千円

		公開や関係機関へ情報を提供（５月中旬予定）。	
【今後の取組】 気候変動対策 関連事業 （２）特別電源 国補試験研究 費【再掲】	県	以下の新規１課題を含めた全１１課題について、課題推進計画書に基づき、先端技術の現地実装に向けて研究に取り組む。 ・高温環境下に対応した抑制トマト安定生産技術の確立（令和８～１１年度）〔新規〕等	87,656 千円
【前年度の実施状況及び成果】 農研機構との包括連携協定	県、 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）	農業技術の向上を図るため、農研機構との包括連携協定（平成 30 年 3 月締結）に基づく相互の連携協力の下、共同研究の推進、農研機構の研究成果のいち早い普及、及び人材交流による本県研究者の育成等を実施する。また、この推進に当たり、以下の項目について必要な支援措置内容等を検討する協議会を設置。 ①先端技術を活用した経営の効率化・省力技術の開発 ②農産物の差別化や輸出促進に寄与する共同研究成果の活用 ③いばらき農業アカデミーへの参画や研究員の交流等による人材育成 【前年度実績】 ・令和 7 年 8 月 6 日、令和 8 年 3 月 16 日に協議会を開催し、共同研究課題計 26 課題（畜産含む）の実施状況、農研機構の成果を活用した研究課題 8 課題、重要連携テーマ※における今後の取組等について協議した。 ※①スマート農業の進展に向けた取組、②地域資源を活かした取組、③有機農業等の推進や地球温暖化に対応した取組、④その他（サツマイモ基腐病）	—
【今後の取組】 農研機構との包括連携協定	県、 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）	令和 8 年度は 7 月下旬から 8 月上旬に連携協議会を開催予定であることから、研究成果の迅速な社会実装に向けて、引き続き、共同研究課題の実施状況や今後の取組等について協議する。	—

【今後の取組】 園芸産地高温 対策事業 【新規】	農業者 等	近年の高温環境における施設園芸品目の安定生産技術を推進するため、ハウスの換気装置、遮光・遮熱資材、冷却技術の複数技術の導入を支援する。 ・事業主体：施設園芸経営体 ・対象品目：施設野菜、施設花き ・対象経費： ①換気（換気装置等） ②遮光・遮熱（遮光・遮熱ネット等） ③冷却（ヒートポンプ、細霧冷房等） ※①と②の取組は必須 ・補助率：1/3 以内	503,000 千円
【今後の取組】 畜舎暑熱対策 支援事業 【新規】	畜産農家 等	夏季の高温等の暑熱環境下における家畜の生産性の低下を軽減するため、家畜を飼養する畜舎内の温度を下げるのに有効な設備等の導入を支援する。	107,000 千円

(12) 農村及び中山間地域等の総合的な振興

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 都市農村交流推進事業	県	都市農村交流に係る人材育成や農泊（農山漁村滞在型旅行）の受入れ体制整備を推進する。 【前年度実績】 ・農村地域活性化人材育成講座 全7回 受講者 30名 ・農泊・都市農村交流活性化セミナー 全2回 延べ 20名	8,390 千円
【今後の取組】 都市農村交流推進事業	県	農村地域活性化のため、引き続き、活動の実践に係る人材育成や農泊の受入れ体制整備を推進する。	8,658 千円
【前年度の実施状況及び成果】 中山間地域等直接支払交付金事業	農業者 等	農業生産条件が不利な中山間地域等において、農業者や生産組織等が、農地や道路・水路の適切な管理の方針や集落の目指すべき農業生産体制、また、その実現のために取り組む活動について話し合いを行い、これらの内容を集落協定又は個別協定として締結し、この協定に基づいて5年以上継続して農業生産活動を実施する場合に、農地の不利性や面積に応じた交付金を交付する。 【前年度実績】 9市町 72集落協定 437ha	35,980 千円
【今後の取組】 中山間地域等直接支払交付金事業	農業者 等	本事業を実施することで、農地の維持管理や耕作放棄地の発生防止に貢献していることから、引き続き中山間地域等、条件不利地域の農業生産活動を支援する。	40,650 千円

【前年度の実施状況及び成果】 多面的機能支払交付金 【再掲】	農業者、 地域住民 等	農地・農業用水等の資源や農村環境を保全していくため、農業者と地域住民が一体となって行う、農業用排水路等の保全管理活動（草刈り、水路の補修等）や農村地域の環境保全活動（生態系保全活動、水質保全、景観形成活動等）を支援する。 【前年度実績】 全 44 市町村 718 組織 44, 027ha	1, 626, 614 千円
【今後の取組】 多面的機能支払交付金 【再掲】	農業者、 地域住民 等	今後も農業者の減少が予想されることから、引き続き、当事業を活用し、地域が行う農地や水路、農道などの維持・管理の取組を推進する。	1, 626, 368 千円
【前年度の実施状況及び成果】 中山間地域総合整備事業	県	農業生産条件の不利な中山間地域において、平野部と均衡のとれた農村地域社会の形成を図るため、農業生産基盤（ほ場整備、農業用排水施設、農道など）と農村生活環境基盤（集落道、集落排水施設など）を一体的に整備する。 【前年度実績】 高萩地区（高萩市） 付帯工一式	62, 288 千円
【今後の取組】 中山間地域総合整備事業	県	中山間地域の生産基盤整備をすることにより農業振興につながることから、引き続き、関係機関と連携を図りながら推進する。	69, 158 千円

(13) 鳥獣による被害の防除

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]																		
			今年度 当初予算額 [千円]																		
【前年度の実施状況及び成果】 鳥獣被害防止総合対策事業	県、市町村 等	鳥獣被害防止計画に基づき、市町村等が取り組む農作物被害防止対策を、国及び県補助金により支援する。 【前年度実績】 ・捕獲罟の購入や侵入防止活動 補助先：14 市町等 ・電気柵等侵入防止施設の整備 補助先：23 市町村等 ・有害な鳥獣の捕獲活動 補助先：18 市町村等 ・野生鳥獣による農作物被害対策研修会の開催（県実施）9回 延 183 名 ・鳥獣被害防止対策に係る鳥類捕獲（県実施）捕獲実績：3,290 羽（R7） <野生鳥獣による農作物被害（単位：百万円）> <table><tr><td>年度</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td></tr><tr><td>被害金額</td><td>602</td><td>469</td><td>458</td><td>450</td><td>397</td><td>357</td><td>323</td><td>378</td></tr></table>	年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	被害金額	602	469	458	450	397	357	323	378	115,237 千円
年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6													
被害金額	602	469	458	450	397	357	323	378													
【今後の取組】 鳥獣被害防止総合対策事業	県、市町村等	鳥獣被害防止計画に基づき、市町村等が取組む農作物被害防止対策を、国及び県補助金により支援する。 ・捕獲罟の購入や侵入防止活動 ・電気柵等侵入防止施設の整備 ・有害な鳥獣の捕獲活動 ・野生鳥獣による農作物被害対策研修会の開催（県実施） ・鳥獣被害防止対策に係る鳥類捕獲（県実施）	206,372 千円																		
【前年度の実施状況及び成果】 イノシシ管理計画推進事業	県	茨城県イノシシ管理計画に基づく個体数管理や被害防除対策を実施 【前年度実績】 ・生息状況調査（県央・鹿行・県南・県西 21 市町） ・県央・鹿行地域で 245 頭を捕獲 ・放射性物質検査 12 件	13,605 千円																		

【今後の取組】 イノシシ管理 計画推進事業	県	茨城県イノシシ管理計画に基づく 個体数管理や被害防除対策を実施 ・生息状況調査 ・イノシシ捕獲事業（県央・鹿行） ・放射性物質検査	20,420 千円
【前年度の実 施状況及び成 果】 有害鳥獣等緊 急対策事業	県	イノシシ生息域の拡大防止のため 捕獲実績の少ない市町村において個 体数管理や被害防除対策を実施 【前年度実績】 ・認定事業者育成研修会 1 回（44 名） ・県西地域で 80 頭を捕獲	3,610 千円
【今後の取組】 有害鳥獣等緊 急対策事業	県	茨城県イノシシ管理計画に基づく 個体数管理や被害防除対策を実施 ・認定事業者育成 ・イノシシ捕獲事業（県西）	6,400 千円
【前年度の実 施状況及び成 果】 ニホンジカ対 策推進事業	県	茨城県ニホンジカ管理方針に基づ く個体数管理や被害防除対策を実施 【前年度実績】 ・ニホンジカ管理計画の策定 ・技術向上研修会 1 回 82 名	2,036 千円
【今後の取組】 ニホンジカ対 策推進事業	県	茨城県ニホンジカ管理計画に基づ く被害防除対策を実施 ・目撃情報及び捕獲報償金 ・技術向上研修会	1,805 千円
【前年度の実 施状況及び成 果】 有害鳥獣等緊 急対策事業 【再掲】	県	指定管理鳥獣捕獲等事業に基づく 個体数管理を実施 【前年度実績】 ・生息状況調査（県北・県西） ・推定個体数調査 ・認定事業者育成研修会 1 回（44 名） ・ニホンジカ捕獲事業（県北）で 3 頭 を捕獲	11,611 千円
【今後の取組】 有害鳥獣等緊 急対策事業 【再掲】	県	茨城県ニホンジカ管理計画に基づ く被害防除対策を実施 ・生息状況調査（県南・県西） ・ニホンジカ捕獲事業（県北）	10,188 千円

【前年度の実施状況及び成果】 特定外来生物調査費	県	茨城県アライグマ防除実施計画に基づく防除等の実施 【前年度実績】 ・生息状況調査（44 市町村） ・アライグマ殺処分委託 2,997 頭 ・従事者講習会 3 回 108 名 ・箱わな購入 70 基	10,147 千円
【今後の取組】 特定外来生物調査費	県	茨城県アライグマ防除実施計画に基づく防除等の実施 ・生息状況調査 ・アライグマ殺処分委託 ・従事者講習会 ・箱わな購入	12,977 千円
【前年度の実施状況及び成果】 鳥獣保護対策費（有害鳥獣捕獲費）	県	カラスの捕獲に要する経費の助成 【前年度実績】 ・茨城県猟友会のカラスの捕獲業務（延べ従事者 1,157 人、捕獲数 4,699 羽）の経費（散弾）の一部に補助	1,500 千円
【今後の取組】 鳥獣保護対策費（有害鳥獣捕獲費）	県	カラスの捕獲に要する経費の助成 ・茨城県猟友会のカラス類の捕獲業務の経費（散弾）の一部に補助	1,500 千円

(14) 自然災害等による被害の防止及び復旧支援等

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 農業用ハウス 強靱化緊急対策事業	県、 市町村 等	園芸産地において、地域ぐるみでの事業継続計画（BCP）を策定し、BCPの実行に必要な体制整備や施設の台風被害対策技術の習得、ハウスの補強や防風ネット設置等を支援する。 【前年度実績】 ・ BCP 策定及び更新面積 22.96 ha ・ 園芸用ハウス補強設置面積 10.69 ha ・ 非常用電源導入 1 台（共同利用面積 1.42ha）	8,785 千円
【今後の取組】 農業用ハウス 強靱化緊急対策事業	県、 市町村 等	引き続き、事業を推進し、農業用ハウスの強靱化対策等を加速する。	9,262 千円
【前年度の実施状況及び成果】 家畜伝染病予防事業	県、 畜産農家 等	家畜伝染病の発生予防及びまん延防止のため、家畜伝染病検査体制の強化及び危機管理体制の整備を行う。 【前年度実績】 ・ 豚熱の発生を予防するため、県内の豚飼養農家延べ 5,208 戸（飼養豚 795,137 頭）に対し、豚熱ワクチンの接種を実施した。 ・ 高病原性鳥インフルエンザが発生した鶏飼養農家 1 戸に対し、迅速に防疫措置を実施した。 (1,568 百万円 専決処分)	2,435,432 千円
【今後の取組】 家畜伝染病予防事業	県、 畜産農家 等	引き続き、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止の強化に取り組む。	370,763 千円
【前年度の実施状況及び成果】 災害復旧事業	市町村、 土地改良区 等	地震や大雨等の異常な天然現象により被災を受けた農業用施設の復旧を支援する。 【前年度実績】 ・ 令和 7 年度被災 該当なし	—

【今後の取組】 災害復旧事業	市町村、 土地改良区	異常な天然現象により被災があった際には、速やかに諸手続を行い、復旧を支援する。	76,515 千円
【前年度の実施状況及び成果】 田んぼダム促進緊急対策事業	土地改良区 水利組合 等	近年の頻発・激甚化する水害リスクに備えるため、水田に降った雨水を一時的に水田に貯める「田んぼダム」の取組を支援することで、流域治水や内水氾濫対策を図る。 【前年度実績】 ・ 田んぼダム用落水柵設置等 1,416ha	642,158 千円
【今後の取組】 田んぼダム促進緊急対策事業	土地改良区 水利組合 等	流域治水対策のひとつとして、田んぼダムの取組を引き続き促進していく。	698,400 千円
【前年度の実施状況及び成果】 農業近代化資金利子補給金 【再掲】	農協等の融資機関	農業者の安定的な農業経営の確立に資するため、長期運転資金や機械・施設の取得等幅広い用途に利用可能な農業近代化資金を貸し付けた融資機関に対して、利子補給を行う。 【前年度実績】 ・ 利子補給率 1.25% ・ 貸付利率 1.80%～2.70% ・ 利子補給額 58,304 千円	59,431 千円
【今後の取組】 農業近代化資金利子補給金 【再掲】	農協等の融資機関	農協等と連携して制度の周知に努め、資金の円滑な融通を図る。	78,085 千円
【前年度の実施状況及び成果】 農業保険等の普及啓発 【再掲】	県、 農業共済団体	自然災害による農作物被害の発生や価格下落等の様々な経営リスクに対応するため、農業共済団体や市町村等と連携し、収入保険や各種共済制度の加入を促進する。 【前年度実績】 ○農業保険制度の周知等 ・ 農業者等が参集する会議等における周知（計 45 回） ・ 県内のコンビニエンスストアへのチラシ設置 ○国に対する要望 ・ 全国知事会と連携した保険料等の国の負担割合引上げ等に係る要望 ○収入保険の加入状況	521 千円

		・ 2,250 経営体 (対前年同期比▲3 経営体、▲0.01%)	
【今後の取組】 農業保険等の普及啓発 【再掲】	県、農業共済団体	引き続き、様々な機会をとらえて制度の周知を図るとともに、全国知事会と連携し、国に対して保険料等の国の負担割合の引上げ等に係る要望を行う。	482 千円
【前年度の実施状況及び成果】 農林漁業災害対策特別措置条例	県、市町村、農林漁業者等	災害が発生し、被害が甚大で複数市町村にわたる場合には、市町村等関係機関と対策を協議するなどして、茨城県農林漁業災害対策特別措置条例又は天災融資法を適用し、経営資金等の融資や被害農作物の樹草勢回復用肥料、病虫害防除用薬剤の購入費補助等により、被害農業者等の復旧を支援する。 【前年度実績】 ・ 本条例の適用災害なし。	補助 5,820 千円 融資 1,716 千円
【今後の取組】 農林漁業災害対策特別措置条例	県、市町村、農林漁業者等	災害が発生した際に、早期の復旧・復興が進むよう支援に取り組む。	補助 5,820 千円 融資 1,716 千円
【前年度の実施状況及び成果】 茨城県農林水産業被害調査報告	県	農林水産業に係る被災状況を把握し、復旧に向けた迅速な対応を行うため、県及び市町村が行う農林水産業に係る被害の状況を取りまとめ、被害程度に応じて公表する。 【前年度実績】 以下の農林水産業関係の被害について調査した。 ・ 令和 7 年台風第 15 号 ・ 令和 7 年 9 月強風、大雨 等	—
【今後の取組】 茨城県農林水産業被害調査報告	県	農業経営の安定のためには、災害復旧支援を迅速に行うことが必要であるため、引き続き速やかな農林水産業に係る被害状況の把握及び取りまとめを行い、被害程度に応じて公表する。	—

【前年度の実施状況及び成果】 サツマイモ基腐病まん延防止緊急対策事業	県 ひたちなか市農業再生協議会	サツマイモ基腐病の発生に備え、速やかに防疫措置を講じる体制を整備する。 【前年度実績】 本病の発生に備え、関係機関と体制整備を行った。 11月にひたちなか市において本病の発生を確認したため、発病リスクの高いエリアにおいて防疫措置を実施した。また、当該エリアには場を有する生産者が行う以下の取組を支援した。 ・健全な種苗の利用 ・種いも及び苗の消毒 ・植付ほ場への土壌消毒（土壌混和剤）	61,454 千円
【今後の取組】 サツマイモ基腐病まん延防止緊急対策事業	県 ひたちなか市農業再生協議会	サツマイモ基腐病の発生に備え、速やかに防疫措置を講じる体制を整備するとともに、発生地周辺ほ場における防除対策を徹底する。 ・植付後の薬剤散布（3回）	13,426 千円

(15) 地域内の農業者と消費者との循環型ネットワークづくり

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実 施状況及び成 果】 農政企画費	県	農業関係者等が一丸となって茨城農業を発展させていくため、「儲かる農業」の実現に向けた施策展開に必要な調査・分析等を行う。 また、消費者が農業者を支える循環型ネットワークを実現するため、SNSを活用した情報発信等により、消費者の意識醸成を図る。 【前年度実績】 ・ SNS を活用し、本県農林水産物の魅力を発信 投稿数 327 件	3,979 千円
【今後の取組】 農政企画費	県	引き続き、調査・分析に基づき各地域の特色を活かした施策の効果的な展開を図るとともに、積極的な情報発信により消費者の地域農業への理解促進に取り組む。	4,880 千円

(16) 県産農畜産物の利用の促進等

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 「茨城をたべよう」県産品販売・PR 促進事業	県	「茨城をたべよう」をキャッチフレーズに県産食材の魅力を広め、認知度向上や販売促進に取り組む。 【前年度実績】 ・県産農林水産物の消費拡大を図るため、「いばらき食の魅力発信協議会」を中心に、本県農林水産物を県内外に広く PR し、消費拡大を推進した。 ・「茨城県農林水産物取扱指定店」を指定し、優れた県産農林水産物の国内外での県内利用促進を図った。 <実績> 販売店：カスミ、サンユーストアー、セイミヤ、マルト、イオン 他 計 284 店舗 飲食店：OGAWA Miami、常陸秋そば使用店、常陸牛推奨店、地魚取扱店他 計 229 店舗	4,110 千円
【今後の取組】 「茨城をたべよう」県産品販売・PR 促進事業	県	県産農林水産物の消費拡大を図るため、「いばらき食の魅力発信協議会」を中心に、本県農林水産物を県内外に広く PR し、消費拡大を推進する。 「茨城県農林水産物取扱指定店」を指定し、優れた県産農林水産物の国内外での県内利用促進を図る。	4,110 千円
【前年度の実施状況及び成果】 茨城をたべよう収穫祭開催事業費	県	本県が誇る豊富な農林水産物を広く発信する食のイベントを都内で開催し、県産農林水産物の更なる認知向上と販売促進を図る。 【前年度実績】 1 開催期日：令和7年10月4日(土)、5日(日) 2 場 所：駒沢オリンピック公園 3 来場者数：約 58,000 人	51,595 千円
【今後の取組】 茨城をたべよう収穫祭開催	県	1 開催期日：令和8年11月21日(土)、22日(日)、23日(月) 2 場 所：駒沢オリンピック公園	88,455 千円

事業費			
【前年度の実施状況及び成果】 各種研修の充実	県	【前年度実績】 ・食育推進指導者研修会を開催し、学校給食に地場産物を使用し、食に関する指導の「生きた教材」として活用することは、地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、生産者の努力や食に関する感謝の念を育む上で重要であることについて周知した。 ※毎年開催している栄養教諭研修会について、R7年度は第2回全国学校給食・栄養教諭研究協議大会を開催したため、その大会を代替の研修とした。	—
【今後の取組】 各種研修の充実	県	引き続き、栄養教諭等研修会及び食育推進指導者研修会を開催し、学校給食に地場産物を使用し、食に関する指導の「生きた教材」として活用することは、地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、生産者の努力や食に関する感謝の念を育む上で重要であることについて周知していく。 栄養教諭等研修会において、県内の有機農産物の生産状況、学校給食で活用した事例等について周知し、学校給食における有機農産物の活用促進に努めていく。	275 千円

(17) 食育を通じた県民と農業者等との相互理解の促進等

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 児童生徒の食育推進事業	県	【前年度実績】 ・県内の小中高校生を対象とした「つくろう料理コンテスト」を開催し、児童生徒が地場産物を活用した献立を考え調理することを通して、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校・家庭・地域が連携した啓発活動の充実により、食育の推進を図った。 ・「つくろう料理コンテスト」応募総数 3,803 通	60 千円
【今後の取組】 児童生徒の食育推進事業	県	引き続き、県内の小中高校生を対象とした「つくろう料理コンテスト」を開催し、児童生徒が地場産物を活用した献立を考え調理することを通して、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校・家庭・地域が連携した啓発活動の充実により、食育の推進を図る。	128 千円
【前年度の実施状況及び成果】 総合ごみ減量化対策事業	県	【前年度実績】 ・食品ロス削減キャンペーンの実施 県民の家庭における食品ロス削減の取組を行う契機を創出するため、啓発パンフレット兼食品ロス記録シートを作成し、家庭系食品ロス削減のキャンペーンを実施した キャンペーン参加により食品ロスが減ったと思う割合：76% ・いばらき食べきり協力店の募集 飲食店・宿泊施設等で食べきり促進に関する取組をする店舗を対象に登録し、登録証、オリジナルステッカー等を配布。 登録店舗数：148 店舗 ・食品ロス削減月間(10月)での啓発 イオンモール水戸内原にて食品ロス削減ブース設置や、「CHALLENGE IBARAKI」によるケーブルテレビ用番組の作成、広報「ひばり」での特集記事を掲載。	1,257 千円

【今後の取組】 総合ごみ減量 化対策事業	県	食品ロス削減対策として下記事業を実施、食品関連事業者と連携し取組を拡大することで県民意識の醸成を図る。 ・食品ロス削減キャンペーンの実施 ・いばらき食べきり協力店の募集 ・食品ロス削減月間(10月)での啓発	1,257 千円
【前年度の実施状況及び成果】 いばらきフードロス削減プロジェクト推進事業	県	事業系フードロスを削減するため、賞味期限間近の食品や規格外農作物の活用を促進するとともに、食品業界と連携した取組を推進する。 【前年度実績】 ・フードロスの削減 削減量(令和7年度)約109トン ・マッチング支援コーディネート窓口(令和4年6月～令和8年3月) 相談件数:317件 マッチング件数:66件 ・いばらきフードロス削減取組宣言(令和7年7月～) 食品関連事業者等による取組を宣言としてPRする制度を創設 宣言事業所数:905事業所 ・いばらきフードドライブキャンペーン(令和7年10～11月) 県内一斉にフードドライブの認知と食品寄附を呼びかけ 受入箇所数:378箇所 ・食品製造工程で発生する残渣のリサイクル支援 飼料等へのリサイクルに必要なとなる設備等の整備を支援:2件	14,025 千円
【今後の取組】 いばらきフードロス削減プロジェクト推進事業	県	事業系フードロスを削減するため、賞味期限間近の食品や規格外農作物の活用を促進するとともに、食品業界と連携した取組を推進する。 ・マッチング支援コーディネート窓口の運営 ・いばらきフードロス削減取組宣言の募集 ・フードドライブキャンペーンの実施	5,510 千円

4 その他

○ 条例の改廃の必要性について検討するため、下記の事項について記載すること。

1 条例に関連する法令等の制定・改廃の動向

—

2 国・県における施策の見直し等の動向

食料・農業・農村基本法改正

(改正食料・農業・農村基本法が令和6年6月5日に公布・施行)

3 条例の運用上の課題

—

4 条例の改廃の必要性の有無

無

5 その他

—

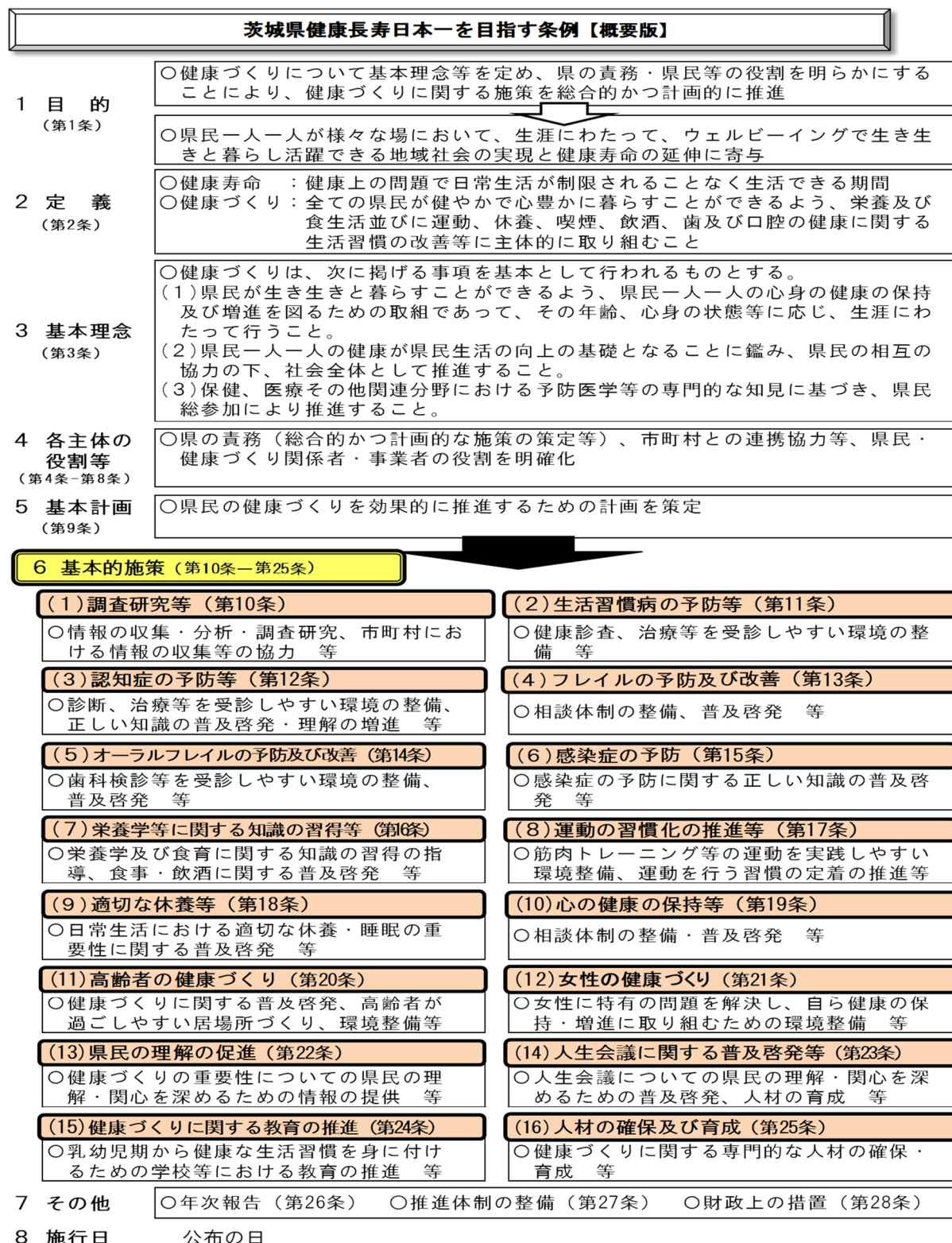
議員提案政策条例の規定による施策等の実施状況及び成果に関する報告書

1 条例の基本事項

条例の名称	茨城県健康長寿日本一を目指す条例		
担当課（室）	健康推進課	公 布 日	令和6年6月25日
報告の根拠	第26条(年次報告)		

2 条例の概要・施策体系図・推進体制等

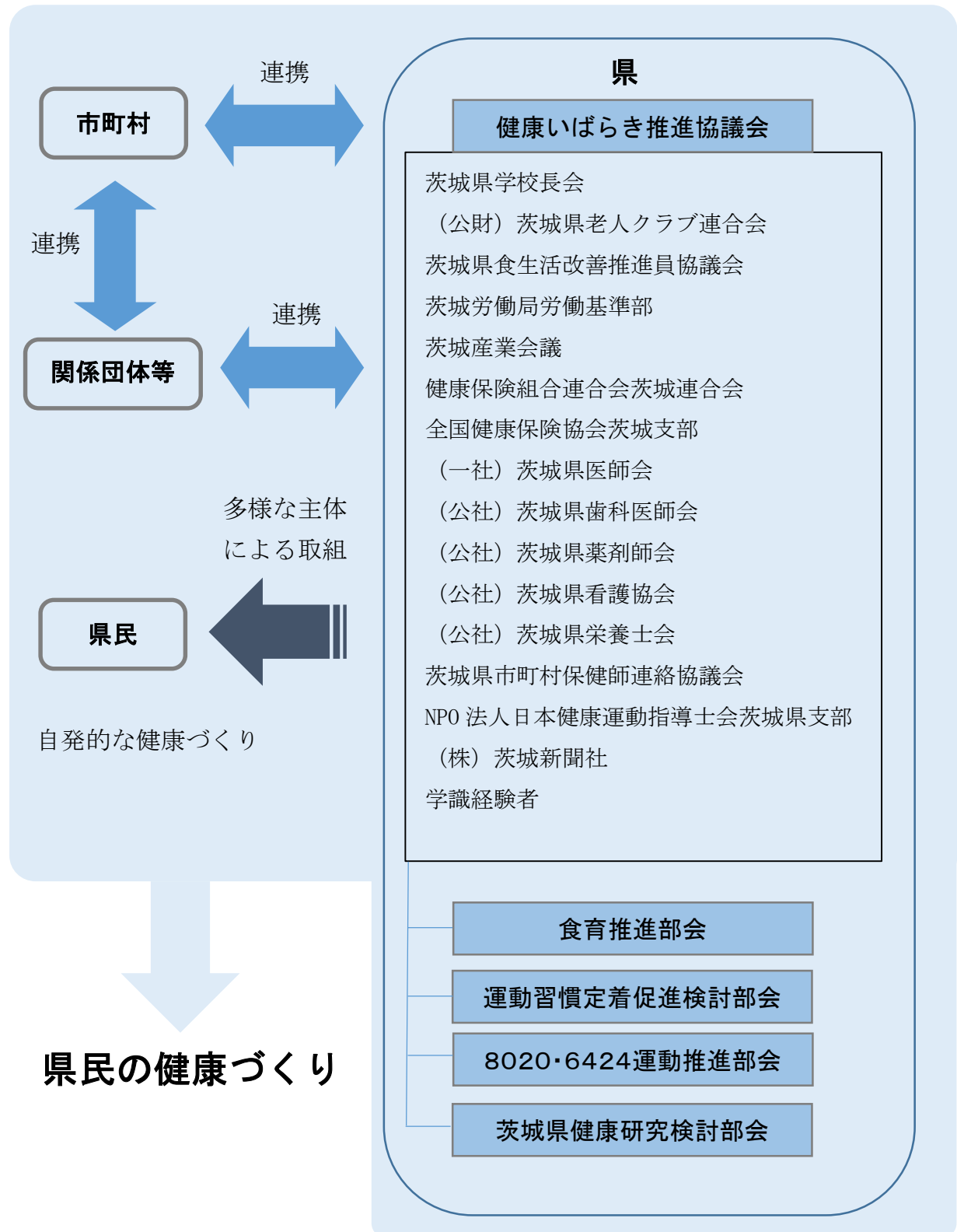
(1) 条例の概要・施策体系図



(2) 推進体制

(推進体制の整備)

第 27 条 県は、この条例に基づく健康づくりに関する施策を継続的かつ効果的に推進するため、当該施策に係る体制を整備するよう努めるものとする。



(3) 条例制定後の主な取組

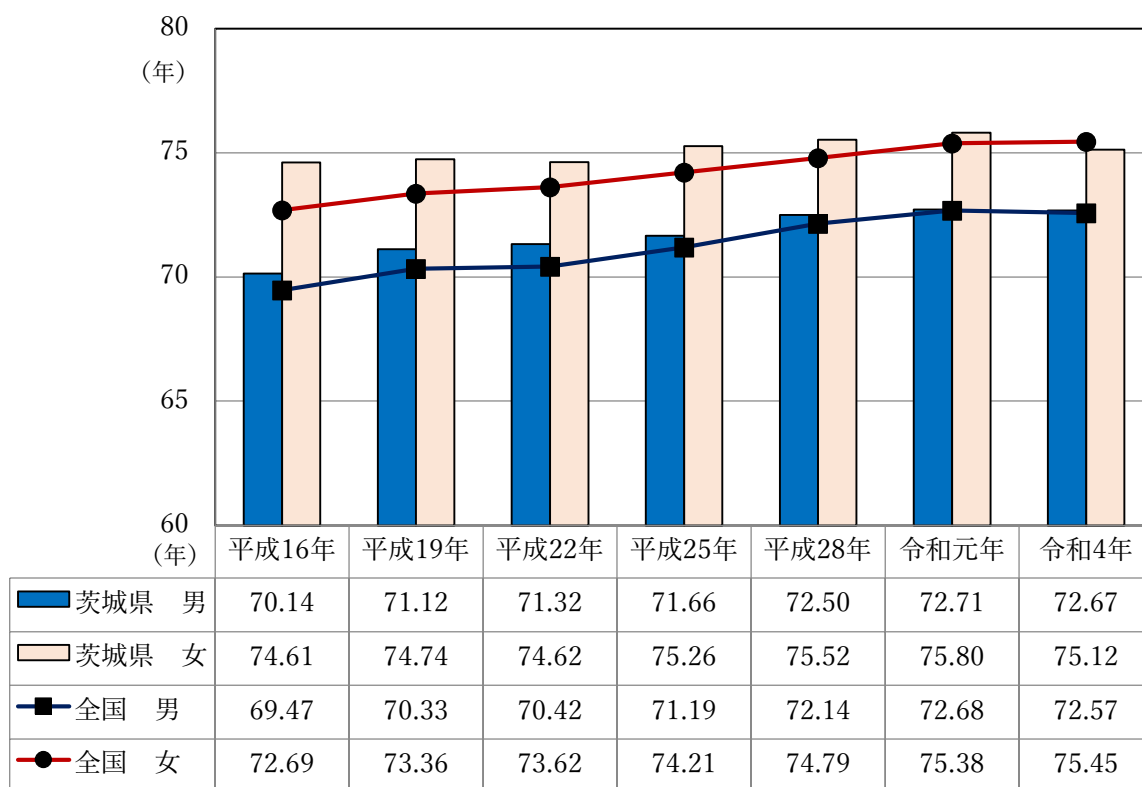
1 基本計画、施策等の策定状況

第4次健康いばらき21プラン（令和6年度～令和17年度）

2 条例制定時に課題とされた事項に係る調査結果等

本県の健康寿命（令和4年）

男性72.67年（全国19位）、女性75.12年（全国36位）



出典：「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」（厚生労働科学研究費補助金）

3 その他

○「健康長寿チェック表」の作成（令和7年3月末）

- ・県民の健康づくりを推進するため、県民に実践していただきたい生活習慣等について具体的に記載した「健康長寿チェック表」を作成し、各所での配布等により広く県民に周知。

（配布等）

- ・県出先機関、市町村、学校、老人ホーム、関係団体、商業施設等へ配布
- ・県ホームページへ掲載
- ・県広報誌「ひばり（令和7年5月号、令和8年2月号）」へ掲載
- ・県公式健康アプリ「元気アアプリ！いばらき」に健康チェック機能を追加

3 条例の規定による事業等の実施状況及び成果並びに今後の取組

本県では、「茨城県健康長寿日本一を目指す条例」や「第4次健康いばらき21プラン」に基づき、生涯にわたって、ウェルビーイングで生き生きと暮らし活躍できる地域社会の実現及び健康寿命の延伸を目指し、下記の各種取組について、関係機関と連携を図りながら総合的に実施しているところ。

(1) 調査研究等（第10条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 国民健康・栄養調査	県	<実施状況> 健康増進法に基づき、国からの委託を受け、国が指定する県内6地区124世帯を対象に、各地区所管保健所が調査（身体状況・血液検査、食物摂取状況・歩数計、生活習慣状況）を実施。 ※水戸市は水戸市保健所が調査を実施 <成果> 調査結果については、翌年度に国が公表。公表された結果について、県において健康いばらき21プラン等の実績把握等に活用する。 （保健医療部 健康推進課）	2,454
【今後の取組】 国民健康・栄養調査	県	国からの委託を受け、調査を実施するとともに、国が発表する最新の結果を把握し、健康いばらき21プラン等の進捗管理等に活用する。	4,343
【前年度の実施状況及び成果】 健康いばらき21推進事業 （大規模コホート研究）	県	<実施状況> ○筑波大学と連携し、健診データや人口動態統計（死亡）等を収集し統計解析等を行うことにより、市町村が比較可能な統計データを作成するほか、ある地域の特定住民集団を長期間追跡し、病気の発症に影響を与える危険因子等を調査する研究を実施。 ・健診受診者生命予後追跡調査事業 ・健康づくり、介護予防及び医療費適正化のための大規模コホート研究事業 ・高血圧・糖尿病・心房細動等の発症とその背景要因に関する研究 ・小児期からの生活習慣病に関する研究 ○健康研究検討部会の開催（1回） ・研究の進捗状況や調査結果の活用について部会で協議 <成果> 下記報告書のデータについて、県や市町村等における健康増進計画等の策定・評価のほか、健康づくりや生活習慣病予防の施策立案等への活用が図られた。	11,661

		○報告書の発行、市町村等への提供 ・令和7年市町村別健康指標（主な指標：死因別の死亡数及び標準化死亡比） ・健康づくり、介護予防及び医療費適正化のための大規模コホート研究事業報告書（主な指標：医療費に占める要因寄与割合） （保健医療部 健康推進課）	
【今後の取組】 健康いばらき 21 推進事業 （大規模コホート研究）	県	引き続き、市町村が比較可能な統計データ、研究成果の提供を通じて、市町村における地域の特性や健康課題の把握、健康づくりや生活習慣病予防対策の推進を支援する。	13, 156

（２）生活習慣病の予防等（第 11 条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]										
			今年度 当初予算額 [千円]										
【前年度の実施 状況及び成果】 健康増進事業	県	<実施状況> 健康増進法に基づき、市町村が行う保健事業に対して補助を実施。 補助率：県 2/3（うち国はその 1/2） ※肝炎ウイルス検診の個人負担分は国 10/10 ○事業実績 (人) <table><tr><td>①健康教育 個別健康教育 集団健康教育</td><td>68（36 回） 61, 151（1, 879 回）</td></tr><tr><td>②健康相談</td><td>23, 500 （2, 865 回）</td></tr><tr><td>③健康診査 歯周疾患検診 骨粗鬆症検診 肝炎ウイルス検診（無料） 肝炎ウイルス検診（上記以外）</td><td>8, 744 10, 412 7, 210 7, 326</td></tr><tr><td>④訪問指導</td><td>延 1, 412</td></tr><tr><td>⑤総合的な保健推進事業</td><td>22 市町村</td></tr></table> <成果> 生活習慣病対策として、健康増進法に基づき市町村が実施する保健事業に対して補助することにより、壮年期からの健康づくりと脳卒中、糖尿病等の生活習慣病の予防、早期発見、早期治療を図り、県民一人一人の健康増進に資することができた。 （保健医療部 健康推進課）	①健康教育 個別健康教育 集団健康教育	68（36 回） 61, 151（1, 879 回）	②健康相談	23, 500 （2, 865 回）	③健康診査 歯周疾患検診 骨粗鬆症検診 肝炎ウイルス検診（無料） 肝炎ウイルス検診（上記以外）	8, 744 10, 412 7, 210 7, 326	④訪問指導	延 1, 412	⑤総合的な保健推進事業	22 市町村	116, 791
①健康教育 個別健康教育 集団健康教育	68（36 回） 61, 151（1, 879 回）												
②健康相談	23, 500 （2, 865 回）												
③健康診査 歯周疾患検診 骨粗鬆症検診 肝炎ウイルス検診（無料） 肝炎ウイルス検診（上記以外）	8, 744 10, 412 7, 210 7, 326												
④訪問指導	延 1, 412												
⑤総合的な保健推進事業	22 市町村												
【今後の取組】 健康増進事業	県	引き続き、市町村が実施する保健事業に対して補助することにより、県民一人一人の健康づくりを推進する。	118, 408										

【前年度の実施状況及び成果】 健康いばらき21推進事業 （生活習慣病予防対策推進事業）	県	＜実施状況＞ ○茨城県医師会及び郡市医師会に補助し、県、市町村及び健康づくり関係団体の連携により、県民を対象とした研修会や健康教室などを開催し、生活習慣の改善等に関する普及啓発を推進。 ・茨城県医師会及び郡市医師会が実施する普及啓発事業等 <table><tr><td>項目</td><td>実績</td></tr><tr><td>健康教室、公開講座等の実施</td><td>80回</td></tr><tr><td>地域医療従事者研修</td><td>8回</td></tr><tr><td>講師派遣</td><td>21回</td></tr><tr><td>啓発ポスター等の作成・配付</td><td>配布先：1,486機関</td></tr></table> ＜成果＞ 医師会、市町村及び関係機関と連携し、上記取組を行うことで、県民への生活習慣病の発症予防及び重症化予防に関する普及啓発を推進することができた。 （保健医療部 健康推進課）	項目	実績	健康教室、公開講座等の実施	80回	地域医療従事者研修	8回	講師派遣	21回	啓発ポスター等の作成・配付	配布先：1,486機関	4,731
項目	実績												
健康教室、公開講座等の実施	80回												
地域医療従事者研修	8回												
講師派遣	21回												
啓発ポスター等の作成・配付	配布先：1,486機関												
【今後の取組】 健康いばらき21推進事業 （生活習慣病予防対策推進事業）	県	引き続き、関係機関と連携し、生活習慣病予防の普及啓発を推進していく。	5,885										
【前年度の実施状況及び成果】 健康いばらき21推進事業 （糖尿病重症化予防対策等事業）	県	＜実施状況＞ ○糖尿病に対する正しい知識の普及啓発 ・循環器疾患予防月間（9月）を中心に、糖尿病の発症及び重症化を予防する生活習慣等に関する正しい知識の普及啓発を実施。 ○関係者と連携した重症化予防対策の推進 ・糖尿病の重症化腎不全、人工透析への移行を防止するため、茨城県糖尿病性腎症重症化予防プログラムを活用し、糖尿病が重症化するリスクの高い、医療機関への未受診者・治療中断者への受診勧奨や通院患者への保健指導など、各医療保険者とかかりつけ医を中心とした医療の連携体制づくりの取組が実施されるよう支援。 ・県医師会と共催で、医療従事者及び保険者向けの研修会を実施したほか、保健所で医療従事者を対象とした研修会を実施。 ＜成果＞ ・糖尿病の発症及び重症化を予防する生活習慣について啓発することができた。 ・保健所単位で市町村担当者会議等を開催し、好事例の共有や意見交換を行うなどにより、地域の関係者と連携した糖尿病性腎症重症化予防の取組の推進に向けた支援を行うことができた。 （保健医療部 健康推進課）	719										

【今後の取組】 健康いばらき 21 推進事業 （糖尿病重症化 予防対策等事 業）	県	引き続き、糖尿病の発症や重症化予防に向けた普及啓発を行うとともに、医療保険者と医療機関等の連携のもと重症化予防の取組が円滑に実施されるよう支援を行っていく。	1,406										
【前年度の実施 状況及び成果】 健康いばらき 21 推進事業 （受動喫煙防止 対策推進）、 8020・6424 推進 事業（歯科医院 禁煙支援）	県	①受動喫煙防止対策促進事業 ＜実施状況＞ ○たばこの健康被害防止のため、各保健所において、施設の戸別訪問等により、受動喫煙防止に関する施設管理者等への助言・指導を実施するとともに、喫煙所の設置基準に関する相談対応や団体等（理美容や食品衛生協会）の研修会での啓発を実施。 ○中央及び土浦保健所に専任の指導職員を1名ずつ配置し、相談対応を強化。 ・戸別訪問等状況（9保健所合計）（件） <table><tr><td>内容</td><td>件数</td></tr><tr><td>指導・助言</td><td>270</td></tr><tr><td>相談・啓発等</td><td>120</td></tr></table> ＜成果＞ 保健所による施設等への指導・助言等を行うことにより、受動喫煙防止対策を推進することができた。 ②禁煙支援・相談事業 ＜実施状況＞ ○喫煙をやめたい人がやめられることを支援するため、薬局において禁煙支援・相談を実施するとともに、禁煙指導を行う薬剤師を対象に研修会を開催。 ・薬剤師対象の禁煙支援研修会の実施：1回、201人 ○県内イベントや講座等で禁煙支援・相談窓口等の周知活動を実施。 ・イベント出展、講座等での周知活動：23回 ＜成果＞ 薬剤師を対象とした研修会の実施により、禁煙支援に関する資質が向上し、薬局での効果的な禁煙支援・相談を行える体制が強化された。また、イベント等での周知により相談窓口の認知度が高まるなど、喫煙をやめたい人への働きかけを行うことができた。 ③歯科医院禁煙支援事業 ＜実施状況＞ ○歯科診療所における禁煙支援の推進を図ることを目的に、歯科医師、歯科衛生士等を対象とした禁煙支援に係る研修会を開催。 ・禁煙支援研修会 <table><tr><td>回数</td><td>参加者数</td></tr><tr><td>1回</td><td>55人</td></tr></table>	内容	件数	指導・助言	270	相談・啓発等	120	回数	参加者数	1回	55人	①～② 8,885 ③ 168
内容	件数												
指導・助言	270												
相談・啓発等	120												
回数	参加者数												
1回	55人												

		○禁煙支援相談を行う歯科診療所数を認証するとともに、禁煙支援の相談対応を行うなど、県民に喫煙と歯科疾患との関連について広く周知。 ・禁煙支援相談を行う歯科診療所数 <table><tr><td>個所数</td><td>うち新規数</td></tr><tr><td>389 施設</td><td>8 施設</td></tr></table> <成果> 歯科医師、歯科衛生士等を対象とした禁煙支援に係る研修会の開催や、禁煙支援相談を行う歯科診療所数の認証しにより、歯科医院での禁煙支援の体制整備が推進した。これらの取組を通じて、県民の禁煙への意識向上を図ることができた。 (保健医療部 健康推進課)	個所数	うち新規数	389 施設	8 施設	
個所数	うち新規数						
389 施設	8 施設						
【今後の取組】 健康いばらき 21 推進事業 (受動喫煙防止対策推進)、8020・6424 推進事業 (歯科医院禁煙支援)	県	①受動喫煙防止対策促進事業 引き続き、保健所による施設等への指導・助言等を行い、受動喫煙防止対策を推進する。 ②禁煙支援・相談事業 引き続き、薬局における効果的な禁煙支援・相談の実施を推進し、喫煙をやめたい人への働きかけを行い、県民の禁煙意識の向上を図る。 ③歯科医院禁煙支援事業 引き続き、歯科医院における禁煙支援の推進を図り、歯科保健関係者を通じて県民の禁煙意識の向上を図る。	①～② 10,427 ③ 168				
【前年度の実施状況及び成果】 地域・職域連携推進事業 (地域・職域連携推進事業費)	県	<実施状況> ○茨城県地域・職域連携推進協議会の開催 地域・職域における健康づくりの推進を図るため、協議会を開催し、県内の健康課題や取組方針等について協議・検討を実施した。 ○二次保健医療圏の連携 二次保健医療圏での地域・職域連携の取組が円滑に進むよう、県と圏域が連携して支援体制の整備と情報共有を推進した。 ○医療保険者との連携強化 ・3 共済組合 (地方共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合) と特定健診の受診率向上等に向けた検討会を開催。 <table><tr><td>内容</td><td>回数</td></tr><tr><td>・特定健診受診率向上について ・被扶養者が受診するための取組</td><td>2 回</td></tr></table> ・協会けんぽや保健所と連携し、特定健診の受診率の低い業種・加入事業所に対して事業者健診の結果提出の働きかけを実施。	内容	回数	・特定健診受診率向上について ・被扶養者が受診するための取組	2 回	1,714
内容	回数						
・特定健診受診率向上について ・被扶養者が受診するための取組	2 回						

		<成果> ○県協議会において、働く世代からの生活習慣病予防の取組を強化することを本事業の目指す方向性として定め、二次保健医療圏との連携を図りながら、圏域の実情に応じた地域・職域連携の取組を検討することができた ○共済組合との検討会を通じて、被保険者に加え被扶養者の特定健診受診の現状・課題を共有し、各医療保険者の取組強化を図ることができた。また、協会けんぽ加入事業者に対し個別に働きかけを実施したことにより、特定健診実施事業所の把握が進み、受診率向上に向けた取組が前進した。 (保健医療部 健康推進課)					
【今後の取組】 地域・職域連携推進事業（地域・職域連携推進事業費）	県	引き続き、県や二次保健医療圏において協議会や担当者会議等を実施することで、地域保健及び職域保健における連携を推進し、働く世代からの生活習慣病予防の取組を強化する。	2,654				
【前年度の実施状況及び成果】 特定健康診査・特定保健指導の実施率向上に向けた普及啓発	県	<実施状況> 地域における特定健康診査・特定保健指導実施者の育成及び資質向上を図るための研修会を開催。 ○指導者（保健師、管理栄養士、医師等）向けの研修会を開催。 <table><tr><th>研修会名称</th><th>参加者</th></tr><tr><td>特定健康診査・特定保健指導実施者研修会（初任者・経験者向け） ※保険者協議会と共催</td><td>2回計83人</td></tr></table> <成果> 上記研修会を通じて、特定健診・保健指導を効果的・効率的に実施できる人材の育成を図ることができた。 (保健医療部 保健政策課国民健康保険室)	研修会名称	参加者	特定健康診査・特定保健指導実施者研修会（初任者・経験者向け） ※保険者協議会と共催	2回計83人	—
研修会名称	参加者						
特定健康診査・特定保健指導実施者研修会（初任者・経験者向け） ※保険者協議会と共催	2回計83人						
【今後の取組】 特定健康診査・特定保健指導の実施率向上に向けた普及啓発	県	引き続き、研修会を実施し、健診指導者の養成を行う。また、効果的な取組の事例発表を取り入れた研修会を実施することで、県内全域の特定健診・特定保健指導実施率の向上を図る。	—				
【前年度の実施状況及び成果】 県保健事業の実施(国保対象者)	県	<実施状況> 被保険者（国保対象者）の生活習慣病の予防や健康づくりの推進のため、医療機関、薬局、多職種と連携した各種モデル事業をニーズに応じて実施。 <table><tr><th>区分</th><th>市町村数</th></tr><tr><td>参加市町村数</td><td>10</td></tr></table> <成果> 各種モデル事業に複数の市町村が参加し、取組報告会を実施することで、生活習慣病の予防についての施策の横展開が図られた。 (保健医療部 保健政策課国民健康保険室)	区分	市町村数	参加市町村数	10	25,863
区分	市町村数						
参加市町村数	10						

【今後の取組】 県保健事業の実施（国保対象者）	県	引き続き、多職種と連携しながら被保険者（国保対象者）の生活習慣病の予防や健康づくりを推進する。	39, 301														
【前年度の実施状況及び成果】 県立幼児児童生徒健康診断	県	<実施状況> 幼児児童生徒の定期健康診断は、学校保健安全法第 13 条により義務付けられており、毎年定期的に実施し、疾病異常者の早期発見早期治療及び適正な健康管理を実施。 ○学校保健安全法第 13 条による定期健康診断（茨城県立学校幼児・児童生徒定期健康診断実施要項に基づき実施） ・実施時期：4 月～6 月 ・検査項目：心臓検診（心電図 12 誘導、血圧） 尿検査（蛋白、潜血、糖） 結核（X線間接撮影、精密検査） ・幼児児童生徒の実施人数（人） <table><tr><td>尿</td><td>55, 277</td></tr><tr><td>心臓</td><td>19, 031</td></tr><tr><td>X線間接撮影</td><td>17, 102</td></tr></table> ・委託健診機関 <table><tr><td>北部地区</td><td>（公財）日立メディカルセンター</td></tr><tr><td>中部地区</td><td>（一財）茨城県メディカルセンター</td></tr><tr><td>南部地区</td><td>（公社）取手市医師会</td></tr><tr><td>西部地区</td><td>（公社）取手市医師会</td></tr></table> <成果> 幼児児童生徒等の定期健康診断を適正に実施し、結果をもとに事後措置を講ずることができた。 （教育庁 学校教育部保健体育課）	尿	55, 277	心臓	19, 031	X線間接撮影	17, 102	北部地区	（公財）日立メディカルセンター	中部地区	（一財）茨城県メディカルセンター	南部地区	（公社）取手市医師会	西部地区	（公社）取手市医師会	77, 943
尿	55, 277																
心臓	19, 031																
X線間接撮影	17, 102																
北部地区	（公財）日立メディカルセンター																
中部地区	（一財）茨城県メディカルセンター																
南部地区	（公社）取手市医師会																
西部地区	（公社）取手市医師会																
【今後の取組】 県立幼児児童生徒健康診断	県	引き続き、法に基づき健康診断を実施し、幼児児童生徒の健康状態を把握し、疾病異常者の早期発見早期治療及び適正な健康管理を行う。	91, 294														

(3) 認知症の予防等 (第 12 条関係)

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]												
			今年度 当初予算額 [千円]												
【前年度の実施状況及び成果】 高齢福祉対策事業	県	<実施状況> ○認知症の理解を深める普及啓発 ・「認知症を知る月間」(9月)における、県や市町村等による啓発活動(パネル展示、ライトアップ等) ・イベントと連携した啓発(サッカー公式戦、健康フェス) ・県民向け認知症フォーラムの開催(参加者192人) ○認知症の早期診断・早期対応のための体制整備 県指定認知症疾患医療センター(13箇所)を中心とした医療・相談体制の整備を推進するため、医療従事者に対する認知症対応力向上研修を実施。 <table><tr><th>研修対象</th><th>実施回数</th><th>受講修了者数</th></tr><tr><td>かかりつけ医・歯科医師・薬剤師・看護師等</td><td>12回</td><td>1,573人</td></tr></table> ○認知症の人と家族等への支援 ・認知症電話相談:106件 ・認知症高齢者等本人同士の交流会実施(4回) ・若年性認知症支援コーディネーターの配置 配置先:認知症疾患医療センター(2箇所) 若年性認知症の本人・家族の交流会実施(9回) ・施設等従事者に対する認知症介護研修の実施(9回) ○認知症の人や家族の社会参加を推進する環境整備 丁寧な声掛け等を行う「認知症の人にやさしい事業所」の認定や、気軽に交流できる認知症カフェ等の設置を促進。 <table><tr><th>区分</th><th>R8.3月末累計</th></tr><tr><td>認知症の人にやさしい事業所認定数</td><td>3,001事業所</td></tr><tr><td>認知症の人が交流できる場の数</td><td>177箇所</td></tr></table> <成果> 認知症の正しい理解の普及により、認知症の早期発見及び受診しやすい環境の整備を図ることができた。また、認知症の人や家族が相談や交流できたことにより、精神的な負担軽減を図ることに寄与した。 (保健医療部 健康推進課地域包括ケア推進室)	研修対象	実施回数	受講修了者数	かかりつけ医・歯科医師・薬剤師・看護師等	12回	1,573人	区分	R8.3月末累計	認知症の人にやさしい事業所認定数	3,001事業所	認知症の人が交流できる場の数	177箇所	93,290
研修対象	実施回数	受講修了者数													
かかりつけ医・歯科医師・薬剤師・看護師等	12回	1,573人													
区分	R8.3月末累計														
認知症の人にやさしい事業所認定数	3,001事業所														
認知症の人が交流できる場の数	177箇所														
【今後の取組】 高齢福祉対策事業	県	認知症の正しい知識の普及啓発と理解の増進に取り組むとともに、認知症の早期発見・早期治療のための医療・相談体制の充実・強化を図る。 (福祉部 長寿福祉課地域包括ケア推進室)	97,310												

(4) フレイルの予防及び改善 (第 13 条関係)

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 介護予防総合支援事業	県	<実施状況> 地域包括ケアシステムの推進のため、市町村担当者や地域包括支援センター職員、事業に携わるリハビリテーション専門職等の資質向上と市町村による効果的な事業の実施を図ることを目的に、研修会を開催。 ○介護予防・日常生活支援総合事業担当者研修 フレイル状態の高齢者への効果的な短期集中予防サービスの実施を促進するため、先行市町村の取組事例の紹介や意見交換等を実施（2回、計 113 人）。 <成果> 上記の取組により、2 市町村が短期集中予防サービスに取り組むこととなるなど、効果的な事業の実施に向けた検討を後押しすることができた。 （保健医療部 健康推進課地域包括ケア推進室）	210
【今後の取組】 介護予防総合支援事業	県	研修を継続して実施し、市町村担当者等の資質向上と効果的な事業実施を図る。 （福祉部 長寿福祉課地域包括ケア推進室）	1, 079
【前年度の実施状況及び成果】 介護予防リハビリテーション専門職派遣事業	県	<実施状況> 市町村等が実施する介護予防の取組にリハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）を派遣し、技術的な助言を実施。 ※茨城県リハビリテーション専門職協会へ委託 ・派遣件数：延べ 821 件（25 自治体） ・派遣人数：延べ 1, 079 人 <成果> 市町村においてリハビリテーション専門職が積極的に活用され、介護予防の取組の機能強化につながった。 （保健医療部 健康推進課地域包括ケア推進室）	5, 495
【今後の取組】 介護予防リハビリテーション専門職派遣事業	県	リハビリテーション専門職の派遣を継続して実施するとともに、市町村等に対してリハビリテーション専門職の活用を働きかけ、介護予防の取組の機能強化を図る。 （福祉部 長寿福祉課地域包括ケア推進室）	5, 930
【前年度の実施状況及び成果】 シルバーリハビリ体操の推進	県	<実施状況> 高齢化の急速な進展に対応するため、地域の高齢者を「シルバーリハビリ体操指導士」として養成し、体操教室等を通じて、高齢者の健康づくりや介護予防を推進。 ◇シルバーリハビリ体操 大田仁史氏が考案した 92 種類から成る介護予防のための体操で「道具を使わず、いつでも・どこでも・一人でも出来る体操」となっている。	37, 433

		また、体操指導士は、1 級から 3 級に区分されており、1 級指導士は 3 級指導士養成講習会の講師を務めており、「住民が住民を教え育てる」事業となっている。 ○体操指導士の養成等 1 級及び 2 級指導士の養成講習会の実施、市町村による 3 級指導士養成講習会の支援、指導士フォローアップ研修の実施。 <table><tr><td>指導士養成数</td><td>10, 973 人（累計）</td></tr><tr><td>住民参加数</td><td>420, 236 人</td></tr><tr><td>体操教室開催数</td><td>36, 173 回</td></tr></table> ○指導士養成に関する広報 主要日刊新聞において、体操指導士募集等に関する広告を掲載。 <table><tr><td>新聞社数</td><td>回数</td></tr><tr><td>4 社</td><td>12 回</td></tr></table> ○体操指導士の意識向上 体操指導士として地域の健康づくりや介護予防の推進に貢献された方々に感謝状を贈呈。 <table><tr><td>区分</td><td>受賞者数</td></tr><tr><td>知事賞</td><td>248 人</td></tr><tr><td>福祉部長賞</td><td>9 人</td></tr><tr><td>奨励賞</td><td>87 人</td></tr><tr><td>計</td><td>344 人</td></tr></table> ○介護予防の普及啓発 シルバーリハビリ体操のパンフレットの作成・配布。 <table><tr><td>作成数</td><td>9, 000 部</td></tr><tr><td>配布先</td><td>市町村等</td></tr></table> <成果> シルバーリハビリ体操指導士の養成及び資質の向上、体操に関する普及啓発を通じて、地域におけるシルバーリハビリ体操活動を推進することができた。 （福祉部 長寿福祉課）	指導士養成数	10, 973 人（累計）	住民参加数	420, 236 人	体操教室開催数	36, 173 回	新聞社数	回数	4 社	12 回	区分	受賞者数	知事賞	248 人	福祉部長賞	9 人	奨励賞	87 人	計	344 人	作成数	9, 000 部	配布先	市町村等
指導士養成数	10, 973 人（累計）																									
住民参加数	420, 236 人																									
体操教室開催数	36, 173 回																									
新聞社数	回数																									
4 社	12 回																									
区分	受賞者数																									
知事賞	248 人																									
福祉部長賞	9 人																									
奨励賞	87 人																									
計	344 人																									
作成数	9, 000 部																									
配布先	市町村等																									
【今後の取組】 シルバーリハビリ体操の推進	県	上記取組について、継続して実施し、地域のシルバーリハビリ体操活動への支援を通じて、高齢者の健康づくりや介護予防を推進する。	36, 572																							

(5) オーラルフレイルの予防及び改善（第14条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]																
			今年度 当初予算額 [千円]																
【前年度の実施状況及び成果】 歯科保健対策事業 (8020・6424 推進事業、口腔保健支援センター事業)	県	①8020・6424 推進事業 ＜実施状況＞ ○8020・6424 運動推進部会の開催（1回） 生涯を通じた県民の歯と口腔の健康の推進方策等を検討するため、健康いばらき 21 プランの進行管理、進捗状況評価及び見直し等を実施。 ○県民の歯及び口腔の健康保持増進を図るため、保健、医療、福祉等の指導的立場の者等を対象に歯科口腔保健に関する内容の講習会を実施。 <table><tr><td>回数</td><td>参加者数</td></tr><tr><td>11 回</td><td>422 人</td></tr></table> ○6424 推進者（地域の歯科保健関係者等）を中心に情報提供を 35 回実施。 ○障害者の歯及び口腔の健康保持増進を図るため、施設職員、学校職員、歯科医療関係者、保護者等を対象に障害者歯科保健医療に関する講習会を実施。 <table><tr><td>回数</td><td>参加者数</td></tr><tr><td>6 回</td><td>353 人</td></tr></table> ○高齢者の歯及び口腔の健康保持増進を図るため、施設職員、歯科医療関係者等に対し、高齢者歯科保健医療に関する講習会を実施。 <table><tr><td>回数</td><td>参加者数</td></tr><tr><td>5 回</td><td>198 人</td></tr></table> ○歯科医院禁煙支援【再掲】 実施状況及び成果については、8 ページ参照。 ○地域等で歯科保健指導等を行う歯科衛生士の資質向上を目的に、市町村等で歯科保健指導を行う歯科衛生士等に対して歯科保健指導の技術向上等に関する研修を実施。 <table><tr><td>回数</td><td>参加者数</td></tr><tr><td>2 回</td><td>141 人</td></tr></table> ＜成果＞ 本県独自の歯科保健目標「8020・6424 運動」の普及啓発を図るための具体的な取組を実施し、歯科保健関係者等を育成することにより、県民の生涯を通じた歯科口腔保健の向上を支援できた。	回数	参加者数	11 回	422 人	回数	参加者数	6 回	353 人	回数	参加者数	5 回	198 人	回数	参加者数	2 回	141 人	① 2,819 ② 8,560
回数	参加者数																		
11 回	422 人																		
回数	参加者数																		
6 回	353 人																		
回数	参加者数																		
5 回	198 人																		
回数	参加者数																		
2 回	141 人																		

②口腔保健支援センター事業

<実施状況>

○茨城県歯と口腔の健康づくり 8020・6424 推進条例に基づく施策を効果的に実施するため、平成 27 年 4 月 1 日に茨城県口腔保健支援センターを設置し、歯科医療業務に従事する者等に対し情報の提供、研修の実施その他の支援を行うとともに県民の歯科口腔保健の推進を図っている。嘱託歯科医師 1 名、歯科医師（常勤、兼務）1 名、歯科衛生士（常勤）1 名、歯科衛生士（常勤、兼務）1 名、歯科衛生士（会計年度任用職員）1 名を配置。

○事業の企画立案及び効果的な運営等を検討するため、口腔保健支援センター運営委員会を開催。

○働く世代の口腔の健康保持増進を図るため、事業所の衛生管理者等を対象に歯周病予防や口腔管理に関する研修会を実施。

回数	参加者数
10 回	212 人

○歯科保健医療サービスを受けることが困難な者（障害者）の口腔の健康の保持を推進させることを目的に、障害者施設に入所・通所する者、職員等に対して、歯科専門職による口腔ケア等の歯科保健に関する講話及び実技指導を実施。

回数	参加者数
9 回	156 人

○入所要介護高齢者等の口腔の健康保持増進を目的に、高齢者施設職員等に対して、歯科専門職による口腔ケア等の歯科保健に関する講話及び実技指導を実施。

回数	参加者数
10 回	145 人

○障害者・障害児、要介護高齢者等に対して、それぞれの状況に応じた知識や技術を有する歯科専門職を育成するため、歯科衛生士等に対する研修等を実施。

内容	回数	参加者数
研修	2 回	112 人
実習	15 回	40 人

○市町村におけるオーラルフレイル対策の取組状況を把握するため、県内全市町村を対象に調査を実施。

<成果>

歯科医療業務に従事する者等に対し情報の提供、研修の実施及びその他の支援を行うとともに、歯科保健関係者等に対して歯科口腔保健に関する普及啓発を行い、歯科口腔保健の推進を図ることができた。

また、市町村への調査を通じて、市町村におけるオーラルフレイル対策の取組状況や具体的な課題等を把握することができた。

（保健医療部 健康推進課）

【今後の取組】 歯科保健対策事業 (8020・6424 推進事業、口腔保健支援センター事業)	県	①8020・6424 推進事業 情報提供や研修等を継続して実施し、県民の生涯を通じた歯と口腔の健康の保持増進、県民の歯科保健に対する意識の向上を目指す。 ②口腔保健支援センター事業 研修会等を継続して実施し、歯科医療業務に従事する者等に対し情報の提供、研修の実施及びその他の支援を行うことで、県民に対する歯科口腔保健に関する普及啓発を図る。 また、オーラルフレイル対策に関する市町村の調査結果を踏まえ、関係団体と連携し市町村職員等を対象とした研修会を実施することにより、オーラルフレイル対策の推進を図る。	① 3,188 ② 7,997
--	---	---	---------------------------------------

(6) 感染症の予防 (第 15 条関係)

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円] 今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 感染症予防医療法施行事業	県	<実施状況> 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえて改定した県感染症予防計画、県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、感染症の発生予防やまん延防止を図るとともに、新たな感染症など未曾有の危機において適切な対応ができるよう、平時から体制の構築に取り組んだ。 ○県民への感染症に関する正しい知識の普及啓発、情報発信 県内の感染症流行状況を毎週発信するとともに、県民への影響が大きい感染症発生時には、報道機関への資料提供やSNSを活用した情報発信を実施。 ○感染症対策連携協議会 新型コロナウイルス感染症での対応を踏まえた感染症施策等を検討するため、感染症対策連携協議会を1回、各種部会を計6回開催。 ○感染症に係る研修会の開催 全医療機関、高齢者福祉施設において感染症対応が行えるよう、感染対策担当者を対象に研修会を計7回実施。 ○感染症指定医療機関に対する補助 感染症発生時の入院に対応できるよう、感染症指定医療機関に対し感染症病床の運営費を補助。 ○個人防護具の備蓄 必要なときに供給できるよう、マスク等の個人防護具を購入して保管。	115,065 の一部

		<成果> 当事業により、県民への感染症に関する正しい知識の普及啓発、情報発信を行うとともに、医療機関等における感染対策担当者を育成することなどにより、本県の感染症対応力を強化することができた。 (保健医療部 疾病対策課感染症対策室)	
【今後の取組】 感染症予防医療法施行事業	県	平時から、次なる感染症危機に備えた医療提供体制の構築に取り組むとともに、関係者と連携し、感染症の予防に関する正しい知識の普及啓発その他の必要な施策を実施する。	817,883 の一部

(7) 栄養学等に関する知識の習得等 (第16条関係)

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 栄養改善・給食施設指導	県	<実施状況> 県内特定給食施設等に対し、各保健所において健康増進法第18条等に基づく助言及び指導を実施。 ・個別指導延べ 538 施設 ・集団指導延べ 2,269 施設 <成果> 給食施設等への助言及び指導により、各施設の給食管理及び栄養管理の質の向上を図り、県民の健康づくりを推進することができた。 (保健医療部 健康推進課)	5,547
【今後の取組】 栄養改善・給食施設指導	県	給食施設等における望ましい栄養管理等が実施されるよう、適切な野菜量の提供や、給食部門における利用者の身体状況の把握に関して重点的に助言及び指導を実施する。	6,122
【前年度の実施状況及び成果】 栄養団体育成事業	県	<実施状況> ○地域・職場・学校等において栄養指導業務を担う栄養士等の各職域に合わせた内容の専門研修会を開催。 ・新任栄養士等研修(1回) 30人 ・栄養士等専門研修(2回) 124人、動画研修54人 ○在宅訪問により適切な栄養食事指導を実施できる管理栄養士の人材育成のための研修会を開催。 ・在宅訪問栄養食事指導推進研修会 - 第1回 28人、動画研修9人 - 第2回 28人、動画研修8人	9,096

		<成果> 栄養士等への研修会実施により、栄養士等の資質の向上を図ることで、各職域における栄養指導を推進することができた。また、在宅訪問栄養食事指導を適切に実施できる管理栄養士を育成することにより、地域における栄養・食生活の支援体制の整備を図ることができた。 (保健医療部 健康推進課)	
【今後の取組】 栄養団体育成事業	県	引き続き栄養士等への専門研修会等を通じた団体の育成を通じ、各職域における栄養士等の資質の向上を図り、県民の望ましい栄養・食生活の実践を推進する。	9,096
【前年度の実施状況及び成果】 食生活改善地区組織育成・強化事業	県	<実施状況> 食生活の普及啓発活動をしている食生活改善推進員向けに、地区組織リーダー育成研修を開催。 ・地区組織リーダー育成研修（3回） 190人 <成果> 地区組織リーダー育成研修を通じた食生活改善地区組織の育成や県内栄養士養成校等と連携した学生の参画により、推進員の活動を活性化することで、地域の健康づくりを推進することができた。 (保健医療部 健康推進課)	1,371
【今後の取組】 食生活改善地区組織育成・強化事業	県	継続的な推進員育成支援や県内大学等との連携支援により、推進員の活動の活性化を通じた地域の健康づくりの推進を図る。	1,973
【前年度の実施状況及び成果】 おいしく減塩推進事業	県	<実施状況> 循環器疾患の大きな要因となっている高血圧への対策として、以下の取組を実施。 ○減塩の日「いばらき美味しお Day（毎月20日）」を中心とした減塩啓発活動を実施。 ・県庁食堂での全品適塩メニュー提供、企業とコラボした「美味しお！ランチ（毎月約100食）」の提供 ・YouTubeでの適塩レシピ動画配信、SNS（X）・専用HP・レシピ掲載サイトでの情報発信 ・県内全公立小中学校での「全校一斉いばらき美味しお給食」の実施 等 ○適塩メニューを提供する飲食店等を「いばらき美味しおスタイル指定店」等に指定し、県民が身近な飲食店等で適塩料理を選択できる環境を整備。 ・指定・登録数：557店舗（R8.3.31現在） ○民間企業等の商品減塩化支援 ・産官学で連携し、県内大学生が考案した適塩・野菜たっぷり弁当を県内スーパーが販売する企画を実施。 ○県民の野菜摂取量増、適正な血圧維持の意識向上、降圧剤による血圧低下を促すため、県産品が当たる3つのプレゼントキャンペーンを実施。	27,732

		・応募件数：62,832 件（3つのキャンペーンの合計） ・応募者アンケート結果：キャンペーンをきっかけに意識が変化したかを確認 <table><tr><th>キャンペーン</th><th>設問</th><th>結果</th></tr><tr><td>①野菜購入</td><td>野菜を＋1皿食べることを意識するようになったか</td><td> ・はい76.4% ・いいえ3.1% ・以前から意識している20.6% </td></tr><tr><td>②血圧測定</td><td>定期的に血圧を測ることを意識するようになったか</td><td> ・はい59.3% ・いいえ2.7% ・以前から意識している38.0% </td></tr><tr><td>③降圧剤処方</td><td>医療機関受診のきっかけになったか</td><td> ・はい15.5% ・いいえ3.8% ・以前から治療している80.7% </td></tr></table> ○毎月第3日曜日からの1週間である「茨城をたべようWeek」を活用し、野菜摂取増に関する啓発活動を実施。 ・県庁食堂で企業コラボ等の「野菜たっぷり！ランチ」を提供 ・YouTubeでの野菜たっぷりレシピ動画配信、SNS(X)・専用HP・クックパッドでの情報発信 ○野菜たっぷりメニューを提供する飲食店等を「いばべジスタイル指定店」に指定し、県民が身近な飲食店等で野菜たっぷりメニューを選択できる環境を整備。 ・指定数：21店舗（R8.3.31現在） ○民間企業等との商品野菜たっぷり化支援 ・県内中学生が考案した野菜たっぷり弁当を県内スーパーが販売する企画において、野菜摂取増の取組などについて講義。 <成果> 上記取組を通じ、県民の減塩及び野菜摂取量増の意識醸成、減塩及び野菜摂取量増に取り組むやすい環境の整備を図ることができた。 (保健医療部 健康推進課)	キャンペーン	設問	結果	①野菜購入	野菜を＋1皿食べることを意識するようになったか	・はい76.4% ・いいえ3.1% ・以前から意識している20.6%	②血圧測定	定期的に血圧を測ることを意識するようになったか	・はい59.3% ・いいえ2.7% ・以前から意識している38.0%	③降圧剤処方	医療機関受診のきっかけになったか	・はい15.5% ・いいえ3.8% ・以前から治療している80.7%
キャンペーン	設問	結果												
①野菜購入	野菜を＋1皿食べることを意識するようになったか	・はい76.4% ・いいえ3.1% ・以前から意識している20.6%												
②血圧測定	定期的に血圧を測ることを意識するようになったか	・はい59.3% ・いいえ2.7% ・以前から意識している38.0%												
③降圧剤処方	医療機関受診のきっかけになったか	・はい15.5% ・いいえ3.8% ・以前から治療している80.7%												
【今後の取組】 野菜パワーで未来を変える健康投資推進事業	県	引き続き、プレゼントキャンペーンや民間企業等との連携等を通じて、県民への野菜摂取量増や血圧への意識醸成に取り組むとともに、野菜摂取量増等に取り組むやすい環境整備に努める。また、新たに働く世代向けに血圧改善を図る企画についても実施していく。	22,176											
【前年度の実施状況及び成果】 いばらき食育ライフ推進事業	県	<実施状況> ○茨城県食育推進計画推進のため、茨城県食育推進部会及び茨城県食育推進幹事会を開催（1回）。 ○食育支援ネットワーク事業を通じ、市町村の食育推進計画に基づく食育推進の支援を行うとともに、食育を通じた生活習慣病予防（主に高血圧）対策として、野菜摂取、適塩、肥満予防等の重要性を関係機関に周知。	1,063											

		○適正な食塩相当量・エネルギー量・野菜量のメニューを広く普及することを目的に「ヘルシーメニューコンクール」を開催し、受賞作品をまとめたリーフレットを作成し、県内のスーパー等へ配付。 ・応募作品数：201 点、最優秀賞 1 点、優秀賞 3 点、奨励賞 4 点 <成果> 県食育推進計画を一部改定し、重点施策の効果的な推進を図ることができた。また、関係者と連携した食育の取組を実施することにより、食生活の改善を通じた県民の健康づくりを推進することができた。 (保健医療部 健康推進課)	
【今後の取組】 いばらき食育ライフ推進事業	県	引き続き、県食育推進計画に基づく食育取組の拡大を図るため、関係団体と連携した食育推進運動を展開する。また、ヘルシーメニューコンクールは、調理時間の短縮化等、より手軽なレシピにより家庭への普及拡大を図る。	2, 372
【前年度の実施状況及び成果】 令和 7 年度保育士等キャリアアップ研修 (食育・アレルギー対応)	県	<実施状況> 県内で保育所等に勤務する保育士等が食育に関する理解を深め、適切に食育計画の作成及び活用できる力を養うことを目的として研修を実施。 ○研修概要 ・受講時間 15 時間 ・研修内容 栄養に関する基礎知識 食育計画の作成と活用等 ・参加者 保育士等 1,077 名 <成果> 国の研修ガイドラインに基づき、栄養や食育に関する理解を深め、食生活の改善指導に取り組むことができる保育士等を養成することができた。 (福祉部 子ども政策局子ども未来課)	50, 652
【今後の取組】 令和 8 年度キャリアアップ研修の実施 (食育・アレルギー対応)	県	引き続き、保育現場において食育・アレルギー対応を行うことができる保育士養成の研修実施を図る。	50, 507
【前年度の実施状況及び成果】 児童生徒の食育推進事業 (各種研修の充実)	県	<実施状況> 学校が家庭や地域と連携し、学校教育活動全体を通じて食育を推進することにより、児童生徒の食に関する正しい知識の習得と望ましい食習慣の定着を図った。 ○食育推進指導者研修会 学校における食に関する指導の充実を図るため、食育に携わる教職員を対象に食育の普及啓発を図ることを目的として実施。	-

		回数	対象者	参加者数	
		1 回	食育推進指導者（給食主任等）	657 人	
		○栄養教諭等研修会 食に関する指導の中核的な役割を担う栄養教諭等の指導力向上を図ることを目的として実施。 →令和7年度は第2回全国学校給食・栄養教諭等研究協議会を本県で開催したため、当該大会を代替で悉皆研修とした。 <成果> 研修会の充実を図ったことにより、学校における食育の推進に対して支援することができた。 （教育庁 学校教育部保健体育課）			
【今後の取組】 児童生徒の食育推進事業（各種研修の充実）	県	継続して研修会を実施し、食育に携わる教職員の資質向上を図るとともに、家庭や地域と連携し、学校教育活動全体を通じて食育を推進することにより、児童生徒の食に関する正しい知識の習得と望ましい食習慣の定着を図っていく。			275

（８）運動の習慣化の推進等（第17条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 いばらき健康寿命日本一プロジェクト推進	県	<実施状況> 働く世代の健康づくりを推進するため、以下の取組を実施。 ○いばらき健康経営推進事業 - 従業員の健康増進に積極的に取り組む事業所を「いばらき健康経営推進事業所」と認定。 いばらき健康経営事業所数：570 事業所（R8.3.31 現在） いばらき健康経営部会の開催：4 回 - 新規認定事業所の増加を目的として、協会けんぽや包括連携協定を結ぶ企業等と連携して、制度周知及び事業所・関係団体等への働きかけを行うほか、健康経営セミナーを開催。 健康経営セミナー：1 回 37 人 包括協定企業と連携した健康経営セミナーの開催：3 回 - 認定事業所に健康経営の更なる推進を促すために、優良事例の情報発信及びフォローアップ研修会を開催。 フォローアップ研修会：1 回 45 人	26,088

		○ヘルスケアポイント事業 ・健康推進アプリ「元気アップ！りいばらき」の運営及び収集データを活用した分析。 ・日々の健康づくりにより貯めたヘルスケアポイントに応じて、景品抽選への応募が可能（年に2回）。 ・ダウンロード後も健康づくりを楽しめるように、毎月イベント開催。 健康推進アプリ「元気アップ！りいばらき」登録者数 総登録者数：88,933人（R8.3.31現在） うち R7 新規登録者数：12,779人 <成果> いばらき健康経営推進事業所数及び健康推進アプリ「元気アップ！りいばらき」登録者数は順調に増加し、運動習慣の定着推進が図られた。 （保健医療部 健康推進課）																
【今後の取組】 いばらき健康寿命日本一プロジェクト推進	県	引き続き、県内事業所への健康経営の普及及びアプリの活用による運動習慣の定着を促すことにより、働く世代の健康づくりを推進する。	26,803															
【前年度の実施状況及び成果】 健康いばらき21推進事業 （運動習慣の定着推進、健康づくり功労者等表彰）	県	<実施状況> ①運動習慣の定着推進 ○ヘルスロードの推進 ・安全性に配慮された道を「ヘルスロード」として指定し、市町村等が行うウォーキング大会をホームページで周知する等、県民の利活用を推進。 指定コース：延 361 コース、1,238.9km ○運動習慣定着促進検討部会の開催 ・R7.11.20開催 ヘルスロード新規コース等の指定及び利活用等について協議。 ○「いばらき元気ウォークの日」における取組の調査 ・県内市町村に対し調査を実施し、ヘルスロードの活用等に向けた検討を実施。 令和7年度市町村主催のウォーキング教室・大会等 <table><tr><td>市町村数</td><td>実施数</td><td>うちヘルスロードコース使用数</td></tr><tr><td>36</td><td>187</td><td>39</td></tr></table> ②健康づくり功労者表彰 ・地域等において健康づくりに関して功績のあった者並びに個人、家族又は地域、学校、職域において、自らの健康の保持増進のために県民の模範となる顕著な実践を行っている者を表彰。 表彰者・団体数 <table><tr><td></td><td>個人（人）</td><td>団体</td></tr><tr><td>知事賞</td><td>53</td><td>1</td></tr><tr><td>保健医療部長賞</td><td>125</td><td>3</td></tr></table>	市町村数	実施数	うちヘルスロードコース使用数	36	187	39		個人（人）	団体	知事賞	53	1	保健医療部長賞	125	3	① 17 ② 612
市町村数	実施数	うちヘルスロードコース使用数																
36	187	39																
	個人（人）	団体																
知事賞	53	1																
保健医療部長賞	125	3																

		<成果> ①運動習慣の定着推進 ヘルスロードのコース指定や市町村等と連携したウォーキング教室等の実施により、身近な地域で運動に取り組みやすい環境づくりを推進することができた。 ②健康づくり功労者表彰 継続して健康づくり実践活動を行う表彰者の日ごろの労苦に報いるとともに、優れた取組を広く周知することにより、地域における健康づくりの取組を後押しすることができた。 (保健医療部 健康推進課)								
【今後の取組】 健康いばらき21 推進事業 (運動習慣の定着推進、健康づくり功労者等表彰)	県	①運動習慣の定着推進 ヘルスロードのコース指定や市町村等と連携したウォーキング教室等の実施により、県民が身近な地域で運動に取り組みやすい環境づくりを推進する。 ②健康づくり功労者表彰 引き続き、表彰事業を通じて、優れた取組を広く周知することにより、地域における健康づくりの取組を推進する。	① ②	233 627						
【前年度の実施状況及び成果】 県生涯スポーツ推進事業	県	<実施状況> 県民誰もが、自分の体力や適性に合ったスポーツを楽しむことができるよう、地域における生涯スポーツ推進体制の確立を図った。 ○生涯スポーツ指導者の養成 専門知識や高い指導技術の修得を目的とした指導者養成講習会を実施するとともに、市町村と連携し、養成した指導者の活躍の場を設けるなど、活用の促進を図った。 <table><tr><td>茨城県生涯スポーツ指導員養成講習会兼スポーツリーダーバンク登録指導者講習会</td><td>受講者：9人</td></tr></table> ○スポーツリーダーバンクの充実 スポーツ・レクリエーション団体等から推薦された指導者並びに生涯スポーツ指導員養成講習会を受講した者の県スポーツリーダーバンクへの登録を促すとともに、その情報を県民へ広く周知し、指導員の活用を図った。 <table><tr><td>県スポーツリーダーバンク登録指導者</td><td>419人 (R8.3.31 現在)</td></tr></table> ○働く世代のためのスポーツ活動支援 「働く世代」が運動しやすい環境づくりを目指し、県内事業所や総合型地域スポーツクラブ等が行うモデル事業への支援やスポーツの有用性に関する啓発等を行うことで、スポーツ実施率の向上を図った。 <table><tr><td>働く世代のスポーツ活動支援事業補助金</td><td>8 事業 1,279 千円</td></tr></table> ○スポーツ情報ホームページ運営 県民に広くスポーツイベントやスポーツ施設、スポーツ指導者等の情報提供を行い、スポーツに対する関心度の向上を図った。	茨城県生涯スポーツ指導員養成講習会兼スポーツリーダーバンク登録指導者講習会	受講者：9人	県スポーツリーダーバンク登録指導者	419人 (R8.3.31 現在)	働く世代のスポーツ活動支援事業補助金	8 事業 1,279 千円		5,099
茨城県生涯スポーツ指導員養成講習会兼スポーツリーダーバンク登録指導者講習会	受講者：9人									
県スポーツリーダーバンク登録指導者	419人 (R8.3.31 現在)									
働く世代のスポーツ活動支援事業補助金	8 事業 1,279 千円									

		○総合型地域スポーツクラブの育成 市町村を訪問し、スポーツ教室等における総合型地域スポーツクラブの活用を働きかけるとともに、県内のスポーツクラブに対し、活用可能な財源に係る情報提供を行うなど、活動支援を行い、総合型地域スポーツクラブの育成を図った。 <table><tr><td>市町村訪問</td><td>14 件</td></tr><tr><td>総合型地域スポーツクラブ数</td><td>34 市町村 47 クラブ (R8.3.31 現在)</td></tr></table> <成果> 生涯スポーツ指導者の育成・活用促進、働く世代のスポーツ活動支援、県民への県内スポーツ情報の提供等の取組により、県内の生涯スポーツの推進を図ることができた。 (政策企画部 スポーツ推進課)	市町村訪問	14 件	総合型地域スポーツクラブ数	34 市町村 47 クラブ (R8.3.31 現在)	
市町村訪問	14 件						
総合型地域スポーツクラブ数	34 市町村 47 クラブ (R8.3.31 現在)						
【今後の取組】 県生涯スポーツ推進事業	県	上記取組について継続して実施し、県民誰もがスポーツを楽しむことができるよう、地域における生涯スポーツの推進を図る。	7,176				
【前年度の実施状況及び成果】 県北ニューツーリズム推進事業	県	<実施状況> 地域に点在する自然、歴史・文化遺産、などの多様な地域資源をハイキング道などで一体的につなぎ、広域的に歩きながら地域を巡るロングトレイルコースとして整備し、新たな滞在・体験型の観光資源として活用するとともに、ロングトレイルを活用した健康づくりの推進を図った。 ○常陸国ロングトレイルコースの整備・活用等 ロングトレイルコースの整備・保全を行うため、コース底地の権利関係調整やコース下草刈、道標や案内板の作成及び設置を行った。 <table><tr><td>総距離</td><td>開通済(R7 まで)</td></tr><tr><td>約 350km</td><td>約 275km</td></tr></table> ○県内外向け情報発信等 コースマップやホームページなどで、コースやコース上の地域資源の一体的な発信を行った。 ・R7 年度ロングトレイル来訪者数：約 11 万 8 千人 (速報値) <成果> ロングトレイルの整備のほか、登山アプリと連携したデジタルスタンプラリーや誘客促進のためのモニターツアーなどを実施することにより、初心者から登山愛好家など、幅広い層の方に、ロングトレイルの魅力を発信し、来訪者数の増加を図ることができた。 (政策企画部 県北振興局)	総距離	開通済(R7 まで)	約 350km	約 275km	102,884
総距離	開通済(R7 まで)						
約 350km	約 275km						
【今後の取組】 県北ニューツーリズム推進事業	県	常陸国ロングトレイルの魅力を活かしながら、年齢問わず、幅広い方に来ていただけるよう、引き続きロングトレイルの整備・保全を図り、県民の健康づくりを推進する。	97,189				

【前年度の実施状況及び成果】 シルバーリハビリ体操の推進	県	【再掲】 実施状況及び成果については、12 ページ参照。 (福祉部 長寿福祉課)	37,433																
【今後の取組】 シルバーリハビリ体操の推進	県	【再掲】 今後の取組については、13 ページ参照。	36,572																
【前年度の実施状況及び成果】 子どもの体力向上支援事業	県	<実施状況> 児童生徒の体力の向上をより一層推進するため、以下の取組を実施。 ○児童生徒の体力・運動能力調査 体育の指導及び体力向上の基礎資料とするため、小・中・高等学校を対象に調査を実施。 ・総合評価 A + B の割合 <table><tr><td>小学生</td><td>46.0%</td></tr><tr><td>中学生</td><td>55.4%</td></tr><tr><td>高校生</td><td>49.3%</td></tr><tr><td>全 体</td><td>49.1%</td></tr></table> ○体力アップ推進プランの策定 体育授業の充実・改善及び休み時間等の効果的な活用を図るため、全学校が各学校の課題に応じた「体力アップ推進プラン」を策定。 ○体育授業サポーター派遣事業 体育授業の活性化と児童の活動の充実を図るため、実技の示範及び児童の運動の補助ができる県内外の大学生等を「体育授業サポーター」として小学校に派遣。 ・26 校に 38 人を派遣 ○体育授業アドバイザー派遣事業 全校種に対して、体育指導の充実と教員の指導力向上を図るため、大学教授等を「体育授業アドバイザー」として派遣。 ・15 校に 8 人（重複あり）を派遣 ○スポーツチャレンジ 縄とび等の全身運動を伴う各種ゲームを体育の授業、業間休み、昼休み等を実施し、その記録を県内の各学校で競い合うことで、児童生徒に運動の楽しさや喜びを味わわせ、運動の習慣化及び体力の向上を図った。 ・参加数等 <table><tr><td>種目数</td><td>10 種目</td></tr><tr><td>参加クラス数</td><td>744</td></tr><tr><td>参加グループ数</td><td>613</td></tr><tr><td>参加のべ人数</td><td>21,261 人</td></tr></table> ○学校体育指導資料の作成 本県学校体育の課題の解決及び教員の指導力向上を図るため、指導資料集を作成。 ・小学校 : 「体づくり運動（体の動きを高める運動）」の授業実践	小学生	46.0%	中学生	55.4%	高校生	49.3%	全 体	49.1%	種目数	10 種目	参加クラス数	744	参加グループ数	613	参加のべ人数	21,261 人	4,674
小学生	46.0%																		
中学生	55.4%																		
高校生	49.3%																		
全 体	49.1%																		
種目数	10 種目																		
参加クラス数	744																		
参加グループ数	613																		
参加のべ人数	21,261 人																		

		・中学校：生徒が楽しいと実感し、主体的に取り組む授業実践 ・高等学校：男女共習による課題解決型の授業実践 ○研修会の開催 ・学校体育実技指導者講習会 実技を中心とした研修を実施し、体育担当教員の指導力向上を図った。 講座数：13 講座（幼小1・小6・中高5・全校種1） ・体育主任研修会 体育主任としての職務について認識を深め、指導力向上と学校体育の充実を図った。 ○体力づくり推進委員会の設置 各学校に対し、「体力づくり推進委員会」（保護者、地域人材及び学校関係者で構成）を設置し、家庭や地域と連携し、体力向上に係る課題の解決に取り組むよう依頼。 ・設置状況：小学校 100% 中学校 100% <成果> 上記取組を通じて、各学校における児童生徒の体力向上をより一層推進することができた。 (教育庁 学校教育部保健体育課)	
【今後の取組】 子どもの体力向上支援事業	県	今後も上記取組を継続し、教員の指導力向上及び児童生徒の体力の向上を図る。	5,319

(9) 適切な休養等（第18条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 健康いばらき21推進事業 (生活習慣病予防対策推進)	県	【再掲】 実施状況及び成果については、6ページ参照。 (保健医療部 健康推進課)	4,731
【今後の取組】 健康いばらき21推進事業 (生活習慣病予防対策推進)	県	【再掲】 今後の取組については、6ページ参照。	5,885
【前年度の実施状況及び成果】 適切な休養等に関する教育	県	<実施状況> ○学校の授業等を通じた指導 保健の授業や特別活動の時間を活用し、食事や運動など、健康な生活習慣を身に付けるための指導を行った。 ・小学校：規則正しい生活と健康の関係	—

		・中学校：休養・睡眠と心身の健康の関係 ・高等学校：適切な休養・睡眠の確保に必要な取組への理解 <成果> 心身の保持増進を図るためには、休養や睡眠が必要であることについて、理解を深めることができた。 (教育庁 学校教育部保健体育課)	
【今後の取組】 適切な休養等に関する教育	県	児童生徒が、健康の大切さを認識し、発達段階に応じて、心身の保持増進に取り組むことができるよう、健康教育の推進に努める。	—

(10) 心の健康の保持等（第 19 条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 自殺対策緊急強化事業	県	<実施状況> 心の悩みや不安がある方が相談しやすいように、電話相談だけでなく、SNS 相談やオンライン相談を実施し、多様な相談窓口を設置。 ○相談窓口の設置 ア いばらきこころのホットライン（電話相談） 毎日 9 時から 12 時、13 時から 16 時まで（祝日・年末年始除く）電話相談を実施。 ・相談件数：9,936 件 イ こころの SNS 相談@いばらき 毎日 17 時から 22 時まで相談員 3 名で LINE での相談を実施。 ・相談件数：2,968 件 ウ 女性のためのこころのオンライン相談@いばらき 女性を対象に毎月第 1・3・5 土曜日の 13 時から 16 時まで、女性の公認心理師 1 名により Zoom での相談を実施。 ・相談件数：84 件 ○普及啓発 県広報紙ひばり、ホームページ、リーフレット等により、「いばらきこころのホットライン」や「いのちの電話」などの各種相談窓口を幅広く周知。 <成果> 電話相談「いばらきこころのホットライン」に加え、若者のコミュニケーション手段として広く普及している SNS を活用した相談窓口等を設置し、心の健康の保持に寄与した。 (福祉部 障害福祉課)	76,643

【今後の取組】 自殺対策緊急強化事業	県	引き続き、心の悩みや不安がある方向けの相談体制を強化するとともに、より多くの方を相談窓口へ誘導できるよう、相談窓口の周知や普及啓発を図っていく。	81,001														
【前年度の実施状況及び成果】 ひきこもり対策推進事業	県	<実施状況> ひきこもり状態にある本人や家族等を支援するため、関係機関等との連携を図りながら、早期の問題解決に向けた相談支援体制を構築し、ひきこもり者の社会復帰の促進を図った。 ○ひきこもり相談支援センターの設置 ひきこもり者や家族等への電話・来所・訪問等により相談支援を実施。 <table><tr><td>相談 延件数</td><td>3,239 件</td></tr><tr><td>相談 実件数</td><td>551 件</td></tr></table> ○保健所（サテライト）における支援 ひきこもり相談支援センター地域拠点（サテライト）として、精神科医等の専門相談や家族教室等を実施。 <table><tr><td>精神科医等の専門相談 延件数</td><td>70 件</td></tr><tr><td>保健師による一般相談 延件数</td><td>396 件</td></tr><tr><td>家族教室 開催回数</td><td>101 回</td></tr></table> ○精神保健福祉センターによる事業 市町村の職員等を対象に、ひきこもり支援に係る人材育成のため研修会、理解を深めるための講演会等を実施。 <table><tr><td>研修会</td><td>8 回</td></tr><tr><td>講演会</td><td>1 回</td></tr></table> <成果> 本人及び家族の状況に応じたきめ細かい支援を行うため、正しい知識の普及啓発と情報の発信、関係機関・団体の支援技術の向上及び連携による支援体制の確保・強化を推進した。 （福祉部 障害福祉課）	相談 延件数	3,239 件	相談 実件数	551 件	精神科医等の専門相談 延件数	70 件	保健師による一般相談 延件数	396 件	家族教室 開催回数	101 回	研修会	8 回	講演会	1 回	23,305
相談 延件数	3,239 件																
相談 実件数	551 件																
精神科医等の専門相談 延件数	70 件																
保健師による一般相談 延件数	396 件																
家族教室 開催回数	101 回																
研修会	8 回																
講演会	1 回																
【今後の取組】 ひきこもり対策推進事業	県	引き続き上記取組により、本人及び家族からの多様な相談に対して早期にかつきめ細かく寄り添い、本人の社会参加を促進するため本人及び家族等の支援の充実を図る。	23,305														

(11) 高齢者の健康づくり（第 20 条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]																									
			今年度 当初予算額 [千円]																									
【前年度の実施状況及び成果】 シルバーリハビリ体操の推進	県	【再掲】 実施状況及び成果については、12 ページ参照。 (福祉部 長寿福祉課)	37,433																									
【今後の取組】 シルバーリハビリ体操の推進	県	【再掲】 今後の取組については、13 ページ参照。	36,572																									
【前年度の実施状況及び成果】 高齢者の生きがいづくりの推進	県	<実施状況> 高齢者の生きがいと健康づくりを推進するため、高齢者のスポーツ・健康づくり活動や指導者育成事業等を総合的に実施することにより、高齢者の社会活動の振興を図った。 ※委託先：(社福) 茨城県社会福祉協議会（茨城わくわくセンター） ① 全国建国福祉祭（ねんりんピック）への選手団派遣 ねんりんピック岐阜 2025（R7. 10. 18～10. 21）に、本県監督・選手等 130 人を派遣。 <結果（優勝）> <table><tr><td>水泳（個人）</td><td>延べ 8 人</td></tr><tr><td>水泳（団体）</td><td>1 団体</td></tr></table> ※上記のほか、美術展（書部門）において、1 人が岐阜県知事賞を受賞。 ②茨城県健康福祉祭 ・いばらきねんりんスポーツ大会 R7. 10. 7 に笠松運動公園にて実施し、約 1,100 人が参加。 <種目> ゲートボール、グラウンドゴルフ、ペタンク、クロッケー、輪投げ ・いばらきねんりん文化祭（美術展） R8. 2. 21～2. 26 にザ・ヒロサワシティ会館にて開催。 <応募数等> (点) <table><tr><td>部門</td><td>応募数</td><td>入賞数</td></tr><tr><td>日本画</td><td>34</td><td>11</td></tr><tr><td>洋画</td><td>84</td><td>13</td></tr><tr><td>彫刻・工芸</td><td>82</td><td>14</td></tr><tr><td>書</td><td>35</td><td>11</td></tr><tr><td>写真</td><td>142</td><td>16</td></tr><tr><td>計</td><td>377</td><td>65</td></tr></table>	水泳（個人）	延べ 8 人	水泳（団体）	1 団体	部門	応募数	入賞数	日本画	34	11	洋画	84	13	彫刻・工芸	82	14	書	35	11	写真	142	16	計	377	65	①～③ 14,395 ④ 3,848
			水泳（個人）	延べ 8 人																								
水泳（団体）	1 団体																											
部門	応募数	入賞数																										
日本画	34	11																										
洋画	84	13																										
彫刻・工芸	82	14																										
書	35	11																										
写真	142	16																										
計	377	65																										

		③ニュースポーツ・eスポーツ普及 ・ニュースポーツ推進員養成講習会等講習会等を以下のとおり実施。 <table><tr><td>取組内容</td><td>回（件）数</td><td>参加者数</td></tr><tr><td>推進員講習会</td><td>1 回</td><td>41 人</td></tr><tr><td>体験教室</td><td>3 回</td><td>93 人</td></tr><tr><td>用具貸出し</td><td>415 件</td><td>-</td></tr></table> ・eスポーツ体験会・サロン等体験会等を以下のとおり実施。 <table><tr><td>取組内容</td><td>回数（回）</td></tr><tr><td>体験会</td><td>10</td></tr><tr><td>サロン</td><td>23</td></tr><tr><td>多世代交流会</td><td>1</td></tr><tr><td>フォローアップ</td><td>5</td></tr></table> ④元気シニア地域貢献事業 豊富な知識、技術を持った高齢者（又は団体）を「シニアバンク」に登録し、学校等からの依頼を受け、「シニアマスター」として派遣。 ＜登録件数等＞（件） <table><tr><td>登録者数</td><td>274</td></tr><tr><td>派遣数</td><td>180</td></tr></table> ＜成果＞ 多様化する高齢者の価値観、趣向、ライフスタイルなどに応じた社会参加の場を創出し、高齢者の生きがいと健康づくりを推進することができた。 （福祉部 長寿福祉課）	取組内容	回（件）数	参加者数	推進員講習会	1 回	41 人	体験教室	3 回	93 人	用具貸出し	415 件	-	取組内容	回数（回）	体験会	10	サロン	23	多世代交流会	1	フォローアップ	5	登録者数	274	派遣数	180	
取組内容	回（件）数	参加者数																											
推進員講習会	1 回	41 人																											
体験教室	3 回	93 人																											
用具貸出し	415 件	-																											
取組内容	回数（回）																												
体験会	10																												
サロン	23																												
多世代交流会	1																												
フォローアップ	5																												
登録者数	274																												
派遣数	180																												
【今後の取組】 高齢者の生きがいづくりの推進	県	上記取組を一層推進することにより、高齢者一人ひとりが健康で生き生きと暮らし活躍できる社会づくりに努めていく。	① ～③ 14, 380 ④ 3, 969																										

(12) 女性の健康づくり（第 21 条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 健康いばらき 21 推進事業 （総合普及啓発）	県	＜実施状況＞ ○女性の健康週間（3 月 1 日から 3 月 8 日まで）を中心に、県ホームページや SNS を活用し、女性の健康づくりや相談窓口に関する情報を発信。 ○保健所等において、女性の健康を含む健康相談を実施。 ○女性の健康づくりの視点を取り入れた取組が実施されるよう、関係団体等へ周知。	3, 589 の一部

		<成果> 女性特有の健康課題の解決を目指し、相談窓口等の情報提供を行うなど、女性の健康づくりを支援することができた。 (保健医療部 健康推進課)	
【今後の取組】 健康いばらき 21 推進事業 (総合普及啓 発)	県	引き続き、女性の健康に関する広報活動による普及啓発を行うとともに、女性の健康づくりの視点を踏まえて生活習慣病発症及び重症化予防の取組を推進していく。	2,206 の一部
【前年度の実施 状況及び成果】 妊娠等相談支 援事業	県	<実施状況> 妊娠等に関する専門相談窓口の設置や、将来の妊娠を考えながら自分たちの生活や健康に向き合うプレコンセプションケアを推進するため健康教育を実施。 ○いばらき妊娠・子育てほっとライン 予期せぬ妊娠や産後の育児、妊娠や出産に関する悩みなどを助産師などの専門家へ相談できる窓口を設置。 電話による相談に応じるほか、LINE 相談にも応じた。 ・相談件数：992 件 ○健康教育事業 小学校・中学校・高校等で行う「いのちの教育」と、大学、専門学校、企業等の主に 20 歳代前後の男女を対象に実施するプレコンセプションケア講座を実施。 ・実施回数：34 回 <成果> 妊娠・出産に関する悩みを持つ妊産婦やその家族への相談支援を行い、悩みの解消や必要な支援につなげることができた。また、男女を問わず、生殖や妊娠、出産に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促すことができた。 (福祉部 子ども政策局少子化対策課)	8,707
【今後の取組】 妊娠等相談支 援事業	県	上記取組を継続して実施することで、妊娠・出産時期への悩みに対する相談体制を講じ、この時期特有の問題を解決するほか、若い時期から将来の妊娠に向け、正しい知識を身に付けることで自らの健康について考えることができるよう、プレコンセプションケアの普及啓発を図る。	11,772
プレ妊活健診事 業		将来子どもを望む夫婦を対象に、プレコンセプションケアの知識の普及と健康状態の確認を行い、ライフプランの構築や早期治療に繋げる。	32,887

(13) 県民の理解の促進（第 22 条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 健康いばらき 21 推進事業 （総合普及啓発）	県	<実施状況> ○循環器疾患予防月間（9月） ・循環器疾患を主とした生活習慣病の予防に関する普及啓発を、関係団体と連携し重点的に実施。 ○「元気アップいばらき！健康フェス 2025」の開催 ・R7.10.11 イオンモール水戸内原にて開催 ・健康づくりに関する団体・企業による展示・相談・試食等を行うブース出展のほか、スタンプラリーを実施。 イベント来場者数 延べ 5,494 人 計 18 団体、19 ブース出展 ○「健康スポーツフェスティバル 2025in ひたちなか」へのブース出展 ・R7.9.28 国営ひたち海浜公園他で開催 ・啓発物の配布、「元気アップ！りいばらき」のダウンロード支援などによる普及啓発の他、茨城県保険者協議会による、骨量測定・握力測定を実施。 当課ブース来場者 延べ 951 人 <成果> 来場者に対して健康づくりの普及啓発を実施することにより、県民の健康づくりへの意識醸成が図られた。 （保健医療部 健康推進課）	3,589 の一部
【今後の取組】 健康いばらき 21 推進事業 （総合普及啓発）	県	引き続き、関係団体や包括連携協定を結んでいる企業等と連携し、生活習慣病予防等の健康づくりに関する普及啓発に努める。	2,206 の一部
【前年度の実施状況及び成果】 健康増進事業	県	【再掲】 実施状況及び成果については、5 ページ参照。 （保健医療部 健康推進課）	116,791
【今後の取組】 健康増進事業	県	【再掲】 今後の取組については、5 ページ参照。	118,408
【前年度の実施状況及び成果】 健康いばらき 21 推進事業 （生活習慣病予防対策推進）	県	【再掲】 実施状況及び成果については、6 ページ参照。 （保健医療部 健康推進課）	4,731

【今後の取組】 健康いばらき 21 推進事業 (生活習慣病予 防対策推進)	県	【再掲】 今後の取組については、6 ページ参照。	5,885
【前年度の実施 状況及び成果】 子どもの体力向 上支援事業	県	【再掲】 実施状況及び成果については、25 ページ参照。 (教育庁 学校教育部保健体育課)	4,674
【今後の取組】 子どもの体力向 上支援事業	県	【再掲】 今後の取組については、26 ページ参照。	5,319

(14) 人生会議に関する普及啓発等（第 23 条関係）

事業名	事業 主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]						
			今年度 当初予算額 [千円]						
【前年度の実施 状況及び成果】 在宅医療推進事 業	県	<実施状況> 人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）につ いて、県民等を対象とした普及啓発等を実施。 ○啓発チラシ 35,000 部を作成し、県内市町村役場、保健所 及びコンビニエンスストア等において県民等に配布。 ○各種媒体による県民等に広報を実施。 ・県広報誌「ひばり」や茨城県国民健康保険団体連合会機 関誌「茨城の国保」への記事掲載：2 回 ・県保健医療部公式 X での情報発信：2 件 ・LuckyFM「いばらきコープのわいわい広場」放送：1 回 ・県ホームページ上に、「人生会議」に係るワークシートを 掲載 ○県民等を対象とした講演会等を開催。 ・開催回数：4 回 ・参加者数：延べ 985 人 ○「人生会議」に係る県民の認知度等の調査（ネットリサ ーチ）を実施。 <table><tr><td>知っていた</td><td>2.3%</td></tr><tr><td>言葉は聞いたことがある</td><td>7.0%</td></tr><tr><td>知らなかった</td><td>90.7%</td></tr></table> <成果> 各種事業を通じて、「人生会議」に係る県民の理解や関心 を深めることができた。 （保健医療部 健康推進課地域包括ケア推進室）	知っていた	2.3%	言葉は聞いたことがある	7.0%	知らなかった	90.7%	27,272 の一部
知っていた	2.3%								
言葉は聞いたことがある	7.0%								
知らなかった	90.7%								
【今後の取組】 在宅医療推進事 業	県	引き続き、あらゆる機会を捉え、広報を行うとともに、 市町村の取組を後押しするなど、更なる普及啓発に努め る。 （保健医療部 医療政策課）	55,273 の一部						

(15) 健康づくりに関する教育の推進（第 24 条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施 状況及び成果】 健康増進事業	県	【再掲】 実施状況及び成果については、5 ページ参照。 (保健医療部 健康推進課)	116,791
【今後の取組】 健康増進事業	県	【再掲】 今後の取組については、5 ページ参照。	118,408
【前年度の実施 状況及び成果】 健康いばらき 21 推進事業 (生活習慣病予 防対策推進)	県	【再掲】 実施状況及び成果については、6 ページ参照。 (保健医療部 健康推進課)	4,731
【今後の取組】 健康いばらき 21 推進事業 (生活習慣病予 防対策推進)	県	【再掲】 今後の取組については、6 ページ参照。	5,885
【前年度の実施 状況及び成果】 令和 7 年度保育 士等キャリアア ップ研修 (食育・アレ ルギー対応)	県	【再掲】 実施状況及び成果については、20 ページ参照。 (福祉部 子ども政策局子ども未来課)	50,652
【今後の取組】 令和 8 年度キャ リアアップ研修 の実施 (食育・アレ ルギー対応)	県	【再掲】 今後の取組については、20 ページ参照。	50,507
【前年度の実施 状況及び成果】 適切な休養等に 関する教育	県	【再掲】 実施状況及び成果については、27 ページ参照。 (教育庁 学校教育部保健体育課)	—
【今後の取組】 適切な休養等に 関する教育	県	【再掲】 今後の取組については、27 ページ参照。	—

(16) 人材の確保及び育成（第 25 条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]																												
			今年度 当初予算額 [千円]																												
【前年度の実施状況及び成果】 地域保健基盤整備事業、健康づくり関係人材育成支援事業	県	<実施状況> ○保健師等行政専門職を対象としたレベル別研修（経験年数等に応じた内容の研修）を計 12 回開催。 <table border="1"> <tr> <th>レベル別 （対象者）</th><th>目的</th><th>設定回数 （回）</th><th>参加者数 （人）</th></tr> <tr> <td>レベル 1-1 （新任期）</td><td>個別保健指導</td><td>1</td><td>50</td></tr> <tr> <td>レベル 1-2 （新任期）</td><td>地域診断</td><td>3</td><td>143</td></tr> <tr> <td>レベル 2 （中堅期Ⅰ）</td><td>新人育成・事業立案・健康危機管理</td><td>3</td><td>121</td></tr> <tr> <td>レベル 3 （中堅期Ⅱ）</td><td>地域ケアシム構築</td><td>3</td><td>88</td></tr> <tr> <td>レベル 4 （管理期）</td><td>公衆衛生看護管理</td><td>2</td><td>43</td></tr> <tr> <td>計</td><td></td><td>12</td><td>445</td></tr> </table> ○健康づくり従事者研修（テーマ別） 7 回、計 723 人参加 ○食生活改善推進員研修 2 回、計 79 人参加 ○健康づくり推進に関する会議 2 回 <成果> 県・市町村の保健師等、食生活改善推進員の研修を開催し、地域保健・健康づくり関係職員等の資質の向上を図ることができた。 （保健医療部 健康推進課）	レベル別 （対象者）	目的	設定回数 （回）	参加者数 （人）	レベル 1-1 （新任期）	個別保健指導	1	50	レベル 1-2 （新任期）	地域診断	3	143	レベル 2 （中堅期Ⅰ）	新人育成・事業立案・健康危機管理	3	121	レベル 3 （中堅期Ⅱ）	地域ケアシム構築	3	88	レベル 4 （管理期）	公衆衛生看護管理	2	43	計		12	445	14,997
レベル別 （対象者）	目的	設定回数 （回）	参加者数 （人）																												
レベル 1-1 （新任期）	個別保健指導	1	50																												
レベル 1-2 （新任期）	地域診断	3	143																												
レベル 2 （中堅期Ⅰ）	新人育成・事業立案・健康危機管理	3	121																												
レベル 3 （中堅期Ⅱ）	地域ケアシム構築	3	88																												
レベル 4 （管理期）	公衆衛生看護管理	2	43																												
計		12	445																												
【今後の取組】 地域保健基盤整備事業、健康づくり関係人材育成支援事業	県	引き続き、地域保健を担う関係職員の継続的な人材育成、推進員の資質向上の支援を行う。	16,481																												
【前年度の実施状況及び成果】 栄養団体育成事業	県	【再掲】 実施状況及び成果については、17 ページ参照。 （保健医療部 健康推進課）	9,096																												
【今後の取組】 栄養団体育成事業	県	【再掲】 今後の取組については、18 ページ参照。	9,096																												

【前年度の実施 状況及び成果】 食生活改善地区 組織育成・強化 事業	県	【再掲】 実施状況及び成果については、18 ページ参照。 (保健医療部 健康推進課)	1, 371
【今後の取組】 食生活改善地区 組織育成・強化 事業	県	【再掲】 今後の取組については、18 ページ参照。	1, 973
【前年度の実施 状況及び成果】 8020・6424 推進 事業、口腔保健 支援センター事 業	県	【再掲】 実施状況及び成果については、14 ページ参照。 (保健医療部 健康推進課)	11, 379
【今後の取組】 8020・6424 推進 事業、口腔保健 支援センター事 業	県	【再掲】 今後の取組については、16 ページ参照。	11, 185
【前年度の実施 状況及び成果】 シルバーリハビ リ体操の推進	県	【再掲】 実施状況及び成果については、12 ページ参照。 (福祉部 長寿福祉課)	37, 433
【今後の取組】 シルバーリハビ リ体操の推進	県	【再掲】 今後の取組については、13 ページ参照。	36, 572

令和 8 年度 公の施設等運営状況報告

教育庁

令和 8 年 6 月 10 日（水）

目 次

1	運営状況報告の概要	1
2	施設別運営状況報告	
(1)	県所有施設	
①	【教育庁総務課福利厚生室】	
	ホテルレイクビュー水戸	2
②	【生涯学習課】	
	県立図書館	9
	青少年教育施設（中央青年の家、さしま少年自然の家）	14
	生涯学習センター（水戸、県北、鹿行、県南、県西）	20
③	【文化課】	
	美術館・博物館（近代美術館（つくば分館・天心記念五浦美術館含む）、陶芸美術館、 ミュージアムパーク茨城県自然博物館）	26
	県立歴史館	33
④	【教育改革課】	
	教育研修センター	39
⑤	【保健体育課】	
	運動公園（堀原運動公園、笠松運動公園）	44
	県営ライフル射撃場	52

○ 運営状況報告の概要

- 令和 8 年度の所管施設数は 17 施設。
- 築 30 年を超える施設が多く、経年劣化による修繕等が必要になってきており、適切な環境整備のため、今後も計画的な施設や設備の修繕・改修を行っていく必要がある。
- 笠松運動公園については、令和 8 年度をもって指定管理期間が終了することから、今年度、指定管理者の選定手続きを行う予定である。

		現状維持	施設のあり方 検討	民間活力導入等 による運営改善	他団体への 譲渡・譲与	廃止・休止 ・統合	計
県有施設	令和 8 年度	16	1	0	0	0	17
	令和 7 年度	16	1	0	0	0	17
出資団体等 所有施設	令和 8 年度	0	0	0	0	0	0
	令和 7 年度	0	0	0	0	0	0

令和 8 年度 公の施設等運営状況報告書
(県所有施設)

教育庁総務課福利厚生室（教育庁）

令和 8 年 6 月 10 日（水）

○施設名 ホテルレイクビュー水戸

1 現状

(1) 施設の概要

- ホテルレイクビュー水戸は、教職員とその家族の福祉の向上と健康の増進を図るために設置し、宿泊、会議、研修等に利用されている。

所在地	水戸市宮町1－6－1
開業年月	平成13年5月
施設概要	施設敷地 11,468 m ² 鉄骨鉄筋コンクリート造8階建（延床面積：8,531.09 m ² ）、駐車場 3,621.13 m ² 、機械室 154.36 m ²
設置理由	教職員の福祉の向上と、県の教育行政の円滑な推進に資するため
設置の根拠法令等	地方公務員等共済組合法第18条第2項、第112条第1項第1号の2
事業内容	教職員である組合員の宿泊又は会合、研修等のための施設の運営
定員	宿泊定員82人、客室43室（和室4、洋室39）、その他施設：会議室（9室）、レストラン、チャペル

【主な客室の利用料金（1人1泊につき）】

部屋の区分	宿泊人数	利用料金	
		組合員	一般
洋室（シングル）	1人	6,000円	7,000円
洋室（ツイン）	2人	5,500円	6,500円
	1人	8,000円	10,000円
和室（14帖） ※2名利用から	5人	5,000円	5,800円
	4人	5,500円	6,500円
	3人	6,500円	7,500円
	2人	9,000円	10,000円
和室（15帖） ※2名利用から	5人	5,400円	6,200円
	4人	6,000円	7,000円
	3人	7,000円	8,000円
	2人	9,500円	10,500円

【主な会議室の利用料金（基本料金2時間）】

会場の区分	利用料金（一室あたり）	
	組合員	一般
大会議室（3室）	28,600円	42,900円
中会議室（2室）	12,000円	18,000円
小会議室（和室：2室）	9,600円	14,400円
小会議室（洋室：2室）	6,600円	9,800円

※消費税、サービス料別

(2) 管理手法 ※令和8年4月1日時点

- 平成27年3月から、建物所有者である県と公立学校共済組合で施設の使用貸借契約を取り交わし、公立学校共済組合が独立採算で管理運営している。

相手方	公立学校共済組合（運営主体）
契約形態	公有財産使用貸借契約（平成27年、令和2年、令和7年締結） 5年更新
契約内容	ホテル：鉄骨鉄筋コンクリート造8階建8,531.09㎡、機械室：154.36㎡ 駐車場：立体3階3,621.13㎡ の貸付け
貸付料 （年額）	無償
その他	・県が、共済組合から資金を借りて建物の建設に係る協定書を締結し建設（平成13年開業） ・県が共済組合への借入金を平成27年に償還完了後、県へ建物の所有権が移転 ・公有財産使用貸借契約により県から共済組合へ建物を無償貸付け ・施設敷地は、公立学校共済組合所有

(3) 利用状況

- 利用者数については、コロナの影響により令和元年度末以降、大きく減少した。その後、徐々に回復しており、令和7年度はピーク時（平成15年度259,003人）の51.3%となっている。
- 部門別については、宴会ではバンケットフェアを開催するなど営業を強化した結果、前年度比661人増の39,776人（101.7%）となった。宿泊、会議及び婚礼については、近隣へのホテルの出店等により利用人数が前年度を下回った。また、レストランについては、人員不足に伴いサービス内容を縮小したため、前年度と比べ8,747人減の27,252人（75.7%）となった。

【利用者数の推移】

（単位：人）

年度	H15 （ピーク）	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R7/ピーク
利用者数	259,003	208,141	209,235	212,969	184,957	65,399	87,099	126,406	141,606	144,879	132,886	51.3%

【部門別利用者数の推移】

(単位：人)

年 度	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	
										人数	R6 対比
宿 泊 (組合員の割合)	15,430 (42.1%)	16,649 (35.8%)	17,337 (36.2%)	16,181 (34.2%)	8,420 (23.8%)	11,678 (19.8%)	16,079 (24.9%)	17,380 (20.8%)	17,878 (19.4%)	17,066 (15.3%)	95.5%
会 議 (組合員の割合)	66,163 (15.9%)	66,016 (16.8%)	74,327 (19.6%)	68,597 (16.7%)	22,245 (8.0%)	30,388 (12.6%)	42,558 (17.3%)	48,343 (15.8%)	51,445 (15.0%)	48,578 (20.8%)	94.4%
宴 会 (組合員の割合)	54,492 (31.6%)	54,701 (32.8%)	54,115 (32.7%)	44,637 (33.1%)	1,753 (31.0%)	2,307 (18.8%)	11,190 (18.2%)	32,722 (27.0%)	39,115 (24.9%)	39,776 (28.5%)	101.7%
婚 礼 (組合員の割合)	5,396 (30.8%)	4,624 (32.4%)	3,953 (45.2%)	3,251 (36.2%)	288 (46.2%)	722 (38.5%)	1,164 (38.4%)	434 (51.2%)	442 (22.2%)	214 (39.3%)	48.4%
レストラン等	66,660	67,245	63,237	52,291	32,693	42,004	55,415	42,727	35,999	27,252	75.7%
計	208,141	209,235	212,969	184,957	65,399	87,099	126,406	141,606	144,879	132,886	91.7%

【宿泊利用率、客室稼働率の推移】

(単位：%)

項目	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	H28～R 7 平均
宿泊利用率	51.55	55.63	57.93	53.92	30.65	43.16	53.72	57.91	59.73	57.02	52.12
客室稼働率	72.55	78.39	80.84	69.41	42.37	56.00	74.47	79.81	83.57	82.46	71.99

※宿泊利用率とは、宿泊定員(82人)に対する一日平均の利用人数の割合をいう。

※客室稼働率とは、宿泊室数(43室)に対する一日平均の部屋の稼働割合をいう。

(4) 運営状況

- ホテルレイクビュー水戸は、宿泊、会議、宴会及び婚礼など、様々な事業を展開し経営にあたっている。
- コロナ禍の影響により、令和5年度まで収支が厳しい状況であったが、令和6年度からは、宿泊や宴会等が回復したことにより収支状況が改善され、令和7年度は約660万円の収益（黒字）となった。

【収支の推移】

(単位：千円)

年度	歳入計 (A)			歳出計 (B)					収支 (A-B)	【参考】 県実施の 修繕費
	利用料 収入	その他		人件費	維持 管理費	事業費	その他			
H28	873,303	856,241	17,062	810,062	283,227	206,512	288,766	31,557	63,241	0
H29	845,666	830,358	15,308	856,269	324,061	204,957	290,546	36,705	△ 10,603	0
H30	833,125	818,195	14,930	801,052	302,457	206,950	263,325	28,320	32,073	0
R 1	711,033	701,837	9,196	765,450	285,861	207,264	244,142	28,183	△ 54,417	0
R 2	254,609	187,623	66,986	552,621	252,443	127,371	99,055	73,752	△298,012	0
R 3	349,104	260,400	88,704	486,817	246,921	131,675	100,670	7,551	△137,713	0
R 4	457,817	418,763	39,054	574,092	252,623	181,110	132,154	8,205	△116,275	0
R 5	582,071	575,773	6,298	630,373	266,308	181,411	175,290	7,364	△ 48,302	0
R 6	655,967	646,725	9,242	623,703	251,760	187,410	179,011	5,522	32,264	0
R 7	623,688	619,334	4,354	617,089	257,527	190,482	163,986	5,094	6,599	0
平均	618,638	591,525	27,113	671,753	272,319	182,514	193,695	23,225	△ 53,115	0

【部門別収入】

(単位：千円)

部 門	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
宿 泊	86,051	91,584	96,017	94,940	46,060	66,516	98,787	110,853	122,622	123,672
会 議	83,657	82,717	89,247	81,263	41,835	54,445	77,864	94,732	111,081	103,757
宴 会	368,317	368,587	369,584	302,900	10,358	15,156	73,647	243,473	303,828	313,434
婚 礼	190,014	162,483	138,311	113,332	13,347	30,691	47,402	21,034	16,875	9,541
レストラン等	128,202	124,987	125,036	109,402	76,023	93,592	121,063	105,681	92,319	68,930
計	856,241	830,358	818,195	701,837	187,623	260,400	418,763	575,773	646,725	619,334

【大規模修繕の推移】（10,000千円以上の修繕を記載）

- 施設及び設備の老朽化に伴い、令和2年度に空調設備更新工事を実施した。
 なお、修繕費用については、共済組合が負担。

（単位：千円）

年度	修繕実績額	修繕内容
H28	0	
H29	0	
H30	0	
R 1	0	
R 2	65,780	客室空調設備更新工事（公立学校共済組合が実施）
R 3	0	
R 4	0	
R 5	0	
R 6	0	
R 7	0	
計	65,780	

（参考）修繕実績（10,000千円未満含む） ※共済組合が負担

（単位：千円）

年度	主な修繕内容	金額	年度	主な修繕内容	金額
H28	冷温水ポンプ修繕（3,229）外	16,899	R 4	LED 更新工事（4,950）外	18,907
H29	椅子生地張替修繕（2,062）外	8,842	R 5	冷温水発生装置修繕（1,600）外	8,268
H30	冷水二次ポンプ更新工事（1,296）外	10,370	R 6	スライディングウォール修理（2,470）外	11,612
R 1	温水二次ポンプ更新工事（1,566）外	19,304	R 7	冷温水発生装置配管漏水修繕（1,800）外	13,797
R 2	客室空調設備更新工事（65,780）外	73,147	計		189,281
R 3	熱源配管系統修繕（2,233）外	8,135			

(5) 周辺エリア、類似施設等の状況

- 近年、ビジネスホテルや婚礼専用施設が増加している。
- 公立学校共済組合が運営する宿泊施設は、昭和 54 年度のピーク時には 79 施設あったが、現在は 31 施設（令和 8 年 4 月現在）と大きく減少している。

2 課題

- 収益を確保するため、今後さらに営業活動の強化と経費削減に努める必要がある。
- 建設から 25 年が経過し、施設や設備の老朽化への計画的な対応が必要である。

3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	令和 8 年度	令和 7 年度
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

【方針】

- 現行の管理手法を継続しつつ、県において公立学校共済組合に対し運営方法を適切に指導することで、施設の利用促進が図られるよう支援していく。

【理由】

- 教職員とその家族のための福利厚生施設として広く利用されており、公立学校共済組合が運営を担う現行の管理手法を継続していく必要がある。

令和 8 年度 公の施設等運営状況報告書
(県所有施設)

生涯学習課（教育庁）
令和 8 年 6 月 10 日（水）

○施設名 県立図書館

1 現状

(1) 施設の概要

- 県立図書館は、図書館法を設置根拠とし、図書、記録その他必要な資料の収集、整理及び保存を行い、県民の利用に供し、その教養、調査研究等に資することを目的としている。

所在地	本館：水戸市三の丸一丁目 5-38 書庫：水戸市三の丸三丁目 9-28
開館年月	明治 37 年 4 月（平成 13 年に、現在の本館（旧県議会議事堂）に移転）
施設概要	本館：鉄筋コンクリート造地下 1 階地上 3 階建（延床面積：8,700.69 m ² ）昭和 45 年竣工 書庫：敷地 1,638.36 m ² 、重量鉄骨造地上 2 階建（延床面積：758.04 m ² ）
設置理由	県民の教育と文化の発展に寄与するため
設置の根拠法令等	図書館法、学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例
事業内容	図書資料の収集・整理・保存、資料の貸出、調査・相談への対応、普及啓発事業、市町村支援 等
定員	—
蔵書数	1,036,164 冊（令和 8 年 4 月 1 日現在）
閲覧席	376 席（臨時席含む） 2 階：視聴覚ホール 176 席、人文科学コーナー 56 席、自然科学コーナー 22 席、郷土資料室 34 席 1 階：こどもとしょしつ 50 席、新聞雑誌コーナー 38 席
利用料金	なし（コピー代・送料等は自己負担）

(2) 管理手法 ※令和 8 年 4 月 1 日時点

- 管理運営は全て直営で実施し、67 人体制（常勤 28 人、非常勤 39 人）で行っている。
- 大学等も含めた県内図書館のネットワークを構築し、県全域を対象として広域サービスを実施するとともに、市町村への支援、県民の読書活動の推進等、行政としての役割を果たすため、県が直接管理を行っている。

(3) 利用状況

- 入館者数は平成 15 年度をピークに減少しており、近年は 40 万人前後で推移している。令和 2 年度はコロナ禍の影響による休館、令和 3 年度はカフェ整備工事による休館のため、入館者が大きく減少したが、令和 4 年度以降はコロナ前の水準に概ね戻っている。

【入館者数の推移】

(単位：人)

年度	H15 (ピーク)	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 7 / ヒート
入館者数	906,935	434,908	425,604	409,144	375,982	133,340	232,184	399,305	387,524	395,140	399,395	44.0%

【年齢別貸出者数】 令和 7 年度実績

(単位：人)

年齢区分	0～6 歳	7～12 歳	13～15 歳	16～18 歳	19～22 歳	23～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70 歳～	計
貸出者数	1,643	5,420	937	1,431	1,943	3,885	11,849	17,416	15,136	15,390	18,154	93,204

(4) 運営状況

【歳出の推移】

- 人件費や維持管理費が年々増加傾向にあり、令和 7 年度の歳出計は、平成 28 年度の約 47% 増。特に近年の維持管理費の増加は、諸物価高騰の影響が大きい。なお、その他は修繕費で、大規模修繕を含むため、年により変動している。

(単位：千円)

年度	歳出計					[参考] 利用料収入
		人件費	維持管理費	事業費	その他	
H28	424,876	272,121	74,095	66,780	11,880	－
H29	407,697	247,331	81,354	64,972	14,040	－
H30	484,499	315,794	71,667	78,678	18,360	－
R 1	506,276	333,970	82,153	90,153	0	－
R 2	533,487	338,298	71,849	90,825	32,515	－
R 3	657,013	386,951	92,495	105,957	71,610	－
R 4	643,043	387,558	113,624	107,673	34,188	－
R 5	586,715	387,048	98,423	101,244	0	－
R 6	601,284	387,707	99,968	101,762	11,847	－
R 7	624,040	411,375	84,690	114,225	13,750	－
平均	546,893	346,815	87,032	92,227	20,819	－

【大規模修繕の推移】（10,000 千円以上の修繕を記載）

- 令和３年度に本館エントランスホールにカフェ整備工事を実施（令和３年７月オープン）。
- 本館は竣工から 50 年以上が経過し、経年劣化等による老朽化が進んでいるため、計画的な修繕が必要である。

（単位：千円）

年度	修繕実績額	修繕内容
H28	11,880	資料落下防止書架改修工事
H29	14,040	屋根防水改修工事
H30	18,360	中央監視装置更新工事
R 1	0	
R 2	32,515	自動火災報知設備更新工事
R 3	71,610	直流電源装置更新工事 11,880 千円、カフェ整備工事 59,730 千円
R 4	34,188	屋上防水改修工事 22,968 千円、吸収式冷温水発生機整備工事 11,220 千円
R 5	0	
R 6	11,847	防火設備改修工事 11,847 千円
R 7	13,750	地下変電設備改修工事※R8 繰越
計	208,190	

（５）周辺エリア、類似施設の状況

- 県内 38 市町村に 68 館（分館含む）の市町村立図書館が設置されている（令和 8 年 4 月 1 日現在）。
（図書館未設置の 6 町村においては、公民館図書室を設置）
- 当施設が設置されている水戸市には、市立図書館が 6 館設置されている。
- 当施設は県全域の搬送体制の確保を図り、県及び市町村間での相互貸借資料の搬送等を実施しているほか、県と各市町村立図書館とをインターネットで結んで一つの巨大な図書館にすることにより、県内のどこに居住していても、身近な市町村立図書館等を窓口として県内公共図書館の資料が利用できる体制を構築している。
- 全都道府県において、都道府県立図書館は計 60 館（分館含む）設置されている（令和 6 年 10 月 1 日現在）。
 - ・複数館設置
 - 2 館：9 都府県（秋田県、東京都、神奈川県、福井県、大阪府、和歌山県、島根県、長崎県、鹿児島県）
 - 3 館：2 県（埼玉県、千葉県）

- ・指定管理者制度導入状況（令和6年10月1日現在）※業務の一部のみ導入
6府県（岩手県、岡山県、愛知県、山梨県、大阪府、三重県）

2 課題

- 読書環境の変化等に対応し、県民の誰もが図書館のサービスを楽しむことができる環境の整備に努めるとともに、読書活動の推進を継続して行う必要がある。
- 本館は建物の竣工から50年以上が経過し、施設・設備の老朽化に伴う改修工事等に向け、維持管理費を確保する必要がある。

3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	令和8年度	令和7年度
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

【方針】

- 現行の管理手法を継続しつつ、県民のニーズを的確に把握し、個人の学習活動や地域の課題解決への支援の充実、カフェを活かした県民の交流機会の提供、新たなサービスの導入検討等により、さらなる機能充実に努め、利用促進につなげていく。
- また、これまで図書館において集積してきた知識や教養などを、外部に向かって積極的に発信するとともに、知の発信拠点としての役割を一層高めていくため、令和5年度から開始した「知の探究セミナー」の内容充実を図る。
- 県有建築物長期保全計画に基づき、長期的かつ安全に使用ができるよう、適切な維持管理に努める。

【理由】

- 県民の教養を深め、生涯にわたり主体的に学び、未来を切り拓く人材の育成を目指し、地域の発展に貢献するためには、引き続き施設を存続させる必要がある。

○施設名 青少年教育施設（中央青年の家、さしま少年自然の家）

1 現状

（1）施設の概要

- 青少年教育施設は、青少年を対象とした研修事業や体験活動プログラムの提供、青少年の健全育成を推進する人材の育成をはじめ、学校や青少年団体等の利用に低廉な料金で供するために設置される社会教育施設であり、自然体験や宿泊体験などの場を提供する中心的な役割を担うとともに、青少年が社会の担い手となることを支援することが期待されている。
- 本県においては、昭和 13 年に 1 施設、昭和 43 年から 57 年にかけて 5 施設が設置された。
（吾国山洗心館の廃止（H20 年度末）、西山研修所（H24 年度末）の譲与、白浜少年自然の家及び里美野外活動センターの廃止（R5 年度末）により、令和 6 年度から 2 施設）

施設名	中央青年の家	さしま少年自然の家
所在地	土浦市永井 987	境町伏木 2095-3
開設年月	昭和 43 年 4 月	昭和 57 年 12 月
施設概要	敷地面積 77,387.265 m ² 延床面積 4,456.89 m ² ・ R C 造 3 階建	敷地面積 137,064.8 m ² 延床面積 5,941.73 m ² ・ R C 造 2 階建
設置理由	青少年の村建設構想に基づき設置	県西地区青少年共同宿泊施設基本構想に基づき設置
設置の根拠法令等	学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例	学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例
事業内容	健全な青年の育成に必要な事業 （共同生活訓練、各種研修等）	健全な少年の育成に必要な事業 （共同生活訓練、各種研修等）
宿泊定員	200 人	300 人
主な施設等	本館、研修館、体育館、研修館別館、野外炊飯場、野外キャンプ場	管理棟、生活棟、工作館、プラネタリウム、天体観測室、野外炊飯場、野外キャンプ場
利用料金	<日帰り> 児童生徒 30 円、青年等 90 円、一般 210 円 <宿 泊> 児童生徒 210 円、青年等 420 円一般 1,050 円	<日帰り> 児童生徒 30 円、青年等 90 円、一般 210 円 <宿 泊> 児童生徒 210 円、青年等 420 円一般 1,050 円

（2）管理手法 ※令和 8 年 4 月 1 日時点

- 指定管理者制度を導入しており、現在の指定管理期間は令和 6 年度から令和 10 年度の 5 年間である。

施設名	中央青年の家	さしま少年自然の家
指定管理者	特定非営利活動法人 日本スポーツ振興協会	特定非営利活動法人 日本スポーツ振興協会
指定管理期間	令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）	令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）
従事者数	20人（常勤13人、非常勤7人）	18人（常勤11人、非常勤7人）

（３）利用状況

- ２施設の令和７年度の宿泊利用者数は約３万９千人で、コロナ禍前の９割程度まで回復。
- ２施設の利用者の割合は、学校（宿泊学習での利用）が５６．０％と最も多く、次いで、子ども会などの少年団体が２７．４％と、児童・生徒の利用が全体の約８割を占めている。

【宿泊利用者数の推移】

（単位：人）

年度	S60 (ピーク)	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R7/ピーク
２施設合計	72,789	44,677	45,779	46,039	44,736	2,527	7,627	26,393	35,309	41,460	39,266	53.9%
中央青年の家	25,305	18,455	19,178	18,757	17,968	507	2,710	7,094	11,040	13,838	12,410	49.0%
さしま少年自然の家	47,484	26,222	26,601	27,282	26,768	2,020	4,917	19,299	24,269	27,622	26,856	56.5%

【各施設の宿泊利用割合、稼働率（宿泊利用率）（R7年度）】

	利用割合（％）			稼働率（％）※４		
	学校 ※１	少年団体 ※２	その他 (青年団体等)※３	繁忙期 (４～１１月)	左記以外 (１２～３月)	年間
２施設合計	56.1	27.4	16.5	34.4	17.4	29.4
中央青年の家	42.1	35.5	22.4	29.4	17.3	25.6
さしま少年自然の家	62.4	23.7	13.9	37.1	17.5	31.5

※１ 宿泊学習での利用

※２ 子ども会、スポーツ少年団、ボーイスカウト等

※３ 大学生、高校生グループ、企業研修等

※４ 宿泊定員に対する宿泊利用の割合（宿泊利用者数÷宿泊可能人数）

(4) 運営状況

○ 令和7年度の施設運営に係る歳出は、2施設で約2.7億円であり、特に維持管理費は、施設の老朽化の進行や諸物価高騰の影響により増加傾向にある。利用料収入も含め、今後、再編による運営状況の改善を見込んでいるところ。

【収支の推移】(2施設計)

(単位：千円)

年度	歳入計 (A)				歳出計 (B)	歳出計 (B)				収支 (A-B)	【参考】 県実施の 修繕費
	指定管理料	利用料収入	その他 (事業収入)	人件費		維持管理費	事業費	その他			
H28	227,856	190,064	11,886	25,906	217,087	116,113	95,961	5,013	0	10,769	98,949
H29	235,678	194,934	12,502	28,242	231,029	123,611	102,431	4,987	0	4,649	0
H30	231,839	193,478	12,688	25,673	224,119	121,923	97,191	5,005	0	7,720	99,488
R 1	237,635	194,826	11,936	30,873	230,427	124,821	97,391	8,215	0	7,208	0
R 2	192,504	188,991	909	2,604	192,479	135,254	56,030	1,195	0	25	10,500
R 3	225,266	215,812	2,395	7,059	222,291	141,521	76,708	4,062	0	2,975	0
R 4	238,750	215,995	7,358	15,397	236,224	143,455	86,972	5,797	0	2,526	0
R 5	227,275	191,914	9,606	25,755	227,143	133,072	90,539	3,532	0	132	20,053
R 6	271,925	221,598	11,636	38,691	268,152	143,747	120,517	3,888	0	3,773	0
R 7	276,530	223,533	13,933	39,064	272,907	145,953	122,965	3,989	0	3,623	0
平均	236,526	203,115	9,485	23,926	232,186	132,947	94,671	4,568	0	4,340	22,899

【大規模修繕の推移】（10,000 千円以上の修繕を記載）

- 茨城県県有建築物長期保全計画に基づき、経年劣化により機能が低下した建物の改修や電気設備等の更新などを行っている。
- 今後も老朽化の進行による工事費の増加が想定されることから、計画的な修繕が必要。

（単位：千円）

年度	修繕実績額	修繕内容
H28	98,949	給水設備改修工事（14,977）（中央）、宿泊室他改修工事（83,972）（さしま）
H29	0	
H30	99,488	受水槽更新工事（13,500）（中央）、屋上防水工事（85,988）（さしま）
R 1	0	
R 2	10,500	本館 201 研修室空調設備設置工事（中央）
R 3	0	
R 4	0	
R 5	20,053	非常用発電装置更新工事（さしま）
R 6	0	
R 7	0	
計	228,990	

（５）周辺エリア、類似施設等の状況

- 全国的には青少年教育施設は減少傾向にある。（H17（ピーク）：1,320 施設 → R 6：783 施設（約４割減））

【令和６年度社会教育統計（社会教育調査の結果）より】

年度	H11	H14	H17	H20	H23	H27	H30	R 3	R 6
青少年教育施設	1,263	1,305	1,320	1,129	1,048	941	891	840	783

【近県の青少年教育施設の再編状況】

	検討・方針	結論・方向性
群馬県	県有施設のあり方見直し（R1）	妙義青少年自然の家の廃止（R3）により3施設から2施設に
栃木県	青少年教育施設再編整備計画（H29）	太平青少年自然の家・芳賀青年の家の廃止とみかも自然の家の新設（R6）により4施設から3施設に
千葉県	県立青少年教育施設の再編（H30）	東金青少年自然の家の廃止（R7）により5施設から4施設に

（6）意見・提言等

- 財政再建等調査特別委員会（H20）において、青少年教育施設については「少子化傾向を踏まえ必要定員を精査し、利用者1人あたりの経費などを参考に施設廃止など計画的に余剰定員の解消を図っていくべき」との提言を受け、これまで、吾国山洗心館の廃止（H20年度末）や西山研修所の市への譲与（H24年度末）を実施。
- 第16期茨城県生涯学習審議会（R4）において「今後の施設利用規模の推計に見合った適正な施設数と運営コストにするため、施設の統合・廃止は検討を要する課題である」との意見を受け、県有施設・県出資団体等調査特別委員会での議論を経て、白浜青少年自然の家及び里美野外活動センターを廃止（R5年度末）。

2 課題

- 年少人口の減少に伴い、施設利用者が減少。令和4年の出生数が国の将来推計より11年も早く80万人を下回り、さらに令和6年では70万人を初めて下回るなど、少子化が加速する中、施設利用者はさらに減少することが想定される。
- 年間の運営経費（指定管理料、工事費）に約2.8億円を要しているほか、各施設とも設置後40年から50年以上を経過し、経年劣化により機能が低下した建物の改修や電気設備等の更新など、今後も老朽化の進行による工事費の増加が想定される。

3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	令和8年度	令和7年度
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

【方針】

- 時代に応じた施設の適正規模・機能とするため、令和5年度に再編を行ったところだが、再編後の2施設については、現行の管理手法を継続し、引き続き、青少年を対象とした研修事業や体験活動プログラムの提供、青少年の健全育成を推進する人材の育成に取り組んでいくとともに、更なる利活用促進に向けて情報発信を行っていく。
- 茨城県県有建築物長期保全計画に基づき、長期的かつ安全に使用ができるよう、適切な維持管理に努めるとともに、効率的・適正な運営によりコスト縮減を図る。

【理由】

- 自然体験や宿泊体験などの場を提供する中心的な役割を担うとともに、学習指導要領に示されている集団宿泊活動による人間形成に寄与し、青少年が社会の担い手となることを支援することが期待されているため、引き続き施設を存続させる必要がある。

○施設名 生涯学習センター（水戸、県北、鹿行、県南、県西）

1 現状

（1）施設の概要

- 生涯学習センターは、生涯学習に関する情報、学習機会及び学習の場の提供、調査研究等を行い、県民の生涯にわたる学習活動の推進に資することを目的に設置した施設である。
- また、教育事務所単位の広域的な地域をカバーする必要性から、県内に5つの生涯学習センターを整備している。
- 地域課題解決のための人材・団体の育成の推進、現代的課題に資する学習機会の提供、ボランティアの育成など、地域の特色を生かした事業や地域の課題解決に資する事業などを実施している。

施設名	水戸生涯学習センター	県北生涯学習センター	鹿行生涯学習センター	県南生涯学習センター	県西生涯学習センター
所在地	水戸市三の丸1-5-38 (県三の丸庁舎内)	日立市十王町友部 2581 (日立市役所十王支所内)	行方市宇崎 1389	土浦市大和町9-1 (ウラビル内)	筑西市野殿 1371
開業年月	平成5年4月 (現在地移転:平成25年)	平成18年8月	平成9年4月	平成9年10月	平成6年11月
施設概要	施設敷地 9,429.95 m ² 延床面積 736.59 m ² ・SRC造3階建	施設敷地 10,056.49 m ² 延床面積 2,556.11 m ² ・SRC造3階建	施設敷地 14,219 m ² 延床面積 6,956.67 m ² ・SRC造4階建	施設敷地 5,201 m ² 延床面積 5,200.8 m ² ・RC造6階建	施設敷地 20,523 m ² 延床面積 4,039 m ² ・SRC造2階建
設置理由	茨城県生涯学習推進会議（昭和62年10月）、茨城県生涯学習推進協議会（平成2年3月）の提言に基づき設置				
設置の根拠法令等	学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例				
事業内容	生涯学習活動の推進に必要な事業				
定 員	182 人	420 人	1,069 人	951 人	721 人
主な施設 (定員/人)	大講座室 (104) 中講座室 (48) 小講座室 (30)	中講座室 (45、54、75) 小講座室 (18) × 5 和室講座室 × 2 レッスン室、創作室 パソコン室 多目的ホール (100)	大研修室 (144) 中研修室 (36) × 2 小研修室 (24) × 2 音楽視聴覚室、美術工芸室、 トレーニング室、多目的ホール・控室 (308) 宿泊室	中講座室 (81、100) 小講座室 (18) × 2、(48、54) 和室講座室、創作室、 音楽室、軽運動室 多目的ホール・ホール控室 (468)	中講座室 (80) × 1 小講座室 (45) × 4 レッスン室、和室研修室、 創作室、会議室、レッスン室、 多目的ホール・ホール控室 (300)
利用料金 (単位:円) ※全日利用 一般の場合	大講座室 15,660 中講座室 11,360 小講座室 8,710	中講座室 13,410～ 小講座室 5,020～ 和室講座室 3,520～ 多目的ホール 20,820	大研修室 15,730 中研修室 6,560 小研修室 5,670 多目的ホール 31,610 宿泊 (1泊素泊) 2,320	中講座室 11,320～ 小講座室 3,690～ 和室講座室 3,870～ 多目的ホール 43,360	中講座室 18,630 小講座室 6,850～ 多目的ホール 24,650

(2) 管理手法 ※令和8年4月1日時点

- 5つの生涯学習センターは、指定管理者制度を導入しており、現在の指定管理期間は令和8年度から令和12年度までの5年間である。

施設名	水戸生涯学習センター	県北生涯学習センター	鹿行生涯学習センター	県南生涯学習センター	県西生涯学習センター
指定管理者	公益財団法人 茨城県教育財団	特定非営利活動法人 インパクト	公益財団法人 茨城県教育財団	特定非営利活動法人 ひと・まちねっとわーく	特定非営利活動法人 日本スポーツ振興協会
指定管理期間	令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）				
従事者数	15人 (常勤14人、非常勤1人)	12人 (常勤10人、非常勤2人)	15人 (常勤7人、非常勤8人)	14人 (常勤11人、非常勤3人)	17人 (常勤9人、非常勤8人)

(3) 利用状況

- 利用者数は、平成21年度をピークに減少傾向にあり、令和7年度はピーク時の約41%となっている。
- ・水戸は、平成25年2月から愛宕町から三の丸庁舎に移転したことにより、講座室が減少（17→3）
 - ・県南は、平成26年から平成27年9月まで、土浦市との共用部分の工事により講座室を閉鎖
 - ・令和2年度から3年度にかけて、コロナ禍の影響を受け、講座室の定員を半数に制限
 - ・令和3年度からの指定管理期間にあたり、事業を見直し（現代的・地域課題に特化した事業にシフト：講座数の減、講演会の廃止、提案事業の廃止等）

【利用者数の推移】

(単位：人)

年度	H21 (ピーク)	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R7/ピーク
5施設合計	791,428	522,298	534,614	541,873	455,100	186,522	211,873	298,454	299,368	307,073	326,482	41.3%
水戸	153,372	55,963	55,023	54,233	43,909	14,696	12,597	18,845	24,451	26,900	29,137	19.0%
県北	81,917	65,548	59,968	64,014	52,304	33,981	32,752	42,879	41,254	38,127	37,084	45.3%
鹿行	56,022	74,050	89,337	104,594	84,493	36,060	45,094	53,218	53,771	55,001	55,281	*52.9%
県南	321,998	156,625	160,021	148,502	152,430	49,366	54,821	83,345	98,163	104,194	108,413	33.7%
県西	178,119	170,112	170,265	170,530	121,964	52,419	66,609	100,167	81,729	82,851	96,567	54.2%

*鹿行はH30年度をピークとして算出

(4) 運営状況

- 利用料収入については、令和2年度から3年度にかけて、コロナ禍の影響を受け、利用者数の減に伴い減少したものの、平均では30,000千円程度を維持している。
- 令和3年度からの指定管理期間にあたり、事業の見直し（現代的・地域課題に特化した事業にシフト：講座数の減、講演会の廃止、提案事業の廃止等）を行ったことにより、指定管理料を削減。

【収支の推移】（5センター計）

（単位：千円）

年度	歳入計 (A)				歳出計 (B)					収支 (A-B)	【参考】 県実施の 修繕費
	指定管理料	利用料収入	その他 (事業収入)	人件費	維持管理費	事業費	その他 (利用促進費)				
H28	698,031	628,632	33,957	35,442	667,798	261,703	317,005	89,090	0	30,233	80,974
H29	714,059	639,197	35,269	39,593	679,249	265,500	319,072	94,677	0	34,810	36,903
H30	709,257	631,518	35,829	41,910	673,660	255,657	322,036	95,967	0	35,597	11,416
R 1	707,785	629,806	33,822	44,157	683,072	265,527	324,278	93,267	0	24,713	17,754
R 2	665,285	611,987	16,805	36,493	642,709	263,897	302,125	76,687	0	22,576	0
R 3	597,948	537,877	19,897	40,174	571,484	267,150	247,235	57,099	0	26,464	17,380
R 4	622,342	538,526	30,722	53,094	605,985	273,739	259,992	72,254	0	16,357	11,550
R 5	612,935	532,550	31,004	49,381	601,946	274,174	258,207	69,565	0	10,989	59,686
R 6	614,216	537,839	31,456	44,921	603,972	249,771	288,678	65,523	0	10,244	63,169
R 7	616,388	539,471	34,631	42,286	609,625	286,555	261,322	61,748	0	6,763	28,072
平均	655,825	582,740	30,339	42,745	633,950	266,367	289,995	77,588	0	21,875	32,690

【大規模修繕の推移】（10,000 千円以上の修繕を記載）

- 茨城県県有建築物長期保全計画に基づき、鹿行・県南を中心に、経年劣化により機能が低下した建物の改修や電気設備等の更新などを行っている。
- 今後も老朽化の進行による工事費の増加が想定されることから、計画的な修繕が必要。

（単位：千円）

年度	修繕実績額	修繕内容
H28	80,974	宿泊室他改修工事（55,609）、ホール棟防水工事（14,894）、蓄電池施設改修工事（10,471）（鹿行）
H29	36,903	本館外壁改修工事（鹿行）
H30	11,416	空調設備設置工事（鹿行）
R 1	17,754	給湯・暖房用ボイラー更新工事（鹿行）
R 2	0	－
R 3	17,380	本館エレベーター長寿命化改修工事（鹿行）
R 4	11,550	小講座室系統空調機更新工事（県南）※R5 繰越
R 5	59,686	多目的ホール天井耐震改修工事（鹿行）※R6 繰越
R 6	63,169	レストラン空調及びチラーユニット更新工事（鹿行）※R7 繰越
R 7	28,072	本館・別館空調用冷却塔更新工事（鹿行）※R8 繰越
計	326,904	

（５）周辺エリアの動向、類似施設等の状況

〔周辺エリアの動向、本県の類似施設の状況〕

- 水戸生涯学習センターの近隣では、NHK文化センターをはじめ、民間事業者による学習機会の提供が行われている。
- また、県内 10 つの市町に 15 の生涯学習センターが設置されているが（令和 7 年 5 月 1 日現在）、学習機会の提供を実施していることが多く、県のような地域課題解決のための人材・団体の育成などの事業の実施は一部に限られている。

〔他県の類似施設の状況〕

- 生涯学習センター等を有するのは 34 道県。このうち、4 県（茨城県を含む）において本県同様に複数のセンターを設置（令和 6 年 10 月 29 日現在）。
- 近県では、9 県中 2 県が指定管理、業務委託契約により運営

<近県の類似施設の状況>

	埼玉県	山梨県	その他
施設名	埼玉県県民活動総合センター	山梨県生涯学習推進センター	【県直営】 ・栃木 ・千葉 ・神奈川 ・群馬 ・新潟 ・長野 ・静岡
所在地	埼玉県北足立郡伊奈町内宿台 6-26	山梨県甲府市丸の内 1-6-1 防災新館 1 階	
指定管理者	公益財団法人 いきいき埼玉	公益財団法人やまなし文化学習協会	
指定管理期間	令和 6 年度～令和 10 年度（5 年間）	業務委託契約（1 年間）	

※埼玉県：県民活動総合センター（所管・県民生活部）

※山梨県：生涯学習推進センター（所管・総合県民支援局）

（6）議会からの提言

- 令和 3 年度の変革期をリードする新時代の茨城づくり調査特別委員会において、「これからの時代は、協働が 1 つの大きなキーワードになってくる。それを支える上で、生涯学習は非常に大事な観点であり、生涯学習センターでしっかりと人材の育成を行う必要がある。」との提言を受け、現代的・地域的課題を解決していくために、地域の核となる人材・団体の育成を図る事業を各生涯学習センターで実施している。

2 課題

- 令和 3 年度から、現代的・地域課題に特化した事業を展開しており、引き続き、現在の事業を深化させつつ、生涯学習センターが地域の活動拠点として社会教育人材と地域社会の担い手の育成に大きな役割を果たすことが求められる。
- 施設により維持管理コストに差があることから、各地域での生涯学習提供機能は維持しつつ、効率的・適正な運営により、コスト削減を図る必要がある。

3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	令和 8 年度	令和 7 年度
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

【方針】

- 現行の管理手法を継続し、引き続き、地域の活動拠点として社会教育人材と地域社会の担い手の育成に取り組んでいくとともに、更なる利活用促進に向けて情報発信を行っていく。
- 茨城県県有建築物長期保全計画に基づき、長期的かつ安全に使用ができるよう、適切な維持管理に努めるとともに、効率的・適正な運営によりコスト縮減を図る。

【理由】

- 県民の生涯にわたる学習活動を推進するとともに、現代的・地域課題解決に資する事業を通じ、地域課題に自発的に取り組む人財の育成や地域の活動拠点として一定の成果を挙げてきており、引き続き施設を存続させる必要がある。

令和 8 年度 公の施設等運営状況報告書
(県所有施設)

文化課（教育庁）
令和 8 年 6 月 10 日（水）

○施設名 美術館・博物館（近代美術館（つくば分館・天心記念五浦分館含む）、陶芸美術館、ミュージアムパーク茨城県自然博物館）

1 現状

（1）施設の概要

- 近代美術館は、美術品及び美術に関する資料の収集、保管及び展示を行うとともに、必要な施設を設け、公衆の利用に供し、その教養、調査研究等に資する役割を担っている。
- 陶芸美術館は、陶芸に関する資料の収集、保管及び展示を行い、公衆の利用に供し、その教養、調査研究等に資する役割を担っている。
- ミュージアムパーク茨城県自然博物館は、自然科学に関する資料の収集、保管及び展示を行い、公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資する役割を担っている。

	近代美術館	つくば分館	天心記念五浦分館	陶芸美術館	自然博物館																																																																																																																																				
所在地	水戸市千波町東久保 666 番 1	つくば市吾妻 2 丁目 8 番	北茨城市大津町字椿 2083 番	笠間市笠間 2345 番地	坂東市大崎 700 番地																																																																																																																																				
開館年月 経過年数	昭和 63 年 10 月 (築 37 年)	平成 2 年 6 月 (築 35 年)	平成 9 年 11 月 (築 28 年)	平成 12 年 4 月 (築 26 年)	平成 6 年 11 月 (築 31 年)																																																																																																																																				
施設概要	施設敷地 19,901 m ² 鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建 (延床面積 : 10,507 m ²)	施設敷地 6,753 m ² 鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建 (延床面積 : 2,676 m ²)	施設敷地 86,439 m ² 鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建 (延床面積 : 5,848 m ²)	施設敷地 15,500 m ² 鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建 (延床面積 : 6,751 m ²)	施設敷地 158,067 m ² 鉄骨鉄筋コンクリート造 3 階建 (延床面積 : 11,995 m ²)																																																																																																																																				
設置理由	美術品及び美術に関する資料の収集、保管及び展示、調査研究等			陶芸に関する資料の収集、 保管及び展示、調査研究等	自然科学に関する資料の収 集、保管及び展示、調査研 究、レクリエーション等																																																																																																																																				
設置の根拠法令等	学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例																																																																																																																																								
事業内容	常設展示及び企画展の 開催、普及事業等	普及事業、貸しギャラリ ー	常設展示及び企画展の 開催、普及事業等	常設展示及び企画展の 開催、普及事業等	常設展示及び企画展の 開催、普及事業等																																																																																																																																				
定員	—	—	—	—	—																																																																																																																																				
利用料金	<table><tr><td></td><td colspan="2">常設展</td><td colspan="2">企画展</td></tr><tr><td></td><td>個人</td><td>団体</td><td>個人</td><td>団体</td></tr><tr><td>一 般</td><td>360</td><td>270</td><td colspan="2" rowspan="3">1,210円以内で 教育委員会が定 める額</td></tr><tr><td>満70歳以上</td><td>180</td><td>130</td></tr><tr><td>高</td><td>270</td><td>200</td></tr><tr><td>小 中</td><td>200</td><td>140</td><td colspan="2"></td></tr></table>		常設展		企画展			個人	団体	個人	団体	一 般	360	270	1,210円以内で 教育委員会が定 める額		満70歳以上	180	130	高	270	200	小 中	200	140			ギャラリー展使用料 (1日につき) <table><tr><td>展示室</td><td>無料観覧</td><td>有料観覧</td></tr><tr><td>第1室(308㎡)</td><td>17,800</td><td>21,340</td></tr><tr><td>第2室(231㎡)</td><td>13,420</td><td>16,120</td></tr><tr><td>両室</td><td>31,220</td><td>37,460</td></tr></table>	展示室	無料観覧	有料観覧	第1室(308㎡)	17,800	21,340	第2室(231㎡)	13,420	16,120	両室	31,220	37,460	<table><tr><td></td><td colspan="2">常設展</td><td colspan="2">企画展</td></tr><tr><td></td><td>個人</td><td>団体</td><td>個人</td><td>団体</td></tr><tr><td>一 般</td><td>210</td><td>170</td><td colspan="2" rowspan="3">950円以内で教 育委員会が定め る額</td></tr><tr><td>満70歳以上</td><td>100</td><td>80</td></tr><tr><td>高</td><td>140</td><td>90</td></tr><tr><td>小 中</td><td>90</td><td>60</td><td colspan="2"></td></tr></table>		常設展		企画展			個人	団体	個人	団体	一 般	210	170	950円以内で教 育委員会が定め る額		満70歳以上	100	80	高	140	90	小 中	90	60			<table><tr><td></td><td colspan="2">常設展</td><td colspan="2">企画展</td></tr><tr><td></td><td>個人</td><td>団体</td><td>個人</td><td>団体</td></tr><tr><td>一 般</td><td>360</td><td>290</td><td colspan="2" rowspan="3">950円以内で 教育委員会が定 める額</td></tr><tr><td>満70歳以上</td><td>180</td><td>140</td></tr><tr><td>高</td><td>290</td><td>240</td></tr><tr><td>小 中</td><td>180</td><td>150</td><td colspan="2"></td></tr></table>		常設展		企画展			個人	団体	個人	団体	一 般	360	290	950円以内で 教育委員会が定 める額		満70歳以上	180	140	高	290	240	小 中	180	150			<table><tr><td></td><td colspan="2">企画展</td><td colspan="2">常設展</td><td colspan="2">野外施設のみ</td></tr><tr><td></td><td>個人</td><td>団体</td><td>個人</td><td>団体</td><td>個人</td><td>団体</td></tr><tr><td>一 般</td><td>850</td><td>690</td><td>610</td><td>500</td><td>240</td><td>110</td></tr><tr><td>満70歳以上</td><td>420</td><td>340</td><td>300</td><td>250</td><td>120</td><td>50</td></tr><tr><td>高</td><td>520</td><td>360</td><td>380</td><td>240</td><td>110</td><td>60</td></tr><tr><td>小 中</td><td>170</td><td>80</td><td>110</td><td>60</td><td>60</td><td>30</td></tr></table>		企画展		常設展		野外施設のみ			個人	団体	個人	団体	個人	団体	一 般	850	690	610	500	240	110	満70歳以上	420	340	300	250	120	50	高	520	360	380	240	110	60	小 中	170	80	110	60	60	30
	常設展		企画展																																																																																																																																						
	個人	団体	個人	団体																																																																																																																																					
一 般	360	270	1,210円以内で 教育委員会が定 める額																																																																																																																																						
満70歳以上	180	130																																																																																																																																							
高	270	200																																																																																																																																							
小 中	200	140																																																																																																																																							
展示室	無料観覧	有料観覧																																																																																																																																							
第1室(308㎡)	17,800	21,340																																																																																																																																							
第2室(231㎡)	13,420	16,120																																																																																																																																							
両室	31,220	37,460																																																																																																																																							
	常設展		企画展																																																																																																																																						
	個人	団体	個人	団体																																																																																																																																					
一 般	210	170	950円以内で教 育委員会が定め る額																																																																																																																																						
満70歳以上	100	80																																																																																																																																							
高	140	90																																																																																																																																							
小 中	90	60																																																																																																																																							
	常設展		企画展																																																																																																																																						
	個人	団体	個人	団体																																																																																																																																					
一 般	360	290	950円以内で 教育委員会が定 める額																																																																																																																																						
満70歳以上	180	140																																																																																																																																							
高	290	240																																																																																																																																							
小 中	180	150																																																																																																																																							
	企画展		常設展		野外施設のみ																																																																																																																																				
	個人	団体	個人	団体	個人	団体																																																																																																																																			
一 般	850	690	610	500	240	110																																																																																																																																			
満70歳以上	420	340	300	250	120	50																																																																																																																																			
高	520	360	380	240	110	60																																																																																																																																			
小 中	170	80	110	60	60	30																																																																																																																																			

(2) 管理手法 ※令和8年4月1日時点

- 管理運営は、全て直営で実施し、施設管理及び博物館業務については、近代美術館では、分館2館合わせて、107人体制（常勤28人・非常勤79人）、陶芸美術館は、38人体制（常勤10人・非常勤28人）、自然博物館は、68人体制（常勤26人・非常勤42人）でそれぞれ行っている。
- 美術館・博物館は、文化芸術や郷土の自然に係る専門的・継続的な調査研究とその蓄積の確保、長期にわたる信頼関係を基礎とした寄贈品・寄託品の受入・借用・企画展など長期的な事業の計画・実施、学芸員等の専門職員の確保と育成が求められるため、一定期間で運営主体が入れ替わることを前提に制度設計されている指定管理者制度の導入は行っていない。

(3) 利用状況

- 平成28年度以降の入館者数は、コロナ禍の影響を受けた令和2、3年度を除き、概ね横這いで推移している。
5施設合計の入館者数は、陶芸美術館が開館した平成12年度がピークで、令和7年度の5施設合計入館者数はピーク時の約8割となっている。
- 区分別入館者数については、個人利用の「一般」及び学校の団体利用等の「その他」が中心であり、個人利用の「高校生」は低い状況にある。また、各館の特性により、日本画を中心に展示する五浦美術館では「一般」や「高齢者」、自然博物館では「小・中学生」の割合が他館に比べ高い。
- その他、各館においては、教育普及事業※の一環として館内外での講演や講座、移動博物館等を実施しており、令和7年度の5施設合計利用者数は約16万人となっている。

※展示以外の方法で、教育普及を目的とした活動を行う事業(例：ワークショップ、講演会、学校との連携、展示案内等)

【入館者数の推移】

(単位：人)

年度入館者数	H12 (ピーク)	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R7/ピーク
5施設合計	1,004,525	806,311	720,200	788,480	726,319	351,644	425,158	668,780	644,952	724,103	778,611	77.51%
近美	127,633	138,811	27,638	94,028	96,136	52,527	53,648	84,574	60,660	77,949	82,331	
つくば	58,529	45,539	48,502	55,072	45,478	11,692	26,819	42,725	47,386	48,035	59,835	
五浦	240,368	120,514	89,199	84,945	55,020	3,727	30,819	43,332	50,711	69,166	86,481	
陶芸	166,608	55,346	51,301	65,451	48,769	26,040	32,748	50,059	55,594	49,282	47,651	
自然博	411,387	446,101	503,560	488,984	480,916	257,658	281,124	448,090	430,601	479,671	502,313	

※空調設備改修工事等に伴う休館：近代美術館_H29.5.15～H30.1.19 陶芸美術館_R元.11.25～12.28 五浦分館_R2.8.1～R3.4.23

【入館者の区分別割合（令和7年度）】

（単位：％）

区分	一般	高校生	小・中学生	高齢者	その他
4 施設合計	40.4	1.6	9.2	11.5	37.3
近美	36.2	2.8	4.9	9.8	46.3
つくば					
五浦	46.0	1.2	5.4	21.7	25.7
陶芸	38.0	2.0	8.2	12.3	39.5
自然博	41.4	0.6	18.4	2.0	37.6

※ その他は、未就学児、団体利用及び招待券利用者等

※ つくば分館は、貸しギャラリーの入館者数のみ把握（区分別の人数は把握していない）

※ R6.10.1～入館料改定により、「高校・大学生」の区分を廃止し、「高校生」の区分を設定

【教育普及事業利用者数（令和7年度）】

（単位：人）

区分	館内	館外	合計
5 施設合計	93,602	67,005	160,607
近美	44,961	2,714	47,675
つくば	5,398	85	5,483
五浦	8,047	2,579	10,626
陶芸	24,360	52,479	76,839
自然博	10,836	9,148	19,984

(4) 運営状況

- 物価高騰等の影響により、人件費や維持管理費が年々増加傾向にあり、令和7年度の歳出計は約27億3千万円で、平成28年度の約55%増となっている。
- その他事業費については、大規模修繕事業を含むため、年度ごとのばらつきがあるが、施設の老朽化とともに増加傾向にあり、令和7年度は約4億2千万円の支出となったことから歳出増の一因となっている。

【歳出の推移】

(単位：千円)

年度	歳出計					【参考】 利用料収入
		人件費	維持管理費	事業費	その他	
H28	1,765,875	837,989	614,915	220,578	92,393	177,286
H29	2,342,673	747,496	627,524	202,070	765,583	152,149
H30	2,611,355	901,183	688,915	※922,619	98,638	199,185
R1	2,092,680	954,568	710,801	244,299	183,012	189,787
R2	2,262,104	1,003,965	706,106	207,349	344,684	111,650
R3	2,328,788	1,043,979	704,833	243,772	336,204	120,104
R4	2,437,250	1,059,877	832,811	239,106	305,456	191,479
R5	2,406,901	1,074,863	858,111	233,999	239,928	170,052
R6	2,553,050	1,137,010	861,333	266,932	287,775	225,185
R7 (見込)	2,730,676	1,155,119	887,092	267,294	421,171	251,927
平均	2,353,135	991,605	749,244	304,802	307,484	178,880

※ 美術資料取得基金において、動産として所有していた2作品の買戻しに係る費用695,000千円を含む。
(695,000千円を除いた事業費：227,619千円)

【大規模修繕の推移】（10,000千円以上の修繕を記載）

- これまで規模の大きな修繕については、緊急性を勘案しながら、必要な修繕を行い、また財源については、国補事業等を有効に活用しながら実施した。
- 主な実績としては、老朽化に伴う空調設備及び展示室等のLED化などの照明設備更新工事を実施した。
- 今後も茨城県県有建築物長期保全計画に基づく、空調設備の更新・電気設備の更新に係る工事が想定される。

（単位：千円）

年度	修繕実績額	修繕内容
H28	53,437	自然博物館水系展示設備（ろ過器）更新等
H29	729,344	近代美術館空調設備更新等
H30	63,819	近代美術館照明設備更新等
R 1	149,556	陶芸美術館空調設備更新、各館防火シャッター更新等
R 2	308,593	五浦美術館空調設備更新、近代美術館照明設備更新等
R 3	299,035	自然博物館空調設備更新、五浦美術館照明設備更新等
R 4	268,895	自然博物館空調設備更新、五浦美術館照明設備更新等
R 5	204,952	自然博物館電気室高圧機器更新、五浦美術館照明設備更新、近代美術館チラーユニット更新工事
R 6	251,425	自然博物館電気室高圧機器更新、五浦美術館空気調和機分解修理工事、陶芸美術館照明設備更新等
R 7	383,911	五浦美術館空調自動制御設備更新工事、自然博物館電気室高圧機器改修工事等
計	2,712,967	

（５）周辺エリアの動向・他県の類似施設の状況

- 近県の類似施設の約８割が管理運営を直営で実施している。

管理手法	施設数	施設名等 指定管理施設の（ ）内は指定管理者名、博物館は自然史系博物館を記載
直営	13	福島県立美術館及び博物館、栃木県立美術館及び博物館、群馬県立近代美術館及び館林美術館 群馬県立自然史博物館、千葉県立美術館及び中央博物館、埼玉県立近代美術館及び自然の博物館 神奈川県立生命の星・地球博物館、神奈川県立近代美術館（警備や設備保守業務等の一部業務をPFI※で実施）
指定管理	3	埼玉県立川の博物館（株）乃村工藝社）、東京都美術館及び東京都現代美術館（公財）東京都歴史文化財団）

※ PFI とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法

2 課題

- 施設全体の入館者数は、コロナ禍で大幅に減少したものの、現在は回復傾向にある。令和7年度は、五浦美術館における「水木しげるの妖怪 百鬼夜行展」など魅力的な展覧会の実施により、前年度と比べ入館者数が増加した。引き続き一層の誘客に向けて、県民ニーズを踏まえた展覧会開催など活動のさらなる充実を図る必要がある。
- 各施設とも開館から25年以上が経過し、施設の老朽化や設備の更新時期を控えており、修繕箇所が年々増加している。今後は、耐用年数に応じ、計画的な設備更新を実施する必要がある。

3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	令和8年度	令和7年度
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

【方針】

- 今定例会に上程している「茨城県教育委員会の職務権限の特例に関する条例」に基づき、令和8年10月1日に知事部局へ移管する予定である。
- 移管後も社会教育施設としての機能の充実強化を図るため、知事部局と連携し、多様な県民ニーズを踏まえた魅力的な企画展の開催や、学校・地域と連携した教育普及活動・広報活動の強化、外部資金の活用などにより、各施設の特色を活かした取組を行っていく。
- 施設・設備については、茨城県県有建築物長期保全計画に基づき、計画的に施設改修及び設備更新を行っていく。

【理由】

- 博物館法改正の趣旨を踏まえ、所管を知事部局へ移管することにより、文化観光や産業振興等の担当部署との連携を図り、文化観光拠点としての機能を強化する必要がある。
- 美術館・博物館における、文化芸術や郷土の自然に係る専門的・継続的な調査研究とその蓄積、長期にわたる信頼関係を基礎とした寄贈品・寄託品の受入・借用や事業の計画・実施、学芸員等の専門職員の確保・育成など、引き続き社会教育施設としての機能の充実強化が必要であることから、知事部局と連携して取り組んでいく。

○施設名 県立歴史館

1 現状

(1) 施設の概要

- 茨城県立歴史館は、歴史に関する資料の収集、保管及び展示を行うとともに、必要な施設を設け、公衆の利用に供し、その教養、調査研究等に資する役割を担っている。

所 在 地	水戸市緑町 2 丁目 1 番 15 号			
開館年月	昭和 49 年 9 月 （築 51 年）			
施設概要	施設敷地 71, 859. 73 m ² 、鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建（延床面積：13, 292. 44 m ² ）			
設置理由	歴史に関する資料の収集、保管及び展示、調査研究等			
設置の根拠法令等	学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例			
事業内容	常設展示及び企画展の開催、普及事業、行政文書等の収集、整理及び公開			
定員	—			
利用料金				
	区分	一般	満 70 歳以上	小中高生
	特別展開催期間	690 円（550 円）	350 円（280 円）	無料
	企画展開催期間	390 円（330 円）	200 円（170 円）	無料
	上記以外の期間	180 円（150 円）	90 円（80 円）	無料
	年間パスポート	1, 180 円		—
＊（ ）内は、20 名以上の団体料金				

(2) 管理手法 ※令和8年4月1日時点

- 昭和56年度から施設の運営を委託しており、平成18年度からは指定管理制度を導入している。
 （歴史館は、財団法人茨城県教育財団が建設し、昭和49年9月茨城県歴史館として開館。昭和56年に施設・設備等財産が茨城県に寄付されたため、県は茨城県立歴史館を設置し、財団法人茨城県教育財団へ管理を委託）

指定管理者	公益財団法人茨城県教育財団
指定管理期間	令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）
従事者数	52人（常勤33人、非常勤19人）

(3) 利用状況

- 入館者及び教育普及事業等利用者を合わせた利用者数は、コロナ禍の影響を受けた令和2、3年度を除きほぼ横ばいであったが、令和6年度以降、企画展入館者やイベント参加者が増加し、令和7年度は、約32万人に達した。
- 区分別入館者数については、学校などの団体利用及び旧水海道小学校観覧者や無料イベント日の入館者等の「その他」の割合が高く、個人利用の「小・中学生」や「高校生」の割合は低い状況にある。
- 教育普及事業等利用者については、講堂等の施設利用者を合わせ、令和7年度の利用者数は約13万人となっている。その内訳をみると、主に歴史館に親しむイベント（歴史館まつり等）の参加者数が、全体の約54%を占めている。

【利用者数の推移】

(単位：人)

年度	ピーク (H5)	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R7/ピーク
利用者数	-	172,840	175,023	183,928	173,714	90,716	112,009	172,324	187,869	224,420	316,284	-
入館者数	116,246	91,088	89,082	92,046	77,181	53,254	62,255	67,844	61,631	86,089	183,168	157.57%
教育普及事業 等利用者数	-	81,752	85,941	91,882	96,533	37,462	49,754	104,480	126,238	138,331	133,116	-

※教育普及事業等利用者数の集計はH26から開始したため、ピーク時比較は入館者数で算出。

【区分別入館者数の割合（令和7年度）】

(単位：%)

一般	高校生	小・中学生	高齢者	その他
41.3	1.5	6.9	4.5	45.8

※その他は、旧水海道小学校観覧者、無料イベント日（歴史館まつり等）入館者、招待券利用者、未就学児等。

【教育普及事業等利用者数（令和7年度）】

(単位：人)

館内普及事業	歴史館まつり (6月)	歴史館いちよう まつり(11月)	館外普及事業※	小計	施設利用者数 (講堂・茶室)	合計
92,625	6,537	65,875	35,346	127,971	5,145	133,116

※館外普及事業とは、学習支援講座派遣事業や郷土学習支援講師派遣事業などの出前事業。

(4) 運営状況

- 平成 18 年度の指定管理者制度導入以降、人件費や維持管理費の増加に伴い、指定管理料が増加しており、令和 7 年度指定管理料は、約 3 億 8 千万円で、平成 28 年度の約 18% 増である。
- なお、令和 7 年度の実績はないが、茨城県教育財団が実施する修繕以外に、県においても歴史館外壁改修等の修繕を実施しており、平均で約 3 千万円となっている。

【収支の推移】

(単位：千円)

年度	歳入計				歳出計					収支 (A-B)	【参考】 県実施の 修繕費
	(A)	指定管理料	利用料収 入	その他	(B)	人件費	維持管理費	事業費	その他		
H28	339,395	321,085	8,664	9,646	327,511	170,707	106,393	50,411	0	11,884	0
H29	356,728	333,773	11,350	11,605	345,298	176,732	111,022	57,544	0	11,430	45,630
H30	360,725	347,588	※ 3,555	9,582	350,140	191,042	115,818	43,280	0	10,585	61,431
R 1	385,669	365,596	7,230	12,843	379,889	210,517	115,153	54,219	0	5,780	18,566
R 2	405,518	372,018	7,876	25,624	401,427	214,638	116,503	70,287	0	4,091	23,221
R 3	430,287	399,518	6,979	23,790	430,759	232,678	118,086	67,425	12,570	△ 472	97,091
R 4	420,208	394,921	8,789	16,498	410,854	213,084	133,040	62,582	2,148	9,354	3,619
R 5	437,130	401,193	7,983	27,954	425,020	217,905	126,860	73,071	7,184	12,110	36,673
R 6	412,117	364,937	12,510	34,670	414,478	192,787	130,053	87,714	3,924	△ 2,361	8,052
R 7 (見込)	429,308	379,670	10,325	39,313	420,755	206,478	132,070	76,508	5,699	8,553	0
平均	397,709	368,030	8,526	21,153	390,613	202,657	120,500	64,304	3,153	7,095	29,428

※ 平成 30 年度は、空調設備改修工事及び機器設置後に施設の温湿度を経過観察する必要があり、特別展が開催できなかったため、利用料収入が少ない。

【大規模修繕の推移】（10,000千円以上の修繕を記載）

- 規模の大きな修繕については、緊急性を勘案しながら、県が必要な修繕を実施することとしており、主な実績としては、老朽化に伴う空調設備や外壁改修などの工事を実施した。
- 開館から約50年を経過し、施設の老朽化や設備の更新に伴う改修工事等が必要となることから、今後も茨城県県有建築物長期保全計画に基づき、計画的に実施していく。

（単位：千円）

年度	修繕実績額	修繕内容
H28	0	
H29	44,452	旧茂木家屋根改修工事(26,060)・旧水海道小玄関改修工事(18,392)
H30	44,658	空調設備更新(チラーユニット)
R1	13,880	考古収蔵庫屋根改修工事
R2	0	
R3	79,838	外壁等改修工事
R4	0	
R5	12,518	一橋徳川家記念室屋上防止工事(12,518)
R6	0	
R7	0	
計	195,346	

（５）周辺エリアの動向、他県の類似施設の状況

- 県は令和2年4月に「偕楽園魅力向上アクションプラン」を策定し、弘道館や歴史館、千波公園等の周辺施設を含めた地域・エリア全体での魅力向上を進めている。
- 近県の歴史系博物館については、千葉県(一部施設)及び東京都で指定管理を導入、それ以外は直営で管理運営している。

管理手法	施設数	施設名 指定管理施設の()内は、指定管理者名
直営	5	群馬県立歴史博物館、千葉県立関宿城博物館、神奈川県立歴史博物館、山梨県立考古博物館、長野県立歴史館
指定管理	2	千葉県立房総のむら((公財)千葉県教育振興財団)、東京都江戸東京博物館((公財)東京都歴史文化財団)

(6) 議会からの提言

- 平成 18 年の県出資団体等調査特別委員会で、「平成 18 年度からの指定管理制度への移行に伴い、さらなる人件費の縮減を図るとともに、管理運営費についても費用対効果を念頭に徹底して縮減を図ることが必要である」との提言を受けた。
なお、歴史館は平成 18 年度から指定管理者制度を導入し、事業の計画的・効率的な執行に取り組むよう指導し、縮減を図った。
- 平成 22 年の県出資団体等調査特別委員会で、「県立歴史館の公文書機能については、公文書等の管理に関する法律などが制定された状況を踏まえ、県が直営する場合と本団体を通して運営する場合のメリット・デメリットを整理すべきである」との提言を受け、平成 22 年に「歴史館における公文書館機能の運営方法等について」、関係の所管部局等において協議し、平成 25 年に「茨城県文書管理規則」及び「茨城県文書等整理保存規程」の改正により、歴史館を「歴史公文書」を移管する施設として位置づけた。
- 令和 3 年の変革期をリードする新時代の茨城づくり調査特別委員会で、「県立歴史館の老朽化により、計画的な改修が必要である。集客を図る上では、独自の企画展だけでなく、偕楽園、近代美術館等周辺の他の施設との相互連携によって、広域的な利用促進ができるのではないか。経営の健全性を高めることは当たり前であるが、経費の削減ばかりではなく、チャレンジをすることも大きな意味をなすものである」との提言を受け、施設の老朽化については、茨城県県有建築物長期保全計画に基づき、改修計画を作成するとともに、毎年施設から現状を聞き取ったうえで、整備計画を作成し、計画的な改修を行っている。
また、梅まつり期間中に偕楽園・弘道館周辺の複数施設と連携し、2 館目以降の入館料を特別割引する取組への参加や館内カフェスペースの整備など、誘客促進及び施設間の回遊性の向上に努めた。

2 課題

- 偕楽園に近接しているという強みを活かし、さらなる施設の魅力化、誘客促進を図る必要がある。
- 施設の魅力化を進めるため、組織体制の強化、見直し等を検討していく必要がある。
- 公文書館機能については、歴史公文書のデジタル化を進めるとともに、今後のあり方について検討していく必要がある。
- 開館から約 50 年が経過し、施設・設備の老朽化等により、修繕箇所が年々増加しており、耐用年数に応じ、設備更新を計画的に実施する必要がある。

3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	令和8年度	令和7年度
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

【方針】

- 今定例会に上程している「茨城県教育委員会の職務権限の特例に関する条例」に基づき、令和8年10月1日に知事部局へ移管する予定である。
- 移管後も社会教育施設としての機能充実を図るため、知事部局と連携し、知見を持った外部人材の活用や、歴史館の指定管理者である茨城県教育財団に研究機能に係る役割を一部分担させることにより、歴史館が展示・普及事業により注力できる体制を構築するとともに、歴史館への誘客促進や近接する偕楽園など周辺エリアの回遊性向上に繋がるよう、魅力向上に取り組んでいく。
- 歴史公文書について、時間や場所に関わらず誰でも閲覧が可能となるようデジタル化を進めるとともに、その進捗に即して、公文書館機能のあり方を検討していく。
- 施設・設備については、茨城県県有建築物長期保全計画に基づき、計画的に施設改修及び設備更新を行っていく。

【理由】

- 博物館法改正の趣旨を踏まえ、所管を知事部局へ移管することにより、文化観光や産業振興等の担当部署との連携を図り、文化観光拠点としての機能を強化する必要がある。
- 当施設は、本県の歴史に関する資料の収集・保管、調査研究及び展示等により、幅広く県民に対して本県の歴史文化に触れる機会を提供するなど社会教育施設としての役割を果たしており、引き続き、知事部局と連携し、多様化する県民ニーズに適切に対応しながら、施設の存続・充実強化を図る必要がある。

令和 8 年度 公の施設等運営状況報告書
(県所有施設)

教育改革課（教育庁）
令和 8 年 6 月 10 日（水）

○施設名 教育研修センター

1 現状

(1) 施設の概要

- 教育研修センターは、「教育公務員特例法」及び「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、教育関係職員の研修及び教育に関する研究、相談、実習等を行い、教育の振興に資する施設としての役割を担っている。

所在地	笠間市平町 1410
開業年月	平成 4 年 4 月
施設概要	施設敷地 106,180 m ² 、鉄骨鉄筋コンクリート造 6 階建（延床面積：17,881 m ² ）
設置理由	県内公立学校の校長、教員その他教育関係職員等の研修及び教育に関する研究、相談、実習等を行い、教育の振興に資するため。
設置の根拠法令等	教育公務員特例法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律
事業内容	教育に関する研究や教職員に対する研修等
定員	－
利用料金	宿泊利用料 1,360 円／1 泊

(2) 管理手法 ※令和 8 年 4 月 1 日時点

- 管理運営は全て直営で実施し、施設管理及び研修業務について 107 人体制（常勤 51 人、非常勤 56 人）で行っている。
- 教育公務員特例法において、「任命権者は教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。」とされている。
- また、学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例において、当施設の目的は「教育関係職員の研修及び教育に関する研究、相談、実習等を行い、教育の振興に資すること」と規定されており、これらの業務を総合的に行うためには、県が直接管理運営を実施するのが適切であるため、指定管理者制度の導入は行っていない。

(3) 利用状況

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年度の利用者数は、大幅に減少したが、その後の利用者数は、オンライン研修に加えて集合研修を再開できたことにより、令和4年度以降、45,000人を超えるなど回復してきている。

【利用者数の推移】

(単位：人)

年度	H28 (ピーク)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R7/ピーク
利用者数	67,220	62,628	58,505	59,805	28,613	41,493	45,008	48,116	47,586	50,371	74.9%

(4) 運営状況

【歳出の推移】

(単位：千円)

年度	歳出計					【参考】 利用料収入
		人件費	維持管理費	事業費	その他	
H28	762,333	617,658	110,408	20,119	14,148	2,743
H29	735,101	590,903	123,167	21,031	0	2,694
H30	753,095	603,688	118,662	20,269	10,476	2,835
R1	773,168	616,347	119,226	26,595	11,000	4,158
R2	791,633	637,130	111,200	20,852	22,451	-
R3	824,874	650,041	121,474	20,953	32,406	-
R4	811,433	639,845	132,372	23,728	15,488	-
R5	867,302	662,320	129,622	31,998	43,362	-
R6	852,381	670,697	125,788	25,551	30,345	847
R7	968,789	717,033	139,956	38,650	73,150	918
平均	814,011	640,566	123,188	24,975	25,283	1,420

【大規模修繕の推移】（10,000 千円以上の修繕を記載）

- 設備の経年劣化に伴い、近年、屋上改修工事や電気設備更新工事等を実施している。
- 今後も施設の老朽化や設備の経年劣化に伴う改修工事等が必要となることから、優先順位を付けて計画的に実施していく。

（単位：千円）

年度	修繕実績額	修繕内容
H28	14,148	吸収冷温水発生機整備工事（14,148）
H29	0	-
H30	10,476	中央監視装置リモートユニット等更新工事（10,476）
R 1	11,000	管理研修棟 6 階屋上防水改修工事（11,000）
R 2	22,451	受変電設備改修工事（22,451）
R 3	32,406	非常放送設備更新工事（10,758）、電気設備更新工事（21,648）
R 4	15,488	防火設備改修工事（15,488）
R 5	35,200	昇降機更新工事（35,200）
R 6	30,345	大研修棟屋根改修工事（30,345）
R 7	73,150	管理研修棟他屋上改修工事（60,530）、非常用発電機自動電圧調整器更新工事（12,620）
計	244,664	

（５）他県の類似施設の状況

- 栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県等近隣他県の同様の施設は全て直営で運営されている。

2 課題

- 新規採用者数の増加への対応、研修の対面・オンライン・オンデマンドのベストミックス、さらには、教員が主体的に自己の資質の向上を図れるような研修内容の工夫・改善に取り組んでいく必要がある。
- 施設面においては、経年劣化による修繕等が必要になってきており、適切な研修環境を維持するためにも、計画的に改修を進めていく必要がある。

3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	令和8年度	令和7年度
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

【方針】

- 県内の公立学校等の教育関係職員の研修や教育に関する研究、相談、実習等を総合的に行う施設の性格上、引き続き現行の管理手法を継続し、多様化する教育課題に対応できる教員の育成を図るため、初任者研修等の法定研修を含めて研修内容の充実に取り組んでいく。
- 施設については、計画的な修繕を進めていくことで適切な研修環境の維持に努めていく。

【理由】

- 教育公務員特例法において、「任命権者は教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。」とされており、引き続き県において施設を運営していく必要がある。

令和 8 年度 公の施設等運営状況報告書
(県所有施設)

保健体育課（教育庁）
令和 8 年 6 月 10 日（水）

○施設名 堀原運動公園、笠松運動公園

1 現状

(1) 施設の概要

- 両運動公園は、県民のスポーツレクリエーション活動及び体力の向上とスポーツ文化の振興を目的に、社会体育施設としての役割を担っている。

施設名	堀原運動公園			笠松運動公園		
所 在 地	水戸市新原 2-11-1			ひたちなか市佐和 2197-28		
開設	昭和 32 年 6 月			昭和 49 年 12 月		
施設概要	施設敷地 125,489.79 m ²			施設敷地 560,430.67 m ² ※体育館等の建物の面積は延べ床面積		
	施設名	面積 (m ²)	その他	施設名	面積 (m ²)	その他
	競技場	19,200		陸上競技場	32,353.98	
	野球場	22,889.6		補助陸上競技場	20,490	
	武道館	9,869.79	鉄筋コンクリート造 3 階建	投てき場	7,986.70	
	自由広場	11,850		体育館	8,691	鉄筋コンクリート造 2 階建
	児童公園	4,246.73		球技場	24,100	
	※武道館は建物延べ床面積			テニスコート	14,900	
				野球場	15,550	
				児童スポーツ広場	6,000	
				登はん競技場	-	2 面
				屋内水泳プール 兼アイススケート場	18,078.079	鉄筋コンクリート造 2 階建
				アーチェリー場	1,957.21	
				前庭広場	11,173	
				中央広場	20,226	
				日本庭園	6,563	
				子供の広場	11,000	
設置理由	県民のスポーツレクリエーション活動及び体力の向上とスポーツ文化の振興を目的に設置					
設置の根拠法令等	茨城県都市公園条例第 2 条					
事業内容	運動公園の管理運営					
定員	—					
利用料金	売店使用料（1 年以上／1 平方メートル 1 月につき）：27 円、ほか 452 項目を設定（茨城県都市公園条例第 11 条及び第 15 条の 8、第 15 条の 12）					

【参考：ネーミングライツ導入状況】

施設名	ネーミングライツ・パートナー	通称名	契約期間	契約額（年額）
堀原運動公園（武道館）	アルテンジャパン（株）	アルテンジャパン 武道館	令和５年度～令和９年度（５年間）	200 万円
笠松運動公園（体育館）	（株）まるたか観光	まるたか観光アリーナ	令和５年度～令和９年度（５年間）	123 万円
笠松運動公園（陸上競技場）	水戸信用金庫	水戸信用金庫スタジアム	令和８年度～令和１１年度（４年間）	490 万円
笠松運動公園（屋内水泳プール兼アイススケート場）	（株）山新	山新スイミングアリーナ	令和７年度～令和９年度（３年間）	720 万円

（２）管理手法 ※令和８年４月１日時点

- 両施設とも平成 18 年度から指定管理者制度を導入している。

施設名	堀原運動公園	笠松運動公園
指定管理者	公益財団法人茨城県スポーツ協会	
指定管理期間	令和８年４月１日～令和 13 年３月 31 日（５年間）	令和８年４月１日～令和 9 年 3 月 31 日（１年間）
従事者数	16 人（常勤 4 人、嘱託・臨時 8 人、非常勤 4 人）	20 人（常勤 8 人、嘱託・臨時 12 人）

（３）利用状況

- 堀原運動公園の利用者数については、平成 30 年度までは増加傾向にあり、令和元年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響により減少した後、徐々に回復してきた。
- 笠松運動公園の利用者数については、平成 26 年度をピークに減少後、平成 30 年度以降は回復傾向にあったが、新型コロナウイルス感染症の影響により減少し、回復途上にある。

【利用者数の推移】

(単位：人)

年度	ピーク	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R7/ピーク
2施設 合計	1,149,457	730,820	681,724	881,056	883,617	311,348	491,597	624,756	679,205	658,479	656,772	57.1%
堀原 運動 公園	259,283 (H29)	183,801	259,283	255,115	209,070	76,155	107,085	180,697	220,553	195,067	207,990	80.2%
笠松 運動 公園	890,174 (H26)	547,019	422,441	625,941	674,547	235,193	384,512	444,059	458,652	463,412	448,782	50.4%

(4) 運営状況

- 利用料収入は、コロナ禍前は 120,000 千円前後で推移していたが、コロナ禍の影響を受け、減少した後、回復傾向にある。
- 維持管理費については、概ね 500,000 千円前後で推移していたが、エネルギー価格高騰の影響により、令和 7 年度は 597,387 千円であった。
- なお、茨城県スポーツ協会が実施した修繕以外に、県においても堀原運動公園トイレ配管等改修工事や笠松運動公園陸上競技場改修工事等を実施しており、平均で 246,982 千円の修繕を行っている。

【収支の推移】(2 公園計)

(単位：千円)

年度	歳入計				歳出計					収支 (A-B)	【参考】 県実施の 修繕費
	(A)	指定管理料	利用料収入	その他	(B)	人件費	維持管理費	事業費	その他		
H28	631, 155	468, 457	124, 007	38, 691	625, 293	90, 043	498, 591	36, 659	0	5, 862	232, 545
H29	638, 966	470, 211	128, 313	40, 442	633, 881	92, 646	500, 290	40, 945	0	5, 085	364, 557
H30	648, 851	478, 274	128, 490	42, 087	647, 563	92, 206	512, 972	42, 385	0	1, 288	557, 179
R 1	622, 985	480, 601	103, 918	38, 466	622, 283	94, 927	492, 742	34, 614	0	702	238, 252
R 2	582, 068	480, 600	70, 811	30, 657	571, 041	92, 269	458, 925	19, 847	0	11, 027	251, 839
R 3	630, 637	514, 278	97, 189	19, 170	623, 578	99, 957	505, 981	17, 640	0	7, 059	129, 296
R 4	679, 988	544, 993	102, 386	32, 609	696, 213	103, 968	562, 821	29, 424	0	△16, 225	86, 163
R 5	688, 485	541, 485	108, 689	38, 311	679, 407	109, 961	541, 055	28, 391	0	9, 078	96, 817
R 6	727, 487	548, 153	129, 448	49, 886	714, 567	114, 337	568, 429	31, 801	0	12, 920	261, 653
R 7	746, 052	571, 802	128, 183	46, 067	759, 298	121, 957	597, 387	39, 954	0	△13, 246	251, 525
平均	659, 667	509, 885	112, 143	37, 638	657, 312	101, 227	523, 919	32, 166	0	2, 355	246, 982

【大規模修繕の推移】(10,000千円以上の修繕を記載)

- 堀原運動公園においては、施設の設置以降60年以上が経過しており、野球場や武道館を中心に、設備の耐用年数及び老朽化の進行具合を考慮して、防球ネットや防災設備の修繕（更新）を実施し、利用者の安全性確保等を図っている。
- 笠松運動公園においては、施設の設置以降約50年が経過しており、令和元年度のいきいき茨城ゆめ国体に向けて陸上競技場や体育館の改修を行ってきたほか、屋内水泳プール兼アイススケート場においても、水質維持設備の改修等を実施し、利用者の利便性向上等を図っている。

年度	修繕実績額（千円）	修繕内容
H28	199,400	【笠松】広場整備、アーチェリー場整備、第1駐車場改修、フェンス改修
H29	343,335	【堀原】野球場防球ネット他整備 【笠松】陸上競技場散水設備整備、空調等自動制御設備改修、陸上競技場スタンド観客席改修
H30	497,244	【堀原】弓道場防矢ネット他整備、野球場外部トイレ他改修、外部トイレ電気設備工事、外部トイレ機械設備工事、競技場管理棟改修 【笠松】飛込練習場整備、陸上競技場フィールド芝改修、陸上競技場周回路改修、園内防犯カメラ設置 陸上競技場計時計測システム改修、陸上競技場周回路植栽
R 1	200,329	【堀原】武道館大道場排煙設備他改修、武道館外壁他改修 【笠松】補助陸上競技場改修、体育館他トイレ改修、体育館他トイレ機械設備工事
R 2	242,577	【堀原】武道館大道場冷却塔設備更新 【笠松】陸上競技場公認更新、陸上競技場メインスタンド屋根復旧、体育館他消防設備改修、プール棟可動床シリンダロッド他改修
R 3	120,340	【堀原】武道館自動火災報知設備更新 【笠松】プール棟中央監視装置更新、陸上競技場・体育館発電機更新
R 4	70,989	【笠松】プール棟自火報・非常放送設備更新、プール棟水質維持設備改修
R 5	96,817	【堀原】武道館照明改修 【笠松】体育館照明更新
R 6	257,308	【笠松】補助陸上競技場改修、昇降機改修、ブライン冷凍機製造工事
R 7	243,199	【堀原】トイレ配管等改修工事 【笠松】陸上競技場改修、リザルトシステム更新工事、ブライン冷凍機設置工事、陸上競技場空調工事
計	2,271,538	

(5) 周辺エリアの動向、他県の類似施設の状況

- 近県の類似施設も全て管理運営を指定管理で実施している。

※福島県あづま総合運動公園、栃木県総合運動公園、群馬県立敷島公園、千葉県立館山運動公園、埼玉県上尾運動公園、埼玉県吉見総合運動公園、神奈川県立保土谷公園、東京都駒沢オリンピック公園

2 課題

- ポストコロナにより、大会等での会場利用は戻りつつあるが、更なる利用者増を図るため、新たな大会や用途での利用誘致を図る必要がある。
- 各施設とも、開設から約 50 年が経過していることから、今後も計画的な施設や設備の修繕・改修を行っていく必要がある。

3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	令和 8 年度	令和 7 年度
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○（堀原）	○（堀原）
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）	○（笠松）	○（笠松）
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

【方針（堀原運動公園）】

- 現行の管理手法を継続し、新たな大会や用途での利用誘致により更なる利用者増に取り組むとともに、施設や設備の経年劣化に対応するため、修繕等を適切に実施していく。

【理由（堀原運動公園）】

- 当施設は、スポーツ及び余暇活動の場として多くの県民に利用されるなど、スポーツの振興を図る社会体育施設としての役割を担うとともに、茨城国体の会場としても活用された実績を活かし、引き続き県内の大規模な大会の開催施設としての役割が求められていることから、現行の管理手法による施設の存続が必要である。

【方針（笠松運動公園）】

- 民間活力導入による施設の活性化を図るため、県内外のスポーツ施設の運営実績のある企業へヒアリングをした結果を踏まえて、民間事業者が公募に参加しやすいよう公募内容を見直す。

【理由（笠松運動公園）】

- 利用者数の低調や施設の老朽化が懸念される中、将来にわたって魅力ある施設として維持していくために、民間事業者が公募に参加しやすくなるよう、公募内容を見直す必要がある。

4 周辺の影響とその対応

<笠松運動公園>

- 当施設は、県内唯一の第一種公認陸上競技場及びスケートリンクがあることや地域の憩いの場としての機能も有していることから、民間事業者へ委託する場合には、関係団体や地元等への説明など十分に配慮しながら進めていく。

5 対応に向けた今後の予定

<笠松運動公園>

- ヒアリングを実施した民間事業者へ公募を促していく。
- 民間事業者が公募に参加してもらえるよう、応募者の資格要件の緩和や応募スケジュールへの配慮など、公募内容を見直す。

○施設名 県営ライフル射撃場

1 現状

(1) 施設の概要

- 県営ライフル射撃場は、ライフル射撃の普及振興を図り、県民の心身の健全な発達に寄与することを目的に設置された、社会体育施設である。

所在地	桜川市真壁町桜井 1074-2
開業年月	昭和 47 年 9 月
施設概要	施設敷地 17,302.51 m ² エア・ライフル射場 鉄骨造平屋建（延床面積：1,589.82 m ² ）
設置理由	ライフル射撃の普及振興と県民の心身の健全な発達に寄与するために設置
設置の根拠法令等	茨城県営ライフル射撃場の設置及び管理に関する条例第 2 条
事業内容	茨城県営ライフル射撃場の管理運営
定員	—
利用料金	個人利用 18 歳未満（1 人につき）：150 円、ほか 55 項目を設定（茨城県営ライフル射撃場の設置及び管理に関する条例第 14 条）

(2) 管理手法 ※令和 8 年 4 月 1 日時点

- 平成 18 年度から指定管理者制度を導入している。

指定管理者	茨城県ライフル射撃協会
指定管理期間	令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日（5 年間）
従事者数	2 人（常勤 1 人、非常勤 1 人）

(3) 利用状況

- 利用者数は、本県において開催された平成 30 年度全関東・関東ブロック射撃大会、令和元年度茨城国体をピークとし、令和 2 年度以降は横ばいである。

【利用者数の推移】

（単位：人）

年度	H30（ピーク）	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R7/ピーク
利用者数	6,006	3,501	4,842	6,006	5,923	3,743	3,347	3,571	4,050	4,236	3,354	55.8%

(4) 運営状況

- 歳入は、平成 29 年度から、施設リニューアルに伴い、指定管理料や利用者増による利用料収入が大幅に増加した。
- 歳出のうち、人件費は、令和 3 年度から非常勤職員を 1 人増やしたため、前年比約 2,000 千円増となっているほか、維持管理費は、平成 29 年度の施設リニューアルにより増設した設備等の保守費用が増えたことに加え、近年のエネルギー価格の高騰に伴い増加している。
- 令和 5 年度以降は、新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症へ移行し、利用料収入が回復傾向にある。
- 県実施の修繕について照明 LED 化工事等を実施しており、平均で 38,112 千円となっている。

【収支の推移】

(単位：千円)

年度	歳入計				歳出計					収支 (A-B)	【参考】 県実施の 修繕費
	(A)	指定管理料	利用料収入	その他	(B)	人件費	維持管理費	事業費	その他		
H28	3,048	2,429	619	0	3,080	1,724	1,356	0	0	△32	336,190
H29	6,451	4,307	2,144	0	6,065	2,680	3,385	0	0	386	1,274
H30	6,820	4,307	2,067	446	6,480	2,680	3,800	0	0	340	16,535
R 1	6,560	4,696	1,795	69	7,088	2,680	4,408	0	0	△528	0
R 2	7,068	4,387	2,201	480	7,068	2,680	4,388	0	0	0	0
R 3	7,850	6,283	1,539	28	8,650	4,780	3,870	0	0	△800	13,200
R 4	9,878	7,108	1,923	847	10,721	4,780	5,941	0	0	△843	0
R 5	8,333	6,283	2,023	27	8,333	4,780	3,553	0	0	0	0
R 6	9,225	6,999	2,036	190	9,313	4,780	4,533	0	0	△88	12,848
R 7	8,051	6,148	1,880	23	8,154	4,780	3,374	0	0	△103	1,071
平均	7,328	5,295	1,823	211	7,495	3,634	3,861	0	0	△166	38,112

【大規模修繕の推移】（10,000 千円以上の修繕を記載）

- 平成 28 年に大規模な改修を行っているため、必要に応じて修繕を実施し、利用者の安全性確保を図っている。

（単位：千円）

年度	修繕実績額	修繕内容
H28	335,678	エアライフル射撃場改築、電子標的整備
H29	0	
H30	0	
R 1	0	
R 2	0	
R 3	13,200	旧エアライフル射場解体
R 4	0	
R 5	0	
R 6	12,848	照明 L E D 化工事
R 7	0	
計	361,726	

（５）周辺エリアの動向、他県の類似施設の状況

- 本施設と同様の射撃場（スモールボアライフル競技、エアライフル競技）は他県においても設置されているが、いずれも指定管理者制度による管理運営が行われている。

※栃木県ライフル射撃場、群馬県ライフル射撃場、千葉県総合スポーツセンター射撃場、埼玉県長瀬射撃場、神奈川県立伊勢原射撃場

2 課題

- 当施設の利用者数は、平成 29 年度のリニューアルオープンに伴い増加したが、その後は横ばいで推移しており、更なる利用者増に向け、新たな大会や用途での利用誘致を図る必要がある。
- 平成 28 年度に大規模な改修工事を実施したところであるが、今後も経年劣化等の状況に合わせ、計画的な修繕・改修を実施していく必要がある。

3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	令和8年度	令和7年度
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

【方針】

- 現行の管理手法を継続し、県内唯一のライフル射撃競技用の射撃場としての優位性を活かし、新たな大会や用途での利用誘致により更なる利用者増に取り組む。併せて、施設や設備の経年劣化に対応するため、修繕等を適切に実施していく。

【理由】

- 当施設は、県内唯一のライフル射撃競技用の射撃場として、ライフル射撃競技普及のための重要な役割を担っているほか、スポーツ及び余暇活動の場としても利用されており、施設の存続が必要である。

令和 8 年 6 月 2 日 開 会

①

令和 8 年第 2 回茨城県議会定例会議案

茨 城 県

令和 8 年第 2 回茨城県議会定例会議案目次

	頁
第79号議案	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 1
第80号議案	茨城県県税条例の一部を改正する条例 2
第81号議案	茨城県立カシマサッカースタジアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 5
第82号議案	茨城県外国人の不法就労活動の防止に関する条例 6
第83号議案	茨城県教育委員会の職務権限の特例に関する条例 8
第84号議案	茨城県県立学校設置条例の一部を改正する条例 10
第85号議案	茨城県特定金属類取扱業に関する条例の一部を改正する条例 11
第86号議案	法人に対する出資について 13
報告第 2 号	地方自治法第179条第 1 項の規定に基づく専決処分について 15

条 例 ・ そ の 他

第83号議案

茨城県教育委員会の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる博物館の設置、管理及び廃止に関する事務（同法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、これらの博物館のみに係るものを含む。）は、知事が管理し、及び執行することとする。

- (1) 茨城県近代美術館
- (2) 茨城県陶芸美術館
- (3) 茨城県立歴史館
- (4) ミュージアムパーク茨城県自然博物館

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際この条例の本則各号に掲げる博物館の設置、管理及び廃止に関する事務に係る法令、条例又は茨城県教育委員会規則（以下「法令等」という。）の規定により茨城県教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により茨城県教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、知事がした処分その他の行為又は知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例の一部改正）

- 3 学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例（昭和36年茨城県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「教育委員会」の次に「(博物館にあつては、知事。以下「教育委員会等」という。)」を加える。

第7条、第8条第1項及び第2項並びに第9条中「教育委員会」を「教育委員会等」に改める。

第10条第2項中「教育委員会規則」の次に「(博物館にあつては、規則。以下「教育委員会規則等」という。)」を加え、同条第3項ただし書中「教育委員会規則」を「教育委員会規則等」に改める。

第11条、第12条第2項並びに第13条第1項第5号及び第7号並びに第2項中「教育委員会」を「教育委員会等」に改める。

第14条各号列記以外の部分中「教育委員会規則」を「教育委員会規則等」に、「教育委員会に」を「教育委員会等に」に改め、同条第6号中「教育委員会」を「教育委員会等」に改める。

第15条及び第16条中「教育委員会」を「教育委員会等」に改める。

第18条第1項中「教育委員会規則」を「教育委員会規則等」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「教育委員会等」に改め、同条第3項及び第4項ただし書中「教育委員会規則」を「教育委員会規則等」に改める。

第19条及び第20条第1項中「教育委員会」を「教育委員会等」に改める。

第21条中「教育委員会規則」を「教育委員会規則等」に改める。

別表第1及び別表第3茨城県立歴史館の項中「教育委員会」を「知事」に改める。

（茨城県博物館協議会条例の一部改正）

- 4 茨城県博物館協議会条例（平成6年茨城県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中「教育委員会」を「知事」に改める。

(博物館協議会の委員の任期に関する経過措置)

- 5 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の茨城県博物館協議会条例（以下「改正前の条例」という。）第2条の規定により任命された委員である者は、施行日に、この条例による改正後の茨城県博物館協議会条例第2条の規定により知事に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、茨城県博物館協議会条例第4条の規定にかかわらず、施行日における改正前の条例第2条の規定により任命された委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

令和8年6月2日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第84号議案

茨城県県立学校設置条例の一部を改正する条例

茨城県県立学校設置条例（昭和39年茨城県条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第4 茨城県立鹿島特別支援学校の項の次に次のように加える。

茨城県立神栖特別支援学校	神栖市須田
--------------	-------

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。

（茨城県立神栖特別支援学校の位置に関する経過措置）

- 2 令和9年8月31日までの間は、この条例による改正後の茨城県県立学校設置条例別表第4中「神栖市須田」とあるのは、「鹿嶋市大字沼尾」とする。

令和8年6月2日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

令和 8 年 度

組 替 予 算 概 要 説 明 書

茨 城 県

目 次

	頁
1. 令和 8 年度一般会計組替予算各部局別一覧（組替）（令和 8 年 4 月 1 日）	1
2. 令和 8 年度一般会計組替予算概要説明書 茨城県行政組織規則の一部改正等に伴うもの（令和 8 年 4 月 1 日） 組 替	3
3. 令和 7 年度一般会計繰越明許費組替予算概要説明書 茨城県行政組織規則の一部改正等に伴うもの（令和 8 年 4 月 1 日） 組 替	11

茨城県行政組織規則の一部改正等に伴い、令和８年茨城県議会定例会議案概要説明書（以下「説明書」という。）を次のとおり組み替える。

なお、説明書一般会計の知事公室報道・広聴課を知事公室広報広聴課に、空港対策課を空港振興課に読み替える。

一般会計組替予算概要説明書

2. 令和8年度 一般会計組替予算概要説明書

茨城県行政組織規則の一部改正等に伴うもの

(令和8年4月1日)

(単位 千円)

(組替)

事業	単位事業	予算額	特定財源種目金額				一般財源	備考
			国庫支出金	分担金及び負担金	使用料及び手数料	財産収入		
			寄附金	繰入金	諸収入	県債		
知事公室広報広聴課								
営業企画・広報費 計		274,103			14,604		259,499	
営業総務費 計		29,197					29,197	
	職員給与費等	28,656					28,656	営業企画課から組替え
	営業企画諸費	541					541	営業企画課から組替え
広報活動費 計		244,906			14,604		230,302	
	ラジオ等利用費	61,887					61,887	営業企画課から組替え
	新聞紙面利用費	1,562					1,562	営業企画課から組替え
	県民の日運営費	1,453					1,453	営業企画課から組替え
	県政情報紙発行費	171,749			12,674		159,075	営業企画課から組替え
	県政情報提供推進費	8,255			1,930		6,325	営業企画課から組替え
外国人政策チーム								
女性活躍推進費 計								

(4)

事業	単位事業	予算額	特定財源種目金額				一般財源	備考
			国庫支出金	分担金及び負担金	使用料及び手数料	財産収入		
			寄附金	繰入金	諸収入	県債		
女性活躍総務費 計		37,309			34		37,275	
	職員給与費等	29,448					29,448	多様性社会推進課から組替え
	諸費	7,861			34		7,827	多様性社会推進課から組替え
国際化推進費 計		103,208	24,056				75,276	
	国際化・多文化共生社会推進事業費	42,219	18,156				20,187	多様性社会推進課から組替え
	国際交流協会運営費補助	60,989	5,900				55,089	多様性社会推進課から組替え
外国人政策チーム 計		140,517	24,056		3,910		112,551	
健康推進課								
公衆衛生総務費 計								
	職員給与費等	44,188			26		44,162	疾病対策課から組替え
健康増進費 計		322,540	61,386			51,328	132,326	
健康増進対策費 計		13,730	6,865				6,865	
	循環器病対策推進事業費	5,830	2,915				2,915	疾病対策課から組替え
	脳卒中・心臓病等総合支援センター整備事業費	7,900	3,950				3,950	疾病対策課から組替え
がん対策費 計		308,810	54,521			51,328	125,461	
	がん対策推進費	2,155					2,155	疾病対策課から組替え

事業	単位事業	予算額	特定財源種目金額				一般財源	備考
			国庫支出金	分担金及び負担金	使用料及び手数料	財産収入		
			寄附金	繰入金	諸収入	県債		
	疫学研究合同倫理審査委員会運営費	249					249	疾病対策課から組替え
	がん対策基金積立金	18,000				18,000		疾病対策課から組替え
	地域がんセンター運営費	42,000					42,000	疾病対策課から組替え
	全国がん登録事業費	16,782	760				15,953	疾病対策課から組替え
	がん検診精度管理対策事業費	14,127	700			33,328	△ 19,901	疾病対策課から組替え
	がん診療連携拠点病院機能強化事業費	83,500	40,000				40,000	疾病対策課から組替え
	がん対策推進強化事業費	67,834	13,061				24,859	疾病対策課から組替え
	総合がん対策推進計画推進事業費	64,163					20,146	疾病対策課から組替え
健康推進課 計		366,728	61,386			51,328	176,488	
医療局医療政策課								
地域医療対策費 計								
	在宅医療推進事業費	55,273					3,724	健康推進課から組替え
高齢福祉総務費 計								
	職員給与費等	11,767					11,767	健康推進課から組替え
医療局医療政策課 計		67,040					15,491	
保健医療部 計		433,768	61,386			51,328	191,979	
				128,946	129			

(6)

事業	単位事業	予算額	特定財源種目金額				一般財源	備考
			国庫支出金	分担金及び負担金	使用料及び手数料	財産収入		
			寄附金	繰入金	諸収入	県債		
福祉政策課								
地域医療対策費 計								
	地域ケアシステム活性化推進事業費	246					246	健康推進課から組替え
長寿福祉課								
地域医療対策費 計		18,460	17,444					
	地域ケア推進事業費	998		998	18			健康推進課から組替え
	地域リハビリテーション強化対策事業費	17,462	17,444		18			健康推進課から組替え
社会福祉対策費 計								
	日常生活自立支援事業助成費	125,820	62,910				62,910	健康推進課から組替え
高齢福祉総務費 計								
	職員給与費等	74,114			48		74,066	健康推進課から組替え
高齢福祉対策費 計		1,640,905	42,258	10,812	126,604		1,461,231	
	認知症対策推進強化事業費	30,895	6,209	8,912	16		15,758	健康推進課から組替え
	介護予防総合支援事業費	1,079	1,079					健康推進課から組替え
	地域支援事業交付金	1,538,049			126,588		1,411,461	健康推進課から組替え
	認知症疾患医療センター基盤強化事業費	56,945	28,952				27,993	健康推進課から組替え

事業	単位事業	予算額	特定財源種目金額				一般財源	備考
			国庫支出金	分担金及び負担金	使用料及び手数料	財産収入		
			寄附金	繰入金	諸収入	県債		
	介護予防・生活支援対策強化事業費	4,467	1,733				1,734	健康推進課から組替え
	認知症ピアサポート活動等推進事業費	9,470	4,285	1,000			4,285	健康推進課から組替え
介護保険費 計		37,863,178	18,398		1,268,763	11,106	36,564,911	
	介護保険制度施行事業費	9,117	8,552				565	健康推進課から組替え
	介護給付費負担金	37,171,462			1,266,527		35,904,935	健康推進課から組替え
	介護保険財政安定化基金事業費	11,106				11,106		健康推進課から組替え
	介護保険低所得者利用者負担対策事業費	6,863	4,575				2,288	健康推進課から組替え
	要介護認定支援事業費	7,906	2,100		17		5,789	健康推進課から組替え
	安全・安心介護サービス支援事業費	6,343	3,171				3,172	健康推進課から組替え
	介護保険低所得者保険料軽減負担金	650,381			2,219		648,162	健康推進課から組替え
長寿福祉課 計		39,722,477	141,010	11,810	1,395,433	11,106	38,163,118	
子ども政策局子ども未来課								
児童福祉総務費 計								
	諸費	3,751			17		3,734	子ども政策局少子化対策課から組替え
児童措置費 計								
施設福祉費 計								

事業	単位事業	予算額	特定財源種目金額				一般財源	備考
			国庫支出金	分担金及び負担金	使用料及び手数料	財産収入		
			寄附金	繰入金	諸収入	県債		
	子育て人材資質向上推進事業費	17,201	8,601				8,600	子ども政策局少子化対策課から組替え
児童福祉対策費 計								
	放課後子ども教室推進事業費	122,195	61,069				61,126	子ども政策局少子化対策課から組替え
児童福祉施設費 計								
	放課後児童クラブ整備費	76,860				61,200	15,660	子ども政策局少子化対策課から組替え
子ども政策局子ども未来課 計		220,007	69,670		17	61,200	89,120	
子ども政策局青少年家庭課								
児童福祉施設費 計								
	健やかこども基金積立金	7,247				7,247		子ども政策局子ども未来課から組替え
福祉部 計		39,949,977	210,680	11,810	1,395,450	18,353 61,200	38,252,484	
営業企画課								
営業企画・広報費 計		532,511	51,150		658		480,703	
広報総務費 計		61,814					61,814	
	職員給与費等	61,596					61,596	プロモーションチームから組替え
	広報諸費	218					218	プロモーションチームから組替え
広報活動費 計		470,697	51,150		658		418,889	

事業	単位事業	予算額	特定財源種目金額				一般財源	備考
			国庫支出金	分担金及び負担金	使用料及び手数料	財産収入		
			寄附金	繰入金	諸収入	県債		
	ラジオ等利用費	16,542					16,542	プロモーションチームから組替え
	いばらきの魅力発信事業費	454,155	51,150		658		402,347	プロモーションチームから組替え
国際渉外チーム								
販売流通費 計								
販売流通総務費 計		93,628			21		93,607	
	職員給与費等	91,454			21		91,433	販売戦略課から組替え
	販売戦略諸費	2,174					2,174	販売戦略課から組替え
グローバルビジネス支援費 計								
	いばらきグローバルビジネス推進事業費	45,220					45,220	販売戦略課から組替え
国際渉外チーム 計		138,848			21		138,827	
販売戦略課								
農産物輸出促進費 計								
農産物輸出促進総務費 計								
	職員給与費等	7,229					7,229	県産品販売課から組替え
営業戦略部 計		678,588	51,150		679		626,759	
学校教育部教育改革課								

(10)

事業	単位事業	予算額	特定財源種目金額				一般財源	備考
			国庫支出金	分担金及び負担金	使用料及び手数料	財産収入		
			寄附金	繰入金	諸収入	県債		
教育研修センター費 計		278,478			17	161	216,759	
				1,141	60,400			
	教育研究費	1,798					1,798	学校教育部高校教育課から組替え
	教育研修費	25,538					25,538	学校教育部高校教育課から組替え
	教育相談費	7,456					7,456	学校教育部高校教育課から組替え
	運営費	176,564			17	161	175,245	学校教育部高校教育課から組替え
					1,141			
	施設整備費	67,122					6,722	学校教育部高校教育課から組替え
						60,400		
合 計		41,755,431	347,272		17	69,842	39,660,031	
				140,756	1,415,913	121,600		

一般會計繰越明許費組替予算概要説明書

3. 令和7年度 一般会計繰越明許費組替予算概要説明書

茨城県行政組織規則の一部改正等に伴うもの

(組替)

(令和8年4月1日)
(単位 千円)

事 項	予 算 額	特定財源種目金額	一 般 財 源	備 考
学校教育部教育改革課				
教育研修センター費	56,226	県債 43,400	12,826	学校教育部高校教育課から組替え 運営費 予算計上額 150,609 本年度支出所要額 142,526 残 額 8,083 不 用 額 — 繰 越 額 8,083 施設整備費 予算計上額 79,123 本年度支出所要額 30,980 残 額 48,143 不 用 額 — 繰 越 額 48,143

令和8年第2回定例会

報 告

(繰 越)

茨 城 県

目

次

	頁
1 令和7年度茨城県一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について	(1)
2 令和7年度茨城県特別会計予算の繰越明許費繰越計算書について	(27)
3 令和7年度茨城県一般会計予算の事故繰越し繰越計算書について	(41)
4 令和7年度茨城県企業会計予算の繰越計算書について	(49)

1 令和7年度 茨城県一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について

令和7年度茨城県一般会計予算を繰越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、別記のとおり報告する。

令和8年6月2日提出

茨城県知事 大井川 和彦

別 記

令和7年度 茨城県一般会計

款	項	事業名	金額
1 議会費			円 168,110,000
	1 議会費	議会庁舎整備費	168,110,000
2 総務費			2,701,512,000
	1 総務管理費		2,701,512,000
		公共施設等総合管理計画推進費	237,800,000
		維持修繕費	365,514,000
		電気保安管理費	111,143,000
		県庁舎維持管理費	1,304,297,000
		県庁舎長寿命化対策推進費	240,317,000
		総務事務集約化推進費	442,441,000
3 企画開発費			5,494,974,000
	1 企画費	企画行政推進費	16,348,000
	2 開発費		5,478,626,000
		地域鉄道設備等整備促進費	40,626,000
		湊鉄道線支援事業費	33,000,000
		水道事業出資金	5,405,000,000
4 生活環境費			9,047,373,000
	1 生活文化費	県民文化センター施設整備費	140,294,000
	2 環境保全費		8,907,079,000
		鳥獣センター費	29,934,000

予算繰越明許費繰越計算書

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源
円	円	円	円
15,359,000	—	県 債 11,300,000	4,059,000
15,359,000	—	県 債 11,300,000	4,059,000
511,745,000	—	県 債 314,600,000	197,145,000
511,745,000	—	県 債 314,600,000	197,145,000
35,244,000	—	—	35,244,000
101,612,000	—	県 債 73,600,000	28,012,000
11,751,000	—	—	11,751,000
145,004,000	—	県 債 108,500,000	36,504,000
161,506,000	—	県 債 132,500,000	29,006,000
56,628,000	—	—	56,628,000
2,616,164,000	—	県 債 2,603,900,000	12,264,000
12,244,000	—	—	12,244,000
2,603,920,000	—	県 債 2,603,900,000	20,000
4,610,000	—	県 債 4,600,000	10,000
12,310,000	—	県 債 12,300,000	10,000
2,587,000,000	—	県 債 2,587,000,000	—
4,742,925,000	—	県 債 4,274,900,000	468,025,000
13,200,000	—	県 債 11,800,000	1,400,000
4,729,725,000	—	県 債 4,263,100,000	466,625,000
8,365,000	—	県 債 6,200,000	2,165,000

		都 市 地 域 計 画 策 定 費	74,093,000
		市町村等土地区画整理県道支援事業費	17,590,000
		国 補 公 園 事 業 費	1,057,631,000
		公 園 施 設 費	1,236,106,000
		市町村下水道整備支援事業費	23,700,000
		市町村公共下水道受託事業費	441,751,000
	6 住 宅 費		3,962,253,000
		住 宅 管 理 費	2,467,392,000
		公 営 住 宅 建 設 費	1,494,861,000
14 警 察 費			5,022,555,000
	1 警 察 管 理 費		3,535,274,000
		被 服 調 製 費	278,228,000
		警 察 施 設 改 修 費	1,196,366,000
		警 察 署 等 建 設 整 備 費	1,256,760,000
		自 動 車 運 転 免 許 事 務 費	803,920,000
	2 警 察 活 動 費		1,487,281,000
		ヘリコプター運航管理費	502,530,000
		特 定 交 通 安 全 施 設 整 備 費	984,751,000
15 教 育 費			8,257,263,000
	1 教 育 総 務 費		229,732,000
		運 営 費	150,609,000

8,540,000	—	—	8,540,000
11,000,000	—	県 債 9,900,000	1,100,000
551,797,854	—	国 庫 債 260,396,754 県 債 247,100,000 計 507,496,754	44,301,100
176,568,000	—	—	176,568,000
5,316,000	—	—	5,316,000
268,036,000	—	諸収入 268,036,000	—
962,746,800	使用料 21,666,000	国 庫 債 448,655,000 県 債 470,200,000 計 918,855,000	22,225,800
21,666,000	使用料 21,666,000	—	—
941,080,800	—	国 庫 債 448,655,000 県 債 470,200,000 計 918,855,000	22,225,800
1,891,956,000	手数料 2,275,000	国 庫 債 202,344,000 県 債 1,302,700,000 計 1,505,044,000	384,637,000
1,664,586,000	手数料 2,275,000	国 庫 債 199,124,000 県 債 1,078,600,000 計 1,277,724,000	384,587,000
35,309,000	—	—	35,309,000
730,843,000	—	県 債 573,600,000	157,243,000
879,259,000	—	国 庫 債 199,124,000 県 債 488,100,000 計 687,224,000	192,035,000
19,175,000	手数料 2,275,000	県 債 16,900,000	—
227,370,000	—	国 庫 債 3,220,000 県 債 224,100,000 計 227,320,000	50,000
220,930,000	—	県 債 220,900,000	30,000
6,440,000	—	国 庫 債 3,220,000 県 債 3,200,000 計 6,420,000	20,000
4,541,285,000	諸収入 13,034,000	県 債 3,569,500,000	958,751,000
53,896,000	—	県 債 41,200,000	12,696,000
8,083,000	—	—	8,083,000

		施 設 整 備 費	79,123,000
	4 高等学校費		5,284,745,000
		校 舎 等 整 備 費	194,252,000
		県立高等学校改革プラン推進事業費	58,905,000
		高等学校特別教室空調整備事業費	354,713,000
		校 地 等 整 備 費	183,022,000
		県立学校施設長寿命化推進事業費	4,493,853,000
	5 特別支援学校費		1,696,401,000
		校 地 等 整 備 費	57,800,000
		県立学校施設長寿命化推進事業費	1,638,601,000
	6 社会教育費		823,089,000
		社 会 教 育 施 設 整 備 費	131,952,000
		文 化 施 設 整 備 費	691,137,000
	7 保健体育費	県 営 体 育 施 設 設 備 整 備 費	223,296,000
16 災害復旧費			20,320,000
	3 公共施設等災害復旧費	県 立 学 校 校 地 等 災 害 復 旧 費	20,320,000
合 計			210,504,344,000

45,813,000	—	県 債	41,200,000	4,613,000
3,250,640,000	諸収入 13,034,000	県 債	2,530,300,000	707,306,000
105,000,000	諸収入 13,034,000	—	—	91,966,000
26,489,000	—	県 債	23,600,000	2,889,000
13,796,000	—	県 債	4,800,000	8,996,000
71,225,000	—	—	—	71,225,000
3,034,130,000	—	県 債	2,501,900,000	532,230,000
672,916,000	—	県 債	506,500,000	166,416,000
28,386,000	—	—	—	28,386,000
644,530,000	—	県 債	506,500,000	138,030,000
509,691,000	—	県 債	449,300,000	60,391,000
78,581,000	—	県 債	70,200,000	8,381,000
431,110,000	—	県 債	379,100,000	52,010,000
54,142,000	—	県 債	42,200,000	11,942,000
20,320,000	—	国 庫 県 債 計	7,176,000 11,400,000 18,576,000	1,744,000
20,320,000	—	国 庫 県 債 計	7,176,000 11,400,000 18,576,000	1,744,000
107,070,306,193	分担金 177,149,100 負担金 894,932,107 使用料 21,666,000 手数料 2,275,000 財産収入 1,445,000 寄附金 843,330 諸収入 13,034,000 計 1,111,344,537	国 庫 分担金 負担金 繰入金 諸収入 県 債 計	43,032,201,206 695,450,200 1,704,863,733 858,244,281 1,301,042,367 50,097,300,000 97,689,101,787	8,269,859,869

3 令和7年度 茨城県一般会計予算の事故繰越し繰越計算書について

令和7年度茨城県一般会計予算を繰越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定に基づき、別記のとおり報告する。

令和8年6月2日提出

茨城県知事 大井川 和彦

別 記

令和 7 年度 茨城県一般会計

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳	
				支出済額	支出未済額
3 企画開発費			円 3,000,000,000	円 2,310,000,000	円 690,000,000
	2 開発費	水道事業出資金	3,000,000,000	2,310,000,000	690,000,000
9 農林水産業費			7,126,586,228	6,192,593,228	933,993,000
	3 林業費	国補治山事業費	811,196,000	524,363,000	286,833,000
	5 農地費		6,315,390,228	5,668,230,228	647,160,000
		農村地域防災 減災事業費	888,996,350	822,996,350	66,000,000
		県営かんがい 排水事業費	1,049,197,000	990,357,000	58,840,000
		経営体育成基盤 整備事業費	4,377,196,878	3,854,876,878	522,320,000
13 土木費			40,502,997,268	34,759,921,735	5,743,075,533

予算事故繰越し繰越計算書

支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明
		既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源	
円 —	円 690,000,000	円 —	県債 690,000,000	円 —	
—	690,000,000	—	県債 690,000,000	—	関係機関との調整遅延による工事遅延のため
—	933,993,000	分担金 47,564,000 負担金 66,032,000 計 113,596,000	国庫 491,890,000 県債 325,200,000 計 817,090,000	3,307,000	
—	286,833,000	—	国庫 143,385,000 県債 143,400,000 計 286,785,000	48,000	天候不順による工事遅延のため
—	647,160,000	分担金 47,564,000 負担金 66,032,000 計 113,596,000	国庫 348,505,000 県債 181,800,000 計 530,305,000	3,259,000	
—	66,000,000	分担金 660,000 負担金 3,300,000 計 3,960,000	国庫 36,300,000 県債 24,700,000 計 61,000,000	1,040,000	地元との調整遅延による工事遅延のため
—	58,840,000	分担金 9,855,000 負担金 3,884,000 計 13,739,000	国庫 29,420,000 県債 15,100,000 計 44,520,000	581,000	資材不足に伴う資材調達遅延による工事遅延のため
—	522,320,000	分担金 37,049,000 負担金 58,848,000 計 95,897,000	国庫 282,785,000 県債 142,000,000 計 424,785,000	1,638,000	関係機関との調整遅延による工事遅延のため
—	5,743,075,533	負担金 12,876,500	国庫 2,480,463,567 負担金 117,660,000 諸収入 573,939,000 県債 2,429,400,000 計 5,601,462,567	128,736,466	

		国補急傾斜地崩壊 対 策 事 業 費	550,855,000	522,390,000	28,465,000
	5 都市計画費	県 単 街 路 改 良 費	2,834,143	1,974,143	860,000
15 教 育 費			392,007	—	392,007
	4 高等学校費	運 営 費	392,007	—	392,007
合 計			50,629,975,503	43,262,514,963	7,367,460,540

—	28,465,000	負担金 2,846,500	国 庫 11,386,000 県 債 10,100,000 計 21,486,000	4,132,500	地元との調整遅延による工事遅延のため
—	860,000	—	県 債 700,000	160,000	地元との調整遅延による工事遅延のため
—	392,007	使用料 392,007	—	—	
—	392,007	使用料 392,007	—	—	関係機関との調整遅延による事業遅延のため
—	7,367,460,540	分担金 47,564,000 負担金 78,908,500 使用料 392,007 計 126,864,507	国 庫 2,972,353,567 負担金 117,660,000 諸収入 573,939,000 県 債 3,444,600,000 計 7,108,552,567	132,043,466	

令和 8 年第 2 回定例会

報

告

茨

城

県

	頁
1 和解について	1
2 和解について	2
3 和解について	3
4 訴えの提起について	4
5 訴えの提起について	5
6 損害賠償の額の決定について	6
7 損害賠償の額の決定について	7
8 損害賠償の額の決定について	8
9 弾力条項の適用について	9

7 損害賠償の額の決定について

公立学校教職員の懲戒処分の修正により生じた未払給与に係る損害賠償の額を下記のとおり定めるものとする。

記

1 損害賠償の額 金 50,193 円

2 損害賠償の相手方

個人

3 事件の概要

公立学校教職員の停職処分から減給処分への処分修正により生じた未払給与について、支払が遅延したことによる損害を与えた。

上記については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、専決処分する。

令和 8 年 5 月 22 日

茨城県知事 大井川 和彦

8 損害賠償の額の決定について

公立学校教職員の懲戒処分取消により生じた未払給与に係る損害賠償の額を下記のとおり定めるものとする。

記

1 損害賠償の額 金 123,466 円

2 損害賠償の相手方

個人

3 事件の概要

公立学校教職員の停職処分取消により生じた未払給与について、支払が遅延したことによる損害を与えた。

上記については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、専決処分する。

令和 8 年 5 月 22 日

茨城県知事 大井川 和彦